明治四十年十月二十日印刷
明治四十年十月廿五日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
國書刊行會代表者

編輯兼發行者　市島謙吉

東京市本所區番場町四番地
印刷者　廣瀬鐘太郎

東京市本所區番場町四番地
印刷所　內外印刷株式會社

伴信友全集第三終

黒川眞道
矢野太郎
小瀧淳
中山速男
校

兼倶朝臣の神代紀抄に、戰場の時の聲をあぐるは、雄誥の遺意也、えい〳〵をうの三聲なりといへり、えもをも敵に向ひて誥聲なれば、警蹕の意ばえに近し、おもひあはすべし、雄誥は、乎と猛ぶ義なるべし、また、犬を勵進ましむるに、ケシカクルといひて、エヲウシ〳〵、或はヲウシ〳〵と聲をかくるも、おのづから猛ぶ聲を發す也、

さて又、於に例の伊を添て、於伊とも云へるは、今世にもいへる應答にて、そは榮花物語月宴卷に云々、と聞えたまへば、おい〳〵さなり〳〵との給ふ、さなりは然なりなり、源氏物語玉鬘卷に、おいさり〳〵とうなづきて、さり〳〵は、然り然り也、宇治拾遺物語に、おい〳〵いみじうたふとし、これらは、おいを重ねたるにて、うちとけたる情より出るいらへなり、また源氏宿木卷に、云々と申すに、おいやきゝし人なゝりとある、おいやは、おいにやを添たるなり、大かたよとおなじほどの辭にて、今世にも、於以とつよく應ふる時にそへてもいふめり、

注また枕草子に、殿上人たちの簾をもたげて、くれ竹のえだをさし入たる時、清少納言の詞に、おいこのきみにこそ、と云たるよし志るせるは、まさしきいらへならねど、おのづから其こゝろばえなる事、今の世の詞に准へて志るべし、

いらへの聲のおのづから五音のほかならず、こまかにいはゞ、その相對たる人がら事がらによりて、おのづから五聲の差別ありて聞ゆ、熟くあぢはひて志るべし、又漸に轉へる趣かくのごとし、今世のいらへも准へて知るべし、いづれにも自然なる五聲にはづるゝことなし、さて歎にも、おのづから此五聲長め出せども、此歎聲も古書どもにみえたり、その事のおもむきにおのづから志らるれば、こゝには其證文を擧ず、今の人の歎聲にも、意をつけて知るべし、其出す情のいたく別なれば、其聲ぶりも異にして、少も混るゝ事なし、すべてよろづの語言のうへにも、かゝる趣あらむ事をおもひてあぢはひ考ふべき事なるべし、

天保四年稿

文政八年正月廿五日舊稿を出して中書しをへぬ　伴　信友（花押）

て差別なきがごとくなれるから、口容もて示せるものなり、其は乎は、宇於といふごとく出す聲にて、向なる渡守を呼ぶに乎引、また乎引以など呼べば、彼に於引、於引以など應ふるが、自然なる音なるを試ても悟るべし、

注常に遠方人を呼ぶにも、かならず乎引また乎引以と呼ぶなり、さて又竹取物語に、かぢとりの御神きこしめせをと、なく／＼心をさなくて、龍をころさんとおもひけり云々といへるも、神に聞食せ乎と、さしせまりて呼ばひたる趣なり、これをも思ひ合すべし、

警蹕は、人を警め謹ましむる爲に、此より起して呼かくる聲なれば乎と云ふなり、又江家次第列見の條に、上卿云、令レ召與云々、輔云、召世、兩錄立稱唯唱レ文云云、省掌立ニ驗木下一毎レ唱云、ヲントマウス、〇印本誤あり、今古本に據れり、さて次なる別式には、遠ン止万ウシともあり、ともに考選の文を唱毎に、まづヲンといふよしなり、選人稱唯とある、ヲンも、選人を警むる聲なり、警聲ももと乎々なるを、後世になりて、ヲ、ンと鼻音を添出すこと、なりたるうへもて記せるなり、

注文明十一年に記せる東大寺戒壇院神明帳の首に、依レ例奉レ勸ニ請大菩薩大明神等一と書て、下傍に小字に於無と書て、神名を數多載たり、此於無も諸神を勸請し奉るによりて、警蹕する事を書て示せるなり、於を遠とかきたるは、かなづかひのまぎれたる世にて、神名の假字にもかゝる訛多ければ、とがむべきにあらず、これをもおもひあはすべし、さてをんといへば、鼻音のためにおのづから口の塞がるゝなり、上に引たる淺深祕抄に、警蹕時開レ口也、とあるに違ひたりと勿おもひまどひそ、

また、同書元日宴會の條に、王卿以下列入立レ標、注に貫首人頻警咳、候レ列畢之由示ニ內辨一、此文も古本に據れり、また大甞會の條に、延久元年立太子、故攝政爲ニ內辨一、微音召レ之、警咳示ニ中納言經季卿一、などある警咳は、かのヲンといふ警聲をことゞしからぬさまにものするが、おのづから咳聲に似たるからの名目にて、其は今世にも貴き御門邊はさらなり、なべての良人の、公ざまの參入退出の時などに、儐者、門部、僕從などの、ヲ、ン、チホンとも聞ゆ、と呼ぶも、かの警咳の遺風なるべし、かへすがへすも此於乎の差別を意得わくべし、

注たゞ咳嗽の聲づくりなりとのみ意得て、エヘンとやうにいふは、故實に違へり、さて因に云、卜部

とこゝろえひがめたる物也、書籍目錄に、藏人式一卷橘廣相撰と見えたるをもて知べし、此書中、藏人式を引たるところなほあり、

役供事の下に、供二御膳一人、先取二蓋盤一、入二立鬼間御障子之間一、稱二警蹕一、（其詞ヲシ平志。）また別の同條にも、稱二警蹕一（其詞ヲシ）と見えたる、遠之の遠もこれ也、

注 但し此警蹕の詞ども、己が見たる本どもには、於。之。又。オシ、オン、ヲシなど、とりぐに作り、このほか辭（テニヲハ）の乎（ヲ）を、於と作る本もあり、こは寫人の、平常の口語（コトバ）にひかれて、とりぐに書ひがめたるものなること著く、はたヲシとかける本もあれば、かたがた今訂して、遠之と書て引るなり、但しこの書の中に、參（マヰル）といふ詞を、みな末以禮と書るも、とがあるをおもへば、もとより假字づかひを、訛り記せるにてもありぬべし、

また源氏寄生卷に、薰の大御盃を賜はりたるさまをいへる文に、御盃さゝげて、をしとのたまへるこわづかひもてなしさへ、例のおほやけごとなれど、人に似ずと見えたるは、もとより御前ながら、わきて重く謹むべき時なれば、かたへの鳴を制めむ警蹕のこゝろゑらひの儀なりしなるべし、こわづかひのことをわきていへるは、御前なれば尋常のごとくにせで、心ゑらひのあるさまをこまかにいへるなるべし、さて

之。は、別に遠に加へて稱へるにて、これも物を追ふ聲也、鳥獸などを追ふに、之（シ）といひ、（叱り追ふには、之を逼音にいふは、おのづから意ばえの聲にいづる也、漢語に叱といへるも、おのづから似てきこゆ、）いま武家の前追に、之引といふはつねにて、禮儀のとき鳴高きを警るにもゑかいふは、むかしより例なるべし、これら思ひ合すべし、又枕草子に君だちの、日のさうぞくして、立とまり物いひなどするに、供の隨身どもの、前をゑのびやかに、みじかくおのが君だちのれうにおひたるも、あそびにまじりて、つねに似ずをかしうきこゆとみえたるは、賀茂の臨時祭の調樂（デウガク）の時の趣（サマ）をいへるにて、此は隨身の己が君のためにものせるにて、うけばりたる警蹕にはあらざるがうへに、調樂の中なれば、ことにこゝろゑらひして、聲低（コワビク）に、乎。と短く前追せるさまなり、さてかのいはゆる稱唯時塞レ口とは、於。の聲を出すには、少口（イサヽカ）を撮（スボ）むるやうにして出すべしとなり、また警蹕時開レ口とは、乎。の聲を出すには、いさゝか口を開（ア）くやうにして出すべしとなり、（かく示せるは、於乎の音混ひ

むとて、鹿を射たるときの矢答を別ちたるものなるべし、

又古本神樂歌の書に、載たる阿知女作法に、阿知女於於々々々於介、阿知女於々々々々とある於々も、元は聲應なるべし、於々々々々と疊て書るは、引聲にオ、オ、と句るやうに連ねて、呼ふ節を示せるなるべし、古事記に疊々、（疊は、盈の筆誤なるべしと、傳に說はれたるに從ふべし、）また阿々と書て、音引と注されたるにもおもひ准ふべし、さて阿知女とは、宇受賣と呼ふべきを、故ありて呼ひ替へたる轉詞なるべし、於介は老女を云ふ、神樂の態を譽て、於介阿知女と稱ふに應へて、於々於々と云へるにて、上代の式の遺れるものなるべし、（なほ此事の考の委しき說は、別に記せるものあり、）今世にも、尊き御門邊にて、外より物申と云へば、内にて於々と應る例なるも、古風の遺れるものながら、卑に對ひたるかたにのみいふめり、今世並てのいらへに、於々と云ふも、卑に對ひてのみ云へど、古は然あらぬ事、上に擧たるごとし、今も猶諸國の中には、敬ふ人にも於々といらふる處もありと、はやく聞つれど、その國どころは忘れたり、さて又世俗淺深祕抄に、稱唯時塞レ口、警蹕時開レ口也、と見えたり、此事一わたりにては通えがたきを、今熟考るに、稱唯には、於々と引音に申し、警蹕には、乎々と引音に申すべき由を示せる書ざまなり、さて其警蹕の聲は、内宮儀帳に見えたる警蹕を、今も乎々乎々といふ例也と、荒木田經雅神主の、其帳の解に注せり、枕草子に晝のおましのかたに、おもの まゐるあしおとたかし、けいひつ（此けいひつを、けはひと書る本あるはわろし、この下文をみて知べし）など、をし〳〵といふ聲きこゆるも、うら〳〵とのどかなる日のけしきいとをかしきに云々、日中行事に、頭藏人二人、二の御だいばんをかきて、一の御だいの南にたてざまにすゑてけいひつす、をしとい ふと見えたり、源氏物語宿木卷に、大將にゆづりきこえ給ふを云々、御盃さゝげて、をしとの給へるこわづかひもてなしさへ、例のおほやけごとなれど、人に似ず見ゆるも云々といへるも、薰中納言の天盃を賜はりて、この警蹕し給へる趣と聞えたり、侍中群要

注此書ノ文中を案ふるに、延久より後の世に、藏人の要務を集記せるもの也、然るを卷首に、寛平二年左大辨橘廣相奉レ勅作レ之、と題せるは、本文の發端に藏人式云 とある本文の旁注なるを、本書の題名

りかゝれるを、入道少納言、「まへかたのまたらまくなる雪みれは」とあるに、「ゑりへの山そおもひやらるゝ」、とよめる山これなり、又夫木抄に、民部卿雅有、「春の夜の月弓はりになるときぞあつちの山にいるはみゆらむ」、とある山もそれにて、歌のとりなしも似たる趣なり、

花の邊にといひなして、その花に多日のにほひをふくめて、江次第に、堋西立二的申床子一、的申の於とぞ報ふるといひて、其を中りたる的の音ぞ答ふるといふに、ひゞかしたるなり、さて的申の事は、倭名抄、射藝部に、文選の注を引て、「司旆末止萬宇之、執レ旆司二射中一、則當レ擧レ之、とみえたり、儀式、觀射儀射者進就二射位一射之、中レ的則獲者捧レ的稱二所レ中之規一云々、中レ侯者以二白旗一指二示所レ中處一、稱二皮一皮二一、とあるこれなり、内裏式に、中レ皮者以レ旗指二示所レ中處一とあり、延喜式に、執旌、また奏的ともあるを、マトマチシと訓り、矢のまとにあたる、すなはち於々とこたへて、さて旆を以て其中れる處を指示すなり、的申と稱ふは、此義なり、西宮記御射事の條に、有二射手一中者同稱唯とあり、同とは、御射の時も同じくなり、元永二年三月廿五日中右記に、今夜射禮也、中略臨二夜陰一間、不二慥見一、的申之聲遙聞、などあるをもて知るべし、ゑかれば歌におとぞこたふる、とよめる於は稱唯なれば、實は於々なるべきを、歌詞にはその本聲にもとづきて、さはよみなしたるものなり、

注平家物語鵺の段に、手ごたへしてはたとあたる、えたりやおうと、矢さけびをこそゑてんげり、といへる矢叫は、武士の狩場などにて、獸を射たる時、たけびて得たりやと叫び、かさねておうと叫は、もと的申の中に應ふる聲なるを、射中たる心のすさびに、おのれすなはちこたふる也、然れば、もとは於々なるを、引聲にさけぶから、おのづからおうといはるゝ也、夫木抄の信實朝臣の歌に、「道おほきなすのみかりの矢さけびにのかれぬ鹿の聲聞ゆ也」、軍物語などに、戰の場にて矢叫の聲といへるなどこれなり、また古き犬追物傳書に、犬を射たる時おうと叫ぶを、矢答といふと見えたるもこれにて、的申の答の聲をさけぶ由にて、矢叫といふも、同じごとく聞えたり、然るに、多賀高忠聞書に、鹿を射て、矢ごたへするに、あゝといふ由見えたるは、おうの轉ひたるこわぶりなるを、犬追物の式をさだ

は、於々の聲を引長むるが禮にて、下輩には、いはゆるシリカシラ同聲ニテフツギレに應ふると、おのづからけぢめありしなり、さて其シリカシラ同聲ニテフツギレとは、今も下ざまには、單に於と應ると同じかるべし、

仁平二年正月廿六日、台記大饗の時の下に、師經曰、史生女世、官掌聲屈先稱ニ字々律一、後稱唯、自注に高聲とあり、按に稱ニ字々律一とは、於と出すべき聲の始に、聲屈して字の律を引き出したるによりて、於々と稱ふべきが、乎の聲になりたるによりて、さらに於の聲を出せるから、ことに高聲になりたるを難められたるなり、平々は譬譯の聲なり、此事下に論ふべし、これにてもおもひ證すべきなり、また上に引たるごとく、吉部祕訓抄に、稱唯阿止被レ出レ之也云々とあるは、そのかみオ、と答る始に、阿と聲を出したる事もありしなり、又忠見集に、三月さくら木のもとにて、のり弓射る、

注にてのて字無き本もあり、のりゆみ普通本に、あの弓と書るは誤寫なり、一本に、あち弓、又一本にはのり弓とあり、互に誤るべき字體なり、此二つの中も、いづれか一方は書誤なるべけれど、決めがたし、但し殿上の賭弓を、臨時に侍臣たちに射さしめて、御覽ありし例あり、此歌は、その趣をよめりときこゆれば、今のり弓と書る本に隨ふ、

「心にもいるひの弓は山ならぬ花のあたりにおとそこたふる」、とよめるおも、すなはち稱唯にて、的中の於々と答ふるよしときこえたり、さて此歌、ことのほかに詞のを緣をかねて、たくみなるよみざまにて、ふとは通え難ければ、一わたり解きてのちに、その稱唯なる由を論ふべし、まづ一首の趣は、ことに心にいれて射る、けふの日の賭弓なれば、山ならぬ花のあたりの侯に中りて、的中の於と報へたるがおもしろき由なり、三句一本に、深山なろとあるはおとりてきこゆ、誤寫なるべし、かくて、その弓射るを、心に入るゝといふと、日の沒るといふと、二かたにいひかけ、さて矢禦を山ともいふによりて、其山ならぬ侯に中りたる由を、

注山に矢の中るは、的にはづれたるなれば、山ならぬといへるなり、さてその山とは、倭名抄に、本朝式云、山形夜萬賀太、侯後四許丈張ニ紺布一禦レ矢者也、と見えたるものにて、其山形を山とのみも云へり、實方朝臣集に、弓の闕に、まだらまくに雪のふ

に、おといふに、定まりたる事にはあらで、そのかみ大かたの風なりしと知るべし、其は此考の引文どもを見合せて、おして知るべきなり、又於於と疊てもいへり、其は日本書紀神武天皇卷なる、高倉下(タカクラジ)が夢の條に、曰二唯唯一とあるを、應永に書寫せる由、奥書ある私記に、於々(オヽ)止末宇須止美弖、とあるこれ也、

注此私記、公望主などのにはあるべからねど、今ある印本の訓(ヨミ)と異なる、また搨本(スリマキ)の訓の假字の誤を訂すべき事などもあり、古き私記によりて、又後の人の著せるものなるべし、なほ此書のうへの考は、別に論へるものあり、さて此唯唯の字、今の搨本には、傍に越々と、假名づけのごとく書添たり、又紀中唯字にヲ、と假名づけしたる處もあれど、越ヲなどの字を書たるは誤なり、すべて此書紀の旁訓の中には、めでたき古言もあれど、後人の假字の用ひざまにこゝろづかで、漫に書るも交れゝば、其こころゑらひして撰びとるべきなり、

延喜式古寫本にも、稱唯にオ、トマウスと假字つけたるところあり、順家集天地の歌の中に、おもじを、上下にするゑて、思を題にてよめる歌に、「おもひをも戀をもせしのみそきすと二三の句印本誤あり、いま古本に據れり、ひとかたなてゝはらへてはおゝ」とみえたるも、いはゆる稱唯にて、枕草紙に、おゝと曰うちひさきて云々などもみえたり、又承元四年正月十四日玉蘂(御齋會條)に、參二官廳一余召二召使一曰召使唯、自注に曰オ、と云稱唯也、

注永正十四年正月七日宣胤卿記に、入道内府兼秀公の説を載て、稱唯セウヰト書て、サカサマニヨム也、唯ハ仰ヲ領解ノ詞也とあり、さて古禮儀に、稱唯の聲を重くせられし事、續後紀に、承和九年五月壬戌、中務大輔從四位下高階眞人石川卒、從四位下淨階眞人之子也云々、俄遷二少納言一、父子相襲居二斯職一、以レ富二聲音一也、時論以爲、稱唯之音細而且高、猶勝二於父一、と見えたり、又承安二年二月十六日玉海に、中原隆職の申せる語を載られて曰く、伊道公爲二大臣一之時、隆職爲二六位之史一候レ奏云々、大臣稱唯之聲、事外高聲、初終均シテフツギレナリキ、後朝持二參奏報一之時、大臣被二相逢一被レ示云、稱唯如何、大臣之稱唯ハ、シリカシラ同聲ニテフツギレナルベシ、フルクラナルハ不レ似二上官之稱唯一、異樣事也云云と見え、江次第二孟旬儀の下に、天皇曰レ之、大臣稱唯高長、とあるなどをおもふに、聲に應ふるに

るすきもの、和泉式部がむすめなりければ、母にや申あはせたりけん、やすくこゝろえて、月のしたに、おといふもじばかりを書てまゐらせたりける、其心なるべし、月と云ふもじは、夜さり待侍るべし、出たまへとこゝろえけり、また人のめし侍る御いらへに、男はうと申し、女はおと申すなり、されば小式部の内侍も、其夜上東門院にさふらひけるが、まかりいでゝまゐりたりければ、いよ／＼心まさりしてめでおぼしけり、是も一定まゐり侍りなんと申ければ云々と見え、此鳴門中將物語、一名なよ竹物語ともいへり、此全文、著聞集にも載たり、さて此文ども、これもかれも誤字あるを、異本どもを見くらべて訂して引り、乳母の草子に、此書、元弘正慶の頃かけるものと見ゆ、人のいらへのことば、上中下に、女房は、三つあるものにて候、おやゑゆうのいらへは、おと申し、はうばいたちあふなかは、やとこたへ候、めしつかふものなどには、えいとこたへ候、なよ竹といふものを御らんじ候へ、女房のいらへの本にはすべきか、なるとの中將をほめたるも、女房のこゝろえのいうなるによりてこそ、みかどをはじめ、ほめをのゝきたることにて候へといへり、乳母の草子に、いはゆる三つのいらへの中に、やとこたふる由いへるは、自然出す應の聲にはあらず、何事ぞやと、問こゝろばえにて、答ふるなり、こはむかしの中たびのいらへの風にて、よき人の召すには、男はうと申し、女はおと申し、さて女のいらへには、上中下の三の分ありしを、件の二書の頃は、すでに其分もみだれたりしによりて、然るあげつらひもありしなり、さて女のいらへに、おといふ事は、類聚名義鈔に、吁許倶〆、オ、女答詞とあるにもかなへり、

注己が得たる本書には、〆をヲと書て、傍に朱をもて、異本を挍へて、〆と書添たり、〆は此書の例にて、反字を省たるなり、本書には、その〆をヲと誤りたるものなり、故今はその異本の挍字に據れり、但し吁字を女答詞と云へる事、今ある字書どもに見あたらざれど、そのかみ字書などの中に、然る訓義を注せるがありて、それに據れる訓なるべし、吁字許倶反の音はクなり、また他の字書に、ウの音もあり、漢國にては、女答詞に、然る聲ぶりに云へるなるべし、さて同書に、また此字を疑怪辭と注して、オノ、またオンノとも訓み、又咄を、オンノ、又ヤアイサウなどもよめり、其は歎聲にて義別なり、歎聲の事は、下にいふべし、春村子云、倶ニ「コ」ノ音證アリ、シカレバ吁ニ「オ」音モアルベシ、

されど、必しも男のいらへに、うといひ、女のいらへ

によりて、おのづから然(シカ)聲の出るなり、閉以禰以など云ふは、またそれより轉りたるものなり、其を聞ならひて、しかいらふるもの〻ごとくなりて、おのづから其處々の風となれるものなり、其はこの衣の聲のみならず、すべてのいらへ聲にわたりて、心得べき事なるを、因にこゝに云へるなり、

於

源氏物語御幸卷に、いづら此近江の君、こなたにとめせば、おといとけざやかにきこえて出來り、蜻蛉卷に、おとやうにこたふる聲、いたうつくろひたなりときけば云々、又落窪物語に、御心しておぼさん方に、しなし給へとのたまへば、おとて立ぬなどあるおこれ應答なり、伊勢家集に、をとこの文おこせけれど、かへりごともせざりければ云々、あるとき、いなともおとも、俗言にいふ、イヤともオヽともなり、いひはなてといへりければ、「いなおともいひはなたれすうきものは身を心ともせぬよなりけり」、

注後撰集に おやのまもりける女を、いなともおとも云ひはなてと申しければ、讀人知らず、いなともいひはなたれず云々と載られたり、但し通本には、詞書なるを、いなともをともと書き、歌詞なるも、いなをともと書り、其はいなおのおもじを、わきまへなき人の、をと書るを、はやくよりをと見誤りて、寫誤たるものなるべし、然るを、清輔朝臣の奥義抄に、いなをとあるをとりて、をとは諾する意なりと注されたるは、こゝろえがたし、さて又右に引たる伊勢家集、また後撰集に、おもじを書るも、假字づかひのみだれたる世には、おもをも、筆にまかせて、通はし書るならひなりければ、正しき證とせるにはあらず、おのづから、おと書たるにもあるべけれど、いま正しきかたを撰びとりて擧たるなり、下に引くいゐおをえゑの假字も、此定なりと知るべし、

とあるおも同じ、又鳴門中將物語に、後嵯峨院の頃の御事を記して、女うちなみだぐみて、御ふみをひろげて見るに、このくれにかならずとある、もじのしたに、おといふもじを、たゞひとつ墨ぐろにかきて、御ふみをもとのやうにして、御使にまゐらせけり云々、さるべき女房たちを、少々めして、此おもじを御詩ありけるに、承明門院に、小宰相の局とて、家隆卿のむすめのさふらひけるが申けるは、むかし大二條殿、敎通公、小式部の内侍のもとへ、月と云ふもじを書てつかはしたりければ、さ

宇治拾遺物語五ノ十一に、ひくげなる聲にて、むといらへて立ぬ云々、といひければ、むとまうして、さま〴〵にさたし設たり、又云々さたしやれといへば、ひくげなる聲にて、むといらへて立ぬ、などあるは、ともにひくげなる聲にて、とあるを思ふに、むは宇を小聲に低く、なま〳〵にいらへたる趣なり、これも同書に家主の云ふやう、や丶こ丶のそのかみより、おのれは老たるものぞかし、などいへば、むといふとあるも、同じ意ばえのいらへなり、源氏末つむ花に、たゞむむとうちわらひて、いと口おもげなるも、いとほしければとあるも、笑ひつ丶いらへたるさまなり、今世のうちとけたる應にも、宇と(いさゝか匂を殘して)云ひ、また宇に、牟を攝て、鼻音にも云ひ、又あなづらはしききはの人には、鼻音を出して、ンともいらふるなり、(いはゆるむといへるいらへは、)(此鼻音のンなるべし、こはあなづらはしき人に應ふる音にて、必ひきくものするにも、おもひ合すべし、)また宇倍宇倍奈布など云ふ、宇倍の字も、此應聲によりたる言なるべきを、後世には、牟倍牟倍奈布など、轉じ(俗にはンベンベナプなど云へるなど、おもひ合すべし、)(古、宇と云へる言を、後世に、牟と云ひ、俗には、ンと鼻音にさへ云へる言、なほ多し、さて今世の應上に云へる、阿以、また下に云ふ、衣以、於以など阿衣於に、以字を添へても云ふ例なるに、宇にのみ、宇伊といふいらへある事はいまだきかず、上に云へる、漢國のいらへの唯は、ヰイのごとく云ふめり、吳音のユヰなるは、其轉訛なるべし、)

衣

今世の應答に、衣(いさゝか匂をひきて)といへり、宇治拾遺物語一ノ十一に、(ちごのねたるそら寢いりゐたりけるを、僧のおどろかせるに、)すべなくて、むご(無期なり)の後に、えいといらへたりければ、僧たち笑ふ事限なしといへり、こは今世のいらへにも云へり、衣に以を添たるなり、

注衣を引て云ふ上より、逼りたる音なるべくもおもはるれど、並ての例によりて、以の添りたるものとすべし、さて漢國にても、唉は、慢應聲と字書に見えて、上の阿聲の條に引たるがごとし、此字、吳音エなり、さても彼國の應聲なるべし、

乳母の草子といふ書に、人のいらへのことばは、上中下に女房は、三つあるものにて候云々、めしつかふものなどには、えいとこたへ候ともいへり、(此草子の全文は、於聲の條に引て論へり、考合て辨ふべし、)又今世に、敬ふ人に、閉衣禰衣などいらふるは、衣と云ふべき聲の、對ふ人の尊卑急緩など

なり、
さて人のものいふに答ふることを、伊良閇といふも、此伊にて、良閇(ラヘ)・亘不(ラフ)・亘不留(ラフル)など活用しいふなるべし、またこの伊聲を、阿衣於にも複ねて、阿伊・衣伊・於伊などもいらふるなり、各條に擧るがごとし、但し宇伊といふいらへは、いまだ書どもに見およばされど、例(タメ)しおもふに、古はありしなるべし、今もしかいふ國もありぬべし、

注漢籍老子經に、唯之與レ阿相去幾何矣と云ひ、注に唯阿(キア)皆諸也、また、唯與レ阿遲速小異也、とも云へり、又梵書に、禮對曰レ唯、野對曰レ阿、と云へることもありとぞ、また漢籍曲禮に、先生召無レ諾唯(キ)而起、などなほあり、さて唯は、以と音異なれど、宇に以を攝(カネ)たる音にて、皇國の應の宇と以とを、合せたるごとく、うち聞にも親く似たる聲なれば、引出つ、字書に、阿を慢應之聲、唯恭應之辭、また謙應也、唉(アイ)慢應聲などあり、この餘とりぐの注あれど、應の聲の義とせる事は同じ、

宇

以聲の條に擧たる、萬葉集の歌に、否(イナ)も諸(ウ)もとよめる諸これなり、大和物語なる、能有のおとゞの歌に、綾のいなうも云々、信明集の歌に、いなともうとも云云、此歌ども上に擧たり、俗にイヤともウ、ともいふ、これなり、上に擧たる拾玉集に、なやうやといふ云々、これら照せ見るべし、字書に、諸應聲也と見ゆ、蜻蛉日記に、つちをかす土犯なりとて、はかなき夜しも、めづらしき事ありけるを、人つげに來たるもなにごともおぼえねば、うとてやみぬ、道綱朝臣母の、みづからの事を書る文なり、など見えたり、鳴門中將物語に、小宰相局家隆卿の女の言に、人のめし侍る御いらへに、男はうと申し、女はおと申すなりと云へること見えたり、但し此いらへの聲を、男女にて別てるはいかゞ、上に引たるかげろふ日記に、うにてやみぬとあるにても、うは男の、いらへにはかぎらぬことしるべし、此はそのかみのおほかたのふりなりしなるべし、

注近き御世々々の大甞會の式に、釆女稱唯とあるを、其詞うゝと申すと或書に見えたり、猶於聲の條に、此物語の全文を擧て論ふを見合て辨ふべし、さて宇治拾遺物語に、小式部内侍云々、うと云ひて、うしろざまにこそふしかへりたれとある、うは呻吟聲にて、今世に、ウ、ウンなど云ふといへる聲なり、おもひまがふべからず、

無イといふがあるも同じこゝろばえなり、さて又諾はぬことを、イナビ、イナブ、イナブル、などいふは、イナを體言として活かしたる言にて、其をイナミ、イナム、などもいふは、詞八衢にいはゆる、麻行四段活に轉じたるいひざまなるべし、他ノ詞にも例あり、またこのいなに對たるうも、應答聲なり、宇聲の條にいふがごとし、慈圓僧正の拾玉集に「ささといはゝまことにさそとあとうちてなやうやといふ人たにもなし」、とよめるなやうやは、いなやうやにて、上のなやは、いなやのいを省きたるにて、二つのやは、詞のいきほひにて添たる詞なるべし、

又伊勢家集に、男の文おこせけれど、かへりごともせざりければ云々、猶返事もせざりければ、あるとき「いなともおともいひはなて」といへりければ、「いなともいひはなたれすうきものは身をこゝろともせぬよなりけり」、とある以奈の以も同じ、(此いなともおともの於も、應答聲にて、下の於聲の段に云ふべし、)論語なる曾子が答に、唯といへるを、古訓にイ、と假字をさして、玄かよみきたれるも、以を複ねたる應答聲なり、(唯の字音にはあらず、)今も、加賀の國人の敬ひたる應には、然いへるを聞たる事有き、(常陸わたりにても、玄かいふ處ありとぞ、其他の國にもあるめり、)もろこし籍魏志の倭人傳に、倭人見二大人一、所レ敬但搏レ手、以當二跪拜一、また傳レ辭說レ事、或蹲、或跪、兩手據レ地、爲二之恭敬一、對應聲曰ノ噫比如二然諾一と云へり、

注此書は、彼國晉世に、陳壽が著したるものにて、おほよそ、允恭天皇の御世の頃にぞ當るべき、すべては皇國の事を記せるに漫なる事も多かれど、中には、そのかみの事實を證すべき事あり、其くはしき事は、別に考さしたるものあり、

そのかみ、皇國人の對應のこゝろを、噫ときゝえて書のせたるものなり、

注噫字に、阿以の音もあれど、此書なべての寄語の例にものどほし、此は伊音の方をもて、假借用たるなるべし、前には、噫字吳音於なれば、於の應答聲に當るべくやとも、おもひたりしかど、魏志は、晉世に書たる書なれば、然にはあらじ、また比字を、上の噫に引合せて、噫比とよむべきにや、然らば、以々と複ねていへるを、玄か聞なさるゝなり、いづれにも上代以と應對たりし徵とはすべき

かたをもて説へるなり、そのこゝろをあらひして、考合すべし、下にいふも同じ、

今世に、阿の匀を急促て、阿都とやうに云ひ、又波都とやうに、波の匀を逼ても云ふは、ともに阿なるを、ふかく敬屈るこゝろより、おのづから然いはるゝなり、さて吉部祕訓抄に稱唯（阿止被出之也、）云々、また稱唯六度也、猶阿止被出之、といへると見えたり、いはゆる稱唯の聲は於にて、其を疊て、於々とも應ふる例なるを、（此は下の、於のいらへの條に云べし、）こゝに阿止被出之とあるは、そのかみまづ阿の聲を出して、於々と應たる事のありけるなるべし、今の世にもいらへの始に、阿の聲を出していらふる人もあるに、おもひ合すべし、

注此に今世のいらへをもて論へるは、國所の風はさる事にて、同じ國ところの中にも、又おのづから人々のふり〳〵ありて、もはら同じからぬもあれば、かならずしもさだめいへるにはあらず、おのれが耳にたちたるうへをもていへり、下に論へるもおなじ、

又同書に、宮掌敬屈稱唯（先有二謦音一）といへることも見えたり、その謦音としも云へるは、いはゆる敬屈して、まづ牟と諾るごとく、謦音にものして、阿と聲を出して答ふる由なるべし、（牟は、應答に宇と云ふ聲の通りたるなり、其は宇聲の條に云ふべし、）

以聲の應答

萬葉集の歌に、「否藻諾藻欲するまゝにゆるすへきかたちみゆかもわれもよりなむ」、又「なにせむとたかひはをらむ否藻諾藻友のなみ〳〵われもよりなむ」、大和物語に、染殿内侍といふいますかりけり、それを能有のおとゞと申けるなむときどきすみ給ひける云云、綾どもをおほくつかはしたりければ、雲鳥のもんをや染むべきときこえたりしを、ともかくものたまはせねば、えなんつかうまつらぬ、さだめうけたまはらむと申たてまつりければ、おとゞ御返事に、「雲とりの綾のいなうもおもほえす君をあひ見てさたのへぬれは」、（此歌、袖中抄に引たるを、訂して採れり、）とも見えたり、また源信明集の歌に、「けふのうちにいなともうともいひはてよ人たのめなる事なせられそ」などみえたるいなの以は、應答の聲に以と云ふを、其に勿と云ふ辭を加へて、（俗言に云ふ、諸なはイヤなり、）諸なはぬ詞とせるものなるべし、

注いわけなき兒の、諸ふことを、アイといひならへるが、諸はぬことに轉じて、アイ無イ、またアイデ

應聲考 稿

應答(イラヘ)の聲は、並(ナ)べての語言とは異にて、彼方より言ひかくる時、その事情にしたがひて、おのづからなる喉音、阿伊宇衣於の五音の中の聲を發(イダ)して應(コタ)ふるなり、（又歎の聲は、必この五聲にもるゝ事なし、其考說は別にいふべし、）さるは此五音は、あらゆる音聲の本なるが故に、いらへにもなげきにも、おのづから此五聲を發(イダ)せるなり、かくてこの五聲を文(アヤ)なして千萬の言語とぞなれりける、さて其聲々をとりすべて數ふるときは、大よそ五十音ばかりありて、いと奇しき活用ある趣をば、既に先生たちの、次々に考出られたる說どもの、おほかた定まりて、今は誰も知るがごとし、しかはあれど、よろづの語言の義をわきまへむとするには、此應答の聲の、自然出る趣を、意得あぢはひおくべく、おもはるゝ由あれば、まづいま古書共に見えたる、應答の聲どもを、書あつめて證(アカシ)とし、はたおろ〳〵考へたる趣を、記し試みむとす、さればかたなりなる、くだ〳〵しき考說をもすてずして、書のせたるが多く、また證にすべき事の、漏おちたるなども多かるべきを、其は後のいとま有む時、さらに考訂て書改むべし、

阿といふ聲のいらへ

建曆御記（毎日恒例次第の條）に、女官申ス、御手水マキラセ候ハン、女房アトイフ」、またマガリマキラセ候ハント云、又女房アト云也」と記させたまへり、今世のいらへにも、阿々といへるこれなり、（阿を疊れて云ふにはあらず、）又阿伊(アイ)といふは、阿に伊を疊ねたるものなり、

注伊の聲の事は、次に云ふべし、○漢國にても、應答の聲の、皇國に似たる事きこゆ、其は、いづこもいづこもおのづからさるべき理なるべし、彼國籍老子經に、唯(キトト)之與レ阿相去幾何矣といへる、阿も應の聲の事なり、（此□次の以の條に論ふべし、）また、水南翰記とて、明世に李如一といへるが著せるものに、諸司官、御前承レ旨、皆曰レ阿其聲引長と見えたり、なほ次の伊聲の條に論ふべし、さて皇國にて用ふる漢字音は、もとかの國の音ながら、皇國の音聲に叶へて唱來れるものなれば、全く彼國のごとくならぬも多く、また彼國にても、世々に轉變たるもあれば、皇國にて用ふる字音もてさたすべきにはあらざれど、おほ

其右旁には、吏道を當て、左旁にはおのれが推考たる吏道を當て玄るす、但し此は今の俗に、商人がする符徵といふものゝごとく、韓商がわたくしの目じるしに刻り記したるものなるが故に、わざとも字體を書みだりけむとおしはかりて、其心玄らひしてよみ試たるなり、今も朝鮮の商人、諺文を書みだりて、商物の目じるしとすと、前に對馬人にきゝたりき、また今長崎に來れる清商が書けるも、然る趣にものせるを、前に彼處に行て在る人のもとよりくれたるを、いまもてり、

니 ニ
더 テ
외 ヱ

此は左の知氏が說に據れる、吏道の本體なり、

甲材本字

此は知氏が、甲材乙材共に同字ならむかといへる考に據りて、二材の字を比へ考て、かゝる字樣を變體に書刻むとて壞損たるに、年經るほどに、磨剝などもしたりしものなるべく、おしはかりて、かくは見なしたるなり、

너 子
더 テ
효 ヱ

此は信友が見なしたる吏道の本體なり、但し其見なしたる趣は右にいへるに同じ、

乙材本字

합 ヘ
오 ヲ

此は信友が見なしたるところなり、甲材の下にいへるがごとし、

かくは書あらはし試つれど、原の刻字だに分明しからぬものによりていへる考なれば、ことにおぼつかなけれど、さすがにすてがたきこゝちせらるれば、玄ばらくこゝに書加へつ、

曲たる體をものせるがあり、其は近むかし南蠻などいひし國人の來入居りける事のありければ、そのともがらが持たりしもあるべし、又その蠻人を信たるともがらの、さる字を用ひたるもありしなるべし、こは旁におもひ合せらるゝ事もあれど、あなゆゝし、ここにはいふべくもあらず、

○かく記しおける後、この頃大和國法隆寺に藏る、沈水香二材の刻字を摹して、揩本にものしたるを、穗井田忠友が都よりおこせたるを見るに、其香木二材、ともに長二尺許、徑三寸許、墨にて其斤量を記して、字五年（字とは天平寶字を省きたる書ざまなり、此は當昔天平寶字をただ寶字とも書き、また其を省きて字とも書るにて、東大寺なる古文書の中にも例あり、）三月四日云々と記し、木端に烙印ありとぞ、忠友の考に、刻字必是古韓字、烙印必韓商所レ用、並未レ得ニ讀解一と記せり、

注續紀を按ふるに、その天平寶字の三年と同四年に、高麗王使を遣して方物を貢りたる事みえたり、此香木もしくは其度のものにもやあらむ、天智紀に、十年九月天皇寢疾不豫、十月新羅進レ調、是月天皇遣レ使奉ニ沈水香旃檀香、及諸珍財於法隆寺佛一、とみえたる時のものならむかとおもはれつれど、かの寶字五年より前、天平十九年に勘錄せる、此寺の資財帳の香壹拾六種を載たる中に、沈水香十兩、天平八年、平城宮皇后宮より納賜と記し、又別に沈水香六十六兩と記して、斤量もいたく劣りたれば、かた〴〵天智の御世の物にはあらざることと著し、さて其刻字いかならむとおもふをりから、奈良人西村知氏が、此江戶に來れる次なりとて訪ひ來れるに、そのこと語らひ出たれば、其沈水香おのれも忠友と共に見たりつるに、其木竪に割たるまゝなるものとみえ、木理のまゝに凸凹（タカクボ）ある面に、字はいと麁略に淺く刻りたるが、その刻るときに缺損たるにかと見ゆるところもあり、もとよりこゝばくの年經るほどに、壞損ねたりともみゆれば、いとよく勉てうつしたりとはいへど、なほ字畫が壞損たるか、さだかに辨へがたきところあり、さて己が目には二材ともに同字ならむかと見なされたりきといへり、今其二人の説によりて、吏道に比べみるに、髣髴（ホノカ）に其變體なるべく見ゆるに、さらにかの摹本の字畫と見ゆるをとりて、縮寫（ツヾメ）して、試に其右旁に、知氏が二材同字の説にもとづきて、推して二材の字樣を、吏道に合せて書顯はし、又

かれが浮華に效はず、漢文を奴のごとく用ひて、志を述、また事を記せる書ざまにいたるまで、めでたしともめでたし、深く意をいれてかへすぐ\よみ味ふべきことにこそ、

さはいへど、大御世のますぐ\榮え給ふまにぐ\、皇國にまぢかき韓國を治め給ふにはじまりて、漢國の字を用ふ事となり、此事中外經緯傳に、委しく論へり、其より漸にうつりて、漢字にもとづきたる、假字といふもの\いできたるなど、おのづからのいきほひなること、本篇にもいへるがごとくにて、大皇國の御政のもろこしにおよび、つひにはその外の國々迄も、え及さるべきもとゐとさへなりぬれば、皇國にてもてはなれたる字のあらむには、こよなかるべきはりなるは、これはた大御世を守護ます、くすしき神たちの御はからひなるべきを、ともすれば皇國に字のなかりつるを、あかぬ事にいひおもひて、あらぬものを僞造り出て、こ\に論へるほかにさへ、神代字なりといふもの\、近き頃とりぐ\に見え聞ゆるは、鈴屋大人の直毘の靈にいはれたる、猿どもの人を見て、毛なきぞとわらふを、人の耻て、こまかなるをえひて求出て見せてあらそふたとへに、これも又なぞらふべし、かへすがへすも後の世の、文字をたのみ、書籍にたよりて、ききもよわくなりきつる心ならひもて、古をうたがふべきにはあらずかし、

○古き文書に捺たる印文、また土中より出たる金器などにいと希々には、いはゆる神代字といへる體のごとく見なさる\があるによりて、かの三體ともにおしおよぼして、神代字の證なりと云へる説もきこゆめれど、其印文など、おのれが目にはさもやとはみえがたけれど、それ違へりときはめていひがたければ、えばらく彼説にえたがひていはゞ、韓人の歸化て在けるが、己が本國の吏道を印文に用ひたるもあるべく、又は物ごのみせる人の、印文を韓人また譯者などにあつらへつけて、吏道もて書せたるか、又その字をもてみづから書てものしたるもあるべし、金器などをも准へつべし、近世に紅毛學する人などの、かの國の字を印文とし、或は器などに書おけるがあり、古とはいへどまれぐ\にはさる物ごのみせし人のあるまじきにあらず、また土中より出たりなどいへる、古印金器の中に、かの草體にも似ず、何ともえられず、屈

たるごとく謬傳へたるにて、すべて此考を、こなたとかなたをうちかへして見るときは、かへりて神代字の韓國に遺り傳はりたるよき證とすべし、廣成宿禰の古語拾遺に、上古之世未レ有ニ文字ニ云々、などいへるは、かゝる明證あるをえ知らで推量說せるなり、といふ人もあるべけれど、其はあながちなり、神世をはじめすべて古の世々の有樣は、古書どもをよくよみあぢはふれば、おほかた推はからるゝものなるを、神世はさらにて、上古に文字のありけむとおもはるゝ事の趣は、さらにみえたること無きを、なべて今の世に、書籍をよみ、おのれも書記しなどして、古今の事を知り辨へむとするともがらの意には、上古より文字といふもののなかりせば、いかにしてかは、上古の事のかくさだかに傳はらまし、と一わたりはたれもおもふべけれど、上古はなべて人の心直に、きもつよきが、世間よろづおほらかにて、事わざしげからざるにあはせて、ものを遺忘るゝ事なければ、其を別に志るしおくべきものを造らむとおもふ心もあらざるめれば、字はなくて事たれりしなるべし、今の世におよびても、蝦夷などのごとく、夷國に字なきは、皇國の上古に似たるさまなれど、此は蠢愚なるが故なり、あなかしこ、それらとひとつなみにおもふべきにはあらずかし、今も邊土の山里人などの世々に字といふことをだに、志らぬばかりなるきはのものは、さらに字をたのむ意なき故に、おのづからきもつよくて、ほど／＼にむかしの事どもをも語り繼つゝ、よろづおぼえをりて事たれり、古語拾遺の序に、蓋聞上古之世未レ有ニ文字ニ、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不レ忘、書契以來不レ好レ談レ古、浮華競興、還嗤ニ舊老ニ、遂使ニ人歷レ世而彌新事逐レ代而變改一、といへるはまことに正しき古傳說を述て、いはれたる歎にこそはありけれ、

注書契以來云々とは、漢籍わたり來りて其後は、其をよみふけりて、かの國風の浮華なるに意うつりて、皇國の上古より、貴賤老少口々相傳たる、質朴正實なる前言往行の談を好まざる、道を信む舊老をば、愚なりとして嗤るものゝ多く競ひおこり、よろづに漢意にうつり行まゝに、上古よりの傳說は廢れゆきて、遂に正實の古風の變改れる事の、多くなれるよしを嘆きたる意なり、古書どもの在が中に、かばかり正しく大なる道の嘆せる文、見えたることなし、なほいはゞ、すべて此序の漢文はさることにて、彼國の故事などの熟語をさへに用ひながら、

梵字、未ㇾ詳ニ字義所ニ準據一、と見えたるも、かの叢話に諺文を依ニ梵字一爲ㇾ之といへるにつきて、上に論ひたるが如く、吏道は原梵字に效ひて製れるにてもあるべきを、石積等が造れる新字も、吏道に傚ひたらむには、これも又おのづから梵字に似たるかたのありて、其をそのかみ漢字を假借字に用へるごとく、新に音字を造れるものなりけむ、然らば其用法など書附へたらむにも、わづかに一卷ばかりにてもありぬべきを、四十四卷とあるは其新字をもて、試に上古の諸事を、語言のまゝに、今の假字文のごとく書連ねて見せ奉りしものなるべし、然らば俾ㇾ造ニ新字書四十四卷一など記さるべきに、書字無きは、新字を造らしめて、やがて其字もて事を書記し試させ給へるにて、いまだ撰書と云べきにあらざれば、其こゝろふらひせる文ときこえたり、そは此前年紀に、川島皇子たち十一人に詔して、令ㇾ記ニ定帝紀及上古諸事一、大島子首執ㇾ筆錄焉、とみえたる漢字の書を、さらに新字もて試に書連させ給ひたりしにもやあらむ、されど其はもと漢字にて書たるものなれば、其をいま肇て造れる新字もて、御國言にうつし書とらむ事のたやすからず、又言づかひなどの熟くもとゝのはざりけむを、天皇あかぬことに思ほしめして、御みづから、さらに其本書どもをよみとゝのへ、上代の意言を違へず、語言に書記さしめ給はむ御意にて、まづ御口づから稗田阿禮に敎へて誦習はしめ給ひ、なほよく正し給ふべくおもほしておはせるほどに崩り給へるから、さるまぎれに新字の書も世に行はれず、元明天皇の御世和銅四年におよびて、かの阿禮がよみ習ひおきつる勅語を、太安麻呂朝臣に詔して書記させ給へるが古事記なるべし、されど未だ世に行はれざる新字もて、書しめ給ふべきにあらざれば、はやくより世に行はれたる漢字を用ひて、安麻呂朝臣の、からくして書とられたりしものなるべし、その書ざまにくるしまれたる趣は、その序文に見えたるがごとし、公望宿禰の師の、圖書寮にて見たりといへるは、石積等が奉れる本書か、さらずば其寫本の遺りたりしものなるべし、さて此新字の事は、草假字卷に既に論へる說あれど、吏道の事につきては、又かくも推考へたるなり、なほよく考定むべし、

餘論

○天武天皇の御世の新字の事の考によりて、こは神代字の、天武天皇の頃新羅に渡りたるを、薛聰がもはら其字の博士となりて、人にも敎へたるを、新に製り

さまにて、其御世の二年閏六月その國王、使を奉て臘極を賀し奉り、別に使をもて先皇の喪を弔奉り、四年二月、王子忠元、その外大臣等來て調を進り、同年三月また調を進る、（五年十月御使を遣はし、明年正月歸れり、）同年十一月大臣を奉りて政を請奉り、（此時蕭愼七人從ひ來れり、）又別使を以て調を進り、又同月高麗に遣はしたる御使を送て筑紫へ來る、七年使を奉て當年の貢を奉らむとせるに、海中にて暴風に逢て、加良井山等參來て其由を奏せり、八年正月高麗の朝貢使を送て筑紫に來り、（九月新羅へ遣はしける御使人歸來れり、此御使遣したる事、紀に脫たり、）十月金銀鐵をはじめ、十餘種の貢物を進り、別に天皇を始奉り、皇后太子に金銀刀旗の類を獻る、九年また高麗の貢使を送り來り、又別に貢を獻り、習レ言者三人來れり、（十年七月御使を遣はし、九月歸來れり、是年七月に閏あり、これより先に、三韓に十年の調稅を復し給ひ、また歸化初年俱來之子孫は、並課役を免し給ふ、）十年又金銀銅鐵を始、數多の貢物を獻り、別に天皇、皇后、皇太子に金銀霞錦幅皮の類を獻る、十一年六月又高麗使を送來る、十二年十一月調を進る、十三年是年前に高麗に遣はしたる使人の、唐國に沒りて、新羅に傳はり至れるを送り來り、（この高麗に御使遣したる事、紀に脫たり、）かの國より學問僧二人來れり、十四年十一月また大臣どもを奉りて政を請奉り、

調を貢る、朱鳥元年四月、調物百餘種を進る、使人また六十餘種の物を獻り、別に皇后、皇太子、諸親王にも物を獻れる由載られたり、件の紀中に、御使を遣はしたる二度の重事すら漏たれば、かの國より定例の貢進の事などは、なほ記し漏されたるもありぬべし、かくておもふにそのかみ新羅の仕奉りしさまにあはせては、よく皇國言を習はでは忠に仕奉りがたきわざなれば、上に引出たるがごとく、御世の九年に、ことさらに習言者を遣せたるもことわりなり、かゝるありさまなりければ、もはら皇國言を書しあはせむ料に、前に薛聰が心さとくはからひて、吏道を製りたりけるが、便よきまゝに、なべて方言をもかき記す事となりにしものなるべし、かくて又思へば、御世の十一年、石積等に命せて新字を造らしめ給ひたるは、そのかみ新羅にて新に吏道を製りて、皇國言を習ひて書記せるを覽せ奉り、誠欵を顯はし申せるを見そなはして、便よきものとおもほして、こなたにても韓國どもの言を書記し置せ給ひ、かつは皇國の事をも、言の儘にうるはしく書記さしめ給はむ料に、試に新字を作らしめ給へるにぞありけむ、私記に、其字體頗似ニ

はやく譯者などの書傳へ置るが世に遺りたりけるを、神道者などのさるものとは知らで、さかしらに神代字なりといひ、またヒフミヨ云々のみだり言をさへに造りて、書連ねたるものとこそは見えたれ、

○釋日本紀に、師說、大藏省御書中有肥人之字六七枚許、先帝於御書所令寫其字、皆用假字、或其字未明、或乃川等字明見之、と見えたる乃川は、吏道の草體に乃川など書るがあるをおもへば、もしくは吏道の草書にて書たるものなりしにや、さらば肥人はコマビトにて高麗人ならむか、萬葉集十一巻に、肥人額髪、結在染木綿、染心我忘哉、とある肥人を、舊訓にコマビトと訓めり、肥をコマとよむべき義は心得がたけれど、故なくて然訓べくもあらず、もしくは古は肥たる人をコマ人といひて、さも書なれたりしにや、又は高麗人はなべてふとりたるによりて、そのかみ肥たる人を高麗人のごとしといへるから、戯書の例に肥人とかけるにもやあらむ、萬葉集十二巻に、コチタミといふに毛人髪三と書るも、毛人は蝦夷の事にて、それが身の毛の多くむつかしげに見ゆる意をもて、戯書にせるも、似たるこゝろなるにおもひあはすべし、

注今の俗に、髪髭をつくろはず、こち〲しき人を、蝦夷人のごとしといひ、或は唐人、また毛唐人のごとしなどもいひ、又長高く肉少く目の色赤みてさか〱しげにみゆる人を、おらむだ人のごとしなどもいへり、これらをもおもひ准へつべし、さてまた歌の二三の句は、そのかみ高麗人は、額髪を染木綿にてうるはしく結ひかざりたるなるべし、さてこの乃川の事は、肥の國人の草假字を書ならひて、いとかたはなりつる中に、乃川など書るは、明に見えたる由なるべくおもはるゝ由、上巻草假字の下にいひつれど、又かくも思はるゝなり、なほよく考さだむべし、

○天武紀に、十一年三月、命境部連石積等、更肇俾造新字、一部四十四巻、と載られたるを、釋日本紀に、公望宿禰の日本紀私記を引て、師說此書今在圖書寮、但其字體頗似梵字、未詳字義所准據、と注へり、此新字造らしめ給へるは、かの新羅にて吏道を製れる頃と、おほかた同じ時に當れり、(その時の事は上にいへり、)紀を按ふるに、此御世には、ことに三韓國わきて親しく平服參來れる中にも、新羅はことによく懷き奉れる

右の圖に書あらはせるごとく、吏道に諺文を對照(アハ)せ見るに、諺文は竪の字原のㅓをㅕとし、横の字原は∪をㅇとし、合を日とし、匚をㄷとし、ㄱをㄹとし、ㅇを오として、(其異體は、傍に圖中に書あらはせるがごとし、)そのほかは全く相同じ、但し首にウ゜オ゜イ゜エ゜ア゜の一行あるべきが脱たりとみゆれば、今加へて書せり、其由は上にいへるがごとし、かくて横行の字原吏道の音は、ウ゜ス゜フ゜ツ゜ル゜ヌ゜ク゜ユ゜ム゜ウ゜なるを諺文には、イ゜シ゜ヒ゜チ゜リ゜ニ゜キ゜イ゜ミ゜ウ゜の音とせり、(此字原を、なべての諺文に交へ用ひたるも見ゆ、)さて諺文の字を撿るに、吏道の쥬(ユ)죠(ヨ)지(イ)져(エ)쟈(ヤ)の一行の字のみ、その製いたく別なり、(左傍に書そへたるを見合せて知べし、)古の吏道と今の諺文との差異、おほかたかくのごとくなるべし、

○朝鮮ぶみ訓蒙字會、(漢字を擧て、其字の音訓を諺文にて注せり、嘉靖六年崔世珍著と識せり、世宗が諺文を製たる頃より、おほよそ百年ばかりの後に書るものなり、)の首に、諺文字母とて、初聲終聲通用の八字、初聲獨用の八字、中聲獨用の十一字、合て二十七字を擧げ、次に合用作字例、また四聲定位圖をも擧たれど、その字音を示せる漢字音を、訛りたるかたの方音(クニゴヱ)をえらざれば、讀得がたきもあり、字體も字母合字など交りて、變體とおぼしきも交りたれば、たやすく讀心得がたけれど、篇中に擧たる、漢字に當たる音訓の諺文は、今件の音圖に書加たる諺文によりて、合用作字の例に依り、なほ書ざまをも見合せて推考ふれば、おほかたはよまるゝなり、これに依りても、上に擧たる字どもは、韓國の古の吏道にて、諺文は吏道の世々に差錯(タガヒ)ゆきたるを改製したるものなること、ますく明なり、さて此吏道の皇國に傳はれるは、皇國より韓國を治給ふにあはせて、いと

書そへつ、但し其は共に圈中に書す、

一また行體に並べ書るは、草體なり、

一その草體の左傍に、圈下に書るは、上に擧たる丁本附の諺文の草體にて、かのきみがよの歌、書たる字のかぎりを、採りて當載たるなり、

一五十音圖の位置、(字會には、此圖を注さざれど、諺文音な當れば、おのづから此圖に合へり、)皇國なるとは違へり、皇國は今なべては、竪行アイウエオ、横行アカサタナハマヤラワなれど、むかしはこれと異なるもきこえて、古書どもに見えたり、されど竪横の音の通ひは、いづれも異ならず、(此事は、既に片假字の巻にいへるがごとし、)

一すべて外國人の聲音は、朦朧雜曲にして、皇國の清朗單直なる正音に合はざれば、吏道諺文の字音を定むるにも、しひて斯方(コナタ)の音に叶へたるもありときこゆれば、其意(コヽロ)しらひして辨ふべし、

ア ㅏ 아　エ ㅓ 어　イ ㅣ 이　オ ㅗ 오　ウ ㅜ 우　ウ 으

サ 사　セ 서　シ 시　ソ 소　ス 수　ス 스

ハ 하　ヘ 허　ヒ 히　ホ 호　フ 후　フ 흐

無きオアの二字あるを採りて、試に字原によりて初行に置き、また字原の例に依りて、ウイヱの三字を作り補ひて、ウオイヱアの五字として初行と定め、乙本の字音圖を補ひて、行ごとに丙本の行體と、丁本の草體とを雙べ記し、さて對馬人より得たる今の諺文を、伊呂波に配て書て、假字さしたるがあるに依りて、其を眞體の次に（行體の上となれり）目近く雙べ書き、又訓蒙字會に（此書の事は下に云べし）見えたる諺文の異體を書添へ、また諺文の草體を、かの歌詞を書るかぎり採りて書加へて、諺文は、もと吏道より出て、いさゝか轉へるものなる事を證して、世に神代字といへるものは、韓國の吏道なる事を證し辨へむとして、圖を作ることかくのごとし、

○今考定吏道諺文對照字音圖

凡例

一圍内に書たるは、上に論へるごとく、今考定めて補ひたる字なり、

一首の五體一行は、吏道の竪行の旁の字原なり、それに施したる假字は、次なる初行の本音を擧て、横行の同韻に用ふる事を示せるなり、

一眞體の初行より、十行に至るまで、上頭（カシラ）毎に別に掲て書るは、吏道の横行の偏の字原を一體づゝ擧て、其行の發音を呼て示せるなり、

一その五字十行は、吏道の本體にて、いはゆる眞體なり、

一眞體の字毎に、左傍に少し引さげて、小さく書添たるは、諺文を對馬讀の音に依りて當たるにて、舊の吏道との差同を、目安く見合すべくものせるなり、さて其諺文に書加へたる假字は、訓蒙字會に注せる、諺文の反切の字母音をよみ考たるにて、こは對馬よみの音に考合すべきためなり、

一横行の字原の左傍に書添たるは、吏道の例に依りて、諺文の字原を推考たるなり、其音假字も、字會の反切に依りて注せり、

一眞體毎の左傍に、同列に並べ書るは、いはゆる行體なり、訓蒙字會に用ひたる諺文の中に、此行體に書たるも、又少し差ひて見ゆるもあり、なべてはよみ得がたきも多かれど、今さだかによみ得たる中に、この行體と全く同じきと、又變體と見ゆるをとりて、これも眞體の左旁の諺文の例に

按、八紘譯史所ﾚ載苗人書、無ﾆ與ﾚ此異ﾆ、疑上世苗人來所ﾚ書矣、と記せり、同人の好古日錄にも然云へり、今その八紘譯史を撿るに、清康熙二十二年、陸次雲が著せる書にて、諸蕃國中の字を載て、譯語に己が國の漢字を當たるものなるが、苗人の書は載らず、さてその蕃字の中には、いさゝか似たる字のまれまれにはあれど、一字だに此字と同體なるはあらず、貞幹譯史をよくも見ずして、謾言せるなり、

丁本附

○朝鮮人以ﾆ諺文草體ﾆ所ﾚ書皇國歌詞

此本書は、伊勢人河村春雄が、由ありて持傳たるを縮寫せるなり、片假字もてよみを施たるは、吏道の三體にもとづき、諺文の眞體によりて、今おのれがものせるなり、但しその歌詞の中に、音の違へるがあるは、（五字、假字を圏中に施せり、）譯人の詞を渠が聞訛れるか、或はきゝとりかねなどして、なまじひに書たるものと見えたり、

○いま件の本どもを見合せて、乙本（眞體）の字音圖に、甲本（眞體）の後に記せる、竪橫の行の字原の畫の合へるに證し、さて其字音圖に、五字九行四十五字あるを、甲本丙本のヒフミ書には、四十七字の中より字音圖に

右丁本もまた或人のもてる四本を得て見るに、眞行の體をいたくなだらめて書たるものと見えたり、但し本ども互に異なるところ〲のあるを按へ合せて、本字に玄たしかるべく見ゆるかたをとれり、(但し口より以下、字の次第錯れたる本もあり、)又同體とみえて異なるところあるは、別に左旁に書るがごとし、されどいかにしても本字の趣とみえがたきが多かるは、漸に寫しひがめたるものなるべし、又漢字の草體に、その本字にいと疎く書なせるがあるにも准へおもふべく、皇國の草假字にもはたおもひ合すべし、なほいはゞ漢人(モロコシ)の草假字を書うつして、かれが國籍に載たる中に、いたく訛りたるがあるを、こなたにめぐらしてもおもひ合すべし、さていはゆる草體も、例のヒフミ(。。。)にて、尋常の片假字をさしたり、さてまた件のヒフミ(。。。)書の三體は、もとひとつに具へてありけるが、分れて世には傳はれるものなるべし、

注 藤貞幹この草體を寫して注して云、舊事紀第四十卷敎經本紀中之上、宗德紀曰、皇孫齋來之神寶之名、右見二大成經一、と云ひ、さて此字の事を辨て云、右鹿島社寶庫所レ藏四十七字、傳言神代文字、貞幹

ものなるべし、但し其字音は韓國の音なれば、皇國言のごとく清朗には あらざるべけれど、其は漢字音を皇國にて唱ふるごとく、こなたの音に合へて唱來れる傳によりて、片假字をもさしたるものなるべし、今此を字音圖といふべし、かくて 竪横の字原の畫を除て、五字九行合せて四十五字あり、いま推考るに、もとは十行なりけるを、初行を寫し脱せるものなる事決ければ、さらに考定めて、別に下に擧べし、

○丙本行字體

(ヒ) (フ) (ミ) (ヨ) (イ) (ム) (ナ) (ヤ)

(コ) (ト) (モ) (チ) (ロ) (ラ) (ネ) (レ)

(キ) (ル) (ユ) (ヰ) (ツ) (ワ) (ヌ) (ソ)

(ヲ) (タ) (ハ) (ク) (メ) (カ) (ウ) (オ)

(エ) (ニ) (サ) (リ) (ヘ) (テ) (ノ) (マ)

(ス) (ア) (セ) (ヱ) (ホ) (レ) (ケ)

右丙本は、乙本と、もに 寫傳へたる ものにて、上にいへるがごとし、これもかのヒフミの 次第に ものして、甲本乙本の字體の偏を 初にいへる横行の字原 冠にし、旁を 竪行の字原 下にして、いさゝかなだらめて 書たるものなり、此行體、本書假字なし、眞體に據りて、今新に片假字を施して、其を圍みて新加を分てり、

○丁本草字體

ヒ フ ミ ヨ イ(異體)

ム ナ ヤ コ ト(異體)

モ チ ロ ラ 子

此ヒフミヨの辭の傳によりて、妄説を作りそへたるにか、といまはおもはるゝなり、

さて件の四十七字の後に、別に載たる다더（タテ）云々は、次に擧る乙本の字音圖の横行の字原なり、また파고（ヨコ）云々は、その横行の字原なり、其由は次に擧る乙本に見えて明なり、かくて此横竪の字原をこゝに擧たるは、なにの由ともなきいたづらごとなるが、もとは乙本のごとき音圖のありけるを省きて、ヒフミヨと書連ねたる方をのみ記せるが、何となくこの竪行横行の字原をば遺せるにて、乙本に合せてよき證とはなれるなり、さてその다더파고（タテヨコ）の四字は、皇國の言を吏道に當てよみざまを示しがてらに書るなり、ヒフミの讀言とは異なる事を心得わくべし、

○乙本眞字體

	ㅜ ウ	ㅗ オ	ㅣ イ	ㅓ エ	ㅏ ア
ㅅ ス	수 ス	소 ソ	시 シ	서 セ	사 サ
ㅎ フ	후 フ	호 ホ	히 ヒ	허 ヘ	하 ハ
ㄷ ッ	두 ッ	도 ト	디 チ	더 テ	다 タ
ㄹ ル	루 ル	로 ロ	리 リ	러 レ	라 ラ
ㄴ ヌ	누 ヌ	노 ノ	니 ニ	너 子	나 ナ
ㄱ ク	구 ク	고 コ	기 キ	거 ケ	가 カ
ㅈ ユ	주 ユ	조 ヨ	지 イ	저 エ	자 ヤ
ㅁ ム	무 ム	모 モ	미 ミ	머 メ	마 マ
ㅇ ウ	우 ウ	오 ヲ	이 ヰ	어 ヱ	아 ワ

右乙本は、次の丙本とゝもに、本書の在所詳ならず、世に寫傳へたる三本を合せて、互に見合て訂し寫せるなり、これも尋常の片假字をさしたり、これ韓國の音を、悉曇法に依りて、音韻通用の位を定めて、竪行横行の字原の畫を設け、横の字原を偏とし、竪の字原を旁として、竪横の會位に合せて字を製りて、吏道と稱て圖に書て、その字の製作の由來をも、示したる

て、年代記といふ類の書に、書加へたるがあるを中昔の書に、それに依りて記せりと見ゆる年號のきこえて、さらに信がたきが多かるを、其は前に稿せる長等山風の附錄、年號論の中に、因に考記せり、其說長ければこゝにはつくしがたし、かくてその推古天皇の御世にも、種々年號ありし趣に記せるものゝあるが中に、此端正も信がたき年號ながら、安藝國伊都伎島神社緣起文に、推古天皇端正五年癸未と書るは、件の端正元年己卯の干支に合へり、然る一說の古き年代記類に依りて書るものと見えたり、されば此奥書造言ながら、端正の年號を用ひたるは、件の一說によれるにて、近世の風ならず、かへりて文明の頃の奥書なるべき事の旁の證とはすべきなり、

さて件の四十七字の右旁に、今の尋常ざまの片假字を施たり、今按ふるに件の四十七字は、いはゆる吏道にて、もとは悉曇法によりたる五十音圖のごとく書て傳はりたりしなり、其は下に擧る乙本をみて知るべし、然るを中むかしこなたの神道者などの、神代字なりといひなして、伊呂波歌に傚ひて唱ふべき文を、書とゝのへむとして、からくしてまづヒフミヨイムナヤコトモチ、と十より千までの言の頭音を連ねたれど、一つをヒ、二つをフ、七つをナ、九つをコ、百をモなどいへるは古言に例なき言なり、（その中に、萬葉集に云々七國と書るは、略訓の例の書ざまなり、）殊にヨロヅといふべきをヨといはまほしけれど、上に四つをヨといひたればせむかたなくて、ヨロヅのロをとりてあてたるなど、いとかたはなり、かくてラより以下の言は、さらに何事ともきこえぬ言なり、これも造言者の意には、かのヨロヅをロといへるごとくわたくしにさだめて、意義ある文なりとして、神道の秘密傳授などゝやゝえたりけむ、

注享保の頃著せる和漢三才圖會に、或書云、天照太神告二大己貴尊一、其靈句曰、人合道善云々、大己貴尊與二天八意命一同レ意以二此言一造二神代文字一云々と記せり、此說は、貞享のころ僧潮音が妄作せる、舊事大成經の中に記せる趣なりとおぼゆれど、もとよりあまりなる妄說どもにて、一わたりよみとほさむことだに堪がたくて、かたへよみみてやみにしかば、よくもおぼえざれど、いづれにも此ヒフミヨの妄說なりとおぼえたり、されどそれも在來し

히ヒ 후フ 미ミ 요ヨ 이イ 무ム 나ナ 야ヤ
고コ 도ト 모モ 디チ 로ロ 라ラ 네ネ 시シ
기キ 루ル 유ユ 이ヰ 두ツ 와ワ 누ヌ 소ソ
오ヲ 다タ 하ハ 구ク 메メ 가カ 우ウ 오オ
어エ 니ニ 사サ 리リ 헤ヘ 데テ 노ノ 마マ
스ス 아ア 세セ 에エ 호ホ 레レ 게ケ
다タ 데テ
ㅜウ ㅗオ ㅣイ ㅓエ ㅏア
요ヨ 고コ

ㅅス ㅎフ ㄷツ ㄹル ㄴヌ ㄱク ㅈユ ㅁム
ㅇウ

右神代文字、推古天皇端正元己卯年、所レ納ニ於當社ニ也、

旹文明九丁酉歳　　高橋兼久

右甲本は、越後國蒲原郡、伊夜比古神社の神主、高橋兼久が寫置つるを寫せりといふを、さきに其裔國彥に借りて寫せるなり、（但その本書は、神庫にありけるを、前に江戸にもち出たりけるほど、旅宿にてことごとく賊に奪られて失ひたるを、この字の寫は、はやく寫とりて、家に傳はりたりと國彥いへり、）さて奥書に記せる事は、此字を珍らしく尊きものにせむとて、造言せるものなる事は、古書どもをよみえたるほどのものには識らるゝを、文明の頃書たるものなることは疑なし、

注年號は大化が始にて、推古天皇の頃、いまだ年號ありし事は、もとより國史には見えざることながら、その大化以前にも年號ありけむときこゆること古書に證あり、然れどもまた、別に僧徒の僞作り

て里土（リト）、餅土（ヂト）などいふは、轉れる言なるべき事決し、かくて其諺文廳を設たるを、しばらく世宗が世の半頃とさだめて、かの明律に吏道を書加へたりといへる洪武廿八年よりは、三十年餘の後の事なり、然るに成俔が叢話に、舊より吏道のありし由をばいはで、創て諺文といふ字を製りしごとく記せるは疎なり、かの明律をも見ず、

注叢話は、嘉靖四年にその門人ときこゆる黄律が跋みえたれば、やゝその前に書たるものなるべし、かくてその嘉靖の頃は、かの明律を頒行すといへる、洪武二十八年より、百廿餘年の後に當り、世宗が世に諺文廳を設たりし頃よりは、おほよそ百年ばかり後に當れり、成俔は其國にてはすぐれたる文人とはきこゆれど、當時かの頒行の明律も廢れて讀見ず、もとより吏道の事をばよくも知り辨へざりしかば、疑を闕て叢話にはもはら諺文のうへのことのみを記し、謾に世宗を嘘美（ソラホメ）して、吏道の事にはおよばざりしものなるべし、さてまたかの明律の洪武の跋に、吏道の事を、土俗生知習熟云々、といへるに、嘉靖六年の訓蒙字會に、在二邊鄙下邑一之人、必多不レ解二諺文一、故今乃幷著二諺文字母一、使三之先學二諺文一、次學二字會一則庶レ可レ有二曉誨之益一矣、といへるをおもへば、世宗が世に改定たる諺文は、そのかみすでにおほよそ百年ばかり經ぬれど、いまだ邊鄙下邑まで普くはおよばざりつるにこそ、おのれ既く朝鮮にて景泰二年に刊りたる、孫子の板本に諺文を施したるを見たることありき、此はかの世宗が世の半頃より、凡二十年あまり後に當れり、そのかみ諺文の行はれたりつることは著し、

又叢話に諺文の字體を、依二梵字一爲レ之といへるは、其字體のいさゝか梵字に似たるかたもありて、其を合せて用ふ趣も梵字に似たりとはいふべゝ、吏道も原は梵字に倣ひたるにてもあるべけれど、成俔が此諺文の由來に疎なる識（サトリ）にては信（ウケ）がたし、後人の推量說に據れるものとぞきこえたる、

○上にいへる、世に神代文字なりといへる三體を、ここに擧てつぎ〳〵に論ふべし、但し其三體に楷正なると、それより轉れる略體のあるを、漢字に准へて、今假に眞行草といふべし、さてその三體の事を論ふにつけて、假に其字の本様の名目を設て、甲本乙本丙本丁本といふ、

○甲本眞字體

り行ひて、吏道は用ひざる世となりぬるにあはせて、舊本の吏道にては、なか〱に紛はしければ、さらに刻板を造り、もとの吏道を諺文に改め、また其を漢字音を假借て、然は書なせるものなるを、跋文はなほ舊本のまゝにて、別に言をば附へざりつるものなるべし、（その諺文のことは、次に論ふべし、）さてその吏道を製れる薛聰は新羅人なり、其は朝鮮史略の新羅紀に、神文王が世譜に、薛聰が文才ありし事を載て、聰字聰智、父元曉、爲二沙門一、淹二該佛書一、既而反レ本、自號二小生居士一、（元曉が事は、宋高僧傳にみえたり、）娶二瑤石宮寡夫人一生レ聰、聰生而明鋭、既長博學、能以二方言一解二九經一、義訓導二後生一、又善屬レ文、と注へり、（能以二方言一云々の文、吏道を製れる事に當りて聞ゆ、）かの國籍を按ふるに、その新羅の神文王といへるは、天武天皇の十年より、持統天皇の四年まで世を知りし王なれば、薛聰が吏道を製れる頃、おほかた推知るべし、

○諺文といふは、その國人成俔が著せる慵齋叢話に、世宗設二諺文廳一、命二申高靈成三門等一製二諺文一、初終聲八字、初聲八字、中聲十一字、其字體依二梵字一爲レ之、本國及諸國語音文字所レ不レ能記者悉通無レ礙、洪武正韻諸字亦皆以二諺文一書レ之、遂分二五音一而別レ之、曰牙舌脣齒喉、脣音有二輕重之殊一、舌音有二正反之別一、字亦有二全清次清全濁不清不濁之差一、雖二無知婦人一無レ不二瞭然曉一レ之、聖人創物之智有レ非二凡力之所一レ及也、といへり、世宗は（莊憲王と稱へり）もろこしにては、永樂十七年より景泰二年におよび、わが皇朝の應永二十六年より寶德三年の頃に當るまで世を知し王なり、（かの新羅の薛聰がころより、おほよそ七百五十年あまりの後に當れり、）かくて其成俔が說に、又その國籍訓蒙字會（嘉靖六年に著はせる書なり、なほ此書の事は、下にいふべし、）に記せる趣を參考ふるに、世宗が頃すでにかの吏道の字畫の、おのづから差錯（タガヒ）などのいできて混はしく、また方言の訛、字音の差誤などもいできて、一とり〲に混らはしくなりたりけるを、さらに字體を一樣に定め、五音四聲清濁を正し、合用作字の法を立などして、其を諺文と稱ひて廳を設て國人に敎へたりしものなるべし、松岡玄達が結毦錄に諺文の事を、其國にて辭吐（デト）ともいへる由聞りといひ、又忠友云、對馬人の說に、朝鮮人の語に諺文を吏道ともいふはその異名にて、或は里土（リト）ともいへりとかたりたる由、聞およべりといへり、これにて諺文は吏道より出たるものなることます〱明なり、さて吏道とは、其國にて字の事をいへる言に

ぬ、いかで書つらねて見せてよとこへるにもよほされて、かつ〴〵辨へてみむとてするなり、それにつきてはまづその吏道諺文の事を辨へおきて、次々に論ふべし、

○吏道といふは、朝鮮國にてはやく製りたる國字をいふ名なり、其は朝鮮にて、もろこしの明律を印板にしたる本の跋に、刑者輔治之法、不レ可レ爲レ忽也尙矣、諸刑家製レ律、或有二過不及之差一有司病焉、此大明律書科條輕重各有二攸當一、誠執レ法者之準繩、聖上思三欲頒二布中外一、使二仕進輩傳相誦習、皆得以取レ法、然其使レ字不レ常、人々未レ易レ曉、況我本朝三韓時、薛聰所レ製方言文字、謂二之吏道一、土俗生知習熟、未レ能二遽革一焉、得二家到戶諭一、每レ人而敎レ之哉、宜下將二是書一讀レ之以二吏道一導上レ之、以二良能政丞平壤伯趙浚一、乃命二撿挍中樞院高士褧一、與レ予囑二其事一、中略、以二白州知事徐贊所レ造刻字一、印出無慮百餘本、而試頒行、庶レ不レ負二欽恤之意一也、時洪武乙亥二月初吉、尙友齋金祇謹識、と記せる吏道これなり、

注洪武乙亥は二十八年なり、明太祖が世の年號を用ひたるなり、此時の王は、是年より四年前、洪武二十五年に、高麗人李成桂、その君高麗王を降して國を奪ひ、自ら王となりて、名を旦と改め、明王に請て國號を朝鮮と更む、謚を太祖康獻王と稱ふ、今の朝鮮王の始祖なり、

さて此に引出たる明律は、さきに穗井田忠友が見たる由にて委く告おこせて、其抄錄したる文を見せたるに依れるなり、忠友云、其書朝鮮制の刻本五冊ありて、料帋はその國の諸官廳の廢紙を反し用ひたるが見えて、義城縣印、靈山郡印など捺(サ)したるもみえ、また嘉靖二十一年の題識見えたり、然れば其嘉靖の末の年ごろに揩たる本なるべし、さて其律に吏道を書る處みえず、本書の律文の中間に、衍字と見えて、文義を隔たる字の一二、あるひは三四纔(マジ)りたるが數處あるは、洪武の原本の吏道を、更に漢字音を假借て書改て、別に刻りたるかたの本なるべきこと、跋文に考合せて明なりといへり、なほ按ふに、原本の跋に、刻字を以て百餘本を印出して、試に頒行といへるは、その律に吏道を施(ツケ)て、活字にものして、まづ百餘部を頒行して讀せ試たる由なり、さてありつるほどに、世宗が世におよびて、吏道の轉訛を再修し、改て諺文に製

ひ、裏面は本文を書ながら、天仁乎波を書たり、其は本文の字列、また墨色筆勢にて知られたり、山科□□此ことを聞て云、或法相宗の僧の談に、己が宗にては、經疏などを書くに、天仁乎波をば、本文を書ながら書く古實なりと云へり、然る例にて書るものなるべし、と云へり、さて其片假字、おほかた今の尋常に用ふる體を、多くは草體になだらめて書たり、異體にはロ(ワ)ヱ与ヘヽこれらを交へ書たり、またンと書べき處は、みなムと書り、また之(ナリ)などのごとき草略、片モなどのごとき合字の體はあらず、但し本文に、菩薩を丼と作るところあり、これによりておもへば天平寶字の頃、既に片假字を用ひたりし證なり、

假字本末附錄

神代字辨

世に神代字なりとて、寫し傳へたるが種々あるをみるに、多くは龜卜の灼兆にことよせて、とりどりに作りたるものと見えたり、さるは中むかしよりこなたの、唯一などいふ神道者などの、みだりに作りたるものなるべく、又それにたぐひて、えせ人の後に作りたるもありとみえなどして、さらにうけがたきものなり、又近き頃紅毛字に效ひて、新に作れりとおもはるるが、何がしの神社に傳はりたるなど、うべうべしくいへるもみえたるは、それ作れる下の心さへにおしはかられて、いづれも論ふにもたらぬを、あるが中に字體もおほかたさだかにて、みだりに作れるものとはみえざるが三體あるは、今朝鮮にて、諺文といひて用ふ國字の古體にて、吏(リカ)道といふものとぞ見えたる、さるをわがともがらのうひうひしきが中に、まことの神代のなりとおもひまどへるがあるに、かたはし論ひきかせたりければ、いとゞしくまどはしくなり

は、いとも／＼めでたくたふときにあはせては、いまだ音の上下の事をば、古人のごとく嚴重に意得て、さだせる人のきこえこぬぞくちをしきや、いかで其すぢをも正し明らめて、世にひろめむ人もがな、さてまた片假字の異體をば古書讀ためにのみ心得おきて、ことさらにこのみ書くことをせず、舊のまゝにて傳はれる今の世の體を、正しく鮮明(アザヤカ)に、目やすく書べきわざにこそ、伊勢貞丈主の隨筆の書に、眞字と片假字とを交へ書くとき、ロ。は口舌などの口にまぎれ、ニ。は二三などの二にまぎれ、カ。は勇力などの力にまぎれ、タ。は朝夕などの夕にまぎれ、チ。は父子また十二支の子にまぎる、かく混じ誤りやすき字は、文の害となる事あり、心をつくべきことなり、といはれたるは、まことに然ることなり、

追考

かく記しおける後に、天平寶字五年に書たる、最勝王聊簡略集と題せる佛書に、片假字を用ひて點を施したるを見たり、此書吾友佐藤方定が親しき人、或古寺より得たりとて、いたく秘藏るを、おのれに見せむとて、たゞ暫とて借もて來て見せたるなり、古代の厚紙を繼て、兩面に書て一卷とせり、いたく舊び蠹て、卷舒に堪へぬばかりになりたるを、薄紙にて兩面より張繕ひて、透して見るべくものしたり、さて其卷首に件の題名ありて、序に我日本八嶋國志貴嶋宮、謚天國押撥廣庭天皇御宇七年戊午十二月廿二日、自二百濟國主明王一、奉レ慶二佛像經敎一、大臣蘇我稻目宿禰始建二佛法一、起二爾戊午一今至二寶字五年辛丑一、所レ經年數二百廿二年、下略、と書て、卷軸に、天平寶字五年と細字に識せり、序に、今至二寶字五年辛丑一云々、と云へると、同年なれば、すなはち此書の作者の自筆なるべし、さて此書漢文ざまには書たれど、拙きかきざま多し、字體も拙けれど、さすがに古樣にて、手のすぢ常時の書なるべきこと疑なく覺ゆ、さて其本文眞行の體を交へ書て字旁にところ／＼片假字にて訓を注し、天仁乎波(テニヲハ)を施し、また反點を附たるなど、おほかた今の世の體に異ならず、連讀の字間に、｜を附たる所ろもあり、乎古止點を施したる處はあらず、さて其訓點反點、表面は多く朱を用

と相同じ、共にその音點に隨ひて、其言を唱試むるに、今の京言のごとし、又字鏡集の奥書に、寛元三年四月二日、小河法印乘澄示云、朱點東宮切韻、墨點唐玉篇也云々、寛元三年五月十日、尙成云、墨點不審字也、朱點詳之無二不審一字也、とあれば、これも名義抄のごとく、字訓の片假字の左旁に、點施したりしものなり、然るにおのれが見たる本ども、いづれも數度轉寫を經たりとおぼしくて、寫誤多く、點をば寫漏せり、まれ〳〵左旁に墨もて點さしたるもみゆれど、いとみだりにてあらぬ位（トコロ）にものしたれば、據るに足ず、くちをしきわざなり、又色葉字類抄に載たる神名に、をり〳〵墨の圈點見えたれど、これもいづれの本もいとみだれたり、こはもと延喜神名式の古本に據りたるにやあらむ、近ごろ古寫本と、また一本得たるに、一本には朱にて點さしたるが、こは點の位いとしもみだりならず、普通の本とはこよなし、又古事記、日本書紀の古寫本の中にも、をり〳〵眞假字書の歌文、また訓の片假字にも、朱點さしたるところあり、おほかたはよろしく見ゆ、點例上に云へるに同じ、下に擧るもまた同じ、書紀の印本に、まれに黑圈の點あれど、こはいたくみだれたり、また顯昭の古今集注、袖中抄の古寫本にも、ところ〴〵朱點あり、これらは寫誤多からず見ゆ、さてその古今集の序注の跋に、纔載二管見之所一レ勘、憖備二竹園之高覽一云々、壽永二年云々、次に文治二年正月廿四日、依二重仰一差レ聲加レ點了、建久二年九月五日、重下二賜加レ點差レ聲訖、同歌注の卷々の跋に、文治元年云々注二進之一、重賜レ差レ聲とあり、顯昭此注を某親王に奉り、重て其仰によりて點施して奉り、また其親王重て點施して賜ひたる由なり、同人の散木集注の奥書にも、壽永二年十月七日、奉二梁門敎命一注二進之一、重下二給差聲一了、顯昭、とあり、但し見在る本ども、其差聲の點を寫脫せり、そのかみなほ差聲加點といひて、語の音の上下を嚴重にしたりしこと知るべし、書のさまによりて、古は多く然ものしたりけむを、後世になりて、其點をばいたづらなる事のごとくおもひて、寫しとらざりつる本の、今は多きなるべし、件のほかの書どもにも、其點あるを見たりしかど、今わすれにたり、又さきに細川幽齋主のみづから書給へる、古今集の抄物の、歌詞の中に、朱點施し給へるを見たりき、さればなほ近むかしまでも、語の音を嚴重に謹む事は、すたれはてざりつるなりけり、かくて近き世より古學おこりて、彼此の大人たち、言の道々をふさね證して、おほかたおつることなく、あきらかになりぬる

明經家點圖之中

紀傳家點圖之中

興福寺點圖之中

かゝるさまなるは、字を引合ての讀みざま、又四聲などの點圖なり、（但し四聲の點位は、漢國の例にて、今も用ふるなり、）なほあり、

假字に點を施して音を示したる例

古書に、假字に朱點を施して、音の上下を示したるがあり、まづ其音の上下を示せる事の、書に見えたるはじめは、古事記に、神名などの中の字の下に、上去等の字を小く注し添たるところあり、然るは言の連きざまにて音を誤るべきところに、漢國にてさだする四聲の目を假りて、よむ音の上下を示せるものなり、凡て漢語の音には、平上去入の四の別あり、斯方の語も彼に准へて云へば、平上去の三聲あり、平は上らず下らず平なる聲、上は上る聲、去は下る聲なり、古事記に平聲を注されざるは、おのづから注さるべき語の無かりしなるべし、古は語を嚴重にして、その音の上下をさへに謹める事然ありき、かくて古書どもの中、假字に點を施せるがみえたるは、もはらその音の上下を嚴重に謹める所爲にていと〳〵めでたし、今おのれが見たる書どもの中にて云はゞ、類聚名義抄の古本の（仁治二年の本を、建長三年に寫したる本なり）字訓の片假字に、朱もて音點を施したるが多し、卷首に云、片假字有二朱點一者皆有二證據一、亦有二師說一、無レ點者雜々書中隨二見得一注二付之一、所レ不レ知追々可レ決レ之、と云ひて、（はやくより音を重きものとして、點施して示したりし事、おもひやるべし、）音點施したると然らぬがあり、さて其音點を撿るに、上平去の位を定て、訓を注せる片假字の字ごとに、左旁に朱點を施したり、今其點圖を作りてこゝにあぐ、

かくのごとし、また類聚和名抄の古寫の殘缺本の和名の眞假字、醫心方の古寫本（卷第三）に載たる藥物の和名の眞假字、ともに朱の音點あり、その點例みな名義抄

る俗稱にて、然る詞の字なき圖にもおよぼしていへるなり、因に云、件のヲコトと云へるは、世にテニヲハ、またテニハと云ふに近し、萬葉集に、大伴家持卿のなるべし、詠二霍公鳥一歌二首と、ある歌の一首は、毛能波三箇辭闕之と注し、一首は、毛能波氐爾乎六箇、辭闕之と注せり、こはもはら助辭に用ふる辭なるを、わざと闕きてよめるなり、

江家次第御讀書始の條の古本旁注に、寛和例、書御座西間供二繧繝端帖一枚一爲二御座一、其前立二御書案一、置二御注孝經一卷紙也、又置二點圖角筆等案一、面推レ紙云々、寛治元年十二月廿四日、中右記に、今日未刻許有二御書始事一、以二式部權大輔正家朝臣一爲二侍讀一、以二左少辨敦宗一爲二尙復一、其儀如レ式云々、

件三點圖、正家朝臣御書始所二注進一也、以二白色紙一小作子書二付之一、無二表紙一、

また東宮御書始部類記に曰、後深草院御記、永仁二年六月廿五日、此日皇太子御 讀書始也云々、點圖角筆等、此兩物、學士資宗所二調進一也、點圖白色紙書レ之、料紙一張也、一枚左方點圖三置レ之、草紙寸法高弘各五寸、角筆長六寸、

此寸分各方一寸也

又和漢朗詠集の點施したる古寫本の奥に、その點圖を載せたりとて、或人の寫傳へたる、

とあり、此外點圖に、大學二曹菅家江家、紀傳明經博士淸家中家、またト家の點圖、また延曆寺所レ用寶幢院點、東大寺三論宗所レ用點、興福寺所レ用唯識論喜多院點、高野山所レ用中院僧正點、園城寺所レ用西墓點、太秦廣隆寺點などの圖あり、大率は相似て各異なり、古書どもに、點さしたるをみるに、また種々異なるが見えたり、また

（延）惡之省

ヲ 平之全草變　乎 （箏）同全體　乎 （箏）同草體　ら ラ （今）（將）同上草假字同　ラ

（朗）同上草假字同　㐅 （道）　㐅 （箏）（尊）同上　尼 （中）尾之省

右に擧たる片假字の中に、同字を草體のごとくたをやかに書き、又おのづから筆勢にて變れるもあるなり、右のほかにもいさゝか書ざまの異なるはなほ多きを、わづらはしければ洩せるも多し、准へて知るべし、琉球國にて片假字を用ふる事、中山傳信錄に載て、草假字の下條に寫出せるがごとし、但し其は今の普通の體にて、古體なるはあらず、

片假字書の中に用ひたる合字、また片假字の類の略字、

（ヽ） （類）（中）片假字一字之疊　（こ） （朗）同上　（々） （圓）漢文例　（く）（く） （類）（中）同上二字之疊

（ㄗ） （朗）トモ之合字　（时） （中）時之省トキ　（寸） （語）同上　（才） （醫）同上　（斗） （語）トキ之合字

（上） （拾）トヽ之合字　（ㄙ） （興）ト云之合字　（刂） ○ヨリ之合字　（ソ） （將）爲之省シテ　（ソ） （无）同上變體

（ㄟ） （中）也之全草體　（ヤ） （今）同上　（ヒ） （新）同上　（丁）　（丁） （將）事之省コト　（丁） （後深）同上

（類）字訓片假字中交用　（ん） ○歟之全草體　（牛） （類）物之省

片假字に交へて、漢字に讀付る言に用ひたる字

（ゕ） ○如之全草體ゴトシ　（ㄇ） ○以之全草體モテ　（虽）（虫） ○雖之省イヘドモ　（上） （道）（上ル）

（曆）（平）上之訓タテマツル　（下） （道）　（下） （曆）（平）下之訓タマフ　（与） （高）假訓タマフ　（合） （日）給之省訓タマフ

（㑹） （醍）給之極草訓タマフ　（可） ○可之訓ベシ　（申） （古）申之訓マヲス　（人） ○用ニ字本訓ニ云フ人

此類なほ多し、

古筆後撰集の歌の片假字書のさま

フルこきの乃こノこロゴロこしらチキて
ハしりノニケリトりトロカしコえル
ヨの子ミセルアえサヘフレハサハミツ
テサルラムトえ中そホえしカナ
クモノツノタヘテぞしもイノ
トミツアーナカレコヒもろそカチしこノ
タカサコノミアノしらクそゆりろし
キミカマロウタノそケりしゆノ

點圖

仁和寺所レ傳、圓堂點、相傳寬平法皇御作、

ヲ	・ケル	ハ・拍點
・コト	ノ	ヌ・疊點
ニ	・トキ	・タ返點

弁	ろ	メサ
タ	夕	及
セ	ノラ	タ

方圖は漢文の一字なり、下なるも同じ、さて此點圖を、乎古止點ともいふは、圖の首の方に、チコトの片假字のあるによれ

(將)(中)(琉)(催案) ン ン ユ ン (將)なども書りまた ン ノ (長蒙)なども書り但し ノ と作るは ン と反(ハネ)たる末より、斜に逆に書る勢ありて見ゆ、又 レ ン ン 同上

注なども交へ書り、そも／＼片假字は、もとかりそめの目じるしのごとくに書來れるものなれば、其體をこまかにさだすべきにあらざれど、古書をよむには意得てあるべきわざなれば、此(コヽ)にも前後(アトサキ)にも、其書ざまの例(アト)をも、おほかた擧て出せるなり、さて又顯昭の説に、ンはニをはねて書るものなる由いへるによりて、草假字のんの下に論へるを、こゝにも合せ考ふべし、或説に、ン゜は梵字の勾點によりて作れるものなり、悉曇摩多體文空點三内 ホ ツ喉内 ン舌内 ム唇内 かくのごとし、ン゜はヌの輕音なり、皇國の假名は、ン゜はムと通ず、梵音はンは舌内、ムは唇内にて、各別の通用なり、これ梵和の差なり、といへり、さて今昔物語集の古寫本の中、おのれが見たる巻々には、一つもン゜字を書る事なく、なべてム゜字を書り、

メ 女之省川ㇾ訓 メ (將)同上 メ (中)同上變體 メ (天萬)同上草省

モ 毛之省變 毛 (古)(注)(萬)同上省 ゑ (後)同上草體 モ (類)同上或亡之全變體

ヤ 也之全草體草假字同 セ (將)同上

ユ 勇之省變 ユ ユ ユ (將)(中)同上 ユ (後)同上草變 巾 (延)由之草省

ヨ 與之省 与 (最)(菅)全體 与 (江)同上草體 与 (類)(中)(古)(平)與之省

ラ 良之省 ラ (道) ラ (將) ら (金)共同上 ら (神)良之全草變草假字同

リ 利之旁草假字同 利 (箏)全體 り (中)同上變

ル 流之省 ル (寛)(語)(箏)同上 ル (金)同上

レ 礼之省 礼 (延京)禮之草全體草假字同 し レ レ (類)(將)(醫)(金)同上 レ (道)

(長蒙)同上 レ (朗)同上

ロ 呂之省 ヌ (延)同上全草變 六 (類)六之全體

ワ 和之省變草假字同 わ 同上變 ゆ (道)同上變 ロ ロ (天萬) ロ ロ (長蒙)

ロ (天萬)(孝萬)共同上 ロ (涙古)草假字中用之 禾 (類)(中)(日)(醫)和之偏 ヲ ヲ

(將)(醫)(古)(朗)王之全草變

キ 井之全體用ㇾ訓 キ (延)井之省 キ (伊)同上 キ (古)(注)草之省 カ (延)爲之全草變

エ 慧之俗慧之省 エ (長蒙)同上 エ (最)(類)(長蒙)(類成)同上 己 (字)(長蒙)同上 ヨ

ツ　川之變體○宗尊親王書日本紀竟宴歌眞假字中交ニ用ツ字ー　川（江）　川（令）（神）同上全體草假字同　川
（長蒙）同上變體　⺌　ツ　ツ　ソ　ツ　ヽヽ（最）（令）同上變體

テ　天之略省　チ（道）同上　チ（令）（中）（類）同上　て（延）天之草全體草假字同

ト　眞假字所レ用趾之旁止之省用レ訓　止（延）止之略體草假字同似ニ片假字合字ヒ上ー　ト（新）（密）同上變體

ナ　奈之省　ホ（延）同上　那　那（延）共那之全體草變草假字同

ニ　二之本體草假字同　尓（永）尓之全體　尓（類）（仁）（釋）（中）（箏）同上　ヶ（道）尓之省

ヌ　奴之旁

子　子之全體用レ訓　祢（延京）祢之草全體草假字同　ネ（名）（日）（醫）祢之通體偏　ネ（釋）同上　尓
（類）祢之旁（類）尓禾尓禰旁ニ混用禾稱偏ヲ混用

ノ　乃之省體　乃（類）（神）（後）乃之全體　ろ（中）（管）（類）（醫）乃之省　ら（醫）同上草體
ミ（朗）同上

ハ　八之全體草假字同　八（寛）（延）（神）同上

ヒ　比之省　ヒ（百）同上　ヒ（萬）同上　Ｌ（醫）同上　ヨ（類）非之省

フ　不之略省

ヘ　反之略省變草假字同　乁　乁（元）同上○延喜二年所レ書[illegible]籍、矢田部之部字、或用ニヘ字ー、又宗尊親王書日本紀竟宴歌、眞假字中交ニ用乁字ー、又儀式賜ニ將軍節刀ー儀、古本諸本、寛制眞假字中用ニヘ字ー、○契沖阿闍梨云、智度論の皇國の古印本に、字音の注に某反とある反字の、畫を省きてへへと書り、假字のへは反字の省なるべしといへり、然るべし、類聚名義抄には、反を乂またㄡと作り、

ホ　保之省　呆（日）（延）同上　呆（古）同上　早（最）（古）（寛）（類）（色）（神永）（中）（醫）（催案）同上
早（將）同上　早（卜）同上　呼（朗）同上　小（類）（類成）同上

マ　末之省變　ㄒ（長蒙）同上　末（延京）（箏）同上全體　万（延）万之草全體　万（令）同上變體
厂　了（日）（醍）（令）（管）（將）（類）（中）（醫）同上省　马（延）馬之草全體用レ訓

ミ　三之全體用レ訓　ミ（將）同上草體草假字同　刀　刀（江）見之草體省　タ（催案）　ア
（古）（日）（將）（卜）（語）同上　み（類）（類成）美之全草變體草假字同

ム　牟之省　ム（醫略）　ム（朗）共同上　凶（點）凶之全體　九　九　え（將）无之省草

假字同

安積覺云、東大寺なる古佛經に、種々の省字ある中に、无をえと書たるが多し、といへり、草假字にも古くは牟をれと書けるを、後には牟の鼻音にのみ用ふ事となれり、さて其鼻音を、片假名になべて　レ　と書くを古くは　こ（寛）（點）

（催案）催馬樂案譜　（密）僧法密

（字）字訓古本　（拾）拾芥抄訓點

（朗）朗詠要抄延慶二年所ㇾ書　（醍）醍醐寺藏神代紀訓點

ア　阿之偏　ㄗ（醫略）同上安之省　あ（延）安之草變體

イ　伊之偏　ヲ（江）伊旁省　尹チ（江）伊旁省草　い（延京）草假字同

ウ　宇之省　于（類）（將）宇之省或于之全

エ　江之旁用ㇾ訓　ユ（朗）同上草體　え（舟）兄之草用訓草假字同

オ　於之偏略　オヤ（後）（百）同上變體　オ（類）同上　才（舟）同上變體

カ　加之偏　か（延）加之草全體草假字同

キ　幾之草旁省　キ（後）同上　丶（最）（今）（管）（類）（將）同上　ヽ　乀（道）同上　き（延）同上草假字同　ホ（延）木之全體　寸（延）寸之全體用ㇾ訓　オ（无）同上變體　支（神）（眞）眞假字所ㇾ用伎岐

ク　久之省　久（延）久之全體　ロ（類）口之全體　九（延）九之全體　等之旁　ち（箏）支之省

ケ　介之省變　介（无）（將）　个（新）　ケ（見）　ㅅ（管）共同上　ヒ（最）　ケ

（親）共同上草全體草假字同　化（長豪）化之全體　化（類）化之全變體

コ　己之省　フ（孝萬）

サ　非之省　ヒ（管）（將）尼之草省　セ　同上　セ（道）同上○諸本佐世混用　ㄓ　步（延京）

佐之草全體草假字同

シ　之之變體　㐅（後）同上　ミ（令）同上　之（神）同上全體　え（令）（將）同上草體　し

（尊）（延京）草假字同　し（醫）同上

ス　須之省又按（朗詠集私注）衆或作ㇾ𡈼蓋此體之省　ス（將）同上　ㄙ（孝萬）同上　欠（延）同上草省

寸（管）寸之全體　爪（日）（醫）（古）（神）（後）衆之省又按衆古體作ㇾ仫蓋此草變　爪（類）（朗）同上

セ　世之省草假字同　セ　同上今通用　セ（道）（將）（醫）同上省○諸本世佐混用　文（管）（中）同上草支之省

𠃌　𠃌　𠃌　𠃌　共同上

戈（語）同上加點

ソ　曾之省　ソ　同上　ㄗ（將）同上草變體

タ　多之省　太（類）（管）太之全體　大（長豪）（將）同上省

チ　千之全體用訓

片假字異體證文切字例

但し彼此の書どもに見えたるは、悉く其名を標るに堪ず、たゞ一二名を載て省けるが多し

（中）尚書古本訓點 跋云、元亨三年九月十六日、以二中家秘本一移レ點了、

（江）江家次第古本三部訓點

（延）延喜式古本二部訓點

（舟）船橋環翠軒秀賢神代紀抄

（菅）菅家點圖

（百）百寮訓要古寫本

（類成）類聚名義抄、成蓮院本、字訓

（眞）眞言密書訓 長寛仁安之頃所レ記

（親）僧親鸞書

（令）令義解古本訓點

（語）古語拾遺古本訓點

（好）藤貞幹好古日錄據二古書一所レ載

（延京）延喜式京極本訓點

（最）最勝王聊簡略集訓點 天平寶字五年所レ書

（无）无量壽經訓 橫川松蓮院藏、天平六年、智叡王書、蓋片假字、後人所レ施、

（將）將門記訓

（類）類聚名義抄字訓

（箏）古箏譜

（新）新韻集、字訓

（神）神樂歌古本 催馬樂歌古本同之

（尊）尊意贈僧正傳古本 宣命眞假字交用

（仁）仁智要略古本

（釋）釋日本紀訓點

（日）日本書紀訓古本印本

（醫）醫心方古本訓點

（寛）寛平法皇御點圖

（天萬）天治寫本萬葉集歌假字

（長蒙）長承寫本蒙求目錄字音讀法假字

（後深）後深草院御記點圖 東宮御書始部類記所レ引

（卜）卜部家點圖

（古注）顯昭古今集注

（興）興福寺延年舞詞

（今）今昔物語集

（曆）延曆寺寶幢院點圖

（見）日本見在書目錄古本訓點

（金）金澤文庫本群書治要訓點

（神永）永仁寫本神代紀訓點

（萬）萬葉集注釋

（醫略）丹波雅忠著醫略抄訓點

（色）色葉字類抄字訓

（孝萬）同本中所朱按大江孝言本假字

（浪古）浪華帖所レ收古筆

（古）古事記眞福寺藏零本又同書應永殘本

（琉）琉球往來訓點 慶長年中作

（伊）伊勢貞丈主隨筆據二古書一所レ抄

（後）後撰集片假字書古本

（園）園城寺西墓點圖

（高）高野山中院點圖

（道）道風朝臣書佛經訓點

（平）平家物語眞字本中所レ用 文安三年寫本

比挍するに、中には片假字のロ°をコ°と見誤りてお°こ°など作き、ノ°をフ°と見なしてふ°ぬ°など誤れる類あり、又然寫誤れるうへを、又見誤りて寫ひがめたるも儘みえたり、書よく讀見むには心得おくべき事なり、又草假字を片假字に書換へたる書の誤も准へ知るべし、

また近ごろ、加納諸平が得て藏る後撰集の古筆本に、片假字書なるを見たり、歌集にはめづらし、そのたをやかに書なしたる手のすぢ、いみじき見ものにはあれど、目なれざるほどは、うち見にはかたぶかるゝところありて、いさゝかわづらはしかりき、此歌ひとつふたつ寫して下に出すべし、或人云、歌集また伊勢源氏の物語をも、片假字にて書る古筆の、いさゝかづゝ殘れるを見たる事ありといへり、さてまた片假字の字體は、上に擧たる眞備公の製に、空海の增補せるを合せて書る四十七字ぞ、舊のなべての體なるべき、今世に普く用ふる體なり、其は上に論へるがごとくなるがうへに、古くかきたる書籍ども、いづれにも用ひたるをもても知るべし、然るに其中に異體なるはた交れるは、舊の字體を用ひ熟るゝまに〳〵、後々更に製りたるものなるべし、其は草假字にも、さま〴〵の體あると同例にて、自然のいきほひなり、漢字の古よりやう〳〵に轉り變れるにもおもひ合すべし、但し上に云へる今昔物語集をはじめ、事を記せる書どもに、異體を書たるはいと少く、漢文の訓法字書の訓などに、さま〴〵の異體の多かるは、もはら博士だちたる人々の、心々に製り用ひたりしにぞあるべき、かくて近むかしより異體を用ることの漸に廢て、近世におよびてはをさ〳〵ある事なく、おのづから舊の字體にのみたちかへりて書く事となれるは°、まぎらはしからでいとよき事なり、こは林道春主の漢籍の訓點に、異體をばをさ〳〵用られざりつと見ゆるに、其後の人もそれに倣ひてものせるが、例となりたるにやあらむ、されど、又異體も見知りおくべきわざなれば、年ごろ古書どもの中に見あたりたるを、舊體の字の下に擧げ、はたそれらの本字を推量に注しつけつ、

注但しその異體の片假字の、古書どもにつね多かるも、又まれ〳〵に見えたるも、又たゞ一ッ二ッ見あたりたるもあり、己としごろ書とゞめ置つるに、ひとつ〴〵に其本書をば記しおかざりつるもあるを、今はわすれたるもあるをいかゞはせむ、又此に載するほかにも、異體なるを見た[illegible]とおぼゆれど、寫とゞめざりつるもあり、又己がいまだ見ぬも、もとより多かるべきを、今はたゞはやく書とゞめ置つるを、とりあつめて記せるなり、

七年參議に任され、權大納言までに任されて、承保元年仕を辭し、同四年七月薨給へり、此物語ども書とゞめ給へる年頃推して知るべし、また別本の宇治大納言物語に、嵯峨の帝、小野篁にかたかんなのねもじを十二書て、よめと仰られければ、ねこのこのこねこ、しゝのこのこじし、とよみてまゐらせければ云々、といへる事を載たり、かたかんなのねもじとは、うちまかせて子と書く體をいへるなり、此物語まことに隆國卿の記されたるにか、おぼつかなきかたもあれど、おほかた宇治拾遺など、同じ書ざまにて、ふるきものにてはあるなり、かくて件のねもじの話は、篁朝臣の文才を稱へたる作り物語ならむも知らねど、いづれにもふるきものがたりなれば、ちなみに書そへつ、さて又古書に、地を漢文ざまのごとくに書く種々の體ありて、てにをはなどの辭をば、宣命書の例のごとく、片假子にて小字に書き、又分書にもせるは、例の事なり、また中には眞假字もて然書き、或は其を行草にも、又草假字のごとくにも書き、またそれに、片假字を交へたるもあるなり、永正十四年中御門宣胤卿記に、記し置れたる書翰案に、小朝拜御記令ニ一見一候、如レ此御沙汰爲ニ後勘一尤可レ然候、次日次第之傍ニ、參仕之交名付候ト記トハ可レ有ニ差異一候是ハ、御記分候、又片假名付候事ト、御沙汰分ハ不レ宜候、ナナト大ニ書候ハ、上へ返候字ノ下ニ書候時ノ事ニ候、出ニ無名門ナ一、如レ此候、御沙汰分出ニ無名門ナ一、此分不レ見候、出ニ無名門ナ一、向ニ上首ノ人ニ一如レ此候、可レ然候、御狀ナドニモ、カナマジリ候ハヌ樣ニ御沙汰可レ然候、當時是マデナド申ニ迄ノ字書候、不レ宜候マデナド古人ハ眞名ニ不レ書候、以ニ事次ニ申候、不レ可レ說候下略、十一月七日」萬里小路殿」とも見えたり、さて今の俗の書牘などに、てにをはを右旁に小字に書くも、古の書ざまのなごりなり、

この今昔物語集を寫傳へて、今世にある本どもは、尋常のごとく漢字片假字ともに書行ねたり、印本は、草假字にさへ改たり、其ほか予が見たる書どもに、宇治拾遺物語、十訓抄、著聞集、袋草紙、奥義抄、古今集注、袖中抄、萬葉集注釋、古事談、續古事談、又保元平治の物語、源平盛衰記、平家物語、太平記などの古本もみな片假字もて書けり、

注猶多かりぬべし、さて件の本どもを、草假字本に

蔀たかくあげわたして、人々あまた見え侍りつと申せば、何人ならん見知りたりけるにやとばかりはおほせど、かやうのうちつけげさうなどは、わざと御心にもいらず、とみえたり、さし次の文に、又の日は所所に御ふみかき給ふ、いろ〳〵の紙の、色はだへなどのえならぬ、あまたとりちらして、すみこまやかにおしすりつゝかき給ふ、御手はげになどてか、少しものの心しらん人の、いたづらにかへさんと見ゆるとみえ、此ほかにも手いとよく書給へる趣に記したるに、しか片假字もて歌書給へるは、そのかみ歌ものがたり、女ふみなどは、草假字もて書くならひなるを、こゝにては知らぬ女どものうちつけ懸想なれば、わざとこゝろいらぬさまをあらはして、ことさらにこちごちしき片假字もて、返歌書てつかはしたる趣なり、又同物語に、おき給ひて〔宣大將なり〕手すさびのやうに、かたかなに、「かつみれはあるはあるにもあらぬ身を人のひとゝやおもひなすらむ」、これも情なき風情なり、又うすかうなる御扇のあるを云々、歌云々、とかたかなに書つけて云々、そのかみ片假字を用ひたりしさまおもひやるべし、さて片假字世にあまねく行はれて後は、歌物語などをおきて、假字にて書記すには、おほく片假字をぞ用ひたりけむ、古寫本にかれこれ見えきこえたり、おのれさきに今昔物語集の古寫本を見たるに、古ざまの紙の大なる雙紙に、物がたりを、大きやかに片假字もて書記したるが、祝詞宣命など書く例のごとく、漢字を大に書きて、片假字を其下に小さく分書り、こは決く隆國卿の記されたる本のまゝに寫せるものにして、これ昔の片假字書のおほかたの例なりけむ、

注宇治拾遺物語の序に云、世に宇治大納言物語といふものあり、此大納言は隆國といふ人なり云々、年たかうなりては、暑さをわびて、暇を申て、五月より八月までは、平等院一切經藏の南の山ぎはに、南泉房といふ所にこもり居られけり、さて宇治大納言とはきこえけり、もとゞりを結ひわけて、をかしげなる姿にて、むしろをいたにしきて、涼み居はべりて、大なるうちはをもて、あふがせなどして、往來の者たかきいやしきをいはず、よびあつめ、むかし物語をせさせて、我はうちにそひふして、かたるにしたがひて大きなる雙紙にかゝれけり云々、といへるは此今昔物語集の事なり、隆國卿は長元

字を習ふには、五十音をぞ書たりけむ、

注いろは歌を片假字に書べきにあらず、かなはまだ書給はざりければ、かたかんなに云々、といへるをおもふべし、今按ふるに、そのかみまづ片假字より書習はしめたるは、字體こちたからずして、その四十七字の中に眞字の點畫おほかたたらひてあれば、おのづから筆法も意得べく、またうち讀むほどに、言の道にも口なれ、はた漢文につけたる假字によりて、ほの〴〵讀うかゞふべきたよりともなるべきわざなればなるべし、かくて片假字に次で一わたり眞字を書習へるならひなりしなるべし、其は上巻にいへるごとく、件の蟲めづる姫君の段の、かたかんなに云々とある下文に、これもかの姫君の事をいへるところに。白き扇の墨ぐろに、まなの手習したるをさし出して云々、とあるをもておもひやるべし、さて後に草假字を書習ふはじめに、難波津淺香山をかゞためしとなりしなるべし、また洞物語國讓巻に、（此書の事を源氏物語にいへれば、その頃既く在こしなり、）男手はなちがきにかきて、同じもじをさま〴〵にかへてかけり、（歌云々、眞假字を楷に書て、同音の假字は、別なる字をかへて書る由なり、）女手にて、（歌云々、草假字なり、）はじめには男にもあらず、女にもあらず、（眞假字を行草などに書るさまなるべし、）さしつぎにかたかな、（歌云云）あしで（歌云々、葦手書なり、）といと大きにかきて一巻にしたり、同藏開巻に、からのゑきしを中よりおしをりて、大のさうしに作りて、あつさ三寸ばかりにて、一には例の女の手、二くだりにひとかたにかき、一にはさう、（眞假字を草になり、）くだりおなじごと、一にはかたかんな、ひとつはあしで、まづ例の手を（上に例の女の手とあるをいへり、）よまさせ給ふ、とみえたるは、歌の字を樣々に書て、もてはやせるさまなり、又狹衣物語

注此物語は、紫式部が女、大貳三位作れりと河海抄にみえたり、いづれにも源氏物語よりのちに書たるものと見ゆ、大將十八歳のころ、五月四日内よりまかで給ふ道にて、半蔀に集り居たる女どもの中より、軒の菖蒲を一すぢ引おとして、歌かきてもたせておくりたるを、見給へるところ、にこゝろとき御隨身にて、其わたりに硯もとめて奉りたるして、たゞうがみに、かたかんなにて、「見もわかてすきにけるかなおしなへて軒のあやめのひましなければは」、いまわざとまゐらせんといはせ給ひて、わらはの入らんところたしかに見よとのたまへば、半

○朝鮮國に諺文と稱ふ國音の字ありて、いさゝか片假字に似たる趣あり、其諺文をもて、漢文の書に其國言の訓を注し、又漢を交へてよろづの事を注せるなど、片假字の用ざまによく似たり、さて其諺文は、彼國にはやくより吏道とてありける字の漸に差錯たりけるを、世宗と呼ぶ王が時、皇朝の應永の末の頃に當りて、正して改作れるものなり、さて其吏道を寫傳たるが、今の世に遺れるを、神代字なりといへるはいと謾說なり、上に神代字なりといへる五十音圖といへるこれなり、又漢國にて、かの元の世祖が、至元五年に製らしめたる蒙古字の事を、立御史臺、及諸道提刑按察司、行二新製蒙古字一、更號二僧八合思馬一爲二帝師一、築二堡鹿門山一、立二諸路蒙古字學一、と其世の史にみえ、近き頃清の太祖は、以二蒙古字一集爲二國語一、創二立滿文一、頒二行國中一、滿文傳布自レ此始、と淸三朝事略に見えたり、これらも皇國にして假字の行はれたるとは、はるかに後の事にて、いづれも新に製りて、國中に敎へ行ひたるなり、皇國の假字は、公家にてことさらに製らしめ給へるにはあらず、おのづから漸に行はれたれば、きはことならず、おほらかにおもひやりて知らるゝなり、

但し片假字よりも前に歌などを書には、漢字の假字を草體にも書き、書をまた走り書きになごやかにかきて、おのづから一體のごとくにもなりたりけむを、空海の製れるいろは假字の世に行はるゝにあはせて、もとより書來れる假字の草體をも、ます〳〵なごやかに書交ふる事となりたるものなるべし、其は上卷草假字の條に委く論へるがごとし、さて片假字にても書たる事の古書どもに見えたるは、堤中納書物語、（蟲めづる姫君の段に、あるかんたちめの御子に、右馬助と云ふが、帶にくちなはを鑄はせて、それに歌をそへて、姫君に贈りけるに、姫君の返歌し給へる趣をいへるところに、）いとこはくすくよかなる紙に書給ふ、かなはまだかき給はざりければ、かたかんなに、「ちきりあらはよき極樂に行あはんまつわれ一本こえにくしむしのすかたは」、ふくちのそのにとある、右馬助書給ひて、いとめづらかにさまことなるふみかなと思ひて云々、とみえたり、此作者堤中納言の卿は、延喜の始の頃、世ざかりにおはしゝ人なり、そのかみ女子すら手習の始には、まづ片假字を書き、後に草假字を書くならひなりしと知られたり、男子はさらなるべし、（此手習の次第の事は、既に上卷にくはしく論へり、考合すべし、）さて其片假

作る類いと多く、又佛書に菩薩をサヽ、縁覺をヨヨ、瑠璃を玉玉、荘厳をサム、聲聞をメメ、と作る類の書體も又多かり、かゝる書ざま、今もなほ用ふる人もあるなり、これらもおのづから片假字製れる意に相似たるはたおもふべし、かくて其片假字の簡便なるによりて、音韻の學はさらなり、惣て漢籍の讀ざまの目標にも用ひたるが、漸にあまねく世に廣まりて、字音にまれ、てにをはにまれ、うちかたぶかるゝ處々には、讀む人の心々に、字旁に注し著け、又よろづの事をも書記すならはしとなりたるが、ます〳〵行はれて、つひに今のごとくにはなれるなるべし、さてその字旁にものせる事は、漢文の書籍（フミ）どもの今も遺り傳はれるを見て知るべし、類聚符宣抄に、天平九年六月廿六日、赤斑瘡を病む者の治身禁食の事を示さる太政官符の文中に、咳嗽（志波夫伎）或嘔逆（多麻比）と訓注あり、そのかみ片かなの普く世に行はれざりけむ證とすべし、又古事記、日本書紀などの訓の、印本また古寫本にも片假字もてとり〴〵に注せるが中には、いとはやくより注傳へたりけむとおもはるゝもあり、心とゞめて見るべし、かくてまた古人の漢文よむに、近世とは別にて、一字の讀ざまをもいみじき大事（オモキ）として、互に當否（ヨシアシ）を論ひさだしあへる習俗なりければ、師とある人の讀ざまを祕して、字中或は字旁などに位を定め置て、朱點を施して、弟子に教へ讀しめたる事あり、さて其朱點の位の處に、片假字もて訓ざまを注せる圖を作り置て、弟子にも授くる事としけり、これを點圖と稱ふ、俗に乎古止點圖といふこれなり、乎古止と稱ふ由は、下に云ふべし、又其中に、四聲音訓切點懸點反點漢呉音訓引合などを示す圖もあり、故師とある人の家々にて點圖異にして、他門の人見て容易（タヤス）く知る事を得ざりしなり、其點圖今も遺りたるがあるを、彼此寫たるものあり、其を一ッ二ッ寫して下に出すべし、されど其は煩はしく、かつは見せばきわざなれば、其點圖にのみ隨ひてあるべくもあらず、又さる師をたのまずして書讀むものは、新に作るべくもあらぬわざなれば、心々に讀とりて、上にいへるごとく字旁に片假字もて、其よみざまを注（シル）し添ふるかたのおのづから漸に廣まりゆき、熟來（ナレ）ぬるなるべく、又よろづの事をも、意（ココロ）言（コトバ）を盡して滯ることなく、たやすく書記すことゝはなれるなるべし、

注 されど祝詞宣命などは、今もなほ古の例（アト）のまゝに眞假字を加へて書され、又漢文に物せる中に、斯方の言もて記さむにも、片假字はつきなければ、これもなほ古のごとく、眞假字も一書し來れるなり、

し載たるには、竪行をあゐいをう、かけきこく、と此定に書て、わ行まで横行の次第今と同じくて、わ行を、わゑゐをうとす、但しゑゐと合字に書り、次に一行を加へて、わ〇〇おうと書り、但しわの下に二字を空たり、今圏を加へて寫せり、此書今より百五十年ばかりあなたに撰著せる書なりとぞ、件の音圖は、それより前いつの頃傳はりたるにかしられねど、彼國人の皇國に參渡り始しは、いとしも遠からねば、こは古の一傳にはあるべからず、件の音の位置は、開口より撮口におもむく次第にて、かの國にて音の事を論へる說に近くきこゆとぞ、然れば旣く此方の譯者などがはからひて、彼國人の聞悟べくものして與へたるにぞあるべき、又越後國伊夜比子神の社司の家に、文明九年に寫せる神代文字なりと云へる五十連音圖あり、よく校ふる(カムガ)に朝鮮の諺文の本字、吏道といへる字にて、其音の位置、竪行をウオイエアとし、横行をウスフツルヌクユムウとせり、こはもとより彼國にて定たるにか、これも斯方にて古の譯者の書整たるにてもあるべし、其吏道の辨說は、下卷に加へて注すべし、これらはこゝに云はでもあるべきを、すてもやらで書添へつ、

横行の次第の異なるは、上に擧たる眞備公のを除ては、かの天文本の和名抄に書入たる一本に、字切（切與レ反同、同音取二下字一、又一行之中切ニ取二下切字一、爲二正字一、輕重淸濁依二上字一、平上去入依二下字一、）とありて、羅摩阿可左多那波和夜の次第に記せり（於良半駄にて書たる音圖と、朝鮮の吏道を書たる音圖の、横行の異なるは、因に上に注せるがごとし、）これらをおもへば、中世竪五音の位置、横十行の次第にも、亦異なる說の出來たる事もありけるが、遂に今のごとく正しく定まりたるものなりけり、さて眞備公の片假字製られたるは、唐國の例に倣ひ給へるならむか、其は漢籍字林廣記などに見えたる、撫琴手法の譜の字の畫を省きて作る種種の中に、泛をノ、消をム、綽をト、急をク、吟をテ、掃をヨ、散をサ、按をウなど作り、かゝる書ざまかの國の古き例なるべし、片假字のいとよく似たるをおもふべし、（古より傳はれる樂家の譜にも、然る體なる省字あり、これも唐國に倣へるものなり、）又此方にて片假字出來たる後のものにはあるべけれど、古書どもの中に、其書の趣によりて摩麿などを广、歷曆雁などを厂、密をウ、私をム、義を乂、音を亠、訓を川、反を丶、また乂、行從をイ、位をイ、權をオ、歲を止、など

さて音圖の阿行に於を屬たる、又竪行の音の位置、又横行の次第などの、中昔の書に見えて今と差へるを、予が見あたりたるを擧べし、まづ阿行に於を屬たるは、源順朝臣集に、あいうえおを一音づゝ、初と終の句の上におきてよめる歌五首あり、また天文丙午寫本の和名抄に、一本卷首云とて五十音を書入たるにも、阿伊烏衣於、また和爲有惠遠と書き、（こは順朝臣の草本などに記されたるにか、又後人の書入たるにか詳ならず、）又管絃音義（文治元年の作）にも阿伊宇衣於と書き、釋日本紀にも、阿伊宇江於之五音相通といへり、

注於は必阿行に屬べき由、既に鈴屋翁の字音假字用格に、論定られたるがごとくにてうごきなし、但し件の證例ある事をば、いまだ心つかれずして、然考定られたるが、おのづから古法に符合たるにて、いとめでたし、さて又字音假字用格於乎所屬辨の中に、慈覺の記には、短に於字を用て、以二本鄕音一呼レ之と注し、長に奧字を用たり云々、慈覺ひとり改て此於字に作れるは、三藏の口に呼ところの梵音を聞て、乎に非ず於なることを辨別たる故なり、と云はれたるにつきておもふに、慈覺は承和五年唐國に渡り、得レ値二南天竺寶月三藏一、學二西天悉曇一、聲韻分明、千古所レ疑氷釋、と三代實錄にみえたり、於乎所屬の正しきかたの音圖は、後に慈覺の改めたるなるべし、さて慈覺といへるは延曆寺の座主圓仁の謚なり、

また竪行の音の位置の異なるは、顯昭法橋の古今集注、（文治年中著）袖中抄等に、五音相通の事をカケコクキの五音、ラレロルリの五音と云へる詞あり、

注但しカケコクキと云へるかたは、藤原敎長卿の說の言としてもいへり、敎長卿は、補任を案るに、久壽三年四十八歲と見えたれば、顯昭の世ざかりに老人にてぞおはしけむ、さて此定にて讀ときは、阿行アエオウイなり、此餘も推て知るべし、さて古より傳れる樂家の譜に、ア行タ行ハ行ラ行の音を用ひて、イエアオウ、チテタトツ、ヒヘハホフ、リレテロル、と定めて物音の低昂に配たるは、五音の輕重に隨ひて、樂家の私に立たるにか、又五十連音みな其定に立たりしにもやあらむ、但し上に擧たる管絃音義なるとは乖へり、又於良牟駄國にて、皇國の事を記せる書の中に、草假字にて書たる音圖を寫

く便よくおもほしたるかたもありて、恩寵の殊に深かりしにもやありけむ、後世に草假字を女假字女手なども稱ひて、もはら女ざまのもの丶ごとくなれるにもおもひ合せらる丶なり、

然るに、その眞備公の五十音圖中、本音は四十五字なりけるを、空海圍於の二音を增補して、本音四十七字に爲（ツク）れりといへる傳は、まことに然る事なるべし、其は空海入唐して、始て眞言祕密法を受、梵字學をも傳はりたりと云へば、悉曇法を精しく明らめ曉りて、舊圖を改訂して、於圍の二音をも增補せるものにして、此空海の功も更にまためでたし、（但し衣惠の音の差別は素より音圖にあり、さて義解の序に、空海造二四十七字伊呂波一、四十五字增二補圍於二字一と云へるはたがへり、音圖を正して後、伊呂波を作れりと云ふべきことわりなり、）但し件の音圖、横行のアワヤナタラハマカサと次第たるは、當時なほ精しらざりしかなり、又空海の改補のヲ行のヲをオとし、ヤ行のイをヰとせるは、舊より空海の然改たるにか、又空海の改補の說にのみよりて、明魏の私にものせられたるにか、いづれにもなほ精しからず、（その由は、下に云ふべし、）さて又眞備公の時世（コロ）より、はやく古事記、日本紀等に、以圍於遠の言の差別正しく、字音をも正しく用ひ別たれたる事著明く、少も混なきを、件の公の音圖に、そのヰオを載られざるは、いかなる事にかと考ふるに、公の世より以前（サキ）のむかしは、漢字をよむには、一字ごとにその音を正し明らめて、讀習ひ來れるものにして、悉曇法に據りてさだする事のあらざりしから、何の混れも無かりつるを、かの悉曇法によりて、音圖を製り給へるうひ〳〵しきにあはせて、かへりてヰオの差別に惑ひありて、姑（シバラ）く闕き給へるなるべし、後の世となりて、此道に習熟たる上の意もて深く難（トガ）むべきにあらず、（此等べきにはあられど、かの元の世に巴思八が、創て梵文を採て、蒙古の字母四十三を爲れるも、おのづから似たる趣なり、）然るに空海ヰオの二音を補ひたるによりて、音は備りたれど、猶横行の次第はよくもと丶のはざりつるを、又後に考正せる人人の出來て、今の如くには定まりつるものなるべし、

注高野寺の僧の著はして、刊本にせる野山名靈集に、大師眞筆の片假字は、當山の諦坊に在て祕藏す、といへるは、音圖を書せるものなるにか、いかで其寫を得て、これかれの證にせまほしくて、かの國人がりあつらへやりつれど、いまだ詳ならぬぞ待遠なるや、

史會要に、元世祖が世に蒙古字を製れる事を擧て、帝師巴思八釆ニ梵文一創爲ニ國字一、字母四十三云々とて、其字母をも載たり、これいはゆる蒙古字なり、此製字を行へる事を、元史に、至元五年の事とす、吾朝の文永六年なり、おのづから斯方(コナタ)の五十音に似たりげにきこゆ、巴思八は(元史には八合思巴と書、またその巴を八とも馬とも作)り、西蕃の僧なるを、世祖是を尊て帝師と稱へり、巴思八おのれが國風の悉曇法によりて、字母を作らむとするに、素より蒙古音の異なりしか、又其音に熟れざりしにか、四音を減して、四十三音をもて字母を定めたるものなるべし、これ皇國の片假字に似たる事なり、

然るは續日本紀(寶龜九年十二月の下)に、玄蕃頭從五位上袁晋卿賜ニ姓淨村宿禰一、晋卿唐人也、天平七年隨ニ我朝使一歸レ朝、時年十八九、學ニ得文選爾雅等音一、爲ニ大學音博士一、於レ後歷ニ大學頭云々一と見えたる天平七年は、眞備公歸朝の年に當り、其袁晋卿が事を、空海の性靈集(爲ニ藤眞川擧ニ淨豐一啓、とある文の中)に、遙慕ニ聖風一遠辭ニ本族一、誦ニ兩京之音韻一、改ニ三呉之訛響一、口吐ニ唐言一、發ニ揮嬰學之耳目一、と云へり、音韻に精しかりし人なり、故推案ふるに、眞備公の計らひて、晋卿を歸化たらしめ、もはら學びがたきとして、音圖をも作定め給へるものなるべし、義解の序に、天平勝寶年中に作り給へりといへる年頃もよく合ひてきこゆるなり、古き史書どもを按ふるに、古は音韻の學とてはある事なく、音博士とて字音を教る者は、唐國人を用ひられつときこえたり、此晋卿をもすなはち音博士に任されたりけるが、此後唐國人を任されたる事のをさをさきこえぬは、眞備公の片假字を製り、反切の法を定給へるに始りて、漸に漢籍讀むことの容易くなれるが故なるべし、かくて其音圖に據りて、今皇國言の奇しく妙なる趣を解き明らむるうへにとりては、かへりて漢字よむ料(タメ)にも立まさりて、いみじき世のたからとなれるは、あやしきまでにいさをしく、めでたき思かねにこそはありけれ、

注上に引たるごとく、續紀に眞備公の事を、拜ニ大學助一高野天皇師レ之受ニ禮記及漢書一、恩寵甚渥、賜ニ姓吉備朝臣一、と見えたるを按ふに、そのかみ女帝に、こち〴〵しき漢籍を讀せ奉りたるにも、はじめて此片假字を用ひて教授奉り給へるを、めづらし

切音義、假字音義方位、また追考伊呂波字畫解とて記せるは、明魏の意をもて注せる說にて、甚しき誤あれば、すべてとらず、本書を見て知るべし、

今按るに、吉備眞備公は、きこゆる多才の儒者にて、續日本紀の公の薨られし所に、靈龜三年三月十二日、（通本二年二月十二日とあるは誤なり）從レ使入唐、留學受レ業、研ニ覽經史一、該ニ涉衆藝一、我朝學生播ニ名唐國一者、唯大臣及ニ朝衡一二人而已、天平七（通本五に誤）年歸朝、授ニ正六位下一、拜ニ大學助一、高野天皇師レ之受ニ禮記及漢書一、恩寵甚渥、賜ニ姓吉備朝臣一と見え、本朝文粹に載たる三善淸行朝臣の異見封事十二條の中に、至ニ于天平之代一、右大臣吉備朝臣恢ニ弘道藝一、親自傳受、卽令ニ學生四百人習ニ五經、三史、明法、算術、音韻、籒篆等六道一と見えたれば、音韻の道にも長れ給ひたりしなり、そのかみ唐國に天竺より傳はりたりつる悉曇法を受習ひ來て、それに傚ひて皇國の正しき音聲に轉し、音位を換へて、新に五十音圖を作り、さて其對譯に用ふべき漢字音の區にして一同からざるが故に、更に當時皇國通用の字音、また訓をも假借りて、姑く對譯のために四十五字を定め、其字の偏旁點畫を省きなどして、簡約なる一體の字を製り給へるが、いはゆる片假字にて、（後に空海二字を補て、四十七字となれる事、反切義解序に見えて、上に擧たるがごとし、なほ下にも論ふべし、）かく設置て、學生に便よく、音韻反切を習はしめ、又漢籍の訓ざまどもをも、かつぐ〳〵字旁に注し置などもして、敎授給へるものにぞあるべき、

注遊仙窟の古訓本、文保三年文章生英房の奥書に、嵯峨天皇書卷之中、撰ニ得遊仙窟一、召ニ紀傳儒者一、欲ニ傳受一也、諸家皆無レ傳、學士伊時深愁歎云々、有ニ老翁一閉ニ兩眼一常誦レ之、問讀ニ遊仙窟一云々、伊時聞及云々、參ニ詣翁所一云々、爲レ得ニ遊仙窟一所レ參也云云、翁曰、我幼少自斉受ニ此書一云々、重申願敎ニ此書一云々、翁諳誦之、伊時付ニ假名一讀ニ一帙一畢、といへる事見えたり、此本片假字もて古き讀法をつけたり、古人漢籍の訓ざまを大事とせる趣おもひやるべし、さて字旁の假字づけは、音にまれ訓にまれ、漢國のに准へて云はゞ、音注反切の如し、さて悉曇の事は、唐僧智廣が悉曇字記に、悉曇天竺文字也、西域記に、詳ニ其文字一梵天所レ製、原始垂レ則四十七言、遇レ物合成、隨レ事轉用、とみえたるこれ悉曇の原始なり、然るに明の世の始、陶宗儀が著せる書

聲一、奇哉、世俗傳稱レ之云二吉備大臣倭片假名反切一、五十音圖なり、有二其口決一矣、然後弘仁天長年中、釋空海造二四十七字伊呂波一、四十五字、増二補圖於二字一、以便二于女童一、其體則草書、此伊勢物語、古今和歌集所レ用女假字四十七字也、予學二和歌一、樂二音律一、其餘力覩二吉備大臣倭片假字反切一、則闕無二音義一、竊注二己意一、

注音義とは、五十音の義なり、上に且又横十字隨二云々一備二云々一、と云へる趣の義の闕て注さであるを、今己が意をもて、新に加へたりとなり、そは本文に假字反切音義、また假字音義方位とて擧られたり、其説はこゝに要なければ論はず、

亦考二全書一以解二片假字一、全書とは、五十音圖書きたる片假字の本字を云へるにて、其全き本字を考へて、片假字に作れる趣を解る由なり、其は義解中に倭片假字畫解とあるこれなり、名曰二倭片假字反切義解一、聊述二由緒一冠二假字首一云レ爾、と云へり、かくていはゆる吉備大臣、倭片假字反切口決を載て云、

上父字行竪、下母字行横、其隅生二子字一、

例　伊上父和下母反レ阿隅子

亦　也上父宇下母反レ勇歸レ子

横行歸二父字一、竪行歸二母字一、其歸生二子字一、

例　阿上父和下母反レ阿歸レ子

亦　也上父勇下母反レ勇歸レ子

また五十音圖とて、

口内五字序、所謂同音五字是也、改二乎伊一作二於囲一者空海所爲矣、

ア　イ　ウ　エ　ヲ
ワ　[イ]ヰ　[ウ]　[エ]　[ヲ]オ
ヤ　[イ]　ユ　ヱ　ヨ
ナ　ニ　ヌ　子　ノ
タ　チ　ツ　テ　ト
ラ　リ　ル　レ　ロ
ハ　ヒ　フ　ヘ　ホ
マ　ミ　ム　メ　モ
カ　キ　ク　ケ　コ
サ　シ　ス　セ　ソ

上件、義解の倭片假字畫解のところに載せてかくあり、

注但し義解には、片假字の傍に其本字を書添たり、其は明魏の考給へる畫解なり、その本字當りがたきもあるがうへに、こゝには要とあらねば捨て寫さず、さて上にも云へるごとく、此ほかに、假字反

・長親入道明魏雖ニ直也人ニ者也、于レ時正德三癸巳歳孟春八日、以寧局今出河如雜、と記せり、さて長親卿の著されたる書に、耕雲和歌口傳あり、文明五年の奥書に、右此一卷者、南禪寺禪栖院耕雲魏公上人所レ述、而和歌之道深切著明者也云々、耕雲南朝權大納言右大將藤原長親卿、法名號ニ明魏又耕雲ニ云々、と見ゆ、又源氏物語の注に源氏小鑑あり、足利義持公へ進られたる書なり、又同物語の注に、弘和元年にゑるされたる仙源抄といふもありて、跋に假字づかひの説あり、其大意定家卿の定め給へる假字づかひを非なりとして、漢字の四聲の定に傚ひていふときは、皇國詞にも平上去の三聲あれば、本語の音に泥まずして、その唱ふる聲に隨ひて、漢字の平上去の三聲を撰びて、假字に用ふべきことわりなり、と論へる新説を立られけり、一わたりはいはれたる説に似たれど、隨ひがたし、又みづからの歌集あり、耕雲千首と稱ふ、應永廿年の跋に、此千首愚僧四十年前詠也云々、とあり、此卿の傳ひろく書どもにきこえ給はず、故如レ此なにくれと引出つ、件の書どもをよみ見て、其人がらおもひやりまゐらすべし、さて此卿漢文學は得られざりつるにや、すべて此義解の文劣く見ゆ其意して讀べきなり、

夙聞太古之代未レ有ニ漢字一、君臣百姓老少口々相傳、及ニ平應神天皇御世一、始渡ニ儒經一學ニ書契一、而凡國家用ニ文字一有ニ眞字一有ニ假字一、眞字對ニ假字一正也、假字對ニ眞字一權也、字名義卽物名也云々、都不レ過下於以レ義爲ニ眞字一音爲中假字上而已、（字名義云云より、此までの文意は、因に上卷に述へり、）此舊事本紀、日本書紀所レ用、男假字數多是也、（男假字とは、上文に音爲ニ假字一と云へるに當りて、歌などに書ける字音の假字を云へるなり、此さし次の文に眞字假字とも云へるこれなり、さて下文に、伊呂波假字を女假字と云へり、）亦如ニ古事記萬葉集一、無レ用ニ眞字假字一、以ニ義字レ音相雜筆レ之、（漢字の義をも、字音の假字をも、相雜へて書る由なり、但し萬葉集の中に、眞字假字のみ用ひて書る歌もあれど、こには大概をいへるなり、古事記は、すべての文こそはあれ、歌は字音の假字のみ用ひて書されたるを、かく云へるは疎なり、）到ニ於天平勝寶年中一、右丞相吉備眞備公、取下所レ通ニ用我邦一假字四十五字上、省ニ偏旁點畫一作ニ片假字一、抑四十字（阿行を除さて云ふ）音響、反ニ阿伊宇江平五字一、（下に竪列ニ五字一といへるこれなり、）此乃天地自然之倭語焉、是故竪列ニ五字一、（阿伊宇江平をいへり、）橫列ニ十字一、（竪の一字ごとに、橫に十字づゝある由なり、）加ニ入同音五字一、（合せて五十字の中に、イイウエチ五字は、同音を加入せりとなり、）爲ニ五十字一、（イイウエチの五字を重加へて五十字として、反切の用をなすといへるなり、）且又橫十字、隨ニ唇舌牙齒喉一備ニ宮商角徵羽變宮變徵七

等になすこと尤發聲の心得にて候但下句ばかり三重に講ずる事も併略義にて候次に披講につけ物の樂候へども調子大事の由申來候下略

とあり、いま此披講の墨譜(ハカセ)に據りて、おしあてに唱試むるに、かの順禮歌の曲節の似たりげにおもはるゝは、あまりになづめるこゝろのなしにや、とかつはおもふものから、なほすてもやらでなむ、

假字の本末下卷

片假字

片假字の出來たる始は、藤原長親卿、僧名明魏の倭片假字反切義解序に、

注此書の尾に、仲春日、花山耕雲散人明魏愚草と記せり、奥書に、右一卷搜二求舊庫反故中一而手錄以歸レ庵、倩見、開二秘密之奥藏一示二權實之正軌一然音義輕重淸濁猶未二盡曉一而有レ益二于後學一功不レ少矣、嗚呼惜哉、未レ知二耕雲散人明魏爲二何世何人一而已、元和庚申歲夷則下弦、阿闍梨良正、一本件の文のつぎに、右一冊於二難波速川氏家一許二借之一命レ筆染レ紙、彼花山散人明魏、字耕雲、自作二和歌口傳一則應永年中出家住二山州花頂山一焉、續作者部類卷下曰、凡僧明魏、花山院流、井大納言師賢卿孫、權中納言家賢卿子、名長親、南朝任二權大納言一(新續古今集相撰六首)亦新葉集載二右大將長親詠歌一有二數首一蓋長親慕レ君至孝、長レ歌慣レ音、於二我朝一遭二親喪一凡三年居レ憂者、唯遠世貞觀年中紀夏井也、近世正平年中藤長親耳、

へば知るべきにあらず、おのれさきに下野の宇津宮に行たるとき、手塚某が藏傳へたる、永正聞書と題せる古き寫卷を見たる中に、歌の披講の曲節の事を載たるを、抄出てこゝに載す、

注その題名の旁に朱にて、言塵抄は、冷泉家の弟子の作れる所なりといへども、かはりめを記さむため、足らざるを補はむ爲に書入ルと注せり、さて奥書に、右の聞書は、去永正十七年之夏、於二防州山口一、御本所樣御下向御滯留中、受二御家之說一注レ之畢、と記せり、按に防州山口は、大内義隆朝臣の領地なり、此ぬしの招によりて、西三條藤原實隆公山口に下向の事、記錄どもに見えたり、有職問答の奥書に、此一冊、問は多々良義隆朝臣、答は西三條逍遙院實隆公記レ之、といへる事もみえたり、此聞書といへるは、實隆公の從者などの、山口にて、御說を聞書せるものなるべし、

上略

一和歌ひかうのふしはかせの事初重は調子乙にて

ありあけのつれなくみえしわかれより

あかつきばかりうきものはなし

又二重の事

ふるゆきにやまちせあらくおくるをりや

こやこもいまや秋さむかるら萩

又別而雅經已來二重之事

ほのぼのとあかしのうらの朝ぎりに

しまがくれゆく舟をしぞおもふ

右のひかうは自然一座に一度あるべく候且は可秘にて候三重の事

こゝろなみさりと見てろてま中られ川き

さりとて人のこのけをこゝろえねや

されば三重は乙の調子にかへり候

一うた披講の次第の事先乙にかうじ候て二重それより三重はてのうた二三是分に候て又乙にかうじて可置候若又果の一首まで三重のふしに詠じ來候はばやがて其うたを又おしかへし乙に一返かうじて可置候されば貴人の歌などは二返かうずべく候必賞玩にて候又は貴人などの歌を二重の初三重の初

喜撰が嶽といひ傳ふなり、おしならびて三室戸と云ふ高山そびえつゝ、麓なる寺院三十三所の順禮をうつ觀音堂あり、順禮歌とて、「夜もすから月をみむろと明行は宇治の川瀬にたつは白波」、とあり、此歌今の順禮歌と同じ、但し今は三句を、わけゆけばともうたふは訛れるなり、元和の比はやく耳なれたる趣にきこゆるをもて、餘の歌ども、おほかた准へ知るべし、さて其はもとかの佛足跡のごとく、佛前にて歌唱ふ事の傳はれる寺のありけるが、其意を得て、順禮する鄙人どもの耳ちかくきこゆべく作りて詠(ウタ)はしめたるが、然る寺々のあまねきためしとなりしものなるべし、かくて其順禮歌うたふを、さきに心とゞめてきゝつるに、國々所々にておのづからいさゝか曲節の異なりときこゆるも交れゝど、おほかたの風韻(シラベ)は相同じ、聲音の哀蕩叫吟なるはもとよりいと賤しききはの男女うち雜りたるが、一向に佛を信念(タノミオモ)ふ心ならひなればなり、然るに己が故郷の若狹のおくまりたる山里の中に、絲竹の音(ネ)をもきゝしらぬばかりなるともがらが、賀事(ホギコト)の酒宴(サケノミ)して、かの順禮歌うたひ、手拍あげてゑらぎあそび、武藏の片田舍、またその外國々にても、然る慣なる處ありと聞およべり、或は女の臼歌などにも歌

ふところありとぞ、清輔朝臣の袋草紙に、元慶は大山別當なり、筑紫にて詠二郭公一、「わか宿の垣ねな過きそ時鳥いつれの門も同しうの花」、而上洛の時、山崎邊におい て下女の臼歌に唱レ之、元慶聞レ之拭レ涙、といへることみゆ、おのれもよそながらほのきゝたる事もありけれど、よくも聞とゞめざりつれば、然るかたの山里人にあなぐり問へるに、巡禮の時こそはあれ、然らぬ時うたふには、おのづからおもしろく歌はるゝものなり、とこともなくこたへたりき、百人一首の中の歌にても、うたひたらむにはめでたかるべきをといひたれば、然る歌をばえ知り侍らずといらへたりしこそ、くちをしかりしか、又これも若狹にて、おのれがわかき頃、年始また節供などいふ日に、ものもらひの瞽女が二人三人つれだち來て、門に立て、君が世は千世に八千世にの歌を、言賀(コトホ)ぎうたひたるが、かの順禮歌の曲節におほかた同じくきこゆれど、をりからめでたくあはれにきゝなされたりき、此比國人に問ひきくに、今はさる古代なる歌うたふ事はをさ〳〵きこえず、ところにつけていまめきたるかたの歌うたへりと云へり、これらをおもひあはせて、順禮歌に、古の歌うたひぶりのかつ〴〵も遺りたらむかとはいへるなり、此こゝろしらひして猶、諸國の偏田舍にてよくたづねたらむには、さだかに歌ひざまの遺り傳はれるところのありぬべきなり、さて今も志なたかきわたりにては、歌會の時に披講とて、歌をやゝながめて讀あげ給へる事ありとほのかに聞傳へたれど、いかなる故にか、おもき祕事としたまへりとい

信み給ひ、御私に御位を捨て、大宮を忍出給ひ、辱くも凡人の如く出家といふになりて、修行して、諸國の寺々を拜巡り給へる事、書どもに記せるが如くなれば、然る御行せさせ給へるにもあるべし、又此上皇より前におりゐせさせたまひて、同時におはしましける圓融院上皇も、同じさまにものし給へること書どもに見えたる中に、日本紀略永延元年十月の條に、圓融寺法皇修ニ行南京ニ、巡ニ禮諸寺ニ、と記せるをおもひ奉れば、この法皇のものし始給へるにてもあるべし、さて其三十三所觀音巡禮の事の書に見えたるは、壒嚢抄に、三十三所觀音を擧載て、此記ハ久安六年庚午、長谷僧正參詣之次第也、或夜長谷僧正ノ夢ニ於ニ琰魔王宮ニ、日本ノ生身觀音卅三所ヲ注セル記錄ヲ見ルニ、則今ノ日記也ト云々、一度參詣ノ輩ハ、縦ヒ雖レ造ニ十惡五逆ニ、速ニ消滅シ永離ニ惡趣ニト云々、と記せり、千載集に、前大僧正覺忠、三十三所の觀音をがみ奉らむとて、所々まゐり侍りける時、美濃の谷汲にて油の出るを見てよみ侍りける、「世をてらす佛のしるしありければまたともし火も消ぬなりけり」、穴太の觀音を見奉りて、「見るまゝに涙そおつる限なき命にかはるすかたとおもへは」、と見えたる覺忠は、いはゆる長谷僧正にて、三十三所參詣の時の事に合へり、さて其覺忠は、尊卑分脈を案ふるに、法性寺忠通公の子にて、權僧正天台座主、號ニ長谷前大僧正ニ、治承元年入滅六十歲、と見えたるこれなり、幼雲稿に、明應七年淸水寺新建ニ慈願寺ニ幹緣序に、日東之爲レ俗也、歸ニ吾佛ニ者夥矣、而敬ニ觀音大士ニ爲ニ之先ニ也、院々設ニ其像ニ云々、三十三所爲ニ之最ニ云々、國俗謂ニ之三十三所巡禮ニ、洛陽淸水寺其一也、といへる事見え、また太平記大塔宮熊野落の條に、三十三所巡禮に罷出たる山伏ども云々、又弘治二年に作れる桂川地藏記賀茂祭行裝の文の中に、或有ニ三十三所順禮行者打レ簡、など云へる詞も見えたり、さて其觀音の在所は、具に拾芥抄、壒嚢抄等に見えたるが如くにて、今と少異れり、

さてその巡禮歌の詞、いと拙劣く鄙びて、さらに古歌の體にはあらざれど、むげに近世に作れりとはきこえず、元和二年に記せる太閤記に、伏見の境地を擧たる章に、僧喜撰が住し宇治山も近くありて、すなはち

たふ事となりぬるにあはせて、つひに正雅しき歌うたふ事は廢れはてゝ、歌といへば、たゞよみによみ、たゞ作りにつくりて、たゞ意詞のうへのみもてあそびて、上代の如くうちおもふ眞情の趣を、たゞちにうたひあげて、心を述るわざは、なきが如くになむなれりける、なほ論はゞ、元亨釋書の資治表に、延暦二年十一月勅曰、梵唄讃頌雅音正韻、以則二眞乘一以警二俗耳一、比來僧尼讃頌、動則哀蕩叫吟、曲折萬態、[illegible]レ衒二伎藝一、頗近二鄭衛一、有司往二諸寺一、告二戒濫唱一、

注此勅、續紀には載られざれど、他古書に見えたる詔勅などの、紀に載られざるもあるは、例多き事なり、この釋書は、僧の書るものながら、妄に僞説を作らざる書なり、此勅語もそのかみの正書に據れりときこゆればとりつ、三代格に、同年同月の六日の官符に、僧尼悔過用音事、右奉二今月六日勅一偁、僧尼懺座、妄發二哀音一蕩逸高叫、非三但厭二俗中之耳一、抑亦乖二眞詮之趣一、如不二改正一何肅二法門一、宜下仰二有司一遏中彼濫唱上といへる事も見えたり、此も續紀には載られず、扶桑略記には見えたり、同趣なる事なり、釋書に、載たると同時の勅なるべし、

と見えたるをおもへば、そのかみまことの梵唄讃頌すら淫聲なりしをもて、和讃の今樣歌に轉り、また漸に鄙猥淫聲の歌を作り出して、箏三線の音ぶりにさへ合せて、おもしろくものする事の、下ざまよりはじまりたるを、たかきみじかき人みな、もてはやし聽はやりて、いやますに柔弱淫濫の情甚しくなりぬるは、深く惡むべき因ある事にこそはありけれ、漢國にて聖人の樂の事を稱へ論ひて、鄭衛の聲などいひて、いたく淫聲を惡める意ばえは、うべなる事にこそはありけれ、さてまた上に佛足跡の碑は、其足跡に向ひて讃嘆する歌なりけむとおもはるゝにつけて、今三十三所の觀音を順禮する徒が詠ふ歌も、それと同じ例の遺風なるべしと推考たる説を、因にこゝにいふべし、

注其三十三所の觀音を定めて、順禮する事の始は何時ばかりなりけむ、いまだ考得ざれど、其觀音ある寺々の傳説に、花山法皇の順禮し給ひたりしに始れりとぞ、此法皇はなはだしく佛法を

に、希に今様ざまなるが交れるは、本曲の興あらせむとて後に加へたるものなるべし、さて神樂歌は、體源抄（豐原統秋、永正十一年著）に、貫忠云、上代は神樂は無調なり、（こゝに神樂と云へるは、神樂歌の事なり）而るに近來すべて、以二壹越調一爲レ之、我世に相替事是也、といへる由見えたり、もと無調也とは、から國風の樂の調子につきて、こちたくさだすべき歌曲にてはあらざりし由ときこゆ、催馬樂の類の歌は、もとよりまことに歌をうたふにはあらで、から國の樂調を主として、聲ぶりは其笛どもの音ぶりに諂ひつゝ、作り聲を出して歌詞を詠め合せたるものとぞきこえたる、（朗詠は、詩句を音訓交へ讀て、これもから國の樂笛どもに諂ひ合せてうたふ趣、催馬樂のたぐひなり、さてこゝに云へる神樂歌、また催馬樂の類の事は、別にくはしく論へる書あり、）猿樂の謠といふものを善くうたひなれたる者は、催馬樂郢曲などの類の歌うたふに、聲ぶり合がたし、と或其道の人いへり、さることとなるべし、そは謠はおのづからなる音聲をはり上て、あやなしうたふものなれば、それに熟れぬれば、笛の音ぶりには化りがたきなるべし、今の世にしては、絲竹の音をきゝ知らぬばかりの田舎人の歌うたふをきくに、詞こそは鄙びたれ、おのづからなる聲のまゝに、はりあげてこちたからぬ曲節にうら歌ふぞ、中々におもしろくあはれに聞ゆるを、人いかにきくらむかし、さて又今様歌も後世になりては、漢樂の越殿樂などに合せてうたふ事となれるは、又轉へるなり（これも、神樂歌催馬樂などとひとつに別に論へり、）心得わくべし、そもそも七言に起たる歌の、いづれも句調の鄙しくきこゆるは、上にも論へるごとく、もと梵音を擬びたる和讃の音聲より、漸に轉れるものにして、もとより皇國にてうたひ出せる雅調にあらざるが故なり、今も鄙歌は、かならず七言に起て歌ふ例のごとく、五言に起て歌ふ事のをさをさ無きがごとくになれるは、

注 上にも引出たる、明の世萬曆の始、わが皇朝の天正の頃撰たる日本風土記に、山歌とて、載たる中に、「壽西之法之外、勿達單皮所六格、革里氣尼法乃挨、殺雞蘇路隔、搖那」、かゝる體の歌どもなほあり、そのかみの鄙歌を、もろこし書に記せるがめづらしければ、一首しるせり、搖那ははやし辭なり、

もと梵讃を擬びたる和讃に始りて、今様などのごとき正雅からざる句調の歌曲のいできたるによりて、おのづから人みな柔弱淫濫の情を起して、心に染て感歎ふ風俗となりて、漸にさるかたの鄙歌をのみう

の月を戀わびて、入道に暇こひ、都へ上り給ひけり云々、古京の荒ゆく悲しさを、今樣につくりてうたひ給ふ、「ふるき都を、來て見れは、淺茅か原とそ、なりにける、月の光は、くまなくて、秋風のみそ、身にはしむ」、と三べんうたひ給ひければ、宮をはじめまゐらせて、御所中にさぶらひける女房たち、をりからあはれに おぼえて、みな袖をぞしぼりける、と見えたり、平家物語にも見えたり、また其頃よりすこしおくれてよめるなるべし、慈圓僧正の拾玉集に、今樣歌四首あり、花、「春のやよひの、曙に、四方の山邊を、見わたせは、花さかりかも、白雲の、かゝらぬ嶺こそ、なかりけれ」、郭公、「花橘もにほふなり、軒の菖蒲も、かをるなり、夕暮さまの、五月雨に、山郭公、名のりして」、月、「秋の始に、なりぬれは、ことしのなかは、過にけり、わかよふけ行、月影の、かたふく見るこそ、あはれなれ」、雪、「冬の夜さむの、朝ほらけ、ちきりし山路に、雪ふりて、心のあとは、つかねとも、思ひやるこそ、あはれなれ」、と見えたり、此僧正、嘉祿元年七十一歳にて寂られし人なり、

さて件の今樣歌よりも、はやく承平の頃、紀貫之主の記されたる土佐日記に、舟子楫取は、舟歌うたひて、なにとも思へらず、其歌、「春の野にてそ、ねをはなく、わかすゝきにて、手をきる〳〵、つむたる菜を、親やまほるらむ、しうとめや、くふらん、かへらや、夜へのうなゐもかな、錢こはむ、そらことをして、おきのりわさを、してももてこす、おのれたにこす」、これならず多かれどかゝず、これらを人の笑ふをきゝて云々、と見えたり、詞つきはさるものにて、歌調の鄙しくて笑しかりしなるべし、そのかみ既に和讚ぶりの歌の下ざまに行はれて、かゝる船歌なども いでき口なれたりしものなるべし、さて又上に擧たるごとき、今樣歌八句の詞のほかに、まれには句の多き少きもみえたるは、なべてならぬ格のおのづからいできたるなり、（あまりにわづらはしければ、こゝには擧げず、）さて其今樣歌より轉りて、七言に起たる雜の歌ひものゝ、又漸にいできたるを、とりすべて雜藝と稱ひ、また郢曲とも稱ひ、又今樣、雜藝、郢曲など、歌を別ても稱へる事あり、中昔の書どもにまち〳〵に見えたり、其歌どもを、ひとつ〲擧て辨へむ事は、こゝには盡しがたし、又神樂歌催馬樂歌の中

白菊も、うつろふ見るこそ、あはれなれ、我らかかよひて、みし人も、かくしつゝこそ、かれにしか」、また源平盛衰記に、清盛入道の前にて、祇王祇女と稱ふ白拍子が歌ひたりとて、「蓬萊山には、千年經る、萬歲千秋かさなれり、松の枝には、鶴巢くひ、いはほの上には、龜あそふ」、また佛といふ白拍子がうたへる歌に、「君をはしめて見る時は、千代も經ぬへし、姬小松、御前の池なる、龜か岡に、鶴こそむれ居て、あそふなれ」、又祇王が歌へる歌を擧て、「佛もむかしは凡夫なり、我等もつひには、佛なり、三身佛性、具しなから、隔つる心の、うたてさよ」、と折かへし三返までこそうたひたれ云々、入道打うなづき給ひて、景氣の今樣をばいしくもうたうたるものかな、此歌は雜藝集といふ文に書れたるは、さはなし、三四の句はよけれども、一二の句を引かへて、佛もむかしは凡夫なり、われらもつひには佛とうたふは、二人が隔られたるところをいふにや、なほも聞あかず、今一度とのたまふ、いくたびも仰にばとて「君かあけこし、手枕の、絕て久しく、なりにけり、なにしにひまなく、むつれけむ、なからへもせぬ、ものゆゑに」、とこれを二返ぞ歌ひける、入道またうちうなづき、此歌は侍從大納言、師の中納言のむすめにあひぐして、契淺からざりしにいくほどもなくして別れつゝ、歎のあまりに、作り出してうたひし今樣なり、それにはわれらがあげこし、手枕の、とこそあるに、一の句を引かへて、君があげこし手枕、とうたふ事は、入道がところを思ひなぞらへてうたふにや、それをば祇王はいかにとして知りたりけるぞ、かやうの事は、時にとりて上手ならではかなふまじ、あはれ祇王は、今樣は上手かな、上代にもきゝおよばず、末代にもありがたしとぞほめ給ふ、と見えたり、（此事平家物語にも載て、件の歌四首の中二首ありて、詞いさゝか異なり、盛衰記に、此ほかにもかゝる風體の今樣、四首ばかりあり、）それより前の世にもて、興せるさまおもひやるべし、

注このほかに書どもに見えたる今樣歌、なほおほかり、さてその歌ども、なべて佛教などの意に據りて、佛語或は字音の詞、又鄙語などを交へて、和讚にいたく異ならぬは、もと和讚より出たる歌なるが故なり、但しことさらにこゝろして尋常の歌詞にてよめるもあり、源平盛衰記に、治承四年六月福原に遷都の後の條に、後德大寺左大將實定は、舊都

じき中昔の詞なり、つひに今様といふ歌の一體とはなれりしものなるべき、但し中には八句四十七言に言の餘れるも、足らざるもあれど、其は希にて變體と云ふべし、さて其事の書に見當りたるは、紫式部日記、寛弘六年の條一條院天皇の御世法成寺の池の船遊の事を記せる文に、若やかなる君だち、今様歌うたふも船に乗おほせたるを、若うをかしく聞ゆるに、大藏卿のあふなく〵、まじりて、さすがに聲うちそへんもつゝましきや。

注 枕草紙の歌は、といへる條に、今やうは、ながくてくせづきたるといひ、また狹衣に、此ごろわらはべの、口のはにかけたるあやしの今やう歌どもを、いとしら〴〵しき聲にて、うたひてすぐるけしき云々、ともいへり、そのかみの世のさまおもひやるべし、此物語の作者は、紫式部が腹にうまれたる大貳三位なる由、河海抄に見えたり、また朝野群載に載たる、大江匡房卿の傀儡子記に傀儡子者、無二定居一無二當家一云々、動二韓娥之塵一餘音繞レ梁周云云、今様古川様、足柄、片下、催馬樂、黒鳥子、田歌、神歌、棹歌、辻歌、滿周、風俗、咒師、別法師之類、不レ可二勝計一、即是天下一物也、とも記されたり、此主は後三條院天皇の御世の比より、世のきこえありて、天永二年七十一にて薨給へり、その世のさまはたおもひやるべし、

又古今著聞集に、嘉承二年三月五日、鳥羽殿に行幸ありて、堀河院天皇の御事なり、六日和歌の興ありける云々、次に御遊云々、盃酌朗詠今様など有けり、百練抄に、承安四年九月一日、於二太上法皇御所一法住寺殿有二今様合事一、撰二定堪能輩卅人一、十五箇夜間毎レ夜一番彼レ決二雌雄一、師長資賢等卿爲二判者一、十三日仙洞今様合之次有二御遊一、上皇令レ歌二今様一給希代之美談也、

注 上皇とは後白河院天皇の御事なり、梁塵秘抄口傳集に、若宮に參りて今様の會終夜ありて後、亂舞、猿樂、白拍子玄など〳〵しつくしき、治承二年九月廿四日の事なるべし、といへるも、同じ上皇の坐ませるほどの事なり、建暦御記に、諸藝能事云々、後白河今様、無二比類一御事也、何只可レ在二御意一、と記させたまへり、

など見えたり、此頃に及びてはさばかり御所ざまにても、もてはやし給ひたりしなりけり、今様合の事、長門本平家物語にも見えたり、さてその今様歌の書に見あたりたるは、著聞集に、刑部卿敦兼のうたひたる歌に、「ませのうちなる、

ね、漢國のごとく溷雑紆曲の音をもて、字に委ねて、その字義を主とし、詩句もその字數を定めて、音數の定り無きがごとくにはあらず、おのづから皇國に似て、音を主として、さて字にも書整る法ある國なれば、もとより歌唄讃歎などいへる類の調ある言は、音數をもて句調の定りありて、種々の體のあるが中には、おのづから然る皇國の歌の句調に似たるもあるなりけり、さて又皇國の歌は、神代なるはさらにもいはず、すべて古の歌どもに、和讃のごとく七言に起れるはひとつもあることなく、

【注】但し古事記なる神武天皇の御歌の首に、宇陀能多加紀爾、志藝和那波留、とよませ給へるは、初句七言のごときこゆれど、此は三言四言の二句なりとして、記傳に説かれたるがごとし、初句三言の例は、同記に、彌多能、比登母登須宜波、書紀に、瀰磨紀、異利寐胡播椰、などあるこれなり、すべて歌句はかならず五言七言によみとゝのふるおのづからなる定格にて、それに足らぬや餘れるがあるは、其句に合へる詞のよりこざるときは、それに拘らざるもありて、其は歌ふとき其心ゑらひして、節奏を延べもし約めもして、歌ひ整へたるものなるべし、今の俗の鄙歌の中に、さる趣にものするがありて、かへりてはえあるごとく聞なさるることのあるをもてもおもひやらるるなり、さて次にいふ、中むかしよりの歌には、五言七言の句に言の足らざるはをさ／＼あることなく、言のあまれるには、おほく句の中に、阿伊宇衣於の音の言あるは、もとより柔輭隱微なる喉音にして耳だゝず、しらべよろしきがゆゑなり、然るは上世のごとく、平生に歌ひあぐることをばせで、なべてはただいさゝかながめてよみあぐるならひとなれるにあはせて、句のしらべにふかく心をいれてよみ出るから、おのづから然ありしものなるべし、

空海より後の世に、今様といへる歌ぞ、もはら此和讃と同じ句調なるは、和讃歌に口なれたるより轉變りて、下ざまの女童などの、めゝしく鄙びて、をかしきかたに歌ひなす節奏の、とり／＼にいできて、世にはやりもてはやしけるが、漸に盛になりけるにあはせて、上ざまにもおよびて、いともかしこき御わたりにさへ、今様とてもて興し給へるが、（今様とは、今の俗言に當世風と云に同）

たるを詠ひ、結句ををり反し詠ふがおほかたのならひなるは、かの佛足跡の歌うたひたるがごとき遺風なるべし、歌がらの拙く鄙しきは、もはら賤き女童の詠ふべき料に作れるものなればなり、この詠歌の事、なほ下にもいふべし、また今昔物語集に、行基が事を擧て、幼童なりける時、行基は天平廿一年、八十歳にて寂れるをもて推すに、齊明天皇の御世の九年の生に當れり、隣の小兒等村の小童部と相ともに、佛法を讃歎する事を唱へけり、先づ馬牛を飼ふ童多く集りて此を聞く、馬牛の主、馬牛の用在て人を遣りて尋ね呼ばするに、使行て此讃歎の音を聞くに、極て貴くして、皆馬牛の事は不レ問、讃歎するを涙を流して此を聞く、如此して男女老たる弱き來集て此を聞く、鄉の刀禰は此の事を聞て、田をも不レ令レ作ずして、如此き由无き態する者追むと云て行ぬ、寄て聞くに、云む方无く貴し、然れば泣て此れを聞く、亦郡の司此の事を聞て、大に嗔て我れ行て追むと云て行て聞くに、無レ限く貴ければ、亦泣て留ぬ、亦國の司前には使を遣つゝ令レ追るに、使毎に不ニ返來一ずして、皆泣々此を聞く、然れば國の司極て怪く成りて、自ら行て聞くに、實に恐く貴き事無レ限し、隣の國の人に至まで、聞き傳へつゝ來て此を聞く、此れに依て此の事を公に奏す、然れば天皇召て此を聞給ふに、極て貴き事無レ限し、其後出家して藥師寺の僧と成て、名を行基と云ふ云々、

注日本往生極樂記にも、行基菩薩云々、少年時村童相共讃ニ歎佛法一、餘牧兒等捨ニ牛馬一而從者殆數百、若牛馬之主有レ用之時、令ニ使尋呼一、男女老少來覓者聞ニ其讃嘆之聲一不レ聞ニ牛馬一、泣而忘レ歸、菩薩自ニ上高處一呼ニ彼馬一喚ニ其牛一、應レ聲自來、其主各牽而去云々、

とある語につきておもふに、件の事を行基にかけていへるは、例の僧徒の造說めきて信がたけれど、佛法の讃歎を歌詞のごとくに作りてうたひたりしこと、また其の讃歎を聞たる昔人のなべての情ざまの然ありけむ事、和讃におもひあはすべし、さて又上にも云へるごとく、梵讃は右に擧たる句調の一體のみにはあらず、種々別なる體もあるが中に、皇國の尋常の短歌の句調なるもあり、其は光明眞言に、唵阿謨伽、五言、毘盧左曩摩訶、叶七音、慕捺囉麼抳、五言、鉢陀麼日縛羅、七言、鉢囉韈哆耶吽、叶七言、とあるなどこれなり、抑、天竺の音聲は、皇國のごとく單直正雅にこそはあら

閇由須禮、知知波波賀多米爾、毛呂比止乃多米爾、とあり、次々なるもみな同じ句調なり、其次に呵嘖生死、と題してその意の歌四首あり、これも句調同じ、又其趺石の文末に、諸行無レ常、諸法無レ我、涅槃寂靜、の語あり、さて歌の結の一句餘れるは、をり反して詠へるにて、これ佛跡に向ひ此歌を讀て、讃歎し詠ふべき料なるべし、

注但し其をり反せる結の餘句の、本の結句と詞の異なるは、歌ふときにとりて、結句と同趣なる餘意を加へて、感ふかくものしたるにて、そのかみ興あるかたの一種の歌ひぶりなりけむを、此佛跡を諸人に拜ませ讃歎てし詠はせて、心にしめさせ給はむために、さらに其餘句をも作りて、書つけさせ給ひたりしものなるべし、神樂歌の中にも、其定に結句を反して歌ふべく書せるがあり、其はわきて神慮を悦懌しめ奉らむとてのわざなるべし、おもひめぐらしてあぢはひ知るべし、又越後國伊夜比古神社の祭の時、唱ふ神歌二首の中に、「伊夜彦の神の麓に今日らもか鹿の伏すらむ皮衣きて、角さきながら」、と歌ふ例なりとぞ、これおもひ合されておもしろし、なほ諸國の中にもさるおもむきなる歌ひぶりの神歌きゝおよびつれどさのみは擧ず、さて又件の神歌は天明七年、其國三嶋郡石井十二社神主藤原氏重が、其國の式社を尋めぐりて、何くれと書しるせるものに見えたり、なほその歌ひぶりをよく尋まほしきわざなり、〇萬葉集五卷に、山上憶良、大伴熊凝に代りて、死を悲める長歌の反歌五首の中、四首の尾句ごとに、一云ゑか〳〵と異詞の一句を載たるにあはせて、長歌の尾句にも、一云ゑかゑかの一句あるを、反歌のかたにありしが混ひたるにて、五首ともに尾句に一句を添たるものならむとして、佛足石の歌の體に同じ、といへる說あれど、集中尾句にも又中間の句にも、ゑか一云ゑかゑかと載たるがいと多く、また添たる句を、一云といふべき由もなければ、佛足石の歌句などの例とすべきにはあらず、

歌の雅たらぬは、強て作れるものなれば然ることわりなり、後世に三十三所の觀音、順禮するものゝ、その寺々にて詠ふべき歌どもの作れるがあるを、詠歌といひ、その詠歌を書て寺ごとの佛前の額にうち置

は上に引たる江談に、空海の事を、寄ニ四教法文ー、作ニイロハニホヘト讃ー給と説へる源信が謚なり、此體なる歌を法文といへる事、體源抄にも見えたり、源信が四教法文といへるにもおもひ合すべし、同書に、白河院の時近藤と云ふもの、御前に召されてうたひたる歌とて、「太子のみなけし、夕くれに、ころもかけてき、竹の葉に、鷲のみ山を、出しより、沓はあれとも、ぬしはなし」、とみえ、侍從大納言成通卿（此ぬし、平治元年六十五にて出家し給へり）の事を、雲林院にて云々、沓をぬぎて堂の内に入て、きちやうの外に居て、「何れの佛の、くわんよりも、千手の誓そ、たのもしき、枯たる草木も、忽に、花さき實なると、ときたれは」、といふ句を、くりかへしくりかへしうたひて又、「藥師の十二の、誓願は、衆病悉除そ、たのもしき、一經その身は、さておきつ、皆令滿足、すくれたり」、とうたひ給へるよし記せり、しかれば和讃を法文ともいひしなり、僧家に傳はれる和讃もみな同じ句調にて、いづれも佛語などの字音を交へて、雅しき歌のさまにはあらず、悉いろは歌の趣なり、但し高野寺にて用ふる梵漢の唄讃を記せる古き印本を見たるに、末に和讃の歌を片假字に書載て、「龍女ハホトケニ、ナリニケリ、ナトカワレラモ、ナラサラム」、次に、「五障ノクモコソ、アツクトモ、如來月輪、カクサレヌ、モノコノアリケレ」、また次に「龍女ハホトケニ、ナリニケリ」、とありて墨譜を點したり、件の歌は一首なるを、三段に唱ふべく書たるものなるべし、末の龍女は云々の二句は、首の二句ををりかへして唱へるなるべし、然らば例の和讃の句調ながら、終に七言の一句多し、さて件の印本は、奥書に、右板開者於ニ高野山往生院ー、藝州嚴嶋住良舜開ニ置之ー畢、于時天文十、三月廿一日、と書せり、件の和讃を、殊さらにたゞ一首載たるは、空海の作れるなどにもやあらむ、此ほかにも高野寺に傳はれる和讃の、ありや無しや知らず、

さて又佛德佛敎の意を、尋常の歌に作り詠むで讃歎せる事は、空海よりいとはやく有しなるべし、今その古く聞えたるは、奈良の藥師寺なる天平勝寶四年に建たる佛足跡碑に誌せる歌、そのかみの讃歎なるべし、其首に恭ニ佛跡ー一十七首とあり、其首なるは、美阿止都久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利、都知佐

やと云々、と云へる事見えたり、

注件の和讃、いろは歌の句調とまたく同じ、さて和讃の詞いとよろしからずとは、詞がらの鄙しげなる由なり、歌の意、藥師とは行基が事を云へるなり、東大寺要錄に、行基を藥師再來と云へり、また誕生の事は、慶滋保胤の日本往生極樂記に、行基菩薩云々、出㆑胎胞衣裹（ツヽミマツヘリ）纏、父母忌㆑之閣㆓樹枝上㆒、經宿見㆑之能言、收而養㆑之云々、とみえたる趣なり、この記は、寛和年中に作るよし、大江匡房卿の續本朝往生傳に見えたり、

又今昔物語集に、千觀内供が事を擧て、顯密の法文を兼學ぶに心深く智（サト）り廣くして、二道に於て悟り不㆑得と云事无し云々、亦阿彌陀の和讃を造る事廿餘行也、京田舍の老少貴賤の僧、此讃を見て興じ翫て、常に誦する間に、皆極樂淨土の結緣と成ぬ云々、亦權中納言藤原敦忠卿と云人の第一の女子ありけり、年來千觀に師壇の契をなして、深く貴敬ふ事无㆑限し云々、後年月を經て、遂に命終らむとする時に臨て、手に造る所の願文を捲（ニギ）り、口に彌陀の念佛を唱て失にけり、其後彼女の夢に、千觀蓮花の船に乘て、昔造れりし所の彌陀の和讃を誦して、西に向て行くと見けり云々、といへる事みえたり、此事著聞集にも載て、千觀は空也上人の敎によりて、遁世したる人なりといへり、日本往生極樂記に、延曆寺阿闍梨傳燈大法師位千觀云云、作㆓阿彌陀和讃廿餘行㆒、都鄙老少以爲㆓口實㆒、極樂結緣者往々而多矣云々、とも云へり、さて空也上人は、天祿二年七十歲にて薨給ひ、千觀は永觀元年六十六歲にて寂（ミマカリ）たる僧なり、今も空也和讃とて、其歌いと多く傳はれるをおもへば、其中にははやく空也上人の作り給へるも、かの千觀がもありぬべきなり、悉（ミナ）いろは歌と同調なり、おもひ合すべし、

注その和讃の歌一つ二つ、「時候ほとなく移り來て、五更の空にぞ、なりにける、念々無常の、わか命、いつか生死に、陷さらむ」、又、「三界ところ、廣けれと、來りて止まる、ところなし、四生のかたち、多けれと、生じて死せさる、體もなし」、風體みなかくの如し、古事談に、惠心僧都金峯山に正しき巫女有と聞て、只一人令㆑向給ふ、心中の所願占なへとありければ、歌占に、「十萬億土の、國までは、海山隔て、遠けれと、心の道たに、直ければは、勤て至る、とこそ聞け」、と占なひたりければ云々、と見えたる歌も和讃なり、此歌をもて占辭に用ひたるなり、惠信と

音、摩視怛覽、五音、縛日羅達麼、七音、誐夜那、五音、縛日羅羯麼、叶七音、迦嚕婆嚕、五音、とあるが如き是なり、（件の讃の句の下に書る數音は、今おのれが示し注せるなり、下なるも同じ、）かくてその梵讃の意を漢人の其國の語に譯し、その梵音の句調に叶へ作りて、やがて其聲明に擬び唱ふを漢讃といへり、（漢國音は、溷雜紆曲にして、拗音なるも多かれば、これも皇國の單音の例のごとく、正しくは叶ひがたければ、おほかたをもて論すべきなり、）すなはち件の四智の漢讃を、金剛頂略出金剛經に載たるに、金剛薩埵、七音、攝受故、五音、得意无上、七音、金剛寶、叶五音、金剛言詞、七音、歌詠故、五音、願成金剛、叶七音、承仕業、五音、とあるが如き是なり、空海また然る漢讃の例によりて、かの四教法文の意をさらに皇國言に譯して、件の四智梵讃など、同じ句調に、四十七音を整へて、いろはの讃歌を作りて、かの漢讃といふに傚ひて、和讃といへりしものなるべし、其は上に擧たる源信の語に、いろは歌の事をイロハニホヘトの讃と云ひ、又讃文字など云へるをも證とすべく、また後世に和讃歌の同じ句調なるをもても、いろは歌すなはち和讃にて、後に佛法の意を述て、其節奏に唱ふ歌を、うちまかせて和讃と稱ふ事となれる由をも、推しめぐらして知るべきなり、

注但し寛元三年三月廿八日平戸記、（民部卿平經高卿記、）花供の佛事の下に、此間誦二今度新花讃一、此讃三二度許、念佛相交誦レ之、其後誦二新五偈漢讃一、次誦二其和讃一、是皆予制二作之一、と見えたる漢讃和讃は、此に論へるごとき梵讃に對へたるにはあらで、たゞ新に漢文の讃を作り、其意を例の和讃に作られたる由なるべし、さて又前に花讃とあるも漢文のなるべし、もはら同義と心得べからず、

さて和讃の事の書に見あたりたるは、砂石集（弘安二年僧無住著）に、行基菩薩は和泉國に降誕し云々、藥師と云下女の腹に宿り給へり、心ぶとのやうにて生れたりければ、あやしみて鉢に入て、門の榎のまたにさしあげて置云々、日來經て後うつくしき童子一人出來る、即成人して、東大寺の大佛殿などの勸進聖となり給へり、彼御誕生の所に、昔より講行など修して和讃作り誦し侍る、其初の詞に、（和讃の歌數首ある中の、其首にといへるなり、）藥師御前の御誕生、こゝろぶとにぞ、似たりける、すりこばちに、さしいれて、榎木のまたにぞ、置にける、或人語りけるは、寔に奇特不思議なれども、和讃の詞いとよろしからず、信心もさむる心ちせり、靈佛のみめわろきには斗帳をかくる如く、此和讃も箱中にをさむべきを

訖ニ龜山院天皇文永三年七月ハ凡八十有七年、歲月陰晴必書、餘紀ニ將軍執權次第及會射之節ハ其文轇轕、又點ニ倭訓于旁ハ譯レ之不レ易、而國之大事反略之、所謂不賢者識ニ其小者ニ而已云々、といへる事も見えたるをや、

假字の本末上卷附錄

或人、本書に論へるいろは歌は、梵讃の句調によれる和讃にて、また鄙歌のもとなりなどいへる說を、くはしくきかむといふに、書て見せたるを、おなじくは、此に記しそへたらましかばといふにしたがひて書加へつ、

按に、いろは歌は、本篇に論へる如く、七言に起(ハジ)め五言と句を互になして五言に結め、八句四十七言の調にて、これ僧家に和讃とて唱(ウタ)ふ歌の始にて、後つひになべての鄙歌のもとゐともなりたりとぞきこえたる

まづ和讃としも云へるは、梵讃の句調に叶へて漢國にてその國言もて作れる漢讃といふがあるに擬ひて皇國言もて作れる讃の由なり、然るはもと天竺國にて梵讃とて、佛敎の旨を演たる梵語の讃歌のあるが中の一體に、皇國にて和讃といふもの丶句調に似たるが多し、但し梵音は、皇國のごとき正しき單直の音のみはあらず、長呼、合音、拗音などもあれば、皇國言の例をもて、其音數を嚴に律すべきにあらず、大概をもて論(サダ)すべきなり、其は大日經なる四智梵讃に、唵縛日羅薩怛縛(オンバジラサタバ)、叶七音、蘇嚩羅賀(スンガラハ)、五音、縛日羅々怛曩(バジララタナ)、叶七、

しきや、さてまたこれも鈴屋扇の語に、皇國の事を、古書どもに漢文ざまにかけるは、假字といふものなくして、せむかたなく止事を得ざる故なり、今はかなといふものありて、自由にかゝるゝに、それをすてゝ不自由なる漢文をもてかゝむとするは、いかなるひがこゝろえぞや、といはれしもまことにしかり、

注因にいふ安永の頃、桂川中良主の著はされたる、紅毛雜話といふ書に、紅毛人(オランダ)萬國の風土を記したる書に、支那の文字を笑て曰、唐山にては、物に附け事に依て字を製す、一字一義のものあり、或は一字を十言二十言にも用ふるものあり、その數萬を以て數ふべし、勤學すれども生涯己が國字を覺え盡し、その義に通曉する事あたはず、さるによりて己が國にて記したる書を、たやすく讀得る者少なし、笑ふべし、歐羅巴洲（紅毛の邊、すべて歐羅巴洲の内なり）二十五字の國字を以て少からずとすと記したりとなむ、（彼國の國字をアベセといふ、吾邦の伊呂波のごとし、父字二十字に、母字五字をつゞりて、よろづの音をしるす、）中良按ずるに、皇朝のいにしへは簡易にして、文字をさへ用ひず、それより世降りて、五十音の目標に、唐土の文字を假用ふる事となりき、いよ〳〵末世にいたりては、唐土の文字の音義を用ふる事となりしより、事少く安らけき吾國風をすてゝ、事多く煩はしき唐風を用ふるは何事ぞや、紅夷といやしむる蠻夷すら、心あるものはうべなはぬ唐土の字學にこそはありけれ、といはれたるはことわりはさることながら、今の世のごとくなりたるうへにしては、あながちなる論ひなりかし、さてまた漢字の數は、毛利貞齋が增續大廣益會玉篇大全は、數種の字韻書をはじめ、百部餘の書どもを考索て字を增補へたるが、惣て三萬九千五百六十七字を載たり、されどなほ遺れるもありぬべく、また異體字の漏たるなどは、盡すべくもあらぬわざなるべし、

なほ云はゞ皇國の事實(コト)、また地理などを漢文もて書記したるが、かの國にわたりて、かれがなま〳〵に讀とりたらむには、かへりて皇國の御稜威(ミイヅ)をおとしむるもとゐともなるべければ、かへず〳〵も漢文には書まじきわざなりかし

注近き頃、清國の朱彝尊が曝書亭文集に、吾妻鏡の跋文を作りたるを載て云、吾妻鏡五十二卷、亦名ニ東鑑ニ云々、編中所レ載始ニ安德天皇治承四年庚子ニ、

らぬ、契る言の葉、などやうにはたらく文字をそへて書くべし、すべてかく體と用とにつかふ詞は、用の時は、はたらく文字を添てかゝざれば、まぎるゝ事あるなり、はたらく文字とは、霞まむ、霞み、霞む、霞め、のまみむめの類ひなり、又もみぢばと云ふに、たゞ紅葉とのみ書ては、もみぢとのみいふとまぎるゝ故に、つねに紅葉々とかくことなれど、こはいとあるまじき書ざまなり、もみぢ葉と書べきなり、葉をば眞字(マナ)に書べし、これをもともに假字に書ては、てにをはのはにまぎるればなり、又かくれが、すみか、などのかに家の字をかくはひがごとなり、これらのかは處の意にて、家といふことにはあらず、されど處と書くべきにはたあらざれば、たゞ假字にかくぞよき、又隱が、住か、など上を眞名、下を假字に書たるはこちなく見ゆ、此類ひみな同じ、さびしに淋字いかにぞやおぼゆ、ながめに詠字もいかゞ、詠は聲を長むることにてこそあれ、物を見るながめにはよしなし、さて又つねに目なれぬ文字をつかふことすべてわろし、すべて上件の類ひのことゞも、猶いと多かり、餘は准へて知るべし、といはれたるも然る事なり、但しつねに目なれぬ文字のことは、書のさまによりて、事の意をよく明(アカ)し注さむためには、目なれぬをもつかひ、又あらたに訓を當てゝ、其訓假名をつくべし、みづから書ける文にはつきなきやうなれど、便よきわざなれば、おのれはすでに然ものしきたれり、されどこは人の心にまかすべきわざなり、

殊に書籍は、おのれひとりのわたくしものにあらず、人も寫しつたへ、後世にも書傳ふるものなれば、一字もおろそかならず、いかにもさだかにかき置て、人のよみたがふまじき心しらひすべく、またかへりよみして、書そこなひたらむをも正すべきなり、人にあつらへて書しめたらむには、ことに心をつけて、好く訂しおくべき事にこそ、つねにわろく書なしたる本どもを、よみわづらひたる心をおして、後見む人のうへにおよぼして、かへす〴〵ねもごろにものすべきわざなりかし、かくはおもへどおのれ手かく事のいとつたなきがうへに、これもかれもとおもひ入りたる心のすさびに、いつもあはたゞしきこゝちせられて、かならずしも云ふごとくにはえあらぬぞくちを

従子日孜等ハ入ニ國子監ニ讀レ書、國人就レ學自レ茲始、とみえたる後の事なるべし、

但今琉球國字母、亦四十有七、其以ニ國書ニ寫ニ中國詩文ハ筆勢果與ニ顛素ニ無レ異、蓋其國僧皆游ニ學日本ニ歸敎ニ其本國子弟ニ習レ書、汪錄所レ云皆草書無ニ隷字ハ今見果然、其爲ニ日本國書ニ無レ疑也、次に琉球語とて、天を町(テン)、日を飛、星を夫矢(ホシ)、など漢字にその對語を記せり、

右のごとく書載たり、そも〳〵皇國に用ひ來れる漢字、眞行草三體の中にも、草體や殊にふさひたりけむ、其字製れる本國の漢人すら、よろづに外夷など卑しめきたれる心ならひもわすれて、皇國人の書たる草書、また草假字をいたく賞たる事、上に擧たるがごとし、中にも會要に、いろは假字をもとよりの皇國文字と意得て、筆勢縱横龍蛇飛動、嚴有ニ顛素之遺ハなど稱ひて、いたくめでおどろきたるはことわりにこそ、傳信錄には、琉球人の蚯蚓書をすら、其以ニ國書ニ寫ニ中國詩文ハ筆勢果與ニ顛素ニ無レ異、といへり、古の聞えたかき手書のはさらなり、今の世の人のも、草假字のはしりがきのいきほひ、また女文のうちとけてなごやかにちらし書たるなどを見せて、よろづうちおもふこころのまに〳〵かく書とゝのふる趣を示したらむには、とり〳〵に龍蛇(タツ)とも神ともめでおどろくべきものをや、然はあれど鈴屋翁の語に、すべてものを書くは、事のこゝろをしめさむとてなれば、おふな〳〵字さだかにこそかゝまほしけれ、さるをひたすら筆のいきほひを見せむとのみしたるは、いかなることともよみときがたきがよにおほかる、あぢきなきわざなり、といはれたるは、まことにさることなり、

注こは玉勝間に見えたり、又同書に、歌などさらぬ事にも、物かくに心得べきことゞもあり、あれば、ゆけば、きけば、さけば、ちれば、などいふ類ひの言を、誰も、有は、聞は、咲は、散は、と書ことなれども、しか書てはあるはとも、あらばともよまれ、其外も、その格にて、まぎるゝ故に、語の意しらぬ人はよみあやまりて、寫すとては、ゆけはなるを、ゆくはとも、ゆかばとも、假名にも書なすこと有り、さればかく互に讀みまがふべき言は、みな假字にかくべきわざなり、また霞、契、などを用言に、かすみけり、かすむ月、ちぎらぬ、ちぎる言の葉、などやうにいふを、霞けり、霞月、契ぬ、契言の葉、などかくはわろし、用言にいふ時は、霞みけり、霞む月、契

作二一二字一者甚多、得二中國書一、多用二鈎桃一旁記、逐レ句倒讀、實字居レ上虚字倒レ下逆讀、語言亦然、本國文移中、亦參二用中國一二字一、上下皆國字也、四十七字之末、有三一字作二二點一、音嫣、此另是一字以聯二屬諸音一、爲レ記者、（いはゆる二點は、疊字を假字にも然書くを、聯二屬諸音一爲レ記といひて、別に擧たるなり、但し嫣と讀めるは心得ず、メニめニなど書て例を示せるを、なまじひに心得ひがめたるなるべし、）共四十八字云、元陶宗儀云、琉球國職二貢中華一所レ上表、用レ木爲レ簡、高八寸許、厚三分、濶五分、飾以レ髹（ウルシヌ）、釦以レ錫、（釦は、字書に、金飾二器口一也と見えたり）貫以レ革、而横行刻二字於其上一、其字體科斗書、又云、日本國中自有二國字一、字母四十有七、能通二識之一、便可解二其音義一、其聯輳成レ字處、髣二髴蒙古字法一、以二彼中字體一寫二中國詩文一、雖レ不レ可レ讀、而筆勢縱横、龍蛇飛動、儼有二顚素之遺一、

注又云より以下は、上に引出たる如く、明の洪武九年に、宗儀が著せる書史會要の文を切略（ツヾメ）て記せりと見ゆ、しかるに宗儀を元世の人とせるはいかゞ、もと元に仕へたる人なれば、そのかみのうへをもて、會要を著はせる世に心つかで、疎なりつるにか、もしくは前に元に仕へたりける頃、記せる書のありしを採れるにもやあらむ、

今琉球國表疏文、皆用二中國書一、陶所レ云横行、刻字、科斗書、或其未レ通二中國一以前字體如レ此、今不レ可レ考、

注今推考るに、木簡に科斗字を横行に刻たりといへるは、件のいろはの草假字を、一字づゝひきはなちて、尋常の如く竪行に書たるが、各行字の相並びたるを、横行に讀べく書りと見なしたるべし、また字體を科斗といへるは、その假字を拙き手して、木簡に刻りたらむには、然も見なすべきものなり、さて又片假名も舜天の時より用ひたるごとくにもきこゆれど、そはいかなりけむ、後に漢籍の訓ざまなどを習ふとて傳はりたるにてもあるべし、さて又科斗書の表といへるは、傳信錄に明史實錄を引て、舜天より九紀察度が世に、明の洪武五年、王遣二弟泰期一、奉レ表貢二方物一、是爲下琉球通二中國一之始上、といへる度の表ときこゆ、漢文にものせるは、件の文のさし次に、廿五年遣二

切意、苔蔽ㇾ岩穿衣没ㇾ領、霧横ㇾ山繁帶無ㇾ腰ㇾ(チカシ)かゝるさまにものして、歌數首記せり、可咲ければ、因にたゞ一首をうつし添へつ、

又上にいへる傳信錄には、

字母

眞	草	
イ	い	人讀如依
ロ	ろ	類讀如魯
ハ	は	波讀如花
ニ	に	仁讀如義
ホ	ほ	保讀如夫
ヘ	へ	飛讀如揮
ト	と	登讀如都
チ	ち	知讀如痴
リ	り	里讀如利
ヌ	ぬ	奴
ル	る	留讀如祿
ヲ	を	遠讀如烏
ワ	わ	和讀如哇
カ	か	加讀如喀
ヨ	よ	有讀如夭
タ	た	太讀如達
レ	れ	禮讀如力
ソ	そ	卒讀如蘇
ツ	つ	律讀如卽
子	祢	你
ナ	な	奈讀如那
ラ	ら	羅讀如喇
ム	む	無讀如某
ウ	う	宇讀如務
井	ゐ	而讀如依
ノ	の	乃讀如奴
オ	お	於讀如烏
ク	く	可讀如姑
ヤ	や	也讀如耶
マ	ま	末讀如馬
ケ	け	計讀如其
フ	ふ	不讀如夫
コ	こ	科讀如庫
エ	え	江讀如而
テ	て	天讀如梯
ア	あ	安讀如牙

眞	草	
サ	さ	世讀如沙
キ	き	其讀如基
ユ	ゆ	由讀如夭
メ	め	女讀如霉
ミ	み	弁讀如米
シ	し	之讀如志
ヱ	ゑ	忌讀如意
ヒ	ひ	比讀如蚩
モ	も	毛
セ	せ	世
ス	す	寸讀如使

琉球字母四十有七、名ニ伊魯花(イロハ)一、自ニ舜天爲ㇾ王時一始制、或云卽日本字母、或云中國人就ニ省筆易ㇾ曉者一敎ㇾ之、爲ニ切音色記一本非也、(この或云の說は、闇考の妄說なり、)古今字繁而音簡、今中國切音字母、舊有ニ三十六一、後漸簡爲ニ二十八一、自ニ喉、齶、齒、唇、翕、輕、重、疾、徐、淸、濁之間一、隨擧ニ一韻一、皆有ニ二十八母一、天下古今有ㇾ字無ㇾ字之音、包括盡矣、今實略彷(ニタリ)ニ此意一、有乙一字可下作ニ二三字一讀上者甲、有乙二三字可下作ニ一字一讀上者甲、或借以ニ反切一、或取以ニ連書一、如ニ春色二字一、琉人呼ㇾ春爲ニ花魯(ハル)二音一、則合ニ書ハロ二字一、卽爲ニ春字一也、色爲ニ伊魯二音一、則合ニ書イロ二字一、卽爲ニ色字一也、若有ㇾ音無ㇾ字、則合ニ書二字一、反切行ㇾ之、如ニ村名泊與ニ泊舟之泊一、並讀作ニ士馬伊(トマイ)一、則一字三音矣、村名喜屋武、讀作ニ腔字一、則又三字一音矣、國語多類ㇾ此、國人語言、亦多以ニ五六字一讀

音養志羊耶也奕業通用

音計傑絜吉結及拗通用

音過哥可蛾谷果通用

音天鐵疊敵迭佚牌通用

音索作昨殺者酌通用

音由有友憂油又通用

音覓密鼻滅通用

音業孽違願園源通用　音虛許皮肥被彼比

音設熱舍手敕石折浙　音交朝招喬焦消小宵

音埋蠻謾瞞馬麻通用

音復勿福否卜北通用

音夜月越曰元出通用

今撿るに、件の本文に四十八言と記せるは、京°字を加へて云へるなるを、右の假字には、ひ°と京°との二字を脫して、四十六字を載せ、その脫たる二字の音注のみあは、（音虛云々はひ字の音注、音交云々は京字の音注なり、）はやく二字を寫脫せる本によりて、此記に寫し載たるものなり、さて件の字體の訛れるや音注の疎にして譌なるは更にて、中には假字のみを擧て音注を脫せるも有り、是も旣く寫あやまれる本のまゝに、とり載たるものと見えたり、又語音の條に、切音正舌歌を作りて記していはく、俗曰郷音處々別、古聖先賢難ニ挨切一、挨哀界蓋總依稀、耶陽養也通彷彿、云々、若レ然認レ字經ニ呼音一、千有五分他未レ識、對答要句與徐々、自然音正無ニ差迭一、といへり、因に書つく、

岩衣山帶

杲　結　衣　木　氣　打　而　以　外　和

外　索　木　革　賴　天　氣　奴　氣　奴

山　尼　和　皮　和　事　而　客　乃

呼音、衣過道木、山、陽脉●此片假字、また讀ざまなども、今日安くものせるなり、

讀法、杲結過路木、氣打路依外和、●今按に、依外和の下に、外字を脫せり、索木革賴鉄、氣奴氣奴陽脉尼、和皮和所而革乃、

釋音、杲結、苔塵敝、衣、正音、氣打路、穿、依外和、岩、外、助語、索木革賴、沒ニ頭領ニ氣奴氣奴霧單、山正音尼助語和皮帶和所而革、●今按に、革の下に乃字脫たり、無レ腰

合一墨字非額墨乎、吾儕此已悉、爾等試書之何爲不可、於是上獨斷、將蒙古字編爲國語、創立滿文頒行國中、滿文傳布自此始、と見えたり、

又これも明の世萬曆の始、皇朝の天正の頃に當りて撰たる、日本風土記の字書の條に、本國自古及今尙無學校、雖有字書全無眞正字體、而官民子弟、幼學皆從師於釋敎、雖釋敎頗通中國眞字、但本國慣、以習草爲常、傳襲槩熟、以眞正字書視非切要、故不習耳、且通國公文私箚絕無眞字、悉用草書、童蒙初學止四十八字、名曰以路法、以四十八字分別淸濁之音、一應、諸書文俗之言悉皆通用、本國之人間有精熟四十八字、能變通字體者、即爲飽學也、及考諸書草草之中、彼が國の諸書の、極草の字體の中にて考るに、と云へるなり、間有一二字樣與中國相似、本國文意頗同呼音又異、かく云ひつゝも、己が國字に據れるものとは悟らざりしなり、今將童蒙四十八字音注、明確集成草字于後、草字とは、草假字を云へるなり、なだらかなる字體の義にて、己が國字の草體を云へるにはあらず、下文にも其國草書と云へり、另將吾書四十八篇、另分呼音、讀法、釋音、切意、呼音云云は、下に皇國の歌を、草假字に草字を交へ書るを數首寫し載て、其をよみ譯ける法なり、妥貼辨證別分一卷、以便彼我國人之易譯也、

以路法四十八字樣音注淸濁變用

い　音以亐一伊異通用
ろ　路魯六盧雎羅落通用
は　音法白拔敗排拜通用
に　音爾尼義宜儞通用
ほ　音浮復福伏泊通用
へ　音皿穴別邊遍偏通用
と　音多墮陀獨禿篤通用
ち　音地七之吃即席通用
り　音里利立烈斂通用
ぬ　奴怒度糯捺戶通用
る　音而二
を　音和賀紅渾倭呵通用
わ　音外活話黄華圳通用
か　音革客角揩閑俺各隔通用
よ　音搖要耀玉欲通用
た　音打他太坦達答帶通用
れ　音利里禮力立連列通用
そ　音肝迷宿促拙佐坐足通用
つ　音子紫此茲亂辭慈通用
ね　音捏業逆年儀通用
な　音乃奈拏鬧通用
ら　音郎頼懶樂爛落老通用
む　音木莫目靡磨母通用
う　音戶胡烏姑鼓五通用
ゐ　音意衣以奕我通用
の　音那平聲奶乃
お　音和或訛峩我通用
く　音過忽骨或古通用

たりしものなるべし、

いろはにほへとちりぬる
をわかよたれそつねなら
むうゐのおくやまけふこ
えてあさきゆめみしゑひ
もせす○京（この京字は、音韻字海にあり、京とかけるは、字畫中の口をムとも作く作に依れるなり、）

書史會要に記せる時代の趣によりて推考ふるに、これ其書著せる洪武九年わが朝廷の永和二年よりや丶曩つかた、貞治應安などの頃なるべし、克全が書て與へたるいろはの書體なる事決し、云かれば確なる證もなき空海のなりといへるものよりは、かへりて今より五百年ばかりの昔の書體の證とすべきなり、

さて會要にいろはは字髣髴蒙古字法一也、と云るへる蒙古字の事は上に擧たるが如く、元の世祖が至元五年に、帝師巴思八采二梵文一創爲二國字一字母四十二、といへり、その至元五年は、皇朝の文永五年に當りて、普くいろは假字行はる丶事となりたりし後の事なり、蒙古字法に髣髴たりといへれど、時代の前後もて云ふときは、かれがこなたに似たるなり、もしくは草假字を見めで丶、其體に擬ひたりしにもやあらむ、

注明の何喬遠が著せる閩書の、呂宋の條に、南倭北虜皆有二文字一類二鳥跡古篆一意其初有二達人一制レ之邪、とも云へり、いはゆる南倭は、新井君美主の南嶋志に、漢籍どもを考て琉球の事なり、といはれたるは然ることにて、字海に琉球の通事よりいろは假字を得たりといひ、こ丶に類二鳥跡古篆一といへるも相合ひてきこゆ、又北虜は、蒙古をいへるにて、其字體を云かぐ丶といへるは、陶儀が說と同じ趣なり、さて今のもろこしの淸王が祖、その本國滿州にて蒙古字を集めて用ふる法をさだめて滿文といへりとぞ、其は淸三朝實錄に、滿州王愛新覺羅努爾哈齊が時、皇朝の慶長四年に當れる年に係て、上以二蒙古字一集爲二國語一頒行、額爾德尼、榜式噶蓋札爾固齊曰、以二我國語一製レ字爲レ善、但編輯之法、臣等未レ明、上曰阿字下合二一瑪字一非二阿瑪一乎、額字下

假如曰レ天則云ニそらヿ、曰レ地則云レぢ、曰レ山則云ニやまヿ、今撿に上に擧たる字母の書ざまにては、やまと書べきを訛れり、曰レ水則云ニみづヿ、曰レ日則云レひ曰レ月則云ニつきヿ、曰レ筆則云ニふでヿ、曰レ墨則云ニすみヿ、曰レ紙則云ニかみヿ、曰レ硯則云ニすずりヿ、大意不レ過レ如レ此、以上、

音韻字海には、夷字音釋と標て、件のごとく假字を載て、其尾に、凡夷國上下文移、往來書札、只寫ニ此數字ヿ、凡有ニ音韻略相類者ヿ即通用、通用にはあらず、彼がえ聞知らざりしなり、予因昔遊レ閩得レ遇ニ琉球納欵通事ヿ、以レ此告レ予、故筆ニ之於書ヿ以助ニ觀覽ヿ、諸同志者幸勿ニ目以爲レ迂云、喜聞劉孔當謹識と記せり、今案るに琉球の通事が然いろは假字を示し、又その首に夷語音釋と題て、文文地理等の釋語を載たるに、その用字の音格詳ならず、讀得がたきもあれど、多くは皇國語なり、さるは琉球にはもと文字無かりつるを、永萬のころ鎭西八郎爲朝、伊豆の大島より琉球に渡りて、浦添按司(ウラソヒノアンズ)某が妹に婚(アヒ)て生(ナ)せる子あり、源尊敦と稱ふ、文治三年の頃、故ありて其國の王となりて、舜天といへり、在位五十一年にして嘉禎三年に卒り、其子孫世を嗣げり、すべて件の爲朝舜天の事、琉球もろこしの國籍どもに、皇國の書どもを合せて證考て、中外經緯傳に記せり、其舜天が、時よりいろは假字を習ひて用ひたりけるを、やがて己が國字のごとくもてなして書示し、又皇國言を雅言として對へ示したりしものなり、故孔當も疑を存して、琉球語とは云はで、汎く夷語と稱へるものなるべし、さてその舜天が時より、いろは假字を用ひたる事の證は、中山傳信錄に、此書は、清國の徐葆光が、琉球に使に差されて、康熙十九年にその國に渡りて、究問して記せる由、序に見えたり、その康熙の年は、享保十九年に當れり、琉球字母四十七名ニ伊魯花(イロハ)ヿ、自ニ舜天爲レ王時ヿ始制、或云、即日本字母云々、と記していろはの句を普通の片假字草假字一字づゝ二體相並て載たるを見て知べし、下に寫し出すべし、さて又上に寫出せる會要に載たる假字は、克全が書て與へたるを傳寫せるほどに、字の次を誤り、また字體をも寫ひがめたるものなるべきを、字海に琉球の通事より得たりと云へるも、會要なると全く同じ誤寫なるが、多く見ゆるは意得がたし、故察ふに二書のうちいづれかいたく寫誤りたりけるを、一方につきて訂したる本の傳はれるものなるべし、然るに京字、會要にはなくて、字海にあるをおもへば、字海の傳寫本に誤の多かりつるを、會要に挍へて採りたるにこそ、かくて今その二書に寫し載たるいろは假字の樣につきて撿訂(カムガヘタヾ)すに、原(モト)はおほかたかゝるさまに書て與へ

軍書ハ、昭頗得ニ筆法ハ、後南海商人船自ニ其國ニ還、得下國王弟與レ昭書、稱ニ野人若愚ハ、又左大臣藤原道長書、又治部卿源從英書凡三上、審皆ニ二王之迹、而若愚章草特妙、中土能書者亦鮮ニ能及ハ、紙墨光精云々、以上宋史の文なり、さて所謂若愚の草書を、この會要に纂し載たり、また宋世の米芾が書史に、陣賢草書帖六七紙、字亦希逸難レ辨、如ニ日本人書ハ、といへる事も見ゆ、曩余與下其國僧曰ニ克全字大用ニ者上、偶邂ニ逅于海陬一禪刹中ハ、頗習ニ華言ニ云、彼國自有ニ國字ハ、字母僅四十有七、能通ニ識之ニ便可レ解ニ其音義ハ、因索寫一過、就叩以レ理、其聯輳成レ字處、髣ニ髴蒙古字法ニ也、全又以ニ彼中字體ニ寫ニ中國詩文ハ、雖レ不レ可レ讀而筆勢縱横、龍蛇飛動、儼有ニ顛素之遺則ハ、今以ニ其字母ニ附ニ於此ニ云、

い　以又近レ移○以字
ろ　●今撿音釋缺○路字
は　法平聲又●今撿は之變寫○罷字
に　宜●今撿に之變寫○に尼字
ほ　波又近レ婆○布字
へ　別平聲又近○入比字
と　多又近○止度字●今撿と之變寫
ち　啼又近○ち知字●今撿ち之變寫
り　梨○り利字
ぬ　奴●今撿ぬ之變寫
る　廬○る而字
を　窩○を倭字●今撿を之變寫
わ　懷○哇字●今撿わ之變寫
か　揩作音○加字
よ　竹○有字●今撿よ之變寫

た　大平聲○他字●今撿た之變寫
れ　●●音釋缺○れ呂字今撿れ之變寫
そ　座平聲又近○甦字
つ　士平聲又近●今撿つ之變寫
ね　尼縮舌呼○尼字●今撿祢之變寫
な　乃平聲○那字●今撿な之變寫
ら　阿賴賴作平○利字
む　●今撿音釋缺○武字●今撿む之變寫
う　烏○烏字●今撿う之變寫
ゐ　伊○倚字●今撿ゐ之變寫
の　●今撿二書共音釋缺
お　和又近○お窩字●今撿お之變寫
ま　枯○末字●今撿二書以下三字くやま倒置而音釋次第不錯
く　爺作音○古音●今撿く之變寫
や　埋○や牙字●今撿や之變寫
け　●今撿音釋缺○去字●今撿け之變寫
ふ　蒲又近○不字●今撿ふ之變寫
こ　輪○孤字●今撿こ之變寫
に　●今撿音釋缺○依字●今撿に之變寫
て　梯呼○的字●今撿て之變寫
あ　作音呼○惡字●今撿あ之變寫
さ　又近柴○沙字●今撿さ之變寫
き　欺又近○其字
ゆ　由○又字
め　女○め末字●今撿め之變寫
み　●皮又近眉○み美字今撿み之變寫
し　●尸又近時○實字今撿し之變寫
ゑ　●繋平聲○ゑ泄字今撿ゑ之變寫
ひ　非○庇字●今撿ひ之變寫
も　摩○乙母字●今撿乙者も之變寫
せ　●蚍又近耆○世字今撿せ之寫變
す　又近○是字●今撿す之變寫
京　敲字●今撿京之異體

焉、とみえて、ことさらに唐國に渡りてもの學したりし人なりき、さてまた本朝書籍目錄字類部に、新字三十四卷境部連石積等撰とあり、當時缺本にて世に傳はれりしにか、又此書籍目錄は、見聞に任せて錄したるものにて、當時見在の書のみにはあらぬ證あれば、此新字もたゞ日本紀によりて擧たるにて、卷數の三十は、卌を卅と見誤りたるより轉れる誤にてもあるべし、〇俗に杣峠衜鵺などの類の漢の字書に見えぬ字を和字と呼て、石積等が造れる字の遺傳はりたるものならむといへる說あれど、然る類の字は、古書どもには見えたる事なく、萬葉集にはとり〴〵に文字を用ひたる書なれどさるたぐひの字はあることなし、はるかに後の世におよびていできそめたるものなり、その委しき事は、俗字考に云へり、

いづれにも其新字の行はれざりつるは、大皇國にふさはしからざるが故なりしなるべし、

注その新字造らしめ給へる、天武天皇の御世の十一年より、同天皇の勅語とある古事記錄さしめ給へる和銅五年は、わづかに三十二年ばかりの後なるに、序に其新字の事をばいはずして、たゞ漢字の用法に苦しめる趣を述へるをおもふにも、さらに行はれざりつる事あきらかなり、さて件の新字のことは別に一說あり、そは下卷の末に加へていふべし、

さて漢國にていろは假字を見て、もと己が國字によれるものなる事は知らで、もとよりの御國字とおもひて、いたくめでおどろき、又其いろはを撰して、彼が國籍に載たるを、今またこゝに寫して論ふべき事あり、其は明の世、弘武九年、わが皇朝永和二年に當りて、陶宗儀が著せる書史會要に、皇國の僧克全に索めて寫せると、是も同じ世年ごろは未考へず周鐘、陣明廷、周光祚等が著たる、音韻字海の附錄に載たる、劉孔當が琉球の通事より得て寫せるがあり、共に相同じきを、今その會要に載たるを寫して、字海に載たる中に異なる處あるをば書そへて、白圈をもて別ち、字海の事は、なほ下に論ふべし、撿語は黑圈を用ふ、また彼が寫せる假字を撿るに、訛謬多かれば、並てその右旁に正しき假字を書添へつ、さて其書史會要第八に曰、日本國於ニ宋景德三年ニ、嘗有レ僧入貢云々、命以レ牘對、名寂昭云々、國中多習ニ王右

きたるは、鳥跡によれるとはことなからずや、そもそも上代は、人の魂もつよきがうへに、淳朴に簡なりければ、よろづの事を云ひつぎかたり傳へて、忘るゝ事はあらざりけるを、外國々のさかしきが中には、はやく字をつくり出せるも、ありしなりけり、さはあれど大皇國にしても、千萬年の世を經るにつけては、自ら文字なくて有べからぬところほひ、上件に論へるごとく、漢國の文字書籍どもを獻らせ用ひ給へるに始りて、つひに其漢字によりて、おのづから二種の文字のいできて、漸に世にあまねく行はれて、よろづの事をあまりあるまで、たやすく書記すことゝなりにたるは、殊更に作らしめ給へるおほやけざまの御令(ミノリ)にはあらず、まことに大皇國守護まします神々の御意なるべし、蝦夷などのごとき、殊に卑しき國々に、今に至るまで文字無きは至愚なるが故にて、大皇國の上代に文字無りしとは、其趣格別にして、かけても准へ思ふべきにあらず、かくて天武天皇の御世の新字の事は、書紀十一年三月の下に、命(ニ)境部連石積等(ニ)、更肇俾(レ)造(ニ)新字(一)、一部四十四卷、と載られたり、此字の事を釋日本紀に、日本紀私記を引て、師說

注 日本紀私記とは、釋紀の引書に延喜公望私記、また公望私記、またたゞに私記ともいへり、共に同書にて、矢田部公望宿禰の日本紀の私記なり、和名抄の序に、山州員外刺史田公望日本紀私記と稱ひ、また田氏私記一部三卷、古語多載、和名希存といひて、すなはち本文にもあまた引載られたる是なり、顯昭の袖中抄には日本紀公望注とも云へり、延喜六年閏十二月十七日、日本紀竟宴の歌の署名に、學生蔭孫從七位下矢田部宿禰公望とあり、同書目錄に、紀傳博士と記せり、師說とは公望の師の說なり、其師の名は、いまだ考へず、

此書今在(ニ)圖書寮(一)、但其字體頗似(ニ)梵字(一)、夫(ソモ)(レ)詳(ニ)字義所(ニ)准據(一)、とあるに依りて案へば、其新字は後世の假字のさまなる音字にはあらで、漢國のに傚ひて、萬の事物につきて、新に字を造設け、其讀法などをも注したるものなりけむ、さるは假字のごときものならむには、尋常のごとくなる一卷にても餘りあるべきを、一部四十四卷とあるをもて推量りていふなり、さはいへど一部四十四卷は、あまりに云たゝかなることちす、なほよく考ふべし、

注 石積が事は、書紀孝德天皇の御世大化四年、遣唐使の條の或說に、以(ニ)某々學生坂合部連磐積(イハツミ)(一)而增

るは、たがはぬみ、ずがきなり、などみゆ、今も云ふ言なり、又洞物語國讓卷に、窪手(クボテ)の蓋に、なま女の手にて云々、とあるも、假字をわろく書たるを云へるなり、さて中昔草假字を和字と云へる事きこえたり、吾妻鏡建久四年の條に、修二佛事一捧二和字諷誦文一、貞永元年の條に、武州以二五十箇條式條一相二副和字御書一被レ遣二六波羅一、などあるこれなり、又祇園の社家に藏てる古文書の中にも、正安元年感神院領の事につきて、六波羅の政所の下知狀に、訴陳の文書を眞字にて書つらねたる中に、以二和字一換二漢字一と分注せるがあり、其は本の文書は草假字にて書たるを、和字といひて、そを眞字に換て書つらねたる由をことわれるなり、仙覺律師の萬葉集の跋にも和字といへり、さて吾妻鏡元久二年の條に、將軍令レ好二和語一給云々、とあるは、歌の事なり、右の和字と記せるに合せ見べし、

假字の本末上卷之下

草假字

そも〱此草假字は、上にいへる如く、もと漢字の草書によりていできたるものながら、おのづからそれとは別(コト)なる字の如く、片假字と相雙びて、まことにめでたき大皇國の文字となむなれりける、然るをよろづたらひにたらひたる大皇國に、神世より文字なかりし事こそくちをしけれ、天武天皇の御世に肇て造らしめ給ひつる新字だに、行はれずしてやみぬるはたくちをし、それもせむかたなければ、朝鮮國の諺文といふ字の趣に、新に製りてこそはあらめ、漢國の字によりて出來たるぞ、あかぬ事のかぎりなると或人の云へるは、ひとわたりさることながら、漢國の文字はもと何がしが鳥跡を見て製りそめしとか、其國字その國籍をまづめし採り用ひ給ひて、彼國風のさかしだちたる智のかぎりを識りつくして、その惡さ善さを擇びてとらせ給ひ、やがて其文字を取用ひさせ給へるにあはせて、おのづから大皇國の文字のいで

鶴林玉露に載たりとのたまへりとて、その文を擧載たり、其はもろこし宋世に羅大經が著せる書なり、其文に云、余少年時於二鍾陵一邂二逅日本一僧名安覺一、自言離二其國一已十年、欲下盡記二一部藏經一乃歸上、念誦甚苦不レ舍二晝夜一、每レ有二遺忘一、則叩二頭佛前一、祈二佛陰相一、是時記二藏經一一半也矣、夷狄之人、異教之徒、其立レ志堅苦、不二退轉一至二於如レ此、朱文公云、今世學者讀レ書、尋レ行數レ墨、備レ禮應レ數、六經語孟不三曾全記二得三五板一、而望レ有レ成、亦已難矣、其視二此僧一殆有二愧色一云々、といへり、松下見林が異稱日本傳にも、此文を擧て云、按安覺者、釋經祐、姓色條氏、本名良祐、號二安覺一、千光國師弟子也、嘗入レ宋、歸朝之後止二筑前國田島香正寺一、汲二彥高根神泉一在二豐前國一滴爲二硯水一、手自書二寫一切經一、承元元年十二月終二其功一、筆畫楷正今猶存、と云へり、終功の年月、文安記と差あり、乘燭談にまた云、近頃又香月牛山翁に對談せる序、此事を語れば、其藏經至二于今一存在す、甞て一覽せり、料紙皆當時源平の諸將名ある輩、或は一帋、或は二帋を喜捨して助成す、帋背に各其姓名を書つけたりとぞ、因ておもふに、そのかみ世間に、帋筆甚大切にして、また人の精神甚つよく、志慨甚かたかりし事、これにてみるべし、と云へり、まことに然(サ)ることとなり、さて其一切經、蟲滄腐壞などせるがうへに、人にも分與へなどして、今は全くは存らずとぞ、おのれ前に、かの國人にあつらへつけて、其いさゝかなる一ひらを得て、障子におして、常に見て、そのきもつよき志をめでしのぶる心のすさびに、此に書そへたるになむ、さてまた假字をあしく書たるさまを大假字といへり、著聞集に、下野種武が事をいへる下に、大がなのいま〳〵しげなるにて、種武が馬馳たる證人候はゞ、つかふまつらん、と書たり、又蒔繪師が事をいへる條に、あさましき大がなにて、御返事をぞ申ける、など見えたり、又いとつたなき書ざまなるを、みゝずがきと云へる事あり、榮花物語木綿(ユフシデ)幣卷に、姫宮みゝずがきにせさせ給へるを、信明集の詞書に、返りごとに、みみずがきをしておこせたれば、長明發心集に、人の死期の時のさまをいへるところに、帋と筆とを賜へ、あら〳〵書付むと云ふ、すなはちとらせたれば、手もわなゝきて、えかゝず、わづかに書つけた

すぢに書せ給ふとぞきこえさせ給ひし、宇治の左のおとゞ藤原頼長公、此公の事を飭劔段に、御手かゝせ給ふをなぞ、わざと書やつさせ給ひけるにや、あにの殿にいかにも劣らむとすればなどおぼしたりけるを、法性寺殿は、我は詩も作るやうにおぼゆるものを、さては詩をぞ作らるまじきなどぞ仰られけるとかや、きこえ侍し云々、といへる事もみゆの、朝隆敎長いづれか勝りたると、時忠ときこえし人に問ひ給はせければ、さだめきこえむもよしなくて、とりぐ\に善く書き侍るとぞ答へ申てし、定信のきみ人にかたられけるを、たびく\問はせ給ひけるにや、申きられにけりともきこえ侍る、はだへと骨とに譬へたりとかや、その入道定信は人にかたられける、朝隆の中納言は、行成の大納言の消息、ゆゝしくうつしにせられたるとぞきこえ侍るめる、その消息もたぬ人なく世に多く侍るなり、敎長の御手も、さまぐ\京ゐなかにつたはり侍るなり、宮内大輔藤原定信もひじりのすゝむるふみなにかと、すぐさず書ひろめ侍りけり、いかに本おほく侍らむ、道風のぬしのいますかりける世にこそ、ひとくだりもたぬ人は、恥に思ひはべりけれ、宮内大輔は、大納言行成のすゑなれば、よく似らるべきに侍れど、ひとつのやうを傳へられたるにや、常にみゆるやうにはかはりてぞ侍るなる、おほぢの朱雀（スサカ）の治部卿藤原行經卿なり、實は定信朝臣の曾祖父なるを、おほらかにおほぢといへるなり、の御手にぞよく似てぞ侍るなる、その定信のきみは、一切經を一筆に書き給へる、たゞ人ともおぼえ給はず、世になきことにこそ侍るめれ、五部の大乘經などだに、ありがたく侍るに、いとたふときちぎりむすび給へる人なるべし、又僧正行尊の事を、手書にもおはして、かなの手本など世にとゞまり侍るなり、など云へること見えたり、さて件の定信朝臣の、一切經を一筆に書き給へりといへるにつけて、此考書には、つきなけれど、そのちなみにいふ、伊藤長胤の秉燭談に、僧安覺が事を擧て云、寛文二年、松浦侯家人侍醫西脇文安記曰、筑前國宗像祠座主有二色定坊者一、手寫二大藏經一、文治元年乙巳二月十九日起レ筆、至二承元三年己巳二月十六日一卒業、時年五十一、三月十六日供養、以二葉上僧正榮西一爲二導師一、承久二年六十二而終、寫二藏經一未レ了入レ宋號二安覺一、宗像云々祭二田心姫一と云へり、其後花山院藤公世々是を祭り給ふに因て此を尋れば、家藏の古記にも安覺が事を詳に記し、其人

いたう筆すみたろけしきありて書なし給へり、とあるを、こゝの筆のおきてすまぬこゝちして云々とあるに、合せて心得べし、云

云、けふはまた手の事どものたまひくらして、さまざまのつぎ紙の本ども古き巻ものの手本なりえり出させ給へるついでに云々、此比はたゞかんなのさだめをし給ひて、世の中に手かくとおぼえたる上中下の人々に、さるべきものどもおぼしはからひて、たづねてかゝせ給ふ、此處の文かなもじの書ざま、手のあしさよさに、ふかく心をこめてさだせるものなり、此ごろはたゞかんなのさだめをしたまひてとかげるをも思ふべし、さて梅枝巻の此ノ段の文をば、源氏君の假字がきのしなさだめとや云はまし、同箒木巻に、手を書たるにもふかき事はなくて、こゝかしこのてんながにはしりがき、そこはかとなくけしきばめるは、うちみるにかどかどしく、けしきだちたれど、紫式部日記に、和泉式部といふ人こそ、おもしろうかきかはしける、されど和泉はけしからぬかたこそあれ、打とけてふみはしりがきたろに、そのかたのざえある人、はかない詞のにほひも見え侍るめり、なほまことのすぢを、こまやかに書得たるは、梅枝巻に、宮の御手は、こまやかにをかしげなれど、かどやおくれたらむ、榊巻に、御手こまやかにはあられど、らうらうしう、草などをかしうなりにたり、と見えたり、上にも引たれど、こゝの詞に引合せてまたなむ、うはべの筆きえてみゆれど、今ひとたびとりならべて見れば、なほじち實なりになむよりける、此文をも、前の假字さだめに添へて見るべし、同榊巻に、源氏君の、紫上の事をのたまへる詞に、御手はいとをかしうのみなりまさるものかなとひとりごちて、うつくしみほゝゑみ給ふ、常にかきかはし給へば、わが源氏御手にいとよく似て、いますこしなまめかしう、女しきところかきそへ給へり、なほいくらもありぬべけれど、ことさらにえもとめも出ず、

注因に云ふ、續世繼、藤波中巻、三笠松段に、法性寺關白忠通公の事を申せる下に、手かゝせ給ふ事は、むかしの上手にもはぢずおはしましけり、眞字も假字もこのもしく、いまめかしきかたさへそひて、すぐれておはしましき、内裏の額どもふるきをばうつし、うせたるをばさらにかゝせ給ふとぞうけ給はりし、院宮の御堂、御所などの色紙形は、いかばかりかは多くかゝせ給ひし、御願よりはじめて、寺々の額など、かずかゝせたまひき云々、又水ぐきの巻に、宰相中將敎長朝臣の事を云へる下に、手書にもおはすとぞ、ところどころの額なども書きたまふなり、又御堂の色紙がたなども書き給ふとぞきこゆる、佐理スケナホの兵部卿の眞の樣をぞ、好みて書き給ふときこゆる、かつは法性寺のおとゞ忠通公の御すぢなるべし、花園のおとゞ源有仁公のも、さやうの

きこえ給ふ、故入道の宮の御手は、いとけしきふかうなまめきたるすぢはありしかど、よわきところ有て、にほひぞすくなかりし、院の内侍のかみこそ、今の世の上手にはおはすれど、あまりそぼれてくせぞそひためる、さはありとも、かのきみと、前の齋院と、こゝに紫上を指すとこそはかき給はめ、と許しきこえ給へば、此數にはまばゆくやときこえたまへば、紫上の詞、件の二人に立ならび書む事の、はづかしきとなり、源詞ホコリカニナノ玉ヒソトノ意ナリいたうなすぐし給ひそ、紫ノ上ノ手ノサマにごやかなるかたのなつかしさはことなるものを、假字を柔和に書たるを見れば、其人がらのなつかしさも、殊更におぼゆるものぞとなり、まんなのすゝみたるほどに、かんなはしどけなきもじこそまじるめれとて、

注まんなは眞字にて、たゞの漢字なり、このほど眞字の書ざまは善くなり給へり、それに合せては、假字はしどけなきがまじるめれ、心をいれて能く書給へと心をそへ給へるおもむきなり、さて此詞に、假字は眞字よりもよく書得る事の難きものぞといへる意の、こもりてきこゆ、

云々、源例の寢殿にはなれおはしまして書給ふ云々、御心のゆくかぎり、さうのもたゞのも、女手をいみじうかきつくし給ふ草字をも、假字をも、殊に女しく書給ふよしなり云々、兵部卿螢兵部卿ト共ニ也宮わたり給ふときこゆれば云々、かの御さうし持せてわたり給へるなりけり、源やがて御らんずれば、一部作すぐれてしも有らぬ御手を、たゞかたかどに箒木巻に、かどかどしくけしきだちたれば云々とあり、其文下に引くべし、いといたう筆すみたるけしきありて、書なし給へり、筆すみたるとは、古注に、あかのぬけたるなりとあり、下の左衛門督の手の論の詞に合せてさとるべし、歌もことさらめき、そばみたるふることどもをえりて、たゞ三くだりばかりに、もじすくなに、眞字すくなに、かながちにの意なり、このましくぞかき給へる、おとゞ御らんじおどろきぬ、源かうまでは思ひ給へずこそ有りつれ、さらに筆なげもすつべしやとねたがり給ふ云々、源ノ手ノさうにかき給へるすぐれてめでたしと見給ふに螢云々、是ト源ノ手也おほどかなる女手の、うるはしう心とゞめてかき給へる、上に御心のゆくかぎり、さうのもたゞのも、女手をいみじうかきつくし給ふとあるに、照應して心得べし、たとふべきかた無し、み給ふ人の涙さへ、みづぐきにながれそふこゝちして、あく世あるまじきに、又云々、みだれたるさうの歌を、筆にまかせてみだれかき給へるさま、三だれたるさうの歌を云々は、眞假字を極草にて、歌をみだれ書にものし給へるよしなり、みどころかぎりなし云々、左衛門督のは、ことごとしう、かしこげなるすぢをこのみて書たれど、筆のおきてすまぬこゝちして、いたはりくはへたるけしきなり上に兵部卿の御手の事を、

の、源氏君に返りごとし給ふ文の書ざまの事を云へる詞に、紫の紙の年經にければ、はひおくれふるめいたるに、御手はさすがにもじつよう中さだのすぢにて、かみしもひとしくかい給へり、見るかひなううちおき給ふ、と云へるは、假字のもじの體のたをやかならず、中古の風なるが、ちらし書にもせで、上下等しく書列ねたるが、料紙さへふるびて、すべて今めかしからず、をかしからぬ由なり、さるは此末つむ花の君の父、常陸宮は、古風を守り給へる趣なるにあはせて、この君も古代なるさまを、かくは云へるなり、是も又思ひ合すべし、はやく堤中納言物語ほど〳〵の懸想の卷に、男の歌書ておくれるを、女の見たる詞に、今やうは中々はじめのをぞし給ふなる云々、又女の返歌書たるをいへる文に、今やうの手のかどあるに、かきみだりたれば、をかしと思ふにや、まもらへてゐたるを云々とあり、上に擧たるごとく、空穗物語の國讓卷に、それ昔のぞとて云々、とあるも、みな其世の風をよしとせる趣なり、さて又此源氏物語作れる寛弘の頃は、手書の行成卿、よはひ四十あまりの時に當れり、その紫

式部の日記寛弘五年の條に、夜べの御おくり物今朝ぞこまかに御らんずる云々、手箱ひとよろひ、かたつ方には白きゑきしつくりたる御草紙ども、古今後撰集拾遺抄、その部どもは五帖につくりつつ、侍從の中納言と延幹（エンカン）と、おの〳〵草紙ひとつに四貫を充てつゝ書せ給へり云々、かけごの上に入れたり、下には能宣元輔やうの、いにしへ今の歌よみどもの家々の集かきたり、延幹と近澄のきみと書たるは、さるものにて、これはたゞけぢかうもてつかはせ給ふべき、みしらぬものどもにゑなさせ給へる、今めかしうさまことなり、ともいへり、其中納言は行成卿なり、されば行成卿はさらなり、延幹法師、近澄ぬしなども、いはゆるさはなく今めかしく、妙にをかしき手かきにてぞありけむ、女手を心にいれてならひしさかりに、こともなき手本多くつどへたりし中に、中宮のはゝ御息所の、心にいれず、はしりがい給へりし一くだりばかり、（はしりがい給へりしとは、はしり書なり、帚木卷に見えたり、下に引くべし）わざとならぬをえて、きはことにおぼえしはや云々、宮の御手はこまやかにをかしげなれど、かどやおくれたらん、とうちさゝめきて

どころにかきませて、まほの日記にはあらず、あはれなる歌などもまじれるたぐひゆかしう、たれもことごとおぼさず、

注眞字を草の手に書たる中に、草假字をところどころ書交へたる由なり、上に擧たる土佐日記の、をとこのすなる日記といふものを云々、とある文に考合すべし、竹川卷に、見給へとおぼしうて、かながちに書て、とあるは、薫より侍從のもとへの文を、玉葛の見たまはむ意ゑらびして、目やすく假字がちにものして、よの常の草字をば少し交へ給へる趣なり、初子卷に、明石の上の事を、手習どものみだれうちとけたるも、すぢかはりゆゑある書ざまなり、ことごとしく草がちなどにもざれかゝず、めやすく書すさびたりとも云へり、榊卷に、朝貞の齋院の歌書給へるさまをさだせる詞に、御手こまやかにはあらねど、らうらうしう、さうなどをかしうなりにたり、と云へる御手こまやかにはあらねどとは、歌かき給へる手の假字のさだなり、さうなどをかしうとは、それに書まじへ給へる、よのつねの草字なり、

梅枝卷に、草紙の箱どもに入るべき草紙どもの、やがて本にも志給ふべきをえらせ給ふ、いにしへのかみなきゝはの御手どもの世に名を殘し給へるたぐひのも、いと多くさふらふ、よろづの事昔にはおとりざまに、あさくなりゆく世の末なれど、かんなのみなん今の世はいときはなくなりたる、ふるきあとは、さだまれるやうにはあれど、ひろきこゝろゆたかならず、一すぢにかよひてなんありける、妙にをかしき事は、とよりてこそ書いづる人々ありけれど、

注かんなのみなん今の世は云々とは、假字のみは、今の世はかぎりなく、めでたく書なすやうになれり、古の手の風は、法則さだまれるやうにはあれど、心せばくゆたかならず、是も彼もひとつ風に見ゆとなり、初音の卷に、手習どものみだれ打とけたるも、すぢかはり故ある書ざまなりと云へり、是今の世はきはなくなりたると云へる趣と聞ゆ、若紫の卷に、紫上の幼き時のさまを云へる詞に、いとわかけれどおひさきみえて、ふくよかにかい給へり、今めかしき手本ならはゞ、いとようかい給ひてんと見給ふ、などもいへり、末摘花卷に、末つむ花の君

いろはだにえ志らぬと、人のわらはむものぞとなり、三句のうたふらしは、いろは歌にひゞかせたる趣ときこゆ、下句は、もろこしにて鳥跡を見て、文字を製り剏(ハジ)めたりといへる故事をいへるにて、一首の趣は、己が手のつたなきよしをのべて、へりくだれる意をふくめて情あり、三の句、印本きこえがたければ、一本によりて引り、

さしつぎに、「とぶ鳥にあとあるものと志らるれは雲路はふかくふみかよひなん」、とぶ鳥、こゝには雁をいへるなるべし、萬葉に天飛や、とまくら詞にもよめり、一首は、例の雁を書札の往來の事にそへてよみなせるなり、其志たの意は、此物語のうへにて意得べし、三の句、これも一本によろ、つぎにかたかな、「いにしへも今ゆくさきもみちみちに思ふ心ありわするなよきみ」、

注みち／＼に思ふ心ありとは、なべて假字といへば、女手をのみいふめれど、片假字といふもありて、いにしへより、其道々によりて、是もかれも用ひきたれるならひにて、一むきならぬものなり、世の事も、此趣なる事を、忘給ひそと云へる意ときこゆ、一首の志たの意は、これも此物語の趣によりて、あぢはひて知るべし、

あしで、「そこきよくすむとも見えて行水の袖にもめにもたえすあるかな」、

注二句のてもじ、濁てよむべし、上句、葦手書の水にそへたる詞なり、すむはもの書く上にいふ詞なり、源氏物語梅枝卷にも見ゆ、下に引べし、袖にも目にもは、上の行水をうけて、涙の事にいへるなり、これも一首の本意は、物語のおもむきによりて、よみ味はふべし、

といとおほきに書て、一まきに志たり、見給ひて、いとをしく、よろづのことに手をこのみたまふ人の、さまざまに書給へるかな、

注同物語藏開卷にも、からの志きしをおしをりて、大のさうしに作りて、あつさ三寸ばかりにて、一には例の女手、二くだりにひとかたかき、一にはさう、くだり同じことと、一にはかたかんな、ひとつはあしで、まづ例の手をよまさせ給ふ、ともあり、例の手とは、女手なり、

狹衣に、まなかななどかきませ給へるをみれば、扇に、草假字に眞字を書交へたる由なり、わたる舟人かぢをたえなど、かへす／＼かゝれたるは云々、源氏物語繪合卷なる須磨の卷の繪詞の事をいへる詞に、さうの手に、かんなのところ

なにて織つけたり、など見えたるまなかなは、尋常の草假字ならで、萬葉書を草などにものしたる由なるべし、

夏の詩、赤きしきしに書て、うの花につけたるはかな、（草假字なり）はじめには、をとこにてもあらず、をんなにてもあらず、あめつち、

注諸本あめつちそ丶のつきに云々とあるを、或按本に、そもじ一ッ无しと注せる本ぞよき、其はいにしへあめつちはしそら云々、と四十七言の誦文ありしを、順朝臣集、源爲憲朝臣の口遊、などにみえたるこれなり、さてそのあめつちの誦文のことは、おのれ別に考しるせるものあり、さてまたをとこにてもあらずとは、眞にてもあらず、草にてもあらずと云へるにて、行の體をいへる詞なり、又をんなにてもあらずとは、よの常のなよびたる草假字にてもあらずとなり、にてもあらずといへる、も字いひしらずおもしろし、

そのつぎにをとこ手、はなちがきにかきて、同じもじをさま〴〵にかへてかけり、「わがかきて春につたふる水くきもすみかはりてや見えむとすらん」、

注此條の歌ども、したには物語のおもむきの情をのべて、うへには字の書ざまにつきて趣をなしたりときこゆ、かくて男手、はなち書に云々とは、眞假字にて同じ音の假字を、同字を用ひずして書かへて、さて一字づ丶ひきはなちて書たる趣なり、さて歌の一二句は、手本を若宮に奉る意ときこゆ、春につたふるとは、春の宮と申す稱によせたり、すみかはりてや云々は、是も下に引く梅枝卷に、いといたう筆すみたるけしきありて、書なし給へりといへる詞に考合すべし、さて又土佐日記に、安倍仲麻呂の、もろこしにて青海原の歌よみたるを、其國人に、をとこもじにさまを書出して云々といへるは、たゞ漢字の事にて、漢文に切意を書て見せたる由なるを、此日記女の書るさまにものせるによりてしかいへるにて、こ丶にをとこもじといへるとは、いさ丶かこ丶ろばえことなり、

女手にて（草假字なり）「またしらぬ紅葉とひとのうたふらしちとりのあともとまらさりけり」、

注二三の句は、いろは歌の事をかくして云へり、紅葉とは、色は匂へどのかくし詞なり、上句、まだ

り、かく人にことならむと思ひこのめる人は、かならず見おとりし、行するうたてのみ侍れば云々、と云ひて、さて式部が用意をいへる詞の中に、云々とやうやう人のいふも聞とめて後、いちと云ふもじをだにかきわたし侍らず、いとてづゝにあさましく侍り、と

注そのかみ女は、もはら假字をのみ書くならひなりしおもむきなり、まなとは眞字にて、假字に對へて、なべての漢字をいへり、但し源氏物語葵卷に、源氏君の手習の反古のさまをいへる文に、あはれなるふるごとゞも、からのもやまとのもかきけがしつゝ、さうにもまなにも、さま〴〵にめづらしきさまにかきまぜ給へり、と云へるは、草書にも楷書にもといへるなり、さてまた日記に、いちといふもじをだに云々とは、一といふ字をだに眞字には書かぬとなり、書わたすとは、一の字を書く筆づかひによりていへる文にておもしろし、[illegible]洞物語(國讓卷〇此物語、天德の頃ほひ作れる物なるべしと或人考へていへり、さる事なるべし、)に、女御の君、かしこけれど、此御手こそ右の大將の御手におぼえ給へれ、藤つぼのたゞそのかきて奉られたる本をこそは、(手本なり、)をとこ手も女手も(男手は眞字、女手は假字なり、しか云ふ由は、上にいへるがごとし、)習ひ給ふめれ、それ昔のぞとて、今のをめすなれど、また奉られざめりしかば云々、(むかしと云ひ、今といへるは、假字の書ぶりの事なり、此古今の論ひ、下に引く源氏物語梅枝卷に見えたる詞に考へ合すべし、)又同卷に、かゝるほどに、右大將殿よりとて手本四くわん、いろ〳〵のしきしに書きて、花の枝につけて、そんわうの君のもとに御文してあり、みづからもてまゐるべきを、おほせごと侍し宮の御手本もてまゐるとてなん、是は若宮の御れうにとのたまはせしかば、習はせ給ひつべくも侍らねど、めし侍りしかばなん、いそぎまゐらする、ときこえさせ給へ云々、御ぜんにもてまゐりたり、見給へば黄ばみたるしきしにかきて、山吹につけたるは、しのて、(しのては、眞の手にて、俗にいふ萬葉書に楷書にものせるよしときこゆ、)春の詩青きしきしに書て、松につけたるはさうにて、

注此さうにてとは、萬葉書にて草書に書たるよしなるべし、源氏物語椎本卷に、宇治八宮の御歌、山風に霞ふきとく聲はあれど云々、草にいとをかしうかき給へり、とあるも同じ、なほあり、また圓融院扇合の詞に、扇をうすものゝ類にてはりて、それに歌を書る趣をいへる詞に、あしてにて云々、例の扇の歌かくやうに、かなに織つけたり云々、まなが

られたれど、合字の法知れがたきが故に、京の一字を置て、きやうの三字を合せて京の音となる、此例にて、よろづの合字の法を口傳し敎へたるなるべくおぼゆ、よろづの文字の中に、京字をとりて示せるは、京を尊ぶ義なるべし、又空海の眞跡いろは七行の次に、一二三より百千萬億の字を二行に書り、此は其數字をひとつふたつとよみて、其假字をも口傳せるなるべし、と云へり、但し空海の眞跡とは、かの當麻寺神門寺なるをいへるにか、其ならむには、並に京字は無きを、いはゆる眞跡をはなれて、京字の事をさだせるいかにぞや、

さて草假字の事の、古書どもに見あたりたるを、いさゝかつみいでて、古のさまを考ふるくさはひとすべし、土佐日記の始に、をとこのすなる日記といふものを、女もしてみむとてするなり、

注そのかみ草假字を、もはら女文などに用ふるならひなりければ、此日記を、女の記せる書の如くとりなして、かくいへるなり、そのかみ男は、尋常のにまれ旅のにまれ、日記を假字にて書く例の無かりしなるべし、これより後のものながら、源氏物語須磨巻に、さうの手に、かんなのところ〴〵にかきませて、まほの日記にはあらず云々、ともいへり、此文下に引べし、

同書に、安倍仲麻呂朝臣、唐にて、あをうなばらふりさけみればの歌よみたる事をいへるところに、かの國人聞しるまじくおぼえたれど、事のこゝろを、男もじにさまを書出して、こゝのことばつたへたる人に、いひしらせければ、心をやきゝ得たりけむ、いとおもひのほかになむめでける、

注男もじにさまを書出して云々とは、歌の趣を眞字にて漢文に書出して、皇國言を知れる譯者だちたるものに、歌詞を云ひ知らせたる由なり、男もじとは、草假字はつね女の用ひて書くものなれば、それに對へて、眞字を男字といへるなり、又其意ばえにて、草假字を女手、眞字を男手ともいへり、其は下に擧ぐべし、手とは字を書くことを云ふいにしへよりの詞なり、

紫式部日記に、淸少納言こそ、したりがほにいみじう侍りけれ、人さばかりさかしだち、まなかきちらして侍るほども、よく見れば、まだいとたへぬこと多か

いひて、うもじに、ゐもじをつけたる句、と見えたり、當時(ソノカミ)すでにいろは歌を、打まかせて以呂波と云ふ事となりたりしと聞えたり、但しいろは歌と云へる事、古書どもに見あたらざれど、然いふべきことわりなり、　徒然草に、延政門院いときなくおはしましける時、院へまゐる人に、ことづてよとて申させ給ひける御歌、「ふたつもじ一本にかされもじ牛の角もじすぐなもじゆがみもじとぞ君はおほゆる」、こひしく思ひまゐらせ給ふとなりといへり、御歌の意は、こいしくの字の樣をもて隱語にのたまへるなり、さてゆがみもじは、直なもじに對へて、曲みたる由にて、くの字なり、ゆの上のき字といへる說は、わろかるべし、　延政門院は、後嵯峨天皇の皇女、悦子と申奉れる御事にて、弘長二年に誕れさせ給へり、其幼くおはしまして、いろは假字習ひ給へるほどの時の御事なるべし、當時はやくより、皇子たちも習ひ給へる御例なりけむ事推して知べし、吾妻鏡に、貞應三年四月廿八日、有二若君ノ御手習始ノ儀一云云、御手本昨日自二京都一參着云々、長生殿詩云々、とみゆ、こは祝賀の句を用ひ給へるにて、古も今も尊き卑き人の心々にものすべきわざなり、こゝにいへるは、昔の大方の例を、推はかりて云へるなり、さて假字手本の終に、京字を書けるは、かの空海の眞跡といへる本には無し、上に引たる江談等の說にもきこえず、

注河海抄に、江談の假字手本の事の問答の次に、一說を擧て、伊呂波有二三段一、イロハニホヘト、チリヌルヲ、大安寺護命僧正作、ワカヨタレソ、ヱヒモセス迄、弘法大師作、作レ京或說慈覺大師とあり、伊呂波を護命弘法二人の作とせるは謬傳なる事、仲雄王の詩句にて明なり、京字を慈覺がなりといへる傳もおぼつかなし、慈覺は、貞觀六年に卒りし人なり、かくて又沙門朝可が以呂波略注にも、上二句を護命、以下三句空海が作なりといひて、東寺所レ傳於レ是止已以二四十七字一、故若依二山門所傳一者、加二京一字一、といへり、これも同じ謬傳なり、

頓阿の高野日記に、いろはの四十八字といひ、歌にも京ノ字をよみたれば、そのかみすでに世に普く京字を書添るならはしとなりたりしものなりけり、

注頓阿は、文中元年八十四歲にて卒(リ)たる人なり、さてその後のものには、上に引たるごとく、善成公の河海抄に、京字の一說を注され、また寶德年中のいろは連歌の句の上に、いろはもじを句のかしらにするゑてよめる結句に、きやうとよめるとみえたり、又新韻集の序に、借二于色葉七行四十八字之假字一云云、と作るも京字を加へて云へるなり、僧文雄が說に、いろはのまゝにて假字づかひのやう、大方は知

注草假字は、難波津の歌をだにはなち書にして、書つゞくる事はえせぬほどなれば、ふみなど書く事はえせざるよしなり、下文に源氏のかの御はなちがきなん見給へまほしき、とのたまへるをもても知るべし、此物語は、長保の末より寛弘のはじめの頃までに作りたるものなるべき由、安藤爲章の、紫女七論の中に論へるさる事なり、

枕草紙に、御硯とりおろして、とく〱、たゞおもひまはさで、難波津にても、ふとおぼえむことを、とせめ給ふ、此草紙書る清少納言も、紫式部と同じ世に在し人なり、などあるをおもふべし、但し上に引たる如く、堤中納言物語の、蟲めづる姫君の卷に、假字はまだ書給はざりければ、かたかんなにて云々、とある、その下文に、同じ姫君の事にかけて、白き扇の墨ぐろに、まなの手ならひしたるをさしいでて云々、とあるを思へば、そのかみ大かた手習のはじめには、まづ片假字をかき、此片假字書く由は、下卷に論ふべし、つぎに眞字を一わたりものして、さて草假字にもうつりて書くならひにて、かの難波津淺香山は、その草假字をはじめてならふときに、かくためしなりしなるべし、

注此手習の次第の事を、そのかみ世の中ことゞく然ありけむと、かたくなに定めたるにはあらず、古今集の序に云へるも、堤中納言物語に志るされたるも、其かみの大かたのてぶりをもて云へるにて、今こゝに論ふも、そのかみの大方のさまをおしはかりて云へるなり、古今集榮雅抄に、難波津淺香山の此ふた歌は、うたの父母のやうにて德ある歌なれば、手習ひそむる歌にてありと云ふ、むかしの能書の手本に多くかける見ゆ、昔は手習始に、いろはを習ふ事なし、此二歌をならひけるにや、とも注されたり、

さていろは假字を手習の始とせる事の、ものに見えたるは、江談抄に、天仁二年八月云々、問曰、假字手本何時始起乎、答云弘法大師御作云々、此全文は、上に引たりき、とみえたり、いろは歌の事を、うちまかせて假字手本と云へるを思へば、當時はやくより、あまねく兒童の手本の始に書て與ふるならはしとなりしなりけり、台記に、久安六年正月十二日、今日今麻呂參ニ御前一、依レ勅書ニ伊呂波一と見えたり、久安六年は江談に見えたる天仁二年より、四十二年後なり、今麻呂は、記者宇治左大臣藤原賴長公の三男、隆長公の童名なり、又古今著聞集に二條院天皇の御世の事にやとて云、いろはの連歌ありけるに云々と

く世に用ふる世となりてといふ意ときこゆ、漢字歌一首書了、又更書ニ假名歌ー事この假字とは、草假字をいへるなり、常習也、是者不レ知ニ漢字ー男女等爲レ令ニ見安ー歟、とも記せり、草假字にまれ、片假字にまれ、なべての漢字に對へては、和字ともいふべきなり、觀賢が表文に、緇素成ニ倚頼ー倭漢推爲ニ楷摸ーといへるも、空海をもて、眞字にも草假字にも、世人の楷摸と爲といへるなり、空海をもて、漢國にて書の楷摸とすべきにはあらざるをや、これら考合せて知るべし、

注因に云、上に引たる仙覺が萬葉集の文永の跋の下文に、聞古老傳説云、天暦御宇、源順奉ニ勅宣ー令レ付ニ假名於漢字之傍ー畢、然又法性寺入道殿下、道長公なり、爲レ令レ獻ニ上東門院ー仰ニ藤原家經朝臣ー被レ書ニ寫萬葉集ー之時、假字歌別令レ書レ之畢、爾來普天移レ之云々、然而道風手跡本假名歌別書レ之、古老之説有ニ相違ー歟、後賢勘レ之、と云へり、今推考るに、順ぬしの歌の字の右傍に片假字を附られたる由は、上文にも見えたり、かくて家經ぬしは、歌の左方に別に草假字にて書そへられたる由ときこゆ、女院に獻らるゝには草假字ぞ似つかはしかるべきなり、しかるに仙覺かの家經ぬしより前の世に、道風ぬしの然書れたる本のあれば、家經ぬしのものせられつるより、普天移レ之と云へる古説を疑へるは偏なり、道長公の家經ぬしに書せて女院に獻り給ひたりしより、別に草假字にて歌を書添る事の、あまねく世の例の如くなりたるなるべし、かくていまも古人の書る萬葉集の缺たるが、一ひら二ひらと遺れるがあるに、然書けるがこれかれ見えたり、肥後國熊本本妙寺に藏る、宗尊親王の御手なりとて、世にも摸し傳ふる日本紀竟宴歌も、然書きたまへり、

かくていろは假字を、手習ふ人のはじめとするならひは、延喜の頃よりは、はるかに後の事なるべし、そは古今集序に、難波津の歌は、帝のおほむはじめなり、淺香山のことのはは、采女のたはふれよりよみて、此ふた歌は、歌の父母のやうにてぞ、手習ふ人のはじめにもしける、とみえ、難波津は男の歌、淺香山は女の歌にて、ともに忠心をのべたるめでたき歌なれば、歌の父母のやうなりと、さだめいひたる說のありけるによりて、やがて手習の始にも書く例となりたる由なるべし、源氏物語若紫卷に、紫上のをさなきときの事に、まだ難波津をだに、はか〴〵しうつゞけはべらざめれば、かひなくなむ、といひ、

氷玉顏容心轉清、世上草書言爲ㇾ聖、天縱不ㇾ謝張伯英、暫乘ニ雲嶺一念隙ニ、書得綾羅四帖屛、初見筆精鸞鳳體、淸看墨妙虬龍形、中略絶妙藝能不ㇾ可ㇾ測、二王歿後此僧生、旣知風骨無ニ人擬ニ、收ニ置祕府ニ最開情、と見えたり、御手いと善くあそばしたりと申傳へ奉れる、此天皇すら然ばかり讃美させたまひたりき、また續日本後紀に、承和二年三月丙寅、大僧都傳燈大法師位空海終ニ于紀伊國禪居ニ、庚午勅遣ニ内舍人一人ニ、弔ニ法師喪ニ、並施ニ喪料ニ云々、法師者讃岐國多度郡人、俗姓佐伯云々、在ニ於書法ニ最得ニ其妙ニ、與ニ張芝ニ齊ㇾ名見ㇾ稱ニ草聖ニ、年卅一得度、延曆廿三年入唐留學、遇ニ靑龍寺惠果和尙ニ稟ニ學眞言ニ、其宗旨義味莫ㇾ不ニ該通ニ、遂懷ニ法寶ニ歸ニ來本朝ニ、啓ニ祕密之門ニ弘ニ大日之化ニ、天長元年任ニ少僧都ニ、七年轉ニ大僧都ニ、自有ニ終焉之志ニ、隱ニ居紀伊國金剛山寺ニ、化去之時年六十三、と載されたり、空海の死去れる承和二年より、この紀を撰び終て奉られたる、貞觀十一年まで、三十四年を歷たり、空海始て草假字を製りて、世に用ふる事となりたらむには、件の傳に其功をも記さるべきに、書法の妙を得たる事と、草聖と稱へる由をのみ擧載されたるは、はやく草假字のかつ〴〵世に行はれたりし故に、いろは假字作れる事は、とりわきても擧られざりつるなるべし、しかるに性靈集に、僧觀賢が空海が諡號を請表云、兼究ニ臨池之妙ニ、緇素皆成ニ倚賴ニ、倭漢推爲ニ楷模ニ、といへり、この上表の時は、弘法大師略頌の阿闍梨道範注に、延喜二十一年十月二十七日と云へり、件の文に倭漢と云へるは、倭字漢字の義にて、倭字とは當時の草假字をさして云へる文ときこえたり、後の事ながら、吾妻鏡なる建久貞永等の頃の文に、草假字の事を和字と書けるも、そのかみはやくよりの稱なりしなるべし、又文永三年仙覺律師の萬葉集の跋に、倩案ニ事情ニ、天曆御宇源順等奉ㇾ勅奉ㇾ和之刻、この和とは讀ざまの事なり、定於ニ漢字之傍ニ漢字とは、本書の歌の漢字なるをいへり、下なるも同じ、付ニ進假名ニ歟、この假名といへるは片假字なり、下にいへるも同じ、仍慕ニ往昔之本ニ故、先度愚本於ニ漢字之右ニ付ニ假名ニ畢、是則其德非ㇾ一、其德者一者料紙三分之一書寫惟安、二者和漢和とは和字の謂にて、こゝにては草假字の事をいひ、漢とは本書の歌の漢字なるをいへるなり、下なるも同じ、相並見合無ㇾ煩、和漢別時短歌猶以挍勘有ㇾ煩、何況於ニ長歌ニ乎、三者若和若漢訛謬無ㇾ隱云々、或本の仙覺生年四十五と稱て書る跋には、抑萬葉集和字出來之後者、和字とは草假字なり、出來之後とは、草假字を普

即獻表の中に、古人筆論云、書散也、非下但以二結褁一爲上能、必須下遊二心境物一散二逸懷抱一取二法四時一象中形萬類上、以レ此爲レ妙矣、是故蒼公風心擬二鳥跡一而揮レ翰、王少意氣想二龍爪一而染レ筆、蛇字起二唐綜一、蟲書發二秋婦一、軒聖雲氣之興、務仙風悲之感、垂露懸針之體、鶴頭偃波之形、騏驎鳳凰之名、瑞草芝英之相、如レ是六十餘體者、並皆人心感レ物而作也、或曰云々、又作レ詩者、以レ學二古體一爲レ妙、不下以レ寫二古詩一爲上レ能、書亦以レ擬二古意一爲レ善、不下以レ似二古跡一爲上レ巧、所以振レ古能書百家體別云々、空海儻遇二解書先生一粗聞二口訣一云々、また獻二梵字幷雜文一、表文の中に、結繩廢而三墳燦爛、刻木寢以五典鬱興、明皇因レ之而弘レ風揚レ化、蒼生仰レ之而知レ往察レ來、不レ出二戸庭一萬里對レ目、不レ因二聖智一三才窮レ數、稽レ古温レ故、自レ我垂レ範非レ書而何矣云々、文字之義用大哉、遠哉云々、と云へる事も見ゆ、かゝる見識の意匠をもや用ひたりけむ、

そのかみほとけといふらむものゝごとく、おほやけざまをはじめて、世の人にあがめられ、はた前の世にも比なき手書にて、草聖と稱られたる空海の、佛法の意をさへにとりて、歌に作りとゝのへたるを、いとありがたくめでははやせるまゝに、おのづから假字書の楷模の如くなりて、もとよりの草假字も、其體に准據て、ます〳〵省してなだらめ書く事の、漸にあまねくなりつるが故に、後世におよびては、空海のいろは假字をもて、草假字の始のごとく云傳ふることわざとなりぬるものなるべし、

注貝原好古が、字體の原始を諸書を參考へたる說の中に、秦の末世の亂に、諸國驛馬を走せ、羽檄相傳ふるに、篆隷の書赴急の用に堪へずして、行草の書體興る、漢の世かつ〴〵行れて、後漢の張白英に至て、其法備はれりときこゆる由いへり、あなゆゝし、皇國の草假字を准ふべきにはあらねど、漢字を假字に用ひ熟るゝに合せて、おのづから草體にも書ことゝなりぬるに、空海しか〴〵していろはを製りてより、漸それに效ひて、遂に一種の草假字のいできたるをおもへば、空海はおのづからかの張白英と相似たる趣ありともいふべし、

さてまた三密房が大師傳といふ書に、嵯峨天皇より空海の賜はりたる御製詩を截て、深山居住振二奇名一、

の頃記せる貫之ぬしの土佐日記あり、また中納言藤原兼輔卿の作り給へる物語あり、いはゆる堤中納言物語なり、此卿承平三年五十七にて薨給へり、その物語の、おもはぬ方にとまりする少將の卷に、むかし物語などにぞかやうの事はきこゆるを云々、まことに物語にかきつけたるありさまおとるまじく云々、又少將殿よりとて御ふみあり云々、又蟲めづる姫君の卷に、姫君の事を、假字はまだ書給はざりければ、假字とは草假字なり、かたかんなにて云々、とあるなどをおもふにも、其かみはやくよりあまねく草假字を書き、又物語文の世に多かりし趣なるを、此かれ考合せて、假字文書熟たりける世の久しさ、おしはかるべし、さて又伊勢物語は、藤原範兼卿の和歌童蒙抄に、業平が手づからかみ屋帋に書ける伊勢物語の、朱雀院の塗籠にありけるには云々、と見え、眞名本は後人の書なせるものなること、鈴屋翁の委く辨へられたる說ありて、玉がつまに載られたるが如し、古今集に、此物語をとりて載られたりと見ゆる事、其歌の詞書にても知られたり、其は集中なべての例に似ず、詞書のいたづらなるばかり長くて、皆この物語に見えたる文に、おほかた異ならざるをもおもふべし、業平朝臣は元慶四年に卒給ひたれば、其近き世に記されたるものとせむにも、古今集撰ばれたる頃より、二十年餘り前つかたに書給へるに當れり、

注此物語は、業平朝臣おもふこゝろありて、わざと有しこともあらましごとも、心のおもむくまゝに自書しるし、今はの涯の歌をさへに作りて、書載給へる書なるを、後に他人の書加へたる文の交れるものなるべし、此說別に考記せるものあり、

かれこれ考おもふに、女のふみを草假字もてかき、また一部の書に書なすばかりになりたるは、嵯峨天皇の御世、空海がみさかりなりける頃、すでにしかありけむ、さる習ひなりけるにあはせて、空海が意匠(ココロガマヘ)も、草假字を又さらに省(ヤツ)して、なだらかに書出したる、いろは假字の便よきがうへに、

注性靈集に載たる、空海の奉㆓獻筆㆒表の文中に、字有㆓篆隷八分之異、眞行草藁之別㆒、臨寫殊㆑規、大小非㆑一、對㆑物隨㆑事其體衆多云々、撥管云々、謂㆘五指共撥㆓其管(ツカノ)末㆒弔㆖筆、急疾無體之書、或起㆓藁草㆒用㆑之、と云へり、藁とは草をまた省(ヤツ)せる體をいへるにて、いはゆる起㆓藁草㆒用㆑之、と云へる由の名稱なるべし、その藁の體のことをおもひて、いろは假字におよぼせるものなるべし、また勅賜屛風書了

をも心すべきわざなるをや、さて然書く假字を草假字といふは、もと假字を草に書なだらめたればなり、ものに見えたるは、枕草紙に、人のさうがなかきたる草帋とりいで、御らむず、誰がにかあらむ、かれに見せさせ給へ、と云々、それぞ世にある人の手は見知て侍らむと云々、と云へるこれなり、顕昭の古今集序注の跋に、或説、貫之之草假字序誂二紀淑望一令レ書二眞名序一云々、とも記せり、なほあるべし、正しくは草假字と云ふべきなり、されどはやくよりつねにはたゞかなとのみ云ひなれたり、

注宇津保物語菊宴巻に、神樂の召人を催すところの文に、めぐらし文して、おくにさうがなかきつけてつかはさぼ、すまはじとあるも、草假字の事の如くきこゆれど、さては文義きこえがたきを、一本にさうのなかきつけてとあるは、草名を書てといへるにて、其意とほりてきこゆれば、さうがなと書る本は誤なり、いさゝか混はしければわきまへつ、さて又平假字といへる事、古くはきこえぬ稱なり、西宮記に、元慶六年日本紀竟宴歌の事を、以二假名字一書二詠句一、とあるは眞假字なれど、他の漢文なるが故に然は云へるなり、すべて漢文眞字書等の中にあらむをば、歌にまれ辭にまれ、たゞに假字と云ふべきことわりなり、さて歌をおきて假字もて文(フミ)に書とゝのふるは、いつのほどよりの事なりけむ、古今集に、小町が姉の歌の詞書に、あひしれりける人の、やうやくかれがたになりけるあひだに、燒けたる茅(チ)の葉にふみをさしてつかはせりける、と有り、小町は小野小町なり、その小町が世のほどは、遍昭僧正集に、嘉祥四年長谷寺にて小町と歌よみかはしゝこと見えて、小町が世ざかりのころときこえたり、それが姉の世ざかりを推量るに、(空海が卒れる頃にて、)おほかた仁明天皇の御世の頃なりしなるべし、いはゆる茅の葉にさしたるふみは、假字ぶみにて、其中に書たりける歌をとりて載られたりときこゆ、然ればそのかみすでにあまねく假字ぶみ書く世なりし事おして知られたり、但し今の世に傳はれるは、寛平の菊合、后宮歌合などに、いささか假字の文あり、其後貫之朝臣の、昌泰元年大井川行幸の時奉れる歌の序、延喜五年の古今和歌集の序、や、その後に書りと聞ゆる伊勢が日記、(此日記伊勢家集の始に收れたる文をいふ、其をいま此を日記としも云へる事は、おのれ其文を別にものして、表章伊勢日記といふ書に注へり、)承平五年

佐理卿

あをやきのいとよりかくるはるしもそみたれてはなのほころひにける

行成卿

わくらはにとふひとあらはすまのうらにもしほたれつゝわふとこたへよ

かくのごとし、

注遠江國巖室山牛鼻と云ふ巖嶇に、空海の詠て書りと云ひ傳ふる歌の、碑に彫たるが在りとて、其搨寫たるを見るに、「世をうしのはな見車に法のみちひかれてこゝに廻りきにけり」と書り、手のすぢといひ、歌の體といひ、さらに空海の書ならむとは思はれざりつるが、後に其國人のいふ、此碑は、いと遠からぬころ、或えせ人の造りて建たるものなり、といへり、まぎらはしければ書きそへつ、

又土佐日記一本の跋に、土左日記、以貫之自筆本、故將軍御物希世之重寶也、今度密々、自小河幕府申出、遂一覽、依或人數奇深切所望書之、古代之假字猶蝌蚪末愚臨寫有魯魚平、後見輩察之而已、明應壬子仲秋候、亞槐藤原、と記されたる事見えたり、今按るに、古代之假字猶蝌蚪とは、後世のなべての手の風とは異ざまなるが故に、いと讀がたかりし由をことわり給へる文なり、（漢國にて蝌蚪と稱へる古字の體に似たりとには非ず、又有魯魚平とは、字體の相似たるをよみ誤りて、寫したるがあらむとなり、）かの日記は、殊にいさゝかもいたはり無く、はしり書にものせられたりしなるべし、上にうつし載たるがごとき、はしり書の手の風を見ても、おもひやらるゝなり、さて彼ぬしの世ざかりなりし延喜の頃は、空海の滅りたる承和のころより、わづかに七十年ばかりの後なるに、いさゝかもうひ〳〵しげなく、然ばかりにものせられたりける、そのかみを思ひやるにも、いとはやくより歌など書には、草假字をもて書くならひなりけるに、いろは假字の又さらに便よきに習ひて、殊になだらかに書く習となりたりし世なればなるべし、さらずばたとひ己獨はよく書得たりとも、人の見るめ

○古 ○要 衣 ○阿 ○帝 互 ○盈 ○友 散 佐 ○起 支 木 ○遊 ○免 面 ○三 見 ○志 ○衞 ○日 飛 悲 非 火 ○母 裳 ○勢 ○春 壽 須 敷 ○

無之鼻音、无之草變、片假字作レ九○鴨長明が抄に、古人云、假字にものかく事は云々、はれたるもじ、入聲のもじの書にきくなどなば、みなすてゝかくなり、萬葉には新羅なばふらとかけり、古今の序には喜撰をばきせとかく、是らみな其證なり、と云へり、はれたるもじとは、此ん字をいへる言なり、顯昭の古今集注、物名の中のくたにといふ由の說に、「ント云フ文字ハ無キチ、ヒトヘニ、ニトカナチツケムモサスガニアシケレバ、外書ニハ、ハヌルトキニハ、ント書ハベルナリ、同ジニモジナレドモ、シモノテムチハ子テカクナリ」、また同人の袖中抄に、綠の字音の論に、えにとはえんと云詞なり、するはれたる文字は、いづれも假字をばにとつゞくるなり、はれたるかなの文字なき故なり、などいへり、これによれば、草假字のになんと書き、片假名のニをンとかくも、ともに下の點をはれたるなり、然るに上に擧たるごとく、無をもんと書たるは、もとは仁より出たる書ざまながら、無を鼻音に唱ふるかたにも用ひ、又正しく無といふにも轉しかよはして用ひたるものなるべし、なほ片假字のンの下に記せる說をも考合すべし、

○疊字例 一字之疊、まに〳〵。。 やう〳〵。。 二字之疊、こよひ〳〵。。 三字之疊、ひとのふみをかきて はやり〳〵するをみて。。。。。。 六字之疊、

なほありつとおぼゆれど、うつしおとせるもありぬべく、もとよりおのれが見およばざるいと多かるべけれど、准らへておしはかるべし、なほかの四人のぬしたちの眞蹟なりといへる中より、歌ひとつづゝぬき出して、おほよそに臨寫して、その手の風をあらはす、

貫之朝臣

[illegible]

道風朝臣

[illegible]

人とも云ひて、やがて其國を隼人國と云へりしにも思ひ合すべし、かくてその肥人薩人の書を、かの書籍目錄の帝紀部に載たるは心得がたし、此はもと次なる公事の部に在けるが、傳寫せるときに混れたるものなるべし、さらば上に云へる云々のいはれにて、共に大藏省に在けるから、公事部には載たりけむ、又おもふに、肥人薩人としも記せるは、其書もとより公ざまならぬものなれば、うちとけがきに題書(ウハガキ)せるにて、肥後を肥州、薩摩を薩州なども云ふと、おのづから似たることゝろばえにてもやありけむ、さていはゆる肥人書の、乃川の字の事は、別に又一説あり、下卷の末に加へていふべし、

かくていろは假字漸世に行はるゝにあはせて、もとより書來れる假字の草體をも、なごやかに書交へ、又さらに書出せるも、世々に多くなりたるものなるべし、今かの貫之ぬしをはじめ、四人のぬしの眞蹟の中に、見およびたるいろは假字ならぬ草假字の體をうつし、とりあつめて左にかきつく、但し眞假字を行草の體にさだかに書るがまじれるは、多くはもらしつ、

○移 伊 ○路 ○ 者之訓
盤 八 ○留 耳 母
丹 二 ○ 本 ○ 遍 斂
幣 ○登 東 ○遲 地 ○ 里 利
梨 ○怒 ○ 類 流 累 ○
越 平 ○ 王 ○
家 可 閑 ○ 與 余 ○ 堂
多 ○ 麗 連 ○ 所 處 楚 ○
徒 都 津 ○ 年 ○ 那
○ 羅 ○ 牟 厶 こは筆者知らず、古人の手に朗詠集の歌に、いッ不良厶と書り、牟字の省なり、四人の主のにはあられど、めづらしければ擧つ、 無 无 舞 ○
有 ○ 井 ○ 能 濃 農 ○ 九
具 ○ 耶 ○ 滿 万 ○
氣 个 遣 希 ○ 布 婦

は、この釋の地の文の、眞字書なるにとり合せて書るにか、また原本にはのつと書たりけるを、後に寫す人の、ふと尋常の草體なりと意得て、眞字に作るにてもあるべし、いづれにも乃川と眞字に書て在し由にはあらず、さて件の師説に、先帝於ニ御書所ー令レ寫ニ其字ー、といへる先帝とは、この釋の記者の師の言なり、おほよそ記者のこの釋記せる頃より、其師とありし人の、世ざかりまで推し上せて、しばらく二十年餘りとさだめて考れば、その師の言に先帝と稱せるは、順德天皇、後堀河天皇などにもや當り給ふべき、

さて肥人とは、肥の國人なるべし、古書どもに據りて考ふるに、今の肥後國を古は火國といへりしを、後に肥前肥後の二國とし、又後に改て、舊(モト)の火國の地を肥後とし、筑紫の今の筑前筑後わたりに接ける地を割て、更に肥前國と定められたりと聞ゆれば、(此説は、古事記に筑紫島を有ニ面四ーと見えたるに、日本書紀、肥前肥後の風土記を考合て、別に委しく云へり、)前後の國出來て後も、なほ昔は、肥後をたゞに肥國とも呼び、其國人を肥人とも呼へりしにて、續紀文武天皇四年六月の下に、薩末(サツマ)人某々從ニ肥人等ー持レ兵云々、と記されたる是なるべし、(豐國、吉備、筑紫、越の國々を前後に割たれし後も、なほ其舊名をも呼び、吉備人、筑紫人、越人など云へる事、古書どもに見えたり、)かくていろは假字世に弘まり、遠國の下ざまにも漸行はれそむる頃、肥の國人のいまだ能も書熟れざりけるが、調物など進る時に、うひ〳〵しくかきて出せる書の、をかしくめづらしかりければ、國司よりとり副て奉れるを、大藏省に收置けるが在しなるべし、(近き年ごろ、蝦夷人にいろはを習はしめて、その書たるを見るに、いとあらぬさまに書なしたるが、かへりてはなかしき方にも見えたりと、さきに松前へ渡りて歸りたる人のかたりき、肥人の書におもひ合せられてなむ、)松下見林の書せるものゝ中に、今西國人文字の異體に書なしたるを見て、肥後字に書たりと云ふといへり、古諺の遺れるなるべし、

注本朝書籍目錄帝紀部に、肥人書五卷、薩人書と並べ載たり、肥人書五卷とは、かの有ニ肥人之字六七枚許ー、と云へる書にて、綴書にはあらで、其書たるものの五まきにしたるを云ひ、薩人書とあるは、薩摩人の書にて、是もかの肥人のと同じ類の書なりしなるべし、さて薩摩は、漁獵を專とする佐都(サツ)人に因れる地名ときこゆる由、鈴屋翁の古事記傳にくはしく説はれたるがごとくなるべければ、むかしは其國人を薩人とも云ひしなるべし、また其國人を隼

異體なるを、件の四人の眞筆の中にて、見及びたるかぎりを合せ載す、見合せておもひやるべし、但しこゝにはその眞蹟の筆法筆勢などにはかゝはらず、もはら字體をあざやかに寫せり、但し漢籍に寫し載たるいろは假字の中には、是と異なる字交れり、其は下にまた寫し出して論ふべし、

（い）以之草　いいいい　（ろ）呂之草變　ろろろろひろ
ろ（は）波之草變　はは（に）仁之草變　に（ほ）保之草變　ほほ（へ）片假字之ヘ草　へへへへへへへ（と）趾之省止之草取レ訓　とと
（ち）知之草變　ちちちちちちち（り）片假字之リ之草　りりり
（ぬ）奴之草　（る）留之草變　るる（を）遠之草變　をををを
をををを（わ）和之草變　わわ（か）加之草　か（よ）與之草變　よ
（た）太之草變　（れ）禮之草變　れれれれれれれ（そ）曾之草變
そそそ（つ）片假字ツ之草變　つつつつ（ね）禰之草變
ねねねねね（な）奈之草變　なななななな（ら）
良之草變　らららら（む）武之草　むむ（う）宇之草變チハ于歟　う
うううう（ゐ）爲之草　ゐ（の）乃之草變　乃（お）於之草變　おお

（く）久之草變　くく（や）也之草變　ややや（ま）末之草變　ままま
（け）計之草變　けけ（ふ）不之草　ふふふふ（こ）己之草變　ここ
（え）江之草　（て）天之草變　てて（あ）安之草變　ああ（さ）左之草變　さ
ささささ（き）幾之草變　きききき（ゆ）由之草變　ゆゆ
（め）女之草　（み）美之草變　みみみみみ（し）之之草變
ししし（ゑ）惠之草變　ゑゑゑゑゑ（ひ）比之草變
（も）毛之草　もももももももももも
（せ）世之草　せせせ（す）寸之草變　すす

右いろは假字の中、へ。り。つ。は、片假字をとれるものなり、片假字の事は、下巻に論ふべし、さて釋日本紀に、問、假字誰人所レ作、答、師說大藏省御書中、有二肥人之字六七枚許一、先帝於二御書所一令レ寫二其字一、皆用二假字一、其字不レ明、或乃川等之字明見之、若以レ之爲レ始歟、と云へる事あり、若以レ之爲レ始歟とは、師說にはあらず、記者の文ときこえたり、論ふに當らず、こは肥人の書る假字のあるに、なべてはいとかたはにて讀がたき中に、の。つ。等の字は明に見えたる由なるべし、
注然るをの。つ。とは書ずして、乃川と眞字にて作る

はふれ失せて、そを臨摹（ウツ）せりといふ、古き楷（スリ）かた木のみ、藏傳へたりと答へたりしと、慥にきけりと云へり、然ればその神門寺なりしも、眞に空海の書るにこそはありけめ、かくて今その摹本どもを見るに、並に尋常のごとく、いろはにほへと云々の字體を、七字づゝはなちがきに六行に書き、ゑひもせすの五字を、その次の行に書止めて、さて京字は無くて、別に數の字の一より十までを一行に、百千萬億の四字を次の行に行體に書り、おもふに空海この假字を書さだめて、いつも人の手本には然書きて與へけるに傚ひて、上に弘法大師年譜に引たる記に、假名の次様と云へるところに論へる趣をも、こゝに考合すべし、今の世にもおよび、また其を兒童などのひろひよみに、一くだりづゝよみきることの如くなりきたりて、つひに歌のごとくにもあらぬよみざまともなりしものなるべし、

注かく記しおける後に、神門寺の緣起を見るに、弘法大師この寺に參詣して、伊呂波を作れりと云ひ、又下文には、其時大社大明神和字四十八字を作りたまへりともいひて、京字のあるいはれをも、佛教の意もて說へる趣、又その書（シル）しざまもいと拙くて、すべて寢言などをきくがごとし、こはいと近き世に、えせ法師が作れる妄說なること著く、論ふにもたらぬものながら、たゞには見すぐしがたくて書そへつ、さてまた世に伏見天皇の宸筆、また傳圓法親王のなりとて、いろは假字を摹し傳へたるも、もはら空海の書ると同じ體に見ゆ、但し是は眞のなりや詳（サダカ）ならず、また倭片假字反切義解の末に、追考とて載られたるいろは假字も全く同じ、

かくて古人の筆跡を監定むる人に、草假字書たるものゝ、今世に遺在るが中に、孰か古きと問あはするに、紀貫之朝臣此ぬし、承和二年空海滅後卅三年に當れる貞觀十年に生、天慶九年に卒、七十九、のよりぞ、まれ〳〵世には遺り傳はれりといへり、今その貫之朝臣のを始にて、次々にきこゆる小野道風（ノミチカゼノ）朝臣、寛平年中生、康保年中卒、七十餘、藤原佐理（ノスケナホノ）卿、天慶七年生、長德四年卒、五十五、藤原行成（ノ）卿天祿三年生、萬壽四年薨、五十六、の眞跡なりと云へるものを見るに、おのおのくさ〴〵の草假字に、彼いろは假字の字體をも、とり〴〵にうるはしく書交へられたるおもむきを見るにも、いとはやくより書なれきたりけむ古體なるべき事、推はかりつべし、かくて空海の書定めたるいろは假字を、今しばらくかの二寺なる摹本の字體にもとづき掲（アゲ）て、下に其原字を考注し、又その同字の

てければ、さらに實惠に問たるに、實惠その假字をば、ひろひ讀にはよみたるめれど、歌詞なりとは意つかで、何事ともよみ辨へがたきを怪みて、その讀次ざまを師に問たる由なるべし、その眞言もし梵漢などのならむには、實惠ほどの法師が、さばかりのものゝ假名附を、師に問ふばかり怪しむべきにあらず、又上に論へるごとく、そのかみ賤しき大工等がよむばかりなる、目やすき假字のあるべくもあらざれば、いづれにしても、梵漢の眞言の文字に、假字附して授たらむとはおもはれず、さて又かの次ニ伊呂波ト と記されたるは、當時もなべては今の世のごとく、七字づゝによみきり來れる中に、眞言宗にては、讃歌に唱ふる聲明のありて、其を唱ふるを伊呂波を次ぐといひて、法文の義に叶へて敎ふるならひなりけるを、其を授りに法印が許にものし給へる由なるべし、さてかく考たるは、かの引たる二書の文どもに云々、奉レ問といふまでを引載せて、其下文を略けるは、答言をば記さで、他事におよべるが故なるにか、又かの麗氣記に、天兒屋命の、金剛寶杵の色葉文、また天御量柱は、色葉法界、法身心王の大曼荼羅、曼荼羅すなはち眞言なり、既にいへるごとし、などいへる類の說なるべく推考て、かくは論らへるなり、されどいまだ其本書を見ざれば、おしたてゝはいひがたけれど、さすがにすてがたくて、追繼てこゝに書加へつ、なほ本書をみて言きるべし、

かくて世に空海の書たるいろは假字の寫なりと云へるものこれかれあり、今の世に普く世に行はるゝと、字體いたく異ならぬが、いづれもたゞ寫傳へたるのみにて、其もとの眞蹟の在所は詳ならず、其中に大和國當麻寺に藏りといへると、出雲國神門郡鹽屋の神門寺に藏りといへるぞ、並に同じ字體にて、正しきものなるべき、さて其當麻寺なるは、空海の朱印を捺たり、前に篆體にて、寶字を大きく書たり、この字の事は、上に天地麗氣記を引て論ひき、絹に書てありとぞ、又神門寺なる書の事は、高野山靑巖寺經庫刻本の野山名靈集に、かの頓阿の高野日記のいろはの談を擧て、大師眞筆の以呂波は、今雲州の神門寺に在て靈寶とし、同眞筆の片假字は、當山の講坊に在て祕藏す、といへるにもかなひてきこゆれば、出雲人にたよりて尋ねあはせたるに、この事さきに由ありて、其所の宰だちたる人の、寺僧に質問けるに、いま其眞筆は

一首もあることとなし、然るに今樣などいふ類の鄙歌の和讃と同調なるは、その和讃より轉りたるものなり、今の世にも、鄙歌はかならず七言に起りて、五言に結むるがさだまりのごとくなるは、その今樣のたぐひの歌ぶりの、また漸に轉ひ來しものにして、いづれももとよりおのづからなる皇國の歌の句調にはあらずと知るべし、その論ひのくはしきことは、別にいふべし、

○かく考記しおける後、此ごろ（天保十一年）高野寺の學靈法師の著せる、弘法大師年譜を見るに、（此書なべての僧徒の作れるとはことなくて、自他の古書どもを引て、懇切に記せり、）或記云、弘仁十年六月一日、大塔心柱造ニ始南峰ニ云々、同廿八日、心柱曳塔上時、大師令レ授ニ與大工ニ給印明、（中略）同其夕方此眞言令ニ忘失ニ、仍實惠大工奉レ問之處、實惠、カナノツキヤウアヤシミ給テ、高祖御前詣奉レ問、（下略）また高野見聞祕錄曰、弘仁十年己亥六月朔日、大塔心柱造ニ始南虎峰ニ、同廿八日曳ニ之於檀上ニ、抽大工一大法師二大法師、如レ此之役人等各十六人也、且云結緣料各各十六人授ニ眞言ニ、同夕方此眞言各々忘失了、仍實惠一大二大共奉レ問之所、實惠假名ノツキ樣ヲ怪ミテ、高祖御前詣兩明奉レ問云々、と引載せたり、二書ともに同時の事の傳說なるを、後に聞傳へたる僧の二方に書記せるものなり、ともにむかしの俗文にて、通（キコ）えがたきところあれど、相かよはして大意を推し考ふるに、この時大師の大工等に、印明また眞言を授といへるは、かの高野日記に、空海高野山をきりひらきて、堂を建る時、木の道のたくみに、いろはの字を敎へたる由みえたる時の事に當りて、（かの倭片假字反切義解の序に、弘仁天長年中に、造ニ四十七字伊呂波ニと云へる天長の年ごろも合へり、）其眞言と云へるは、仲雄王の詩に、字母弘ニ三乘ニ、眞言演ニ四句ニ、と稱へられたるに相合ひて、いろはの事ときこえたり、但し假名ノツキ樣云々、と云へる詞のきこえがたきを、つら〳〵考ふるに、山槐記に、今日訪ニ三藏院法印ニ、次ニ伊呂波ニと記されたる次と同語にて、假名のよみ次樣といふことなるべし、其を次といへる由は、空海の書る伊呂波假字の摹本どもを見るに、尋常のごとく、七字六行、五字一行に書終たるをおもふに、大工どもにも、其定にいろはを書て、歌ひざまをも敎授たりつるを、大工忘れ

りける、おもひかねの深き事、いとたゞひなき所爲(シワザ)にこそはありけれ、然るに空海の作れる天地麗氣記と云書には、天兒屋命所レ持金剛寶杵中、調二色葉文一、爲二淨事(キヨメゴト)一、如レ元令レ成給伏乞矣、また天御量柱天地開闢、色葉法界、法身心王大昦茶羅、一心无作本妙藏、天地和合蓮華金剛、无始无終從本垂跡也、といへり、こは別に又色葉の説を作りて、例の神道にも附會せるものなり、大和の當麻寺に藏(モテ)る、空海の眞筆のいろはの首に、寶字を大にひきはなちて、篆體に書たるも、いはゆる天兒屋命所レ持金剛寶杵中云々の意を用て書たるなり、さて件の色葉文、色葉法界の説は、かの四敎法文の意にものせるには似もつかず、拙劣しともつたなし、さるは此色葉のために、僞造れる强説なればなり、

注僧文雄が和字大觀抄の説に、空海いろは歌の詞を隱して、七字づゝに別ち讀ましめて、はひふへほの脣音なる事を知らしめ、歌に唱へては、はひふへほの、わゐうゑおに通ひて喉音となる事を敎へ、いゐをおえゑの各二字ありて、其輕重の音の別なる事を知らしめたるは、深妙の作なりと云へり、さて

又此歌一首の上にて論はむには、上の二句、いろはにほへど、ちりぬるを、といへるは、花もみぢなど云へる言なければ、何の色のにほへるにか、なにの散るにか、更にきこえがたし、其ほかの意詞もよくは調ひてもきこえざれど、かばかりにも作り連ねむ事の、おぼろげの人の爲し得べきにあらざれば、たやすく難むべきにはあらずかし、また釋日本紀に、假名之起當レ在二何世一哉と問へる答に、先師説漢字傳二來我朝一者應神天皇御宇也、於二和字一者其起可レ在二神代一歟云々、伊呂波者弘法大師作之由申傳歟、此者自レ昔傳來之和字作二成伊呂波一之起也、と記せり、先師とは、此書の記者、卜部兼方宿禰の師なるべし、日本紀私記を引たる中に、師説とてあるとは文體いたく後ざまなり、すべて此に云へるいろは假字の説は、字原をだに稽へざる謏説なり、さて此釋日本紀は、問者だちの傳、また奥書によりて考るに、文永の末つかたより、正安のころまでに記せるものと見えたり、さて又皇國の雅歌は、五言に起めて七言に結むる例にて、いろは歌和讃などのごとく、七言に起りて五言に結めたるは、上古より

佛敎に、人に聲聞、緣覺、菩薩といへる三等ある事を云へり、こゝにては人間といふ意なるべし、眞言演ニ四句とといへる眞言とは、龍樹釋論に、謂ニ之祕密號、また大日經疏に、梵云ニ漫怛羅、則是眞語如語不妄不異之音也、など說ひ、また陀羅尼神咒など云ふものにも通はして稱へるを、件の詩句には、いろはすなはち眞言にて、尊き讚歌なる由の意に稱へたりときこゆ、梁高僧傳に、天竺方俗凡是歌ニ詠法言、皆稱爲唄、至ニ於此土ニ詠經則稱爲ニ轉讀、歌讚則號爲ニ梵音、とも見えたり、演ニ四句とは、涅槃經に、諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂、とある四句の意を、眞言に演たる由を讚たるなり、なほ此四句を演たる意は、上にも引出たる江談に、假字法華經供養の時の源信の說を擧て、日本國者誠雖爲ニ如來金言、唯以ニ假字可奉書也、弘法大師傳ニ習諸眞言梵字悉曇等密法之後、寄ニ四敎法文、法文とは、こゝに四敎かの涅槃經の四句をさしていへるなり、作ニイロハニホヘド讚給、以來一切法文云々、不離ニ此讚文字、イロハニホヘド字、色ハ匂ヘド云心也、と記せるをもて心得べし、さて又舊說いろはの讚歌の詞に、彼涅槃經の四句を當て解り、色は艷へど、散ぬるを、諸行無常之義、我世誰ぞ、常在らむ、是生滅法之義、有爲の奥山、今日越えて、生滅々已之義、淺き夢見し、醉もせず、寂滅爲樂之義、

今按ふに、此讚歌の句調、七言に起め、五言と句を互になして、五言に結め、八句四十七言なるは、僧家に和讚とて唱ふ歌と、句調風體もはら同じ、然るは佛經に梵讚とて、天竺の歌のあるを、漢國にておのが國言をもて其句調に叶へ作りて、其意を演たるを漢讚といへり、さてその梵讚の中に、七言五言八句四十七言なる體のありて、其に叶へて作れる漢讚のあるをもて推し考ふるに、空海その句調の梵讚漢讚のあるに擬ひて、更に皇國言もて此讚を作りて和讚といへるを、後に其句調風體によめる歌を、うちまかせて和讚と稱ふ事となりたるものなる事、對照して知るべし、この梵讚漢讚和讚の事ども、其證を擧て論へる說あれど、こゝにはつくしがたし、別て下にいふべし、かくて空海その梵讚の四十七言なる體によりて、字母の四十七音を分りてその句調とし、いはゆる四句の法文の義をよみ整へて一首と作し、又さらにその假字を製り定めて、己が高野の寺建る時、工匠等に敎へたるを事はじめにて、字知らぬ民ども、女童などにも口遊ましめ唱はしめて、佛法の意をもほのかに知らしめつゝ、其假字を書習はしめて、遂に世に行はるべくものした

一本を得たるをもて、その書體をこゝにしるすものなりと云へり、件の假名之日本紀といへると同書にやあらむ、また釋日本紀に、假名日本紀と云ふを引て、大殿殿下御書也といへり、此本は私記のごとく、眞假字にてもはら訓を注せる書と見えたり、但し其はわづかなる殘缺本なりしにか、たゞ二ところばかり引たり、思ひまがふべからず、

また頓阿法師の高野日記に、（高野山に上りて、綱元入道が庵に宿りたる條、）海象（高野寺の僧なり）の縁ある事どものたまふ中に、大師此山をきりひらかせ給ひて、堂たてさせ給ふに、木の道のたくみ、文字の事を知らねば志るしあはすべき料（料字一本にことわり）もなしとて、いろはの四十八字を、をしへさせ給ひしより、末の世の人のたすけにもなりぬときこえ侍りしかば、さらばとおもひて、いろはを冠におきて、四十八首をつゞり出し影前にそなふ、と云ひて歌あり、最後の歌に、「京見ぬもよく知る人もとなふればみなむかひゆくちかひなりけり」、とみえたり、但し海象がいろはの四十八字と云へるは、後に京字を加へ書くならひとなれる上をもて談れるにて、（頓阿もそれによりて、歌にもよめるなり、）もとより空海のものせるにはあらず、後人の書加へたるがならひとなりたりしものなり、（此事はなほ下に論ふべし、）空海の高野山に寺建立創たるは、弘仁十年の事なる由、書どもに見えたるに、かの倭片假字反切義解の序に、弘仁天長年中に、造二四十七字伊呂波一と云へるも合へり、

注 若狹國遠敷郡野代村、妙樂寺に延曆十六年に、空海の建たりと云ふ金堂一字今に存りて、空海の自書る棟簡も在り、また其寺にて書たりと云ふ大般若經全部と、其時用ひたりと云へる硯も今に在り、過にし文化四年の頃、かの金堂いたく破壞たりけるを修理ふとて、工どもの柱の枘接（ホゾグミ）など取解（ハヅシ）けるに、なべてはいろは字などもて符合すべき處に、東西南北の字と、方圓三角など、象をものしたり、むかし此寺作りし工等は、いろはをば知らざりつるにこそと、其修理に預れる工の語りたりき、今おもへば高野寺は、これより後に建たれば、其時にいろはを作りて敎へたりと云へる説と、うちあひてぞ聞えたる、

さてかの仲雄王の詩句に、字母弘二三乘一と云へる字母とは、いろはにほへと云々の四十七字なり、三乘は

句ニとは、空海のいろは歌製れる事を讃たるにて、是ぞこの假字製れる事の、明なる證なりける、倭片假字反切義解の序に、弘仁天長年中、弘法大師釋空海造ニ四十七字伊呂波ニ、四十五字增ニ補圖於ニ以便ニ于女童ニ、其體則草書也、と見え、行阿定家卿と同時の人なりの假字遣の序にも、權者の製作として、眞名の極草の字を伊呂波に縮めなして云々、と云へり、又河海抄源氏物語梅枝卷の條に、江談云、天仁二年八月日、向ニ小一條亭ニ言談之次問曰、假字手本者何時始起乎、又何人所レ作哉、答云、弘法大師御作云々、件事無ニ所見ニ、但大女御御自筆假字法華經供養之時、被レ行ニ御八講ニ、講師南北英才、相遞爲ニ導師ニ、高名清範慶祚等之輩、各振ニ富樓那之辨才ニ之後、源信僧都又勤ニ此事ニ、説云、日本國者誠雖レ爲ニ如來之金言ニ、唯以ニ假字ニ可レ奉レ書也、弘法大師傳ニ習諸眞言梵字悉曇等密法ニ之後、寄ニ四敎法文ニ、作ニイロハニホヘド讃ニ給以來、一切法文聖經史書經典不レ離ニ此讃文字ニ、イロハニホヘド字、色ハ匂ヘド云心也、不レ説ニ他事ニ只以ニ此一事ニ令レ講、而人々皆驚レ耳之由所ニ傳聞ニ也、古人日記中在ニ此事ニ云々、云々二字、簾中抄には者の一字に作り、源信は寛仁元年、齢六十にて卒りし人なり、又問云、然者件弘法大師御時以往無ニ假名ニ歟、日本紀中假名之日本紀在レ之由、慮外令レ見、答云、此事尤理也、雖レ然只付ニ倭言ニ合レ之書也、イロハニ於テハ尙彼時始ル歟、先哲可レ尋也、

注件の文、今世に遺在る江談には缺たり、さて此文を簾中抄に假名起と云へる下に全く載たり、二書互に脱字誤字あるを、いま又其二書の異本どもにも校合せて、訂して引り、さて件の文中に、假名之日本紀在レ之由慮外令レ見とは、いろは假名にて書たる日本紀を出して、かゝる書の有れば、はやくよりいろは假名はありしなるべし、然れば弘法大師の作れりと云へる説は立がたかるべし、と難め給へる由なり、答に付ニ倭言ニ合レ之書也、といへるは、此は日本紀の舊文にはあらず、本書の漢文を倭言に合せて假名にて書たるものなり、と云へるおもむきなり、尾崎雅嘉が群書一覽に、假字日本紀三十卷、卷首に日本書紀と題せり、全文ひらがなをもて志るし、漢字には傍に和訓をつけたり、此本足利家時代の縉紳家の寄合書にして、字體もつとも精密なり、かの漢字につけたる和訓は、先に或人のいへる如く、代々の私記の訓とおぼしきもの多し、頃日

ものなるべきにおもひ合すべし、件の書選べる艶谷を、貞元進士といへる その貞元は、唐の德宗が世の年號にて、その元年は、皇朝の延曆四年に當れり、空海、最澄等は、延曆廿三年、かの國の貞元二十年に、彼國に渡りたれば、此二僧等に問注せるも有べく、又既く(ハヤ)皇國言を問聞て記しおける書より、取て載たるにてもあるべし、いづれにも延曆の頃、はやく草假字をも用ひたりし證とすべし、

注上に論へるとははるかに後のにはあれど、古き文書どもを見るに、其道々に定まりて常用ふる字を、きはめたる草體にものして、其本字の忘られぬばかりに、書く例なりと見ゆるがすくなからず、其が中には、今の世までも用ふるがあるなり、又近世にも同じおもむきなる書ざま多く、うちとけがきの消息ぶみ、女のには殊に多かり、かくうつろひ行は、おのづからのいきほひなるべき事を、上世にもめぐらして思ひやるべし、漢國にてはやくより書牘に、幸甚を[illegible]、頓首を[illegible]、[illegible] など書るも、はた思合すべし、なほ其うつろへるおもむきは、また下にもいふべし、相かよはしてさとるべし、

さてその假字の一體のいできたるも、書く人のこゝろごころにものせるから、其用ふる假字も、とり〴〵にて定まらず、又その字體も、おのづから筆の勢ひにまかせなどして、うちよむに煩はしく、はたまぎらはしきかたも有ぬべきを、いまだ下(シモ)ざまのものに及ぶばかり、あまねく文字の行はれざる世なりければ、女童などはさらにて、書讀み字書く道に疎き、下ざまのものなどの、うちまかせて用ふべきにはあらざりけむを、空海僧都、その草體の假字にもとづきて、さらに目安くなだらめ書て、四十七音の字體を製り定めて、己が尊べる佛法の意を演て、いろはにほへど云々の讃歌に、作りとゝのへ書つけて、文字しらぬ者どもに、其歌をその假字にあてゝ、讀習はしめ書習はしめたるものになむありける、さて其空海のいろは假字作れる證は、凌雲集に載たる、此書序文の首に、從五位上左馬頭兼內藏頭美濃守臣小野朝臣岑守上とあり、從五位下內膳正仲雄王の謁二海上人一と題る詩句に、道者良雖レ乘、勝會不レ易レ遇、寢興思二馬鳴一、俯仰謁二龍樹一、一得レ遭二吾師一、歸貧口寓仕、飛流馴二道眼一、動殖潤二慈澍一、字母弘二三乘一、眞言演二四句一云々、と見えたり、海上人とは空海なり、件の句中にいはゆる字母弘二三乘一、眞言演二四

るばかりに、殊さらにたくみて書なせるものなるを、其まゝに書集めたるものなるべし、かくてその歌の本書の、草に書たりしもありぬべく、又萬葉集に書とゝのへたる本を、寫せる人の草の手をも交へ書たるを、後に眞行などの手に書寫せる本の、今の世まで遺り傳はれるものなるべし、故今在る本の讀がたき字を、草體によりてめぐらし考ふる時は、よみ得らるゝが多きにもおもひ合すべし、然草書によりて考ふる事は、はやく賀茂眞淵翁の、ともすれば論はれたる說にて、まことに然る事なり、おのれちか頃東大寺に納め傳たる、天平勝寶九歲三月廿五日、中務卿の宣命の、當時の書の摹を見るに、多く草體を用ひ、中には見もしらぬ異體なるかきざまもあり、また近似たる誤字さへにありて、上文にたよらでは、讀とりがたきばかりに、なだらめ書たる字すくなからず、其ほか、その御世に近き文書どもの摹を見るに、おほやけごとの文書にすら、さるかきざまなるが多かり、今それらをなほざりに書うつしたらむには、とりどりにかきひがめつべし、これをもおもひあはすべし、さるは萬葉集のみならず、すべて古書どもの誤字を訂さむには、かへすがへすその心おきてすべき事にこそ、

かくて、ゑか書熟るゝほど、またさらになだらかに走書にかきなせるが、漸にうつりゆきて、おのづから一體のごとくにぞなりたりけむ、國花集といふ書の中に、（此書作者をしらず、寛文十二年の印本あり、中むかしの人の詩作の料に編たる書なり、五山の僧などにもやありけむ、）國花合記集、貞元進士花艶谷選、と標（アゲ）て、乾坤、氣形、支體、飲食など部類して、其事物の皇國言を、漢字音（トリノセ）をもて寫し記し、其下に漢名を當て注せるを抄載たる中に、

都嗜・月、　兎記・同、　土宜・同、　屠き・同、
つき・同、　屠其・同、　士期・同、　津幾・同、

かく書り、（この國花合記集といへるは、花艶谷が選べる書の名のごとくきこゆれど、此本書を國花集と稱へば、混らはしくも聞ゆ、なほ漢學せる人に尋問ふべし、いづれにも件の文は、花艶谷が選べる書の文なる事は著し、）都て二百餘言載たる中に、たゞ件の二字を草假字に書るも、艶谷が本書のまゝに寫傳へたるものにて、其はかの國人の、皇國人に逢て言語を問て、自ら書も記し、また皇國人の書て與へたるまゝに、寫とゞめたる中に、草假字に書たるもありけるをも、さながらとりどりに交へ記せるものなるべし、（津幾と書る津字も、皇國の訓假字なれば、これも、こなたの人の書て見せたるまゝに寫記せる

漢文ざまに書て其意を達し、歌、祝詞、詔詞などのごとき、言辭を主とするかたには、もはら字音を假用ひて書連らね、まれ〳〵には字訓を假り交へたるもありぬべし、これすなはち假字なり、さて字に眞字と云ひ、假字と云ふことは、藤原長親卿の倭片假字反切義解の序に、（此書は、權大納言藤原長親卿、僧名妙魏の著給へるなり、なほ下卷片假字の條に、引て論ふべし、）夙聞大古之代、未レ有二漢字一云々、及三乎應神天皇御世一、始渡二儒經一而凡國家用二文字一、有二眞字一有二假字一、眞字對二假字一正也、假字對二眞字一權也、字名義卽物名也、（字名義云々とは、字を奈と云由は、何にまれ、物名を記す義なりと說へるなり、天武紀に新字とあるを、古訓にニヒナとあり、さて假字を正しくは、加利奈と云ふべきを、言便に加無奈と云ひ、又加奈とも云ふなり、）都不レ過下於以レ義爲二眞字一（眞字とは漢字を云へり、漢字もて書ける文は、字義を主とすとなり、）音爲二假字一而已、（漢字音を假借て、皇國言の聲音に當て〻用ふを、假字と云ふとなり、）云々、と說はれたるがごとし、なほいはば、字義によりて訓をさだめてよむことゝなりては、神名、人名、地名、また漢名知られぬ物名などの類は、その言のさまによりて、便よく音訓をとり交へなどしても書記したりしなるべし、かくて漸漢字を用ひなるゝにあはせて、祝詞、詔詞などの如き、言辭を書とゝのふるには、字數のあまりに多くなりて煩はしければ、音訓を交へ書き、或は訓をとりて借字とし、或は字義によりて、言辭に當などしても書たりけむ、（古事記の序に、其書の書體をことはれる文に、已因レ訓述者詞不レ逮レ心、全以レ音連者事趣更長、是以今或一句之中交二用音訓一、或一事之内全以レ訓錄、と云はれたるなどおもひめぐらして推考ふべし、）然るに歌は殊に歌ふものなれば、一言もよみたがへじと、音假字もて書連ぬるならひにてぞありけむ、これらの考は、古のおもむきを考へ、古事記、日本紀、そのほか古文の記されざまなどを考合せて論へるなり、さて歌にすきたる人などの、尋常おのがよみたる、また古今の人々のを書とゞむと、數首（アマタ）ものせむには、眞字書にのみはえ堪がたきわざなれば、おのづから草體に書けるも多かりけむ、

注又字數の多きをいとひて、常に用ひ熟れたる文字の訓を書交ふる事も有しなるべし、但し萬葉集に、音假字もて書つらねたる、又音訓書交へたるなども多かれど、また義訓、略訓、借訓などいふべき字の用ひざまに書たるはた少からず、いとあやしき戯書さへあるは、そのかみ、ことに歌をすきもてはやせるともがらの、おのれひとりのわたくしものとして書しるしおける、或は心あひの友どち、歌よみて書かはしなどせるには、わざと打かたぶか

假字の本末上卷之上

伴信友稿

草假字

上代に文字と云ふもの丶無かりし事は、大同三年に、齋部廣成宿禰の、撰びて上(タテマツ)れる古語拾遺の序に、蓋聞上古之世未レ有二文字一、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不レ忘云々、と見えたり、今古典に據りて推稽(オシカムカ)ふるにも、眞に然る事なるべし、

注大江匡房卿の、筥崎宮記に、尋二其本體一應神天皇之神靈也、我朝始書二文字一、代二結繩之政一、即創二於此朝一云々、と朝野群載に見え、また本朝文粹に載たる、三善清行朝臣の、昌泰三年の勘文に、上古之事出二口傳一ともあり、然るに貞治のころ、忌部正通宿禰の著せる神代口決に、神代字象形也、と云へるは妄傳とぞ聞えたる、さるは其口決の凡例に、神道自不レ異二一致一者、天地道理也、と說ひて、もはら儒佛の道の趣(コヽロ)をもて、神代紀を解けるがごとき見識なる人の說なれば、ことに信がたし、また清原宣賢朝臣の、大永年中に注されたる神代紀抄に、卜部氏の祕說なりとて、龜卜の灼(ヤケメ)によりて、一萬五千三百七十九卦出來るなり、神代字これなり、其字聲明の譜(ハカセ)に似たる由注せり、此主は本生(モト)卜部の氏人にて、兼倶卿の弟なり、例の卜部家の造說、論ふにもたらず、天正六年に玄仍が記せる榻鴫曉筆の追加に、神代の字は非二漢字一、聖德太子舊事紀を被レ撰時、始て漢字に成給ふなりと見え、慶長四年清原國賢朝臣の記されたる日本書紀の跋に、聖德太子察二三才之源一、達二三國之起一、故始以二漢字一附二神代之文字傍一、於二于爰一吾邦人漫得レ識二彙典經之旨一云々、蓋神道者爲二萬法之根柢一、儒敎者爲二枝葉一、佛敎者爲二花實一と云はれたるも、かの卜部家の私說によれりときこえたり、ともに論ふにたらず、國賢主は、かの宣賢主の玄孫なり、おのれ前には、かの卜部家の說のごとくにはあらで、別に上代に文字の有しにかと、いさゝかおもひよせたる考のありしかど、非ずおもひなりて、神代字辨を著はして、此書の附錄とす、

かくて今つら〱考ふるに、漢字を召とりて、用ひたまへる世となりて後、（この漢字の事は、中外經緯傳の中に論へり、）なべての事は、

假字の本末

この假字の本末は予が師伴翁の著されたる書にて假字といふ事の皇國に用ひ來れるゆゑよしを始としていはゆる平假字片かな男文字女文字の起原をくはしく考へまた今俗にもはら用ひ馴れたる伊呂波うたあるは梵讃漢讃和讃あるは今様歌順禮歌はたヲコト點といふものゝゆゑよし及神代字の事さへにその轉化ひ來し次第をことごとく證し辨へ記されたるその考説のつばらなるおのれいまさらにいはんはなかなかなれどさりとて是をよくうちみむに打感げずやはあるべき翁つねにいはれけらく凡書の考説しるさんはいといとかたきわざなりさるは年わかきほどにいとよう解得たりきとおもへりし説の後に惡く思ひなりぬる又かたかりしことのやうやう考出られたるなどきのふけふとかはりゆくよから人もこれを木葉のちるにたとへていへるが如くにて塵ばかりの誤なからしめむは生涯つとむともいといとかたかるべしされば其を板にゑりなどせんには後の悔や千たびすともとりかへすべきものならずと教されたりげにさる用意は翁が著書どもの上によく見えしらがひぬかくて此書も例のこゝかしこと書補はれて反古のやうにてありしをこたびある人の請へるまゝに信近が挍訂して板にゑらせたるなれどさては翁のこゝろおきてにたがひやせんといたくおもひわづらひていかにか爲ましなど予にも語ひぬされど翁世におはせばこそあらめいまは誰しのひとかこれ添もし削もしてんかかればこの遺稿をこそやがて翁の清本とはすべかりけれど終にゑらせつかゝるはをちこちの學者たちの信近がりせをそこしてその遺稿をみまくほりするにこゝろやすくこたへかつは翁のこゝろざしを世にあまねくつげむとてのしわざにて止事を得ぬゆゑよしのあればなりその由はおのれ翁の著述目錄概言を記てそれにいひたるをちかきほどに板にゑらすべければそれを見て信近が忠實なるこゝろざしをあぢはひしりねとぞ

嘉永三年三月　長澤伴雄

レ之卒放回 孫慶長が事はいまだ聞かざることなりかれが薩摩に來居れりけるを嚮導とせられたるなるべし
鄭迵か事もいまだきかず又王が危坐不ㇾ爲ㇾ動ーによりて放回せるにはあらず永く皇朝の臣國たらむ事を畏み奉りたるによりて公より放回らしめ給へるなり慶長があづかるべき事にあらずこれらの事は其國の虜られたる者らが罷歸りて怯弱かりつる耻をおもひてこしらへ語れるを記せるものなり
さて尙寧王は壽五十七歳にて元和六年に卒れり
皇明實紀卷二十二云萬暦三十七年十一月倭幷ニ琉球ー虜ニ其王ー 十一月といへるは傳聞の訛なり

中外經緯傳正篇三卷遺文類 三卷合六卷故源信友老人所編述也借得原本債人令書寫自遂一挍了但第一第三之卷等手所寫也
嘉永元戊申年九月十三夜全部挍了 平種棨 花押

郎といふは嶋津か被宮也 定西法師物語に琉球の事を聞侍りしに大明より若那(シャナ)主部といふ者來りて日本への通路を止め使者船も來らずそれより薩摩の屋形家久公琉球を申請責破り王も主部をも生捕にして歸朝あり慶長十四年駿府江戸へ召具して下りたまひぬ其時我大坂にて出逢たれば云々佐志貴王子もおはしけるが昔の物語して泣より外の事なし王子は駿府にて失給ひぬ其石塔は淸見寺に侍ると見えたり ○七月七日嶋津家久所討取之琉球國家久へ被下候 一本四月ニ云 嶋津琉球へ渡海攻敗而生捕國王七月歸朝於彼嶋令撿地漸十二萬石餘有之 ○同十五年八月六日嶋津家久伴琉球王駿府へ參上 ○十四日琉球王登城御目見 ○九月廿日嶋津家久與琉球王江戸へ發足 ○廿五日琉球王江戸到着ヲモイシラト云年十七八計ヲモイトリと云十四五計成小性兩人相從ヒ三味線を引能小歌を諷 ○廿八日於江戸琉球王登城御目見 ○十月廿日琉球王江戸發足 異本十四日云 美濃國岐阜へ到着之後御調物可差上由申候得共此事可有如何とて無披露然ニ歸國して後其年如約束琉球王又被申ハ我國無雪降貴國へ來り而初而見雪 駿府政事錄云慶長十六年十二月十五日嶋津龍伯

爲遺物云々獻之就之去歳所擒來之琉球王歸之如前々琉球之往來可爲之由自大明國依請之則彼王可歸遣之旨言上依之琉球人着府則於前殿御覽之藥種及彼邦之異物等獻之 因に嶋津氏將軍家へ歸服忠誠の證文武家古文書集に載せたりその文に云 不存寄之所從秀賴樣被成下御書誠以忝奉存候仰被思召立儀御座候付早々上洛可仕由被仰下候尤雖可奉應尊慮候先年石田治部少輔起弓箭候時節老父兵庫入道上方有合候故不克分別相守大閤樣御一筋於關ヶ原雖盡粉骨候合戰相破御所樣天下被成御安治當家迷惑相極候處被指捨遺恨則我等被召出兵庫入道身上迄無異儀被召置候然時者太閤樣御一筋之御奉公當家一篇仕候御所樣被成御取立數年種々御厚恩之義世上無其隱候條御當家背申儀不罷成候御高察所仰候將又正宗長銘之御脇指拜領寔以忝奉存候得共有之御斷御座候間致返上候可然樣可預御披露候恐惶謹言(年月日寫缺)大野主馬助殿御披露 島津陸奥守花押

中山傳信錄に云琉球王尙寧 舜天より二十四代萬曆十七年即位皇朝の天正十七年に當るが譜に 萬曆四十年浙江總兵官楊崇業奏報倭情言探得日本以三千人入琉球執中山王遷其宗器宜勅海上嚴加訓練而兵部疏言倭入琉球獲中山王則三十七年三月事也 世續圖云浦添(ウラゾヒノ)孫慶長即察度王之孫也與於日本自薩摩洲嶋擧兵入中山執王及群臣以歸留二年法司鄭迴不屈被殺王危座不爲動慶長異

衆儒者方江御尋候得共分明ニ存者無レ之然ルニ九州ニ玄蘇長老與申五山之僧より八嶋の記と申書を捧ぐ其中ニ大抵有レ之此嶋初は貴海國與申又ハ龍宮國共申人之姿美麗にて常に管絃を好む源爲朝九州ニ御座候時相渡り彼國王の聟ニ成子孫有レ之阿多ノ平權守と申家人を殘し其子孫も此嶋に今ニ有レ之平家之子孫之又義經の御渡り歟と頼朝被ニ思召一而天野藤內小物又太郎と申人大將ニ而人數を渡され合戰に打勝て和談し後嶋をさがし候得共平家の末も義經の行衛も無レ之歸國也（この爲朝の琉球の事跡また天野藤內等の事の證文すでに本篇の附錄に擧て論へるがごとし）其後久しく不通にて中頃に普光院殿義敎御所之時細川右京亮勝元之九州に名譽之船頭有是を以書簡を通じける永享八年の春彼國之信使日本へ渡り種々之寳物織物を奉る其後又不レ通船路も更に知人なし是迄舊記に載て有レ之○近來薩摩へ通じける事薩州に日種上人と申道心第一の僧あり常に觀音辨天を祈る紀州那智へ行て此所より補陀洛山觀音世界へ渡る事あり日種上人も那智浦よりうつぼ船を作り外より戸を打付させ風に引れて七日七夜ゆられて琉球國に流れ寄る浦の者ども此舟を上て見るに聖人あり取出し魚鳥を與へなどしけれども不レ食又美女をあはせけれども精進看經ばかりし久しく居るまゝに詞通じ佛法を進め又爲朝の子孫來り日本人とて崇敬し弟子となる此處に熊野權現の宮を建立し歸國を祈る又辨才天の宮を建て毒蛇を責伏せ不思議の事どもあり彼國王頻りに尊レ之日本へ歸す此舟風荒て所々に浮み行島々の道傳を聖人よく知海路の次第を覺えし故に其後薩摩大隅より商人時々舟を渡す是より嶋津家來も渡り嶋の樣子を存て彼島へ働く○四月三日嶋津家久攻ニ敗琉球一虜ニ獲其國王一自レ是前嶋津方へ琉球より綾船と名付每年有ニ進物一近年唐土へ相談し日本へ音問を通ずまじき由じやなと云ふ者相計ニ付嶋津方より艨艟百餘艘彼國へ働じやな人數を帥て七嶋に防戰す時に野郎彼が後へ廻て責レ之じやな敗北し殺獲甚多し七嶋毒嶋へ責入王城を打破て國王を擒にすじやな王といふは琉球の武者大將也野

附記

征琉球遺文

至二于琉球一差二越兵船一彼黨數多討二捕之一殊更國主及二降參一三司官以下近日着岸趣誠以希有之次第ニ候委曲本多佐渡守可レ申候也

七月五日　　秀吉

嶋津修理入道殿

琉球之儀早速屬二平均一之由注進候手柄之段被二思召一候即彼國進侯條彌仕置等可レ被二申付一者也

七月七日　　家康　御朱印

薩摩少將どのへ

貴札致二拜見一候仍琉球國爲二御手遣一御人數被二差渡一候處大嶋と申嶋早速被二仰付一從レ其德與申嶋江御人數越被レ申候所ニ彼嶋之先手出向候ニ付而及二一戰一則被レ得二勝利一彼嶋之先手二三百人被二討捕一候付而重而不レ及二異儀一彼嶋相濟從レ其琉球之國主被レ居候嶋へ被二取懸一候處於二彼地一茂國主雖レ被二及行一候切崩數百人討捕國主之居城取卷被レ申候處頻降參ニ付而被レ任二其儀一國主下城候而下々方々江逃散候者被二召返一前々のごとく有付而國主幷三司官其外頭立候先手召連頓而可レ有二歸朝一之旨以二使者一被レ成二御注進一候紙面之通一々懇ニ奉レ達二上聞一候處大御所樣感被二思召一候一段之御二機嫌共ニ御座候而無二殘所一御仕合共ニ御座候間御心易可レ被二思召一候誠に遠渡と申於二異國一無二比類一働御手柄不レ淺候其元御滿足之段奉二察存一候則琉球之儀被レ遣候旨御座候而御內書被レ遣候御外聞實儀不レ可レ過レ之候彌彼地之樣子可レ被レ成二御注進一之由御尤御座候尙此元相替儀無二御座一候此表何ニ而も相應之御用等御座候はゞ不レ被二御心置一可レ蒙レ仰候聊不レ可レ存二疎意一候仍追而可レ得二御意一候恐惶謹言

七月十三日　　本多上野介 正純判

羽柴陸奧守樣 貴報

慶長年錄曰慶長十四年二月嶋津陸奧守家久催二兵船一琉球國江渡海攻二大嶋德嶋所々一○初靑野原御合戰に嶋津御敵仕御赦免之後何とぞ忠節申上度存箇樣ニ存立候此嶋之事內府樣より公家

不ㇾ仕候子細者對馬守儀は古來より約條之船を渡し商賣の道を通じ年久敷通用仕來候處秀吉公無ㇾ故兵を起し無ㇾ罪人民數多殺し剩對馬守先手仕王都を破國王之丘墓を堀崩し朝鮮及二亡國一候遺恨難ㇾ忘其上萬事大明之受二指圖一候へ者私ニ通交難ㇾ成由申切候而御代替りを曾而實と不ㇾ存差渡候使者兩度迄殺ㇾ之承引不ㇾ仕旨伺二上意一一亂之時分諸國江捕參候朝鮮人數百人數度御返し殊ニ薩摩ニ被ㇾ捕居候朝鮮國王之一族金光と申人返渡候節對州におゐて筆談を以兩國通交之儀委細申含使者相添爲ㇾ致二歸國一候金光於二彼國一權現樣御代ニ成日本御靜謐之趣御仕置等之儀具ニ申傳候ニ付書翰請取通交之道少々相調候乍ㇾ然此上ニも彌日本之樣子爲二承届一慶長九年甲辰之秋彼地より松雲大師幷孫文彧と申者差渡之翌年己巳之春義智同道仕可ㇾ登處於二伏見御城一御目見被二仰付一本多佐渡守兌長老を以和交之事具ニ被二仰付一候則兩使致二歸國一右之段申達同十二丁未年三使呂祐光慶暹丁好寛渡海依二御差圖一先江戸江罷越台德院樣江御禮申上歸國之時於二駿府一權現樣江御禮申上候此時より無事の儀相調尤于ㇾ今不二相變一通用仕來候

右之通兩使和交相調如二古來一通用仕來候此時より彌商賣交易之儀契約仕彼國ニ望候物を遣し此方に無ㇾ之ものを取可ㇾ申旨堅申定至二于今一其通ニ御座候以上

七月廿八日　　宗　對馬守

右以二太田南畝藏本一寫

如ㇾ此集記せる後、水戸藩川口長孺の著せる征韓偉畧の天保二年の刻本を見るに、此征戎の事を彼此の實記諸家の文書に、朝鮮明國の書どもをさへに蒐輯參考して漢文に作れり、まことによく其事實を盡せるめでたき書といふべし、かくて其書中引用する處の文書予が未見ざるもの少からず、しかるにをしいかな、その漢字の修餝成文の爲になほ眞に當時の人の氣韵を察するにたらず、いかで其本書を見る事をえて書加へまほしきわざなり、さて又此に所載の文書、征韓偉畧に洩たるも又多し、參考せば訂補ふべき事もあるべし、

八年（當ニ我慶長五年一）四月二十一日、明提督總兵官都督李䦨、諭ニ日本國諸酋長一、朝鮮世奉ニ天朝正朔一、不レ失ニ臣節一、故加ニ其義一而列ニ之藩國一、如遇ニ外寇侵陵一必相救援、此天朝柔遠字小之仁也、往者關白逞ニ兇狡一焉、啓ニ疆虔一劉ニ其人民一焚ニ爇其廬舍一、走ニ其君臣一而掠ニ其玉帛一、與ニ爾國一有ニ不共戴天之讐一者、我聖天子赫然震怒、不レ吝ニ帑金一、不レ剗ニ糧餉一、命レ將興レ師、驅逐憑陵、還ニ其土地一、復ニ其宗社一、此俱往事、今無レ論已、顧朝鮮爲ニ爾國一破殘、瘡痍不レ甦、元神未レ復、聖天子惓々軫ニ念屬藩一慮ニ其衰弱不一レ能ニ自振一、乃専勅ニ經理撫院遴遷本鎭提督一、拔ニ擢將領一、提ニ兵十萬一、分守ニ要地一、善ニ後朝鮮一、爲ニ屯牧長久之計一、且簡書諄々、惟務下蕩ニ平外冦一殄中絶片帆上、戰守機宜本鎭專責、即今爾輩返ニ其原使一、似レ有ニ悔心之萌一、但連年戰爭、干戈相向、即一旦改レ心易レ慮、誰復信レ之、但今送ニ還人役一、乃昔年三提督所レ遺本鎭繼來、朝鮮安得ニ與聞一、第念爾國不レ羈ニ使人一、不レ戮ニ俘獲一、遣レ將輸レ誠、翻然有ニ恭順之意一、乃特加ニ爾優賚一、發還此後、毋レ得三假レ事差遣窺ニ伺海濱一、雖ニ一价相通一、亦所ニ必戮一、且朝鮮既奉ニ我命令一、亦不三敢擅自通和一、自起昔年招ニ侮之漸一、爾國雖三越在ニ海外一、亦我天地覆載赤子也、誠能無レ事ニ侵凌一、格ニ守境土一、我皇上天地存心亦且包容茹納、盡收ニ之覆載中一矣、豈獨愛ニ字朝鮮一、而故仇ニ爾國一耶、爾其思レ之、如レ諭奉行、

見林云、自レ此我與レ明終絶、年々商舶來互ニ市于我一、余親見レ諭故載レ之、

朝鮮陣以後日本通用始之事

私祖父義智朝鮮在陣七箇年の間ニ士卒悉損シ國民及ニ困匱一候ニ付慶長六年丑辛初而差ニ登於伏見一　權現様江御目見申上候節被ニ　仰付一者朝鮮者隣國ニ而古來より通交仕來候之處不慮之亂にて通用相絶候事不レ宜被ニ　思召一候其方才覺を以和交之儀可ニ相調一候彼國可レ致ニ同心一様子ニ候はゞ公儀之御差圖與可ニ申達一候若敵對之仕形有レ之候者其儘ニ者難ニ差置一候御馬を被ニ差向一候間其旨相心得様□被レ仰ニ義智一對州□江下候而以後も以ニ御書一彌無事之儀相調候之様可レ入レ精旨被ニ仰付一候依レ之使を差渡候得共一向承引

父子被ㇾ及二一戰一則切崩敵三萬八千七百餘被二切捕一之段忠功無二比類一候依ㇾ之爲二御褒美一薩摩之内御藏入給人分有二次第一一圓被二宛行一畢目錄別紙有ㇾ之幷息又八郎被ㇾ任二少將一其上御腰物長光父義弘江御腰物正宗被ㇾ爲二拜領一候於二當家一御名譽之至候也

慶長四年正月九日　安藝中納言輝元　各在判
會津中納言景勝
備前中納言秀家
加賀大納言利家
江戸内大臣家康

羽柴薩摩少輔殿　參

右武書

藤堂家古老書立ニ云歸陣被ㇾ成候少前ニこもかいへ被ㇾ成二御越一候處すいゐんと申所ニ番船の大將分十三艘居申候大川の瀬より早きしほの指引御座候所の内に少鹽のやわらきの所に十三艘の舟居申候それを見付是非とも取可ㇾ申由舟手之衆と御相談ニ而則御取懸被ㇾ成候大舟にては今のせとをこぎくだし候儀者成まじきとていづれも關舟を御揃被ㇾ成御かゝり候先手の舟どもは敵船ニあひ手負數多出來申候中にも來嶋出雲殿討死にて御座候其外舟手の衆被二召連一候家老之者共過半手負討死仕候處毛利民部大輔殿爽舟ニ而番船へ御かゝり被ㇾ成候番船へ十文字のかまを御かけ候處に番船より弓鐵炮をはげしく打候に付而舟をはなれ海へ御はいり被ㇾ成あやうく候處に藤堂孫八郎藤堂勘解由兩人舟をよせ敵船を追のけたすけ申候朝の五ッ時より酉刻迄御合戰にて御座候舟之樣子番船能存候に付風を見すまし其せと口をぬけ帆を引かけはしらせ申候に付無二是非一追懸申義も不二罷成一候和泉樣も手を貳箇所おはせられ候其より靑國へ御取懸被ㇾ成山々城々を御落し被ㇾ成それよりまへかとのこもかいへ御はいり被ㇾ成一箇月計御逗留ニ而あんこうらいへ御越被ㇾ成付城などことく〳〵被ㇾ遊番手の長曾我部殿ニ御渡し候而御歸朝被ㇾ成候御感狀幷壹萬石之御加增都合八萬石ニ御成被ㇾ成候事

松下見林異稱日本傳所載武備志注云、萬曆二十

鮮一數度之番船切取無二比類一手柄之段不レ可二勝計一候殊今度於二順天蔚山一可二引入一之由各連判仕所不レ致二加判一神妙之覺悟御感不レ斜候依レ之手前御代官所有次第三萬七千百石爲二御加增一被レ下候本知六萬石都合九萬七千百石之內壹萬石者無役七千百石軍役ニ可レ仕候國持臆病者有レ之者被レ成二御闕所一猶以國主にも可レ被二仰付一候如レ是被二仰出一候上者全レ命仕可レ致二忠節一候自然乘調儀卒爾之働不レ仕無二越度一之樣可レ令二覺悟一候尙德善院淺野彈正少弼增田右衛門尉長束大藏大輔可レ申者也

猶歸朝仕候はゝ直に此方へ先可二罷上一候被レ成二御對面一直に被二仰聞一頓而國へ可レ被レ遣候也

慶長三年
七月三日　秀吉公
御朱印

加藤左馬介どのへ

右武書

去月二日龍伯江御注進狀昨日到來令二披見一候然而其表大明人九月十五日罷出晉州江陣取去月朔日其城江取懸候處大鐵砲被二打立一其上被レ及二一戰一卽時伐崩晉州河際迄追詰悉被二討果一候由殘黨等晉州大河へ被二追入一無二殘所一御働誠以御手柄無二比類一次第に候殊江南大將九人合人數貳拾萬騎有レ之處如レ此之儀無二申計一候並父子自身被レ碎レ手數多被二討捕一之由無二是非一儀に候因レ茲御家中衆手柄之由被レ察候然者蔚山表順天へ罷出候敵右之仕合に候間定而可レ爲二敗北一候雖レ然先度小西寺澤德善院此方人數船手以下追々可レ令レ渡之旨被二仰出一候隨而德永法印宮木長次郎を以如二申遣一候敵於二引退一者各被レ遂二相談一諸城釜山浦江被二引取一自其可レ有二歸朝一候恐々謹言

十一月三日　輝元　各在判
景勝
秀家
利家
家康

羽柴兵庫頭殿
嶋津又八郎殿

右武書

慶長四己亥年

於二今度朝鮮國泊川表一大明鮮人催二猛勢一相働候處

大明人追崩候事物深可レ存候條別而御滿足ニ被ニ思召一候歸朝の節御直可レ被レ成ニ御褒美一候猶淺野彈正少弼德善院增田右衛門尉石田治部少輔長束大藏大輔可レ申候也

正月廿一日　御朱印

羽柴安藝宰相とのへ

右同上

秀元家中諸士へ被レ下御朱印

今度蔚山表敵取詰候處盡ニ粉骨一之由自ニ安國寺一具申越被ニ聞召屆一神妙ニ被ニ思召一候猶增田右衛門尉石田治部少輔可レ申也

正月廿一日　御朱印

宍戸備前守どのへ　渡邊勝九郎どのへ
吉見長治郎どのへ　三澤攝津守どのへ
三吉太郎左衛門どのへ　日野新次郎どのへ
內藤修理丞どのへ　天野五郎右衛門どのへ
和知勝兵衛どのへ　平賀松助どのへ
三尾四郎兵衛どのへ　三刀屋四兵衛どのへ
口羽十郎兵衛どのへ　成羽紀伊守どのへ
桂孫六どのへ　野山清右衛門どのへ
石蜘市郎どのへ　伊達三左衛門どのへ
赤木丹後守どのへ　周布吉兵衛どのへ
市川孫右衛門どのへ　吉田孫右衛門どのへ
馬屋原彌右衛門どのへ　檜原清兵衛どのへ
有地民部少輔どのへ
福賴左衛門どのへ

右一紙ニ被下候也

○右同上

臘月廿二日漢南勢五十萬騎蔚山江寄來即時外構蹂破三丸江責入之處抛ニ身命一自身鑓を入猛勢防戰數千人討ニ取之一城堅固相抱之段且其身名譽且　秀吉武勇顯ニ異國一前代未聞之働感悅不レ可ニ勝計一家中之者共盡ニ粉骨一手柄成働之段委細達ニ高聞一候不レ斜喜思召候此上者全身永殿下ニ可レ抽ニ忠義一覺悟專要候尙歸朝之節可レ被レ加ニ御褒美一之旨增田右衛門尉可レ申也依如レ件

三月五日　秀吉

淺野左京大夫殿

今度於ニ朝鮮表一番船切取之刻粉骨之段神妙被ニ思召一候仍手前代官所之內を以三千石令ニ扶持一訖全可ニ領知一候也

慶長三
六月廿二日　秀吉朱印

脇坂中務少輔どのへ

右脇坂中務少輔藏

其方事先年於ニ江北一柴田合戰之刻一番鑓仕候付而爲ニ御褒美一御知行一廉被レ成ニ御加增一候其後於ニ朝

處巳下刻迄防戰といへども寒天之普請に而候へは堀も無之塀壁不首尾に付不及是非城中江取籠本丸二三之丸堅固相拘候晝夜以數萬人入替攻候へ共面々於手前人塚築之申候其上手負數萬人有之人數薄く罷成候折節一昨二日ニ後卷之旗先見掛手分仕昨三日之夜子刻より今日辰刻迄諸手を改各自身碎手相働候ニ付敵之手負死人不知其數候其故今日巳刻より引取申候由今度之働御目にもかけ申度奉存候大明之人數三十萬に及取かけ候を請留數萬人討果候故如此引退候手柄之程中々申上外ニ候但此表御渡海之衆中江被成御尋御序之刻可然樣御取成奉賴候恐惶謹言

正月四日

加藤主計頭

淺野左京大夫

太田飛驒守

長束大藏大輔殿

右古今感狀集

十二月廿五日之注進狀加披見候大明人蔚山表罷出候ニ付則掛付候由尤候各遂相談無越度可申付候誠早速可討果ト察思召候仕置之城々出來候者可歸朝由度々被仰遣候處致在陣今度會手候事御感不斜候寒天一入辛勞候自此方茂御人數輝元增田右衞門尉因幡但馬紀伊國大和衆其外九鬼以下追々可被差遣候可得其意候猶吉左右待思召候也

正月十七日　　御朱印

安藝宰相どのへ

右毛利家記

去九日使者差渡候時狀今日廿一日於伏見披見候其表無別條由承知候然者蔚山順天兩城之儀差捨手先を可取込由各雖申候其方同心不仕由尤ニ思召候各臆病之事無是非候

一最前注進申越候時如被仰遣候大明人以猛勢蔚山の城取詰候付其方早速懸付催人數後攻仕大明人數萬討捕殘黨退散候事無比類手柄御感不斜候事

一自先年以御目利其方儀大將被仰付候處先年晉州の城主牧司を討捕今度大明人追崩候度々忠節不可勝計事

一日本之儀者不及沙汰朝鮮大明迄無隱其方名譽と云又秀吉は日本に有て加樣之大將指渡百萬餘の

御寄合候而度々の御手柄之段具言上可ㇾ被ㇾ成と被二仰付一とうせいハ備前中納言殿其外諸大名衆にて御座候其より赤國へ被ㇾ成御働とろ川と申處迄御越被ㇾ成候赤國の義は和泉様御働に依而悉相濟申候事

八月十六日之注進狀被ㇾ加二御披見一候赤國之内南原城へ大明楯籠付而去十三日取卷同十五日夜令二落居一其方手前首數四百二十一討取則鼻到來粉骨之至候最前番船切捕度々手柄無二比類一候彌々先々働之儀各申談丈夫に可ㇾ被二申付一候事肝要に候猶増田右衞門尉長束大藏大輔石田治部少輔德善院可ㇾ申候也

九月十三日　秀吉公 御朱印

羽柴兵庫頭殿
嶋津又八郎殿

右同上

八月十六日之注進狀加二披見一候赤國之内南原之城大明仁楯籠付而去十三日取卷致二仕寄一十五日之夜責崩候而其方手前首數百拾九討捕則鼻數到來粉骨之至候最前番船切捕數度之手柄無二比類一候彌先々働候儀申談丈夫可二申付一事肝要候猶増田右衞門尉石田治部少輔德善院長束大藏大輔可ㇾ申者也仍如ㇾ件

九月廿二日　太閤御判

太田飛驒守殿

右無題古文書雜聚之書所載

其表大明人幷番船罷出候之由ニ候之條藤堂佐渡守被二差渡一候敵於二在陣一仕者在番衆之船手各遂二相談一可ㇾ成程可ㇾ被二及行一候其方一左右次第九州表江被二遣置一候船手之衆其外御人數急度可ㇾ被二差渡一候敵於二退散一者最前德長法印幷宮木長次ニ如ㇾ被二仰含一候諸城早々釜山浦江被二引取一從ㇾ其可ㇾ有二歸朝一候萬端藤堂次第ニ可ㇾ有二覺悟一候事第一候恐惶謹言

七月八日　長束大藏大輔
増田右衞門尉

高麗在番各御中

慶長三戊戌年

急度申入候去十二月廿二日至二蔚山表一大明人數十萬罷出其儘取詰同廿三日從二卯刻一總構江押寄候之

藤堂佐渡守どのへ

右武書

藤堂家古老書立に云（藤堂仁右衛門等六人連名）後の高麗陣ふさんかいへ被レ成ニ御着一夫よりあんこうらいへ被レ成ニ御座一一日之御逗留ニ而舟以下御こしらへ被レ成から島への手遣其夜の四つ時分ニ關舟三艘にて番船みなとへはいり候哉と被レ仰見せに被レ遣候一艘には藤堂與左衛門一艘には疋田勘左衛門兩人被ニ仰付一被レ遣候處藤堂與左衛門罷歸番船みなとをかへ居不レ申由申上る疋田勘左衛門は番船の居處見立候はんと申先へ參候樣申上候得者其方も又參りの舟の有所彌見立候へと御意にて御笑被レ成夫より一時計仕候て鐵砲三ツなり申候いかゞと諸人聞耳を立候處藤堂新七郎先手之番船一番ニ船取參り候やがて藤堂作兵衛も船を取可レ參由申上候處に船をとり其まゝ火をかけ參候二艘まで番船取候義名譽なる儀與和泉樣被レ仰諸人も感じ申候其より何れも追々追懸沖中にて取申候又は浦々へおひ上唐人悉釜山浦へ追上け打捨申候其晩に御横目衆瀬戸口へ御寄合成番船和泉樣一番ニ御取被レ成候通秀吉公へ言上可レ被レ成との七人の御横目衆すみつき御座候則藤堂太郎左衛門高麗より爲レ使御上せ被レ成候處伏見ニ而御前江被ニ召出一かうらいの樣子御直ニ段々被ニ聞召上一御機嫌ニ而則太郎左衛門御腰物拜領仕御朱印を受取罷下り候事

八月十六日之注進狀被レ加ニ御披見一候赤國之內南原之城大明之人楯籠ニ付而去十三日取卷被ニ仕寄一同十五日之夜責崩其方手前へ首數二百六十九討捕之旨則鼻到來粉骨之至ニ候最前番船伐捕度々致ニ手柄一之段無ニ比類一候先々働之儀各申談丈夫ニ可ニ申付一事肝要ニ候猶增田右衛門尉長束大藏大輔德善院石田治部少輔可レ申者也

九月十三日　（秀吉公）御朱印

藤堂佐渡守どのへ

右同上

藤堂家古老書立ニ云後之高麗陣云々同なんむいへ御取懸被レ成候ニ司こなみ殊之外楯籠居申候和泉樣一番乘八月十五日之夜則時ニ責崩し首數二百六十九御取被レ成候則御よこめ衆御覽何も

之刻可レ被レ加二御褒美一候猶德善院增田右衞門尉石田治部少輔長束大藏少輔可レ申者也

八月九日　秀吉公御朱印

藤堂佐渡守どのへ

右同上

七月十六日之注進狀今日九日到來被レ加二御披見一候今度番船唐島ニ有レ之而釜山浦へ切々取出日本通路相支候處去十五日夜相働彼番船百六十餘艘伐捕其外海へ追入幷先々津々浦々十五六里之間船共悉燒捨之由手柄之段無二比類一候以來迄番船根切之事御感不レ斜候何茂歸朝之刻可レ被レ加二御褒美一候猶德善院增田右衞門尉石田治部少輔長束大藏大輔可レ申候也

八月九日　秀吉公御朱印

羽柴薩摩侍從どのへ

嶋津又八郎どのへ

右同上

去十日之書狀委細被レ加二披見一候其國唐島浦々において敵船數百艘有レ之候處指向數刻相戰敵方船數多追落候由併其方人數も少々相損候由無二心元一思召候猶重而被二仰聞一者也

慶長二丁酉年八月十日　秀吉朱印

脇坂中務少輔どのへ

右脇坂中務少輔藏

今度於二其表一番船被二討取一候之由承誠無二比類一御働無二其隱一候於二我等一大慶此事候御歸朝之上以二面謁一可レ申候間不二能具一候恐々謹言

八月十五日　家康御判

脇坂中務少輔殿

右同上

七月廿三日之書狀幷同名太郎左衞門差越番船伐捕樣子言上具被二聞召屆一其分調儀ニ而可レ有レ之旨思召候處如二御推量一抽二粉骨一之由神妙思召候彌先々之儀入情各以二相談之上一働等可二申付一候隙明候てより仕置之儀是又各見計可レ然所令二普請一在番可レ被二入置一候度々被二仰遣一候大明人數自然朝鮮之都より五六日路も此方へ罷出候者可レ被二注進一候急度被レ成二御渡海一被二討果一大明國迄可レ被二仰付一候猶同名太郎左衞門御直ニ被二仰渡一候者也

八月廿一日　秀吉公御朱印

後ハ爲ニ細川家家人ハ

六月沈惟敬託ニ朝鮮僧松雲大師ニ告ニ清正ニ書

刑總督大兵七十萬將レ至勸ニ其退レ兵

右征伐記

清正在ニ西生浦ニ答ニ惟敬ニ書

大師言大明之兵沓至是我所レ願也、朝鮮弱兵而無ニ向レ我敵ニ也、對ニ大明之兵ハ快作ニ一戰ハ則朝鮮國者不レ足レ言、大明北京燒ニ却之ハ不レ可レ回レ首幸又幸也、餘不具

右同上

去七日からいさんロ江相働候處敵船差向其方大船共燒失候由無ニ是非ニ次第候樣體爾等合働候而者無ニ覺悟ニ之仕合併其身無ニ異儀ニ之由尤思召候然者かくらさんニ城を拵九鬼大隅守加藤左馬介兩三人申談堅固在番可レ仕候右之趣爲可レ被ニ仰付ニ藤堂佐渡守被ニ差遣ニ候彼兩船有レ之島々へ從ニ地續ニ人數遣令ニ退治ニ可レ然候岐阜宰相人數其外紀州之者共差遣候由被ニ仰遣ニ候其段も委細藤堂佐渡守被ニ仰含ニ候也

七月十四日　　秀吉朱印

脇坂中務少輔どのへ

右脇坂中務少輔藏

去十五日之夜於ニ唐島ニ番船被ニ切捕ニ候事貴所壹番者無ニ其隱ニ候於ニ御前ニも具可ニ申上ニ候爲レ其如レ斯候恐惶謹言

七月廿三日

熊谷內藏在判

垣見和泉守同

早川主馬首同

竹中源助同

毛利民部大輔同

太田飛驒守同

福原右馬助同

藤堂佐渡守殿
御宿所

右武書

七月十三日之注進狀今日九日到來被レ加ニ御披見ニ候今度番船唐島ニ有レ之而ハ釜山浦表江切々取出日本之通路相支候處去十五日之夜相働彼番船百六十餘艘討捕唐人數千人切捨其外海へ追はめ幷先々津々浦々十六里之間船共悉燒捨之由手柄之段無ニ比類ニ候已來迄番船根切仕候事御感不レ斜何も歸朝

可ニ相働一事專一候遠路被ニ入情一申越候事被ニ悅思召一候猶重而可レ被ニ仰遣一候也

三月廿八日　　秀吉朱印

脇坂中務少輔どのへ

右播州龍野城主脇坂中務少輔藏

朝鮮國內唐島之事充行訖全令ニ領知一可レ抽ニ忠節一候也

慶長二
五月朔日　　秀吉朱印

羽柴對馬侍從どのへ

右政頼流折紙書例所載

欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊、咨爾平秀吉、大明皇帝、因ニ朝鮮王代レ爾請レ封、嘉ニ爾恭順一、不レ忍ニ爾兩地之相戕傷一、天和用遣ニ使臣一、渡レ海初封ニ爾秀吉一爲ニ日本王一、爾得レ據ニ有名號一雄ニ長諸島一、自宜下銜ニ戴皇恩一韜レ戈脩レ德以樂ニ爾餘年一貽中慶爾幼子上、斯爲ニ永圖一、胡使臣甫歸、敢遽違レ制背レ盟、以ニ朝鮮禮文一爲レ辭、又復侵ニ占釜山機張之間一乎、今朝鮮赴告、皇帝震怒、已逮ニ譴使臣一、更置ニ兵部總督一、別設ニ經略經理一、與ニ問罪之師於海上一、爾度ニ爾之力一、卽抗ニ朝鮮一、且勝負難レ必、若ニ天朝一視ニ蕞爾日本一卽爾六十六島中之一島耳、況爾既受ニ王封一、已爲ニ臣屬一、臣與レ君抗、天理不レ容、神明且殛レ之、昨年爾國地大動搖、此其兆也、尙不ニ安靜祈レ福而欲ニ日尋ニ干兵一乎、爾已六十餘歲、壽命幾何、子未ニ十齡一、孤弱何恃、聞各島之酋、俱覘ニ爾之隙一、爲ニ復讐報怨之擧一、爾不下銷レ兵綏レ衆安中妥人情上、乃使ニ悍將擁ニ兵于外一、一旦諸島內變蕭墻禍起、卽清正諸將各思レ爲レ王、豈肯久居ニ爾下一、將來又豈肯居ニ爾子之下一者、以ニ理勢一論レ之、爾不レ如ニ速行罷レ兵脩レ好、朝鮮憑ニ籍天朝之威靈一、默ニ消諸島之睥睨一、其前所レ乞ニ朝廷一與ニ爾處分一者何事、可ニ明白奏來一、朝廷量包ニ乾坤一、視ニ爾與ニ朝鮮一、皆爲ニ臣子一、必無ニ偏重一、爾如不ニ自悔レ禍、任ニ爾以ニ數十萬百萬一壓ニ朝鮮一、在ニ天朝一仁恩極レ溺、義必討レ逆、亦不レ遠勤ニ大兵一、但勅ニ馬步十萬一、薄ニ釜山一、助ニ朝鮮之順福一、浙水兵十萬、分ニ兩道一、以ニ樓船一從ニ南海一與ニ爾秀吉一見ニ于鳥沙一、蓋且問ニ山城君安在一也、爾其愼思レ之、

萬曆二十五年五月十六日

右肥後藩士高本氏襲藏、高本氏祖朝鮮人也、慶長征伐時降ニ于加藤清正一爲ニ家人一、後止ニ于肥

渡レ海致レ謝之說出二實於何人之口一也、割二朝鮮地一屬二日本一之說、又出二於何人之口一也、出二於沈爺一耶、起二於行長一耶、日本雖下擒二皇子一而不上レ還、豈有二國王渡レ海致レ謝之理一也、大上官才智出レ人、豈不レ知三可不可義不義成不成一也、而妄爲レ之哉、知二不可一成而强爲レ之則架レ竹而打レ天敲レ空而覓レ響其可レ得乎、作二此說一而報二太閤一者、欺二圖日本一、欺二圖大明一、欺二圖朝鮮一、欺二圖三國一、而其庸詎容二身於天地之間一耶、是人則欺二圖天地鬼神一矣、欺レ人猶且不レ堪、況欺レ天欺レ神乎、此必誤レ國之臣也、不レ可レ說、不レ可レ說、我國則曾未レ聞二此等語一也、又不レ免二此等人一也、大抵做レ事之人則相與論議、義合則成、不レ合則不レ成、豈有二此事難レ做底無義事一也、吾將二此意一歸告二朝廷一則必付掌也耳、又何言哉、

一王子渡海事勢似レ不レ難、而義不可也何也、以二王子一身一論レ之則宜三渡海而伸二禮於太閤之前一、以二宗社一論レ之則不レ可三以二王子一送二禮於君父讎之家一、明知決不レ可レ送也、況我國王子非二天子之命一則入二覲天朝一猶且不レ爲、其能渡レ海、而見二讎家之面目一耶、然謀在二於人一、而成在二於天一也、不レ可レ言レ天、而不謀也、大上官則宜レ謀レ之、而我國則斷レ之以レ義也、余皈而先與二沉老一喩入二慶州一之意、又告二朝廷一而取二稟听命令之如何一、而還二報是料一但此意不レ使二外人知一レ之、行長之徒欲レ聞下上官與二我等一論議之事上、竊听者紛紜更須レ愼レ之、我亦勉力圖二之大計一、

一我與二上官一所論事成レ之則渡海何難也、

一上京而事之成不レ成消息、則先下二送于蔣啓仁一、使三之傳二通我一、則待レ事勢有レ光、然後下來矣、

一亦未レ可レ期也、隨時善處爲レ科、

一答夜問書二件一樣、

義不義可不可已陳二前書一、吾何與二爾的一强分二指馬一也、只待二天下之公論一耳、復何言哉、雖レ然我當二勉力謀一レ之、

皇明萬曆二十五年三月二十一日

朝鮮北海松雲花押

此十一件淸正可レ告二諸日本一

右靑木敦書昆陽漫錄所載

去月廿三日之書狀委細被レ加二披見一候、仍敵番船壹徘徊面々有レ之港江押入候之處二艘乘候內一艘其方手前へ切取候由寔粉骨神妙之至候彌無二油斷一

るべき事
一於ニ何方一も野陣たるべき事
一赤國不レ殘悉一篇に成敗申付靑國其外の儀は可レ成程可ニ相働一事
一舟手之働入候時は藤堂佐渡守加藤左馬助脇坂中務少輔兩三人申次第四國衆菅平右衛門幷諸手警固舟共ニ可ニ相働一事
一右働相濟上を以仕置之城々所柄之儀各見及多分に付而城主を定則普請等之儀爲ニ歸朝之衆令ニ割符一丈夫に可ニ申付一事
一右七人之者どもに七枚起請をかゝせられ諸事有樣之體可ニ申上一旨被ニ仰付一候條忠功之者には可レ被レ加ニ御褒美一候自然御法度にそむく族於レ有レ之者右七人申次第に不レ寄誰々八幡大菩薩可レ被レ加ニ御成敗一候之條得ニ其意一不レ可レ有ニ油斷一事
一自然大明國者共朝鮮都より五日路も六日路も大軍にて罷出於ニ陣取一者各令ニ談合一無ニ用捨一可レ令ニ注進ニ御馬廻迄にて一騎懸に被レ成ニ御渡海ニ卽時に被ニ討果一大明國迄可レ被ニ仰付一事案之内候之條於ニ油斷一者可レ爲ニ越度一候事

以上

慶長二年二月廿一日　秀吉公 御朱印

筑紫上野介どのへ

右武書

朝鮮松雲贈淸正書

一庚寅歲、送ニ使於日本一、只是交隣通信相好而已矣、非ニ歸服一也、
一此時對馬島守與ニ行長一所レ奏僞也、欺ニ圖日本及我朝鮮一、非ニ實語一也、
一我國有ニ君臣父子一、而後爲下屬ニ大明一之國上、君臣義定誠心事大、雖ニ天地覆墜一而不レ易也、何可下與ニ日本一借レ道而同伐中大明上也、是臣叛レ君子叛レ父、天地之間寧有ニ此理一乎、寧可ニ百死一也、不レ願レ聞ニ此等語一、
一對馬守與ニ行長一何得下以ニ借レ道事一進中告于我國上也、雖レ有此等傳ニ語我國一、只可レ伏レ死而已矣、豈可レ听レ得レ從也、是以萬不レ聞ニ此等語一也、
一六年前、日本軍兵渡海之初、逢レ城卽毀、見レ人卽殺、何暇通ニ借路之説一、何暇論ニ從不從殺不殺一也、行長等報ニ太閤一之說、是亦大欺ニ圖日本一也、
一五年前、日本軍兵出ニ京城一之時王子放還、則國王親

御目付太田飛驒守三百九拾人
安骨浦ノ城　羽柴柳川侍從五千人
加德ノ城　高橋主膳正五百人　筑紫上野介五百人
竹嶋ノ城　羽柴久留目侍從千人
西生浦ノ城　淺野左京大夫幸長二千人
城々在番衆合貳萬三百九拾人
總都合拾四萬千五百人
一釜山浦　一壹岐　一對馬　一名護屋ハ
寺澤志摩守
右四箇所に次船を置毎日先手より注進無ニ油斷一可ニ申上一候也
條々
一先手働之儀加藤主計頭小西攝津守くじ取之上を以二日替たるべし但非番者二番目に可ニ相備一事
一三番目黑田甲斐守毛利壹岐守嶋津又七郎高橋九郎秋月三郎伊藤民部大輔可ニ相備一事
一四番鍋嶋加賀守同信濃守
一五番羽柴薩摩侍從
一六番羽柴土佐侍從藤堂佐渡守池田伊豫守加藤左馬助來嶋出雲守中川修理大夫菅平右衞門尉

一七番蜂須賀阿波守生駒讚岐守脇坂中務少輔
一八番安藝宰相備前中納言此兩人とうせいかはるかはるたるべき事
一釜山浦城筑前中納言御目付太田小源五在番仕先手之注進無ニ油斷一可レ仕之事
一こんこうらいの城羽柴柳川侍從在番
一かとくの城高橋主膳筑紫上野介在番
一竹島の城羽柴久留目侍從在番
一せつかいの城淺野左京大夫在番
一先手之衆爲ニ御目付一毛利豐後守竹中源介垣見和泉守毛利民部大輔早川主馬首熊谷內藏丞此六人被ニ仰付一候條任ニ誓紙一之旨惣樣働等之儀日記を相付候而善惡ともに見かくし聞かくさず具に可レ令ニ注進一事
一諸事高麗にての樣體七人より御注進申上儀正意にさせらるべき旨被ニ仰聞一候條存ニ其旨一縱緣者親類知音たりといふともひいき偏頗なく有樣に可ニ注進一事
一先手働等之儀各以相談之上多分に付可レ隨レ其候ぬけがけに一人二人として申やぶり候はゞくせ事た

務加ニ禁戢ヲ毋レ令レ生ニ事於沿海六十六島之民ヲ久事ニ徵調ヲ離ニ棄本業ヲ當ニ加レ意撫綏ヲ使ニ其父母妻子得ニ相完聚ヲ是爾之所下以仰體ニ朕意ヲ而上答中天心上者也、至ニ於貢獻ヲ固爾恭誠、但我邊海將吏、惟知ニ戰守ヲ風濤出沒、玉石難レ分、效順既堅、朕豈責レ報一切免行俾レ絕ニ後釁ヲ遵ニ守朕命ヲ勿レ得レ有レ違、天鑒孔嚴、王章有レ赫、欽哉故諭、

二月初三日、又頒ニ二使勅諭及沈惟敬勅諭各一道ヲ皆申勅三事、各要ニ遵行ヲ

右征伐記

慶長二丁酉年

朝鮮再征秀吉公人數分數目錄

慶長二年二月廿一日秀吉公朱印在之

第一二備

壹萬人 加藤主計頭清正 七千人 小西攝津守行長

此兩人先手二日替但鬮取非番者二番目ニ可レ備也

千人 羽柴對馬侍從 三千人 松浦刑部卿法印

貳千人 有馬修理大夫 千人 大村新八郎

七百人 五島大和守

合貳萬四千七百人

三番

五千人 黑田甲斐守 貳千人 毛利壹岐守 同豐前守

八百人 嶋津又七郎 貳百人 高橋九郎

三百人 秋月三郎 五百人 伊藤民部大輔

八百人 相良宮內大輔

三備 合九千六百人

四番四備

一萬二千人 鍋嶋加賀守 同信濃守

五番三備

壹萬人 羽柴薩摩侍從

六番四備

三千人 羽柴土佐侍從 二千八百人 藤堂佐渡守

二千八百人 池田伊豫守 二千四百人 加藤左馬介

六百人 來嶋出雲守 千五百人 中川修理大夫

貳百人 菅平右衛門尉

合壹萬三千三百人

七番三備

七千二百人 蜂須賀阿波守 二千七百人 生駒讚岐守

千貳百人 脇坂中務少輔

合壹萬千百人

五備

三萬人 明勢 安藝宰相秀元

三備

壹萬人 備前中納言秀家

此兩人先陣替々

釜山浦ノ城 筑前中納言 一萬人此內三箇所之城々見計可ニ加勢ヲ也

明國使楊方亨沈惟敬贈秀吉公書二通

聖神廣運、凡天覆地載、莫不尊親帝命、溥將暨海隅日出罔不率俾、昔我皇祖誕育多方、龜紐龍章、遠錫扶桑之域、貞珉大篆、榮施鎮國之山、永樂年時嗣以海波之揚、偶致風占之隔、當茲盛際、宜纘彝章、咨爾豐臣平秀吉、崛起海邦、知尊中國、西馳一介之使、欣慕來同、北叩萬里之關、懇求內附、情既堅於恭順、恩可靳於柔懷、茲特封爾爲日本國王、錫之誥命、於戲寵賁芝函、襲冠裳於流表、風行卉服、固藩衞於天朝、爾其念臣職之當修恪、循要束感皇恩之已渥、無替欵誠、祇服綸言、永導聲教、欽哉、

萬暦二十三年乙未正月二十一日

皇帝敕諭日本國王平秀吉、朕恭承天命、君臨萬邦、豈獨乂安中華、將薄海內外日月照臨之地、罔不樂生而後心始慊也、爾　日本平秀吉比稱兵于朝鮮、夫朝鮮我天朝二百年格守職貢之國也、告急於朕、朕是以赫然震怒、出偏師以救之、殺伐用張、原非朕意、迺爾將豐臣行長、遣使藤原如安來具陳稱兵之由、本爲乞封天朝、求朝鮮轉達、而朝鮮隔越聲教、不肯爲通、輙爾觸冒以煩天兵、既悔禍矣、今退還朝鮮王京、送回朝鮮王子、陪臣恭具表文、仍申前請、經略諸臣前後爲爾轉奏、而爾衆復犯朝鮮之晉州、情屬反覆、朕遂報罷爾者、朝鮮國王李昖爲爾代請、又奏釜山倭衆經年無譁、專俟封使、具見恭誠、朕故特取藤原如安來京、令文武羣臣會集闕庭、譯審始末、并訂原約三事、自今釜山倭衆盡數退回、不敢留住一人、既封之後、不敢別求貢市、以啓事端、不敢再犯朝鮮、以失鄰好、披露情實、果爾恭誠、朕是以推心不疑、嘉與爲善、因勅原差遊擊沈惟敬前去釜山、宣諭爾衆、盡數歸國、特遣後軍都督府僉書署都督僉事李宗誠爲正使、五軍營右副將左軍都督府署都督僉事楊方亨爲副使、持節賚誥、封爾平秀吉爲日本國王、錫以金印、加以冠服、陪臣以下皆各量授官職、用溥恩賚、仍詔告爾國人、俾奉爾號令、毋得違越、世居爾土、世統爾民、蓋自我成祖文皇帝錫封爾國、迄今再封、可謂曠世之盛典矣、自封以後、爾其恪奉三約、永肩一心、以忠誠報天朝、以信義睦諸國、附近夷衆、

山之麓、斷聲上徹中霄、覆道漢江之波、小西失信、席捲北狄之皺、煮山赤地、龜車蚤及晉城、諸將因之奏功、不隨牧場山會、衆術瓦解、神耶人耶、眞可謂男子中之男子、又於會寧致犯王子時、少無彼敵泛灠之忽、卑辭下己、謙恭俾禮、自整日域之風、山長驛路、（長驛之間蓋脫一字）水遠釜山浦、終始如一、憐神龍之失水、憫寄胡之孤、若使復京師、廼全綱常之好、天耶數耶、眞可謂仁人君子中之君子也歟、以壯略武勇觀之、則雖良平信噲、何足比肩、以克己復禮博愛寬洪籌之、則雖呑蛭制股之仁、何能及乎、非凡夫庸人員、不可以一視同隊魚、故越甲午夏、使畫者山之僧釋歲密投其陣、秘圖移繪清正像容于絹、營作廟堂王城南大門外蓮池岸、掛幅位焉、以牲物祭奠生祠、臨海順和兩君、親祝祭文、以黃庭琥柳源浩鄭應國各祿三千石宛復戶公司任治可一年、春秋兩等廣施、永從留嚮使後世撫劔疾視輕薄疎忽人之法則也、然欲撿茲影似與否、招岡本及平大夫等使進參、則右人等或悚怖驚駭、納履而退、或棄佩劔曳腰帶而遁、曰加藤君主自何日到此、安然乎、我等昔者得責於前罪人（本ノマヽ）也云、汗出添背、僅々懇懇、然後知釋嵗僧之手品也哉、閤下怠設醴酒、若疑斯文、則馳使點撿、亦明垂貴國忠臣名將錄、幸甚々々、照覽考納不勝惶怍之至、

朝鮮國臣禮曹司季榮春尹起辛等敬白

右肥後國飯田郡中尾發星山本妙寺所藏○清三朝實錄に、今のから清國王の祖、滿州の皇太極と云へる狄主が明國を掠し、又朝鮮をも併せ奪はんとして軍人を向たりけるに、戰ひまけて國王李倧滿州に降り、なほも恐懼に堪ず、かの狄主が自來向ひ駐りたりし三田渡と云へる地方に碑を建て、かの狄主を寛温仁聖皇帝と尊稱へて、聞くにもたへがたきまで其德を虛稱せる文を長々と書て、銘に天降霜露載肅載育、惟帝則之、幷布威德、皇帝東征、十萬、其師云々、枯骨再肉、寒骸復春、有石巍然、大江之頭、萬載三韓、皇帝之休と誌せりとあり、その國人の卑怯さを相證しても察るべきなり、

文祿四乙未年

守等共ニ各終リヲ善クスル事ヲ得ズ、子孫繁昌スル事ヲ得ジ、蒼天ニアリ是ヲ鑒ルト、眞實ニ誓言ノ詞ヲ書載テ見セタリ、

一問、爾前ニ云フ、朝鮮ニ依テ封ヲ乞フ、今既ニ封ヲ赦シツ、敢テ又朝鮮ヲ犯サジ、但シ關白知ヲ信長ニ受テ猶且其位ヲ奪ヘリ、况ヤ朝鮮ハ一時ノ代奏ナレバ必又兩ビ侵スベシ、答テ曰、信長ハ國王ヲ奪テ立ツ不好ノ主ナリ、此故ニ明智ガ爲ニ殺サル、今ノ關白秀吉信長ノ仇ヲ報ゼン爲ニ、行長等ノ諸將ヲ引テ義兵ヲアゲ、明智ヲ誅シ、六十六州ヲ合セ保ツ、若秀吉諸州ヲ平定ニセズンバ、日本ノ人民今ニ到ルマデ安スカラジ、

一問、秀吉既ニ六十六州ヲ平ゲタラバ則自王タルベシ、如何ゾ來テ又封ヲ求ルヤ、答曰、秀吉親ク國王ヲ殺スヲ見、又明智ガ如クナル逆臣アルヲ見テ、日本モ朝鮮ノ如ク天朝ノ封號アラバ、人ノ心安ク服シテ國家太平ナルベシト思ヒ、殊ニ來テ封ヲ乞フト云リ、

一問、爾ガ國既ニ天皇ト稱シ、又國王ト稱ス、不レ知天皇ハ是國王ナリヤ否ヤ、答曰、天皇ハ則國王ナリ、既ニ信長ノ爲ニ殺サルト云リ、

一問、爾既ニ如レ此說ク上ハ、奏聞シテ爾ガ封ヲ許スベシ、其書ヲ寫シテ倭國ヘ遣シ、行長ニ報ジテ關白ニ申サシメ、冊使ノ船幷ニ館舍ヲ建テ禮義ヲ調フベシ、若無禮ノ義有ラバ封ヲ許スベカラズ、答曰、此義ヲ待事既ニ久シ、件ノ條々輕シクシテ天朝ノ命ニ違フベカラズト云ヘリ、已上ノ問答、石司馬問テ飛驒守答フルナリ、沉遊擊釜山ニ至レバ日本ノ兵馬過半歸朝セリ、行長ガ一手ハ天使ヲ守護セン爲ニ住ル、卽日石司馬此飛驒守ガ親ク大明ノ官人ト問答シ、親ク書ル應對ノ情辭ヲ以、共ニ封ジテ朝廷ニ奏聞セリ、

右征伐記

竊以交レ隣惟道、自レ古有レ之、無レ故動レ兵、稽レ舊無レ之、貴邦以レ有易レ無、是可レ忍孰不レ可レ忍也、若レ彼哉彼哉、而退ニ之道外一、則必失ニ玉石之別一、時哉時哉、而視ニ秦之肥瘠一、則恐傷ニ漂母之恩一、故差ニ遣使价一、以布ニ一義一、關白閫外所禦中主計淸正、自ニ壬辰歲踰レ境以來、不レ貪ニ利欲一、不レ快ニ庸雜一、爲奉ニ王事一、實心丈夫之威、杖ニ鉞鳥嶺之上一、旗影飄拂ニ烟雲一、秣ニ馬岳

欲スレドモ、云ヒヨルベキ便リ無シ、暫ク陣ヲ取テ便ヲ待ツ處ニ、去々年七月押寄セ給フニ依テ、思ハズニ戰ヲ挑ム、同八月ノ末ニ、行長沈遊擊ト會テ和義ヲ調エシヨリ平壤ニ退テ敢テ出ズ、然ニ去年正月天兵數萬騎ニテ攻給フニ依テ、行長防クニ及バズ、平壤ヲ開テ引退ク、碧蹄ノ戰モ亦天兵追ヒ來ルニ依テ是ヲ防グ、其後王城エ退キ歸ヌ、

一問、後來何ニ依テ王城ニ退キ歸リ陪臣ヲ送リ回スヤ、答テ曰、一ハ則チ沈遊擊カ封ノ事ヲ調ルニ依テ也、又ハ天兵七十萬既ニ至ルノ由ヲ聞ク、是ニ依テ王子ヲ送リ回シ、又七道ヲモ天朝ヘ送リ回シ候、

一問、既ニ王子ヲ送還シテ和義ヲ以テ封ヲ求、如何ゾ又晉州ヲ犯スヤ、答曰晉州ニ朝鮮ノ勢數多楯籠テ、日本勢ノ釜山ニ引時打テ出、清正吉長カ兵馬ヲ多ク殺セリ、此仇ヲ報ゼン爲ニ晉州ヲ攻候、天兵ノ至ヲ見テ、則チ釜山ニ退キ去リヌ、

一問、爾元是入貢ヲ求ム、本部爾カ又晉州ヲ犯ス、依テ情形シリ難シ、故ニ封ヲ許シテ貢ヲ許ルサズ、既ニ封ヲ許シテ和義調ラバ國ニ歸テ命ヲ待ベキニ、如何ゾ糧ヲ運ビ城ヲ搆ヘ久ク釜山ニ屯シテ去ラザルヤ、答テ曰、最初ニ封貢幷ニ求ム天朝同心ナキニ依テ封ヲ求ノミニシテ止ヌ、粮ヲ運ビ城ヲ搆ル事ハ天朝ノ使者ヲ守護センガ爲ナリ、別ニ他ノ求メナシ、使者既ニ通シテ和義調ラバ釜山ノ要害ヲバ燒キ拂フベク候、

一問、初ノ和義ニ三事ヲ約ス、今封ヲ求ル許也、爾行長ニ傳テ堅ク此旨ヲ守リ、釜山ノ倭戶悉ク去リ房屋悉ク燒テ又朝鮮ノ犯スベカラズ、又別ニ貢市ヲ求ムベカラズ、爾能ク關白行長ガ心ヲ知テ此旨ヲ窺ハンカ、答曰行長ガ孫總督ニ奉ル書アリ、曰一々ニ命ヲ聞ン敢テ違事非ジト云リ、此大事行長關白ニ能ク聞テ申セシ處疑ヒナシ、反覆スルコトアルベカラズ、

一問、爾一時ニ約ニ順トイヘドモ向後ニ於テ能保チ變易スル事無ルベシヤ、然ラバ誓言ヲタテ誓フベシ、其上ハ將ニ請フ處ノ封ヲ與ン、飛驒守誓テ曰、天朝ノ問所ノ事、飛驒守藤原如安ガ答フル處ノ說、若一字ノ虛言アラバ關白秀吉行長飛驒

シケリ、同十一日鴻臚寺ニ詣シ禮ヲ習ハシ、十四日ニ朝見シ畢ヌ、會同文武臣東闕ニ赴テ面譯シテ筆札ヲ給リ親ク三事ヲカ、シム、一ニハ釜山倭ノ衆、封ヲ請テ後一人モ朝鮮ニ留リ不レ仕、又對馬ニモ不レ仕シテ速ニ國ニ歸ルベシ、一ニハ封ノ外別ニ入貢互市ヲ求ムベカラズ、一ニハ朝鮮ト好ヲ通ジ共ニ爲ニ屬國ニ再ビオカスベカラズ、此三箇條小西飛驒一々合點シテ自ラ書ヲ差出ス、同十七日司禮監大監張誠傳テ聖諭ヲウケタマハル、天子ナヲモ倭使ノ詞ヲ懇ニ正シテ其情ヲ盡スベシ、秀吉何ト爲朝鮮ヲ侵シ掠メタルヤ、今ニ釜山ニ在テ不レ退、又使ヲ差テ表ヲ奉テ封ヲ請フ、豈輕クアタフベケンヤ、誠僞ヲ詳ニ究テ封ノ名ヲ議スベシ、先ニ官ヲ遣シ窺ヒ聞クベシ、一ハ行長ニ諭シ釜山ニ留リ不レ仕、悉本國ニ歸ラバ釜山ノ城槨一宇モ殘ラズ燒拂フベシ、一ハ朝鮮ニ諭ス、日本人悉歸國セバ此由來テ奏聞スベシト仰ケル、小西飛驒又左闕ニオキテ會同ノ文武及ビ科道等ノ官集テ、通事ヲ以テ覿面ニ問答シ、情僞ヲ詳ニシ、永ク他ノ變ナカラシム、依レ此テ誠ニ始テ兵ヲ起スノ故ヲ問フ、求レ封爲乎侵掠ノ爲乎、行長ガ惟敬ニアタフル書ヲ證トスベシ、既ニ釜山ニ退テ又封ヲ請フ、力屈スル故乎、果シテ力屈スルニ非ル乎、是ハ晋州安康ノ警可レ證、又問許封之後倭悉ク退ン乎、殘リ留ラン乎、今釜山ノ倭皆在也、箇樣ノ事一々ニ問ツメテ眞僞ヲ知ルベシ、兩使ノ口ヲ以テ擧國ヲ誤ルベカラズ、同廿日石司馬、又內閣大學士趙志皐、定國公、徐文璧、吏部尙書孫丕楊、及ビ科道官ヲ會集シテ左闕ニ於テ小西飛驒ガ封ヲ請フ始末ノ情由ヲ詳ニ究メ、逐一問答ス、十一箇條也、

一問、朝鮮是天朝恭順屬國ナリ、然ルニ關白何故ニ侵シ破ルヤ、飛驒守答曰、日本ヨリ大明ノ封ヲ求ルニ朝鮮ヲシテ代テ言ハシム、朝鮮請乞ナガラ大明へ申サズ、三年ノ間謀詐ノミニテ申シ達セズ、剰へ日本ノ船ヲ殺シ取候、是ニ依テ兵ヲ擧ゲ候、

一問、朝鮮急ヲ告ルニ依テ大明援レ兵ヲ、然ラバ歸順スベキニ如何ゾ防拒デ平壤開城碧蹄ノ戰有ルヤ、答テ曰、日本ノ兵平壤ニ住シテ封ヲ求メント

船着を便り若やの時節を相待候由其聞へ無レ隱之事

一此頃都に在レ之諸勢引取候砌中途へ罷出補二其品一其輩に准ぜんと欲する由彌以猛惡之儀諸人之見こらしはた物にも掛させられ候はんずれども死罪をば令二免許一候勿論知行分は被二召上一家財等は被二下置一候事

一先年九州令二出馬一之刻波多事可レ及二改易一之處立置被レ下候樣にと鍋嶋東手柔面佗言申に付而本知分令二安堵一畢其上遠國之儀不便思召京都之普請幷關東陣をも被レ成二御免一候き左樣之事をも不二存出一之義傍若無人不レ及二是非一之事黒田甲斐守所に預置候條可レ成二其意一也堪忍領之儀追而可レ被二仰出一候事

右兩人之事も爲レ各可レ被二申聞一之者也

文祿三年五月三日

朝鮮在陣衆參

右太閤記

去七日十九日注進狀今日廿三日酉刻到來被レ加二披見一候然者熊川口番船爲二警固一相越候由尤に候九鬼加藤兩三人令二相談一無二越度一樣令レ行早速可二討果一候次去五日其方陣頭へ一揆數萬取懸候處速切崩數多討取之首幷生捕之者等懸置之旨被二聞召屆一則片桐主膳正藤懸三河守書狀同前申越候粉骨之到候其元之義委細石田治部少輔大谷刑部少輔增田右衞門尉被二仰含一之趣可二申聞一候尙山中橋內木下半介可レ申候也

六月廿三日　秀吉朱印

脇坂中務少輔殿

右播州龍野城主脇坂中務少輔藏

態被二仰遣一候其方事被二召寄一候間其地番等無二油斷一樣に堅申付五騎十騎之體に而可二歸朝一候抱城之物主慥成者念入可レ置候也

六月廿四日　秀吉公　御朱印

羽柴安藝侍從との へ

右武書

日本兩使人入朝筆談事

十一月十五日孫經略差入テ日本ノ兩使ヲ招テ入朝セシム、十二月七日帝都ニ入ル、石司馬禮待甚アツシ、兩使禁中ニ入テ禮法穩便ナラザレバアシカリナント、先ヅ別館ニ入テ王公ノ如クモテナ

中外經緯傳草稿第六

征戎遺文類第三

文祿三甲午年

其表爲ニ見廻一美濃部四郎三郎山城小才次被ニ差遣一候長々在番辛勞不レ及ニ是非一候殊普請已下丈夫に申付番等無ニ油斷一趣被ニ聞召屆一候就レ夫人數兵粮等相改可ニ申越一候猶以ニ兵粮一當春船數相揃追々渡海之儀被ニ仰出一候條可レ成ニ其意一候將又小袖二被レ遣候猶兩人可レ申候也

正月廿八日　秀吉公御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

右武書

小西攝津守任ニ到來一被レ成ニ御朱印一候其地在番永永辛勞共候彌番等普請以下無ニ油斷一可ニ申付一候大明隨ニ返答一來年御人數被ニ差遣一急度可レ被ニ仰付一候條可レ成ニ其意一候猶山中山城守可レ申候也

卯月十六日　秀吉公御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

右同上

一嶋津又太郎事嶋津兵庫頭被レ屬ニ與力一上は軍役已下兵庫頭次第たるべき事なるに內心は一向不ニ許容一之由候大形令ニ推量一候に兵庫は專魁を嗜み無ニ油斷一者なれば斟酌に思ひ與力をはなれ軍之先驅をのがれたき遠慮なるべきかの事

一船着を好み此中在陣之由候是は朝鮮表味方失レ利事あらば先退散し己之居城を自由せむとの內存候か何篇勇者之嫌ふ所にして臆病者之所レ好候事

一先年九州令ニ出馬一之刻何之忠節も無レ之と云共兵庫頭達而歎き申に付而本知分令ニ安堵一畢其上上方普請等幷關東陣被レ成ニ御免一候之處左樣之高恩をも令ニ忘却一剩野心を相含み仕立不レ及ニ是非一之事

一其身之儀は十人計之體にて小西攝津守所に可レ有レ之候堪忍分之儀追而可レ被ニ仰付一之事

一波多三河守事鍋嶋加賀守與力被ニ仰付一上は同前に可レ令ニ出勢一之處搆ニ臆病一こもかい口舟着に隱居候事怯者と云無ニ所存一と云旁以其罪甚深候事

一名護屋は波多領知之處今度旅舘に取立令ニ居城一候間別而左樣之氣遣をも仕先手へ可ニ罷越一之處還而

日致ニ頂戴一候則平戸五嶋是に在陣仕候間上意之旨申聞當春大唐へ商買に罷出候唐人其外何も相留改申候不レ殘召連可ニ罷上一候事

一從ニ高麗一對馬守飛脚を差越申候高麗人出船仕儀聢御請申之由申越候雖レ然寒國にて御座候故年内彼國往來も難レ成候間正月中に召連可ニ罷渡一由申候而對馬守は高麗にそれ迄逗留仕候對馬守に相添高麗へ遣申候拙者使嶋井宗室今明日中に可ニ罷歸一候間是又召連罷登彼國之樣體可ニ申上一候兎角日本へ罷渡候に究申候由慥に申越候間先者注進申上候右之趣宜御披露奉レ賴候恐惶謹言

十一月八日　小西攝津守 行長判

淺野彈正少弼殿

右武書

態被ニ仰遣一候其表長々在陣辛勞思召候然は普請以下丈夫に可ニ申付一候いやしみ候而諸事油斷仕越度無レ之樣に可レ致ニ其覺悟一候主人儀者不レ及レ申下々迄燒火を仕ひへぬ樣に有レ之候而不レ煩樣に可レ仕候何にても用之儀可ニ申上一候猶長束大藏大輔木下大膳大夫可レ申候也

十一月十日　御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

右武書

去十二日夜半時分釜山浦を出船に而十三日晝頃當地仕吉浦へ來着候大風故至ニ今日一迄致ニ滯留一候明日者直に壹岐島へ可ニ罷通一候間其元に而可レ被レ得ニ貴意一候爲レ此態と爲ニ飛脚一申候長次郎殿にも一書進候被レ謂ニ返答一早々壹岐へ御持來可ニ待入一候急候間不レ能ニ各通一候如何々々御兩所煩同前に過半能候間大慶滿足此事に候吉事以ニ面上一可ニ申述一候恐々謹言

菊月十五日　正宗在判

五郎右衛門殿
藤五郎殿

右武書

其方手前居城普請等之儀度々如レ被二仰遣一候彌念入丈夫に可二申付一候大明無事之義惣別正儀不レ被二思召一に付而城々被二仰付一各在番候九州同前に令二覺悟一有付可レ有レ之候東國北國之者共令二在洛一普請等仕儀抜候へば其地は心安儀候重而諸勢渡海之儀被二仰付一赤國を始可レ被レ加二御成敗一候於二其上一大明御詫言申上候はゞ隨其可レ被二仰出一之條彌不レ可レ有二油斷一候猶増田右衛門尉石田治部少輔可レ申候也

九月廿三日　御朱印

宇喜田宰相とのへ
羽柴安藝侍從とのへ

右征伐記 武書無 宇喜田

急度被二仰遣一候其方家來者共自然逐電族於レ有レ之者先々追可レ被レ加二御成敗一條其通可二申付一候國本江用所於レ有レ之者切手出可二相越一候走候族不レ寄二誰々一一切不レ可二相抱一旨諸國江堅被二仰出一候也

後九月廿六日　秀吉公 御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

右同上

急度奉レ致二言上一候去廿三日之合戰得二大利一申候先日御注進申上候其以後敵少し罷出るを主計頭申談打果申候日數多討取申候事

一先書如二申上一壹岐居城二丸迄引崩城内之者壹人も拔不レ申樣に柵を結取卷在レ之によつて城内致二迷惑一種々樣々懇望仕爲二加勢一天草勢に人數三萬餘相添本丸に相籠を爲二壹岐一討果忠節に仕命之儀懇望仕候間扶申儀者京都へ申上可レ得二上意一之由申候而先天草之者ども今日八日巳刻不レ殘二壹人一討果申候當城之儀者不レ及二申上一我等城二三箇所御座候をも急度請取可レ申候度々之合戰天草役にも立申程之者をば大形打果申候間當嶋之儀者無二殘處一申付頓に越年に罷上可二申上一候事

一主計頭自身被二罷渡一候事御國を明申兩人ながら罷立候儀不レ得二御諚一如何可レ被二思召一候哉と種々相留申候へども去廿八日至二此表一被二罷渡一候間不レ及二是非一諸事申談九州御置目に御座候間越度無二御座一樣に申付候事

一五嶋平戸之唐人は幡仕候由被レ成二下御朱印一候昨

羽柴安藝侍從とのへ

右征伐記（武書無字喜田）

定　　釜山浦

當城本丸江不ㇾ寄ニ誰々ー他家中者一切不ㇾ可ㇾ入然者二之丸江廣間臺所立置客人あひしらひ可ㇾ申候雖ㇾ爲ニ同國者ー他家中者本城不ㇾ可ㇾ入其氣遣晝夜共に不ㇾ可ニ油斷ー候也

文祿貳年癸巳八月七日

右

一いんろうのまきゑ

一すゝりは唐人日本人に禮してゐる所日本人はつえつき羽うちは持てひげながしといはん

一かたんと思へばかつまけんとおもへはまくるまけてかつかちてまくる心次第のものときかせよ内々はなし候事

月みれはもろこし人の心さへ（よはの秋かせ歟）そらにしらるゝ秋の夜はかな（夕くれ歟）

八月十一日　豊臣秀吉

庵前にて

よからんとおぼしめす

大事は小事なり小事は大事也又小は小なり大は大なり面白き事也内々右は御はなし承候間わするまじきかとおぼしめす主計はなすべき事

一珍き草花あらばもちこさるべし一つゝみ大小一ふゑ一大こ吟味してつれこせといはん（とうのまきゑきりよからん）一れんがの事（廿三日か四日か）東にて被ㇾ成つゝ我等はるの發句にて百いんいたさせ是も京へつかはすべし　日のもとは花にまはゆき今朝の春　秀

一ひげの事わするまじ白毛少加て

右秀吉公直筆日記抄出之按文祿二年八月之記也

善羅道木蘇王が城郭を已に捼落之處城中より多勢切テ出盡ニ粉骨ー刻立花左近將監自身に馳合首をあぐる之條其手柄不ㇾ淺候幷に毛利兵庫頭元康馳付於ニ大手ー自分に首をとられ候事言語同斷之英雄豪傑之良將亦豈有ㇾ並哉倘自跡可ニ申越ー候之條可ㇾ存ニ其旨ー者也

九月十九日　御判

毛利兵庫頭殿

立花左近將監殿

右古今感狀集

一六百五十斤　鹽硝　一百五十俵　アラメ　一四石五斗　茶種　但來年種ヲ取置此替ヲ藏ヘ可ニ入置ニ可レ置　一百七十俵　鰯　一貳百石　干飯是ハ天守

一千七百石　炭

右武具幷鹽味ザウシホシ飯炭以下ハ自然ノ時ノ爲ニ被ニ籠置ニ候間成ニ其意ニ聊爾ニ不レ可ニ召仕ニ候也

一八百四十壹石　大豆　一壹萬三千五百石　米

此米粮者藏ニ可ニ積置ニ何時成共普請出來候而人數歸朝之時ヨリ十箇月之分ニ候間可レ成ニ其意ニ候但私兵粮持候者ハ其儘可ニ積置ニ候不レ持者ハ此米下行仕其算用來春可ニ申上ニ候此外餘兵粮有レ之者應ニ人數ニ令ニ割符ニ藏江可ニ入置ニ候然ハ其方抱ノ端城ヘモ右武具鹽噌雜子以下令ニ配分ニ可ニ入置ニ候也

文祿二年七月七日　御朱印

安藝侍從とのへ

同上

爲ニ在陣見舞ニ使者差越扇子十本到來悅思召候殊箱等入念樣子御感不レ斜候高麗御仕置相濟從ニ大明ニ御侘言急度可レ爲ニ一途ニ候近日可レ被レ成ニ上洛ニ候

猶富田左近可レ申候也

七月廿六日　秀吉

榊原式部大輔とのへ

右榊原遠江守殿藏

一其城へ被レ爲ニ入置ニ候武具幷兵粮鹽噌雜子以下帳面を以被レ遣候增田右衞門尉品川主馬首手前より請取藏江可ニ入置ニ候

一右帳面之內炭事其地山中に而燒候事自由之旨に候間不レ被レ遣候急度燒せ候而城中に積上をぬり候而可レ置候猶以炭多燒候而冬こに成候はゞこたつをさし候而下々江可レ被レ遣候ひへ候而不レ煩やうに可ニ申付ニ候

一かこ共事隙明次第國もとへ戾候而相休來春可ニ召寄ニ候若其方に置候かこ於レ有レ之者船に而ひへ候はん間小屋をさし可ニ入置ニ候

一普請出來候は其普請衆一日薪をさせはい木仕に本のごとく城中つみ候而上をぬり可レ置候大雪抔に而薪不レ成時之爲被ニ仰付ニ事候也

八月六日　秀吉公　御朱印

宇喜田宰相とのへ

と申には、釜山浦にぞ著にける、さてもすげなくひくならば、天下のロロロちかふべし、小西一手の武運にて、日本國の諸大名、なりよき歸國ぞめされける、かくなる事も攝津守殿、きかんの二字をしのべつヽ、きばり給ひし故ぞかし、武士にうまれん人々は、きこんしやうぼねつよくあり、むしやうにしてはおろかなり〳〵、

船中にてかき申候間彌見え間敷候萬幸々々

釜山浦にて

文祿二年七月四日

以上

今度晉州牧使居城日本惣軍勢手痛責といへども要害堅固故責あぐみ申處に其方名譽之龜之甲作出し候て兩大門之石垣七八間はね崩一番乘仕候段粉骨之至思召候其上家來森本儀大夫飯田角兵衞無ニ比類ー働不レ可ニ勝計ー候也則爲ニ褒美ー正宗刀被レ遣候主計頭事おらんかい奥高麗傳舘働感悅無レ他候歸朝之上國主可レ被ニ仰付ー候儀大夫議之字角兵衞覺之字可レ爲ニ此文字ー能々可レ抽ニ忠戰ー候猶淺野長束可レ申者也

七月三日　秀吉書判

加藤主計頭とのへ

今度赤國内晉州之城攻落剩大將牧司判官討捕首差渡幷楯籠有レ之者共悉討果印指越之段忠節不レ淺候最前其方渡海之時晉州之城攻落可レ擧ニ日本之名ー由御直被ニ仰聞ー候處守ニ其旨ー早速取レ城候事粉骨之至御感不レ斜其方若者之儀候間此以後聊爾之働不レ仕全レ命彌可レ抽ニ忠儀ー事肝要思召候猶德善院長束大藏大輔木下大膳大夫可レ申者也

七月廿一日　御朱印

安藝侍從殿へ

右毛利家記所載

安藝侍從抱之城

右感狀ニ添下サレタル仕置書

一五千人　釜山浦　一三千人　トクチキ城

一千人　瀬戸口城

一貳百五十挺　鉄炮　此内一挺大筒十五挺五十目十六挺三十目廿六挺廿目六挺十五文目百六十挺貳文半目

ふ、手おひ病者はすておかれ、ざうしきものも人々より、たゞこのほどのつかれにて、道にはひふす人もあり、一日路ごとに城あれば、これをみかたと思ひつゝ、心づよくも來てみれば、是さへ先に落ければ、力なくして身もつかれ、親をうたる丶人も有、兄をうたる丶者もあり、頃しも今は春のはじめなり、寒國なればひた寒に、氷も厚く雪深し、手足は雪にやみはれて、着物はよろひのしたばかり、さも美しき人なども、山田のかゝしとおとろへて、あらぬ人かと見もわかず、宮古と平安は七日路を、十日計につき給ふ、さて落武者の事なれば、都のうちには入られず、大利藏と云所に、陣をとりつゝ苦みを、うくる事こそかなしけれ、明てもくれても用心、やうじむ船ばし遠見番、唐高麗の大勢は、かせんほうの河口に、大陣取ときくからに、諸國にさせる大名は、みな都にぞ着き給ふ、されども都はうき田宰相さま、三奉行を始とし、むねとの弓取ましませば、今日もあすもと待懸て、いくさ兵ぢやう計也、正月下旬頃よりも、はや三月に成までも、けふをかぎりの命ぞと、思はぬ人はなかりけり、兵ろうもはやつきければ、たまるべきやうさらになし、大事はきはまりけるよとて、あきれはてたる折節に、ゆうげき將軍河船よりぞ來りける、大利藏には是を聞、攝州自身出合て、事の子細聞給へば、又々和與と申ける、眞しからねど小西どの、とてものがれぬことぞとて、二つにかけてうけ給ふ、さらば四月の八日の日、人じちつれて參らんと、けいやくしてぞかへりける、かくて日數をふるほどに、船ばしさへも大水に、流れはてたるをりふしは、何にたとへん方もなし、又あらためて船作、もよほすほどこそ無念なれ、四月八日も打過て、十日頃にもなりければ、何とあらむといひければ、思ひの外にゆうげきと、りうとう人と河船よりぞ來りける、人じち明日參るよと、申けれども諸大名、上下萬民にいたるまで、いつものぬきとぞおもひける、されども三日めにこそ人じちは、思ひのほかに來りけれ、其時都の諸大名、悦給ひて人質を、賞翫あるこそあさからね、かく有がたき武運かなと、小西一手の人々も、何れの手々の人々も、ほろをゆすれるばかり也、かくて四月のつもごりに、歸國の道に打立て、十二日

廿日も過行ど、更におとづれなかりけり、やう〱霜月廿日ごろ、遊擊將軍來りつゝ、跡より人じち參ぞと、たばかりけるとは知らずして、已に人質取かはし、霜月末には都まで、引取なんと有けり、ちうせんが申旨さま〲なればへんかはり、明る正月三日には、小西攝州御馬廻、武之內吉兵衞、とうす大せん兩人を、じゆなんの城によばれつゝ、卅騎ばかりめしつれて、いづもの體にて行けるを、其まゝ牢に取入て、ざうしきどもはうちころす、是を手ぎれのはじめにて、五日の日より軍あり、あくる六日になりければ、次第々々にあつくなる、明る七日早天に、むかひの山を見渡せば、はたはかず〱みえにけり、あたりをみれば野も山も、みなおしなべて人ばかり、一百萬騎の勢數と、後にぞ人はきこえける、みかたは敵をまちかけて、いづものてなみと思ひつゝ、てつほう數々いかくれど、面もふらずぜめかゝる、みかたは幾度たゝかへど、つひに鑓にはまけされど、太刀も刀も打くづし、せいこんつきて有うへに、無勢かなはねば、三口よりして きり入れば、討つうたれつするほどに、石がき城にこもりつつ、つゞくみかたをこそは待れけれ、旗を立つゝ小西殿、松山城には松浦法印、引こもりはたをたて、其はたもとをしるべにて、ちり〲になりじふ兵ども、おもひ〱にぞこもりける、中にもなんぎとみえけるは、小西同名作右衞門、松浦源次郎、きたやく所をかためしが、門よりきりわる大勢が、うしろよりして取きれば、のがれがたくもきりかゝる、松浦源次郎、名譽の腹をぞきり給ふ、こしやう衆手のもの三十騎ばかり、御そばにてこそうたれけれ、作右衞門殿は、かまへの外にきり出て、東へまはり南より、石がき城にこもられし、かくのごとくの事なれば、作右衞門殿法印は、むねとの衆をぞうたせける、さて敵人は兩城に、面もふらず責かゝり、味方はてつほうそろへつゝ、ねらひすまして いるほどに、あだやはさらになかりけり、日も西山にいりければ、てきはやう〱ひき取し、跡を見ければ松山の、城の廻りはあひもなく、死人計になりにけり、かく軍には勝つれど、はんまいくらも陣とこも、やきはらはれてありければ、はん米なくてかなはじと、やがて七日の夜に入て、城をはつして落給

いひけるこほりに、附城をこそとられけれ、ふしん中半の事なるに、平安の城には諸大名、小性衆計召置て、油斷なることそふしぎなれ、されども其比日本より、國見の爲とて小野木ぬひの守、さう兵千にてこもられし、こゝに一つの大事あり、唐高麗のさかひなる、りうとう國と云國と、おらんかいかの兩國の武士どもが、六萬よきをもよほして、平安の城にかゝりけるを、夢うつゝにもしらずして、頃は七月十五夜の事なるに、雨もそぼふり風も吹、よのまにてきはしのび入、よもほの〳〵と明行ば、時をどつとあげければ、みかたは是を聞よりも、夢うつゝにもわきまへず、大名達も小性衆も、かたなばかりて出給ふ、無勢なりせば力なく、されども松浦法印は、あまり間近くよせければ、御父子打物とり給ひ、しう〳〵四五騎にてきりかゝり、あまたにてきを切くづし、高名こそはめされけれ、其とき法印手をくだき、足に矢の手をおひ給ふ、其外何れの諸大名、我も〳〵とすゝみいで、諸口の敵をきりくづし、おひうちしたるかしらくび、二千程こそかけられけれ、みかたは鑓につき勝て、りうとう人は亡されむずと唐へとぞ引にける、唐の帝は聞召、りうとう國の兵は、大國一の鑓つき也、扨日本の兵に、叶ふまじとせんぎあり、りうとう國に名を得たる、ゆうけき將軍勅使にて、しう〳〵五騎にて來りたり、日本口しる唐人に、文をもたせて眞先に、平安城に持參り、攝州文を見給へば、らんほうとゝこそ聞えけれ、やがて勅使に對面し、其理を聞さだめ、さらば十月廿日の日、人しちつれて參らんと、ふかくけいやく有てぞかへりける、さて八月下旬の比よりは、十月廿日と待給ふ、扨長陣の其内に、ちうはい城の番手の衆、送むかへの時ともは、をつきりふせやい多ければ、運命つきたる人々は、みなおひうちにうたれけり、或は病を身にうけつ、あるひはらうさい彼是に、日ましにみかたはうすくなる、かかるうきめをみるうへに、つまれるものは米と鹽、噌の類いと酒さかな、やう〳〵あるは粟ときび、うまもなければいかゞせん、いつならはしの諸大名、やせおとろへて色黑み、酒をめさねば心をも、慰給ふ事もなし、はやくものにはかさくしと、目のくらむこそふしぎなれ、かゝるうきめを見給ひて、十月

のごとくつゞきけり、大名達は參會なり、兵議をなして是よりも、王の行衛を尋んと、いぬゐの方にさらむとて、都は浮田宰相どの、請取給ひ惣勢は、五月十日や十一日、我も〳〵と打出て、一日路行て大河有、河のむかひを見渡せば、大船小船に旗をたて、幾千萬の數しらず、陸は峯々谷々に、さう陣取て唐人が、まう勢にてぞかためける、みかたの勢は五六萬、河を隔てゝいつとなく、日數をふれば人間の、ほうべんなれば河とり、十里四方の枝河に、かたわれ小船をとりあつめ、こしらへ立て五六十、まくはしらかしはたをたて、かざりたてたる其中に、小西同名作右衛門、拾艘計責かけて、鐵炮の不具をかけ給へば、さしもに多き船々も、よわげをみせてちり〳〵に、成行體をみるよりも、五六十の船々も、我も〳〵と漕出せば、さて敵船はつないかり、打きり〳〵逃にけるを、追かけ〳〵きりのれば、みな河水に取入て、きずなく死する敵もあり、大かた船をきりとれば、亡びし敵は數しらず、これを見るよりくがの勢、みな悉くゝづしつゝ、敗北するぞあはれなる、其勢に日本乘は、むかひのきしにかけわたし、時刻うつさず行ほどに、加仙保の都迄、責かけられて唐人は、取ものをもとりあへず、平安さして落給ふ、みかたはこゝにて二三日、兵議をなして是よりも、所々の手宛の鬮をとり、ゑあだうには加藤殿、平安だうには小西攝津守殿、光海道には黒田かひの守殿、くじを取てぞさられける、さても平安は唐さかひに、小西一手の小勢にて、平安のふちうにきり入れば、てきのこゝろはういちうと、又取すてゝ逃散をば、そのまゝ小西一手にて、平安の城にうち入て、陣取てかためけり、六月ちうじゆんの頃よりは、平安道のしろがまへ、石ふしんこそ見事なれ、扨七月になりければ、十里四方のざいがうを、發向してぞ通りける、色々武略をめぐらせば、人民更に手につかず、結句平安の南にある、ほなふさんといふ山は、ちうせん一の高山也、其いたゞきに城を取、平安道の唐人どもは、皆是にこそこもりけれ、是さし置がたき事なれば、さて七月の十三日に、ほなふさんを攻給ふ、面もふらずせめければ、やがて日中にせめ落し、一騎ももらさず打取て、みかたのきほひは限なし、そのかへさにちうはいと

物のあはれと思ひしは、二人の親をうたれたる、十の内外のわらんべと、子をうたせたる老人の、こしもかなはずはひ廻り、おめきさけびし有様は、目もあてられぬばかりなり、けさ巳の刻に責かゝり、未の刻に切落し、勝鬨あげて日本衆は、彌きほひまさりけり、そのまゝ城に陣をとり、十五日にはわれ人の氣をやすめつゝ留りて、十六日のさうたんに、みやこどりと打出で、一日路行て見わたせば、昨日にまされるこほり有、是梁山の城なりと、こゝろにくくもせめかけて、われは夜の間に取ものも、みなとりあへずはづしけり、うつろ城にて有ければ、思ひのまゝに取入て、種々の珍物多けれど、是には更に手をつけず、酒とさかなの多ければ、らくをのべてぞ居たりける、明ればやがて十七日、島をさかひにうち出て、日中路行て大河有、その河ばたのそば路の、上の山より唐人が、三千ほどにておろしける、壹番のぶしは八代(ヤツシロ)衆、二番のぶしに入かへて、平戸手のてつほう衆、ねらひすましているほどに、風に櫻のちるごとく、青葉の山のみねをみな、白妙の衣來て、にけくづすこそ見事なれ、若武者達は是をみて、さばかりさかしき岩の原、責登りつゝおつかけて、追討したるきり頭は、三百ほどゝぞみえにける、是を路中の手はじめにて、都登りの道すがら、あそこやこゝにて戰へば、いつも味方ははやぶさの、小鳥すゞめをかけ廻し、追ちらすにことならず、されども都は諸國より、はせ集るときくからに、心にくゝも行ほどに、十七日と申ける、五月二日の夕ぐれに、都は是より一日路と、聞えし所の河ばたにて、都のかたを詠むれば、放火のけぶり立登り、夫をあやしめ夜をかけて、行ばほどなく宮古なる、東大門に着き給ふ、夜もほの〴〵と明行ば、都の内に切入て、四方をみれば限なき、十六萬けんの都なり、くうでんろうかく數々に、だいり〳〵に火を掛て、上下萬民こと〴〵く、唐國さして落にける、みかたはやがて公中に、はや打入て陣を取、七珍財寶金銀や、けんふのたゞひに至るまで、みな取すてゝにげゝれば、日本の寶となりにけり、しばしはこゝにやすらひて、つゞく勢をぞ待給ふ、同三日に加藤殿、六日七日はうき田殿、次第〳〵につゞく勢、あるひは毛利壹岐守、或は くろだ甲斐守、雲霞

乘わたし、次第〳〵に浦つたひ、音にきこえし豊さきの、宇生の浦にて順風をまち、やう〳〵日數ふるほどに、來卯月の十二日、よき順風に船出して、たやすく着は高麗の、釜山浦とぞきこえける、さて唐人は日本衆を、待まうけたる氣先にて、船津に城をかまへつゝ、心うき二重堀、二重らんぐゐさかも木、たかやぐらもちだて、かいだて立ならべ、鐵炮棒火矢半弓や、だうぐをそろへてかためける、其よそおひはおびたゞし、みかたの勢は是をみて、其夜は船にて夜をあかし、明るあしたは十三日の、卯の刻に船を付、卽時に城へ責かゝる、城の內には待懸て、半弓矢ぶすま作りかけ、雨のふるごとく射かくれど、みかたは夫にもをめずして、てつほう數をそろへつゝ、二時計は世の中も、くらやみにこそなりにけれ、天地もひゞけと射かくれば、楯も櫓も射つくされ、かしらを出すてきもなし、高さ三尋の石垣を、われも〳〵と責のぼり、おめきさけんでせめければ、てきはやく所をはづしつゝ、家のはざまや床の下、かくれがたなき者どもは、東の門にせきたゝみ、みな手を合せてひざまづき、聞もならはぬから

言、まのら〳〵と云事は、助よとこそ聞えけれ、夫をも味方きゝつけず、きりつけうちすてふみころし、是を軍神の血祭と、女男も犬猫も、みなきりすてゝきりくびは、三萬ほどゝぞみえにける、卯のこくにせめかゝり、巳午の刻にせめおとす、かゝるためしを見る事は、あび大せうのざい人が、あほうらせつの責をうけ、おめきさけぶと聞へしも、かくやあへと手を合せ、呵責せらるゝかなしさは、助たまらんと思ひけん、夫はめいどの物がたり、今げんざいに見る事は、我こそ鬼よ恐しや、思へばいとゞ武士の、いさみは彌まさりけり、其夜はやがて船に乘り、十四日には山をこえ、こほりの城におしかけて、見れば昨日の城よりも、五つ合せた城ぞかし、こほりのふかさ石垣の、高さはさらにおびたゞし、これる勢はかずしらず、みかたはつゞく勢もなし、たゞはくこそはみえけれど、命をしむにあらざれば、二口三口にせめよりて、昨日のごとくせめ入れば、てきも弓取有ければ、手向者も多かりき、鎗合人も有、大かた常の者どもは、みな手を合せをがめるを、きりすてにこそ切にけれ、扨武士の心にも、

按排する事ならざる事なり
右之外禰宜普化僧はちたゝき猿つかひ種々様々の出立有しなり

一旅籠屋の亭主には蒔田權佐成にけりかゝは藤つぼとて將軍の御中居なりしが白きすゞしを着しくろきどんすの前かけたすきは糸にてうちたるなり

一茶屋の亭主には三上與三郎をなし給ふかゝはとこなつとて是も將軍御そばちかう有しを其日計やどはかさしめ給ふ出立はあらましきひろ袖のゆかたしゆすのかるさんなんばんづきんをかぶつて御茶上り候へあたゝかなるまんぢうもおはしまし候など云けり又藤つぼは御食まいり候へあま酒もきり麥も御入候と云つゝ御手を引しやうじ申せば事外の御機嫌にて布袋の笑るやうに目も口もなき計に見へさせ給ふ○信友云此はその時にあづかりたる人の手記を寫せるものとみゆおりからといひ太閤異表なる御心しらひのおもひやられて書添へつ

右同上

吉野日記 一名高麗もろこしのさうし

松浦肥前入道法印宗靜士
吉野甚五左衛門 花押

抑むかしよりうつしおかれし世界の繪圖を見るに、唐をば四百餘州、天竺は十六の大國、十千の小國、南蠻高麗までつゞき渡て、その堺國は大河有と見へたり、日本は東海はるかに隔たゝつて、わづかの嶋たり、大國にたくらぶれば、九牛が一毛たりといへども、日本は神國たり、よつて神道めうゆうのき有、人の心の武き事三國にもすぐれたり、其故に仁王十四代ちうあい天皇のきさき神功皇后、女帝の身として三韓をきりしたがへ給ひしより已來、異國にもしたがはず、返て高麗りうきうより毎年我朝にくわん物をそなへ奉る、是は上代のせん禮たり、今は百王の末となり、末世末代におよんで國をあらそひ弓箭をもよほすこと、たうろうが斧とぞおもへる、白雲の八重のしほ路をはる〳〵と、異國たいぢにおもむきし、ころは天正廿年日本國の諸大名天下の御朱印給て、先陣後陣は筑紫武者肥後の國司の小西どの、松浦法印、對馬殿、有馬、大村、五島殿、其勢二萬餘騎とぞきこえける、壹岐の島にて船ぞろひ、頃は三月十二日に、對馬の府中に

巾菅笠を御肩に物し味(アヂ)よしの瓜めされ候へ／＼と有しは聊商人に違ふ所もなうてつき／＼しくありしなり

一江戸大納言家康卿はあじかうりに成せられ大やうにあじかゝはしか／＼と聲し給ふも又よく似侍りしなり

一丹波中納言秀勝は漬物瓜をになふてかりもの瓜々めせ／＼とふつゝかにのゝしり給ひしがぶてうほうに有しなりげにも若きは何事も無功に有よと思はれて年はよるべき物なりいやよるまじき物ても有と言人も多かりしなり

一常眞公は遍參僧に成給ふて文庫をあさましげなる同宿に持せ修行の體に物し給へども蛇に衣をきせたるやうにして大ぢやくに見えし

一加賀大納言利家は高野ひじりのおびを肩にかけやどやどと聲を長く引ていかにもやどかり侘たる聲左も有げに覺へて聊あはれを催し侍りし

一會津忠三郎氏鄕は荷なひ茶うりに成て秀吉公へ極上の茶を立まいらせつゝ代をつよくこひ候し一興ありて

一三松老はあかき半帷を上にうちはをりつるめせつるめせ又御用の物もなど云つゝうそめき打ゑませ給ふ又おかし

一織田有樂老は客僧に出立せ給ひ修行者の老僧に瓜御結緣あらぬかと請給ひしかば秀吉公手づから二施し給ふをいや是は熟せぬとていみじきをと所望有し最おかし

一有馬中務卿法印は有馬の池坊に成て湯文を說廻り有馬の湯の德をことごとしく云立候し所から實よき作意かなと思はれ此人は物每に相應も宜しく侍らんとおもはれうらやましうぞ有ける

一前田民部卿玄以法印は比丘尼に成候しがせひ高くふとりてるびくにのにゝていなるがほさかに有しがおかしげなる聲してたゞ念佛を常に申せば必佛になるぞと說法し侍りぬ去共先此世を第一に心にかけ來世の事は第九第十に行ひ候べし念佛もむつかしく侍らば晝寢をして聊氣をも助け心を正にもちなすべしひたすら現世の理に背ぬやうにとのみ行ひ候べし生れ來る事父母の氣よりす父母の氣は天地の氣也天地之氣は不生不滅なれば人道として

亦一炬成ニ焦土ニ矣、
一大明國救ニ朝鮮急難ニ而失レ利、是亦鮮反間之故也、於ニ此時ニ大明之使兩人、來ニ于日本名護屋ニ而說ニ大明之綸言ヲ、答レ之以ニ七件ヲ、見ニ于別幅ニ、爲ニ四人ニ可レ演ニ說之ヲ、可レ有ニ返章ニ間者、相追諸軍渡海可ニ遲速ニ者也、

六月廿七日　秀吉朱印

増田右衞門尉
石田治部少輔
大谷刑部少輔
小西攝津守

右太閤記

一和平誓約無ニ相違ニ者、天地縱雖レ盡レ玆矣、不レ可レ有ニ違變ニ也、然則迎ニ大明皇帝之賢女ヲ、可レ備ニ日本之后妃ニ事、
一兩國年來依ニ間隙ニ勘合、近年及ニ斷絕ニ矣、此時改レ之官船商舶可レ有ニ往來ニ事、
一大明日本通レ好、不レ可レ有ニ變更ニ之旨、兩國朝權之大臣、互可レ取ニ誓詞ニ事、
一於ニ朝鮮ニ遣ニ前驅ニ追ニ伐之ニ矣、至レ今彌爲下鎭ニ國家ニ安中百姓上、雖レ可レ遣ニ良將ヲ、此條目件々於ニ領納ニ者、不レ顧ニ朝鮮之逆意ヲ、對ニ大明ニ分ニ八道ヲ、以ニ四道幷國城ニ可レ還ニ朝鮮國王ニ、且又前年從ニ朝鮮ニ差ニ三使ヲ、投ニ木瓜之好ニ也、餘蘊附ニ與四人口實ニ也、
一四道者既返ニ投之ヲ、然則朝鮮王子幷大臣一兩員、爲レ質可レ有ニ渡海ニ事、
一去年朝鮮王子二人、前驅者生ニ擒之ヲ、其人順ニ凡間ニ不ニ混和ヲ、爲ニ四人ニ度レ與ニ沈擊ニ可レ歸ニ舊國ニ事、
一朝鮮國王之權臣、累世不レ可レ有ニ違却之旨ヲ、誓詞可レ書レ之、如レ此者爲ニ四人ヲ、向ニ大明唐使ニ縷々可レ陳ニ說之ニ者也、

文祿二癸未年六月廿八日　秀吉朱印

右同上

秀吉公異形の御出立にて御遊興之事

文祿二年六月廿八日の事なるに瓜畑などひろく作りなしたる所におゐて瓜屋旅籠やをいかにも侘相にいとなみ瓜あき人のまねをなされつゝ各をも慰め又御心をも慰み給ひつゝ長陣の勞を補ひ給ひしなり御出立は柹帷をめされわらのこしみの黑き頭

を仕候而も法度惡候得者何事も不レ入物に成候事

一いづれにても他所江陣見舞晝夜にかぎらず令レ禁候間一切仕間敷候自然文の取かはしはくるしからず候若尋レ之時不ニ居合一候はゞ當座は過怠以後は何と可レ成候哉究無レ之事

一下々馬とりはなし申まじく候若隣陣取に何事候共心がけ下知可ニ相待一事

一小屋火用心ならびの小屋組中をして申合べき事

右條々聊不レ可レ有ニ相違一若違犯之輩於レ有レ之者速可レ處ニ嚴科一者也

文祿二年六月十一日

右紀伊藩士九鬼氏藏

對ニ大明勅使一可ニ告報一之條目

一夫日本者神國也、卽天帝、天帝卽神也全無レ差、依レ之國俗風度崇ニ王法一、體レ天則レ地有レ言有レ令、雖レ然風移俗易、輕ニ朝命一英雄爭レ權、隣國分崩矣、予之慈母懷胎之初、夢ニ日輪入ニ胎中一、覺後驚愕而卽ニ相士一卜レ之、曰天無ニ二日一、德輝彌ニ四海一之嘉瑞也、故及ニ壯年一夙夜憂レ世愁レ國、再會復ニ聖命於神代一、遺ニ威名於萬代一、思レ之不レ止、纔經ニ十有一年一族ニ滅凶徒姦黨一、而攻レ城無レ不レ拔、敵陣無レ不レ靡、有ニ乖心一者自消亡矣、已而國富家娛、民得ニ其所一、而心之所レ念無レ不レ遂、非ニ予力一天之所レ授也、

一日本之賊船年來入ニ大明國一、橫ニ行于處々一雖レ成レ寇、予曾依レ有ニ日光照ニ臨天下一之先兆上、欲レ匡ニ正八極一、旣而遠島邊陬海路平穩、通貫無ニ障礙一制ニ禁之一、大明亦非レ所レ希乎、何故不レ伸ニ謝詞一耶、盖吾朝小國也、輕レ之侮レ之乎、以レ故將レ兵欲レ征ニ大明一、然朝鮮見レ機差ニ遣三使一、結ニ隣國一允ニ隣丁一、前軍渡海之時、不レ可レ塞ニ粮道一、不レ可レ遮ニ兵路一之旨、約レ之而歸矣、

一大明日本會同事、從ニ朝鮮一至ニ大明一、啓ニ達之一、三年內可レ及ニ報答一、約年之間者、可レ偃ニ干戈一旨諾レ之、年期已雖ニ相過一、無ニ是非之告報一、朝鮮之妄言也、其罪可レ逃乎、各自已出レ怨之所レ攻也、欲レ匡ニ違約之旨一、於レ是設レ備築レ城、高レ壘防レ之矣、前驅以レ寡擊ニ衆多一、多刎ニ其首一、疲散之羣卒伏レ林、恃ニ蟷臂一擧ニ蟷戈一、雖ニ窺レ隙交一レ鉾、則潰散追レ北數千人討レ之、國城

一番に乘候得共鐵炮當流落　　加藤主計頭内 森本儀大夫
森本に續乘候然共名乘不レ申候　　黑田甲斐守内 後藤又兵衞
後藤と同斷　　同人内 堀　久七
後藤堀に一足おそく乘候へども
後藤が上帶引すへ妙法之幡指二
番と名乘其上一番に首討捕之　　加藤主計頭内 飯田角兵衞
以上
六月七日　　大谷刑部少輔
増田右衞門尉
石田治部少輔
淺野彈正少弼殿
右山中吉内留書

加藤清正軍令

覺

一今度晉州表へ働に付て武邊道をかき候事は書付るにおよばず城責に付而仕寄道具の普請等晝夜之番等不レ可レ有二油斷一事

一此度武邊にても仕寄普請幷番等にも人にすぐれたる輩於レ●(有カ)之者五石三石之侍は五百石三百石との身體たるべし其上の侍は其身上により一廉の身體可二取立一事

一今まで人にせはらをきらせたる事これなく候へども今度所存無レ之輩於レ有レ之者八幡大菩薩腹をきらせ可レ申事

一今度は上下共に番普請の時身をたて手あしをよごしかね候はゞおくべやう者になし可レ令二成敗一事

一手柄之働爲レ仕者組頭幷に組中として穿鑿を盡えこひゐきなく捻帋を仕置下々迄かせぎ候樣可二申付一事

一内之者に武者をさせ候はゞ我と鑓をつき候より手柄たるべき事

一鐵炮頭は日頃申付候ごとく鐵炮をやくに立其次は鑓太刀刀之衆へわたし其後を心がけ後詰可レ爲二肝要一事付一身〳〵の働までは武者之内にてはあるまじき事

一何方に陣取候共清正にしらせず亂妨狼籍に下人を一人遣ヽ者於レ有レ之者其主人にかゝり可レ令二成敗一候下々人足已下までよく可二申付一候今度は武篇

殿御指圖次第引拂ひ東策表に至て御歸陣尤候頓而遂ニ面謁ヿ可ニ申談ヿ候へ共諸事爲ニ御意得ヿ先以ニ飛札ヿ申達候恐々謹言

六月朔日

淺野彈正少弼

黑田如水軒

增田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

大谷刑部少輔殿

各御中

右同上

兩王子臨海君順和君、兩府夫人陪官長溪君上洛君、行護軍大將南兵使等、自ニ壬辰年四月二十四日被ヿ擒、日本大將軍計頭淸正、入レ城相見、卽加ニ禮遇ヿ、一行下人幷給ニ衣粮ヿ、撫恤頗至、又稟ニ關白殿下ヿ到ニ釜山浦ヿ還許放ニ還京城ヿ、其慈悲如レ佛、眞個日本中好人也、況素聞、關白殿下雄傑無レ比、四隣皆畏レ之、且善ニ於分別ヿ、待ニ隣國王子諸官ヿ、稍存ニ舊意ヿ、愍ニ其渡海ヿ使レ復ニ于京ヿ、其恩厚與ニ此海ヿ俱深、一行之人其敢或レ忘、後日若對ニ日本及計頭ヿ、復發ニ雜談ヿ少有ニ背負之意ヿ非ニ人情ヿ也、天地鬼神共罰レ之矣、修好之日通レ書寄ニ情事ヿ、

萬曆二十一年六月初二日

順和君　行護軍

臨海君　南兵使

長溪君

加藤右馬殿

右征伐記

相遇之後凡百之事力達ニ大將軍ヿ不レ爲レ渡ニ日本ヿ而還レ京、極甚可ニ喜々ヿ、我還レ京之後、九鬼四郎兵衛之恩多報、平生亦永世不レ忘、

萬曆二十一年六月初四日

朝鮮王子

臨海君 花押

加藤肥後守淸正生ヨ擒朝鮮王子兄弟ヿ、後擇ニ稠廣之中ヿ、令ヨ九鬼四郎兵衛尉藤原廣隆衞ヨ護之ヿ、及ニ餞別之時ヿ裁ニ斯玉章ヿ以與レ渠、寔是千歲一遇之奇事也、

慶長閼逢攝提格林鐘

右紀伊藩士九鬼氏藏 家祖九鬼九郎兵衛吉隆、初仕ニ加藤淸正ヿ役ニ于朝鮮ヿ、其末孫後爲ニ紀州家臣ヿ、故子孫藏ニ遺書ヿ、下レ同

晉州牧使居城一番乘覺

書待ニ相達一可レ投ニ回報一、餘者附ニ四臣舌頭一書ニ底蘊一、方物如ニ別錄一領納、特長刀十振投贈焉、以ニ黃金一纒ニ裏之一、不宣、

仲夏日　　秀吉朱印

達沈惟敬遊擊將軍

右太閤記

唐使船中饗應之詩

重疊青山湖水長、無邊綠樹顯ニ新粧一、遠來ニ日本一傳ニ明詔一、遙出ニ大唐一報ニ聖光一、水碧沙平迎ニ日影一、雨微煙暗送ニ斜陽一、回レ頭千態皆湘景、不レ覺斯身在ニ異鄕一、

杏旋ニ軺車一來ニ日東一、聖君恩重配ニ天公一、遍朝ニ萬國一播ニ恩化一、悉撫ニ四夷一助ニ至忠一、名護風光驚ニ旅眼一、肥州絕境慰ニ衰躬一、洞庭何及此淸景、空使ニ詩人吟策窮一、

一奉ニ皇恩一撫ニ八紘一、忽蒙ニ聖諭一九夷淸、晴光湧レ景靈蹤聚、山勢抱レ江煙浪輕、虔境奇踪難レ闘レ靡、揚州風物寧堪レ爭、扶桑聞說有ニ仙島一、斯處定知蓬又瀛、

右同上

態中遣候

赤國木曾判官卒ニ數萬騎一度々差出相ニ妨都表在陣之勢與釜山浦之通路一之由付而長岡越中守木村常陸介長谷川藤五郎其外大夫十餘人都合其勢三萬餘騎到ニ赤國一可ニ攻平一之旨申付之處卽令ニ發向一雖レ取ニ圍彼城一木曾勢還て倍せしにより不レ達ニ本意一退散之義不レ及ニ是非一候左も有べきならば兼て發向すまじき事なるを淺慮之義不ニ相屆一者歟不レ交ニ於勝敗一非ニ良將一是古人之明言なれば令ニ赦免一之事

一今度は都表在陣之勢不レ殘引拂ひ至ニ彼國一令ニ進發一赤國を攻平木曾が首を見せ可レ被レ申之事

一都表引拂事幷赤國攻平ぐべき事何も黑田如水軒淺野彈正少弼次第進退可レ有レ之候爲レ其兩人差遣之事

右條々相守此旨萬事宜樣に可レ令ニ沙汰一者也

御朱印

朝鮮國各在陣之衆中

右同上

態飛ニ羽檄一仰ニ上意一了

抑某兩人參陣之事其表御在陣之衆悉く引拂ひ可レ被レ攻ニ平木曾城一之旨御諚候然者萬端備前中納言

に脫文あるべし太閤卽死於方劍之下矣、殿下報麾下、先
是三年告朝鮮王曰、於大明有訴事、朝鮮達之
大明可也、予越朝鮮差三使點頭矣、三年之間雖
待之、遂不聞其實、故起兵者全不會犯大明、
只起兵而欲陳早臆而已、此明朝鮮遮路、故倭
兵伐朝鮮、蓋是起自朝鮮訛日本之處、天朝今
差二使命爲屬國、此事若慣朝鮮虛誕、太閤直入
遼東、具以訴事、達天聽二使歸去、以此意轉奏
而無虛誕、則和親之策何如焉、思旃貴國欲通中
國之情、去年八月先鋒已達於沈遊擊、沈遊擊回奏
天子、文武皆信奈何朝鮮不以實言、是以誤事、今
差二使來會太閤、正欲求其實情何如、茲承
示知與先鋒之言、若出一口則無虛誕可知、
而二國之和好萬年不窮矣、予輩何大幸矣、卽歸奏
太閤殿下之美意也、太閤以和親大概書在懷裏、
雖然私而決之、則似無天王及關白、故馳使告
之、其大概件々、卽今出供一覽、以所看請轉奏、
示和親之實則可也、頃日或書而雖問之、太閤猶
疑焉、今於面前俾千僧書問之、初信麾下所
答、太閤以二使所說、爲大明執政者所說、毫髮

不書虛誕者、是太閤所欲也、請以太閤書置
之手裏爲實誕、又太閤以麾下書留之箱中、爲
實誕思旃、蓋是太閤之意也、大明若慣朝鮮虛誕、
則日本怨恨益深而難致忠誠、速以麾下之意顯
和親之實、而俾太閤歷覽北京及處々名區、則是麾
下良媒乎、向所謂在懷裏之大概、凡今所書惟
同、重供一覽、今日先閣焉

五月廿八日

增田右衞門尉長盛
石田治部少輔三成
大谷刑部少輔吉繼
小西攝津守行長

右太閤記

日本國前關白秀吉、書大明國之使遊擊將軍沈宇愚
麾下、大明日本爲和親於朝鮮國、邀而入予前驅營
中、切詢起兵故、實猛將也、長盛吉繼三成行長四
臣、具奏達之矣、急雖可裁瓊報、前年委關白
職於秀次、秀次可達之於天聽也、任予思慮雖
可決大事、不索大綱者、世亂也圖之、王京
去此地水雲遼遠、依之大明使者、停台輿於此營
中、句涉猶豫、不捨晝夜、以命侍臣馳羽檄、檄

供麾下一覽、請證其眞畫、可也　願觀之、日本爲實以名畫筆者、大明人素聞也、不聞也、以畫名家者甚多、不知貴國最愛者是誰之畫也、以芬玉磵爲第一、以馬麟爲第二、以常牧溪爲第三、中國有之若愛當覔三種極眞妙者爲送、然則出太閤所秘之名畫供一覽如何、妙所少三軸、二使回中國遍求大方家必得以送太閤、不敢虛謬也、乞以所少之名示知

朝鮮全羅慶尙兩道之士卒開路過先鋒、而各遮路是朝鮮虛誕也、故至兩道則未收兵、待大明和親之實而收兵者必矣、美虛誕之朝鮮、大明亦豈不誅之乎、日本聞和親之實、遂結屬國之約、則以日本爲先驅伐韃靼何不歸大明之掌握乎、日本粉骨碎身、會酬大明皇帝、是承示太閤之意言々中肯綮、予心甚服、朝鮮虛誕、朝鮮實坐不愁、又不能無疑、故遣使求觀眞否、今一聞云、已潤愁於胸中、卽誕之意歸奏朝廷、命下三法司科道、面議諒不輕恕也、再差使來會、貴國方知此、予言對不謬、且圖太閤遊玩之興何如、倘太閤以二使之言不可信、請借寶劍剖心以觀之、死無悔也、多言心多過不敢復措詞矣、今日初通情思、互知誠心、然則自是而有無和親之儀則褻任二使、媒介客中常着褻衣、伴禪師來啜茗斟盃者、是太閤所欲也、片時要頂俾麾下歸國、以日本誠心奏大明、而雖欲聞和親之實、因待吾一玉囘命、留台駕於此營之外無他意、請思旃收兵之遲、必在天朝宸襟者也、太閤之忠誠可達之天地、歸奏天子嘉悅必矣、若有韃靼之禍、特遣使來請貴國之兵助之亦可、但今歸者已十年于玆、九邊淸寧天下太平、玆又得貴國通和千萬年之美事、可嘉可向、何樂如之、今日請於問答之處、知太閤之意無僞詐、太閤亦知二使誠心、互知人之龜鑑在于玆哉、全羅慶尙兩道居士先開路、臘雪降明這以絕糧道、是一時遺恨也、故若遣兵於兩道、麾下以太閤誠心奏天朝、連示和親之實、日本若不見其實、則爭收兵乎、太閤以三成長盛吉繼行長四人、爲誠心之臣、諸般之事與四人其誠之、其稀者誠心之臣也、今視兩麾下、俱天朝誠心之臣也、太閤視四臣、猶天朝視二使者必矣、請他日莫昧太閤所視好矣、思旃中間

一本城壹ヶ所千六百七十一人　毛利壹岐守
　七百四十一人　高橋九郎
　三百八十八人　秋月三郎
　四百七十六人　嶋津又七
　七百六人　伊藤民部
　　合三千九百八十人
一本城壹ヶ所六千七百九十人　加藤主計頭
一端城壹ヶ所　同人 相良宮内少輔
　以上貳ヶ所
一本城壹ヶ所二千百廿八人　羽柴薩摩侍従
一もと城壹ヶ所五千八十人　黒田甲斐守
一本城壹ヶ所七千六百四十二人　鍋嶋加賀守
一端城壹ヶ所　同信濃守
　以上貳ヶ所
一端城壹ヶ所　羽柴對馬侍従
一もと城壹ヶ所七千四百十五人　小西攝津守
一端城壹ヶ所　松浦刑部卿法印 宇久大和守 大村新八郎 有馬修理大夫
　以上三ヶ所
城數合十八内もと城十一 端城七ツ

人數合七萬八千七百八人
一右所付無レ之分者見計こもかひより西に付候て此書立次第に見計城可ニ相究一事
一普請のわり手間可レ入所見計人數割符可レ仕事
一から嶋之義者ちんしゆの働に不ニ相搆一蜂須賀阿波守生駒雅樂頭土佐侍従福嶋左衞門大夫戸田民部少輔幷船手之衆として惣手之船を以相越取かため候はゝ四國衆として普請仕船手之者はかとく嶋へ如ニ書付一可ニ相越一候事
　以上
　文祿癸巳二年五月廿日　秀吉御朱印
右武書
城米之奉行福嶋左衞門大夫毛利民部大輔に被ニ仰付一候早川主馬首毛利兵橘封有レ之兩奉行に可ニ引渡一幷鐵炮同玉藥等是又人手間之義可レ被ニ申付一候猶淺野彈正少弼山中山城守可レ申候也
　五月廿四日　御朱印
右同上
五月廿三日於ニ名護屋營一秀吉公見ニ明使一
芬玉磵常牧溪等眞畫日本所レ秘也、太閤亦秘在焉、

らざるもの丶あらめやは太閤の平生の御心ばえをもておしはかりていはゞ采女に歸國をゆるし試てかたじけなくおもひて罷歸らむとせば其をちなきこゝろねを惡みてたちまちに首をきらせて衆人の心をもかため給ふべきにさはあらで夫婦めし出されて引出物たまはりつるは命の爲には幸ならめどかく記にも書とゞめられて後の世まで耻をのこせるはいとかたはらいたきことなりかし

朝鮮國御仕置之城之覺

一釜山浦本城壹萬七千六十八　羽柴安藝宰相
一推木嶋端城　同人
一地つゞきの出崎端城　同人
以上三ヶ所
一こもかい本城六千六百人　羽柴小早川侍從
一端城四百人　羽柴久留目侍從
千百三十三人　羽柴柳川侍從
三百三十人　筑紫上野介
二百九十人　高橋主膳正
合八千七百五十三人

以上貳ヶ所
一から嶋內壹ヶ所四千五百人　蜂須賀阿波守
貳千四百五十人　生駒雅樂頭
合六千九百五十人
一から嶋內壹ヶ所貳千五百九十人　羽柴土佐侍從
貳千五百人　福嶋左衞門大夫
貳千三百四十人　戶田民部少輔
合七千四百卅人
一かとく嶋八百卅四人　九鬼大隅守
三百十四人　加藤左馬助
百六人　菅平右衞門尉
四百五十八人　來嶋勘兵衞尉
百十貳人　得居
九百人　脇坂中務少輔
合貳千七百廿三人　番替
千四百七十三人　藤堂佐渡守
五百七十四人　堀內安房守
百八十五人　杉若傳三郎
五百四人　桑山小藤太　同　小傳次
合貳千七百三十六人　番替

と御内書有しかば頓て肥州へ參りたり此妻かたじけなき趣を申上まくおもひ采女にかくと問しかばいそぎ名護屋へ參り御禮を申よろしからんと采女云し時さらば御身もいざさせたまへとて同船に物しなごやへまいり尼かう藏主を以其趣を申上んと思ひ便をもとめうかゞひ候へば安き事なりとて見參に入給ふ彼妻かう藏主に忝き趣しめやかに申盡しはゞかり多くおはしませどもとて袖よりたんざくをとり出し奉る

物ことのあはれをめぐむあまつ神の
こゝろにかはる君の正しさ

かう藏主短册をうけ取心やすくおはしませよねんごろに執申さんとて立給ふをゝしとゞめ寔に萬人のかなしびをたすけん爲に天より天下の君を立民の父母となし給ふとは如レ此の君子の事にて侍らん返々も忝思ひまいらせ候趣を御ひろう賴り〳〵とぞ申けるかう藏主其よしよきに執申候へば卽夫婦ともにめし出され引出物し給ふて歸しつかはされけり○評曰此妻心正しく物まめやかに夫を思ふに僞なかりしかば鬼神感をなし給ふに因て彼玉章浪にたゞよひうち果なんを秀吉公御一覽おはしまし候やうに成行し事たゞ鬼神のわざより外はなし天命の正しくあきらかなる事默して知べし

○信友云此菊が書の事もしくはその頃京わらはべの作り出したるそら言なるを道喜の實事とこゝろえて太閤記に書入たるにはあらざるかおぼつかなきこゝちすされど今しばらく實事なりとして論はむには件の評にいへる事あまりにつたなしすべて此軍にたちたる數十萬人父母妻子の離別の情いづれかおろかならざらむさる中に菊が色ふかきうまれのまごゝろにさるたはけたる書かきておくりたらむ事は論ふかぎりにあらずそのふみをさる由ありて太閤の見給ひてれいのおほとけたるかたに興じて采女を家に歸してあはせよとのたまひたるにはあるべけれどおほせにしたがふもことにこそはよるべけれかゝる大事の軍にたちたる主をはなれ天下の役に立たる武士の數にもれて妻まきに家に歸り又きら〳〵しげに妻にうちつれてよろこび申に名護屋の御營に參りたるはいかに恥知らぬこゝろぞや丈夫たるものこれをきゝてつまはじきして誹

のまにやらん文祿初の年の三月にもうつりきてあすはこまの國へ舟出し給ふなるといつかたもことゞしうのゝしりあへりぬ大かた夜も半ちかうふけしかば行末の事などかはらじとのみかたりつゝたのめをきつるにはや明がたの空に成て別れをいそぐ鳥の聲々うちしきりしかば

　身はかくてさすらへぬとも君かあたり
　さらぬかゝみのかけははなれし

とよみをく和歌のごとく是をかたみにとたゝうがみながら殘しをき給ひしをまことに袖より外にもらすかたもなく恨てはよみよみてはかこちあさなゆふなゝがめくらし侍りぬ

　思ひつゝぬれはや人の見へつらん
　ゆめとしりせはさめさらましを

と小町がよみしことのはもげにさる事ぞかし

　かきりとてわかるゝみちのかなしきに
　いかまほしきはいのちなりけり

まことにはかなき命ながらへかゝる思ひもあさましくおぼへ侍れども今　　し見へもしつもりぬる事どもはらしまい　たく候てあたなる露の玉のをもながゝれとのみ祈ばかりにてこそ候へ何事も／＼あはれとおぼし出され候はゞかず／＼御うれしく思ひまいらせ候申たき事どもこよなうおはしまし候へどもあはたゞしき出船のいそぎにとりまぎれいかゞ申候や見ゆるしまいらせ候めでたくかしく

くり返し／＼そのゝちせうそこのをとづれもおはしまさず御ゆかしさのほどたへがたくあまりに人めもはづかしくこそ候へまことに出やらぬねやのうちふかき思ひのふちとなりまいらせ候

　かくあらんゆくゑをしらでたのみつる
　わか心をはたれにかこたん

是はみつからおもひよりにておはしまし候御はづかしくこそ候へめでたく／＼

　五月九日　　　　菊

せ川うねめ殿にて
　人々　申給へ

秀吉公山城守をして御らんなされあはれなる事共也然ば龍造寺かたへ此瀨川采女正を歸朝せさせよ

れど心をあはせかたらふべき人もなければねやさひ丶とりかたしく袖の露床は海枕は山と立のぼるむねの煙はる丶まもなきなみだの雨そ丶ぎいつを限りの露の身の消やらぬほどもうらしめしきぞかしそのあらましを聊しらせまいらせさふらふそこほとは世わたる業のことしげきにとりまぎれもはやこ丶などの事はおぼし出さるる事も波の音すさまじき御心とやなりぬらんと思ひのたね心の中にしげりあひぬるま丶硯にむかひ丶とりわづらふ事のすみも涕の海とやなる

行水にかすかくよりもはかなきは
おもはぬ人をおもふものかは（なりけり古今）

とよみをく和歌のふるごとまでもわが身のうへに覺へて其人の心のうちをしはかりすこしは慰ぬ思へば／＼そひまいらせぬむかしも有つるにこは何のむくひにておはしますぞやあさましかりつる我心かなとは思へどもよきに止らぬ心のくせとして又戀しう思ひまいらせ物のけも有やうに人もいひなし我も又心の正しからぬ事をしれり抑心は身にそふ物なれば身のま丶になるべき物なるかされば心のま丶に身はなる物とこそ見へ侍れまことに心は身のぬしならじと古き文に多く見えしかげにも左も覺えぬいかなる神のむすびあはせにやあさはかなる契りとは成ぬらんある人ふかうかなしびあへりし事の有しをいやそれははかなき事にて侍るなりた丶思ひすてさせ給へといさめつる事も有しがかく我身のうへになりぬればそのしなくらうしてあやなきとをなんおもひこがる丶も女の身なればとて又口おしからざらめや心を心のま丶にせざらむもなをあきらかならずおぼへ侍りぬた丶すの神の御慮には違ふ事にて侍れどもこれよりのちは戀せじとこそいのり申べけれいにしへより今にためしすくなきこまもろこしとやらんへ渡り給ふかぎりなき海山を隔てたがひに風の便をさへき丶かねら／＼へばかく思ひたえんとせしも亦むべならざらんや天正十八年の秋より某の春こまの國へ御陣有べきむね仰有しかどもさらに實ともおぼへ侍らでおほくの月日を過し侍りしがいつ

へり見ず居城之功を空くせし事尤耻ヶ敷事候雖ㇾ然國之義無ニ相違一立置し條其寛德にも耻先祖之家業を願み一廉之働き有べきは理之當然也云ㇾ彼云ㇾ此其罪不ㇾ輕之事

一諸侯大夫昇殿有し刻大友家は古たる說々も有ㇾ之由たれ共其名字を所望之間則應ニ其旨一候き勿論加階之儀は五三人を除候ては高く侍りつる事

一其身之事は安藝宰相所に預け置候事

一彼息事父同前に被ニ仰付一候はんずれ共久々近習に在つると云其身父には替り曉き者と云旁以令ニ赦免一候武家を事とせば父之耻煩しく可ㇾ思之間朝臣に被ニ召加一候樣に伺ニ天氣一見可ㇾ申條公家に成候て尤候加藤肥後守預り置扶持方五百人分可ニ相渡一事

一大友堪忍分之儀かさねて可ㇾ被ニ仰付一候事

一今度平壤表にて小西攝津守數度之苦戰其手柄莫大にして忠義不ㇾ淺事

右條々其國在陣衆として彼父子に可ㇾ被ニ申渡一候若某癖事於ㇾ有ㇾ之者可ㇾ承候早速改ニ予之過一可ㇾ相ニ隨于其宜一者也

文祿二年五月朔日　秀吉在判

高麗陣衆各御中

右同上

薩州島津内小野攝津守ゆうに艶しかりし息女を持侍りしが肥前龍造寺臣瀨川釆女正に嫁す釆女正高麗在陣の折ふし彼妻あこがれし思ひのほどを聊物に記し付侍りしを便の船にとつてをくりけり折ふし難風夥しう吹來て船破損し荷物博多の浦へ寄來るを漁父拾ひ上侍りしが其中に滥染やうの紙にて能つゝみたる物あり開て見れば文箱とおぼしき物侍りしをほどき見れば蒔繪などもけだかくよのつねならぬ文匣なりいやしき者などの致ニ披露一物にあらざむめりとて所の吏務へさしあげぬ吏務請取つゝ將軍之御前衆へかくと申上侍りければ則秀吉公へ文箱の符をも切ず上しかば右筆にて侍る山中山城守をして御一覽有に女の文にて筆勢いとうつくしく書つゞけたり

たよりの船をよろこびそゞろに取向ひ〳〵たゆるまもなくなつかしみ思ひ侍る事もおほかめ

御酌かよひの衆
尼子三郎左衛門尉　三上與三郎　新庄駿河守
長谷川右兵衛尉
唐使へ恩賜之目錄
一御太刀　長光　目貫　かうがい　後藤
一同　助光　同　同
一銀子三百枚　小袖二十重宛
一帷子三十宛
一銀子百枚　筆談之玄蘇西堂
一銀子五百枚　唐人共之下々
一帷子百　筒服百　同下々へ
右太閤記
覺　御使者　福原右馬助　熊谷内藏允
一先手之城々に有ㇾ之者及ㇾ難儀ㇾ之折節可ㇾ相救ㇾため
つなきの城々搆置人數を入置候儀其段何も存知之
前也然るを小西が急難百死一生なりと云共不ㇾ及ㇾ
助成ㇾ剩平壤之樣子をも不ㇾ聞合ㇾ逃崩候事前代未
聞之仕立不ㇾ及ㇾ是非ㇾ候事
一秀吉若年之昔より此道に携ると云共終に余勢越度
を取事なかりし是は殊に大明勢との合戰なれば日
本のためかたぐ以ㇾきは可ㇾ盡ㇾ粉骨ㇾ之處武名
にも不ㇾ耻忠義之心もなかりし事武士たる上絕ㇾ言
語ㇾ事也向後のため一命をも可ㇾ被ㇾ果之義なりと
云共賴朝卿より久敷傳りし家を可ㇾ及ㇾ斷絕ㇾも聊
道に違ふやうにも覺へ侍へるに因て死罪を宥め畢
能武士之上を吟味し悔ㇾ前非ㇾ可ㇾ申事
一天正半之頃かとよ島津と挑ㇾ合戰ㇾ勝負區々に付而
對ㇾ某請ㇾ加勢ㇾ更に可ㇾ相救ㇾ之因もなく年來書音
も無と云共弓箭取身の習いなびなんも士之格如何
なれば早速令ㇾ出ㇾ勢彼凶徒等可ㇾ追散ㇾ之爲郎令ㇾ
出船ㇾ之處此方一左右をも不ㇾ相待ㇾ及ㇾ合戰ㇾ剩取ㇾ
越度之仕合ㇾ且淺智故島津か謀計におとし入られ
及ㇾ敗北ㇾ且怯兵故戰ふまじきを不ㇾ見得ㇾして及ㇾ
一戰ㇾ大友先祖之耻を後代に殘す事其罪不ㇾ可ㇾ勝
計ㇾ誠に數年賴置つる居城へも不ㇾ取入ㇾ同國妙見
龍王へ逃入候事古今稀なる臆病家之瑕瑾世に盡ま
じき事
一連々城を搆へ置候事は大敵襲來之節當座之患難を
遁れんがため又は大臣舊臣等謀叛あらん時暫栖籠
り其急難をのばさんがためなりかやうの事をもか

右同上

今度於二釜山浦一淺野彈正父子其外諸軍勢及二難儀一候處に其方助合大利之事日本國中者不レ及二沙汰一三國無二比類一高名前代未聞に候且者其身之名譽且は秀吉相叶目利と被二思召一候此上無二越度一樣に其方才覺專一に候也

卯月廿日　秀吉公御朱印

羽柴伊達侍從

右武書

一大明正使參將謝用梓　別號龍岩

江戸大納言家康卿

一副使遊擊徐一貫　別號唯吾

加賀大納言利家卿

右宜レ被二馳走一者也

一番　五月廿二日より六月朔日まで　淺野彈正少弼

二番　六月二日より同十一日まで　建部壽德

三番　十二日より同廿一日まで　小西如淸

四番　廿二日より七月朔日まで　太田和泉守

五番　二日より十一日まで　江州觀音寺

右如レ此令二沙汰一賄方之儀何も手前之代官所の內を以相計ひ可レ申者也

一唐使萬事用所等承相調就可レ申旨添奉行事

增田右衞門尉內　高田小左衞門尉　服部源藏

石田治部少輔內　井口淸右衞門尉　大島甚右衞門尉

大谷刑部少輔內　引壇傳右衞門尉　小岩內膳

小西攝津守內　小西與七郞　結城彌平次

一唐使へ五月廿三日御對面之事

三獻　折等種々

御盃臺

御配膳衆

御前　羽柴河內侍從　八幡侍從　御酌　中江式部大輔　御加　山崎右近進

同じ間祗候之衆

江戸大納言　加賀大納言　岐阜中納言

丹波中納言　大和中納言　越後宰相

次之間

羽柴三吉侍從　龍野侍從　有馬中務卿法印

戶田武藏守　羽柴下總守　古田織部正

河尻肥前守　寺澤志摩守　氏家志摩守

富田左近將監　奧田佐渡守　上田主水正

候筑後より日本之都江差登せし程之事に候是を陸地之兵粮送り可ㇾ成候也是を以諸事可ㇾ有ニ推察ㇾ候一爰元朝暮之辛勞不ㇾ隱便ㇾ候一度歸朝候て語申度迄早々

一加主鍋加毛利壹なども別國へ口かはや都へ一所候爰元風聞は先今迄小西大友殿御身上はすたり申候と風聞に候併此表もたい〳〵十上崩仕さうに候取留ざる爲體更かなしきなりにて候何も重々可ㇾ申越ㇾ候恐々謹言

三月十九日　　主膳宗一判

平善上る

右筑前三池立花數馬所藏

兩度之書狀被ㇾ加ニ御披見ㇾ候小西攝津守引取候刻令ニ同心ㇾ打入其後大明人數取懸候處於ニ都表ㇾ遂一戰之砌隆景一所碎ㇾ手辛勞之段神妙之至候然者高麗御仕置之義淺野彈正黑田勘ヶ由に被ニ仰遣ㇾ候成ニ其意ㇾ彌可ㇾ入ㇾ情事專一に候猶山中橘內可ㇾ申候也

三月十九日　　御朱印

筑紫上野介とのへ

右武書

小西攝津守が要害を漢南より拾萬餘騎を率して取詰已に二ノ曲輪まで押込之處其方後詰馳付大軍を切崩六千餘之首討取被ㇾ申事偉なる高名紙面にのべがたし彌被ニ忠勤ㇾ者可ㇾ爲ニ喜悅ㇾ者也

卯月二日　　御判

小早川筑前守殿

右古今感狀集

二月二日注進狀趣加ニ披見ㇾ候抑今度大明國之人數都表へ押寄之處に其方先陣に付而家中之者共討捕首注文到來上覽候誠無ニ比類ㇾ働神妙思召候彌此後可ㇾ抽ニ軍忠ㇾ事肝要候猶木下半介可ㇾ申候也

卯月三日　　御朱印

羽柴柳川侍從とのへ

右立花家藏

今度大明人數取出候刻其方事於ニ先手ㇾ抽ニ粉骨ㇾ無ニ比類ㇾ働之由神妙思召候依ㇾ之爲ニ御褒美ㇾ御馬一疋被ㇾ爲ニ拜領ㇾ候猶淺野彈正可ㇾ申候也

卯月十一日　　御朱印

羽柴柳川侍從とのへ

態用ニ飛脚一候正月九日之書狀三月朔日に令レ着候而披見候其表每事無レ替候由尤ニ存候殊御前無レ替自ニ今迄一者相調候由是又目出度存候九州衆妻子何も被ニ召登一候に付江浦留守之儀罷登候由肝を潰し申候其故者名古屋御公役さへ留守計にて者難レ成候に付如レ此之儀扨々如何可レ有事候哉不レ及ニ分別一候併人なみの事候間無ニ申事一候其元調に極申候入目等之儀者如何樣に候てなりとも御前之仕合さへ能候得者存義無レ之候高藏主江文にて申候其方參り候而主膳事留主にて候條大坂にても御城江御禮之儀難レ成候其上高藏主御事も名護屋に御座候間連々御狀を被ニ差登一被レ成ニ御賴一候よし被レ仰候樣に申上肝要に候

一此表之儀四月十日迄之兵粮有レ之よし其元えも各御注進候先度申候樣小西討崩候唐人京都江取懸候刻左近殿我等先手を仕終日之軍誠我等式は若輩之事被ニ仰付一たる衆前代未聞稠敷事ともに候由口本に追崩敵數百人討捕候先度立三入まて左近殿より被ニ仰遣一候條不レ及ニ口能一候柳川衆にも十時傳右池邊立右其外小性とも百餘も戰死候我等者共も帆足佐平今村喜三井上平次其外三十餘戰死候爰元無人には候得ども左近殿我等手前何樣はつを合申候御奉行衆よりも被レ成ニ御注進一候よしに候間不レ及ニ口能一候加樣之儀者木牛など迄も不レ申候間其方など語可レ被レ申候木牛事は別而我等へ懇候間取分御用等可レ被レ承候彈正殿者不レ及レ申候よし

一爰元之樣子四五里程に大明人在陣候次第〳〵に跡衆着申候人數之儀者無ニ盡期際限一と聞へ申候立左筑上我等事御奉行已下川邊城江番申候是者都より一里程跡に大河に是へ船橋御懸候其用心之爲に候

一度々此國江御國替之事被ニ申越一候中々氣遣ひ不レ申候此國之百姓等日本之うち付候事は石は浮木葉は沈とも有まじく候可ニ心易一候只氣遣ひには加樣之御一大事になり候ても日本之衆おもひ〳〵の存分にて候まゝ十に九は京都之川三途川たるべきかと存候大明人之手柄無ニ比類一事にて何のかのと申候も其内露命をさへつゝがなく候はゞ四月中には釜山浦迄可レ被レ寄候其故は兵粮一圓無レ之候其上釜山浦より都迄の兵粮おくりは成義にては無レ之

ちまちなるに依て其方目明を以軍法を破り鑓を入卽時に突崩し三萬八千餘騎討捕之由其戰功不レ可ニ勝計一寔助成なくんば立花左近將監等も討死し都に至てをしつめ籠城の體に成なばうしろ卷の加勢重てつかはすべきに大切なる忠義莫大に覺へ候事

一三人之奉行共今度合戰を制しとめ候義似合たる存分とは云ながら不レ及ニ是非一候向後もさやうに臆したる下知は用ひ被レ申間敷候事

一立花左近將監小早川筑前守は非ニ合戰之上一百萬騎之多勢に得ニ大利一事有まじきと無ニ遠慮一其段つよく申達せし由得ニ其處一思慮不レ始ニ于今一儀に候又味方之合戰之色あしく見へし處橘左近將監つきかかり多勢を突退る由武勇之甚に候重而感狀遣し候はんまゝ先々其方能に意得可ニ申達一候事右條々如レ件

二月八日　　秀吉御朱印

羽柴備前宰相殿

右同上感狀集載ニ末一條一蓋缺

近衞前左府高麗下向のよしきこしめし及ばれ候事實におきては攝家の一跡も斷絕のやうにては如何とおぼしめし被レ申給へとゞめられ候はゞ可レ然候はんやおどろき入らせられ候筆をそめまゐらせ候あなかしく

二月十日

太閤とのへ

右一秘書所載太閤記有誤字

今度漢南李郎耶磧郎耶兩將軍引率百萬騎之軍兵爲レ拯ニ朝鮮之急難一俄然令ニ出張一各覃ニ難儀一惣陣之軍勢周章騷動評定區々之處其方爲ニ先勢一挑ニ合戰一則時切崩唐人之首三萬八千餘級討ニ取之一唐人敗北之由從ニ備前中納言一所ニ注進一之趣被ニ聞召屆一候小早川吉川立花以下古今之至剛武勇不レ始ニ于今一候併其方雖レ爲ニ若年一下知無ニ比類一被ニ思召一候殊蔚山加藤主計頭籠城之砌も後詰數萬之軍勢引廻兩度之働神妙候彌可レ抽ニ忠節一候猶歸朝之節叙ニ官位一可レ被レ加ニ御褒美一者也仍感狀如レ件

二月廿八日　　御朱印

毛利右京大夫殿

右古今感狀集

中外經緯傳草稿第五

征戎遺文類第二

文祿二癸巳年

卒以二飛力一致二言上一候一昨日昨日漢南勢百萬騎至二于當表一令二出張一挧二破小西攝津守要害一既都近邊江進來輝元先勢小早川立花等挑二合戰一有二勝負一區々也某雖レ欲レ爲二助勢一三奉行御停止之旨達而被レ制レ之雖レ然於レ無二助成一は悉爲二討死一無レ疑然間不レ用二三人之下知一相救遂合戰得二大利一敵三萬八千討二捕之一畢此旨宜レ預二御披露一候恐々謹言

備前宰相豐臣朝臣

正月廿七日　秀家判

安威攝津守殿

兩人之飛脚にもし御尋之事あらば此事を申せとて

一軍評定之時漢南勢以之外多勢なるにより合戰に相極宜しかるべきと立花堅申候處に筑前守隆景尤なる旨同心之事

一輝元先勢あやうく見へし處橘左近將監突懸追くつし候事

一合戰之勝負を不二聞屆一三奉行諸勢を引連都へ逃入候事此分たしかに申候へとてつかはしけり此兩人夜を日に續て急し故二月七日至二于名護屋一ければ安威攝津守披露せし處將軍悦び給ふて飛脚之者具して參れと有しかば攝津守庭上にをきぬ立出給ふて委見及し事共しづかに語れよと仰けるに答奉る

一立花小早川は合戰之上にあらずんば大利は有まじきと堅く被レ申しとなん

一毛利殿の先手危く見へし時橘左近歸し合せ大敵をしこしうち候し

一合戰に備前之者かけむかふを見て三人の御奉行衆都へすて鞭をうつて入給ひて候なる

此外めづらしき事誰共なしに申けれ共たしかに見及不レ申候と也

右太閤記

去月廿七日之飛札昨七日到來先以令二大慶一候大明より其國廢亂を救はんがため李郞耶磧郞耶百萬騎を引卒し令二出張一小西が要害をもみ破り既に都にちかづき毛利右馬頭が先勢と合戰をいとみ勝負ま

十一月十日　秀吉朱印

脇坂中務少輔とのへ

猶以寒天之時分辛勞察思召小袖二被レ下候將又朝鮮之樣子有樣に注進無レ之に付而被ニ仰出ー御仕置も不首尾之樣に成候向後は善惡共に有姿言上肝要候尙兩人可レ申候也

右古今感狀集

七月廿五日之書狀加ニ披見ー候朝鮮之都を立五十二日丑寅差而押詰無レ難高麗之王子兄弟幷官人女官二百餘人生捕候之由無ニ油斷ー働故與思召候炎天いとはず盡ニ粉骨ー候段可レ爲ニ武門棟梁ー事三國比類有間敷候おらんかい國江罷越殿下弓矢之風儀爲レ見可レ申候由無ニ越度ー樣可ニ申付ー候爲ニ褒美ー吉光脇差幷黃金五百枚遣候歸朝之節一廉領地可レ被ニ仰付ー候猶淺野長束可レ申レ之候也

十一月十四日　秀吉

加藤主計頭殿

右山中吉內留書

急度被ニ仰遣ー候中川右衛門大夫事今度無人にて審所ニ見及ーに罷出待伏に逢手負相果候通被ニ聞召ー候人數を持候者は先手へ物見をも又弓鐵炮をも差遣可ニ相越ー候處に右之仕合曲事に思召候雖レ然彼者父御用に罷立令ニ討死ー忠節之者に候弟小兵衛有レ之義候條則跡目被ニ仰付ー候向後人數持無ニ覺悟ー仕相果候者跡目被ニ相立ー間鋪候間各可レ成ニ其意ー候

來春三月可レ被レ成ニ御渡海ー候條其間城々堅固に相觸少も卒爾働不レ可レ有レ之候古上意於ニ相背ー者可レ爲ニ曲事ー候下々にも堅可ニ申聞ー候也

極月六日　秀吉公御朱印

羽柴土佐侍從殿
生駒雅樂頭殿
蜂須賀阿波守殿
福嶋左衛門大夫殿
戸田民部少輔殿

右武書

候由注進然者彼邊彌可二相鎭一候次都と釜山浦之間一揆猥由候各令二相談一人數手薄所見合無二越度一樣可二申付一候將又向二寒天一上下可レ爲二難堪一候條當物成半分人數應高以可二支配一候殘半分爲二兵粮一藏可二納置一候也

九月廿二日　秀吉朱印

十六人上使衆中へ

右片桐主膳正藏

猶以朝鮮樣子有樣に注進無レ之候間被二仰出一候仕置も不首尾之樣に成候向後者善惡共に有樣に言上肝要に候

就二其表之義一熊谷垣見被二仰含一被二差遣一候昌原城爲二在番一在候由尤に候來春三月被レ成二御渡海一一揆原悉撫剪被二仰付一可レ屬二平均一候其間之義縱一揆蜂起候共城堅固相抱可レ在レ之候兵粮貯普請等丈夫仕遠懸之働一切無用に候自二釜山浦一都又は小西在城所迄道筋往還無レ異不レ及二是非一候仍小袖一被レ下候彌不レ可二油斷一事專一候猶兩人可レ申候也

十一月十日　秀吉朱印

片桐市正とのへ

右片桐主膳正藏

態被二仰遣一候

一來春被レ成二御渡海一一揆原番船以下撫切に被二仰付二可レ被レ爲二平均一候其間之儀縱敵船取懸候共陸地へ取上り指働不レ可レ有レ之候條城堅固相抱可レ有レ之候最前番船乘取候段手柄候以來は船取候事も無用候手前越度さへ無レ之候へば相濟候事

一熊川口警固船之分殘置其外諸手之船共艣に奉行相添可二漕戻一候加子共在々へ被レ遣相休御扶持方以二御兵粮米一追々可レ被二積越一候此度船不二相越一は自然之時高麗をあげ走らんとの可レ爲二覺悟一候其段は弓矢八幡不レ可レ成候事

一鐵炮大小割付同玉藥被レ遣候可二請取置一候此藥之儀手前拂底仕無二了簡一時可二取出一候其間者可二拘置一候事

一兵粮窮幷要害之普請入精拵肝要候事

一自二船着一都迄持之城々丈夫相抱往還自由有レ之樣可二申送一候其元之儀無二油斷一切々注進待入候猶熊谷半介垣見彌五郎可レ申候也

し承申候目出候
一此度は安武源十郎方に書狀もたせ申候定而屆申候ずると存候高麗國思召早々に御計參候然共都之御門遠島へ被レ退候て下々之者迄も山あかり仕然に不二相臨一候處彼島より王院搦取此方へ出し申候由都より之御左右にて候彼御門さへからめとり候はば驪而相定年內中にも御歸陣可レ有レ之かとの御沙汰候又今度之儀者御働共も無二御座一候て御家中下下迄も御無事之事候乍去以前中山登之唐人共返路切共仕細々他家之衆相働死人共も御座候又此度以來は飯米取ほくとり共歷々御座候て其故に今迄は堪忍も續申候はや〳〵飯米共取申儀も無レ之候我等事は初てしるにわろく候てほく共も不レ仕候角兎此遠國にてみほく共は不二入申一候儀と存候
「カヘシガキ」自然之時者被レ付二に御心一候て可レ被レ下候
返々老親は無事御座候哉母にて候者內々血道氣に御座候間可レ奉レ賴候今はいさま色調候也此節はおこりな御ふるい之由承候聽て被レ成二御快氣一候哉無二心元一候將又貴殿樣御所勞氣之由候定而可レ有二御快氣一と存候猶々今度高麗之御弓矢唐人之口も聞へ不レ申候てなかしきありさまにて候爰元之樣子懸二御目に一たく候此以前までは萬事順たくさ不レ及二是非一式にて候はやはや顯噌共無二御座一候はゞ及二難義に一候年內中にも無二御歸陣一候はゞ我等式は堪忍成間敷との氣遣可レ有二御察一候又爰元にて物みほんうんかにふみすかし申候茶師共も申におよばす候吳々廣島御返之時者羽武へ被レ成二御立寄一母さまには我々事を氣遣申候之由候間能々被レ成二御異見一身體之養生專一之儀を被二仰含一候て可レ被レ下候奉二賴存一候〳〵委敷申上度候へ共事多御座候間書中如何申候や難二御覽一可候以上尙々爰元高らいの內かいれいと申所に屋形さま被レ成二御陣一候へば都へ、は飛脚之者は七日ほどに參着候近日に彼都へ國君を被レ成二御上一候元康御手に御付候て殿さま同前に可レ被レ成御上之儀定候是は都に隆景さま御座候に爲二御向之一候兎角時儀不定候日日に樣子替申候間不二相定一候〳〵
一今度は殿さま始之御陣にて候之間御奉行衆など之御氣遣候處に御手前御陣之屋迄も結搆被レ成御肝煎候て他所より之褒美屋形さま迄も被レ成二御沙汰一候中々〳〵下々之者迄も目出度との御事に候委敷五郎太さま被レ成二御戾一候間可レ有二御沙汰一候恐恐謹言

九月九日　次左衛門花押

右毛利家領長州大津郡通浦漁人所藏其祖剛子次左衛門自二朝鮮一所二贈來一云 本書拙筆不レ可レ讀者隨レ意
於二加藤主計頭手前一皇子同妻子其外官人等とら八

寺町新介　古田宗五郎　安見新五郎
飯尾兵左衛門尉　寺町孫四郎　佐藤孫六郎
舟津九郎右衛門尉　赤部長介

五番　尼子組

尼子三郎左衛門尉　春日九兵衛尉　東條紀伊守
中村掃部助　高橋三右衛門尉　進藤新次郎
永原孫左衛門尉　山岡修理亮　上田勘右衛門尉
三好助兵衛尉　井上新介　梅原傳左衛門尉
河毛次郎左衛門尉　田那部小傳次　野間久左衛門尉
青木左京進　渡邊九郎左衛門尉　河毛源三郎
岳村與八郎　松田源兵衛尉　水原又進
河副源次郎　伊藤半左衛門尉　田那部與左衛門尉
河毛勝次郎　野間長次郎　齋藤吉兵衛
荒木助右衛門尉　賀藤彌平太

六番　速水組

速水甲斐守　佐々孫十郎　白樫主馬助
白樫三郎左衛門尉　山中又左衛門尉　渡邊半右衛門尉
本郷少左衛門尉　小坂助六　千秋又三郎
夫間甚次郎　北村宗左衛門尉　藪田伊賀守
森藤右衛門尉　森村左衛門尉　篠原又一郎

萱野左大夫　佐々十左衛門尉　佐々喜三郎
山内善助　山本太郎右衛門尉　宮崎半四郎
青山助六　竹内源介　南見孫介
安威傳右衛門尉　北村五助　鈴村與三右衛門尉

右一日一夜宛無二懈怠一可レ令二勤仕一者也

七月廿二日　御朱印

右太閤記

謹而致二言上一候去五月十六日都を立ゑあん道丑寅さして五十二日押詰王子御兄弟幷官人女官二百餘人生捕申候帝王大明國江御退出之由王子被レ仰候二六時中帝王生捕可レ申旨心懸候に付神慮に叶以二御威光一如レ此御座候朝鮮國懦弱之故今迄不レ及二一戰一候依レ之仰無二御座一候へどもおらんかい程近く候間彼表江罷越日本殿下御弓矢之風儀相見せ可レ申と明日發向仕候彌可レ抽二忠戰一候王子官人書付別紙差上候右之趣宜レ預二御披露一候恐々謹言

七月廿五日　加藤主計頭

淺野彈正少弼殿

右山中吉内留書

以前は御懇狀忝に致二拜覽一候先々其表御無事之よ

寺島久右衛門尉　矢野久三郎　團甚左衛門尉
村瀬喜八郎　吉田市藏　栗屋彌四郎

本丸廣間之番衆　馬廻組

一番　伊藤組

伊藤丹波守　津田少兵衛尉　桑原將八郎
福原太郎右衛門尉　木全又左衛門尉　長鹽彌左衛門尉
吹田毛右衛門尉　村田將監　岡村彌左衛門尉
那須助左衛門尉　藤堂勝右衛門尉　上原次郎右衛門尉
三上大藏丞　酒井助允　小栗助兵衛尉
三牧太郎右衛門尉　岡田勝五郎　尾關喜介
津田新右衛門尉　清水彌左衛門尉　竹内虎助
高橋彌三郎　吉田次兵衛尉　吉田彥六郎
松井新助　柴田彌五左衛門尉　三村九郎左衛門尉
山田藤左衛門尉　村上兵部丞

二番　河井組

河井九兵衛尉　三好孫九郎　森宗兵衛尉
三好新右衛門尉　生駒若狹守　三好爲三
石河忠左衛門尉　佐々喜藤次　生駒孫助
柘植平右衛門尉　飯沼五右衛門尉　跡部佐左衛門尉　右太閤軍記
宮島甚五右衛門尉　河井次右衛門尉　寺西平左衛門尉

加次屋與十郎　伊藤長　能勢宇右衛門尉
林喜兵　林助十郎　林長次郎
生島佐十郎　三宅善兵衛尉　溝口新介

三番　眞野組

眞野藏人　赤松次郎太郎　津田小平次
赤松伊豆守　小崎新四郎　堀田三左衛門尉
太田平藏　堀田部介　平彥作
櫻木新六　塚井新右衛門尉　堀田權八郎
佐々權左衛門尉　木村藤助　河北算三郎
清水喜右衛門尉　平塚因幡守　乾彥九郎
今井兵部丞　貝塚五兵衛尉　朽木六兵衛尉
眞野左太郎　平野甚介

四番　佐藤組

佐藤隱岐守　伊丹兵庫頭　長谷川甚兵衛尉
小笠原左京大夫　竹腰三郎左衛門尉　大屋三右衛門尉
福富平兵衛尉　赤座彌六郎　上野中務少輔
飯沼金藏　安部仙三郎　河村圖書助
飯沼仁右衛門尉　寺町宗左衛門尉　大屋助三郎
青木善右衛門尉　河村彥三　佐藤助三郎
余田源三郎　橋本九右衛門尉　古田宗四郎

中島左兵衛尉　青山勝八郎　齋藤新五
村上太郎兵衛尉　坂井平八　長谷川宗次郎
小澤喜八郎　桑原勝介　吉田彦四郎
萱野彌三左衛門尉　池山新八郎　宇野傳十郎
水原彦三郎　矢野十左衛門尉　鹽野屋宗四郎
長坂三十郎　郡十右衛門尉　高田源十郎
薄田傳右衛門尉　河原勝兵衛尉　甚内

三番　長束次郎兵衛尉組

長束次郎兵衛尉　木下小次郎　津田新八
赤座三右衛門尉　坂井平三郎　河副式部丞
一柳大六　安見甚七　岡村數馬助
山名市十郎　日比野小十郎　矢野源六郎
岸久七　廣瀬加兵衛尉　大谷次郎右衛門尉
山羽虎藏　長江藤十郎　山口三十郎
薄田源太郎　田中藤七郎　柘植次郎吉
五十表小平次　安西左傳次　山田半三郎
堺猪左衛門尉　田中三十郎

四番　桑原組

桑原次右衛門尉　杉若藤次郎　木曾八郎太郎
多羅尾久八郎　村井吉兵衛尉　津田掃部助

平野九郎右衛門尉　河田九郎左衛門尉　平野新八郎
越智又十郎　前田太郎助　生熊丹左衛門尉
梶原兵七郎　中川長助　岡本清藏
伊地知與四郎　大藏五郎左衛門尉　岡本平吉
森權六郎

五番　中井組

中井平右衛門尉　多賀長兵衛尉　松原五郎兵衛尉
溝口傳三郎　小出孫十郎　荒川助八郎
古田三左衛門尉　古田九一郎　石川長助
小原喜七郎　小崎兵右衛門尉　石尾與兵衛尉
山名勝七　安宅源八郎　矢野九郎次郎
薄田清左衛門尉　赤座藤八郎　松浦金平
茨木兵藏　佐久間葵助　賀藤小助
吉田又七郎

六番　堀田組

堀田圖書助　上條民部大輔　野々村次郎兵衛尉
村瀬惣七郎　余語久三郎　伊木半七
賀藤清左衛門尉　大山勝兵衛尉　大津久兵衛尉
山本加兵衛尉　桑山市藏　山田平兵衛尉
井山彦三　林猪兵衛尉　生熊與三郎

四百人　小出信濃守　五百人　津田長門守
二百人　上田主水正　八百人　山崎左馬允
五百人　稻葉兵庫頭　二百人　間島彥太郎
二百人　市橋下總守　二百人　赤松上總介
三百人　羽柴下總守
東二之丸御後備衆
三百人　羽柴三吉侍從　五百人　長束大藏大輔
百五十人　古田織部正　二百五十人　山崎右京進
二百人　蒔田權佐　百七十人　生駒修理亮
百七十人　中江式部大輔　百人　生駒主殿亮
百人　溝江大炊助　二百人　河尻肥前守
五十人　池田彌右衞門尉　百二十人　大鹽與一郎
百五十人　木下左京亮　百人　矢部豐後守
二百人　有馬玄蕃允　百七十人　寺澤志摩守
四百人　寺西筑後守 同 次郎介　五百人　福原右馬助
二百人　竹中丹後守　二百七十人　長谷川右兵衞尉
百人　松岡右京進　七十人　河勝右兵衞尉
二百五十人　氏家志摩守　百五十人　氏家內膳正
百人　服部土佐守　二百人　寺西勝兵衞尉
右一日一夜宛無ニ懈怠一可レ令ニ勤仕一者也

御本丸大手御門番衆
一番　服部土佐守　二番　蜂屋駿河守 建部壽德
本丸裏表御門番衆
一番　中江式部大輔　二番　山崎右京進
三番　石田木工頭　四番　長谷川右兵衞尉
五番　石河備前守　六番　寺澤志摩守
七番　長澤大藏大輔　八番　服部土佐守
九番　蒔田權佐　十番　福原右馬助
右一日一夜宛堅可ニ相勤一者也
三之丸御番衆　御馬廻組
一番　石川組
石川紀伊守　土橋右近將監　佐藤平介
金森掃部助　田丸勝八郎　今枝勝七郎
片岡喜藤次　中村七助　雲林院忠介
瀧川助太郎　森村三平　坂井理右衞門尉
水野源左衞門尉　水谷次右衞門尉　坂井彥九郎
丹羽源大夫　落合新三　眞田源次
山中五郎作　土肥久作　上田勝三郎
宮村淸三郎　平井金十郎　立野孫十郎
二番　中島組

榊原式部大輔とのへ

右榊原遠江守藏

名護屋御留主在陣之衆

大和中納言　森右近大夫　勢州穴津少將
藤堂佐渡守　伊賀侍從　淺野彈正少弼
江州八幡侍從　同息左京大夫　播州龍野侍從
同舍弟木下宮內少輔　朽木河內守　小川土佐守
水野和泉守　伊藤長門守　伊藤彌吉
生熊(イクマ)源介　橋本伊賀守　千石權兵衞尉
河原長右衞門尉　石川出雲守　羽柴河內守
吉田又左衞門尉　日根野織部正　伏屋小兵衞尉
伏屋飛驒守　西川八左衞門尉　佐久間河內守
水野久右衞門尉　瀧川豐前守　佐藤駿河守
鈴木彌三郎　大塚與一郎　鍋島伊平太
落合藤右衞門尉　鈴木孫一郎　蜂屋市左衞門尉
美濃部四郎三郎　安井次右衞門尉　吉田主水正
石河兵藏　南部彌五八

關東衆

江戶大納言家康卿　會津侍從氏鄕　結城少將
佐竹侍從　伊達侍從政宗　北條美濃守

五

北條助三郎　眞田安房守　出羽侍從
眞田源三郎　宇都宮彌三郎　成田下總守
那須　衆　安房里見侍從　南部大膳
秋田太郎　北半介　佐野大夫
六鄕　衆　小介川(テスケカハ)治部少輔　小野寺孫十郎
瀧澤又五郎　內越(ウチコシ)宮內少輔　三屋伊勢守
高屋大次郎　由里(ユリ)衆四人

北國衆

羽柴加賀宰相利家　羽柴松任侍從長重　上杉越後宰相景勝
羽柴久太郎　同美作守　青木紀伊守
溝口伯耆守　村上周防守

裏之御門番衆

一番　有馬中務卿法印　大野木甚之丞
二番　石田木工頭　太田和泉守
三番　長束(ナツカ)大藏大輔　江州觀音寺
四番　寺澤志摩守　御牧勘兵衞尉

西之丸御前備衆

七百人　富田左近將監　八百人　金森飛驒守
二百人　蜂屋大膳大夫　三百五十人　戶田武藏守
三百五十人　奧山佐渡守　四百人　池田備中守

急度被二仰出一候今度之出船に可レ被レ成二御渡海一
被二思召一旣馬廻小性乘船之刻家康利家其外面々共
當月來月之儀者不時早風有レ之事之條是非御渡海
御延引可レ被レ成旨達而言上候第一御跡に有レ之而
御舟之戻相待候はゝ八月九月打過舟之往來相止時
節に成候へば外聞實儀共に相果之旨樣々歎被レ申
條來年三月迄御延引之分に候八幡大菩薩日本神
於二上意一者御渡海緩之御心底努々無レ之候大明之儀
是非共不レ被二仰付一候はでは不レ叶候間御渡海者必
定に候條可レ成二其意一候次高麗都より大明へ道筋
御座所普請申付最前之一手〳〵の衆相談一所に有
レ之而番等不レ可レ有二油斷一候猶江戶大納言加賀宰
相可レ被二申越一候也

六月二日　在朱印

相良宮內大輔とのへ
波多三河守とのへ
井上新助とのへ

右本書京人某氏所藏以山田淸安紹介見之

爲二名古屋見廻一指越年寄共生絹帷子廿帷子百遠路
到來悅思召候高麗之事都を初め而平均被二仰付一則
國々江被二仰遣一御代官先勢共大唐江可二相働一由被二
仰遣一候猶高麗大明國之事木下半助可レ申候由民部
卿法印方江被二仰遣一候也

六月八日　朱印秀吉

上京中

爲二音信一兩夫殊帷子三十到來令二悅思召一候高麗之
儀如レ被レ聞明無レ紛所故入二御手一候近々太閤樣可
レ被レ成二御渡海一之處當年之儀是非共御無用之由家
康利家被二仰上一三月迄相延申候京中滿足令レ察候
猶兩人被レ申候恐々謹言

六月九日　淺野彈正長政判

上京中

右二通上京組所藏傳十七通古文書中寫之

爲二名護屋見舞一差二越使者道服三并帷子五（此內生絹二）誠
遠國之懇志悅思召候抑朝鮮國之事新羅百濟高麗
朝鮮無二殘所一被二仰付一御代官被二差遣一候先勢九州
四國壹岐對馬之族至二唐堺一相働候是又可レ屬二御本
意一候御人數被二差遣一候之條順風次第可レ被レ成二御
渡海一候猶富田左近將監木下半助可レ申候也

六月十五日　秀吉

にてしよくげしゆへもしはいなさるべく候したひ〳〵
のしゆ十さうばい上のしゆはしんたひ〳〵により
申べきよし御意候
一かうらいのみやこにはきふのさい相殿ひせんのさ
い相殿かのうち一人すゑさせらるべきよしに候か
うらいのみやこはほんてうのにつほんのいへかず
一ばいほどあきちもなくかはらぶきにつかまつり
これあるよしに候事
一うへさまはほんきんのみやこの御さ所をなされ又
それをもたれぞ御すへなされにつほんのふなつき
にんほうふ□きよ所を御きわめなさるべき□
□
一こんど御さきつかまつり候しゆは天ぢくちかきく
にどもくだされ候そのゝちはうへさま御ことばを
くわへられずともなるべきほど天ぢくきりとり候
やうにとのぎよい候
一てるもとゝさのしゝうさつまのしゝうふんこのし
しう此めん〳〵はこちらにてほんこくかはり候事
めいわくがり申ら〳〵まゝいつまでも其まゝおき
せらるべきよし候よのしゆは十さうばい廿さうば
いのちぎやう下されつかわさるべきよし候てるも
となどに十さうばい下され候へば御くにのしはい
もならず候まゝほんぢをおしみ候事うへさま御ま
んぞくとの御りこうに候事
一かうらいへ御とかいしよこくの御人数御あとにお
かせられにつゐて御ふきやうとしてましたゑもん
のせう大たにぎやうぶのせういしたぢぶのせうの
□おかせられ両三人はそうの一あとにあひこさ
るべきよし候事
一なごやたうぶん御留守としてたぢまのかみおかせ
られしやうさんさま同御くみのしゆおかせられ候
事
一北の政所さま御むかひやがて被下せれべきよし
の事かうらい御とかいのとき申あげ候はんまゝく
はしからず候御つゐでも御ざ候はゞ政所さまへ御
とりなしたのみ入申候

五月廿八日　　山きち

御ひかしさま　御きやくしんさま

右若狹國小濱組屋邦彥字六郎左衛門剝ニ古屏風ニ所
出ニ于反古中ー當時之文書也

一こくわうの事そうべつせつかいつかまつるべからざるむねおほせつかはされ候所にかくのごとくのしたへ御殘たおほ□うなとににげこもられ候はゞかしにおよぶべく候まゝ何とつかまつり候て成ともたづねいだすべく候につほんにおゐてかんにん仰付らるべきよしおい〳〵おほせいだされ候けふ申來候はへいわんたうと申たいたうちかくへのがれ候おつかけ申よし候まゝさだめてやがてとらへ申べきとぞんじ候

一かうらい之中御ふきやうしゆさしつかはされ候ひやくしやうどもまかりなをり候やうに仰付られ候宮古をはじめ□しよ〳〵しろ〳〵までもそのまゝこれある事候あひたこと〴〵くまかりかへるよしに候こと　さらみやこらつきよ　のうへは　いよいよそのぶんたるべく候。

一かうさく殘る所なくつくりおき候てこのはうの六月の時分などにみへ候よし候事

一八木はしろ〳〵みやこの事は申に　およばずさいさい所々はく米につかまつり候てさいげんなく御入候ゆへ上下ともに思ゐ□つかまつりとの事候ひろさ一町四ほうこれあるくらどもあまた御入候由事

一うへさま御とかいなされ候ふねどもいそぎ御もどし候てしよせいめしよせられたいとうへ時日をうつさずさしつかはされたうねんちうにほつきんのみやこへ御さをなさるべきとの御ゐにて候事

一かうらいのみやこの御ゐるすみやへのほうゐんなごやの御留守にたんばのちうなごん殿□八月いせんにさんぢんあるべきよしたゞいま仰いだされ候事

一みんふのほうゐん小出はりまいしたいかこの衆も八月いぜんに御さうしたひさんぢんあるべきよし候事

一たいたうおほせつけられしだいたうくわんはくどのへ御わたしなさるべきよし候まゝらい正月二月時分にその御ようい　おほせこされ候事

一につほんのていわうさまをからのみやこへすゑさせられべきあひたその御ようひあるべきよしおほせあげられすなはちたいり御りやうしよとしてみやこまはりにて十かこく御しん上なされそのうち

度明朝四百餘州早速平均可レ被二仰付一候是又不レ可
レ有レ程候猶稻葉兵庫頭可レ申候也

五月十八日　秀吉

大德寺

右紫野大德寺藏

禁制

一慶尙道者日本國安藝宰相奉二
勅命一令二世治一也自二今日一可レ守二其旨一事

一郡内官人幷黎民避二亂山中海外一之輩如二前代一歸二
我舊家一可二安居一事

一日本人奪二唐人妻子家財一於レ令二狼籍一者縛レ之以可
レ誅事

一業二其農一者勤二田畠耕耘一引レ水拔レ草以可レ待二秋
成一事

一朝鮮人若携二弓矢一妨二我兵之往還一者悉捉レ之以
可レ行二刑罰一事

一若官民以下有二可レ訴之旨一錄以可レ捧二之吾將軍陣子
開寧一奏以可レ達二素望一事

右條目不レ可レ容二疑團一
天道昭鑑不レ可二相違一矣

日本天正二十年壬辰　安藝宰相代宍戸元次

右長州萩洞春寺秘藏

ひんきゝまゝ一筆申まいらせ候かうらいのみやこすぎつ
る二日にらつきよつかまつり候それにつきうへさま
御とかい御いそぎなされ候かうらいへこされ候しよ
ぐんせいの ふねどもことぐくあひそろへさしも
どすべきよしせつ〱仰つかはされ候そのふねまか
りつきしだいまづ御むまゝはりまでめしつれられ御
とかいなさるべきとの御事にて候たう月うちにみや
こまで御とうさなさるべきとのぎよい候しかしなが
らかいじやうの事候まゝいかゞあるべく候やひきや
くぶねのゆきゝはせつ〱御入候へどもむかしより
かやうにふねのゆきゝしやすき事うけ給はりおよば
ざるとこゝもとの物ども申事候御いくわうゆへにて
候

一かうらいこくわうは御人數宮古はん道ほどふなわ
たりかわぎわまであいつめ候へばたいりに火をか
けにげのがれ候おい〱人數さしつかはし候よし
御ちうしん候事

江被二仰付一候八月以前に被二召寄一高麗か名護屋之留守可レ被二仰付一事

一高麗之爲二留守居一宮部中務卿法印可レ被二召寄一候令二用意一可二相待一旨被二仰遣一事

一大唐都へ叡慮移可レ申候可レ有二其意一候明後年可レ爲二行幸一候然者都廻國中十箇國可二進上一候其內に而諸公家衆何も知行可レ被二仰付一候下々之衆可レ爲二十增倍一候其上之衆可レ依二仁體一事

一大唐關白右如二仰出一候秀次江可レ被レ讓候然者都廻百箇國可レ被レ成二御渡一候日本關白者大和中納言備前宰相兩人之內覺悟次第可レ被二仰付一事

一日本帝位之儀若宮八條殿にても可二相究一事

一高麗之儀者岐阜宰相か備前宰相か可二相置一候然共丹波中納言九州可レ被レ置候事

一震旦國江叡慮被レ爲レ成候路頭例式行幸之可レ爲二儀式一候御泊々今度之御出陣道路御座所可レ然候人足傳馬者國限可二申付一事

一高麗國大明國迄も御手間不レ入被二仰付一上下迷惑之儀少も無レ之候間下々逃走候事も有間敷候條諸國へ遣候奉公共江返し陣用意可二申付一事

一平安城幷聚樂御留守之儀追而可レ被二仰遣一事

一民部卿法印小出播磨守石川伊賀守以下令二用意一御左右次第可レ致二參陣一旨可二申聞一事

右條々被三仰二含西尾豐後守一候條可レ被レ得二其意一候也

五月十八日　秀吉判

關白殿

右武書

急度被二仰遣一候高麗國之事城々悉責崩去二日に加藤主計頭小西攝津守其外に人數都へ押寄候處に令二落去一候國王者山中へ逃退候條追々人數差遣候由今日如レ此注進候頓而國王をも生捕可二相越一候高麗之儀一廉に被二仰付一候此由皆々可二申聞一候猶木下半介可レ申候也

五月十八日　秀吉

榊原式部大輔とのへ

右榊原遠江守藏

就二高麗一晨旦御發向爲二音信一銀子十枚至二名護屋一到來遠路悅思召候然者高麗國王去二日內裏令二自放火一逃退候則先勢入移候急度被レ成二御渡海一此

右關但馬守家臣細野一郎右衛門藏

二月之比可㆑爲㆓進發㆒事

一高麗都者二日落去候然間彌急可㆑被㆑成㆓御渡海㆒候此度大明國迄も不㆑殘被㆓仰付㆒大唐之關白職可㆑被㆑成㆓御渡㆒事

一人數三萬可㆑被㆓召連㆒候兵庫より舟に而可㆑被㆓相越㆒候馬計陸地可㆓差越㆒候事

一三國中御敵對可㆑申者雖㆑無㆑之外聞實儀に候間武具之嗜專一に候下々迄其通可㆓申聞㆒事

一召具之者ども人持之內へ三萬石高廻之內へ二萬石可㆓借遣㆒候金子も似合に可㆓借遣㆒事

一京都爲㆓御城米㆒被㆓納置㆒候八木者不㆑可㆑有㆓手付㆒候其外三拾萬石最前被㆑下候米陣用意に不㆑足候者太閤御藏米入次第可㆑被㆓召遣㆒候事

一熨斗付刀脇差千腰可㆑有㆓用意㆒候餘多大に候へばさし候もの共遠路令㆓迷惑㆒候間刀七兩脇差三兩あまりに而可㆓申付㆒事

一熨斗付之長刀三十ゑたのし付之鑓貳十本此外者無用之事

一長柄之鑓者柄を金可㆑仕候毛のなけさやは無用大坂に樫柄之枯し候て置候可㆑有㆑之候間用意候はゞ可㆓召寄㆒事

一金子丁前に有㆑之分拂底に而事闕候はゞ聚樂に有㆑之銀子一萬枚大坂江遣㆑之大坂の金子千枚可㆑被㆓召寄㆒候但五百（十歟）枚用意候はゞ銀子五百枚替て可㆑遣候如何程に而も可㆑爲㆓十分一㆒事

一段子金襴織物類用に候はゞ以㆓注文㆒可㆑被㆑申如何程も可㆑被㆓召遣㆒事

一具足之おい五六丁可㆑持候但餘多者無用之事

一御馬共唯今高麗江半分被㆑牽候名護屋へ鞍道具共殘置候間其方より數多牽候儀無用に候廣嶋も十疋被㆑置候條從㆓彼所㆒可㆓引替㆒能々可㆓飼置㆒候旨可㆓申聞㆒之由西尾に被㆓仰出㆒候事

一名護屋へ高麗所々御兵糧澤山に有㆑之事に候間不㆑及㆓用意㆒候路次中之兵粮計可㆑被㆑遣候事

一小者若黨已下下々迄も可㆓召置㆒候此方之小者共被㆑爲㆑雇候間俄に者不㆑可㆑有㆑之條前廉其用意肝要候事

一丹波中納言此方へ可㆑被㆓召寄㆒候條令㆓用意㆒一左右可㆓相待㆒候八月以前可㆑爲候備米等之儀は山口方

天正廿年壬辰六月三日　御朱印

右武書

小西行長遣ニ仙巢玄蘇長老竹溪宗逸ニ贈ニ朝鮮王一日本與ニ大明一動ニ干戈一、是九牛ノ一毛大海ノ一粟也、雖レ然以レ難レ違ニ國命一要レ借ニ路於朝鮮一、吾國一統以來國富民豐、無レ望レ奪レ國又無レ意レ掠レ財、只以欲レ復レ怨也、朝鮮介ニ於兩國之際一、路經入ニ大明一、除ニ朝鮮一外又何國乎、是故到ニ朝鮮一則處々搆ニ城郭一廣ニ道路一、是以戰者戮レ之降者容レ之、遂無ニ一士當レ鋒而、自ニ釜山一到ニ平壤一者不レ越ニ一月一、加レ之遣ニ豐臣清正於平安道一、至ニ豆滿江邊一、擧歸ニ一握一、承前欲レ屯ニ陣於鴨綠江一、先レ是數日、呈ニ書於禮曹判書李公一、待ニ其持レ章送ニ於平壤一、不ニ敢毀一也、亮察、

右征伐記

かへすヽヽいろヽヽとりそろへ給候おうれしく候又そでなしとうふくむやうにて候そでなしぐそくのときばかりにしもいり不レ申大さかのひのようじん申つけ候ヽヽかならずヽヽこうらいのみやことり候はゞやがてヽヽ大かうさまも御ざ候はんとおぼしめし候

せつくのかたびらいろヽヽとりそろへ給り候めでたくゆく久しくゆわひ候てめし候まヽ御心やすく可レ被レ下候九ノのせつくはからにてうけとり可レ申と存候はやくかうらいもろヽヽおヽくとり申あいたこうらいのみやこゑはこの方よりとてふねつきよりは廿ち御ざ候よし申はやくこうらいのみやこおさいて人數つかはせ候間やがてみやこおもとり可レ申候御心やすく候ひたしふねおそろへ申てやがてあとの人數おもこさせ可レ申から　おもとり可レ申間そもじのむかひおめでたく可レ進候也かしこ

五月六日　　なごやより

おね　　大かう

御返事

右一古家所藏再傳寫

御朱印謹而致ニ拜戴一候仍高麗表之儀如ニ御存分ニ被ニ仰付ニ可レ被レ成ニ御渡海一義共に候爰許之摸樣西尾豐後可レ被ニ申上一候間不レ能ニ其儀一候此等之趣可レ然樣御披露賴入候恐々謹言

五月十三日　　家康御判

羽田醫

道四五里程通り西の海きわへ御陣取候かうらいの事は爰元にても更〳〵不レ知候日に十艘二十艘おし船に乘候かねて積り候ごとくふだらく船の樣に候はちつゝみ舞樂をもつて取乘候あわれに面白候いつかこなたも乘可レ申やとめいわくに候かうらいえこぎつき候へば船共則こぎもとりのよし何を承候も淺間敷儀に候こなたも船に乘候はゞかうらい人に成べく候おの〳〵へ對面の事もなりかたふ候扨又歸國も程有まじきとは申候まことに申度候此書中の樣に大嶋中嶋へ委細雜談にてきかせ御申候べく候此文は留主のかた〴〵へ遣候あまりさいげんなく書立候間たいくつ有べく候間閣筆候恐惶謹言

九月朔日　山城守瀧俊

留主の各

右出羽久保田佐竹殿家士平塚氏後孫眞壁某所藏

卒飛二羽檄一伸二徹志一了今度其表無二比類一御手柄寔可レ爲二御當家無二之忠功一候某令二越レ序渡海一之儀其方先陣無二心元一存今曉至二于釜山浦一明日其表令二參陣一萬事可二申談一條不レ詳候

五月二日　秀家判

小西攝津守殿

右古今感狀集太閤記仝

今度高麗國發向之刻先手被二仰付一候處に釜山浦城卽時攻崩爲二平均一之段御感思召候因玆御太刀一腰定利御馬一匹栗毛被レ下候領知之儀者可レ被二宛行一國國所々追而可レ被二仰付一候猶增田右衞門尉石田治部少輔可レ申者也

五月三日　秀吉公御朱印

小西攝津守殿

同上

人數押は當春仰せ出さるゝ如なり右先懸の儀は三組の者一日替に被二仰付一候間可レ成二其意一候其次の備者如二書立一次第〳〵無二油斷一相働大明國可レ成程申付べく候猶以て渡の人數追々可二相詰一旨被二仰出一候皆共は多勢にて大明長袖國へ先懸仕候間御心元なくも不二思召され一候早速に可二申付一事肝要に候石田治部少輔增田右衞門尉大谷刑部少輔可レ申候也

經堂を立させられ候杜半分過くすの木に候間およびたゝしく匂ひ申候今見物之通には無之候町中はかた宿かけ作りにて候すかきの下へ舟を付候京中の町にもおとらず候物ことさけんなき體に候名酒其數おほく候積遊山申候小町と云村に川候因幡の境に而候舟共をはきし付一里もあけて鹽に任せて通候左候程に一里とは申候へども一里にも餘り候中々大切成渡りにて候船を上り候へば徒然に而候もちの城とて山城候是九州の名地に候三方海に而候今は人も居不申候それより海際に付て五里程行てこくらと云城候是も見事に候羽柴河内殿とけんくわの所に而候それよりこくらと云町筑前の境にて候なしまと云城是は小早川在城にて候海中ゐ出たる嶋にて候西の方計つゝき申候其外も船をうかべし程に堀切候石垣てんしゆ見事に候大船共岸に引付〳〵おかれ候是も新地にて候其よりはこ崎の町を通候とうせんのうたゐ皆々てんに合申候はかた出候其間上道一里と申松原に候是も名所に候爰にて宗祇發句の由北殿御雜談に候松原やいく日行共良もなし誠之涼しき松原にて候八幡の社箱松とて名木候松原を出候へばはかたの町にて候是も名所に候宗祇の發句に秋更ぬ松のはかたや沖津風是も北殿御雜談に候兼て昌叱御物語之由被仰候はかたを湊とも申候是に歌共候き失念申候はかたの町中關東へもおびたゝ敷聞へ申候よぎなき事に候はかたより海中三里有て鹿の嶋とて候其より三里隔てげんかいか嶋にて候むかしよりはる〴〵近くながれより候よし申候近邊にはしら嶋候是にあかま明神のつなぎとめられ候よし物語申候いまたくさりなどは岩になりて候よし申候其より中の村と言所に松原候いきよ松原と申候むかし松をさかさに切さし候由今も切候へば根はへ出候よしふしぎ成事にて候あこきが浦と云名所候宿の者語申候は日本にあこぎが浦三箇所之由申候伊勢筑前さつまの方のうらをもあこぎが浦と申候由語り候浦つゝみ石とていそ際にまろく大き成石候肥前の境に候鏡の明神とて大社候ひせんの名所に候くり川と云河候是は鹽のさし引所にて候鹽さし候へば舟にて渡り候こなたは能時分にて乗越候なごや迄山に而候坂共あまた候間中〳〵に草臥申候陣中を上

の須磨明石の浦傳へ誠に面白かるべき所に候儀に付而こぎ通り候淡路嶋の間を通候姫路と云城御座候是はたいかう樣羽柴筑前之時御座候地にて候今に見事の由申事に候大政所樣御兄弟衆へうち御座候由申候やけ山と云山備前の境にて候山中は上道五里程候中々徒然なる道にて候北のこほりへ越候湯□〔脱歟〕山に似候いんへと云村を某は通り候筅にてとつくりかめなど作る所にて候兼而は備前の國中より作り出すべきと存候所に此村に限り候龜など燒候かまあまた候處に先年太閤樣御下向之砌御覽有てかゝる天下の重寶をあまたにてやき候ては口惜き由被レ仰こと〴〵く打破らせられ候只一所指被レ置候きとつくり作候所見物申候更につもりの外迄に候諸細工の中にも是程妙成儀有まじく候老人にて日の内に百程作り出し候もやう筆に書がたふ候歸國之上物語可レ申候それよりをさ舟と申所の町を通り刀出る所に而候今も名人一人二人候岡山と云城是は浮田伊賀殿御在城に而候見事京にもおとり不レ申しつかいきやうの樣候其より少出一〔宗歟〕休大明神といふ宮立道より左の方に候備中の境に候此

明神の前大き成かま候社參の人萬の事を申候而叶べきはかまおびたゝ敷なり候由申候兩國の名所に候それより高松と云城候今のたいかう樣の筑前の時御取結の城にて候關東へも聞へ候水責に被レ成たる所に而候せき入候川をば大井川と申候筑地かたちいまだ候此とき信長樣御切腹に而候高屋と云所備後の境にて候大きなる扳〔本ノマヽ〕それより三原といふ城は是は小早川在城に而候三四年の新地に而候入海の際にて候かち山と云廣島と云城是森殿の在城にて候是も五三年之新地に而候更に更に見事成地行に而候大方京に似申候入海城迄つゞき候地形廣さ入海のもやうは京にもまし申候在城のふしんはしゆらくにもおとらぬよし申候石垣てんしゆ見事に候町中はいまたはんとに而候其よりいつく嶋近邊在城之間見物のために罷越候き海上上道三里程にて是又見事更に〳〵言語におよびがたく候鹽さし候時は鳥居の柱三四尺かくれ候くわいらふの下も更に〳〵見事に候兼てそれ程たるべきとは不レ存候太政入道殿御子孫女子にていまた御座候神主物語申候入道殿御入候石垣もいまた候太閤樣近年

林の松みれば眞悦被ㇾ覺候哉それより西に行平の松大木に而候松風村雨の能いよいよ面白候それより須摩寺は北の方の山際にて候にしより入口に日かけの腰かけられ候松か中〱見事の木にて候土の上をはい廻りこしかけ松と申候大門を通り壹町計行石垣の上に若木の梅候老木に而はなく候誠に若木に候それより御堂へ上り候ふるびたる堂にかうしの内にあつもりの繪像かけ置候れいしきのむしや繪の樣に候青葉の笛駒の笛二くわん袋に入て置候別當え所望いたしをかみ申候去とては〱見事に候青葉の出たる草は筆のじゆく程にわき二本はほそく候かはつかひたる上に候おしひらめてうた口の通り迄出候竹はまる竹に而大和竹の樣に而候古びたる事推量あるべく候竹のそいなとはいまたすれ不ㇾ申候坂幡摩に一目見せ申度候若葉は有人者亂にふん取いたし河内の國へ參其時具足の上に指候間葉は落申候由に候こなたの吹候てもおのつからなりそうにて候中々ほしく候扇にくらべ候得ば一そく長く候一向笛ははるかにほそく候あなも以上七つゝ青葉より一つふせみじかく候是は何

れのくわんけんにもいらて叶さる之由也須摩寺より東の方に月見の松候山の嵩にて候面白き處に候蓮の池にて候一の谷ちかく候間直に見物申候南の方はうみにて候かけ五丈餘りに候其間貳拾つゐほどに候かけの上むかしの城に候幾重にも谷きれうしろてつがいが嶺にて候山の上にかね掛松と云松一本候是は昔義經の落させられ候時かねをかけてつかせられ候由申候大裏のま上に候馬にておろさせられ候事まことしからずひよ鳥越は兵庫の上にて候兵庫と一の谷は海へ押かゝり一騎打のやうに候其間二里程廣く候存分のごとくはかゝれ不ㇾ申候谷二重物に付あつもりの御屋鋪候今に泉水などのかたち候御屋敷の下海際におゐてうたれさせられ候其在所に大き成石塔候今のやうに哀にて候かけに付海際を播摩への通りに候一の谷の引廻しに國境の松一本候大木にて候明石の町へ通り候へば右之方の山の岨に人丸の塚候四五本見へ候をくは見物不ㇾ申候其塚の西の方に明石の入道の屋敷のよし申候岡邊の里とやらんも海上二三里隔て淡路嶋見へ申候大なる島にて見事に見へ候ひかる源氏

さかいにて候それよりあく田川越いばらき村へ御ちんに候是迄は何も武具に而參候間殊外草臥申候き上道のりほとにて候道々宿々おほく通り候さいげんなきの間めい所計あらはし候生田川迄越候はるゞ行て小屋野と申所迄通りむこ川と云川ながれ候西の方はむこ山と云山に而候舞などに舞候山にて候それより西宮に御泊り候身の事はえひすの別當にちんとり申候面白所にて候三日御馬たち候廿日に難波入江迄見物申候西の宮も東にて候なにわの梅かれ候今の梅を植置候直にあまが崎見物申候新曲之舞をありくと見申候みやす所の御宿にめしたる所古き人に能々かたらせ候て聞申候たいもつの橋は反橋にて候はしを越てはおびたゝしき町共に候橋の下にはいくらも舟を引入く置候それ大坂境は二里三里の渡海にて候内々見物可㆑申よし存候へ共日暮の間無₂其儀₁候無念に而候いか樣歸國の時分大坂さかひより上野伊勢へ出東海道を歸國可㆑申由存候翌日兵庫え御取越候兵庫との間に雀の松原みがけの森と申所道より左の海きわに而御座候布引の瀧右のかた山に見へ申候ふきやと申宿を越川ながれ候是が布引之瀧するゑにて候池田のもりゑひらの梅若（右歟）之かたにて候梅はかぶ計にて候跡にいか計名所も可㆑有㆑之候へども不㆑知して通り候無念候それより兵庫へ打入町中おびたゝしき體に候ふみには書不㆑申候つき出し候つゝみのさき三十つゑ計有て松王しつめ候在所へ其上に堂立松王木像御座候能々見物申候松王が木像の入たる左右の戸びらに國治名目女と書あらはし候なかく哀にて候和田のみさき辰巳の方に候太政入道殿つき嶋の奉行被㆑成候御座被㆑成候觀音堂も候入道殿をも木像にあらはし候よし見は不㆑申候爰に名花はなき藤と申はなふさの長さ三尺餘りさがり是非なき事にて候近國にて誰が庭に移し被置候所に夜なく藤なき候とて本の所え移し被㆑置候是故なき藤と申候福原の新京の跡兵庫を出二町ばかり有て濱の方に候兵庫と須摩の間上道二里程に候磯邊に付駒ヶ森と云ふ所にひかる源氏の植被㆑置候松の候寔に見事成木にて候枝のうち葉こやうに而これ名所に候是に付古歌の候由處の者物語候き誰が歌にて候哉こなたは不㆑存候植置し駒か

次相馬殿各〻ひつそくにて御通り候かち衆手振は何も〳〵ふときほうを何とな〻もち候河内殿ちん屋近邊御通候へ共一人も出不ㇾ申候千石權兵衞眞田其外國衆は同意可ㇾ有樣に取なし候左候ては佐竹の御人數にはかけ合ざる儀に候其上御仕置克被㆓仰付㆒而御通り之間是非無ㇾ之候佐竹の御人數先手は景勝にて候此段先陣へ聞へ候て信濃國中の衆は御一代ならず被㆓仰合㆒候間筋目此時に候とて打かへされ候かもうどのも佐竹へ御一味可ㇾ有にて候き正宗も兼而之御不和は不ㇾ入㆓於遠國㆒にも佐竹めつぼうにおゐては御同意可ㇾ有との御祖に候きかゝるあやうき事共に候石田殿は御聞御よろこび余のつねならず候諸國の寄合に而候間萬事きうくつ迄に候此事無㆓時刻㆒其口へも聞へ可ㇾ申候各〻こゝろ元なく可ㇾ有ㇾ之候間委申所に候水戸へつぶさに聞へ可ㇾ申候こなたもふしぎに命ひろい申候其後は路次〳〵佐竹衆しんしやく申候一度歸國致萬事物語申度候又路次〳〵國境あらまし書あらはし候內々身の歸りの時分みやげに名所〳〵諸國の體物語可ㇾ申とひつそくに候得共から入程有まじきよし申候左候へはこまかに書候日記は自然歸國も候はゞ披見に入べく候是は先夫におの〳〵寄合徒然なぐさみに可ㇾ被ㇾ語候去比京都より長文越候定而はる〴〵の慰たるべく候何も〳〵新茶あふり寄合ての雜談共推量申候ちん中をも定而無㆓心元㆒とは何も思はれ候べく候へども國々ふちあん內にて候間座頭之房のみやうおんかうの座へ出て見物もの語の體たるべく候爰元の體は推量にも難ㇾ成候間かくのごとく申越候是に而此後は積りをいかたられ候べく候此度之ちんなどを見ずして在所有方は誠之あふかにもおとりたる事にて候間唐土天竺日本三國ゆるぎ立たる御弓矢末世末代も味來にも是有がたき事に候𢾽音に計きかれ候事不便なる事に而候致㆓歸國㆒候はゞ必々各〻いとまを可ㇾ遣候京都計も見物尤に候路次中の積りも余りやすき事にて候三月十七日に京都へ出候是は能々聞へ可ㇾ有ㇾ之候大嶋之ものねまり合とうしの邊迄身の馬に添申候委細語り申たりし路次の事はたうしより山崎へ出候たから寺は山の上にて候山崎はふもとにて候少たち出候へば細き川ながれ候是は攝津の國の

小くらへつかせられ候御やどの事も別にとらせられ候御人數も先手にて候處に河内殿置申べきにて候とてはや／＼屋形にも御宿つかれ候其上さきにやど札をも打せられ候よし各〻被レ申候其もんとふはるばるにて候其内御ちん屋へは各〻被レ參候寔に冷しき體に候御座中には屋形様相馬殿江戸崎殿東殿南殿北にはちとおそく御出き二方のゑんには梶原美濃兄弟眞壁右衞門茂木宍戸大山石塚長倉戸村武茂松野多賀谷菅隱眞式我等岩城めん／＼向右近殿眞崎兵庫大縄讃岐其外年輩の人々御座中に有て走廻り候人見主膳若き各〻羽かたの小門をはせ通りてくばり下知にて候各〻親類衆手比の棒を引そばめ／＼被レ踞候庭には各〻けほうの內に表すきの物共ゑくそくさやをははづさずひきそばめ／＼伺公申され候其外は御前衆御鐵炮衆各〻馬添手振の物共ほうをつきをしはたぬき腰にばかり着物をし卷はせ廻り候小門の外の小路に或は[illegible]十六十宛家にかくれゑくそくをば軒にたて懸／＼まち申候表の小門には江雪齋川井馬助奉行にて候天下の御仕置之間縱てき諸くそくに而取かゝり候供佐竹衆は

ほうにて可レ致よし上意の間各〻其こゝろ懸仕候しかる處に河内殿義宣へ直談可レ申とて御越候川右馬出合御直談はしかるべからずとて一方のうてに取付被レ申候其ひまに御てつほう衆之內より一人はせより一方のうてを取引出し申候無二面目一次第に候左候へば脇々より馬じるしもち候かちものうちふせ候むまじるしはしゆのとかり笠にて候これをもうち折候馬じるしをば小路に捨置候てにげ申候宿取のもの來り候をさん／＼にうち候りやうけんなく大たちをぬき候處に刀共打臥は刀打折候左候間わきより荷の物はしりより大山采女方のかせ物をうてをつきぬき候鑓をぬかせず切臥候其ものはしに候よし申候其外鑓共をうちをとし／＼取候河内殿は方々ひきしりぞき被レ申候町を二町程をいちらし申候まことに／＼各存つめられ候樣あはれにて候縱はんくわい張良なりともかなひがたき體にて候御ちん屋にては御酒給候而いづれも被レ踞候翌日は晝程御立候河内殿ちん取候町中を御とをり候先手東殿手勢一手に而御通り候其次にはた本江戸崎衆一手にて出させられ候其次下妻衆其

木江雪齋岩城めん〳〵取つゞけられ候更にこはれかま舗事にて候扨又ゆさんのみにて候さいげんなきめい酒共京大坂境の酒共に候さかなは推量あるべく候海邊に候間時ならぬ海草かせさゞい鮑抔しらぬ貝ども磯へ日々各〻同心申罷出でひろいにいたし賞翫申候鯛鱸のをとりまわり候をてがら次第に料理申候あたご八幡僞なく候西城御ちん所へも近候間せつ〳〵まかりこし候日本國中殘もの共可レ有かと存候 殊廿五日だいかう様こゝ元御着にて候見物申候上様作りひげつくりなで付一そくにかみをゆわせられ候よし申候うつほはおの〳〵しらぬきぬを以つゝみたか〳〵と御付候太刀をはかせられ候さやからき色のよし申候御馬添衆はせうせうひの羽織さやはりを何もさし金のほうの石つきをはりくれなひのうてぬきを付何もつき候五十人程と見ゑ申候其ごとくの仕立にてすき鍬を金に出しかたげつれ候御めしかへの馬は七拾五疋と申候大方くらしかせられ候からおりにしききんらん萬の鳥も金銀の馬よろひりうめんはめんかけさせられ候又御こし七丁誠に見事せひなふ候よとの御前樣御同心のよし申候是は御通りしれ不レ申候相州御はつこふの時も此御台樣同心御申思召ごとくの間御吉例の由に候金銀付させられたる小荷駄三十疋あまりと申候銀子にて代物を作らせ錢のごとく見せて御付被レ成候からくれないの縄にて付申候金のきりさきのぼり六十六本是は六十六箇國に一本づつの御つもりのよし申候吹ながしにはくちはきりのとうをかゝせられ候あかねの吹貫三十本ほど役者はさやはりさし也其外はかゝれ不レ申海上をば色々にかざり立たるふねにて候さいほうこさせられ候銀子つみたる舟にはあかねにきりのとう縫たるまくうち廻し其外きん銀しゆぎよくを以かざり立たる船數はてもなふ候御馬廻り御人數増田殿をはじめ打つゞき〳〵終日うちつぎ候ふねにてつかれ候方もさいげんなふ候すぐにくるは〳〵へ舟をよせられ候かゝる見事の地形にて候かねて日本一の津の由申候よぎもなふ候扨又路次中なに事なく豊前こくらの地迄つかれ候所に羽柴河内守殿佐竹としゆく論に六箇鋪申かけられ候しかるといへ共遠國の間なり〳〵に御取あつかひ御通之處に

嶺には石田殿陣取候東の方には海中へ出たる小山
候それには石田殿御ちんにて候すゝしき地形に候
前の方嶺には大谷殿御陣にて候其前には景勝御ち
んに候それよりひきつゞき增田殿房州衆國綱資晴
天德寺など陣取にて候みね〳〵あく所なく候御
城のきわゑは御小姓衆あるひは五百六百或は千二
千宛つれ候人々取つゞけられ候谷々はみな〳〵町
にて候ひかし北みなみはいまだ見物申さず候廿日
卅日にもなりがたく候家やす正宗浮田殿かもうど
の其外西國衆甲斐信濃越州奥州出羽其外しよ國の
軍勢きわなく取つゞけ候日々にこはた小さし物の
ぼりほろ陣々にはりたて候間彌生のころ山を見渡
し候樣にて候各〻ひとめみせ申度候町中は大坂京
都境邊土の物共參つどい候程になにゝてものぞみ
の物は候就中米こく馬の喰物などは山の如く候草
木は上道三四十里程四方無く候むまの草々は各〻
めいわく申候金銀さへ候へば人馬共つゝがなく歸
國致べく候てまへなどの事萬不調にて出陣いたし
候間かきにもおとりたる體にて候上樣より御扶持
方をり可ㇾ申由に候左候はゞかたの如くつゞき申
べくと存候御扶持方おり候共三箇一はことたるま
じきよし申候是に付石田殿より夫丸小荷太三箇一
たらぬ所までは何年も御取こし可ㇾ有に候縱かう
らいからへ御うつり候共その分たるべきよし被
ㇾ仰候先々おの〳〵いきをつぎ申候是にて國替有
まじきをも各〻きうりうにて候歸國の上在所〳〵
に而返辨申べきにて候間末々にはかもわずまづ
〳〵各〻かり可ㇾ申にて候それがし之事に申度候其
ぶんにてかつ〳〵命もつゞき歸國可ㇾ申由存候諸
諸樣々御念を入られ御指南にて候我等式まで滿足
申候屋形樣各〻へ御懇切には日々我等も罷出候扨
も扨も面白きちんに而候此度御供之人々國にては
一年に一度一代に一邊も對面不ㇾ申かたへ申承候
御陣取の樣子も以前にはちがい一ながれにむねを
つゞけちん取申候ついちを付其內を何方へもわき
ざしばかりにて各〻手組あつきおもくるひ申候少
も徒然なく候西の手はさきは江戶崎衆それよりは
た本衆取つゞけ屋形樣御ちんにて候又はた本衆取
つゞけ太田五郎太ひがし御陣所石塚相馬殿宍戶
竹原多賀谷大山茱萸隱梶原美濃眞壁右衛門北殿茂

右太閤記
扨々其以來國本のあり樣是非不承こゝろ元なや扨又此口の樣子も慥に聞ゑ申間鋪候各、こゝろもとなく可ㇾ有ㇾ之候三月十七日に京都をうち出國々めい所きう跡無ㇾ殘見物し廻り候かゝるふしぎの御世上に生合こゝ元まで見申事案の外にて候路次中なに事なく卯月廿二日當國へ打着候めしつれ候もの共一人も無二相違一さいげんなきしんろういたみ入事迄候こゝ元よりかうらいへ渡り候共船路にて候間跡々の草臥之樣には有まじく候船路ふたんれんに候間いづれもゑひ可ㇾ申事今よりめいわくに候かうらい抔へは百日二百日餘りにもこぎ着可ㇾ申かとかねては存候所に五日計にて候一兩日以前先陣の衆加藤虎之助小西彌九郎と申衆早船を以申あげられ候是は一日にこぎ着候餘り近き事に候樣子はかうらい過半御手にしよくし申候間早々たいかう樣御船をよせらるべきよし被二申越一候是に付又こうらいへ御使をたてられ候此返答によりち近々御渡り可ㇾ有にて候かうらいの內二三箇所せめをとし男女いけ取日々こゝ元へまいり候首つみたるふねも參候よし見は申さず候たいかう樣は廿五日に爰元御着に候とかく御渡り可ㇾ有にて候兼ては渡海おそろしく存候あたご八幡只今は見物にも參度候こゝ元にて申廻り候はかうらいへはとう人うち入からへは天ぢくより打入番之由申候くわうたい成御弓やにて候廿五夜中石田殿御使として渡らせらるべき由被ㇾ仰候き左候而は誰かこゝ元に殘可ㇾ申候哉然所に石田殿御渡り候事先以相延候大谷御渡候時御供たるべき由申候爰元陣くばり船くばりも大谷殿石田殿にて候御堀の石垣などは京都にも無ㇾ之候石をみな〳〵わりてつき上け候天しゆしゆらくにもまし申候なごやの在所西の海きわにて候くるは〳〵山にて候餘り高き山にてはなく候くるは〳〵の入海きり入町中へ直にとう船をつけ候見事成事共に候みな〳〵諸國々々大名衆陣取にて候野も山も陣にて候佐竹御陣場は西入海きわにて候みねを一つ取ふさぎ御座被二成置一候おびたゝ鋪御陣場に候上衆もほうびにて候家やす景勝抔の御人數計り御當手にはましに候其外何も人數きら共にまし申さず候御當ちんのうしろの方

成田市十郎　外山惣兵衛　片倉外記
神保惣兵衛　柳田半左衛門　田野隼人
小林四郎兵衛　柳藤三郎　柳舍人
大谷主膳　高畑三郎兵衛　和田小平治
鹽田九左衛門　山面修理　藤井左吉
小栗民部　石濱八左衛門　須藤勘解由
朽野左近　朽野宇右衛門　倉田作兵衛
石川藤九郎　高畑左近

右下野宇都宮某氏所藏

今度高麗就ニ發起一鹽飽七嶋水主六百五十人船三拾貳艘出ニ釜山浦表一案内可レ申候因茲鎧一領遣候猶福嶋左衛門大夫與可ニ申合一者也仍如レ件

三月十一日　秀吉判

宮本佐渡守殿

右讚岐高松藩士宮本佐渡守裔松本氏共鎧藏

書狀之趣具に聞え候念を入能申越申候八木共取れざる樣に可ニ申付置一候船頓而可レ被レ遣候間自然海船不ニ相着一事も可レ有レ之候間川舟之ちいさき舟共用意仕候間此方之着船迄可ニ相待申一候八木不ニ相越一處切々申遣不レ可ニ油斷一候也

卯月廿九日　秀吉朱印

片桐市正とのへ
加須屋內膳正とのへ

右片桐主膳正藏

敬白起請文前書之事

惣軍名護屋浦著船於ニ船大將九鬼大隅守船中一誓約

一船中軍評諚之義各多分に付而其宜をそだて可レ申之事
一誰々之船によらず難義に及びなば可ニ助成一之事
一珍しき敵之行（テダテ）あらば互可ニ申談一之事
一忠節之淺深依怙贔負なく有姿（アリスガタ）可ニ申上一之事
一他人之勞を盜み我手柄などに仕間敷事
一物見之疾船（ハヤフネ）一大將より二艘宛出し可レ申事
一名護屋御本陣へ注進仕候共奉行衆之加判にて可ニ申上一之事

右條々相違有まじく候若違背之義於レ有レ之者八幡大菩薩愛宕山大權現之御罰を罷蒙べき者也仍起請文如レ件

卯月十日

各連判にて宛所は奉行衆也

一御陣江めしつれ候百姓田畑之事其郷中作毛仕可レ遣レ之若至ニ荒置一者其郷中可レ被レ成ニ御成敗一旨之事付爲ニ郷中作毛不レ成ニ仕合一於レ有レ之者兼而奉行へ可ニ相理一事

一御陣へめしつれ候若黨小者とりかへの事去年配當之半分通かし可レ遣レ之此旨於ニ相背一者所之者事者不レ及レ申主人ともに可レ爲ニ曲事一事（曲カ）

右之條々於ニ違背之輩一者可レ被レ處ニ嚴科一者也依如レ件

天正廿年　秀吉公判

江戸大納言殿

右武書

文祿元年辰壬三月朔日高麗國え人數出陣

先陣　加藤主計頭

鍋島加賀守

宇都宮下野守國綱

御旗　白地黑左巴

御馬印　鷺毛杉成鋒形

御供之衆

芳賀左兵衞　多功石見守　田代次右衞門

君島權之允　祖母井九郎兵衞　芳賀刑部左衞門

今井勘右衞門　清水大和守　刑部八右衞門

入江長門守　片庭小左衞門　大峯作左衞門

清水與左衞門　上澤利右衞門　玉生作藏

橫田五左衞門　螺良六兵衞　中里仁右衞門

小口次左衞門　大貫平治右衞門　近藤紹與齋

鈴木助六郎　竹岸茂右衞門　岡本藏人

風見新右衞門　螺良兵吉

御大工　平出惣次郎　岡本兵庫

芳賀佐兵衞供衆　芳賀旗印赤地ニ黑怒猪

赤羽周防　神山助右衞門　小宅新左衞門

平石可祝齋　一村戸兵衞　向田嘉助

山室與惣右衞門　石下軍三郎　小倉左助

內家中衆

小倉長左衞門　小泉與兵衞　高田右京

小室三河守　高岡織部　大島左助

飼欠小十郎　池田治部　青田主膳

飯野若狹守　杉山玄徵齋　和泉日向守

大塚左馬助　芳賀又次郎　高橋左京

坂本因幡守　石川小左衞門　栃內匠助

合壹萬五千九百人
三千人　羽柴土佐侍從　五千五百人　生駒雅樂頭
二千八百人　藤堂佐渡守　二千八百人　池田伊豫守
二千四百人　加藤左馬助　千五百人　中川修理大夫
千貳百人　脇坂中務　七百人　來島助兵衞（後出雲ト改名ス）
貳百人　菅平右衞門
合貳萬百人
壹萬人　羽柴小早川侍從　千五百人　羽柴久留米侍從
二千五百人　羽柴柳川侍從　八百人　高橋主膳正
九百人　筑紫上野介　三百九拾人　太田飛驒守
百拾貳人　得居　五百七拾四人　堀田安房守
百八拾五人　杉若傳三郎　五百四人　桑山小藤太
同　小傳次
合壹萬七千四百六拾五人
三萬人　羽柴安藝宰相　壹萬人　備前中納言
壹萬人　筑前中納言
合五萬人
都合拾七萬千六百五拾三人

右先懸之義者三組之者一日替に被二仰付一候間可レ成二其意一候其次之備如二書立一次第々々無二油斷一相働大明國可レ成程可二申付一候猶以渡海之人數追追可二相詰一旨被二仰付一候日本弓箭きびしき國にてさへ五百千にて如レ斯不レ殘被二仰付一候皆共者多勢にて大明之長袖國へ先懸仕候間無二御心元一も不二思召一候早速可二申付一事肝要に候猶石田治部少輔增田右衞門尉大谷刑部少輔可レ申也、

天正廿年六月三日　秀吉公御朱印

羽柴土佐侍從とのへ
生駒雅樂頭とのへ

右武家古文書集所載（以下略云武書）

一高麗入に付而御在陣中侍中間小者あらしこ人夫已下にいたるまで懸落仕者有レ之者其身之事は不レ及レ申一類幷相二抱一置在所二可レ被レ加二御成敗一但雖レ爲二身類一告しらするにおゐては其者壹人可レ被レ成二御赦免一縦使として罷歸候とも其主人たしかなる墨付於レ無レ之者可レ爲二罪科一事

一人足飯米之事惣別雖レ爲二御掟一猶以給人其念を入可二下行一事

一遠國より御供之輩軍役それぐ\に御ゆるしなさるる間來十月にはかはり可レ被二仰付一候條上下ともに可レ成二其意一事

一具足　貳斗目　一甲　（甲立共ニ）五升目
一鎗　一斗三升目　一主人つゝら　一斗目
一十八之着物十　三斗目　一同帷子十付蚊屋　貳斗目
一傘一本木履　三升目　一味噌桶　二斗目二斗三升目
一鍋大小ニ　六升目　一桶ニ　五升目
一椀十膳　五升目　一奉行一人　五升目
一同一人飯米　一斗目　一油紙五枚　三升目
一遣錢三貫文　一斗目　合二貫三升目

上樣御泊々御掟

一御兵粮　百三十石

上樣御泊々御膳御定

一御さい御本膳に五ッ二三ッ御汁三ッ（此内精進之御汁一ッ）
右高盛金銀之道具御停止也
一御咄者卅人　菜五ッ此内三ッは引菜汁二ッ（此内精進汁一ッ）
一女房衆卅人
右御掟よりも結構に仕候はゞ亭主可レ爲二曲事一次に人數書立之外給候者も可（爲カ）二曲事一也、
天正二十年五月五日
安藝之宰相とのへ　備前宰相とのへ
小早川とのへ

右小早川能久筆記（稱翁物語）所載
文祿元壬辰年秀吉公朝鮮征伐之備列（此年天正改元）

先手備之事

七千人　小西攝津守　千人　羽柴對馬侍從
三千人　松浦刑部卿法印　貳千人　有馬修理大夫
千人　大村新八郎　七百人　宇久大和守（五島が名代）
合壹萬四千七百人
一萬人　加藤主計頭　一萬二千人　鍋島加賀守（同　信濃守）
八百人　相良宮内大輔
合貳萬貳千八百人
五千人　黑田甲斐守　六千人　羽柴豐後侍從
貳千人　毛利壹岐守（同　豐前守）　壹萬人　羽柴薩摩侍從
貳千人　高橋九郎　三百八十八人　秋月三郎
八百人　島津又七郎　五百人　伊藤民部大輔
合貳萬六千六百八拾八人
右一日宛番替に先懸可仕候

同次之備

四千八百人　福島左衞門大夫　三千九百人　戸田民部少輔
七千二百人　蜂須賀阿波守

貳千人　前野但馬守　千人　加藤遠江守
以上一萬七千貳百人
三千人　淺野左京大夫　千人　宮邊兵部せう
千五百人　南條左衞門尉　八百五拾人　木下備中
四百人　㭍屋新五郎　八百人　むら左兵衞尉
八百人　明石左近　五百人　別所豐後
三千人　中川右衞門大夫　千四百人　郡井侍從
八百人　一柳右近將監　三百人　竹中源助
四百五拾人　谷出羽　八百人　服部采女
三百五拾人　石川備後
合一萬五千五百人
八千人　岐阜の少輔　三千五百人　羽柴丹後少輔
五千人　同東郷侍從　三千五百人　木村常陸守
千人　小の木ぬい　七百人　此村兵部少輔
五百人　岡本下野守　貳百人　かすや內膳正
二百人　片桐東市正　貳百人　同主膳
三百人　高田豐後守　貳百人　藤懸（フヂカケ）三河
百貳拾人　太田小源五　二百人　はちすか安房
三百人　新庄新五郎　二百五拾人　早川主馬のかみ
三百人　もり兵部少輔　千人　龜井武藏守

合貳萬五千五百人
朝鮮國舟手の勢
千五百人　九鬼大隅守　貳千人　藤堂佐渡守
千五百人　脇坂中書　七百五拾人　加藤左馬助
七百人　久留島兄弟　二百五拾人　菅平右衞門
千人　桑山藤太　千人　同小傳次
八百五拾人　堀內安房守　六百五拾人　杉若傳三郎
以上九千貳百人
なごや在陣の勢十萬貳千三百人
朝鮮國へ渡海の勢合廿萬千貳百人
以上參拾萬參千五百人なり
北陸そとのはまより肥前國なごやまで、行道六千里なり、かるがゆゑに異國の遠近あり、せいの多少をもつて、此目錄に其身のぶげんいふ事なかれ、本朝仁王十五代じんぐうくはうごうの御宇、六十年かのえたつ三かんをせいし●よりこのかた、百王八代なり、
今上皇帝文祿元年
右天正記第七卷所載（此書豐臣家右筆太田和泉守源資方慶長十三年所記畢也）
御陣十八名連候者之荷物目錄

御うしろぞなへ

三百人　羽柴三吉侍従　五百人　なつか大藏
百三拾人　古田織部　貳百人　山さき右京●
二百人　前田權助　百七拾人　中江式部
百三拾人　生駒修理　百人　同　主水
百人　溝邊大炊　貳百人　川尻肥前守
五拾人　池田彌右衛門　百貳拾人　大鹽與一郎
百五拾人　木下左京亮　百人　矢邊豐後守
二百人　有馬玄蕃　百六拾人　寺澤志摩
四百人　寺西筑後守　同　次郎助　五百人　福原右馬助
二百人　竹中丹後守　二百七拾人　長谷川右兵衛尉
百人　松岡右京進　七拾人　加藤右兵衛尉
二百五拾人　氏家志摩守　百五拾人　同　内膳正
百人　服部土佐守　貳百人　ましま彦太郎

合五千三百人

朝鮮國さきがけの御せい

七千人　小西攝津守　五千人　津島侍従
三千人　松浦法印　二千人　有馬修理大夫
千人　大村新八郎　七百人　五島若狹守

合一萬八千七百人

一萬人　加藤主計頭　一萬二千人　鍋島加賀守
八百人　相良宮内少輔

以上二萬二千八百人

五千人　黒田甲斐守　六千人　羽柴豐後侍従

以上一萬千人

一萬人　羽柴さつま侍従　貳萬人　もり壹岐守
千人　高橋九郎　千人　秋月三郎
千人　伊藤民部●　同　島津又七郎

合一萬四千人

五千人　福島左衛門大夫　四千人　戸田民部少輔
七千二百人　蜂須賀安房守　三百人　羽柴土佐侍従
五千五百人　生駒雅樂

合二萬四千七百人

三千人　羽柴安藝宰相　一萬人　同小早川侍従
千五百人　同久留米侍従　二千五百人　同柳川侍従
八百人　高橋主膳　九百人　ちくし上野守

合四萬六千七百人

朝鮮國都おもて出勢之衆

一萬人　備前宰相　千人　増田右衛門尉
貳千人　石田治部少輔　千貳百人　大谷刑部少輔

五千人　越後宰相　二千人（三軍把）　會津少將
三千人　常陸侍從　千五百人　伊達侍從
千人　出羽侍從　二千人　金山侍從
八百人　松任侍從　八百人　八幡山京極侍從
百五十人　安房侍從　千人　羽柴河内侍從
千五百人　たちの丶侍從　六千人　北のしやうの侍從同舍弟美作守
貳千人　村上周防守　千三百人　溝口伯耆守
五百人　木下宮内少輔　千人　水野下野守
千人　青木紀伊守　三百人（五軍）　宇野宮彌三郎
百貳拾人　秋田太郎　五拾人　津輕右京亮
百人　南部大膳大夫　五拾人　本田伊勢
百五拾人　なすの太郎（守軍）　五百人　眞田源五父子
三百人　くつき河内（守軍）　五百人　石川玄蕃介
三百人　ひねの織部（正軍）　貳百人　北條美濃守
千人　伊藤長門守

合七萬三千三百貳拾人

御前備

六百五拾人　とひた左近（旗監軍）　八百人　金森飛驒守
百七拾人　蜂屋大膳大夫　三百人　戸田武藏守
三百五拾人　奥山佐渡守　四百人　池田備中守

四百人　小出信濃守　五百人　津田長門守
千人　仙石越前守（軍ナシ）　二百五拾人　木下右衞門尉（軍ナシ）
二百人　上田左太郎　千人　山崎左馬助
四百七十人　いなば兵庫　貳百人　市橋下總守
二百人　赤松上野守　三百人　羽柴下總

合五千七百三拾人

御弓鐵炮の衆

貳百人　大島雲八（ウン）　二百五拾人　伊藤孫吉
二百五拾人　野村肥後守　同　木下與右衞門尉
百七拾五人　船越五郎左衞門　百三拾人　宮木藤左衞門
百五拾人　橋本伊賀守　百人　鈴木彌三郎
二百五拾人　生駒源助

合千七百五拾人

御馬廻衆

四千三百人　御そばしゆ六かしら　三千五百人　小性衆同
五百人　むろ町殿　八百人　御とぎしゆ
千人　木下半助　七百五拾人　御使番衆
千貳百人　御つめしゆ　八百五拾人　鷹匠衆
千五百人　中間以下軍

合一萬四千九百人

坂との用所早速相叶やうに可レ有レ之

右條々堅可ニ相守ー此旨若違背之義あらば奉行人迄告知せ可レ申者也

右太閤記

在薩摩國明人許儀俊郭國安朱均旺等告ニ本國ー書中、

陳日本國入寇之由

關白呑ニ併列國ー、惟關東未レ下、去年六月初八日、集ニ衆諸侯於殿前ー、命下將ニ率ニ兵十萬ー征レ東曰、重ニ圍其城ー、四面匝ニ築小城ー以守、吾卽欲ニ渡レ海侵レ唐、遂命ニ肥前守ー造レ船、越十日、琉球遣レ僧入貢、賜ニ金四百兩ー、囑レ之曰、吾欲下遠征ニ大唐ー以ニ汝琉球ー爲中引導上、既而召下曩時征ニ五峰ー之黨上而問レ之、答曰大唐執ニ五峰ー時、軍三百餘人、自ニ南京地ー劫掠橫行下禍建過一年、全レ甲而歸、唐畏ニ日本ー如レ虎、欲ニ大唐ー如ニ反掌ー也、關白曰以ニ吾之智ー行ニ吾之兵ー、如ニ大水崩レ沙利刀破レ竹、何國不レ亡何城不レ破吾帝ニ大唐ー矣、但恐水兵如レ蜜不レ能勾ニ取唐地ー耳、五月高麗國貢レ驢入レ京、亦以下囑ニ琉球ー之言上囑レ之、賜ニ金四百兩ー、高麗之貢レ倭自ニ去年ー始也、七月廣東蠔境澳佛郎機人、進ニ我大明國之地圖ー幅犬一對大馬一匹糸段香寶等物廿銀五萬餘兩ー、倭下ニ薩摩ー時道逃レ之、不レ知如何、囑ニ付倭等ー、疑其發ニ此渡唐之大言ー、欲下以ニ壯士志ー以驚中衆心上耳、抑亦欲レ使下列國遠出ニ彼將ー襲ニ其後ー而滅レ國爲上郡、是未レ可レ知也、八月征ニ關東ー、後並不レ聞ニ此言ー、然今聞ニ之入寇之事ー眞矣、今秋七月初一日、高麗國遣レ使入貢爲レ質、催ニ關白ー速行、九月初七日文書行到ニ薩摩ー、令下薩摩整ニ兵二萬大將二人ー、到ニ高麗ー會上取レ唐、六十六國兵五十餘萬、關白親率ニ兵五十萬ー、共計百萬大將一百五十員、戰馬五萬匹、大鋤五萬柄、斬刀十萬、長鎗十萬、斧頭十萬、砍柴刀十萬、長刀五十萬、鳥銃三十萬、三尺長刀人々在レ身、限ニ來年壬辰春ー起レ身、關白三月初一日開船云々、

右許儀俊遺稿中所レ見此餘略レ之

文祿元壬辰年天正二十年十二月八日改元

朝鮮國御進發の人數つもり肥前の國名護屋在陣の衆

一萬五千人　武藏大納言殿　一萬人（三太[illegible]家記）　大和大(中)納言殿

八千人　加賀宰相殿　二千人　あの丶津中將殿

千五百人　ゆふきの少將殿　千五百人　前尾張守法名長專

一水手一人に扶持方二人此外妻子之扶持つかはし可レ申之事
一陣中小者中間已下女扶持其者之宿々へつかはし可申候
是は今度高麗名護屋へ 立申候者不レ殘如レ此可レ遣之事
右條々無ニ相違一令ニ用意一天正廿年之春攝州播州泉州之浦々にて着岸一左右可レ有レ之者也
天正十九年正月廿日

朝鮮陣軍役之定
一四國九州は高一萬石に付而六百人之事
一中國紀州邊は五百人之事
一五畿内四百人
一江州尾濃勢四箇國は三百五十人
一遠三駿豆邊は三百人是より東は何も二百人たるべし
一若州より能州に至て其間三百人
一越後出羽邊二百人
右之分來年極月に至て大坂へ可レ被ニ參着一候出勢之日限重而可レ被ニ仰出一候守ニ其旨一宿陣不ニ指合一樣に成ニ其意一可レ申者也
天正十九年三月十五日　秀吉
右二通太閤記

就高麗陣掟條々
一人數をし之事六里を一日之行程とす乍レ去在所之遠近六里之内外奉行計ひ候次第たるべきなり卽宿奉行定之條前後諍論なく萬づ順路に可レ有レ之事
一旅宿屋賃は出し申まじく候薪秣等之代は宿主と相對し出し可レ申候事
一津々浦々番等に有レ之者屋賃之義出し可レ申候鐵炮之者などの儀其主人出し可レ申候事
一とまり／＼にて扶持方馬之飼令ニ下行一之事
一をしがひ狼籍追立夫(オツタテブ)其外萬非義有間敷事
一泊々宿々におゐて理不盡之義仕出すものあらば當座にとがめかゝり口論に及まじく候其主人之假名實名能々記し付其上を以て相理之事
一何方におゐてもいたづら者一揆之徒黨がましき樣子あらばひそかに告知すべし一廉御褒美可レ被レ行之事
一一里／＼にはやみち二人づゝをき候て名護屋と大

黑痲子參拾匹　白綿紬伍拾匹　青斜皮拾張
人參壹百斤　豹皮貳拾張　虎皮貳拾五張
彩花席拾匹　紅綿紬拾匹　淸蜜拾壹碩
豹皮心兒虎皮邊　海松子陸碩　獤皮裏阿多介壹座

右太閤記征伐記同

日本國關白秀吉朱印奉ニ書
朝鮮國閣下ニ、
雁書薰誦卷舒再三、抑本朝雖レ爲ニ六十餘州ニ、比年諸國分離亂ニ國綱ヲ廢ニ世禮ヲ而、不レ聽ニ朝政ニ、故予不レ勝ニ感激ニ、三四年之間、伐ニ叛臣ヲ討ニ賊徒ヲ及ニ異域遠島ニ、悉歸ニ掌握ニ、竊按ニ予事蹟ヲ、鄙陋小臣也、雖レ然予當ニ于托胎之時ニ、慈母夢ニ日輪入ニ懷中ニ、相士曰日光所レ及無レ不ニ照監ニ、壯年必八表聞八風四海蒙ニ威名ヲ者、其何疑乎、依レ有ニ此奇異ヲ作ニ敵心ヲ者、自摧滅戰則無レ不レ勝、攻則無レ不レ取、既天下大治撫ニ育百姓ヲ憐ニ愍孤獨ヲ、故民富財足上貢萬ニ陪千古ニ矣、本朝開闢已來、朝廷盛事洛陽壯麗、莫レ如ニ今日ヲ也、夫人生ニ于世ニ、已雖レ歷ニ長生ヲ、古來不レ滿ニ百年ニ焉、鬱々久居レ此乎、不レ屑ニ國家之隔山海之遠ニ、將下一超直入ニ大明國ニ、易ニ吾朝風俗於四百餘州ニ、施中帝都政化於億萬斯年上者、在ニ方寸中ニ、貴國先驅而入レ朝、有ニ遠慮ヲ無ニ近憂ヲ者乎、遠邦小島在ニ海中ニ者、後進輩者不レ可レ作ニ許容ヲ也、予入ニ大明ニ之日、將ニ士卒ヲ臨ニ軍營ニ、則彌可レ修ニ隣盟ヲ也、予無レ他只顯ニ佳名於三國ニ而已、方物如ニ目錄ヲ領納珍重、保嗇不宣、

右太閤記征伐記同

天正十九辛卯年

朝鮮陣爲御用意大船被仰付覺　太閤軍記同本書

一東は常陸より南海を經て四國九州に至て海に添たる國々北は秋田坂田より中國に至て其國々之高拾萬石に付而大船二艘宛用意可レ有レ之事
一水手之事浦々家百間に付而十八宛出させ其手々々之大船に用可レ申候若有餘之水手は至ニ大坂ニ可ニ相越ニ之事
一藏納は高拾萬石に付而大船三艘中船五艘宛作り可レ申之事
一舟之入用大形勘合候而半分之通算用奉行方より請取可レ申候相殘分は舟出來次第請取可レ申之事
一船頭は見計ひ次第給米等相定可レ申候事

生駒雅樂頭とのへ
生駒三吉とのへ

右讃岐高松藩士生駒氏藏

天正十七己丑年

五月琉球王贈二秀吉公一書

承聞日本六十餘州拜望下塵歸二服幕下一、加レ之及二高麗南蠻一亦偃二威風一天下大平棄レ弓撫二四夷一之謂乎、吾遠嶋淺陋小國雖レ難レ及二一禮一、嶋津義久公使二大慈寺西院和尚蒙レ仰之條、差二上天龍挑庵和尚明朝之途物當國之土宜一輕薄之進物錄二于別楮一爲レ遂二一禮一也、恐惶不宣、

右外國往來書

天正十八庚寅年

秀吉公報二琉球王一書

玉章披閱再三薰讀、如下同二殿閣一而聽中芳言上、抑本朝六十餘州之中不レ遺二寸地尺土一、悉歸二掌握一也、頃又有二游觀博知之志一、故欲レ弘二政化於異域一者素願也、玆先得二貴國使節遠方奇物一而頗以觀悅矣、凡物以二遠至一爲レ珍以二罕見一爲レ奇者夫是謂乎、自レ今以往其地雖レ隔二千里一、深執二交義一則以二異邦一作二四海一家之情一者也、自レ是當國方物聊投贈之目錄備二于別紙一、餘蘊分二付天龍寺挑庵東堂之口實一也、恐惶不宣、

右外國往來書

天正十八年九月朝鮮使來朝

朝鮮國王李昖朱印奉二書

日本國王殿下一、

春候和煦動靜佳勝遠傳二大王一二統六十餘州一、雖レ欲三速講レ信修レ睦以敦二隣好一、恐道路湮晦使臣行李有二淹滯之憂一歟、是以多年思而止矣、

今令レ與二貴价一、遣二黃允吉金誠一許箴之三使一、以致二賀辭一、自今以往隣好出二于他上一幸甚、仍不腆土宜錄在二別幅一、庶幾笑留餘順序、珍嗇不宣、

萬曆十八年三月日

朝鮮國　李昖

別幅

良馬貳匹　大鷹子拾五連　鞍子二面諸緣具

九州肥前二不レ移二時日一可下偃二降幡一而來服上若匍匐膝行於二遲延一者速可レ加二征伐一者必矣、勿レ悔、不宣、

天正拾壹年季秋十五日

〔頭注〕天正十年六月光秀弑信長信忠、秀吉誅光秀、十一年四月滅勝家、五月秀吉殺信孝、

日本國　關白　小琉球

是狀琉球ヘ達シケレバ、琉球ノ貢臣鄭禮、大明ヘ是ヲ奉リ、福建ノ巡撫趙參魯ヲ以テ奏聞セシメ、九月ニ入寇セント云由ヲ告ゲリ、又閩人丘福旺ハ、近年薩摩ニ行テ醫者ヲシケルガ、日本ヨリ朝鮮ヲ伐テ大明ヘ入寇セント云事ヲ慥ニキヽテ、歸テ閩ノ守臣ニ告グ、守臣朝廷ヘ申シ達シケレドモ、朝廷事トモセズ、タヾ海邊ノ者ニ勅シテ、番船ヲ拵用心スル體バカリニテ、サマデ驚ク儀モナシ、琉球ヨリモ子細ノ返書ナカリケリ、

右朝鮮征伐記

天正十五丁亥年

急度染レ筆候、

一九州平均被二仰付一薩摩内嶋津居城五里六里之間被レ立二御馬一嶋津可レ被レ刎レ首處剃頭捨二一命一走入候之間、不レ被レ及二是非一被レ爲二御免一去八日被二召出一候事

一嶋津一類被二召連一可レ被レ成二御上洛一候、其上義久同家老共人質不レ殘致〔發カ〕二進上一候事

一然上最後被レ成二御進口一國々置目等被二仰付一御隙明次第筑前國至二博多一被レ移二御座一彼地より大唐南蠻國に船着候間丈夫に城普請可レ被二仰付一候然者高麗國へ被二差遣一人數可レ被レ成二御成敗一候事

一壹岐對馬兩國者共速令二出仕一事

一如レ此被二仰付一上者頓可レ被レ納二御馬一候雖レ然其城用心等之儀猶以入念堅可二申付一候在所百姓以下に至るまで、城内へ出入一切無用候、其地被二殘置一在番被二仰付一儀者爲二御用心一旁以無二由斷一諸事氣遣等專一候事

一其近邊法度儀堅可二申付一候自然猥儀於レ有レ之者可レ爲二曲事一事

一最前如レ被二仰出一候道橋之儀被レ入レ念可二申付一候也

五月十五日　御判

かばかりにとはおもはざりつるを、因にいはまほしき事などもいできて、おもほえず長く、くだく〴〵しくぞなりにたる、後にいとまあらむとき、とりつづめて書改めもしてむかし、

中外經緯傳草稿第四

征戎遺文類第一

天正十一癸未年

天正十一年癸未、琉球國入貢シテ、今ヨリ毎年進貢船ヲ奉ルベシト和ヲ乞フ、是ニヨッテ琉球ヘ被レ仰遣ケルハ、其方ヨリ大明ヘ使者ヲ遣シ、大明若シ日本ヘ聘禮ヲ通ゼズンバ、征伐スベキ由ヲ可ニ申遣一ト一通ノ牒狀ヲ琉球國ノ使節ニ被レ遣、其狀ニ曰、

夫吾邦百有餘年、群國爭雄車書不レ同ニ軌文一、予也際ニ誕産之時一、以レ有下可レ治ニ天下一之奇瑞上、自ニ壯歲一領ニ國家一、不レ歷ニ十年一而不レ遺ニ彈丸黑誌之地一、域中悉一統也、繇レ之三韓琉球遠邦異域欵レ塞來享、今也欲レ征ニ大明國一、蓋非ニ吾所レ爲天所レ授也、如ニ其國一者未レ通ニ聘禮一、故先雖レ欲レ使ニ羣卒討ニ其地一、原田孫七郎以ニ商船之便一時々來往、此故紹ニ介于近臣一曰、某早々到ニ其國一、而備可レ說ニ本朝發船之趣一、然則可ニ解辨獻レ筐云々、不レ出ニ帷幄一而決ニ勝千里一者古人至言也、故聽ニ褐夫言一而暫不レ命ニ將士一、來春可レ營ニ

留求と書たるが見えて、上に擧たるが如し、其は唐の興元元年に當れば、是もそのかみもろこしの書ざまに傚へるにて、池北偶談に、琉球國或云流求、或云留求と見えたるこれなり、かの淸行朝臣の流梂と書れたるも、そのかみ漢國の書ざまに傚はれたるなるべし、又太平廣記には、かの煬帝が時の事を、令朱寛征留仇國、注に卽後流虬云々、出朝野僉載と見えたり、然はあれど、もとは隋の世に名づけて、流求といへるを通音に、とり〴〵に書たるものなり、(龍宮と書る事も、上にいへるがごとし、)さて流虬の說、隋書の其條に見えざれば、琉球人の附會說のごときこえ、世法錄なるも、其說なるべくおもはるれど、又もしくはもろこし書に見えたる、一說を傳へしにはあらざるか、さるは傳信錄に、かの國體の事を、以中國里數定之、乃南北長四百四十里、東西狹、無過數十里、(南島志にも、其地南北長、東西狹云々、)といへり、いはゆる于萬濤間、見地形如虬龍浮水中、などいへる義にて、名づくまじきにあらず、(虬は虯の通字にて、無角龍也と字書に注せり、)よし國人の附會說ならむにも、地形にとりては由なきにはあらざるべし、(南島志に、國人說曰、源爲朝浮海順流求而得之、因名流求云々、蓋不然也、隋世既有流求之名云々と辨へられたるはさる事なり、但し上に論へる如く、世鑑に、爲朝公隨流至國と書るは、件の說をおもひて書る文ときこゆ、)そはいかにまれ、もろこしより着たる名なるを、其國にて稱ひ來れるなり、此國のもとよりの名は、オキナハと呼て、沖繩と書けりと、さきに薩摩人白尾國柱語れりき、南島志にも、國名の條にうちまかせて、沖繩島と擧て、卽中山國也と注されたり、又明世に著したる音韻字海に、琉球の通事に遭ひて、其國語を寄せる中に、琉球人倭急拿(オキナハ)必同(ヒト)、(拿字、字書に見あたらず、新井君美主の東音譜に漳州音ナア、各州通事所塡とみえたり、)又琉球國王、倭急拿敖那(オキナハドノ)、(敖は牛刀切、ガウなるを、怒音に聞訛りて塡たりときこゆ、)と書し、傳信錄に、琉球土人居下鄕者、自不稱琉球國、自呼其地、曰屋其惹(ヲキナハ)、(惹は人者ノ切ニヤ、)蓋其舊土名也といへり、然稱ふ由は、此國を、海中より遠く見放けたる形の、沖に繩を流せるがごと見ゆるよしにて、皇國人の着たる名なるを、やがて其國の名とせるものなるべし、(上に擧たる國體をおもふべし、)いはゆる流虬の義と、皇國にて蚰(ヘミ)を久知奈波(クチナハ)といふも、腐繩の義なるべければ、その名づけたること、ろばへ、おのづから似かよひてぞきこえたる、そも〳〵此琉球國の事の考よ、

り、そはもろこしの隋書に、大業元年海師何蠻等、毎ニ春秋二時一天清風靜、東望依希似レ有ニ煙霧之氣一、亦不レ知ニ幾千里一、三年煬帝令ニ羽騎射朱寛入レ海求ニ訪異俗一、何蠻言之、遂與倶往、因到ニ琉求國一、言不ニ相通一、掠ニ一人一而還、明年（大業四年なり）復令ニ寛慰ニ撫之一、流求不レ従、寛取ニ其布甲一而還、時倭國使來朝見レ之曰、此夷邪久國人所レ用也と見えたり、其大業四年に、倭國使來云々といへるは、すなはち推古天皇の十六年に當りて、小野妹子臣を隋に遣はしたる事、紀に載られたるに合ひ、紀に二十四年に、掖玖人の來れる事を載られたるよりは、八年前に使人の然言ひしをもて、それよりもはやく參渡來たりし證とすべし、さて其布甲は邪久人の琉球より得て、上國に持渡りたりしが、又もとより同製なりしにてもあるべし、（今上に引出たる隋書の、大業四年の後の事は、通鑑綱目に、隋の煬帝大業六年招ニ撫流求一不レ従云々、遣ニ虎賁郎將陳稜一發レ兵、泛レ海擊レ之、斬ニ其王過剌兜一、と見えたり、）また多禰、掖玖の二島の事は、上のくだりの後の史にも見え、遂に大隅に隷（ツケ）られたる事も見えたり、かくて續紀に、天平勝寶六年二月、勅ニ太宰府一、去天平七年、故大貳従四位上小野朝臣老、遣ニ高橋連牛養於南島一樹レ牌、而其牌經レ年今既朽壞、（天平七年より是年まで二十年、）宜レ依レ舊修樹、毎牌顯著ニ島名并泊レ船處、有レ水處、及去就國行程一、遙見ニ島名一、令下漂着之船知上レ所ニ歸向一とみえたり、そのかみ南島といへるは、上の件の史に見えたる島々はさらにて、なほそのほかにもありて、上國に服従たりつらめど、載漏らされけむことは、今考知がたし、さてこの後、南島の事國史に見あたらず、その後の雜書に見えたる趣は、既に擧けて論らへるがことし、さて又琉球といふ國號の義は、皇明世法錄に、古爲ニ流虬一、地界萬濤蜿蜒若ニ虬浮ニ水中一、因名、後轉謂ニ琉球一と見え、傳信錄にも、琉球始名ニ流虬一、中山世鑑云、隋使下ニ羽騎尉朱寛一至上國、于ニ萬濤間一見ニ地形一、如ニ虬龍浮ニ水中一、故名、（世譜にも、朱寛が至れる事をいひて、遙觀ニ地界於波濤間一、蟠旋蜿蜒、其形若ニ虬浮ニ水中一、名曰ニ流虬一、嗣後改ニ名琉求一云々といへり、）隋書始見則書ニ琉求一、宋史因レ之、元史曰ニ瑠求一、明洪武中改ニ琉球一といへり、但し琉球と書く事は、上に引たるごとく、今昔物語集に、琉球とみえて、そは明より前の宋の世にあたりて記されたる書なり、そのかみもろこしにて、はやく然も書たるに傚へる事著し、またそれよりもはやく、空海が延暦三年に作る文に、

阿麻美は、もとより皇國と同言にて、天見の義なるにか、又もとより異なる方言なるが、おのづから然もかよひてきこゆるにてもあるべし、或書に、大嶋に天孫嶽といふがありと記せり、こは琉球人の當て、書るによれるにや、然らばいはゆる天孫氏は、阿麻美とよむべきにや、かくて南島志に見えたる説によれば、かの神人は、阿麻美島大嶋なりより出たる由なれば、此島より琉球におよびて、人物も成とゝのひたるなるべきを、此に引出たる其國書に、其國にてありし事の如く記せるは、屬島より初れる事を、不足（アカズ）おもひて除きたるものなるべし、世譜に、蓋我國開闢之初、海濱氾濫、不レ足ニ居處一、時有ニ一男一女一、生ニ于大荒際一云々と書り、きはめてさかしらに書なしたるものなり、さてその阿麻美島の事は、齊明天皇紀に、三年七月己丑、都貨羅國男一人女四人、漂ニ泊于筑紫一言、臣等、始漂ニ泊于海見島一、乃以レ驛召、といへる事みえ、又その島人其近き島人どもの參渡來れる事共は、天武紀十年八月丙戌、遣ニ多禰島一使人等貢ニ多禰國圖一、其國去レ京五千餘里、居ニ筑紫南海中一、切レ髮草裳云々、九月庚戌、饗ニ多禰島人等于飛鳥寺西河邊一、奏ニ種々樂一、十一年七月丙辰に、多禰人、掖玖人、阿麻彌人、賜レ祿各有レ差、續紀文武天皇二年四月壬寅、遣ニ務廣貳文忌寸博士等八人于南島一覓レ國、因給ニ戎器一、七月辛未、多褹、夜久、菴美、度感等人從ニ朝宰一而來、貢ニ方物一、授レ位賜レ物、其度感島通ニ中國一、於レ是始矣、八月己丑、奉ニ于南島獻物于伊勢大神宮及諸社一、三年十一月甲寅、文忌寸博士刑部眞木等自ニ南島一至、進レ位各有レ差、和銅六年四月辛巳、給ニ多褹島印一面一、七年十二月戊午、少初位下太朝臣遠建治等、率ニ南島奄美、信覺及球美等島人五十二人一、至レ自ニ南島一、など見えたり、件の海見、阿麻彌、菴美、奄美と書るは、みな同島にて、大島の古名なり、此島は傳信錄、東北八島の中に、大島土名烏父世麻（オホセマ）云々、去ニ中山一八百里、水行三日可レ達、其島長一百三十里云々、有ニ四書五經唐詩等書一、自稱ニ小琉球一といへり、朝鮮征伐記に載たる、天正十一年秀吉公明國をことむけ給ふに從ひて、琉球とともに歸降すべき由、命せ給ふ檄文に、小琉球と差して書給へるも、この稱を用ひ給へるなり、又傳信錄に、琉球の圓覺寺に、弘治十七年明人の記文を彫たる碑に、大琉球東南海嶋之國云々と見ゆ、こは小琉球に對へていへる文なるべし、さて又掖玖島人の事は、上にあげたるよりも、はやく推古紀に、二十四年三月、掖玖人三口歸化、五月夜句人七口來之、七月亦掖玖人二十口來之、前後並三十人、皆安ニ置於朴井一、未レ及レ還皆死焉と見えたり、但しその掖玖人は、これより前に歸化り始たりしな

琉球國の初、また其國名の事、またその諸島のはやく皇國に歸化來りし、おほかたのありさまを、彼此の書どもに併せ考ふるに、傳信錄に、中山世鑑云、琉球始祖爲二天孫氏一、其始有二一男一女一、生二於大荒一、自成二夫婦一、曰二阿麻美久一（こゝに、女名を擧て、男名を脱せり、下に記すを見て知るべし、）生二三男二女一、長男爲二天孫氏一、國主始也、二男爲二諸侯始一、三男爲二百姓始一、長女曰二君君一、二女曰二祝祝一、爲二國守護神一、一爲二天神一、一爲二海神一也、天孫氏廿五世、姓氏今不レ可レ考、故略レ之、起二乙丑一終二丙午一、凡一萬七千八百二年、今斷自二舜天一始といへる、南島志に、慶長三年僧袋中が南遊輯錄異聞に由て記されたるも、おほかた同じき中に、天孫氏二十五世、一萬八百餘年にて、賊臣に亡されたりといひ、（この天孫氏二十五世といへるに、一人だに其名も古事も、傳はらざるにあはせては、其世の始よりの王の世數、年歷などをいへるは、いと信がたし、ただ國初の神人の名を、おろおろ語り繼てのみ在しを、後にさかしらごとせりときこゆ、）また大島の下に、東北有レ山、乃神人所レ降、因名曰二阿麻美嶽一、島亦得二此名一といひて、其神人の男を、シネリキユ、女をアマミキユと云へり、（神道記にいへるも同じ）この長男天孫氏、國王の始なりといへるよし見えたり、（世譜に、男を志仁禮久、女を阿麻彌姑といふと書せり、此書は元祿十四年に記せるものにして、今上に引たる書どもにはおくれたり、）さてその

社の社司を賴て此に止れり、爲家はじめ市部郷小川次郎重信が女を妻とす、後に此社司の女に婚て、年老て沒れり、（前妻ははやく死たりしなるべし、）かくて其長男大島太郎は木曾義仲に仕へ、次男大島次郎爲清、社司の家を嗣、（上に引たる如く、尊卑分脉の大島二郎爲家が子に、爲通朝宗とあるを、上に考ていへる如く、爲家を爲宗の誤とする時は、その二人の子、此二人に當れゝど、共に名の異なれば、其人ならむとは定めがたし、）次に大島次郎清德より二十五代相續て、今天保十年に及べり、さて又よしか平の大山田神社に、（延喜神名帳に、伊奈郡大山田神社、）後に左坐に八幡、右坐に爲朝を八郎明神と崇めて合祀り、この（社、今尋常は鎭西八幡宮と稱す、）地名を鎭西野と呼び、又社司の家號をも鎭西と稱ふ事となれりとぞ、又此大島氏の子孫の中に、次郎爲信といへるは、同郡座光寺村を領りて在けるが、其後孫某家號を座光寺と改、その子孫亂世の軍にたちて、美濃上野などに移りて在けるが、後に本土を慕ひ、伊奈郡山吹村に還住り、今交代寄合の信濃衆の中なる、座光寺氏の家門是なりとぞ、さて又尾張の古渡に、爲朝の墓あるは、爲朝大島より歸來て、しばし住たりける市部の舊地にて、爲家もはじめ其處に住、又其處の小川重淸が女を、妻とせりといへるも由あれば、さる緣にて爲朝を崇め、遺物抔を塡藏て、墳墓を營りて、祀りたりしものなるべし、かく考おきて後に、その古渡あたりの事ともを、尾張の殿人の名護屋なる、平野廣臣がり尋やりけるに、いひおこせけらく、古渡は名護屋の本町の西の方に在り、其部內古渡橋筋の北に、闇の森といふがありて、其森の中に、若宮八幡宮と額うちたる南向の社あり、祭神は應神天皇神功皇后なり、又鎭西殿とも八郎殿とも稱ひて、爲朝の靈を合せ祀れりと云傳ふ、（永正十八年、鶴見道親以下六人の僧俗、力を合せて重修す、）古渡の里人の生土神として、毎年二月巳午の兩日祭禮を行ふ、また八月十五日に祭禮あり、此は八幡宮のなるべし、さて其社より□方□町ばかりの畑中に、八郎塚といふ塚有けるを、近きころ毀ちて畑地とせりとぞ、

今所㆓考定㆒爲朝裔畧系

源爲朝
- 義實（以下次序推考）── 義直
- 女子（足助右兵衛重長妻重秀母也）── 義信

の子、爲宗の次男にて、上に引出たる尊卑分脈に、朝宗と見えたる人の名を改たるなるべし、大島を出て、かの八町村なる礫喜平次が許に來り、

注礫が事上にも見えたり、保元物語に、爲朝筑紫より率て來れる、郎等廿八騎のうちに、三町礫紀平次大夫といふがありて、軍場にて右腕を斬落されたる由みえたり、こゝに喜平次といへるは、其が子か孫かなりしなるべし、かく考おける後、其國人羽田野敬雄にあつらへつけて、かの八町村なる小林が事尋合するに、八町村とは、岡崎驛と矢作川との間の驛路にて、いはゆる小林仁兵衞が家門あり、中人たてゝ其家譜を問ふに、礫といひし者の事も、喜平次が後なりといふ事をも知らで、たゞ元龜の頃、越前の朝倉が家子、小林彦六左衞門といへるが、當國日名村に落來て住たりけるが、慶長のころより此所に住着て在りといひて、それより後の事のみ書記せりとぞ、今推考ふるに、其越前の小林は、もと八町なる小林より出たる同氏なりけるから、其緣にて此國に落來て在けるが、八町なる家の、後に世嗣の絶などしたるを繼來れるが、後つひに其本家門の遠祖の事をば、わすれたるを、かへりて鎭西が家にては其前の事を傳へたるにこそはあるべけれ、さらずば何の由緒もなき、小林が家の事をもてつけて、語り傳ふべきにはあらぬものをや、さて爲朝の八町村といふ處に來れりといへるは、後の地名をめぐらして、語傳へたるにて、もとは三町礫が隱所にして、字の三町を陰（シタ）にほぎかへて、八町とも呼なれたるが、つひに所の名に呼ことゝなりしにもやありけむ、

熱田大宮司に憑りて、義朝の妻は、熱田大宮司藤原季範の女にて、賴朝卿の母にて、由緒あり、尾張の市部に住けるが、平家の聞を憚りて、三河國加茂郡足助鄕、足助左兵衞が木尾字の山城に隱れ住けり、足助は爲朝の親緣（ユカリ）ある者なり、既にいへるが如く、尊卑分脈、清和源氏の系圖に、足助右兵衞尉重長嫡子に、六郎重秀母源爲朝女、住三州足助、と見えたるによく合へり、但し兵衞の左右の差あれど、いづれか然ばかりの訛はあるべきなり、さる程に、足助平家の爲に亡されければ、爲家遁れ出隱處（カクレガ）を求て、郎等三人に甲冑鞍具を齎（モタ）せて、十八里の山路を經て、信濃國伊奈郡合原と云處に落來りて、三河國の國境にて、伊奈郡飯田より、五里南の山中なりとぞ、夜をあかし、翌日よしが平といふ所に來りて、大山田神

楫錄ニ七嶋一者、口嶋、中嶋、諏訪瀨嶋、惡石嶋、蛇嶋、平嶋、寶嶋也、人不レ滿レ萬、惟寶嶋較大、國人統呼レ之、曰ニ土噶喇一、或曰、卽倭也、然國人甚諱レ之、殊不レ知レ有ニ日本者一、臣間覽ニ其國所レ置經書一、悉係ニ日本所レ刻云々、與ニ日本一素相往來明矣、一說七嶋本國屬、尙寧王被レ襲、割レ地與レ之、王乃歸、卽七嶋也、今非レ所レ屬、故不レ詳、前使臣汪楫至時、適七嶋人在ニ其國一云々、至問レ之則書ニ手版一曰ニ琉球國屬地一、是未レ免ニ國人諱レ之耳、又云、北山寂無ニ人來一、或云倭常執レ王割レ地、乃得レ返、卽北山、實則非也といへる事も見えたり、かれが有意おもひやるべし、

かくて今の王は、尙圓が裔にて、義本が後といへる説の正しくきこゆれば、尙圓より爲朝の後胤のさらに王となりて、相續きて七世に當れる尙寧が世に、慶長十四年より永く、皇國の臣國となりて在るなりけり、

因に云、此頃信濃國伊奈郡、鎭西野村、八幡宮の祉司鎭西氏、前には、渡邊とも稱ひしとぞ、爲朝の裔なりとて、其家傳を記せるものを、其氏人淸宣に借得たりとて、或人の見せたるを、爲朝父子に關る事どもを採りすべて書と丶のへ、はた考を添てこ丶にいはむとす、其家傳に云ふ、爲朝平家を亡さむ志ありて、車船といふ船を作り、郎等を率て大島より乘出し、荒波を凌ぎ押渡り、三河國に着き、矢作(ヤハギ)のわたり八町といふ處に來り、遠江相良に城地を見たておき、其わたりより尾張の海邊かけて、所々に郎等を潜(シノ)ばせ置、その身は尾張の市部に遷り居て、川船にて密に飛驒國に度々往來して、身方を催しけるほど、郎等ら平家に捜し出され抔して、事ならでやみぬと語傳たりとぞ、さてその市部を今も古渡といふ、其所に爲朝の墓あり、此墓の事は、下にいふべし、又郎等の中に、礫(ツブテ)と云ふ者、八町村に隱住けるが、平家の聞を憚りて、小林と呼けるが、今に其子孫あり、そのかみ、二兵衛といへりしとぞ、又飛驒國の桐山に桐山氏の家あり、由ありて爲朝の物なりといふ鏃、また宗近が作れる薙刀、神息の鍛たる太刀を持傳たるが、今其桐山が子孫京に出て、醫となりて在りといへり、今推考るに、爲朝の歸來れりといへるは、琉球に渡れる永萬元年より前の事にて、大島に流されたる保元元年より、永萬元年まで十年、志の事成りがたきによりて、再大島に還りて後に、琉球には渡りたるなるべし、又かの家傳に云、爲朝の孫大島次郎爲家上に注せる、八丈島宗福寺の祖とせる爲朝

至二千石一止といへり、祿法は、收二其地所レ出三分之二一、如二田一頃一、出二米一百石一、耕夫收二五十石一、祿主五十石內、有二公費雜派等一、十餘石一、除レ此外實收二三十餘石一、約當二三分之二一、鷄豕薪樵之數、以二米石多少一爲レ準、以レ時取レ之と記せり、但し三分之二と書るは、三分之一に當るを一を二と書誤れるなるべし、さて王子は王種にて、國相をもて任す、上首官なるに、小國とはいへど、いと微しき祿なりかし、かくて次々の官人次第に祿減れり、さて親方は第四等の官、王舅法司は紫金大夫とも稱ふ、第五等の官にて、また紫巾官とも稱へり、もろこしより冊封を得たる謝使に、此官人より重き者を遣りたりし事はきこえず、內地へはかならず王子を奉遣す例とぞきこえたる、さてまた首里、泊、那覇、三村民曰二仁也一とも記せり、これらの名稱、かの國より參上れる使に、いつも聞えたれば、傳信錄に依りて、因にこゝに書載せつ、

また江戶に重き御賀慶ある時にも、同じさまに王子を奉遣して仕奉るを、薩摩の君の事とりて、率て參上らしめ給へる例なりとぞ、其ありさまは、世人知れるが如し、

注皇國に歸順まつれる、尙寧より前の王思紹、明の永樂四年より始て、世々使を得て、中山王と稱ふ、封爵を受來り、尙圓が世と革りても同じ例にて、世世封爵を受來れる由、傳信錄、國志略などに記せるが如くなる中に、尙寧が皇國の征伐に虜となりたる時、佗傑の媒したる事などは記さずして、たゞ由もなきよそ國の事の如くに書記し、又皇國の臣國となりたる事をば、知らずがほして、猶その後の世々の王に、封爵を授け、今の淸王が世と革りても、なほ同例に尙敬王にも、康熙五十八年に、始て封爵を授きたりしなり、傳信錄記せる葆光は、其時の冊封使の副となりて、琉球に渡りたりしなり、そは享保四年の事なりき、其後の王ども同じ例とぞきこえたる、明和三年に、重刻せる傳信錄の、服天游と稱ふ人の序中に、有レ客謂レ予曰、夫琉球既爲二我影國一、而猶貳二於淸一、奉二其正朔一、受二冊封一、而吾之國家不レ討レ之何也、曰古明王之待二夷狄一、羈縻不レ責レ備也、今吾之國家亦然耶、則益足三以見二其柔懷之德一爾といへり、さる事なるべし、○國志略に、按江

る事みえず、明實記にも倭並ニ琉球一虜ニ其王一など、よそごとの如くヽ記せるは、忌惡たるものなる事決し、

注五雜俎に云、琉球國小而貧弱、不レ能ニ自立一、雖レ受ニ中國封冊一、而亦臣ニ服於倭一、倭使至者不レ絶、與ニ中國使一相錯也、蓋倭與接レ壤攻レ之甚易、中國豈能越ニ大海一而援レ之といへり、此書明の萬暦の末年に謝肇淛が著せる書なり、此嶋津義久主の琉球を征れたる慶長十四年は、その萬暦三十七年に當れり、肇淛其事なきや、前に書たりときこゆ、其後ならむにも、いまだその事を知らずして書るものなるべし、

さてその尙寧は、慶長十六年に、皇國の封を更に賜はりて、在位十二年、素より在位合て三十年、元和六年もろこしは、明の泰昌元年、に卒、次に前王尙永が弟尙久が子尙豐、元和七年に明は天啓元年、即位す、寛永十一年恩謝賀慶兩使を奉る、次に其子尙賢、寛永十六年に即位、明は崇禎十二年○寛永廿一年、恩謝賀慶兩使を奉る、次に其弟尙質、慶安元年即位、明は永暦二年○慶安二年、恩謝使を奉り、承應二年賀慶使を奉る、次に其弟尙貞、寛文九年即位、明亡て清の康熙八年、以上即位尙豐より後の王の世代は傳信錄、○寛文十一年、恩謝使を奉る、次に尙貞が嫡孫尙益、寶永七年即位、清は、康熙四十九年、○寶永七年、賀慶使を奉る、次に其子尙敬、正德三年即位、清は、康熙五十二年、○正德四年、恩謝賀慶兩使を奉る、享保十二年賀慶使、寛延元年賀慶使を奉る、次に其子尙穆、寶暦二年即位せり、清は、乾隆十七年、○寶暦二年、恩謝使を奉る、以上即位國志略に記せるをとりて記せるなり、次に其子尙成即位、寛政八年恩謝使を奉る、次に其弟尙顥即位、文化三年同使を奉る、次に其子尙育即位、舜天より三十三世、天保三年に同使を奉りたりき、件の三王の即位の年は、いまだ聞およばず、さて尙豐が世より、次々にいつも世嗣の時は、薩摩の君の中とりもちて、江戸の朝廷に申て、封を受給はりて後即位し、其恩謝として、王子に諸官人を副へて、江戸に奉遣(タテマダ)し、

注王子と稱ふは、傳信錄に、琉球の官制を載て、大小官皆領ニ地方一爲ニ采地一、王弟王叔國相、皆稱ニ某地王子一といへり、さて次に領ニ一府一者、稱ニ某地按司一、王舅法司及紫巾官稱ニ某地親方一、三品以下黃帽官、皆稱ニ某地親雲上(バイキンジヤウ)一、未レ有ニ地方一者、稱ニ某里之子一、或稱ニ某筑登之(チクトシ)親雲上一、從六品敍德郎從七品敍功郎、皆稱ニ某掟親雲上一、八品紅帽官、稱ニ某里之子(サトノコ)一、領ニ地方一者稱ニ某地里主一、九品紅帽官、稱ニ筑登之一、未レ入レ流、稱ニ某子一、皆不レ稱ニ姓名一、國相一員、正一品、王叔有ニ才略一者任レ之といひて、諸官の最上首なり、采地一府、或二府、祿六百石、有レ功者加ニ七八百一、

眞が孫尙懿が子、尙寧相繼で卽位す、（天正七年明の萬曆七年、）さて其が世におよびて、

注傳信錄に、萬曆二十三年、琉球使臣於霸等、爲世子尙寧請封、撫臣許孚遠以倭氛未息議、云々といへる事見えたるは、秀吉公征戎の間の事にて、其を恐れたるなり、さて其文に世子尙寧とあれど、實は尙寧が世なり、請封の言なれば然いへるなり、

慶長十四年薩摩の島津家久主、大將軍家の御許を奉りて、彼國を征伐て、其國の附庸とし、永く皇國の臣國となれり、（この時の事は、附錄征戎遺文の末に加へしるせり、合せ見るべし、）傳信錄に、明の萬曆四十年、（慶長十七年、）浙江總兵官楊崇、奏報倭情言、探得日本以三千人入琉球、執中山王、遷其宗器、宜下勅海上嚴加中訓練上、而兵部疏言、倭人入琉球、獲中山王、則三十七年三月事也、（すなはち、慶長十四年の度の事なり、）世纘圖云、浦添徐慶長卽察度王之孫也、與於日本、自薩摩洲島、擧兵入中山、執王及羣臣以歸、留二年、法司鄭迴不屈被殺、王危坐不爲動、慶長異之、卒放回といへるこれなり、（國志略には、浦添以下を、萬曆間云々と地の文に書續て、放回を送王歸國と作改て載たり、）但し孫慶長が事はいまだ聞およばざる事なり、そは慶長が薩摩に來居れるにおふせつけて、鄕導などに用はれたるにやありけむ、鄭迴が殺されたる事は、いかなりけむこれもしらず、さて王とは尙寧なり、危坐不爲動によりて放回せるにはあらず、永く皇國の臣國たらむ事を、畏み奉はりたりけるを、二年拘留置給へる間に、東の朝廷にも召上て、かれがかしこまりを聞しめし、其國の事どもをも、よろづによくしたゝめ、おきてさせ給ひて、おほやけより縦して、罷り還らしめ給へるなり、慶長は鄕導などにこそは、つかひもせられたりつらめど、さる重き御政などにあづかるべきものかは、かけてもあらぬ事なりかし、そは生捕られたるものどもが、罷還りて、こしらへたる虛言なり、其度の事は、駿府政事錄に、慶長十六年十二月十五日、島津龍伯爲遺物云々獻之、就之去歲所擒來之琉球王歸之、如前々琉球之往來可爲之由、自大明國依請之、則彼王可歸遣之旨言上、依之琉球人着府、則於前殿御覽之、藥種及彼邦之異物等獻之と見えたり、其は尙寧が執はれたるによりて、國人等が謀らひて、明國に告て救をぞ乞たりけむ、されど明國より援くべき力なくて、薩摩へ侘の媒したりしものなるべきを、彼國籍に其由記せ

渡り來て在けるが、祖の重器とせる劍の失たりしをあたらしみて、探尋ね得て尙眞に獻りたるにやあらむ、しかれば重金丸をもて、爲㆓王府第一寶劍㆒といへるも、いと由緣ありてきこゆるなり、

注さらずは何の由もなき、山北王が軍に負て、自刎むとせるに鈍りて、徹らざりつる劍を得て、王府第一の寶劍とすべきにはあらざるをや、さて又世譜に尙圓が神號金丸と見えたるも、もしくは重金丸の劍德を稱へて、つけたるにはあらざるか、但し世鑑に尙圓が譜に、足下有㆑疣色如㆑金と見えたれば、其疣の異相なりし由ならむかともおもはるれど、つきなきこゝちす、

さて又傳信錄を按ふるに、尙圓卒りて其弟尙宣威攝㆑位、

注中山世鑑云、尙宣威、尙圓之弟、宣德五年庚辰生、少育㆓於兄㆒、九歲從㆑兄渡㆓國頭㆒、至㆓中山㆒爲㆓黃帽官㆒、尙圓卒、世子尙眞年十三、宣威攝㆓國事㆒六閱月、國人樂附、後引㆓尙眞㆒掖就㆓王位㆒、己東嚮立、退隱㆓於越來㆒其年卒、壽四十八、謚㆓義忠㆒、今其子孫存、今按ふるに、此國にて謚の事をさ〳〵見えざるにめづらし、さて義忠と付たるは、祖の義本が景迹に似たるを稱へて、其が名字を受用ひたるにやあらむ、

次に尙圓が子尙眞、

注我友津田葛根いふ、琉球王の子どもの名に、かならず朝字を用ひて朝某と付く例ときこゆるは、爲朝の朝字を受る事とせるにはあらざるか、爲朝の事を傳信錄に、朝公と書るにも、おもひ合せらるといへり、よしある考說なり、但しおのれが考は、上に論へるごとく、傳信錄に、朝公と書るは上に爲の字を脫せるならむとおもへど、さても朝字を受たらむといへる說に難なし、かくてなほ考ふるに、世譜の系圖に、この尙眞の二男越來王子、朝福四男、浦添王子、朝滿六男、今歸仁王子朝典といふを、始にて、これより後の王子みなかならず朝字を、名の頭に着る例と見え、王子の按司にも、まれに同例なるが見えたり、さてその朝字を今アサと唱ひて、トモとはいはずとぞ、さるは字を主として、皇國言のなべての訓を、まねびたるものなるべし、

其子尙元、其子尙永、これが世に、萬曆十四年、日本平秀吉、僭稱㆓關白㆒、威㆓脅琉球等諸國㆒、皆使㆓來貢㆒、又慮㆓琉球洩㆓其情㆒、使㆑毋㆓入貢㆒といへる事みゆ、こは明國を內としていへる文なり、天正十四年の事に當れり、次に尙

重金はおもかれとよみて、軍物語などに、嗔物作などきこえたる製ざまの由ならむか、源氏重代の鎧に簿金といへるがきこえたるに似かよひたり、丸は例のまろとよむべし、もとは爲朝のものなりけるを、舜天に授け、其を舜馬順熙に傳へ、相繼て義本が傳はりたるを携て、北山に退きたりけるが、その子孫いはゆる三國の時、山北王と稱ひけるが、軍敗れて自死なむとせる時、しかぐ〵したりしが、年經て後現れ出たるなるべし、

注本文に、欲自刎云々といへるは、遠祖より傳りたる寶劍の、異姓の人の物とならむ事のくちをしくて、河中にうち沒めたりしものなるべし、また志慶眞河の流至りて云々といへるも、さる奇靈なることもあるまじきにはあらざれど、おほかたかゝるすぢの事などには、異しき説をもてつけて、語り傳ふるならひなれば、其意しらひして見るべきなり、

さて其山北王がしかぐ〵の事を、傳信錄に記せるところを通はし考るに、まづその王が名を攀安知といへり、此名明史實錄を引て、奉貢の事を記せる下にのみ見えたり、また後に琉球にて修撰せる、世譜の國王世統圖にも見ゆ、それが自刎せるは、永樂十五六年の事ときこゆれば、世譜に、山北省國四主、九十四年といへり、又傳信錄に、山北省今歸仁の運天、またの名を上運天といふ處に、山北王の墓ありと云へり、いはゆる百年後は、尚圓より三嗣の、尚眞が世の間に當れり、さて其寶劍を外島なる、伊平屋人の得たる由緣は、其人義本が後にて、もとより尚圓が祖の族なりつるが、これも尚眞が世に、北山に渡り來り居て、かの劍を沒めたりし志慶河の舊趾を尋めて探得たるを、尚眞に獻りたるなるべし、さるはかの三國の時の山北王の祖は、山北省今歸仁按司なりといへば、かの山北に隱れたる義本が後にて、

注傳信錄に、中山省北谷に、有無漏溪、義本王當宋淳祐中、溪中惡蛟興暴風雨爲患、募童女爲犧祭之、宜野灣章氏女眞鶴、應募捨身養母、孝感天神、滅蛟除害、王大喜、以配王子といへる事見えたり、そのかみ義本が子のありて、章氏を妻としたりしなり、山北王は此後ならむか、

いはゆる重金丸を寶劍として、持傳へたりしなるべく、また攀安知が亡びたる時、それが子弟などの遁れて、伊平屋島に隱れたるが、其裔の尚圓におよびて、祖の舊地北山に渡り來て、遂に王となり、猶其族の伊平屋島に殘り居たりしが、尚眞が世に、これも北山に

寺一といへり、尙德は尙泰久が子にて、その尙德が事は、傳信錄に、中山世鑑を引て云く、君德不レ修、朝暮漁獵、暴虐無道、鬼界島叛、不二朝貢一數年、王自將攻二伐之一、歸彌自滿以致二敗亡一、在位九年未二三十一、成化五年己丑薨、壽二十九歲、世子幼稚、國人廢レ之、奉二內間里主御鎖側一、是爲二中山王尙圓一と見えたれば、（この尙圓が行狀は、上に記せるが如し、）尙德が世におよびて、また鬼界人の叛きたるを、今度は尙德みづから軍人を率て征たるなり、今推考るに、其度も父尙泰久が例によりて、八幡大神を信み奉りて、島人を服へたるによりて、さらに八幡宮を增修ひなどして、神德寺をも建たりけむ、世譜の尙德が譜に、神號八幡之按司といへる由記せるも、八幡大神の神德を蒙りたる義なるべきこと、はたおもひあはすべし、

【注】此國の王に神號といへる事、世譜の王統の譜に、舜天が子の舜馬順熈を、其益美といへるを始にて、世々の中に彼是見えて、死後の謚ときこえたり、さてその神號の中に、某之按司といふもみえたり、按司といふは傳信錄に、領二一府一者稱二某地按司一といひ、今も然るさだめときこえて、かれが國にして、國守ともいふべき貴き品とはいへど、王の神號に係て稱へたりときこゆるは、いかなる由にか、もしくはアンシといふは、もと人を尊ぶ上にいふ言なりけるを、全國の主はもろこし風に、王と稱ふことゝして、一府の領主には、もとよりの古言のまゝにアンシと稱ひ、按司の字を書く例とせるにもやあらむ、さて按司の唱は世譜にアンシと片假字もてかけるが見えたるによれり、

上にいへるごとく、尙圓は義本が後なれば、遠祖の緣につきて、その八幡宮をます／＼崇めて祭れるが、後の世まで在來りて、國王の氏神爲朝を祭れる社也と國人の語れるを、かの定西が見聞て云々と語りたりしにぞあるべき、かくてまた按ふに、傳信錄に、山北省（この省中を北山とも稱へり、）今歸仁（上に引しるせるごとく、神道記に、爲朝逆賊を威して、今鬼神より飛礫をなす云々といへる處ときこえて、いはゆる山北王の故城の地なり、）の屬村親泊の下に、村東有二獲劍溪一、山北王有二寶劍一、名二重金丸一、敗欲二自刎一、劍鈍不レ入、王擲二于忠慶眞河一、百年後流至二水漲一溪光揷レ天、伊平屋人得レ之獻二中山王一、今爲二王府第一寶劍一、といへる事みえたり、この重金丸の名のさまによりておもふに、きはめて皇國より傳へたる劍なるべければ、

が後といへるが正說ときこゆるを、世鑑に記せるままに、或曰の一說として、實說を訂しあへざりつるを、あかぬ事におもへど、旣に奏覽の後といひ、本文を訂し改めがたきいきほひなりければ、後序の中に然は書題はせるものとぞきこえたる、上に引著はせるがごとく、傳信錄に、或曰、義本讓レ位、隱二北山一疑卽其後也とあるを、國志略に、其文を採載たるに、疑字を削りて記せるは、更に周煌が訂決めたるにか、もしくは其字を脫せるにか、かくて傳信錄に、記せるところをもて考ふるに、王の居所首里の西五里、中山省眞和志の安里村崇元寺に先王の廟あり、其西北に有二八幡宮一南向八幡橋あり、と見えたり、是は定西物語に、爲朝を氏神といはひて、今に其弓矢ありといへるはこの社にて、其は舜天が氏神として爲朝を祀り、八幡神をも合せ祀れるを、後にもはら八幡宮と稱ふことゝなりしことなるべく、舜天が廟も其わたりに建たるが、後々までも相續て在けるに本づきて、先王の廟所として今におよべるなるべし、傳信錄に載たる廟の配位を見るに、舜天を大祖の位に置き、舜馬順熈を昭位に、義本を穆位に置き、嗣々の王の位を昭穆の次に置けり、元史類編に、舜天を不祧祖也といへるは是なり、この舜天を祀れるさまにつけても思ひ合すべし、然るに琉球神道集に、八幡大菩薩宮、神德寺と擧たる下に、倘泰久ノ時、諸島ヲ平グ、後ニ兵ヲ遣シテ鬼界ガ島ヲ討ニ、彼小島タリト云共堅ク持ツ、時ニ邑老白シテ曰、王輿直ニ出シ給ヘ、其故ハ譬ヘバ狩犬ヲ仕フニ、後ニ人有ル則ンハ進ガ如シト、尤也トテ大島ヲ指テ出給フ、先首途ニ城ノ麓ニ水鳥有、矢ヲ弦シテ誓テ云、今般我兵成就スベクンバ、此鳥速ニ射取ントテ、隻矢(カタ)ハ地ニ立テ、隻矢ハ放ツ、卽射留了ヌ、爾シテ出給フ、又海路ニシテ小鐘浮ベリ、船人取ントスレバ去ヌ、亦船ヲ離レズ、時ニ王亦誓テ云、此兵利アランニハ、此鐘我手ニ可レ入シ、爾ハ歸國シテ八幡大菩薩ヲ可レ崇トテ、右手ヲ出給フニ、隻矢手ニシテ輕ク取ラル、喜テ輿ヲ造リ內ニ入テ、供物祭禮如レ在也、遂ニ本意トゲ國ニ歸テ、初ニ矢ヲ立シ處ニ社祠ヲ起、今ノ八幡是也と記せるは、傳聞の訛にて、此時始て社を建たるにはあらで、もとより在來し社の、いはゆる三國の亂などに依りて、いたく衰廢たるを更に再興し、その鐘を神寶としたりしを、然は語り傳へたるものなるべし、さらずば皇國の八幡大神に祈りて、誓言すべき由なきものをや、然るに傳信錄に、件の八幡宮を、倘德王所レ建也、供二八幡菩薩一卽大士也、下爲二神德

中間、尙忠、尙思達、尙金福、尙泰久、七世尙德に至るまで六十四年、尙德無道なりけるが、年わかくて死ぬ、世子の稚きがありけるを、國人是を廢て、內間里主御鎖側金丸を推奉して、更に王位に卽く、文明二年に當れり、中山王尙圓と稱ふ、此尙圓が事を傳信錄に、明成化六年文明二年に當る、卽位、中山世鑑云、尙圓北夷伊平人、卽葉壁山也、

注按るに、伊平の下に屋字脫たるなり、傳信錄に、琉球三十六嶋中西北五嶋部に、葉壁山、土名伊平屋嶋、在二中山西北三百里一云々、尙圓王祖塋所在とみゆ、これに合へり、さて琉球の里數は、上國の制を奉て、三十六町を一里とせるを、傳信錄にはおのがさだめに改て、內地の六町ばかりを一里として記せり、

永樂十三年乙未生、字思德金其先不レ可レ知、或曰、義本讓レ位隱二北山一、疑國志略には、この疑字を削りて記せり、卽其後也、一云、葉壁有二古嶽一名二天孫嶽一、尙圓卽天孫氏之裔也、父尙稷爲二里主一、尙園生有二異瑞一、年二十四、始渡二國頭一來、國頭は、山北省東北の極なり、仕二中山尙金福一、時始給二黃帽一、尙泰久時領二主內間一、內間之民皆親二愛之一、時久旱、田苗皆槁、獨其田不レ雨而潤、民驚傳爲レ異、王懼戴二妻子一隱避、一十四年、德日懋尙金福聞二其賢一、召爲二黃帽官一、轉二御鎖側一、卽今耳目官也、誾々侃々萬事當レ理、德著民懷、尙德嗣位多行二不義一、尙圓極諫云、中略尙德怒不レ聽、再避二隱於內間一、尙德卒、世子幼稚、羣臣殺二之於眞玉城一、請二御鎖側一立爲レ王、以安二國家一、尙圓固讓不レ獲、乃至二首里一卽レ位、除二其虐政一、順二民所一レ喜、山林隱逸、隨二財器一使、遠近蠻夷皆歸レ心焉といへり、件の義本が後といへる說は、傳信錄の翁長祚が後序に、琉球の王どもの事を議せる中に、尙圓崛二起北山一、臣庶推戴如二中國之湯武一といへるは、尙圓は北山に隱れたりし義本が後にて、中祖伊平屋に徙りて在りけるが、尙圓におよびて其本土に渡來て、其處より身を起したりし由の說を立たる文ときこえたり、この長祚は葆光が從客となりて、琉球に渡り、相並にその國事を採訪したりけるが、葆光が傳信錄の本書成て後に、此後序を書るものなり、其文中に至二其採訪之勤蒙一也、不才屢獲二遊從一、披二殘碑于荒草一、問二故壘于空山一、涉レ海探レ奇、停レ驂吮レ墨、詳愼苦心、實所二親見一といひて、葆光が漏したる事を補ひたることも見えたるをおもひ合するに、長祚がみづから國人に究問したるところは、義本

せる事は、洪武廿五年國人を明に遣して、入二國子監一讀レ書、國人就レ學自レ茲始と、これも傳信錄に、明史實錄を引ていへり、是よりやゝ後は表文に、漢文を用ひたりと聞ゆること、書史會要に見えて、これも假字本末に辨へたるがごとし、

かゝりけるにあはせて、よろづ上國の風をまねび行へるまに／＼、おのづから言語もなにも、漸に轉化つつ、なほ世々に參來れるが、うけばりたる臣國となりて、つひに今のごとく、上國の歌書物語ぶみなどをよみてめではやし、拙からぬ歌よむものさへにあるばかりの世となれるなり、さてまた舜天が第一子舜馬順熙位を嗣ぎ、在位十一年六十四歲にて死り、其が第一子義本嗣ぎ、在位十一年の時、（上國の正元元年に當る、舜天より、三傳合せて七十三年、）みづから不德なりと稱ひて、天孫氏の後裔英祖に位を讓りて、北山にかた避り居て五十四歲にて死りき、

注此裔の事下に論ふべし、さて傳信錄に、尙元王病、國頭按司馬順德祈レ代レ死、果死、王病有レ瘳、至レ今其子孫、世蔭爲二國頭領主一とみえたり、この馬順德の馬順は、姓の如き唱にて、此舜馬順熙が二男などの裔なるにや、そのかみ姓名の唱ざまも、おほらかなりときこゆる例なれば、舜といふは、別に稱へたる號なりしなるべし、かくて同書姓氏の下に、首里四大姓向翁毛馬、向氏卽國王尙姓之別族、少遠則稱レ向、以別レ之、故世々不下與二王家一通中婚姻上、其本國人與二王家一婚姻者、惟翁毛馬三家、世爲二王舅法司一、世系俱未レ詳といへり、此馬氏といへるは、馬順の裔ならむか、しからばすなはち爲朝の後なり、八島記に、日種が琉球に流れ着たる時、爲朝の子孫來りて云々といへるは、この馬氏の族なりしなるべし、袋中に請ひて、琉球神道記を書せたるも、馬幸明といへり、

英祖が五世西威に至て九十九年、浦添按司察度代て立、察度が子武寧に至て五十六年、此時國中大に亂て、中山山南山北と分裂れて各王となる、これを三國の世といへり、然るに山南王の屬、佐敷按司尙巴志といふもの、三王を亡して其國を治め一統して、父思紹を奉して中山王とす、是が世に明國の封爵を受む事を請ひて、永樂四年といふに、（應永十三年に當れり、）始て其使を受て、後の世々におよぼせり、思紹死して尙巴志嗣ぎ、

書あへる文字づかひを、敎習はしめ、のちまた漸に、漢字漢籍をも上國にて用ふさまに、よみ書きを敎習はしめたりしなるべし、

注南島志に、出二袋中所一レ錄云、昔有二天人一、降而敎レ人以二文字一、其地近二于中城一、厥後城間人、凶日起宅、又降召レ問占者一、以レ不レ告二其凶一、對曰、彼人不レ問故不レ告、卽怒曰、汝知二其凶一何不レ告、乃裂二其書一去、唯存二其半一、字猶百餘以占レ事、吉凶甚驗、蓋此占卜書也、美嘗觀二于文字一、其體如二古篆一、古俗凡稱二天人一、不レ係二此地之人一、未レ知三其爲二何國字一、と記されたるは、袋中が神道記の說ときこゆるに、字猶百餘といはれたるは、下文に嘗觀二于文字一とある、其字數を巡らしていはれたるなり、神道記の本文には其文字の書を半分分裂テ天ニ上ル、故ニ日月ノ撰定、今ハ半アリ、殘ル分ニシテ物ヲ占ニ正キ也、其字少々云、≫(キノヘ キノト) ∴(ヒノヘ ヒノト) ○(ツチノヘ ツチノト) ⺄(カノヘ カノト) ▽(ミツノヘ ミツノト) 十(ネ) 丂(ウシ) ●(トラ) ノ(ウ) 己(タツ) 巳(ミ) 卌(ウマ) ㇆(ヒツジ) ノ(サル) 朩(トリ) 仌(イヌ) 八(キ) と記せり、かく干支の訓在をおもふにも、舜天より後に皇國の言に習れ、片假字などを用ふる世となりて、巫祝などの作りて占方に用ひ、其由來を上古の天人に依托言せるものなるべし、君美ぬしの見られたる百餘字は、また後に作れるものなるべし、さて又琉球にて、いろは假字を書たるむかしのさまは、明の陶宗儀が書史會要に、其國の表文を科斗書といへり、其は傳信錄に、明史實錄を引て、明洪武五年に、琉球始て奉レ表貢二方物一といへるときの事に當りて、其科斗書といへるは、いろは假字を一字づゝはなち書にしたるをいへるなり、此事くはしくは、假字本末に論へるが如し、いはゆる洪武五年は、吾みかどの應安五年に當れり、さて傳信錄に、其國僧皆游二學日本一、歸敎二其本國子弟一習レ書、また村小吏百姓子弟、則以レ僧爲レ師、皆學二國字一、有二草書一、無二楷書一、また國中人々仕官者、唯首里、泊、那覇、久米四村之人、餘皆村戶、其略識二國子一者、爲二酋長一、曰掟、土名、巴歸、山奉二文檄一調二遣村民一、任二徭役一などもみえたり、こは後のありさまをいへるにはあれど、いにしへにめぐらし思ひ合すべし、上に注せるごとく、應永廿一年將軍家より彼國に遣したる返書を、假字也と見えたるも、彼より假字書の表を奉れるに對へられたるなるべし、またもろこしに渡りて漢學

〻兵、來誅ニ利勇一云々といへるは、舜天既に浦添按司となりてありけるに、阿多をはじめ爲朝の郎等も、大島より渡り來れるが從ひ居て、爲朝の志を繼て、さかしく謀ひたる事どものありて、利勇が反逆の罪を擧げ、義を唱へて、他の按司どもをかたらひて、上國ぶりの軍をとゝのへ、速に利勇を誅し勢に乘りて更に王となりしなるべし、また上に擧て論ひたる吾妻鏡に、文治四年、天野遠景等、貴賀井島に渡り、遂ニ合戰一、彼所歸降云々と見えたるは、舜天が卽位せる、いはゆる淳凞十四年の翌年に當れり、八島記に、天野藤內、小物又太郎を大將として、人數を渡し、合戰に打勝て和談の後、島を捜しぬれど、平家の末も義經も在らざりければ、歸國せりといへるも、此度の事に合へり、此時舜天、國を鎭め王となりつるほどの事なるがうへに、もとより上國の軍にてむかふべくもあらざれば、はじめより和談して、阿多等がともがらは隱れもし、又は國人に姿(サマ)をかへなどしをりて、遠景等がいふまゝに、おほかた國內を觀察せて、尋來れるともがらの在らざるよしをよくこしらへて、慇懃にもてなして、還らしめたりしものなるべし、

注此後琉球人の、上國に參來れる事、書どもに見あたらず、件の文治四年より、二百三十年あまり歷て、應永廿一年の度より、後々に參來れる事は、をりをり書どもに見えて、上に記せるが如し、但し應永よりも、はるかに前の世より、薩摩わたりには絕えず來かよひて、そのかたざまの國人と、物の賣買し、こなたよりも渡り行て、かたみに行還したりけむと、思はるゝ事あれど、慥なる證はいまだ見あたらず、

さて傳信錄に、琉球の字母なりとて、片假字を眞といひ、草假字を草といひて、今の普通體をいろは書に並べ載て云、琉球字母四十有七、名ニ伊魯花(イロハ)一、自ニ舜天爲〻王時一始制、或云卽日本字母云々、得ニ中國書一多用ニ鉤挑一旁記、逐〻句倒讀、實字居〻上虛字倒〻下逆讀、語言亦然、本國文移中亦參ニ用中國一二字一、上下皆國字也といひ、（國字とは、いろは假名をさしていへるなり、）また琉球語を載て、天を町(チン)、日を飛(ヒ)、月を子急(ツキ)、星を夫矢(ホシ)など數多對音を記せるが、多くは皇國言なり、（其中に訛りたるもあれど、其はもとより琉球にて訛り、また淸人の聞訛れるもあるべし、）是によりて推考ふるに、舜天王となりて後、阿多等とかたらひて、いろは假字をはじめ、平生上國にて

爲朝大嶋にて云々の時、實は自殺せる眞似して居處を火に燒などして、竊に琉球に遁れ去りて、其を高麗へ遁れたりと、嶋人などに、ひそかに云はしめたるを、宗茂等が討とりたるよしに、こしらへ申たりけむも知りがたし、さて此一說の如くならむにも、此くだりのすべての考にさまたげなし、たゞ其こゝろしらひして揔して考知るべし、なほ按ふに上に論へる貴賀井征のくだりの分書に注せる如く、吾妻鏡に、小物又太郎が事を、右大將家御時被レ征ニ高麗ニ之大將軍とみえ、著聞集に、右大將高麗を責し時の追討使に、天野民部大輔遠景向ひたり云々といへるも、爲朝の高麗へ渡りたりといへる說のきこえありけるによりて、其國に渡りて搜求めむとして、討手の使を定められつるを、後に貴賀井嶋なりときこゆるにつきて、其嶋に遣はしたりけるを、二方に混れて、然は語り傳へたるにて、その高麗といへる方の說を、道灌のとりて記せるものなるべし、これをも推はかりて考合すべし、

また舜天が事は、上の件に引出たる書どもに、琉球王の事を記せる趣を併せて、とりすべて考るに、國初の王天孫氏二十五世にして亡び、其王どもの名は、一人だに記せる事なし、通鑑綱目に、隋煬帝が大業六年に流求を擊て、斬ニ其王過剌兜ニと見えたり、この過剌兜いはゆる天孫氏なるべし、爲朝の子舜天、更て王となれる由見え、

注おのれ前に、薩摩家人白尾國柱(クニハシラ)に逢たる時、爲朝舜天の故事記せる書やあると問けるに、そは國人の口あそびにもすばかり聞なれつる事にて、かへりてそれよく書とゞのへたる書は、傳信錄をおきてはいまだ見あたらず、かの國に、舜天の產地なりとて、古樹あるを見たりと、彼國の政所に往たりしものゝ、語れるをきけりといへり、

舜天が事は、その記せる書ども互に精粗あるを、とりあつめてその文を聯成るときは、日本人皇裔、鎭西八郎源爲朝公子尊敦、すなはち、源賴朝卿の從弟に當れり、母大里按司妹、宋乾道二年生、すなはち、仁安元年、年十五、屢有ニ奇徵一、長爲ニ浦添按司一、國人奉ニ其政一、斷獄不レ違、天孫氏二十五世王某政衰、其臣利勇恃レ寵執レ權、鴆ニ其君一而自立、尊敦倡レ義起レ兵來誅ニ利勇一、淳熙十四年文治三年、二十二歲の時に當れり、國人推戴、諸按司奉レ之卽レ位、是稱ニ舜天王一、賞レ功罰レ罪、民安國豐、制度新定、國俗大革、嘉熙元年薨、仁治二年年七十二、在位五十一年といへり、かくて今推考るに、尊敦倡レ義起

るに、疑なきにあらず、又爲家の子に爲通、次に朝宗といふを載たり、この爲家は、かの宗福寺の祖爲宗に當りてきこゆれば、家は宗の誤なるべし、しかれば爲通は、宗福寺の二世なるゞし、朝宗の事はいまだ考へず、さて又これも尊卑分脉に、淸和源氏の系圖に、足助兵衞尉重長嫡子に、六郞重秀母源爲朝女、住三河國足助一とみえたるに、下にいふ鎭西氏の家傳にも符ひてきこゆれば、正しき傳なり、然れば爲朝大嶋に流されざる前に生せる女子の、重長の妻となれるもありしなり、そも〳〵この爲朝の子のゆくへなどは、かばかりこゝにいふべきにはあらざれど、因に考たることゞものいできたるを、しばらくこゝにかきそへつ、

かくていま上のくだりに擧たる傳說どもを、とりあつめて考合するに、爲朝の永萬元年に鬼が島に渡りて葦島と名づけ、しか〳〵といへるは鬼界島にて、其度琉球に渡りたる事著く、又世譜に、乾道元年鎭西爲朝公隨レ流至レ國云々といへるも、永萬元年に當れば、まことによく符合へり、また爲朝の齡のほどの事を考ふるに、保元物語に、十三歳にて筑紫に下り、九國を三年に討從へ、六年治めて十八歳にて都に上り、保元の軍にたち、二十九歳にて鬼が島に渡り、嘉應二年三十三歳にて自殺せるよし記せり、今件の年紀を推通して計へ勘ふるに、永萬元年鬼が島に渡りたる時は、二十七歳なるを、二十九歳とある九は、七に似たるからの誤寫にて、自殺の年を三十三歳とある下の三は、二の誤にて三十二歳の時に當れり、同書の異本どもに、自殺の年な卅、あるひは廿八と見えたるは、いかにしても前文の年紀に合はず、又參考本の考說も疎なり、又尊卑分脉なる系圖に、安元二年三月三十八歳にて討れたる由、記せるはことに訛なり、然れば爲朝永萬元年に琉球に渡りたる事は慥にて、大島に還れる年は詳ならねど、かの鬼界琉球に渡れる永萬元年より、六年にあたれる嘉應二年大嶋に在りて、三十二歳にて自殺したりし事はさだかなり、

注上にも引たるが如く、太田道灌自記に、世に傳ふる事あやまり多し、爲朝大嶋にて討れ、義經衣川にて討れたりといふは僞なり、爲朝は高麗へ渡り、義經は蝦夷へ落し事もしるし明かなり、世には似たる事こそ多けれと記せるは、そのかみの舊說ときこえたり、但しその爲朝の事は、子の舜天が琉球に在し事を、然は謬傳へたりしものなるにか、または

尊氏公は其義兼より七代の孫なるよしいへり、貞世の祖も義兼の子義氏より出たる由、同書の中にみえたれば、すなはち正實の家の傳說なり、さていま義康の義兼をとり養ひて、子とせられつるいはれを推し考るに、尊卑分脈に足利の祖義康の長男に、義清次男義長と載て、ともに母を注さず、此二人ともに、壽永二年水嶋の軍に、討死せる由注し、三男に義兼を系りて、母熱田大宮司季賴女、賴朝卿母妹と注せり、賴朝卿の母は、熱田大宮司季範女なる事、分脈、そのほかの古書どもにもみえて、かくれなきがうへに、文明の足利系圖に、義兼母熱田大宮司藤原季範二女、とさへにみえたれば、分脈に、季賴と書るは謬なる事著し、季範と訂して心得べし、さてその季範は、其家系に、久壽二乙亥年十二月二日卒、六十六歲とみえたれば、其二女の義康の妻となれる齡ころも合へり、かくてその義兼の素生をつら〳〵推考るに、保元物語に爲朝大嶋にて事ありける時、二つになる女子を、母の抱きて失たりとみえたる女子、まことは男子なりけるを、其母ふかくおもひはかりて、嶋人にもかたらひて、女子なりといひ置て、嶋内に匿れ居て養育たりけるを、そのいまだ稚きほどに義康竊に招ひ上せて、季範が二女の妻にて在るが、眞に生る子の如くにもてなし、養育たてゝ、嗣子とせるが、義兼なりしなるべし、襁褓の上より養ひて、子とせりといへるをもおもふべし、かくて義兼は、分脈に、正治元年三月八日卒、と注したるに依て、かの女子を二歲といへる嘉應二年より計ふれば、享年三十歲にて卒れるに當れり、さて又義康の義兼を嗣子とせる故は、既く二人の子戰死して、嗣子なくなりければ、妻の緣にあはせて、もとより爲朝は同姓の從弟なるが、こよなく驍勇き性なりける胤を慕ひて、義兼を竊に嶋より迎へとり、養ひ置て嗣子とせるなるべし、かくて又尊卑分脈に、爲朝の子四人を載て、上西門院判官代義實、上西門院藏人實信、島冠者爲賴、大嶋二郎爲家と序載て、おの〳〵其子二人づゝ見えたり、但し爲賴は大嶋にて生れたれば、其兄の義實、實信は、爲朝いまだ筑紫に在つる十八歲の時より、前のほどの子に當りてきこえたり、此二人のゆくへの事は、いまだ他書に其證を見ず、その世のさまをおもひや

り、鍮銅板長一尺ばかり幅六寸ばかりなるに、束帶の像に、側に弓矢を鑄出せるを靈寶とす、江戸の府より下されたる、御紋かきたる戸帷を垂たりとぞ、さて爲朝の子を次郎爲宗といふ、父の事ありし時は、幼かりつるが、長りて僧となり、八丈嶋の西山の側に、爲朝の遺骸を葬り、其ところに寺を建て、阿彌陀寺といへり、爲宗妻を娶りて子を生し、常に刀劔を身に副へて、よろづに武士の氣調をうしなはず、おのづから嶋長のごとくにて、子孫代々同じさまに其寺に住持して、今に連續けり、爲宗が事を家牒に、二郎入道宮爲宗禪定門と記せりとぞ、かくて此寺永亨の頃、火災に遭へる後、大里原といふ處に移して、宗福寺と改め、爲朝の墓も其近所に移せるを、寛政の頃、故ありて亦寺の後面に改移せり、其時石槨二ッ發出したる中に、兵器とおぼしきものありけれど、朽損ねてさだかならず、たゞ刀具の笄の如きもの一股あり、其ほかには、圓き紐鏡三面、硯一枚、磁器十枚ばかりありつるを、寺に藏め置り、その硯の裏に、爲朝の臣鐵丸作と彫てありとぞ、其硯の在けるかたは、爲朝の槨なるべく、いま一つは、爲宗のなるべし、すべてこゝにいへる八丈嶋わたりの、爲朝の事に係れることゞもは、去にし文化十三年、かの宗福寺の住持契譽、江戸に來りて、吾友杉田公勤に語りたりし趣なり、今按ふに、宗福寺を移したる地の大里原といふは、爲朝琉球にて、大里按司となり、嶋に歸りてもなほ、其居所の名にも呼けるなごりにて、其地を大里原と呼び、さるよすがにて、宗福寺をも移し建たりしにもやありけむ、さて又件の爲朝の子爲宗といへるは、保元物語に、五ッになる男子といへるぞ決てこれなるべき、大日本史に系圖を引て、嶋次郎爲家と載られたるは、本書の謬寫なるを、訂しあへられざりしなり、かくて又今川貞世の難太平記に、源義家の子義國の孫、義兼の事をいへるところに、義兼は長八尺餘にて、（文明足利系圖には長九尺二分とあり、）力人に勝給ひしなり、實は爲朝の子なりしを、義康襁褓の上より養ひき、世に憚て人に隱し給ひければ、終に知る人なし、賴朝右大將には、殊更近付給ひしかば、猶世に憚て空狂に成給ひて、其世は無爲に過給ひしが、我子孫は暫靈と成て狂事御座べしと仰けると、申傳たりと記して、

か先祖をば失ふべき、是こそ公家より給はりたる領なれとて、大島を管領するのみならず、都て五嶋をうち順へたり、是は伊豆國住人狩野介茂光が領なれども、聊も年貢をも出さず、嶋の代官三郎大夫忠重といふもの、聟になりてけり、茂光は忠重が上臈聟取て、我を我ともせずと恨ければ、隱して運送をなすを、爲朝聞つけて、舅忠重を呼寄て、此條奇怪なりと云ふうへ、勇士なれば始終我爲惡しかりなむとや思ひけむ、左右の指を三づゝ切て捨てけり、そのほか弓矢を取りて燒捨て、都べて島中に我郎等の外、弓矢を不ㇾ置けり、むかしの兵ども尋下りて、付順ひしかば、威勢漸盛にして、過行ほどに、十年にぞなりにける、と見えたり、爲朝のかゝるひとゝなりありさまなりしにつけて、おもひ合すべし、

また爲朝の身の終りの事、保元物語に見えたるところをとり、約めていはゞ、嘉應二年四月下旬、狩野介宗茂を將として、五萬餘騎、兵船二十餘艘にて、大島の爲朝の館をさして押寄ければ、爲朝死をきはめ、此上は兵士一人も殘るべからずとて、かたみを與へて落しやり、子に島の冠者爲頼とて九歲になりけるを刺殺し、五つになる男子と二ッになる女子をば母抱て失てけり、此母といへるは、かの島の代官三郎大夫忠重の女なるべし、又其女子といへるは、實は男子にて後に足利の養子になりて、義兼といへるがこれなるべきか、下に論ふべし、其後爲朝敵船に向ひ、一矢射て後舘に入りて、腹斬て死にき、年三十三といへり、保元元年に、十八歲と見えたれば、此時の享年三十二なりしなるべければ、下の三字は二の誤りなるべし、さて又此時を尊卑分脈に、安元三年三月六日の事と記せるは、謬傳と聞ゆ、こゝに兵士を落しやりといへるは、上文に、島中に我郎等の外弓矢を不ㇾ置と見え、むかしの兵ども尋下りて付順ひしかば、威勢漸盛にして過行ほどに、云々と見えたる兵士どもにて、其を琉球に落しやり、阿多にいひ遣したる事もありしなるべし、爲朝の子爲宗の創建(タテ)たりといへる、八丈島宗福寺の傳説に、爲朝大島より八丈島に住て子を生しけるが、又其島より北に、船路三里ばかり隔てゝ、小島といふがあるに徙り住けるほど、嘉應二年討手(ウテ)を受てその島にて、自腹裂て死たりといへり、こは其島徙したりしくはしき傳ときこえたり、

〔注〕又この小島といへるは、小さき島にて、周圍いと嶮しく、巖間にたゞ一處口あり、今民家四十餘戸あり、島中に古より崇めきたれる爲朝大明神の祠あ

くこと世に越たり、幼少より不敵にして、兄にもところをおかず、傍若無人なりしかば、身に添へ都に置なば、惡かりなむとて、父不孝して十二の歳より、鎭西の方へ追下すに、豐後國に居住し、尾張權守家遠を乳母とし、肥後國阿曾平四郎忠景が子、三郎忠國が聟になりて、君よりも賜らぬ九國の惣追捕使と號して、筑紫を隨へむとしければ、菊池原田を始として、所々に城を搆へて楯籠れば、其儀ならば、いで落いて見せむとて、いまだ勢もつかざるに、忠國ばかりを案内者として、十三の歳の三月の末より、十五の歳の十月まで、大事の軍をすること二十餘度、城を落す事數十箇所なり、城を攻る謀、敵を討つ行、人にすぐれて、三年が内に、九國を皆攻落して、みづから總追捕使に押成て、惡行多かりけるにや、香椎宮の神人等、都に上り訴へ申す間、いにし久壽元年十一月廿六日、德大寺中納言公能卿を、上卿として、外記に仰て宣旨を下さる、源爲朝、久住二宰府一、忽二諸朝憲一、咸背二綸言一、梟惡頻聞、狼藉尤甚、早可レ令レ禁二進其身一、依宣旨執達如レ件、しかれども爲朝猶參洛せざりければ、同二年四月三日、父爲義を解官せられて、前撿非違使に被レ成けり、爲朝これを聞て、親の科に當り給ふらむこそ淺猿けれ、其儀ならば、我こそ如何なる罪科にも行はれむずとて、急ぎ上りければ、國人どもゝ上洛すべき由申けれども、大勢にて罷上らむ事、上聞穩便ならずとて、形のごとくに付順ふ兵ばかり、召具しけり、某々を始として、廿八騎ぞ具したりけると見え、その容貌は、長七尺ばかり、目角二ッ切れたりといへり、また軍敗れてのち、筑紫に下りて、九國の勢をかたらひ、新院の御世になし奉り、おのれ日本國の總追捕使とならむと、思けるをりふしさゝはることありて、近江國輪田に隱居て、筑紫へ下るべき支度しけるよし見えたり、又生捕れたる由を云々と記して、暫命を助て可レ被二遠流一と議定ありしかば、流罪に定まりぬ、但息災にては、後惡かりなむとて、肘を拔て伊豆の大島へ被レ流けり、かくて五十餘日して、肩つくろひて後は、少々弱くなりたれども、矢束を引くこといま二つ伏引ましたれば、物の切るゝ事むかしに劣らず、爲朝宣ひけるは、われ清和天皇の後胤として、八幡太郎の孫なり、いかで

や、五島七島と名付たりといひ、また端五島奥七島なども見えたれば、鬼界島にもとづきて琉球ごめに、十二島をすべても鬼界といひしなり、八島記に、琉球を初は貴海國と云ひ、又龍宮ともいへりと云へるは、字には然も書たる由にて、琉球をむかしはうちまかせて、貴海とも云へりといへるなり、

注貴海は鬼界、龍宮は琉球にて、共に通言にさも書たりしなり、上に擧たる如く、はやく元亨釋書に、龍宮と書き、また神道集には、此國の事をいへる下に、諺ニ龍宮世界ト云、王ノ門牓ニ龍宮城ト書、私云爾ハ琉球ノ二字恐ラクハ龍宮ノ韻也といへり、但し琉球を龍宮の通音の如くいへるは反なり、

吾妻鏡に、貴海島又貴賀井島、と見えたるも、琉球をさしていへるものなる事明かなり、かくの如く、鬼界はもと一島の名なるを、琉球ごめに十二島をすべても呼び、又琉球一國の名にも呼たれば、いとまぎらはしきを、よく讀わきまへて事實を知るべきなり、故くだくだしけれど、書等を引證しつ、さてまた爲朝の琉球に渡りたる事のありさまは、上に論へるごとく、阿多がもとより大島に言かよはして迎へたるにか、また爲朝阿多が琉球に在る事を知りて、渡りたるにてもあるべし、いづれにも爲朝琉球に渡りて、阿多と心を合せ、國人をおもむけ懐けなどして、大里按司が聟になりて、八島記に、王の聟になりたりといへるは、この事を云へるなり、男子をさへ産ませけるにあはせて、親みをなし、前に筑紫にて、阿曾三郎忠國が聟となりて、九國の惣追捕使と號して諸國を攻取、また大島にては、狩野が代官三郎大夫忠重が聟となりて、勢をふるひたりし事、保元物語にみえたり、同じ趣なるに准へてもおしはからるゝなり、又その島々に、內地(ミクニ)より阿多がほかにも、はふれ來て在けむものどもをはじめ、其島人どもを率ひ(アトモ)たてゝ、軍を起し、阿多が本國の薩摩がたよりあからさまにおしわたりて、むかしのよしみありし兵どもをかたらひ、都に攻上り平家を討滅し、憤をはるけ、家を興さむの志にて、その謀をかたらひおきて、大島に還り、よくしたためて、阿多が告などを待て、妻子郎從を具して、ふたゝび琉球に渡り來らむ意がまへにて、なほ言通はさむ使がねに、鬼界の島人をも率て、歸りて在けるほど、討手の下れるに遭ひて、えこゝろざしを遂げざりしにぞあるべき、八島記にしるせる趣は、その琉球に在ける間の事を、その國にて語傳へたる說を聞て、記せるものなる事決し、

注爲朝のひとゝなりは、保元物語に、器量人に越え、心あくまで剛にして、大力の強弓、矢つぎばやの手きゝなり、弓手の肘妻手に四寸延て、矢束を引

今も硫黃の多ければ硫黃の嶋とぞ申ける、

注俊寬白石の嶋より わたくしに 此嶋に渡り居て、有王にかたりたる詞に、力のありしほどは嶋のもの丶するを見ならひて、此山の嶺に上りて、硫黃を取て商人の舟の着たるに取らせて、かたの ごとく代を得て日を送り云々といへり、さてまた上文に、此硫黃嶋を奥七嶋が內といへるに、宰相丹波少將を申あづかる條に、康賴の悲歎詞に、此嶋の事を、扶桑神國の內の嶋なればと、おほらかにいへるは、情をつくせる書ざまなり、事實にあて丶論ふべきにあらず、又成經康賴赦免狀の文に、薩摩がた硫黃嶋の流人といへるも、上文に薩摩がたとは惣名なりといへるに同じく、ちとの嶋を省けるにて、おほらかなる書ざまなり、

云々、この人々初には、三の島に捨られ所々に歎けり云々、後にはあみ舟つり舟に手をすり、腰をかゞめつ丶、俊寬も康賴も、硫黃が嶋へぞよりあひける云々、又治承二年におよびて、成經召返使の事を記せる詞に、八月下旬に薩摩の地に着く、九月上旬に硫黃が嶋にぞ渡りける云々、下文に、九月中旬に嶋を出で丶、心はあながちに急ぎけれども、海路のならひなりければ、波風荒くして日數を過ぎ、同廿日あまりにぞ九國の地へ着き給ふ、など見えたるをおもふに、保元物語に爲朝の渡りたりといへる鬼が島は、件の鬼界島、また硫黃島とも云へる島なる事著く、また琉球に渡りて云々の事は、上に引出たる其國の傳說の書どもに併せ見れば、日本人皇裔、鎭西八郎源爲朝公と稱ひて、畏み尊びたりし事著く、乾道元年に、至ル國云云といへる、其年さへに永萬元年に契ひたれば、いはゆる鬼が島より渡りたる事は慥なるを、保元物語にも何にもきこえざるは、爲朝大島に歸りて、鬼が島の事のみ披露して、琉球にものしたる事をば隱したりしものなるべし、さるは爲朝はじめより、琉球に渡らむこ丶ろざしなりつれど、そは島人どもには、おしかくして、鷺の飛行を見て、あからさまなるわざの如くものして、まづ鬼界島にわたり、島人を平伏へ、嚮導として、琉球にわたりたりしものなり、保元物語に、其島と丶もに、七島を知行しと、いへるに おのづから、琉球かけたることばと聞ゆるなり、盛衰記に奥七島といへるもこれなるべし、又鬼界は十二の島なれ

へて聞傳たる說ときこえたり、さて又此島の事と聞えて、こゝに引たるよりも、はやくものに見えたるは、元亨釋書の唐鑑眞が傳に、その國の天寶三年、皇朝の天平十六年に當れる頃、皇國に參渡らむとて船出したるが、暴風に漂ひめぐりたる由を記せる文に、或漂二日南一或趣二龍宮一云々と作り、この事を宋高僧傳に、俄漂二入蛇海一、其蛇長三丈、色如二錦色文一と記せり、琉球の島々には、今も蛇多くて、さるさまなるが、いと大なるもありときこゆれば、釋書に龍宮と書けるは、其心しらひして、琉球の通音にかけるものなるべし、其例は下にいふが如し、さてまた鑑眞が皇國に着たるは、薩摩の秋妻浦なりと、今昔物語集に見えたれば、琉球を經て、わたり來れる、地理もかなひてきこゆ、但その龍宮といへるは、鬼界島ときこえたり、また空海が性靈集に載たる、延暦三年入唐大使賀能與二福州觀察使一書に、颶風朝扇摧二肝耽羅之狼心一北氣夕發失二瞻留求之虎性一といひ、宋の世に著せる太平廣記に、經二流虬國一云々、新羅客亦半譯二其語一遣二客速過一言此國遇二華人飄泛至者一慮有二災禍一云々、出二嶺表錄異一と

いへることとみえ、また今昔物語集に、仁壽三年圓珍が事を記されたる條に、仁壽三年八月ノ九日、宋ノ商人良暉ガ年頃鎭西ニ在テ宋ニ返ルニ値テ、其船ニ乘テ行ク、東風忽ニ迅シテ船飛ガ如クナリ、而ル間十三日ノ申時ニ北風出來テ流レ行クニ、次ノ日辰ノ時計ニ琉球國ニ漂着ク、其國ハ海中ニ有テ人ヲ食フ國也、其時ニ風止テ趣カム方ヲ不レ知、遙ニ陸ノ上ヲ見レバ數十人鉾ヲ持テ徘徊ス、良暉是レヲ見テ泣悲フ、和尙其故ヲ問給フニ答テ云ク、此ノ國、人ヲ食フ所ナリ、悲哉此ニシテ命ヲ失テムトス、ト、和尙是ヲ聞テ忽ニ心ヲ至(イタ)シテ、不動尊ヲ念ジ給フ云々、はやく三善淸行朝臣の此僧の傳に、十三日申時、望二見高山一、緣二北風敏一、十四日辰頭、漂二到彼山脚一、所謂流抹國、喫レ人之地、四方無レ風、莫レ知レ所レ趣、忽遇二巽風一、指レ乾維行云々と記され、元亨釋書の同僧の傳にも、珍泛レ海、北風俄起漂二流求國一、遙見二數十人一、持二戈矛一立二濱坻一、良暉悲泣謂レ珍云、我等當二流求所一レ噬、爲レ之如何、蓋流求者、海嶋之噬レ人國也云々などみえたる是なり、是らも鬼界嶋の事と聞えたり、おもひ合すべし、

の方へ修行し行けるが、便風あらばかの島へも渡らばやと思ひけれども、おぼろげにては舟も通はず、おのづから商人などのわたるも、わづかに日和を待得てこそ行けなど申ければ、平家物語有王島下りの段に、薩摩よりかの島へわたる船津にて云云、あきんど船に乗りて、件の島へわたりて見るに云々、など見えたり、是等は廣く十二島ごめにいへる詞なり、

おのづからあるものも、此土の人には似ず、身には毛長く生ひ、色黑くして牛のごとし、いふ言のはも聞しらず、男はえぼしも着ず、女は髮もけづらず、木の皮をはぎてはねかづらにしたり、ひとへに鬼のごとし、眼にさへぎるものは、もえあがる火の色、耳に滿てるものは鳴りくだる雷のおと、きもたましひもきゆるばかりなれば、

注有王が硫黄島に渡りたる條には、此島のありさま云々、もえあがるほむら、行客の魂を消し、谷には鳴りくだる雷、旅人の夢を破る云々、島の住人とおぼしくて、木の皮をはねかづらとして、ひたひにまき、赤裸にてむつきをかき、身には毛太く長く生ひて、たけは六七尺ばかりなるものぞあひたりける、

一日片時堪て有べきこゝちせず、しづが山田もうたざれば、米穀のたぐひもさらになく、園の桑の葉もとらざれば、絹布服もまれなり、むかしは鬼のすみければ、鬼界の島ともなづけたり、

注傳信錄に、そのかみ琉球三島とてある中の東北八島の中に、奇界亦名二鬼界一、去二中山一九百里、爲二琉球東北最遠之界一、人以レ手食、多黑色云々、以上八島國人稱レ之皆曰二烏父世麻(オホシマ)一と記せり、さて鬼界はもと內地より呼びたる名にて奇界と書るは其通音の字を用たるなり、又內地にて、吾妻鏡に、貴海、貴賀井と書き、八島記にも貴海と書きたる由いへるも、同じ書ざまにて、是らは琉球におよぼしていへるなり、又南浦文集に、鬼界島の事をいへる條に、爲朝見二巢-居-穴-處於島上一、頗雖レ似二人之形一、而戴二一角於右鬢上一、所謂鬼怪者乎、爲朝征伐之後、有二其孫子一、世爲二島之主君一云々、因効二鬼怪之容貌一、結二髻於右鬢上一といへり、こは薩摩國の僧玄昌が慶長元和の頃記せる書なり、これも鬼界に琉球の事を混

いへり、いはゆる世續圖はその本國にすら絕たりと云へるに、はやく元史類編にも引記して、上に擧たるが如し、今推察考ふるに、彼國人忌諱む由ありて、虛言して見せざりつるなるべし、さて今件の書どもの說を併せ考るに、爲朝の琉球に渡りたりといへる乾道元年は、永萬元年に當り、舜天は其翌年に生れたるなり、かくて爲朝の事は保元物語に、（參考本に據りて、諸の傳をも採合せ約めて引るなり、上に引たるも然ありき、下なるもまた同じ、）保元元年伊豆の大島に流されたりけるに、其島を併せて八島を討從へて横領し、永萬元年三月、海中の沖方へ鷺の飛行を見て、島あらむ事を察りて、郎等を率て水主梶取を召寄せて、船に乘て其方をさして漕渡り、次の日午の刻に怪しき島に着き、（鎌田正淸、爲朝の驍勇を恐れて云々といへるを、義朝の勵詞に、八郞は筑紫そだちにて、船の中にて遠矢をこそ射れ、徒立などは不知云々とみえたり、筑紫にて長成て、船術にもよく熟たりしなるべし、）其島人を見れば、長高き大童の、髮はそらさまにとりあげたるが、身には毛ひしと生ひて色黑く、牛の如くなるが、綱のごとくなる太布を著て、刀を右にさしたり、言は聞知らざれど、大かた推しあへしらひて、島の名を問へば、鬼が島といふ、島人は鬼の子孫なりといへり、爲朝やがてその島人を平服（マツロヘ）て、島に太き葦の多く生たればとて、葦島と改名づけて其島とゝもに、七島を知行し、これを八丈島のわき島と定めて、年貢を運送すべき由おほせつけおきて、其島の鬼童を具して、大島に歸りたるよしみえたり、さて其鬼が島はいはゆる鬼界島なり、源平盛衰記（俊寛成經等、鬼界が島にうつる事の條、治承元年の）に、丹波少將成經をば福原へ召下し、妹尾太郞に預置、備中國へ遣したりけるを、俊寛僧都平判官康賴に相具して、薩摩がた鬼界が島へはなたれけり、薩摩がたとは惣名なり、鬼界は十二の島なれや、五島七島と名付たり、端五島は日本に隨へり、康賴法師をば五島の內、ちとの島にすて、俊寛をば白石の島にすてけり、彼島には白鷺多うして、（保元物語に、沖の方へ鷺の飛行を見て、島あらむ事を知りて云々、）石白し、故に白石の島といふ、丹波の少將をば奥七島が內、三ッの泊りの北、硫黃が島に（今內地にて、硫黃島と呼には、薩摩より遠からぬ海中にありとぞ、すべて琉球わたりの島々には、硫黃多しときこゆ、）にぞすてられける云々、日數經れば、薩摩國に著にけり、遙々と海上を漕わたりて、島々にこそすてられけれ、此島々へはおぼろげならでは、人の通ふ事もなし、島にも人まれなり、

注 また俊寛が弟子の有王が島下りの事を記せるところに、判官入道のゆかりなりける僧の詞に、西國

淹留の間に究問して、著はして其國王に奉りし書なる由、委く序に見えたり、その康熙五十九年は、享保五年に當れり、さてこの後寶暦六年に當りて、清の乾隆二十一年に周煌といへるが、彼國の冊封王副使になりて、行たるが記せる琉球國志略といふがあり、それに記せる事どもの中に、今この考に引べき事どもは、みなこの傳信錄に據りて記せるものにして、をさ／＼異なる事なし、されどいさゝか採るべき事は、下に引しるすべし、

に、舜天日本人皇後裔、大里按司朝公男子也、

汪朝公の上に爲字を脱せるなり、上にもこゝにも引出たる諸説にて明なり、さてこの書中を撿るに、大里は地名なり、按司といふは、傳信錄に、協理、大北官皆領ニ地方ニ爲ニ采地ニ、王弟王叔、國相皆稱ニ某地王子ニ、鎭ニ一府ニ者、皆稱ニ某地ニ按司舊制毎府ニ一按司、涖治レ之、權重兵爭、尚眞王改制、令レ聚ヲ居首里ニ、遙領ニ其地ニ云々、と記せり、首里は、今王の居處の地名なり、さてまた世譜に、舜天の母を、大里按司妹とみえたるをおもふに、爲朝前に、大里按司にて在し者の妹に婚て、しばらく其按司に代りて在しなるべし、

淳熙七年庚子、治承四年に當れり、年十五、屢有ニ奇徵ニ、長爲ニ浦添按司ニ、人奉ニ其政ニ、斷獄不レ遂、天孫二十五世政衰、逆臣利勇恃レ寵執レ權、鴆ニ其君ニ而自立、舜天討レ之、利勇死、諸按司推奉即位、賞レ功罰レ罪、民安國豐、在位五十一年、壽七十二、嘉熙元年丁酉薨、即位は、在位の年間、はた享年をもて推考に、文治三年丁未年、廿二歳の時に當れり、次に宋嘉熙二年戊戌、舜馬順熙嗣位、舜天第一子、淳熙十二年乙巳生、五十四歳嗣位、在位十一年壽六十四、淳祐八年薨云々、と記せり、かくて同書中山世系の首に云、臣按前使汪楫撰、中山沿革志皆採ニ前明實錄ニ、特汪與レ修ニ明史ニ、採錄頗稱ニ詳備ニ、中略時據ニ所レ稱世纘圖所レ載、互訂ニ一二ニ而已、臣今至レ國、遍訪ニ世纘圖者ニ、不ニ獨民間無ニ其書ニ、即國庫中亦無ニ其圖ニ、惟抄ニ撮尚宣威以前事ニ、名ニ中山世鑑ニ、事與ニ中山沿革志所レ載、頗有ニ不レ合者ニ、後細詢ニ本國ニ、此書乃尚質從弟、尚象賢字文英者爲レ之、汪使封ニ尚貞王ニ時、傳信錄な按るに、康熙廿一年の時なり、天和二年に當れり、此書未レ成也、中山開闢以來至ニ舜天ニ、始有ニ國字ニ、至ニ象賢ニ、始窮搜博采、集ニ成此書ニ、中略惜未レ及レ見ニ其全書ニ、今但考ニ正其歷代世系ニ、而以ニ汪楫所レ採明史實錄中封貢往來之事ニ、附ニ其次ニ、以備レ考云と

訂して、序を書たるものなるべし、

定西物語に、琉球の氏神の祉は、鎮西八郎爲朝を祀たり、今に爲朝の弓矢、祉にありといへり、

注この定西は、もと石見人にて、故ありて天正の頃、薩摩へ行て琉球へ渡り、國王の弟佐志貴島の主佐志貴王子と親しくなりてありける間に、國王の妻の病を療し、其功によりて、その國より明國へ商船を出す事を許されて、みづから乘渡などして、名をやまとかなそめと呼て、琉球に九年在りて歸りて後、故ありて僧となり、長壽にて江戸の深川靈巖寺に在けるに、日下部景衡の親しく逢て、其物語を記せる書にて、慥なる説なり、

さて其琉球の氏神、しかゞゝと云るは、爲朝琉球にわたりて生したる子に、尊敦といふがありて、後に其國の王となりて、舜天と稱へり、それが氏神として、爲朝を祠りたるものなる事決し、此社に八幡大神をもまつりて、つねにはたゞ八幡宮と稱へりときこゆる事、其國の傳説どもを合考て知られたり、其由は、下にいふべし、さるはまづ其琉球の中山世譜に、この書、慶長三年に當る年、尚質王が世に、中山世鑑といふ書を、和字にて書著はしたろがありしを、元祿十年に當る年、尚貞王が世に重修して、漢字に書著はしたる由記せり、尚

宋乾道元年乙酉、鎮西爲朝公、隨流至レ國、生二一子一而返、其子名尊敦、後爲二浦添按司一、南島志に、國人說曰、源爲朝浮レ海順レ流、求而得レ之、因名二流求一と記されたり、件の隨流至レ國の文は、此說をおもひて書る文なるべし、但し、此國號の由は、强說なり、其は下に論ふべし、淳熙年間、天孫氏二十五紀之裔孫、爲二權臣利勇所一レ滅、時浦添按司尊敦、倡レ義起レ兵、來誅二利勇一、國人推二戴尊敦一爲レ君、是舜天王也、舜天登位、制度新定、國俗大革、原注にいはく、國俗至レ此而爲二再變一、云々、また同書王統の系譜に、舜天王姓源、號二尊敦一、父鎮西八郎爲朝公、母大里按司妹、宋乾道二年丙戌降誕、宋淳熙十四年丁未即位、宋嘉熙元年丁酉薨、在位五十一年、壽七十二といひ、其子舜馬熙王と稱ふを、神號其益美、宋淳熙十二年乙巳降誕、宋嘉熙二年戊戌即位、宋淳祐八年戊申薨、在位十一年壽六十四といへり、又もろこしの書には、元史類篇一名、續弘簡錄、清仁和邵遠平戒山撰、に、按琉球上世無レ攷、據二其世纉圖一云、宋淳熙十四年舜天即位、池北偶談、(清王阮亭著)に、琉球國、自二南宋一始稱レ王、舜天爲朝公之男子、未レ詳二何許人一、其不祧祖也、在位五十一年、長子舜馬順熙嗣云々、また中山傳信錄、

注清徐葆光冊封、琉球國王副使といふになりて、其國の康熙五十九年琉球に行て、翌年かけて、八箇月

義朝ぬし誅(ウタ)れ、平家權柄の世となりけるを、憤りて報いせむと企たることのありけるが、顯はれて琉球に遁れ渡りてありけるに、保元物語に見えたる、永萬元年におよびて、爲朝の大島より渡りたる時に、(此時の事、下に委しく辨ふべし、)邂逅に會たるなるべきを、八島記に九州に在ける時、わたりたる由にて、しか〴〵といへるは、其時を訛りたる傳なり、但し保元物語に、爲朝十三にて筑紫へ下り、九國を三年に討從へ、六年治めて十八歲にて都に上り、保元の軍に逢ひたる由見えたれば、はやく琉球へ渡りたる事のあるまじきにもあらず、さらでも其島々のありかたをば、かねて知りたるべく、又その島に爲朝の渡り來れるは、阿多が琉球に在る事を聞及びて、渡りたるにてもあるべし、さて其爲朝の事の、琉球の傳說にきこえたる事どもは、まづ琉球神道記に、熊野神を祭れりといへる波上權現の條に、中頃鎭西八郞爲伴(タメトモ)、此國ニ來リ、逆賊ヲ威シテ、今鬼神ヨリ飛礫ヲナス、其長ケ八ノ形許、其石此ニ留リ、又今鬼神ヨリ一日ノ行程ナリといひ、

注今考るに、爲伴は爲朝と書べきを訛りたるものなり、今鬼神は、爲朝その國の逆賊を平ぐる時、大石などを擲て、勇威を示せたるを、土人の見恐みて、然稱へたるを、其わたりの地名に呼ならびたるなるべし、その國にて記せる、中山世譜をはじめ、いまも今皈仁と書くは、後に字を改めたるなり、其地王府の東北に當れり、これかれを案ふるに、地理も合ひてきこゆ、さてこの神道記は、皇國の僧袋中が記せる書にて五卷あり、自序中に、予扶桑國、東海邊裔之貧士也云々、跓二此國一、籠二桂林之深一、經二三箇年星霜一云々、有二國士黃冠(自注にいふ彼國三位)、馬幸明一、語レ我云、吾雖二神國一、昔未二其傳記一、願記レ之云、我他邦何知二國事一、明云我粗聞、所レ不レ記、問二知人一請頻故諸爾、摭二彼此言一、愍注二同塵德一、號曰二琉球神道記一、分爲二五卷一云々、于レ時大明萬曆三十三年龍集乙巳四月望之日也といへり、すなはち慶長十年なり、さてこの袋中が作れる琉球往來といふ書の文章も、馬幸明が請に依りたる由にて、卷尾に慶長八年癸卯、當二大明萬曆三十一年頃一、琉球國三年在留內、依二那覇港馬氏高明所一レ請作レ之、と記して、文中に神道記五卷云々と書り、しかれば神道記は、慶長八年より、やゝ前に書たりしを、十年におよびて挍

の家人にて在るが、傳藏りときゝて、中人たてゝ、其寫を請得て見るに、めづらしければ證がてら全くこゝに寫し載す、　下豐前國伊方庄住人」、補任地頭職事」、　前所衆中原信房」、　右地頭職貞種不レ渡二貴賀井島一、又追二討奧州一之時不參、依二此兩度過失一、可レ停二止彼職一也、依以二信房一所二補任一也、於二限有課役一者、任二先例一可レ致二其沙汰一之狀如レ件」以下」建久三年二月廿八日」端首に、賴朝卿の草名あり、

と見えたるこれにて、いはゆる貴海島は、琉球をいへるなり、貴賀井と書けるも同じ、琉球の事たゞかく稱へる由は、下に論ふべし、但し阿多が彼國に渡りたるは、平家在世の時といへば、爲朝の九州に在し時の事には合はず、大島に流されたる後の事に當れり、

注八島記にみえたる小物又太郎が事は、吾妻鏡の其度の條には見えざるを、同書の末、建曆三年五月三日記に、小物又太郎資政攻二入義盛之陣一、爲二義秀一被二討取一、是故右大將家御時、被レ征二高麗一之大將軍也、としるせるは、かの文治に天野藤內と共に、琉球に渡りたる時の事を、高麗と謬りて、こゝには小物又太郎がうへにのみ關ていへるを、八島記なる琉球の傳說には、天野と小物が事を並て語り傳へたるなり、しかれば、此事吾妻鏡に記せるところは疎なるを、かへりて琉球の傳說に備りて、きこえたるはめづらしきことなり、また古今著聞集に、九郎判官義經、右大將の勘氣の間、都を落て、西國の方へ行ける時、わたなべの後源次馬允番がもとによりて、事の由をいひければ、いたう憐みて道を送りけり、後に其事聞えて番關東へめされて、梶原に預けられにけり云々、さるほどに、右大將高麗國を責しときの追討使に、天野式部大輔遠景向ひたり、大將家のきりものにて、次官藤內といはれし藤內はこれなり、西國九國知行の間、其いきほひいかめしく、高麗國を討したがへて、上洛の時云々と記せるも、此貴海島伐の事なるを、高麗と謬れるものなり、これをもおもひあはすべし、

これかれ相通はしておし考ふるに、阿多平權守忠景は、薩摩國住人と見えたれば、阿多は、其國に古くより聞えたる地名なり、爲朝の鎭西に在ける時、隨從して、家人の如くにてありつるが、保元の亂に、爲朝大島に流され、平治に事ありて

るほど、其島にらんがくといふ離山の岳に、夷三郎殿といふ神を齋ひて、岩殿と云ふがありけるに、熊野三所權現を勸請して詣でたる由みえたり、其夷三郎殿といへるは、はやく御國人の由ありて、祀り始たりしなるべく、熊野神も嶋人の相續て祀れるが琉球におよべるにてもあるべし、さて毒蛇の事は、傳信錄に、國中蛇毒最甚、九月中毎出傷人立斃といへり、さてこゝに引たる中山傳信錄、琉球神道記の事は、下に云ふべし、

さて件の琉球の事は、吾妻鏡文治三年九月二十二日記に、所衆信房（號宇都宮所）、爲御使下向鎭西、是天野遠景相共可追討貴海島之旨、依含嚴命也、件島者、古來無飛船帆之者、而平家在世時、薩摩國住人阿多平權守忠景、依蒙勅勘遂電于彼島之間、爲追討之遣筑後守家貞、家貞粧軍船雖及數度、終不凌風波、空以令歸洛云々、今度同意豫州之輩、隱居歟之由、依有御疑貽有此儀、又去年河邊平太通綱到件島之由、聞食之間、殊所思召企給也云云、遠景元來在鎭西云々、同四年二月廿一日記に、天野藤内遠景、去月狀、昨日自鎭西參着、去年窮冬令郎從等渡貴賀井島、窺形勢訖、令追補之條、定不可有子細、但雖相催鎭西御家人等、不一揆之間、頗以無勢、重可被下御敎書云々、所衆信房自身可渡海之旨殊結構、然而遠景加制止之間、遣親類等、尤爲精兵之由載之、此事兼日風聞于京都、仍自執柄家有被諷諫申之旨、降伏三韓者上古事也、至末代者非人力之所可覃、彼島境者日域大難測、其故實爲將軍士、定有煩無益歟、宜令停止給之由云々、就之暫可令猶豫之旨、被仰遣遠景云々、三月五日記云、所衆信房去月之頃、自鎭西進書狀、貴賀井島へ渡事條々言上、去年依窺得件形勢、海路次第令畫圖之、就覽是爲難儀之由、諸人依奉諷諫、頗雖思食止、御覽彼繪圖之後、強不可疲人力歟之由、更思召立云々、此事信房殊竭大功之間、今日所被加賞也、五月十七日の記に、遠景已下御使等、渡貴賀井島遂合戰、彼所已歸降之由、所言上也、而宇都宮所衆信房殊施勳功、

注此貴海討の度の事に係りて、信房の賜はりたる賴朝卿の下文を、其裔佐田某と云が、肥後の細川殿

曲に辨ふるが如し、

注日種上人の事は、中山傳信錄に、山北省金武に、在二金武山一、山上爲二金峰一、山下有レ洞、有二千手院一、有二富藏河一、二百年前、有二日秀上人一、泛レ海到、此時年大豐、民謠云、神人來兮、富藏水淸、神人遊兮、白沙化レ米、日秀上人住二波上一三年、後回二北山一、といへるは、此日種が事にて、唱の相似たるによりて、いづれか訛れるなるべし、さて傳信錄に、國中辨才天女堂あること見えたるは、いはゆる日秀が祭はじめたるにやあらむ、また琉球神道記に、末吉權現といふを擧て、國王尙泰久が時、天海子鶴翁和尙倭修行の時、熊野神に誓ひたる事ありて、歸りて後、其神を祭れる社なる由しるせり、其は鶴翁日秀に因みて內地に渡り、修行のほど熊野神を信みたるが故に、歸りて後、ことに崇めたるを、然混へてかたり傳へたるにもやあらむ、此尙泰久は、享德三年より寬正元年まで、世を治りたりき、傳信錄に、日秀が事を、二百年ばかり前云々と記せるに、世頃おほかた合ひてきこゆ、日種が紀州那智へ行て云々といへるに、思ひ合すべし、また天久權現といふが在るを、熊野權現と辨才天を目輕翁と云ふが、因ありて祭れるよしもみえたり、是もまた日種が事に由ありてきこゆ、此ちなみにいふ、上のくだりのほかに、上國の神を祀れるがきこえたるは、神道記に、天照大神宮を擧て、尙泰久が前の王尙金福が時に係て云、國公云人有、人ヲ利シ世ヲ治ル故ニ名ク、其頃封王有二唐家勅使一、此首里往復ノ路不平也、此人俄ニ跂テ一七日ニシテ石ヲ布山ヲ平グ、其祈ヲ天照大神ニカク、瑞多ヲ功了ヌ、故ニ社ヲ立ル也、また天滿大政威德大自在天神宮を擧て、封王第十代尙元王ノ時、古米村ノ林大夫「イツクニモ梅サヘアラハ我トシレ、心ツクシニホカナタツネソ」、此古歌ヲ常ニ吟ジテ天神ニ法樂ス頃ホヒ、入唐船ノ上使タリ、漳州ノ梅花海ニシテ船覆時、乘衆百人ニ及皆溺死ス、此人一人リ梅ノ枝ニ取着テ活ヌ、思ワク我常ニ天神ヲ信ズル功也ト、佗舟ニシテ歸國シテ神恩ヲ感ジテ遂ニ此天神宮ヲ起ツ、また住吉神の事をいへるところの自注に、日向ノ近嶋ニ鬼界ト云嶋有、爰ニ有二住吉一、などいへることも見えたり、また源平盛衰記に、康賴成經、鬼界が嶋に流されて在け

世之主、」御返事如レ此候假名也、小鷹檀紙少切上下縮也、」と記せり、此書天文十六七年の頃書著せるものなり、また永享八年の後に、入貢の事は室町紀略に義教將軍の時、永享十一年、分類年代記に、文安五年、康富記に、足利將軍闕職中寶德三年、此度は國王尙金福、ことさらに使を奉りき、長祿二年十二月十四日、琉球國返章印御印、但伊勢備後殿方、以二天龍長老十如一被レ傳也、德有隣之印字也、糺井方森五郎衞門入道爲二使者一來、卽付封渡之、但御印三所印之、御書之後年號第二字之上印之、封章上裹琉球國和字之第二字之上印之、折紙贈物之後印之、三所謂以下字缺とあり、こは琉球國より使者を上り、貢物を獻りたるによりての返章なるべし、また文正元年七月廿八日、琉球國官人參而庭上進三拜退出、忽獻二方物一也、退出之時於二惣門之外一、放二鐵炮一一兩聲、人皆聽而驚顚也と見え、また齋藤親基日記に、この時の事を琉球人參洛、當御代六箇度目と見えたり、當御代とは義政將軍の代なり、六度目とは寶德三年の度よりといへるに當りて、その中間の三度はいまだものに見あたらず、

近來薩摩へ通じける事は、薩州に日種上人と申道心第一の僧あり、常に觀音辨天を祈る、紀州那智へ行て、此所より補陀洛山觀音世界へ渡る事あり、日種上人も那智よりうつぼ舟を作り、外より戸を打付させ、風に引れて七日七夜ゆられて、琉球國に流れ寄る、浦の者ども此船を上て見るに聖人あり、取出し魚鳥を與へなどしけれども不レ食、また美女をあはせけれども、精進看經なり、久しく居るまゝに詞通じ、佛法を勸め、また爲朝の子孫來り、日本人とて崇敬し弟子となる、此所に熊野權現の宮を建てゝ、毒蛇を責伏せ、不思議の事どもあり、彼國王頓に尊み、日本へ歸す、此舟風荒て所々に浮み行、島々の道傳を聖人よく知り、海路の次第を覺えし故に、其後薩摩大隅より、商人時々舟を渡す、是より島津家來も渡り、島の樣子を知りて、彼島へ働く」と見えたり、さていはゆる八島記は、琉球をはじめ、其わたりの島々の事記せる書にて、件の說ははやく其島々に渡りたるものゝ、語れる舊說を書記しおけるものとぞきこえたる、但し爲朝の事は、伊豆の大島より渡りたる時の事なるべきを、九州といへるは訛なるべし、其は下に諸書を擧て、委

中外經緯傳草稿第三

琉球國の事は、はやく新井君美ぬしの、南島志といふ書になむ、めでたくかき著はされたりける、然ありける中に、源爲朝の子舜天と云けるが、其國の王となりて、初國しりて治けるより、漸に皇國風に化りて、遂にきはやかなる臣國（ミヤツコクニ）となりぬる本末の趣、また其國の始の古事、そのほかすべて皇國に關係（カヽ）れる事どもを記されたれど、その書漢文に切略（ツヾ）めて、こときりて記されたれば、いかにぞやきこゆる事もすくなからず、そのかみの實（マコト）のありさまよくもきこへがたく、又見漏されたる、書もありげにて、あかぬこゝちせらるれば、さらにこなたかなたの書どもに據りて、證考たる事のあるを書つゞりて見むとす、さるはまづ其爲朝の事よりはじめて考るに、慶長年錄十四年二月の條に、島津陸奥守家久、催二兵船一琉球國へ渡海、攻二大島德島所々一」初青野原御合戰に、島津云々後何とぞ忠節申上度存、箇樣に存立候、此島の事、內府樣より公家衆儒者方へ御尋候へども、分明に存者無レ之、然るに玄蘇長老と申五山之僧より、八島の記と申書物を捧ぐ、其內に大抵有レ之、此島初は貴海國と申、又は龍宮國とも申、人の姿美麗にて、常に管絃を好む、源爲朝九州に御座候時相渡、彼國王の聟に成、子孫有レ之、阿多平權守と申家人を殘し、其子孫も此島に今に有レ之、平家の子孫また義經の御渡り歟と、賴朝被二思召一、而天野藤內小物又太郎と申人、大將にて人數を渡され、合戰に打勝て、和談の後、島を捜し候得共、平家の末も義經の行衞も無レ之、飯國なり、その後久しく不通にて、中比に普光院義敎御所の時、細川右京亮勝元の、九州に名譽の船頭あり、是を以書簡を通じける、永享八年の春、彼國の信使日本へ渡り、種々の寶物織物を奉る、其後又不レ通、舟路も更に知る人なし、是迄舊記に載て有レ之、

注今按ふるに、いはゆる永享八年より前に、入貢の事のものに見えたるは、運步色葉集に、應永廿一年、義滿將軍の時、かの國に賜へる返翰を載たり、めづらしければ全く寫し載す、〔琉球國之世之主〕御文委見申候、進上之物共慥受取候、」應永廿一年十一月廿五日、自二公方樣一琉球へ被レ遣候、」琉球國之

に收めて、章廣主には陸奥の梁川を替へ賜ひ、彼地へ宰を遣はして治させ給ひけるが、いくほどなく、文政四年良廣主の代におよびて、もとの如く蝦夷地を復し賜ひたりき、この頃の事なれば、みな人知るがごとし、

注この嶋の初の事は、新井君美主の蝦夷記に、松前の蝦夷通事勘右衞門が聞傳たる趣の口状なりとて、記されたるをとりすべて、こゝに記す蝦夷の地名を、その嶋人はシャムシャイン一名シャクセンといふ、此嶋の世の初、海邊に老夫老婦ありけるが、食物の無くてありつるに、夢に告るものありて船の械をさづけていはく、これをもて海を攪探らば、食物を得てむといへりと見つ、覺て見るに、その械あり、故敎のまゝに械をもて、海をかき探るに、白き潮沫の下より、鯡魚の浮び出たるを捕りて、食物とする事を知得たり、この夫婦の子よりはじまりて、子孫蕃息弘ごれるなり、その夫婦住し地、今エサシといふ處なり、その地にかの二人を崇めて、祠を建て、今に祭り來れり、老夫の祠をエビスの宮と稱ひ、老婦の祠をウバ神といふ、これなり

とぞ、

て蝦夷島に遁れ渡りて、其島内を知り、世を經て後に、内地に歸りて家を興し、なほ其島をも併せ知りて、世を經たりつるが、その盛季より前の世々の祖の名は傳はらで、たゞ遠祖の長髓彦なること、、蝦夷渡りのおほかたの趣の傳説のみ、遺れるものなるべし、これらの事をおもひ合するにも、義經のひそかに衣川より遁れて、蝦夷に渡れりといふ説のきこゆるは、よしなきにあらずかし、さてその盛季の後の事は、その家譜をとりすべて考ふるに、盛季の從孫政季生駒安東太郎、若狹の武田家源信賢朝臣の二男信廣等を率て、蝦夷に渡り、盛季に繼て其島を領き居り、政季死りて後は、一族某等の子孫、下國を治め、また信廣の子孫家號を蠣崎と呼べるが、上國を治め、二門に分れて、其地を頒領りて、世を歷けるが、前に盛季の弟に庶季といふが、陸奥に留りて、安東の嫡家を再興し、外濱より發りて、出羽の秋田湊を討從へ、みづから秋田城介と名のれる由、藩翰譜に見ゆ、子孫出羽の秋鹿郡檜山に住て、檜山屋形と呼て在けるを、なほ蝦夷の島主と崇めて、

注松前家譜に、天文十九年六月廿三日、屋形舜季公爲二巡見一來二給北國一、謂二東公渡島一と見えたり、東公は安東公と崇めたる由の稱と聞えたり、さてその渡島といへる言、いにしへ渡島といへるに、おのづからかなひきこえ、又同家譜にそれよりもはやく上に引たる如く、實朝將軍の時、外濱より狄島に追放せられたる徒の末孫を、渡黨といへりと見えたるも、由あるいひさまときこゆ、

其おきてを奉てありけるに、後にその安倍の族の家は衰亡せ、蠣崎の家は榮えて、季廣ぬしの頃は、上國下國を併せ領りて在けるに、内地ははやくより亂世となりて、陸奥のあたりはことに甚しく亂にみだれて、いはゆる檜山屋形も衰へゆきて、其在狀もいたく革りければ、おのづからその島主となりてありけるほど、織田信長公の興り給へる由をはるかにきゝ及て、使を遣して心をよせきこえ、此公亡び給ひて後、相繼て秀吉公に心をよせて、征戎の軍にたちて、名護屋の屯に參遭ひ、其後慶長四年、東照神命大御政まをし給ふに及びて、夷地圖家系を捧て見え奉て、同九年さらに蝦夷領知の御許を受賜はり、家號を松前と改、その後從五位下に叙されて、伊豆守と名のり、子孫相嗣けるよし見えたり、今の世までも、昔の義をとほして秋田家を崇まへ親しまるゝとぞ、ありがたき例なるべし、しかあるけるに、章廣主の時におよびて、文化四年さるべき故ありての御事なるべし、蝦夷の地を公

を併せ知りたりけるが、安倍盛季字安東太郎といふが時に、嘉吉三年、南部義政に襲責られて、其地を棄て、蝦夷島に遁れ渡り、其島を治め領り、其部内を上國下國と分ち稱びて、まつりごちて、世を終けるよし見えたり、(その後の事は下にいふべし、)按ふに、その安倍氏人は、上に擧たる齊明天皇の御世に、蝦夷國の討手に遣されて、いさをしく其國を治め、又肅愼をも討たりし阿倍引田臣比羅夫、また阿部臣某などの裔の、かの島を領る由縁ありて、世々陸奥に在けるが、やう〳〵に疎くはなりつゝも、なほかの島の在狀を聞傳へたるを、よすがに賴時も渡り試たりしなるべし、

注但この阿倍氏は、はじめ安日といへりといへば、阿部氏の裔ならむといふ說は、たちがたきが如くなれど、陸奥の方言のことに舌だみたるうへには、阿倍を阿日と唱訛り來れるを、後にその本稱に改たるなるべし、但し阿倍安倍の字の差などは、論ふべきにあらず、畿內の人にすら、然る趣なる訛ありて、本姓に改たる事、姓氏錄また史どもにも見えて、例ある事なり、又長髓彥は、饒速日命に殺されたること、神武紀に記されたり、その子孫の越陸奥わたりに遁れ下りたるが在りて、阿倍臣姓を給はり、比羅夫は越國守に任されて、蝦夷肅愼の征にも奉仕れるなるべし、さてこの安倍氏の族の安東の流に、家號を秋田といふ家門ありて、今も大名にて榮え給へり、其家の系譜にも、長髓彥の後にて、先祖は攝津國安倍野生駒に住り、年代久遠にして詳ならず、中比安倍貞任に至り、其子孫東夷に在る事三百餘年、その名もさだかならずと藩翰譜にしるされたり、なほそのほか諸說みえたれど、蝦夷につきたる事はきこえず、松前家譜には、此安倍家を主のごとく崇まへて、さて蝦夷に預るかたの事を記し、そのもと舊記に據りて撰びたるよしみえたれば、かた〴〵此家譜に見えたる趣を、もはらこゝには採り記せるなり、すべてこの家譜を今こゝに引たるは、彼此の條事を併せ見て、人名などもこゝに無用なるは、はぶきなどして、とり約めてしるし證せるなり、上に引たるも下なるも、其こゝろをえて見るべし、

かくて康平五年に、賴時の子貞任等一族こと〴〵く罪なひ、討亡されける時、その族の中に、かのよすがに

エケル、歩ナル者共ヲバ馬ニ乘タル者共ノ喬ニ引付ケツ、渡ケル、早ク此者共ノ馬ノ足音ノ遙ニ響テ聞エケル也ケリ、皆渡リ畢テ後、船ノ者共此卅日許差上ツルニ、一所渡瀬ト思シキ所モ无カリツルニ、此ク歩渡ヲシツルゾ、此コソ渡瀬也ケレト思テ、恐々ツ差出テ、和ラ差寄セテ見ケルニ、其モ底井モ不レ知同樣ニ深カリケレバ、此モ渡瀬ニハ非ザリケリト、奇異ク思テ止ニケリ、早ウ馬筏ト云フ事ヲシテ、馬ヲ游シテ渡ケル也ケリ、其レニ歩人共ヲバ其馬共ニ引付ケツツ渡ケルヲ、歩渡ト思ケル也ケリ、然テ船ノ者共、賴時ヨリ始テ、云合セテ極ク此ク上ルトモ、量モ無キ所ニコソ有ケレ、亦然ラム程ニ、自然ラ事ニ値ナバ、極テ益無シ、然レバ食物ヲ不レ盡ヌ前ニ、去來返ナムト云テ、其ヨリ差下テ、海ヲ渡テ本國ニ還ニケル、其後幾程モ不レ經シテ賴時ハ死ニケリ、然レバ胡國ト云フ所ハ、唐ヨリモ遙ニ北ト聞ツルニ、陸奥ノ國ノ奥ニ有夷ノ地ニ差合タルニヤ有ラムト、彼賴時ガ子ノ宗任法師トテ、筑紫ニ有ル者ノ語ケルヲ、聞繼テ此ク語リ傳ヘタルト也とみえたり、この事、宇治拾遺物語にも又みえたり、こはきはめてえぞが島のこと、聞えたり、胡國の人を繪に書たる姿したる人といへる趣をおもふに、肅愼わたりの人の來入居りつるを見たるなるべし、

【注】或人云、紅毛書にいにしへ蝦夷國に、南蠻また北狄の人の多く來入居りたりし趣、古書ともに見えたる由記せるを見たりと、かの國學せるもの丶語れりといへり、さるはかの國言をいかに譯して、南蠻北狄といひしにか知らねど、北狄といへるは、肅愼わたりの事をいへるにやときこえて、おもひ合さる丶こ丶ちす、

さて賴時はかむかべらる丶由ありて、天喜四年より討手をうけて、軍して翌る五年に誅れたれば、彼島に渡りたるは、それよりや丶前のことにあたりてきこえたり、又その丶ちには、蠣崎松前家譜に、蝦夷島の事にかけて、實朝將軍之時、强盜海賊之從類數十人搦捕、下二遣奥州外之濱一、被レ追二放狄之島一、渡黨云者、渠等末孫也とみえたり、實朝公將軍となり給ひての世は、建仁三年九月より、承久元年正月に至る、さて此事吾妻鏡に見えず、かの家の傳説ときこえたり、さてその系譜に記せる安倍氏の傳を考ふるに、陸奥の津輕に安日長髓彦の裔なりといひ傳へたる、安日氏人ありて、後に氏を安倍と改む、世々其地の十三湊に住て、其わたりを領ぎ居て、蝦夷

安倍ノ頼時ト云フ兵有ケリ、其國ノ奥ニ夷ト云者有テ、公ケニ隨ヒ不レ奉シテ、戰ヒ可レ奉ト云テ、陸奥ノ守頼義ノ朝臣責ムトシケル程ニ、頼時其夷ト同心ノ聞エ有テ、頼義ノ朝臣、頼時ヲ責ムトシケレバ、頼時ガ云ク、古ヨリ于レ今至マデ、公ノ責ヲ蒙ル者、其員有ト云ヘドモ、未ダ公ニ勝奉ル者一人モ無シ、然レバ我更ニ錯ツ事无シト思ヘドモ、此ノ責ヲノミ蒙レバ、敢テ可レ遁キ方無シ、然ルニ此奥ノ方ヨリ、海ノ北ニ幽ニ被ニ見渡一ル地有ナリ、其ニ渡テ、所ノ有様ヲ見テ、有ヌベキ所アラバ、此ニテ徒ニ命ヲ亡サンヨリ、我レヲ難レ去思ハム人ノ限ヲ相具シテ、彼ニ渡リ住ナムト云テ、先ヅ大ナル船一ツヲ調ヘテ、其ニ乘テ行キケル人ハ、頼時ヲ始テ、子ノ厨河ノ二郎貞任、鳥ノ海ノ三郎宗任、其外ノ子共亦親ク仕ケル郎等廿人許也、其從者共亦食物ナド爲ル者、取合セテ五十人許、一ツ船ニ乘テ、暫可レ食白米酒菓子魚鳥ナド皆多ク入レ、拈テ船ヲ出シテ渡ケレバ、其被ニ見渡一ル地ニ行着ニケル、然レドモ遙ニ高キ巖ノ岸ニテ、上ハ滋キ山ニテ有ケレバ、可レ登キ様モ无リケレバ、遙ニ山ノ根ニ付テ差廻テ見ケルニ、左右遙ナル葦原ニテ有ケル、大キナル河ノ湊ヲ見付テ、其湊ニ差入ニケリ、人ヤ見ユルト見ケレドモ人モ不ニ見エ一リケリ、亦登ベキ所ヤ有ト見ケレドモ、遙ナル葦原ニテ、道蹈タル跡モ无カリケリ、河ハ底モ不レ知深キ沼ノ様ナル河ニテナム有ケル、若人氣ノ爲ル所ヤ有ルト、河ヲ上様ニ差上ケル程ニ、只同様ニテ、一日過ギ二日過ケルニ、奇異ト思ケルニ、七日差上ニケリ、其レニ只同様ニテ有ケレバ、然リトモ何デ河ノ畢无テハ有ラムゾト云テ、廿日差上ニケリ、尚人ノ氣ハヒモ无ク同様也ケレバ、卅日差上ニケリ、其時ニ怪ク地ノ響ク様ニ思エケレバ、船ノ人皆何ナル人ノ有ルニカ有ラムト、怖シク思エテ、葦原ノ遙ニ高キニ、船ヲ差隱シテ、響ノ様ニスル方ヲ、葦ノ迫ヨリ見ケレバ、胡國ノ人ヲ繪ニ書タル姿シタル者ノ様ニ、赤キ物ノニテ頭ヲ結タル一騎打出ツ、船ノ人此レヲ見テ、此ハ何ナル者ゾト思テ見ル程ニ、其胡ノ人打次ギ、員モ不レ知出來ニケリ、河ノ鉉ニ皆打立テ、聞モ不レ知ヌ言共ナレバ、何事ヲ云フトモ不ニ聞エ一、若シ此船ヲ見テ云ニヤ有ラムト思ヘバ、怖シクテ彌ヨ隱レテ見ル程ニ、此胡ノ人一時許囀合テ、河ニハラ〳〵ト打入テ渡ケルニ、千騎許ハ有ラムトゾ見

五年四月に、遣二阿倍臣一闕名率二船師一百八十艘一、討二蝦夷國一云々、至二肉入籠一時、問菟蝦夷、膽鹿島、菟穗名二人進曰、可下以二後方羊蹄一爲中政所上焉、政所蓋蝦夷郡乎、〇乎は家の訛とみゆ、隨二膽鹿島等語一、遂置二郡領一而歸、政所に郡領を置たる由なり、部下の士卒をも率て置たるなるべし、分書に、或本云、阿部引田臣比羅夫上の本文に阿倍臣闕名とあるも、この比羅夫なりしなるべし、與二肅愼一戰而歸、獻二虜卅九人一、と見えたり、古事記傳に、此章に蝦夷國とあるは、正しく其本國のえぞが島の事なり、しりべしと云地は、今もあり、しりべつともいふと見え、また同紀四年に、渡島蝦夷、持統紀に越渡島とある渡島も、蝦夷の本國をいへるなるべしとて、くはしき説あり、此説によりてなほ考ふるに、同六年紀、阿倍臣、肅愼を伐る條に、以二陸奥蝦夷一令レ乘二己船一、到二大河側一、於レ是渡島蝦夷一千餘、屯二聚海畔一云々、また弊賂辨島の注に、度島之別也と見えたるをも證とすべく、又日本後紀に弘仁元年十月甲午、陸奥國言、渡島狄二百餘人、來二着部下氣仙郡一、非二當國所レ管、令二之歸去一、狄等云、時是寒節、海路難レ越、願候二來春一、欲レ歸二本鄕一、許レ之、留住之間、宜レ給二衣粮一とみえたるにて、ことに明なり、

注又渡嶋としもいふは、陸奥より海を渡り行て、在る嶋の由にて、蝦夷が本鄕の別名なり、そのかみ蝦夷の皇國に在るもあるに、本國なるもともに蝦夷と呼び、又その本國の名をも、たゞに蝦夷と呼べば、彼方此方の人をいふと、又其本國をさしていふと、かたみに混らはしければ、さる所には心しらひして記し別たれたるなり、後紀なるは、かれが本土を度嶋といひて、えみしに狄字を當て記されたるは、混らはしからぬ書ざまなり、

又與二肅愼一戰とは、肅愼國は蝦夷國の西北方に接びて、近き國なる故に、蝦夷を征たる因に征しなるべし、同六年にも、阿倍臣肅愼國を伐ること見えたるに、是はた五年のと一度なるを、傳へのまがひにて、二度記されたるなるべしといはれたる、まことに然ることなり、くはしき説は、傳の本書を見てしるべし、しかるに其後相續て、蝦夷國に郡領を置れたるにか、すべても國に就て治め給へること、史籍どもに見えず、いくほどなく廢られたりしなるべし、上に引たる後紀に、陸奥國の非レ所レ管云々と見えたれば、弘仁の比はやく其域をば治給はざりしにこそ、かくてはるかに後の世におよびて、この國の事のきこえたるは、今昔物語集に、今昔陸奥ノ國ニ

上一日ばかりの船路を經て、山丹といふ國に至る、この地滿洲に接續て、人物もなにも滿洲と相同じく、迦良布登は、よろづ蝦夷に異ならずとぞ、しかれば、古より迦良布登までを蝦夷の部落として治め給ひ、山丹わたりをさして、汎く肅愼といひ、其を後に靺鞨と革め稱ふ事となりにしを、和銅六年のころ、渤海に併せられつれど、その南北（加良布登よりは北西、）さまの渤海に隷かざりつる部落は、なほ靺鞨と稱ひて在りけるを、皇朝に聞しめしおよびて、養老四年に（和銅六年より八年、）鞍男等に詔して、其在狀を觀察せしめ給ひて、さらに蝦夷の區別をも正し給ひたりしなるべし、（今陸奥國宮城郡に存る、天平寶字六年と記せる多賀城碑に、去二靺鞨國界一三千里と見えたれど、此碑文の中に史に違ひたる事見え、また地理の趣いかにしても合ひがたくきこゆるところのあるがうへに、はた疑はしき説もきこゆれば、かたがた採らず、）かれこれおもひ合すべし、

〇蝦夷國の事を考ふるに、古事記日本紀に、景行天皇の御世、東國に蝦夷といへるもの〻ありて、暴びたりし事はじめて見え、それより後、御世々々にたびたび其もの〻事、史どもに見えたり、さて其蝦夷の事を記されたる古事記の其條の傳に、蝦夷は皇國人とは形も心も何も同からず、固種類の異なるものにして、其國は今もいはゆるえぞが島にて、皇國とは海を隔て〻外國にして、其域異なり、然るに上代よりして、其國人陸奥の北邊の地に渡來て、住着たるもの多く、つぎ〳〵に蕃息て、陸奥の中央までも弘ごり、皇國人と雜居りしなりといひて、猶くはしく論はれたるは、まことにさることなり、

注但し其中に、おのれが考には、えみしといふは、もとよりもの〻こ〻ろもなく、たゞいちはやく猛勇く暴行る黨類をいふ上代の稱にて、神武紀の歌に、愛瀰詩とみえたるは、大倭の梟帥の黨類をいへりときこえ、こ〻にいへるは、えぞが嶋人の、陸奥の片ほとりに渡り來て在る黨類をいへるにて、其えみしといふに、蝦夷の字を當て書來れるものなるべし、さてまた大倭なるえみしは、はやくなこりなく誅滅されたりしかば、おのづから此陸奥なるをのみ、えみしと呼びて、それが本郷の在ることも知らでありつるが、後に其本郷の知られたるうへに、其嶋名をもえみしといひ、またえぞともいふ事となりしなるべし、其説長ければ別にしるしてここに云はず、

かくて其蝦夷の本郷のものに見えたる始は、齊明紀

たあれば、副へ注しつ、

但しかゝる趣なる考説は、意のすゝむあまりに、おもほえず、牽合説のいでくるならひにて、後にその事實の眞の證を見出し、また物知り人のことはり説をききなどして、われながらあさましくおもはるゝ事の、ともすれば有るわざなれば、すべてこの考も、其たぐひとやなりぬべきと、かつは思ふものから、しばらく心やりに論ひ試たるにて、うけばりて考定たるにはあらずかし、さてまたいはゆる肅愼靺鞨などいへる地の事の、皇國の古書に見えたるは、書紀、欽明卷に、五年於佐渡島北御名部碕岸、有肅愼人、乘一船舶而淹留、春夏捕魚充食、彼島之人言、非人云々、齊明卷に、四年越國守阿倍引田臣比羅夫、討肅愼、獻生羆二羆皮七十枚、また五年、比羅夫に蝦夷を討平げさせ給へる條の一說に、比羅夫與肅愼戰而歸、獻虜四十九人、又六年、遣阿部臣(闕名)率船師二百艘、伐肅愼云々、乞和、遂不肯聽、據己柵戰、于時能登臣馬身龍爲敵被殺、猶戰未倦之間爲賊被殺己妻子、(この度はえ勝たで、軍を止たりときこゆ、)五月於石上池邊云云、饗肅愼四十七人、(こは前年の一說に見えたる虜四十九人のともがらにて、其内二人死などして闕たりしものなるべし、)天武卷に、五年新羅遣沙飡金淸平請政云々、肅愼七人從淸平等至之、(六年八月、金淸平本國に歸と見えたれど、肅愼人の歸れる事は見えず、皇國に止りしにこそ、)持統卷に、十年賜越度島蝦夷、伊奈理、武志與肅愼志良守叡草等、錦袍緋紺絁斧等など見え、靺鞨は、續紀に、養老四年遣渡島津輕津司諸君鞍男等六人靺鞨國、觀其風俗、類聚國史に、延曆十五年四月戊子、渤海國入貢の事を記されたる條に、又傳奏在唐學問僧永忠等所附書、渤海國者、高麗之故地也、天命開別天皇七年、高麗王高氏爲唐所滅也、後以天眞宗豐祖父天皇二年、大祚榮始建渤海國、和銅六年受唐冊立其國、延廣二千里、無州縣館驛、處々有村里、皆靺鞨部落、其百姓者靺鞨多土人少、皆以土人爲村長、大村曰都督、次曰刺史、其下百姓皆曰首領、土地極寒不宜水田、俗頗知書、自高氏以來、朝貢不絶と(唐書文獻通考などに、渤海、本粟末靺鞨附高麗者、(國初の事をくはしくいへる說あれど、永忠が書よりは疎にてこゝには無用なれば、ひかず、))など見えたり、いま陸奧蝦夷の地圖地誌どもを併せて、古を案るに、先今の奧、蝦夷宗谷(ソウヤ)也島の北の終かたより、海上十里ばかりに有る迦良布登(カラフト)島わたりまでを蝦夷の界として、汎く定られつるものなるべし、然るはこの島の北西より、海

年の間や、重く用ひられ、其後印度を經て、本國に歸れりといへり、かのキュブライは、元の世祖といへる王の名忽必烈と史に見えたる是なるべし、このマルキュスボーリユスが話によりて、西洋人始て皇國ある事を知れりと記せりといへり、然れば件の皇國人の韃靼より分れ來れりといへる說は、マルキュスボーリュスが、韃靼部の中の主に、祖の皇國より出たるが有りといふを、かへざまにきゝひがめたる傳へなるにもやあらむ、いづれにもかたへの證におもひ合さるゝなり、

注渡邊幸菴對話筆記といふ書に、幸菴寛永十八年、もろこしの明の世、その國に渡り、天竺にも往て所々見巡りて、四十二年を歷て歸來れるが、そのほどの事どもを話れる中に、明國にて國城郭といふ官人に逢ひて、親しくかたらひけるが、云おのれ素は駿河の國人にて、長左衞門と稱ひて、茶問屋なりき、昔年渡海せるとき、大風に遭ひて、遂に韃靼國に漂着きて在けるが、後にその國の王となり、また後にこの國に來りて、官人となりて在るなりと話りし由見えたり、但し其國の王とは、韃靼部落中の一國の主となりし由なるべし、また同書に、渡唐は對馬より、和珥湊へ二十四里、其より朝鮮の釜山浦名ソシカイ證屋まで二十四里、合せて四十八里なり、其處より韃靼の地のはづれを行き、太泥邏を通りて、明國に至りたりといへる由も見えたり、さて此幸菴、本名渡邊下總守源茂とて、越前君に仕へてありけるが、其君に故ありける後、更に主に仕ふる事をせず、質直くきもつよき壯夫ときこえたるが、ことのほかなる長壽して、寶永八年に百三十歲にて死たりとぞ、件の筆記は、加賀君よりたび〳〵問者をつかはして、その話どもを書記さしめられたるよしにて、さらにうきたる事はきこえざる書なり、また寛永十一年、越前三國浦の者、渡海の間にて難風に遭ひ、韃靼に漂着き、淸國の創〆順治元年、北京の都に送られ、翌年朝鮮より送歸されたる時の口書に、御奉行所衆日本のものどもに眞似て言葉にて御申候は、日本の人は、義理もかたく、武邊も強く、慈悲も有之由傳聞候、韃靼國も似申候由被〆仰候、其故日本の人を御馳走被〆成候との御申樣にて候と云へり、義經のゆくへに、これかれおもひ合さるゝか

るに、かの孟特穆が謚を原皇帝と稱へるも、義經の姓の源字をはやくより重き稱とこゝろえをり、原字に通はして用ひたりげにきこえ、また其後孫弩爾哈齊(ヌルカセ)かれがいはゆる太祖、が世におよびて、さらに國號を建て、清と稱へるも、かしこかれど、源氏の御祖の清和と申御謚號につけて、その清字を源字にもまさりて重く尊き稱なる由に、おろ〳〵聞傳へて用ひたりしにもやあらむ、

注琉球國にて、中興の王舜天が事を、日本人皇裔源爲朝公の一子尊敦といひ、後世におよびて、王子の名の頭に、かならず朝字を着るも、爲朝の名字を採れるにかとおもはるゝも似たる趣なり、この琉球のことは、下にくはしくいふべし、さて又清王が姓を、なほ愛新覺羅と稱ひてあるは、いはゆる孟特穆の時より、うへには前主の出自の姓を受たるが如くにてありしなるべし、さるはもとより其國の俗なりしにてもあるべく、又諸國を威し從へむために、さるたばかり言をもしつべき事なりかし、然るに清實錄に、いはゆる太祖が朝鮮に贈りたる書に、己が事を女眞國大金之後なりと記せるが、たゞ一ところ見え、明實記に、朝鮮方咨報二奴酋一移書、聲赫僭號二後金國汗一、建二元天命一とみえたるは、金はさきに其本國わたりにて、勢ありて世に猛くきこえたる國なりしによりて、朝鮮へはその金の後なりといひやりて、聲赫たりしものなり、清實錄にも、件の朝鮮へやりたるほかの書どもにも、然ることはきこえたる事なし、また滿洲と稱へるも、もしくば義經主の曩祖滿仲朝臣の名字を重くする傳のありしによれるにもやあらむ、こはことにあまりなるしひ說なるべくや、

長崎なる紅毛の通事志筑忠雄が、西洋の國のセルマニヤといふ國人ケンフルといふが、紅毛に仕着て、元祿のころ皇國に參渡り來て、歸りて後、皇國の事どもを記せる書を得て、飜譯して書とゝのへたる瑣國論といふ書に、西洋の國人の說に、皇國人は韃靼より分れ來れりと心えをれる趣、書どもに記し來れる由に見えたりといひ、又勿搦發亞(ヘネシヤ)國のマルキユス、ポーリユスと云へるもの、建治元年に當れる年韃靼に往て、キユブライといへる王に仕へ、元世祖が至元十二年に當る、その王の支那を併する時に偶ひ、隨て支那に行て、前後十七

順といへるが、滿洲を開基す、其後孫范察國の亂を避て、身を隱して終り、傳へて肇祖都督孟特穆に至る、これを原皇帝と稱ふといへり、其は明の世の末に撰びたる、武備志女直考に、正統初、建州左衞都督猛可帖木兒爲ニ七姓野人ニ所レ殺、弟凡察、（野人より下文、印本錯字あり、朝鮮考に引合せて訂せり、）子童倉、遯居ニ朝鮮一、童倉弟董山、嗣爲ニ建州衞指揮ニ、亡レ何凡察童倉歸ニ建州一とみえたり、

注こゝに建州左京督、また建州衞指揮といひ、三朝實錄に、孟特穆を都督などいへるは、武備志を考るに、そのかみ明國の政として、奴兒干に都司衞所といふ部分を置て治めたる官名ときこゆ、この建州は奴兒干の部落にて其部の衞あり、此部より廣めたる地を、後に滿洲と稱へるにて、これ清王が祖の本國なり、

この凡察といへるは、清實錄に見えたる范察が事なるべく、野人といへるは、蝦夷の方を廣く呼べる稱ときこえたり、

注そは明實紀、潛確類書などに、建州女直の極東、最遠に在るを野人女直といふと見え、明板輿地圖に、野作と書るを合せおもふに、野人野作ともに、エゾといふに當てたる寄語ときこえたり、明の世に、皇國の事記せる書どもに、物名を寄せる字の用ひざまを考合するに、然きこゆるなり、後漢書に北沃沮、一名置溝婁といへるも、おもひ合すべし、なほエゾの地の古事は別にいへり、

然れば、かの建州の猛可帖木兒は、蝦夷人に殺されたるなり、これによりて、それより前の世にめぐらして准へおもへば、義經蝦夷より金國に渡りて、其王に屬て功をたて、身を起し、奴兒干の酋長の家を嗣で、門地を興隆したりつるが、その子孫孟特穆におよびて、建州の都督になりたるを、殊に擧て清王が肇祖といへるにもやあらむ、さて又義經は、文治五年閏四月廿九日歲三十一にて、衣川の館を燒て自死れる由見えたるによりて、其年蝦夷にわたり云々して、六十歲までの齡を歷たりとするときは、もろこしにて、宋の孝宗の淳熙十六年より、寧宗の嘉定十一年におよぶべし、そのかみいはゆる金國の王が、ことに勢ひつよく、もろこしにも度々討入などして在りしころに當れり、其世のありさま、金史又そのほどの事しるせる漢籍を見ておもひ合すべし、さてかくおし定て考ふ

しくおぼつかなきかたもあれど、おほかたとりすべていはゞ、まづ舊くはその地方の大名を肅愼といへるを、息愼とも作り、漢の代のころには挹婁ともいひ、北魏のころ勿吉ともいひ、唐の代の頃には靺鞨、また黑水靺鞨などもいへるが、その地方漸に廣まりて、部落まちまちに分れ、互に界域を相侵し、或は合せ或は分れなどして其界とり〳〵に沿革つゝ、參差(イリクミ)てあり、經たりつる中に、朱里眞といふがありけるを、朱里眞は肅愼の訛稱にはあらぬか、訛て女眞或は慮眞、といひ、後に故ありて女眞と改たるがありて、宋の世の末に、金といへる國號を建て、世勢ありつるは、この女眞より出で、國を廣めたるなり、元の世におよびて、金を滅ぼして、その地に軍民萬戶府といふを置きたりけるが、明の世になりて、其地分れて數種となりたりつるを、海西に居るを海西女直と稱ひ、建州毛隣などいへる諸處なるを、建州女直と稱ひ、極東最遠なるを、なべて野人女直とさだめて、置ニ建州等衞一百八十四兀者等所二十一、都司一曰ニ奴兒干一、官ニ其酋一爲ニ都督都指揮千百戶鎭撫一、俾ㇾ統ニ其部落一といへり、明の世よりその地方を韃靼と呼べるこれなり、かくて、今の清國の王の祖は、その女直の建州部奴兒干より出て、諸國を併せ、明人の奴酋と呼べるこれなり、清太祖が明國に贈りたる書に、己が名を奴兒哈赤と記し、清實錄に諱奴爾哈齊と志るせるは、奴兒干に齊といふ言を加へて、名に呼たるなるべし、此ほか夷人には然る趣なる稱呼をり〳〵きこえたり、國號を定て滿洲といへりとぞきこえたる、こは史記孔子世家、また司馬相如傳、後漢書東夷傳、唐書北狄傳、魏書、金史、大戴禮、國語、孔子家語、元史、潛確類書、明紀全載、明實紀圖書編、武備志女直考、天祿識餘左編、建夷考、綱鑑易知錄、清三朝實錄などを參考へたるなり、其考說は別に記しおけるものあり、然るにはやく新井君美主の蝦夷志に、俗尤敬ㇾ神、而不ㇾ設ニ祠壇一、其飮食所ㇾ祭者源廷尉義經也、東部有ニ廷尉居止之墟一、土人最好ㇾ勇、夷中皆畏ㇾ之、自注に、夷俗凡飮食及祝ㇾ之曰ニオキクルミ一、問ㇾ之則曰ニ判官一、判官蓋所ㇾ謂オキクルミ、夷中所ㇾ稱ニ廷尉一之言也、廷尉居止之地名曰ニハイ一、夷中所ㇾ稱(ナル)ハイクル、卽其地方人也、西部地名亦有ニ辨慶崎者一、或傳(ハフ)廷尉去ㇾ此而踰ニ北海一云、寬永年間、越前國新保人、漂至(ルヿ)ニ韃靼地一、是歲癸未、淸主乃率ニ其人一、而入ニ燕京一、居歲餘、勅遣(テ)ニ朝鮮送致(ラン)而還一、其人曰、奴兒干部門戶之神、似(下)此間畫(上)ニ廷尉像者一亦可(三)以爲ニ異聞(一)、奴兒干は、もと韃靼の本名にて、滿洲といふもこれにて、今の淸王の祖、其所より起れる事既に說へるが如し、と記されたるをおもへば、ます〳〵由緣ありげなり、故淸王が祖の事を淸實錄に依りて攷ふるに、姓は愛新覺羅、名は布庫里雍

三年九月廿三日の記、に見えて、下の琉球の條に擧て論ふが如し、そのかみ義經の行方のおぼつかなきゝこえのありしかばなるべし、しかれば蝦夷へ渡れりときこゆる說も、據なきにはあらずとおもひをりつるに、寬政の末つかた、近藤守重、公事にて彼地に行て、何くれとたづねあかせりときゝて、さきに守重に逢ひて、此事を問ひけるに、口蝦夷といふ部內牟加波(ムカハ)といふ地の川上、紀呂呂伊(キロロイ)といふ山上に、與之都禰といひし人の幣を立たる所なりと、夷人語り傳へて、恐れて登るものなしといへり、おのれ登りて見つれど、何の奇怪き事もなかりき、此牟加波に古き甲冑を持傳たる夷人ありときゝつれど、いそぐ事いできて見ずてやみにき、其處より十里餘へだてゝ、佐流といふ處の川上、波伊(ハイ)毘良(ヒラ)といふところにも、與之都禰の居宅の蹟なりといひ傳ふる處に、幣を立たり、波伊毘良といふ由は、その居宅に波伊といふ魚吻を立たるに依れり、與之都禰此處に在りて、島長の女に奸たるを、その父怒りて與之都禰を殺さむとしけるを避て、船にのり薙刀を櫂に用ひて、海を渡りて去れり、後行方を知らず、今蝦夷に車櫂といふものを用ふは、その遺風なりといへり、また久奈辭利(クナシリ)島にも、與之都禰の鎧の石に化れる由いひ傳ふる石あり、また辨慶の古跡なりといふ處もあれど、此は松前人などの、義經の遺跡に准へて造れる說ときこゆと語りき、

注 備中人古河辰が東遊雜記に、津輕の青森より二里行て、大科子神社あり、坂上田村麻呂を祀れり、其傍に貴船明神の社あり、神主の云、義經蝦夷へ渡らむとせる時、小社を建て、貴船の神を祀れるが、此社なりと云傳たりといへる由記せり、又松前人の傳說に、義經武田惡太郎といふ者を案內者として、松前を伐從へて、惡太郎に與へ、其身は奧蝦夷に入たりといへる由もみえたり、こは松前氏の祖の事と、義經の事とを混(ヒトツ)に合せたる謬說ときこえたり、

かくてその滿洲の地は、布良無須(フラムス)國にて製れりといふ輿地全圖の譯本を見るに、蝦夷の北のはてかたより、海を隔てゝ、北西の狄地より接ける地にて、東のかた海に沿ひて、朝鮮の邊界に接き、もろこしはその西ざまに接けりと見ゆ、かくて其地を、もろこしの籍どもを參考ふるに、とりどりに混れあひて、いと紛らは

吾國ニ但未ニ之見ニ今來ニ是邦ニ有ﾚ所ﾚ問及ニ於余ニ、所問とは、義經の云々の事をといへるなり、余未ニ敢妄對ニ、至ニ國君御序玉牒天潢世系ニ余曾敬聽ニ僚屬言ﾚ之、而明文却未ﾚ之見ニ是以未ニ敢顧預以對ニ也、」江芸閣具」とかきて、朱印を捺たり、この芸閣手もつたなからず見ゆ、詩文などもおほかたにものせるが、つね妄說せし事なく、なべての唐商の中には、よき人がらなるをのこなりと、これもかの水野がいへりとぞ、件の說いとめづらし、圖書集成玉牒天潢世系などいふ書見まほし

注但し伊勢貞丈主の隨筆に、圖書集成といふ書壹萬卷あり、清朝の康熙帝の自撰なり、此書南京の商船に載て、元文元丙辰年、長崎に渡りけるを、奉行細井氏江戸へ申上て、その書百六十卷二十函奉りたりけるに、其本印板いまだ全備せず、圖有て解說無きところなど多かりければ、御不審ありて船主に尋させ給ふに、いまだ印板成就せざるよし申しけるによりて、その成就をまちて持渡るべしとて、此度もて來れる本を返し下されき、かくて後寶曆十四庚申年におよびて、印本全備一萬卷を持渡りけるを召上て、官庫に納られぬ、或說に清國の帝の姓を清と云ふ源義經の裔なり、清和の清字を取て國號とせる由圖書集成の康熙帝の自序に見えたりと云へり、これ大僞なり、予因ありてかの序の寫を見たるに、其事曾て記せる事無しと見えたり、しかれば、その自序になき事は知られたり、

さて義經の衣川の軍を遁れて、忍びて蝦夷に落られたりとて、蝦夷にその傳說舊跡ありといへる說、とりどりきこえ來れど、正しき說をきかず、しかるに太田道灌自記に、世に傳ふる事あやまり多し、爲朝大島にて討れ、義經衣川にて討れたりといふは僞なり、爲朝は高麗へ渡り、この爲朝の事は、下に別に論ふべし、義經は蝦夷へ落し事も、しるし明なり、世には似たる事こそ多けれと見えたり、これそのかみの舊說なり、また慶長年錄といふものに、慶長十四年、五山の僧玄蘇長老の、公に奉りたる、八島記といふ舊記に見えたる由にて、この八島記の事は、下にいふべし、琉球國の事をいへる中に、頼朝卿の時、義經また平家の餘類などや渡りて在るとて、天野藤助小物太郎を將として、軍勢を遣して、戰にうち勝て、和談の後、島内をあまねく尋けれど、然るともがらの無かりつる由しるせりと見えたり、此時の事、吾妻鏡、文治

が死ぬる期の遺言に、朕親政以來、紀綱法度、不レ能ニ仰法ニ太祖太宗謨烈一、且漸習ニ漢俗ニ干ニ淳朴舊制一、日有ニ更張一、以致ニ國治未レ臻民生未レ遂、是朕之罪一也云云と云へり、また太祖が世の始の制に、以ニ蒙古字一集爲ニ國語一、創ニ立滿文一、頒ニ行國中一、滿文傳布自レ此始、太宗が時に、凡我國官名及城邑名、俱新易以ニ滿語一、勿ミ仍襲ニ漢字舊名一、また世祖が時に、各檀及太廟續祝、停レ讀ニ漢文一、止讀ニ滿文一、また致レ祭俱用ニ滿官贊禮一、祝詞用ニ滿文一などいへる事見えたり、かゝる趣なる制猶多かり、滿州のいと醜賤しき狄人にして、漢俗の惡き事は惡しと察りて、其を革て己が本國風の舊制をもて、治めむとしたる意ばえ、いと愛たし、さればこそ己が本國の滿州を合せて、漢國の王となり、其ほか傍の國々をさへに併せて漢國にしては古より例なきまで國を廣めて、よく治めたりけれ、然れども己が本國にも、素より神ながらなる、正しき眞の道のあるべくもあらず、清實錄に、清王が己が本國の滿州の事を、初我國、未ミ深諳ニ典故諸事一、皆以レ意創行と云へる事見えたり、ひたすらに漢國をも、滿州の國風に革めむとはすれど、しかすがに其國人の信ひくまじき理なれば、おのづから然しも行はれず、又然はおきてつれど、おのづから漸に其漢風に化りて、今は明世のそのかみに、さばかり殊なる國俗にもあらずとぞきこゆる、今ゆくさき亦前々例の如くに、世は亂れゆくめり、

○又この因にいふ、さきに肥後人中島廣足語りけるは、おのれ長崎に在けるとき、唐通事水野某と親しかりつるが、或日語りけらく、昨日唐商江芸閣と會談の時、ふとおもひよりて、むかし吾國に源義經といふが、故ありて蝦夷に渡り住、後滿州の域に徙り止りたりけるが、其裔つひに國主となれり、今そこの清國の王、その子孫なりといふ一説あり、此事汝が國にて著せる圖書集成にも、徵とすべき事ありと聞けり、さる說は聞かずやと問ければ、芸閣答へて云、おのれ淺陋にして、いまだ其書の名をだに聞ける事なし、但し己が本國の俗說に、今の清王の祖は、貴國より出たりともいへり、その事御序玉牒天潢世系といふ書に見えたりと、さきに僚友某がかたれるを聞つ、さりけれど詳にたづねおかざりつれば、憶なる由は知らずと對へたりきと談れるに、其はめづらしき事なり、いかで其對へたる由を、芸閣に書せて見まほしきわざにはあらずやとそゝのかしければ、いでやとて、やがて書牘かきて芸閣に贈りければ、すなはち返翰おこせたりき、いとめづらしき事なればとて、しひてその返翰を請得て藏りとて見せたる其書に、圖書集成誠出ニ於

給ひにければ、さてありつるに同十年におよびて、そのこと止め給へる由仰つかはし、既に磨來りし戎人等、一千三百餘人、悉く放還遣はして、一人だに留め給はざりつとぞ、たゞ朝鮮國の王使のみは、明和元年の度までは、江戸へ召上げ給ひたりつるを、これそれより後は、對馬まで召さるゝ事とぞなりぬる、今は琉球國より王子を使として奉ると、おらむだの國より長崎の津に交替候ひ居れる商人が、二三人定め給へる事と、あるをり〳〵、江戸へ拜禮に參來る事をのみ許させ給へり、これら深きゆゑあるめでたき御政なるべし、かくて御世々々いやましに足らひに足滿ひたる近き世より、古典をよく讀み、よく證めて、天地の初の神世より、神等の創業給へる眞實の傳說を識り、その眞實の道の旨趣を、さだかにあぢはひ悟るべき古學のみちぞ世に始て起りにける、そも〳〵此學の道、岡部眞淵大人かづ〳〵其端を起されたるによりて、本居宣長大人ぞ熟く述あかされける、此大人たちの導によりて、古典に記されたる神世の眞實の傳說によりて、天皇の眞に尊く坐します御事、又其知食す大御國の、實に貴き緣由を辨まへ、神の道の奇靈に尊く妙なる趣を、信け尊ぶ人の、次々に出來て、漢學佛學を業として、口もらふともがらさへに、心敏ききは、、皇國にとりてふさはしかるべく意しらびして、學びとらむとするときこゆるは、いともめでたき善事になんありける、かく此道の明らかに世にあらはれて、天下ます〳〵大御政をかしこみ奉り、はたよろづの道のおやとして、うけ行ふべきことわりを世に知りそめぬるは、今ぞまことに正しき神たちの本つ御心の、あらはれそめたるにこそはあるべけれ、されば今ゆくさきも、此學の道周く彌ましに弘まり行て、なべて世の人の心にまじこりたる、さかしらなる戎意戎風の、つひにはきよく失はてぬべき事の、まさめに見ゆるこゝちせられて、たふとしともたのもしとも、いはむはなか〳〵なる事になむありける、

文化三年十二月

○添て云ふ、もろこしの清三朝實錄採要と云ふ書を見るに、此書はもと大清三朝實錄とて、今の清國の王の祖の太祖太宗世祖といふが、三代かけて北狄滿州と云ふ國よりおこりて、明國を簒奪とれる間の事どもを記したるが、寫本にて二百卷あまりありけるを、ちかきころ彼國の商人が齎て參渡り來れるを、邨山緯北條鉉といふ儒者の云ひあはせて、其書の浩く文詞の煩夥を約めて作れるなり、下に略て清實錄といふこれなり、清世祖が時順治十一年の下に、停ニ止宗室子弟習ニ漢書一、諭云、朕思習ニ漢書一入ニ漢俗一、漸忘ニ我滿州舊制一、今思旣習ニ滿書一、卽可下將ニ飜譯各漢書一觀玩上、また同十八年、世祖

らずやはある、これをおもふにも、かにかくに時の御政のまに／＼つゆそむき奉らず、からめきたるこちたきえせ言せで、身をつくし心をいたして、たゞ一道に忠やかに仕奉るぞ、皇大御國の大道にこそはあるべけれ、

こゝに東照神命、はじめ御年わかくおはしける時より、何よりもまづ皇朝の衰へさせ給ひて、世の亂たる事をかしこくもおもほし歎かせ給ひ、其をもておこし奉り給はむの御こゝろざしにて、漸に諸國を治め給ひ、はやく威權のみさかりなりつる豊臣君に立ならひておはしましけるが、豊臣君薨れ給ひて後、又しも世を亂せるもの、いできたるを、まつろへやはし給ひて、さらにまた皇朝をあがめ尊びもて、興し奉り給ひて、天皇の命かしこみ大御政まをし給ひ、よろづにめでたくをさめ給へる中に、外國の事に關れる事には、薩摩の島津家久ぬし請申て、琉球國を討従へて奉れるを、大御國の屬國として、やがてそのぬしに賜ひ、また松前慶廣ぬしは、奥の蝦夷より參渡り來て、亂世の間に先祖蠣崎信廣より、其島々を從へて領ぎたりつるを奉りて仕奉れるを、やがて其地を許し賜ひぬ、かくあまねき御稜威の、大八洲の外におよびて順ひ奉るまでに、天下安國と治りとゝのほり、よろづのことわざも漸にいにしへに立かへる、中にもなほ儒佛の道をばすて給はず、かたへに立おきてをさめ給へるに、あはせては其道々の書はさらなり、もろ／＼の漢籍どもを、古にまさりてよく博く讀み譯く人の、繼々に出來れる中には、おのづから其戎國ぶりの惡しきは惡しと嫌ひすて、善きをばよしと撰び採るべく、かづ／＼辨ふる人の出來そめ、又おらむだの類の國ぶみをさへに、讀譯く人も出來て、大かた海表に在りとある、戎夷の國々の風も、おつる事なく察せらるゝ世となりにたれば、今は四方八方の戎に夷の給々も取め給ふべき道は滿足ひぬべし、かくてまた外國々へわたくしに渡り行く事をば、商人だにも禁め給ひ、又もろこしのむつびをばきよく絶ちはて給ひ、すべて外國より參渡り來る事を禁めて、たゞ交易を請奉れる國々の中をえらびて、わづかに船額を定めて許し給ひ、それもかならず長崎の津へのみ參渡り來べしと命つけて、其城をおきては、かたく皇大御國の土をだに踏せ給はず、秀吉公戎役の擧遂ざる間、慶長三年に薨

たる御稜威を、韓もろこしにあらはし給へるを、後の世までもいみじきことに語り傳へ書つたへ、なほそのほかの外國もろ〳〵までも聞およひて、恐れ憚れりときこゆるは、たぐひなき御勳になむありける、

〔注〕或友あけつらひて云、神功皇后の韓國を征給へるは、上古のありさまにて、神の命をうけ給へる御行なれば、後のよのつねのことわりもて論ふべきにあらざれど、豊臣の君のから討は、まづ朝鮮にむかひては、上世三韓の臣國となりてありし故實を興さむと言擧し給へるにもあらず、よし然ことあげし給ひたらむにも、そのかみの三韓とて在し時の王どもの嗣は、はやく亡びて、世も革りたればつきなきをまして云々とことわりもなきあながち言して、もろこしの先鋒せよとのたまひつかはし、またもろこしへは何事ともいはで、たゞ伐入りて其國を掠奪むと企給へる趣なり、さるは此君きしかた時のいきほひにて、度々の軍の勝のすさびのきもふとき暴惡行にて、他國にむかひての不義無禮いはむかたなし、前にもろこしの元世祖が、皇國に寇なひ來れると、もはら同じ、かの二國にて倭寇とて深く憎めるは、まことにことわりなりといへり、おのれ答へけらく、さはおほかた誰もおもひいふ說にて、豊臣君の御行を論ふうへには然る事なり、さはあれど、そのかみ豊臣君、天下の御政まをし給ふ世なりければ、世人のうへにとりては、いかゞはせむにて、たゞその道に忠やかにいさをしく仕奉れるから、ことわりはとまれかくまれ、いまこゝにいへる如く、さばかり大御國の御稜威を外つ國國にかゞやかししめしたるいさをはさる事にて、其軍にたちたる人々はさらなり、さるいみじきいきほひ、また彼國人のまことのありさまを、後の世までもかたりつたへ、書きも殘せるを、きく人すらに心たましひの又さらに猛くなりもてゆき、はたはやくの世より、から人のよろづに言よくうるはしげにものするにまどひて、かの國をつねに尊きものにいひおもひ、ところおきたりしなべての人の心ならひも、おのづからうせゆきて、後の世までの大御國のかためのもとゐとなり、また外國にことゝあらむときの、心おきてともすべきわざにて、よろづに大御國のみためとなれる事、おほかたな

御國ぶりはすたれゆき、かしこくも大朝廷の御稜威はかへりてやうやくにおとろへさせ給ひて、あぢきなき世のありさまとなりて、つひに其極み、はなはだしき亂世となりつる事もありしなるべし、しかはありしかど、世はあやしきものにて、さる戎のくに〳〵より、世々にたてまつりもて來れる物事の中には、皇國のたからとなれる事はた少からず、またはるか後の世に、おらむだなどいふ種類の遠き西の國々の戎人ども丶參わたり來て、獻れる物事の中にも、皇國のたからとなれるもあり、さる中に何がしの國より天主教と云ふ道を流傳へ來りけるに、今度はさる蕃國の道の、大皇國の害となるべき邪道なる事を、かしこくもはやく智坐して、嚴重く禁め却け給ふとして、其國人どもをば追失ひ、或は討ころし給ひぬ、然はありけれど、民どもの中には、猶其邪道にまじこりて、心化りしてある輩をば、きびしく諭し禁め給ひても、なほ心を改めざる徒のありけるをば、悉うち誅して、その邪道を拂ひ清め給ひたりしは、いとも〳〵めでたき御政申なる事あまねく世人の仰ぎ知れるが如し、扨又亂世の有さまは、今うちきくだにきもくだくこゝちするを、その世の人心には天下はいかになり往らむとさへにおもひたるめり、しかはありけれども、其は窮無き大御世の間にとりては、しばしの禍事の極にて、さすがに天日嗣は神ながら傳はり坐させば、古の御榮に立かへり給ふべき吉事のきざしそめて、織田信長公出給ひ、皇朝を崇め奉りて、世の亂をやゝ鎮め給ひけるに、事ありて弑せられ給ひにければ、豐臣秀吉公立かはりて、同じさまにて天下を伐たらひげはらひしづめて、大御政申給へるいきほひのあまり、朝鮮もろこしの國々をもことむけ、猶あらむ國の限をさへにまつろへむとて、軍人を整へ遣して、まづ朝鮮におし入て、國王を攻おとし、その國殘すくなく伐とり、後にはもろこしより出せる數多の軍を、むねとある敵として、戰ふごとにうち勝て、ほと〳〵もろこしに攻入るべきいといみじき勢なりけるに、軍將の中に懦弱がありて、滯ることのいできたるによりて、とかくためらひて年經る間に、豐臣のきみ薨せ給ひき、いまはの時の命によりて、其國を棄て丶、軍人ことごとく引歸りぬ、事とげ給はざりつるは、いふかひなげなれど、然ばかりも皇大御國の猛く勝れ

年を經たり、もろこしは三國すでに亡びて、晉の武帝が世の太康六年の頃にあたれり、阿直岐王仁等を次次に召上げて、聖人風の典籍どもを讀譯せきこしめして、いとめづらかにめでたきすぢにおもほしたりけむ、かたじげなくも皇子たちの師として學ばせ給ひ、臣だちの中にもさらに學ばせ給ひたるもありしなるべし、さるは韓國を治め給はむためはさる事にて、こなたにも便よかるべき道なりとおもほして、かづかづとり用ひ給ひ始給ひたるなるべし、かくて仁德天皇より後の御世々々の中には、ともすれば漢ざまなる御意ばえなる事のきこゆれど、さばかり異しき趣なる事はきこえざりつるに、欽明天皇の御時、さらに儒書どもを召上け給ひ、佛敎をさへに入れて用ひ初め給ひけるより、御世々々に何くれの戎籍どもあまたわたり來れるを、習ひ學ぶ事のやう〳〵に世間にひろごれるほど、漢國のありさまをも聞召て、推古天皇の御世におよびて、かたじけなくもたゞちに其國に大御使を遣はして、書籍どもを求め給ひ、又彼國よりも使を奉りて、親しみ奉りけり、その頃聖德太子攝政と坐して、殊に佛法をばあさましきまでに信尊び給ひて、世に弘め給ひにき、その後御世々々に御使をも遣し、儒佛何くれの書どもをも召上給ひ、又ものの學にとて人々を遣はして、儒佛の道よろづの事どもをも習はしめ給ひ、又わたくしにも罷わたりて習ひ來れるが、御世々々に少からず、或は韓漢のから人どもの皇國を慕ひ奉りて、數多歸化來れるを、許して民となし給ひければ、良民に雜りて其子孫蕃茂こり姓氏錄に見えたる氏々の、大かた四つが一つばかり、諸蕃なるは、もと一人々々に給へるが故に多きにもあるべけれど、さても然ばかり多かるをもておもふべし、さて其から人どもの中には、かたじけなくも官爵を賜ひて、朝廷に仕奉しめ給へる者さへにありけり、又佛敎を尊び、寺を建、僧を崇め給へる事は、いふもさらなりけり、かゝりければ、世人稍々に戎意戎風に肖り、かつ佛意にまじこりゆくほど、大朝廷よろづの儀式にも御政にもその戎風をまねびとり、佛ざまをも加へて行ひ給ひ、山城に都を定めて、大内裏とて漢ざまを擬たる大宮作せさせ給ひたりければ、きはごとにめづらしくはなやきて、世の中ますますうるはしげにて、いとゞしき大皇國の御繁榮の如くなりけめど、まことは世の中の人の意も爲すわざもいやます〳〵戎ぶり佛ざまにうつりしみつきて、神ながらなる上つ御世の、直く正しく雄々しき大

さがしき世となりつるに、皇國はなほ仲哀天皇の御世までは、神世より漸におしうつりたる、上古よりのありかたにて、世の人みなたゞ一道に天皇を仰ぎ奉り、勅を畏みて直く雄々しく忠に仕へまつろひて、年歷るほどに、よろづの事わざも漸にとゝのひゆきて、世は穩なりければ、人の行ふべき事わざの法を、殊さらに言あげして、教を敷給ふべくもあらず、はたもろこしにて、聖人といふばかりなる智ふかき人ありとも、教法を造設て、世人を誨へむとすべきにあらず、

注もろこしにては、堯が在位九十八年に讓を受たりといふ舜が世に、百姓不レ親、五品不レ遜とて、敷二五敎一といふ事きこえたり、五品とは、父子君臣夫婦長幼朋友の事なり、五敎とはいはゆる親義別序信の事なりとぞ、さる國がらなりしかば、聖人といふものゝ出來て、道といふ事を立たるは、うべさる事なりかし、しかはありけれど、然る聖王のおきてきつる己が國も、かはるがはる亡びて、周武王が世となりて、旦といふ聖人が政を輔け、殊にこまかに禮を製りなどして、したゝめ行ひたりとはきこゆれど、その十代に當れる平王が世より、孔子の春秋にしるせるところ、わづかに二百四十四年なるに、其間に臣として君を弑せるもの三十餘人あり、父を弑せるものも又多かり、ましてその後々のありさまは、いふまでもあらず、さて其春秋にしるせる頃も、皇國はなほ神世なりき、

又文字といふものゝなかりつるは、なべての人のきものつよかりければなるべし、神武天皇卽位の年より、仲哀天皇の御世の終まで、凡八百六十年ばかりを經たり、神功皇后、韓國をことむけ給ひて後は、此御征の年は、もろこしにては、漢の獻帝が世とはいへど、其國いたく亂れて、いくほどなく、いはゆる三國の世となれり、彼國に宰を遣し置ことゝあれば、つねに御使を遣し、或は討手の軍人を遣しなどして、おほかた筑紫わたりの國を治給ふ如くに政ごち給ひ、又彼國よりつねに參渡り、貢物奉りなどして、物奏すに譯者はさることにて、かれが文字知らでは便よからず、又その國の習俗のまゝに政ごち給ふべきかたもあるべければ、その情ねを知食さむには、儒道の敎のこゝろばえをも知食し、よくしたゝめて治め給はむ料に、臣たちにおふせて、さるすぢを習はしめ給ひたりしなるべし、さるほどに、應神天皇の御世十六年の頃におよびて、韓國を治給へる頃より、八十餘

をか經たりけむ、かの國籍どもに記せる年紀は、いとおぼつかなけれど、殷湯王などよりこなたの年紀は、いたく違へる事はあらざるべし、故今しばらくその年紀に、書紀の年紀を當てゝ推考るに、

注書紀の年紀も、上世のほどは、さばかりこまかには知られざりけめど、天皇たちの御齡そのほか古書古傳說の趣に引あて、よく正して前後の御世の年紀を定られたるものなるべければ、おほかたに心得てあるべきなり、ともすれば譏說せる漢籍と同意に讀心得べきにあらず、かたへの古書どもをも考合せて、熟くあぢはふべきなり、さてこゝに論へる年紀は、書紀により漢國の年紀はその國籍によりて當たる、倭漢年代紀といふ類の書によりていへるなり、

周の文王武王などがありし世も、皇國はなほ神世にて、その武王より十七八世に當れる、周の僖王惠王などが知りし世ぞ、おほよそ神武天皇の御年三四十歲ばかりの頃にもやあたるべき、さて又韓國籍を考るに、これも國の始は、もろこしのごとくにて、君長といふものもなかりつるが、もろこしの堯が世の二十五年に當るころ、檀君といふもの君となりて、國名を朝鮮と號へるが、（國號を舊は韓といへり、後々までもなほ此號を大名として用ひ來れり、）其が後は詳ならず、周武王が殷紂王を弑し、國を奪へる時、紂王が族箕子、國民五十八人ばかりを率て、朝鮮に遁來りて王となり、敎ニ民禮義田蠶織作一、設ニ八條之敎一といへり、此頃よりもろこしの文學を習傳はれり、さてこれも武王が時の事なれど、上にいへる如く、皇國はなほ神世なりき、

注箕子が四十世の孫、否が時に亡びて、王替り、又其後三國に分れ、其國々の子孫、次々に亡びて、崇神天皇の御世の間、もろこしにては漢の宣帝が五鳳元年に、新羅王いでき、元帝が世の建昭二年に、高麗王、成帝が鴻嘉三年に、百濟王いできて、此王どもの後、相並に大皇國に歸順奉りしなり、また天竺國にて、釋迦の生れたるは、周幽王が世の二十八年に當れりといへば、これも又皇國の神世なりき、さてその天竺の國がらの惡かりしによりて、釋迦の佛法といふ事を弘めたる由は、其佛經にもしるして事舊りたれば、こゝに論ふまでもあらず、

もろこし韓などの國々などは、さばかり早くさか

遺りたりしもあるべく、又かれが裔の文部などの記せる書のありけるに据りて、はからひて書載せ給へるなるべし、古事記ノ序に、望レ烟而撫二黎元一、於レ今傳二聖帝一といへる、於今の字、記には無きを、かへりて書紀と同じきは、おのづから合へるにか、もしくは書紀の据り給へる本書の文に據られたるにてもあるべし、さて此天皇、件の高山の御行こそは、聖人風には坐ましけれ、其を除ては、なべての御行、一事も聖人ぶりなる事は聞えおはしまさず、若く坐まし丶時、父天皇の徵置せ給ひたる髮長媛を戀ひたまへるによりて賜はり給へるを始にて、后妃たちの事につけては、御眞心のまゝなる御行ども多く坐まして、聖人の教の旨にて論はゞ、いともあるまじき婬奔たる御所爲せさせ給へるに合せても、かの高山の御行は御本性ならず、假に聖人風をまねびて、殊さらに民を歡ばせむと、さるけしからぬ御ふるまひせさせ給へるなるべき事の推量り奉らるゝなり、後に漢ざまの御諡を仁徳と申奉れるも、此御行状をもて稱へ奉られたるなるべし、かくて然戎國風の、大皇國に入來る其はじめをたちかへりて、なほつら〱におもへば、皇國はもとより神の御國にて、天地の初より、神々の成出まして、天の下のよろづの事わざをはじめ給ひ、それよくとゝのひて後、天照大御神の皇孫瓊々杵尊天降まして、知食す御世となりても、なほ鸕鷀草葺不合尊までの三御世は、おほかた神世のありさまながら、國つ神々は幽れ給へりとぞ、神武天皇の御世におよびて、漸に今の人の世のありさまになむなりそめにける、しかありけるに、もろこしの國は、その世のはじめ神の有無はいかなりけむ、正しき傳はありともきこえず、いとはやくより人の世にて、もとより定まりたる君長あらざれば、尊卑の差別なく、たゞ獸などのごとく羣り居る中に、心きものふとく賢きものなどの、長だちたるが主となりて、國中よろづの事をすべまかなふもの丶いできたるを、帝また王など稱ひてあるを、ともすれば其を亡して、たちかはりて、又あらたに王となるもの丶出くる例なりければ、世の間みだれあひて、穩ならざるにさる中によろづに賢しく智ふかきが人をなつけおもむけて、世を治めむとする術などをおもひはかりて、新に王となりて、よくさだし行ひたりとて、其を聖人と稱へて、後々まで崇めきこゆる王どもは、堯舜禹湯文武などいへるこれなり、但し文王といへるは、其國内の三つか二つばかりを從へて、全國の王にてはあらざりしかと、彼國の常言にも並べいふ聖人なればかくいへり、其世のほどは、いく千歳

大人眞人仙神仙などあるをも、古訓にヒジリとよみ、類聚名義抄に、傑字をよめるも、聖字の義にはあらず、古今集の序に人丸を歌のひじりといひ、又僧を稱へてひじりといふなどは、かへりて古意に近し、さて鈴屋大人のヒジリの考は、此の傳に說はれたれど、已がおもひとれるやうは、右に云へるが如し、

此こと書紀には、四年春二月己未朔甲子、詔羣臣曰、朕登高臺以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧、而家無炊者、朕聞、古聖王之世、人々誦詠德之音、家々有康哉之歌、今朕臨億兆於茲三年、頌音不聆、炊烟轉疎、卽知五穀不登百姓窮乏也、封畿之內尙有不給者、況乎畿外諸國耶、三月己丑朔己酉詔曰、自今之後至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之黼衣鞋履不弊盡不更爲也、温飯煖羹不酸餒不易、削心約志、以從事無爲、是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣被、星辰漏壞而露床蓐、是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寛、頌德既滿、炊烟亦繁、七年夏四月辛未朔、天皇居臺上而遠望之、烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、皇后對詔、何謂富焉、天皇曰、烟氣滿國、百姓自富歟、皇后且言、宮垣壞而不得修、殿屋破之衣被露、何謂富乎、天皇曰、其天之立君、是爲百姓、然則君以百姓爲本、是以古聖王者、一人飢寒、顧之責身、今百姓貧之則朕貧也、百姓富則朕富也、未之有百姓富之君貧矣、九月、諸國悉請之曰、課役並既免經三年、因此以宮殿朽壞、府庫已空、今黔首富饒而不拾遺、是以里無鰥寡、家有餘儲、若當此時、非貢稅調以修理宮室者、懼之其獲罪于天乎、然猶忍之不聽矣、十年冬十月、甫科課役以搆造宮室、於是百姓之不領而扶老携幼、運材負簣、不問日夜、竭力競作、是以未經幾時而宮室悉成、故於今稱聖帝也、とあるによれば、ます／＼聖人風をまねび給へる趣いちじるし、さて書紀は、なべて漢籍ざまの文飾を加へて記されたる處ありて、神世をはじめ、いと上世の事は、中には文飾のために、いたく事實の違ひて聞ゆる事も多かれど、韓國を服從へ給ひし後の事は、かづ／＼文書もありけるにや、文飾のためにいたく事實の違ひて聞ゆばかりの事はあらず、故おもふに、此處の文も、そのかみ阿直岐和邇等が書たる文の

ことさらに稱へ奉れることゝ、書紀に、神武天皇諸虜を征治給ひて、倭國を大宮所とせさせ給へるを、稱へ奉れる古語に、於畝傍之橿原也、大立宮柱於底磐之根峻峙搏風於高天原、而始取天下之天皇、とみえたり、孝徳卷に、自ニ始治國皇祖之時ニ云々と見えたるは、此御世をさしたる御言なり、古事記に崇神天皇の御世に、ゑかく〳〵のめでたき事どもを擧て、故稱ニ其御世一謂ニ所知初國之御眞木天皇一とみえ、書紀には、故稱謂ニ御肇國天皇一と記されたり、此漢字の用ひざまいとうるさし、此稱へ奉りしいはれは、古事記傳二十三卷に辨へられたるがごとし、又雄略天皇を、誤殺レ人衆、天下誹謗、言ニ大惡天皇一也、と二年の紀に見え、四年紀には、葛城山にて一事主神に逢給へる事を記して、是時百姓咸言ニ有德天皇一などもみえたり、さてまたこの聖帝は、から人の稱へたる漢語のまゝに、そのかみは字音にぞ申したりけむ、聖字を比自理とよむべく書るが、古くものに見えたるは、古事記に、聖神とみえたれど、そはやゝ後のよみざまにて、はやく仁德天皇の御世のころは、いまだ漢字の訓ざまの、さばかり定まりた

るべくもおもはれず、さるはもとより皇國には、聖人と云ふもの在し事なければ、まさしくそれに當れる言のあるべくもあらざればなり、然れば此聖帝は、上に論へる如く、阿直岐和邇等が儒者意にて、漢言もて稱へ奉れるものなるべけれ、こゝは字音にてセイテイとよまむぞ、そのかみのありさまにはかなふべき、さて此事を、書紀には、故於レ今稱ニ聖帝一也とあり、其はそのかみ然稱へ奉れるまゝに、今の世までも聖帝と稱し傳ふる由なり、さて按ふに、ヒジリとは、奇靈(クシヒ)など云ふとにて、シリは知なり、智深くて凡人のえ知らぬ事をも、奇靈に知れる義にて、然る人を稱へ云ふ古言なるを、聖字の訓に當たるものなるべし、萬葉集の歌に、神武天皇の御事を、橿原乃日知之御世とよめるなどは、聖人と云ふを、いと尊きものとおもひなしたる上より、やがて聖人の意にて、しかよみ奉れるものなるべし、しかればうちまかせて、ヒジリと云ふ言は、聖字の義なりとのみ心得むは、一むきなり、さて聖神と申す聖は、借字にて、古言にヒジリと稱すべき、智の坐しに依りて、稱へたる名なるべし、書紀に、

でもめでたき世のためしとして、きこえ高き御事ながら、おのれがかたくなこゝろには、かの漢國風の御まねびわざにやと、おもひ奉らるゝよしをひとりこちてみむとす、さるは古事記に、仁德天皇を聖帝と稱し奉りし由の御行を記されたる文に、天皇登高山、見四方之國、詔之於國中烟不發、國皆貧窮、故自今至三年、悉除人民之課役、是以大殿破壞、悉雖雨漏都勿修理、以槭受其漏雨遷避于不漏處、後見國中於國滿烟、故爲人民富、今科課役、是以百姓之榮不苦役使、故稱其御世謂聖帝世也、高山に登り給ひたりとて、いくらばかりの家庭をか見あきらめ給ふべき、又民どものいかに貧窮ければとて、竈處に烟發ぬばかり、なべてもの食はでやは在りぬべき、まことに烟發つることの無からむには、すでに飢死したりしもの、多かりぬべし、然ばかりの世のありさまを、高山に登りて見そなはすまで知食さぬ事やはあるべき、しかるを、かくものし給へる御事は、既に諸國の貧窮き事は、有司より聞しめし給ひつらめど、民どもの殊さらに歡びて、いと有がたき君なりと、かたじけなく懷はしめ給はむ御謀にて、わざと高山に登りて云々と詔ひ出し給へるなるべし、またいかに民どもを役はじとし給へばとて、雨漏する御座所の御屋上をだに、など修理はせ給はざりけむ、いか程貧しき者にても、さてはあられぬものなるをや、たとひ民をば役ひ給はずとも、大宮に仕奉れる人どもにおほせてなりとも、然ばかりの修理はせさせたまふべきわざなるを、かの專うはべを潤飾る漢風にならひて、然尤けくものし給へるにて、御眞情にはあるべからず、かくて後見二國中一、於レ國滿レ烟、故爲二人民富一、今科二課役一、是以百姓之榮、不レ苦二役使一、故稱二其御世一謂二聖帝世一也、これ上に論へる潤飾の御意を遂げたまへるにて、そのかみ淳朴なりつる民どもの意には、かたじけなき御惠なりとして、またなく歡びたりしなるべし、然るを阿直岐和邇が黨の、己等が尊べる聖人の所行に似させ給へるをいたく歡び、かつ大皇朝に媚奉りて、かたじけなく聖帝としも稱へ奉れるを、めでたき事として、後世までも語り傳へたりしものなるべし、

注 書紀には、故於レ今稱二聖帝一とあり、さて天皇を

策甲科、秉レ操守レ義、無レ所二屈撓一云々、其詩曰、白眼對二三公一、貴勝惡レ之云々、移レ病入レ京臥二于宇治之別業一、昔仁德天皇、與二宇治稚郎一相讓之事、具著二國典一、故老亦語二風俗一、病裡聞レ之、追感不レ已、託二左大臣一、慕下爲二地下之臣一、卒日有レ勅許レ葬二陵下一上といへる事見えたるは、よくも事實をば考ずして、儒者の口あそびにすなる白眼の見識にて、慕ひまつれるなるべし、今も漢學に拘泥る輩は、此ぬしの如くいひ思ふ人もありなむかし、そも〳〵漢國にて聖人と云はれし王どもは、もとよりいと智ふかきが、其國を治め領らむために、いろ〳〵口かしこくものを云ひなし、潤飾たる行をなし、つとめて宜々しくふるまひて、しばらくは世人を懷けしたがへたりつれど、遂には其眞心ならぬことしるければ、世人かへりて心あしくなり、陽には畏み服ひがほにはすれど、陰の心は然しもあらずて、又その聖人のまねして、國を奪はむとするものも、出來などするを、また奪はれじとかまへて、さまざまに巧みものするほどに、ます〳〵世人の心そこねわろくなれり、故其をもてなほさむとて、とりどりに賢したちて敎をまうけたるものなり、其は

原より惡き國がらなれば、おのづからさる事の出來ぬべきことわりの無にしもあらざるを、さる惡しき國風を、もはら此正しき大皇國にして行ひ給はむ事は、いとふさはしからぬ事なるべし、さて此皇子の日嗣を讓り給へるは、いま推はかりて申奉れる如く、止事得給はぬ故ありての御事なりしなるべけれど、かの君二天下一、以治二萬民一者云々とのたまへるごとき御かごとに、大鷦鷯尊の辭みきこえたまへる趣をとりあはせて、阿直岐王仁等などが、ことよく潤飾りて書記しおきたるものゝありけむを、なほことよく紀にも書とゝのへて載られたるものなるべし、然るを漢學の漸に行はるゝにあはせて、この二柱の日嗣を讓りあひ給へるを、美談として、かの爲二地下臣一など、おもひ入りたる人もありけるを、感て陵下に葬せ給へる御世もありしなり、かくて又代々の天皇たちの、ともすれば不德にて云々と詔せさせ給へる事の多かれど、あなかしこ、天皇はさる謙りたる御言など詔ひ出し給ふべき御事にはあらざるべきを、漸に漢風にうつろひたまへるなり、かくて仁德天皇の御世におよびて、聖帝とも稱へ奉る御行はしも、今の世ま

世にて、すなはち天皇にましませば、そのかみ稚郎子の御ありさまも、實は天皇にておはしましけるが、上にいへる趣にて、大鷦鷯尊にこゝろおきて、譲りきこえをり給ひたるなるべし、（久不ㇾ即ㇾ位と書れたるは、後世のさまに叶へたる文なり、すべて上古の天皇たちに即位と書されたるは、その心しらひして心得奉るべきなり、さて又年代記などいふ類の書に、かの三年の間を空位と記せるは、史の文に依りたるものなれば難なけれどいとゆゝしげなり、）さりけれど、そのかみ現御世に、天皇の御世を譲り給へるためしはあらず、よしやそれにはかゝはり給はずとも、事もなきに御詔別に違ひて、大鷦鷯尊のたやすく御譲を受給ふべくもあらざる程に、なほさしせまりておもひわび給へる御事などのありけるを、かのいはゆる不德を御かことにはして、御身を害ひて自死給へるなるべし、しかるに三日を經て大鷦鷯尊の到まして、しかぐゝし給へる時、活かへらせ給ひて、御言とひ給へる由見えたるをおもひ奉れば、御大刀にてものし給ひ、尊の到ませるほどを忍て、待つけ給ひたりしなるべし、（大鷦鷯尊の招魂の法を行ひ給へるによりて、自死給へるが活かへらせ給へるなり、漢國にてもする事なりといへる說は、いかにしても信がたし、漢國にて曲禮に、復といふことのきこゆるは、たゞ情をつくす禮とこそはきこえたれ、）なほおもひ奉れば、其ほどの事は、陽には然る御さまにこそはおはしけめ、陰にはまたきに難波へ申さしめおきての御事にてもやありけむ、

注この皇子、御心ざまのさとく、ことに猛くやおはしけむ、新羅より奉れる表の無禮を責給へる御ふるまひ、又大山守命の御事の時、御軍の設、また大みづから度子（ワタリモリ）になりて、ものし給へる御行など、貴き御あたりには、殊にありがたき御事なりけるにも、御終の御ありさまのおもひやり奉らるゝなり、或人の說に、此皇子漢學せさせ給へるによりて、ことに御心の誠實ふかくおはしまし、謙遜のあまり、わざと御氣息を塞めて死給へるなり、故大鷦鷯尊の呼給へるに應へ給ひ、後の御事をものたまひ置給へるなるべしといへど、其はあるべき事ともおもはれず、そのうへ紀中、此ほかに自死と書れたるが、四ところ見えたるも、みな身を害ひて死にし事をいへる例の文なるをや、

然るに古事記には、たゞ早崩とのみ記されたるは、天武天皇の御心しらひして、阿禮に詔ひ屬（ツケ）給ひたりし勅語なるべし、（記中に、天皇のほかに崩字を書るは、五瀬命倭建命、さては此皇子の御うへにのみ見えたり、そのかみの御ありさまにつきて、安萬侶朝臣の心しらひせられたるなるべし、）かくて日本後紀に、弘仁六年六月、賀陽朝臣豐年卒、右京人也、該二精經史一、射

かく祝賀奉れる歌の意にて、そのかみ大鷦鷯尊の御世をおもほしかけ給へる御陰心、また建内宿禰のこの尊によせ奉れる心のおもむき、おのづから露顯れきこえたり、

注書紀に、上なる二首歌を載せて、件の祝賀歌の見えざるは、意しらひして省けるものなるべきこと意をつくべし、又古今集の序に、難波津の歌は、みかどのおほむはじめなり云々、おほさゞきのみかどをそへ奉れる歌「難波津に咲やこの花冬ごもり、今は春べとさくや此花」とあるを、古注におほさゞきのみかど、難波津にてみこときこえけるとき、東宮をたがひにゆづりて、位につきたまはで三年になりければ、王仁といふ人のいぶかりおもひて、よみて奉れる歌なりといへり、眞字序に、難波津什獻ニ天皇ニと作るもこれなり、この王仁が歌奉りしこと、そのかみふるくいひつたへたることわざときこゆ、この事まことならむには、王仁も又建内宿禰と同じおもむきに、此皇子に心よせ奉りたりしなり、かたへにおもひ合すべし、

なほ論はゞ紀に見えたる淤宇宿禰が、倭屯田の事を稚郎子に訟啓せるを、大鷦鷯尊に譲り申さしめ給へるに、すなはち斷りて處分し給ひ、大中彦皇子の悪をば知しめしつれど、赦して罪なひ給はざりし由見えたり、もとより執食國之政以白賜、紀に爲ニ太子輔ニ令レ知ニ國事ニと詔を奉りてはおはしつれど、さばかり譲りあひ給へる間に、專に行ひ給ひたりしをもても、御心ざま御いきほひをおしはかり奉るべし、さるにあはせては、稚郎子に海人の獻れる御贄の魚を譲り獻らせ給へるを、辭みて受給はざりつるは、かの屯田の訟を處分し給へるには、うちあひがたき御行なる、はたおもひめぐらし奉るべし、また紀に大山守命を亡ひ給へる文の次に、稚郎子の御事を、既而興ニ宮室於菟道ニ而居レ之、猶由レ譲ニ位於大鷦鷯尊ニ以久不レ即レ位、と見えたるをおもひ奉るにも、實に日嗣を大鷦鷯尊に譲り給ふべき御心おきてにてはおはさゞりしかど、かにかくに御心おかるゝ事のおはしましたりけむ、海人の御贄を難波に譲り遣はしたるも此間の事なりきかし、そのかみは上古よりの御ありさまにて、後の御世の如くことさらにきはやかなる卽位など申す御事もあらず、前天皇崩給ひぬれば、やがて日嗣の皇子の御

ほ文飾を加へて書おけるもの、ありけるをとりて、神功紀なる韓國征伐給へる時より、やゝ年經るほどは、かの國に係れる事どもは、韓人に命せて記さしめ給ひ、又さらぬ事をも、かの國にて記しおける書どもを取て、記されたる事もあるべき由、上にいへると同じ趣にて、紀には書調へられつるものなるべし、抑々菟道稚郎子は、三はしらの太子の中にも、御弟にておはしければ、御父尊も御心をおかせ給ひて、太かゞゝと問試給ひて後に、稚郎子を、と、かたく御詔別して、定おかせ給ひけるを奉りながら、大山守命の違ひて、御世をばおのれ命にとおもひかけ給ひて、稚郎子を亡なはむとさへ太給ひければ、やむをえずて、まほならぬ御はからひはせさせ給ひつらめど、稚郎子もまた御詔別に違ひて、大鷦鷯尊に太ひて譲り給へるは、此尊も御裏心には、御世をおもほしかけ給へる機を察しめし、稚郎子御世知食しておはしまさむには、遂には御身の安かるまじき事をおもほしさだめて、云々と御言擧して辭み給へるなるべし、かくて大鷦鷯尊の御心さまは、古事記仁德天皇段に、一時豐樂爲給はむとして、攝津國日女島に幸ませる時に、其島に雁の卵生みたりけるを、建内宿禰を召して、その狀を問せ給へる御歌、「たまきはる内のあそ、汝こそは世の壽人、虛見つ日本國に、雁子產と聞くや」、次に建内宿禰語申せる歌、「高光る日の皇子、宜しこそ問ひたまへ、吾こそは世の壽人、そらみつやまとの國に雁子產といまだ聞かず」、如此白而被給御琴歌曰、「汝が王や遂に將知と、雁は子產らし」、此者本岐歌之片歌也と見えたる推はかり奉るべし、然るは其條の傳に、このほぎ歌の一首の意は、此日本國に未聞ぬ事なるを、めづらしく雁の子を產たるは汝王ぞ、後遂にこの天下を所知看むとて、其祥瑞にこそあらめと祝壽奉れるなり、師云、此歌を以て見れば、此事は、此天皇いまだ皇子にてましゝける時の事なるべし、日本紀とは異なるなりとぞ云れける、信にさることなりと注ひて、又自注に書紀にては、此事五十年春三月なれども、凡て彼紀の年たて必とは泥むべからざるこ上にも云るが如し、又此記は、凡て時の前後にかゝはらず、一事々々を取集めて記せる如きこと多ければ、是は皇子に坐ましゝほどの事なりけめど、此天皇に係れる事なる故に、ついでにもかゝはらで、此には記せるなるべし云々といはれたるは、まことに然る事にて、此内宿禰の長壽の享年諸說ありて詳ならず、書紀に、此主景行天皇の十三年、成務天皇と同日の生なる由見えたるをもて、しばらくこの歌奉れる時を、應神天皇の崩給へる翌年として推考るに、二百六十歳ばかりの時に當れり、

をも繼體紀の皇子たちを載られたる中に、大郎皇子と記されたるも同じ諸陵式に、菟道稚郎子皇子とあるは、かたへの例に依られたるなり、續後紀に藤原吉野朝臣の奏言に、宇治稚彦皇子と見えたる、彦字は誤寫なるべし、さて大鷦鷯尊は御詔別の時、いくつばかりにておはしましけむと推考るに、上にかりにさだめいへる如く、阿直岐が來れる十五年を、稚郎子の十五の御時とし、其御兄とます、大鷦鷯尊を御年をしばらく五ッまさり給へりとする時は、その十五年は二十になり給ひ、それよりさき十三年に髮長媛を賜はり給へる時は、十八になり給へり、かくて御詔別をしばらく十四年とする時は、十九になり給へる時の事にあたれり、かくては即位し給へる元年は、五十になり給ひ、その御世の六十七年に、かねて河内石津原に陵を築らしめ置給ひて、八十七年に崩給へる時は、百三十六になり給ふべきなり、さるを古事記に御享年を捌拾參歳とあるは、いかにしても合ひがたし、もしくは壹佰肆拾參歳なりけるを、壹佰を脫し、肆を捌とまがへて寫誤れるにはあらざるか、扶桑略記には、一百十歳、一云百廿三歳、帝王編年記には、一百一十歳と記して、一十歳の傍に、或云十七歳と注したり、いづれにてもなほ合ひがたし、此兩書諸本互に誤字多かり、もし扶桑略記の一說に百四十三歳、編年記に一百四十歳、また一百三十七歳などある本あらば、件の考に合ふべし、

かくて上件の菟道稚郎子、大鷦鷯尊二柱の御うへの事を、二書を併てつらつら思ひ奉るに、云々の事によりて、御兄大山守命を亡ひ給へる趣は、いと上世よりもきこえ來しありさまなれば、後の御世の上をもて議(サダ)し奉らむ事はたやすければ、しばらくいはず、然るにあはせては、二柱の尊の日嗣をたがひに讓り給へる趣は、もはら漢風の御行なりけるを、古事記にはおほらかに記されたれば、さしもきこえぬがごとくなるを、紀に記されたる趣の委しきは、もはら漢文ざまの潤飾にのみ、新に作られたる文にはあるべからず、二ばしらの尊はじめて漢學せさせ給ひ、かの國の例として、德といふ事の有無によりて、王位の議せる心ばえを、たがひにまねび給ひける御ありさまを、阿直岐王仁等がともがらの、かつは歡びかつは媚びて、な

事の條に、太子菟道稚郎子、また二十八年の條にも然書されたるは、後の御うへをもて、めぐらし書されたるにはあらず、其時の御うへもて記せる文にて、かの十五年より前に御詔別ありて、太子として日嗣と定め給ひたりしなるべし、

注百濟の表を讀給ひて云々せさせ給へるも、たゞの皇子の御ざまとはおもはれず、さて又此皇子の御名稱和紀郎子と申して、記紀ともにあまたところ見え給へるに、みな美許登と申す崇稱なくて記されたるは、郎子と申すが、もと父尊のわきて愛親しみて呼せ給へる御言なるを、やがて崇稱として申し奉りたりしなるべし、かくて菟道は其地に由ありて負せ奉れる唱にて、御名には稚郎子と引合せて申すべき義にて、今の世に若君樣若殿樣など稱ひ、なほ親しみては若樣とも、云めるこゝろばえなりしなるべし、さて古事記に仁德天皇の御子に、波多毗能大郎子と申が見え給へるも、波多毗は地名にて、菟道稚郎子と同じさまなる御名なるべし、又の御名を大日下王と申て、いとまめなる御心ざまにておはしつるを、根臣に讒せられて亡はれ給ひき、このほかたゞ大郎子と申は、古事記に應神天皇の御孫、繼體天皇の皇子にみえ給へり、此二柱の御うへの事は詳ならねど、准へておもひ奉るべし、かくて又古事記に、應神天皇の皇女に、宇遲之若郎女と申が見え給へるも、宇遲能和紀郎子に相並び給ひ仁德天皇の皇女に波多毗能若郎女と申すが、波多毗能大郎子に相並び給へる如くきこゆれど、郎子と申は記中ことにあまた見え給へる稱にて、其を書紀には多く皇女と記されたるを思ふに、女兒はなべてたをやきて親しみふかきならひなれば、おのづから然呼給へるが多くて、きはことなる崇稱にてあらざりければ、改て記されたるなるべし、されば郎子と郎女とは、男女の別のみにて、同等なる崇稱のごとく聞ゆれど、古のありかたは然はあらざりし事、上にいへるがごとくにてぞありけむ、すべて上古の事は、後世のきは〳〵しきありさまをはなれて、なべての人の眞情なるかたにつきて、そのかみのさまをおし考ふべきわざなるべし、さて又菟道稚郎子の御名を、應神紀の首章皇子たちをとりすゑて載られたるところにのみ、菟道稚郎子皇子と記されたるは、なべて某皇子と詔せる例なるによりて、然は書るされたるなるべし、大郎子

非ニ天皇一、乃返レ之、令レ進ニ難波一、大鷦鷯尊亦返以令レ獻ニ菟道一、於レ是海人之苞苴餒ニ於往還一、更返之取ニ他鮮魚一而獻焉、讓如ニ前日一、鮮魚亦餒、海人苦ニ於屢還一、乃棄ニ鮮魚一而哭、故諺曰有ニ海人一耶、因己物以泣、其是之緣也、太子曰、我知レ不レ可レ奪ニ兄王之志一、豈久生之煩ニ天下ニ乎、乃自死焉、時大鷦鷯尊聞ニ太子薨一以驚之、從ニ難波一馳之到ニ菟道宮一、爰太子薨之經ニ三日一、時大鷦鷯尊摽擗叫哭、不レ知レ所レ以、乃解レ髮跨レ屍以三呼曰、我弟皇子、乃應レ時而活、自起以居、爰大鷦鷯尊語ニ太子一曰、悲兮惜兮、何所以歟自逝レ之、若死者有レ知、先帝何謂我乎、乃太子啓ニ兄王一曰、天命也、誰能留焉、若有レ向ニ天皇之御所一、具奏ニ兄王聖之且有レ讓矣、然聖王聞ニ我死一、以急馳ニ遠路一、豈得レ無レ勞乎、乃進ニ同母妹八田皇女一曰、雖レ不レ足ニ納採一、僅宛ニ掖庭之數一、乃且伏レ棺而薨、於レ是大鷦鷯尊素服、爲レ之發レ喪、哭レ之甚慟、仍葬ニ於菟道山上一、元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊即ニ天皇位一、尊ニ皇后一曰ニ皇大后一、都ニ難波一、是謂ニ高津宮一、卽宮垣室屋弗ニ堊色一也、桷梁柱楹弗ニ藻飾一也、茅茨之蓋弗ニ剪齊一也、此不下以ニ私曲之故一留中耕績之時上者也

と記されたり、まづそのはじめ大山守命、大鷦鷯尊、菟道稚郎子に御詔別せさせ給へる事は、古事記の傳に應神天皇皇子たちあまた坐ます中に、大山守命、大鷦鷯尊二柱の皇子にしも問はせ給ふ故は、此二柱と稚郎子と三柱は、本より日嗣の皇子に坐せるが故なりとて、古は太子は一柱には限らざりし由、その證をあげてくはしく辨へられたるをもて心得奉るべし、但その御詔別の御事、古事記には卷のはじめ皇子たちを記せるくだりに記されたるを、書紀には四十年の條に載られたり、かくてその時稚郎子は、いまだ弱くておはせる趣なるに、書紀に四十年の事としてしるされたるは心得がたし、さるはこの皇子の御享年書どもに見えざれば詳ならねど、十五年に阿直岐が參來れる時、かれを師としてもの習ひ給ひたりと、みえたるを、しばらく十五歳の御時とさだめて推考るに、百濟の表讀給へる二十八年は、二十八歳に當り給へり、さては御詔別ありける四十年は、四十五歳になり給へるに、此皇子の事をおもほしこめて、長與レ少孰尤など問はせ給ふべきにあらず、なほ記紀に見えたる御問對の趣をよみあぢはふるに、四十年に係て記されたるは決く訛にて、十五年に阿直岐が來れる

兵將攻、爾大雀命聞其兄備兵、卽遣使者令告宇遲能稚郎子、故聞驚、以兵伏河邊云々、於是其兄王云々、故到訶和羅之前而沈入云々、於是大雀命與宇遲能和紀郎子二柱、各讓天下之間海人貢大贄、爾兄辭令貢於弟、弟辭令貢於兄、相讓之間、既經多日、如此相讓非一二時、故海人既疲往還而泣也、故諺曰、海人乎因己物而泣也、然宇遲能和紀郎子者早崩、故大雀命治天下也、このほどの事を書紀には、仁德卷の首章に、四十一年春二月、譽田天皇崩時、太子菟道稚郎子、讓二位于大鷦鷯尊一、未レ卽二帝位一、仍諮二大鷦鷯尊一、夫君二天下一以治二萬民一者、蓋レ之如レ天、容レ之如レ地、上有二驩心一以使二百姓一、百姓欣然天下安矣、今我也弟之、且文獻不レ足、何敢繼二嗣位一登二天業一乎、大王者風姿岐嶷、仁孝遠聆、以齒且長、足レ爲二天下之君一、其先帝立レ我爲二太子一、豈有二能才一乎、唯愛レ之者也、亦奉二宗廟社稷一重事也、僕之不佞、不レ足二以稱一、夫昆上而季下、聖君而愚臣、古今之常典焉、願王勿レ疑須レ卽二帝位一、我則爲レ臣之助耳、大鷦鷯尊對言、先皇謂皇位者一日之不レ可レ空、故預選二明德一、立レ王爲レ貳、祚レ之以レ嗣、授レ之以レ民、崇二其寵章一令レ聞二於國一、我雖レ不レ賢、豈棄二先帝之命一、輙從二弟王之願一乎、固辭不レ承、各相讓之、是時額田大中彥皇子將レ掌二倭屯田及屯倉一、而謂二其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰一曰、是屯田者自レ本山守地、是以今吾將レ治矣、爾之不レ可レ掌、時淤宇宿禰啓二于皇太子一、皇太子謂レ之曰、汝便啓二大鷦鷯尊一、於レ是淤宇宿禰啓二大鷦鷯尊一曰、臣所レ任屯田者大中彥皇子距不レ令レ治矣云々、大鷦鷯尊乃知二其惡一、而赦レ之勿レ罪、然後大山守皇子每恨二先帝廢レ之非立一、而重有二是怨一、則謀之曰、我殺二太子一、遂登二帝位一、爰大鷦鷯尊預聞二其謀一、密告二太子一傳レ兵令レ守、時太子設レ兵待レ之、大山守皇子不レ知二其備レ兵、獨領二數百兵士一、夜半發而行之、會明詣二菟道一將レ渡レ河時、太子服二布袍一取二檝櫓一、密接二度子一、以載二大山守皇子一而濟、至二于河中一、誂二度子一踏レ船而傾、於レ是大山守皇子墮レ河而沒、更浮流之歌曰云々、然伏兵多起、不レ得レ着レ岸、遂沈而死焉云々、乃葬二于那羅山一、既而興二宮室於菟道一而居之、猶由レ讓二位於大鷦鷯尊一、以久不レ卽二皇位一、爰皇位空之既經二三載一、時有二海人一、賫二鮮魚之苞苴一、獻二于菟道宮一也、太子令二海人一曰、我

無レ悒矣、唯小子者未レ知二其成不一、是以少子甚憐レ之、天皇大悦曰、汝言寔合二朕之心一、是時天皇常有下立二菟道稚郎子一爲二太子一之情上、然欲レ和二二皇子之意一、故發二是問一、是以不レ悦二大山守命之對言一也、甲子立二菟道稚郎子一爲レ嗣、

注仁徳紀に、稚郎子の御事を皇太子、またたゞ太子とも交へ書たり、諸本を挍へ見るに、彼此皇字の有無互に同じからず、一本におほかた皇字あるをおもへば、原は撰者のこゝろしらひにて、悉皇太子と書れたる例なりけむを、本どもにとり〴〵に寫脱せるにやあらむ、されど今この引文には、しばらく印本のまゝにものしつ、又古事記書紀とも稚郎子とありて、命とも尊とも申す崇辭もて記されざるは、郎子と申すがやがて崇辭なるが故ときこえたり、その崇辭なる由は、記の傳中に注はれたるが如し、

卽日任二大山守命一令レ掌二山川林野一、以二大鷦鷯尊一爲二太子輔一之令レ知二國事一、また古事記同天皇段に、此之御世云々、百濟國主照古王以云々付阿知吉師以貢上、此阿知吉師者阿直史等之祖云々又科賜百濟國若有賢人者貢上、故受命以上八名和邇吉師、卽論語十卷、千字文一卷、幷十一卷付二是人一卽貢進、此和爾吉師者文首等祖此事書紀には、十五年秋八月壬戌朔丁卯、百濟王遣二阿直岐一云々、阿直岐能讀二經典一、卽太子菟道稚郎子師レ焉、於レ是天皇問二阿直岐一曰、如勝レ汝博士亦有耶、對曰、有二王仁者一、是秀也、時遣二上毛野君祖荒田別巫別於百濟一、仍徵二王仁一也、阿直岐者、阿直岐史之始祖也、十六年春二月王仁來之、則太子菟道稚郎子師レ之、習二諸典籍於王仁一、莫レ不二通達一、故所レ謂王仁者、是書首等之始祖也と記されたり、此頃大鷦鷯尊も共に習ひ給ひ、又百濟の辰孫王をも師とし給へるときこゆる事、既にいへるがごとし、かくて又二十八年秋九月、高麗王遣レ使朝貢、因以上レ表、其表曰、高麗王敎二日本國一也、時太子菟道稚郎子讀二其表一怒レ之、責二高麗之使一、以二表狀無禮一、則破二其表一とみえたり、こは阿直岐が參來れる御世の十五年より十七年に當りて、かばかり表文を讀辨へたまひたりき、かくて古事記に、應神天皇の御世に係て、天皇崩之後、大雀命者從天皇之命以天下讓宇遲能和紀郎子、於是大山守命者、違天皇命、猶欲獲天下、有殺其弟皇子之情竊設

今以後、隨天皇命而、爲御馬甘、毎年雙船不乾船腹、不乾柂檝、共與天地無退仕奉と記されたるは、件の新羅の文を、こなたの言に譯し給へる天武天皇の勅語なり、此ほかにも韓國にかゝれる事の中には、ことに書紀に合せ考へてよみ心得べきなり、書紀をよむには、からもろこしに關係る事はさらなり、おほかたありの件の事のさまにしたがひ、意しらひして、そのかみのまことのありかたを心得べき事にこそ、

中外經緯傳草稿第二

世にはしめてから學せさせ給ひし、菟道稚郎子大鷦鷯尊の御うへの事を、とりすべて考たてまつるに、まつ、古事記應神天皇段に、於是天皇問大山守命與大雀命詔、汝等者、孰愛兄子與弟子、天皇所以發是問者、宇遲能和紀郎子有令治天下之心也、爾大山守命白、愛兄子、次大雀命知天皇所問賜之大御情而白、兄子者既成人、是無悒、弟子者未成人、是愛、爾天皇詔佐邪岐阿藝之言如我所思、即詔別者、大山守命爲山海之政、大雀命執食國之政以白賜、宇遲能和紀郎子所知天津日繼也、故大雀命者勿違天皇之命也、書紀にも同天皇卷に、四十年春正月辛丑朔戊申、天皇召大山守命大鷦鷯尊問之曰、汝等者愛子耶、對言甚愛也、亦問之長與少孰尤焉、大山守命對言、不逮于長子、於是天皇有不悅之色、時大鷦鷯尊預察天皇之色、以對言、長者多輕寒暑、既爲成人、更

注皇はもろこしにて、至尊の君を讃美る稱なり、さて大皇國にして眞に古實に適當ふべく、漢字の義に據て書むには、天神地祇など書く例に、天を知しめせる天照大御神をば天皇、天下を知しめす須賣良美許登をば地皇などゝこそ書奉るべき義なれ、又天皇の字を用ひ給へる事のものに見えたるは、上に引たる推古天皇の、隋王に賜ひたる詔書に、日出處天皇、また東天皇と書きて遣し給ひ、舒明紀に、四年十月唐使高表仁參渡りて、難波津に到れる時、人を江口に遣して迎へさせ給ふところの文に、使告二高表仁等一曰、聞下天子所レ命之使、到中天皇之朝上迎レ之と載られたるも、當時迎使の書て授たる文のまゝなるべし、また古く書たるものゝ、まさしく今世に存れるは、大和國法隆寺なる、推古天皇の十五年に造れる藥師佛銅像光背銘に、池邊大宮治二天下一天皇とあり、此銘文天平十九年に記せる、其寺の緣起にも載たり、これも推古天皇の御世、すでに天皇と書る事の證とすべし、又漢國にて王が事を天皇と稱へるは、唐書の高宗紀に、帝稱二天皇一后稱二天皇一とみえたり、高宗は推古天皇の御世より五十年ばかり後の王なり、かれが天皇としも稱へるは、おのづから合へるか、又はやく聞およびたれば、皇國の尊稱を借たりしにもやあらむ、されど其後の王どもを天皇と稱へることをさ〳〵きこえず、右に考たる如くならむには、大皇國を神國といひ、また須賣良美許登と申すに、天皇の字を用ひ給へるも、もと韓人の稱へ奉れる尊稱を受させ給へるにぞ有ける、また神功紀に、新羅王が自服奉（マツロヒ）りて申せる言に、從レ今以後、長與二乾坤一伏爲二飼部一其不レ乾二船柁一而春秋獻二云々一、毎年貢二男女之調一と見えたるは、その時彼が申せる趣を、やがてかの國人の書る文に依りて記されたるなり、さるは推古紀、新羅任那二國王の表に、自レ今以後云々、且不レ乾二船柁一毎歲必朝、持統紀に、新羅元來奏云、我國自二日本遠皇祖代一並レ舳不レ干レ檝、奉レ仕之國也、續紀孝謙卷に、新羅王子金泰廉等拜レ朝並貢レ調、因奏曰、新羅國王、言二日本照臨天皇朝廷一新羅國者始レ自二遠朝一世々不レ絕二舟檝一並連來奉二國家一云々など見えて、かならず船柁を絕さぬ由を申て、故實の言を失はざりつるをおもふべし、かくて、其神功紀のところを、はやく古事記に、自（イマ）

那毘古那加云々、我國之聖乃皇波尊毛御坐加云々、毎皇爾現人神止成給御坐世波、四方之國隣皇波云々、唐乃詞遠假良須、書記須博士雇須、此國乃云傳布良牟日本乃倭之國波、言靈乃富國度曾、古語爾流來禮留神語爾傳來禮留、云々とよめり、但し此歌どもにヒノモトとよめるは、大皇國の美稱として、ヤマトのまくら詞のごとくに置てよめるなり、

注此僧の歌こゝに引たるわたりの詞、今こゝに論ふ意ばえにおのづからかなへる處ありて、をゝしくめでたし○又おもふに萬葉集一卷に、山上臣憶良在二大唐一時、憶二本郷一作レ歌、去來子等早日本邊大伴乃御津乃濱松待戀奴良武とある、早日本邊は、新古今集に載られたるごとく、歌ぬしはやひのもとへとよめるなるべし、こは大寶元年に、遣唐使の少錄になされてまかりたる時、唐國にてよめる歌なり、此主のをゝしき眞情なる、なべての歌の口つきにあはせ察ふに、唐國に在りて本郷をさしてわざとヒノモトとはよまれたりけむ、上に擧げたる辨正法師が詩に、唐國にて日邊瞻二日本一と作ると、おのづからこゝろばえの相似たるにもおもひあはせらるゝなり、欽明紀に新羅へ遣されたる軍士、調伊止彌の妻大葉子、その國の敵に禽へられてあるほど、愴てよめる歌に、韓國の城上に立て大葉子は、領布振らすも耶魔等へむきて、とよめるに例ひて、ハヤモヤマトへとよむべしと云へる説は疎なるべし、○皇國の事をうちまかせて、ひのもとゝいへるは、源氏物語薄雲卷にひのもとにはさらに御覽じらるところなし、新古今集に成尋法師入唐し侍りけるに、母のよみ侍りける、もろこしも天の下にぞありときく、照る日の本を忘れざらなむ、これらより古くもありなむか、いまだよくもたづねあへず、

また有二聖王一謂二天皇一といへる聖王とは、君とある人の徳を稱ふるかれが常言なるを（此は仁德天皇を聖帝と申せる事の論に云べし、）天皇としも申せるは、天を上なく尊きものと定たるもろこしのならはしにて、王を天王天子など云ふ意によりて、なほも尊く稱へ奉らむとて、天皇とは申せるなり、然るを此尊稱をも受給ひて、外蕃へはさらなり、常に須賣良美許登と申すにも、此字を用ひらるゝ例となされたりしなるべし、

日本の字をも用ふる事は、すなはち日本紀と題名せられたるが始にて、（わづか九年前に書る古事記には、此字を用ひられざりき、）神代卷に、迺生ニ大日本一とある訓注に、日本此云ニ耶麻騰一、下皆效レ此と、ことさらに注されたるが、おのづから題名にも照應てぞきこえたる、

注但し古は此字を用ひられたる、なべての例を注されたるにて、上に論へるごとき韓もろこし人の申せる言、またその國々への詔旨などには、字音に唱むべきなり、懷風藻に、辨正法師が在レ唐懷ニ本鄉一といへる詩に、日邊瞻ニ日本一と作り、此僧大寶年中遣ニ學唐國一在レ唐死と、その傳に見えたれば、古事記、書紀などの出來たる頃ほひ、既に唐國に在りて日本と稱へりしなり、

國號考に、書紀に畿內の一國のやまとには多く倭とかき、天下の大號のには日本とかき、又一國の名の時もおほやけにかゝれるをば、日本とかゝれて、紀中大かた此例なり、人名も此意ばえにて、天皇の大御には日本、さらぬ人のには倭とかゝれたりと說はれたるがごとし、

注やまとと云ふに、倭の字をあてゝ書ことは、いといと古よりの事と見えて、古事記にもみな此字を書れたり、そはもともろこしの國よりつけたる名の字を用ひたるなり、また和字は倭と同音の字なるをえらびて改められたるなるべきよし、これも國號考に說はれたるが如し、但し由も知られぬ倭和などの字を用ひられむよりは、日本の字を受用ひられたるかたぞめでたかるべき、故日本紀を始にて、後の書どもに皇國の大號に倭和の字を用ひたる事はをさ／＼あらず、たゞ倭漢など對へたるかたの文にのみ用ふる事となりて、近き世には日本と字音にのみ云なれて、やまとゝいへは、畿內の一國の名にのみいふごとくになりにたり、

かくてまた日本の字の嘉しくふさはしきによりて、字訓に比能母登とよみて、これも大御國の又の稱となれるなり、其はふるくは萬葉集（卷三）の詠ニ不盡山一長歌に、（作者詳ならず）日本之山跡國乃鎭十方座神可茂、寶十方成有山可聞、駿河有不盡能高峯者云々と見え、（此集此ほかに、日本と書るはなべてヤマトとよむべく書たれど、此歌なるはかならずヒノモトと訓べきなり、）續後紀に見えたる嘉祥二年、仁明天皇の四十の御賀に、興福寺の僧の獻れる長歌にも、日本乃野馬臺能國遠加美呂伎能、宿

ながちにのぞみ給ふことのましますによりて、ふたゝび御使を遣し、此度は宥めてあへしらひ給へるだに、なほ東天皇と詔ひたるにても、前度は天皇と詔ひ遣したりけむ事決し、さて又後度の詔書の尾に用ひ給へる不具の文は、翰墨全書に、以レ尊達レ卑用レ之とみえたり、此義を用給へるにもやありけむ、すべて此二度のゆきゝのあひだの事どもは、いと紛らはしきおもむきのあるを、馭戎慨言に委しく辨論はれたるを見て心得べし○もろこしをさして、日沒處と詔ひつかはしゝは、韓人の皇國を日本と稱へ申せるを受給ひたるにあはせて、もろこしも其かたざまの西の國なるによりて、日沒處と詔ひ、こなたをば日出處と詔ひつかはして、おのづから尊卑の御心ばえをも示し給ひたるにて、いとふさはしき雅稱なるべし、萬葉集に天平五年贈二入唐使一といへる長歌に、そらみつやまとの國は、靑によし奈良の都ゆ、おし照る難波にくだり、住のえの御津に船のり直渡り、日入國に遣さる、わがせのきみを云々とみえたるは、そのかみ件の詔詞の世のことぐさに傳はりつる故實をおもひてよめりときこゆ、此歌すべて古意にて、いとめでたくよみとゝのへたるが、その中の詞にて、ことにおもしろし、またもろこしの書に、日本と記せる事は、梁の世に、任肪が著せる述異記に、日本國有二金桃一云々といへるぞ舊かるべき、そは既に韓國にて稱へる號を用ひたるものなり、任肪はおほよそ繼體天皇の御世の頃に當りて、世に在りし者なり、また新唐書に、日本古倭奴國也云々、咸亨元年遣レ使云々、惡二倭名一更號二日本一、使者自言下國近二日所一レ出以爲上レ名といへり、咸亨元年は唐高宗が世にて、天智天皇の御世の九年に當れり、此時日本と云ふ號の謂を、しかじかと答へたるは、前に日出處天皇と詔遣はしゝにうちあひて、あはれいとよき答なりけり、惡二倭名一といへるは、彼國風の例の推量の定言なり、また釋日本紀に、延喜講記を引て、隋文帝開皇中入唐使小野妹子、改二倭號一爲二日本一、然而依二隋皇暗二物理一、遂不レ許云々といへる事見ゆ、これまことならむには、既く隋の文帝が世に罷渡りたる時然言しなりけり、

かくて皇國の大號の夜麻登と云ふにうちまかせて、

但し應神紀二十八年に高麗王の上表に、敎ニ日本國一と書て奉れるを、太子の讀まして責給ひ、破棄給へる由みえたるは、敎と書き、天皇と申奉らざるが無禮きを責給へるなり、また經籍後傳記に、（此書は善隣國寶記に、元永元年中原師安朝臣等の引書にせるをとりて載たりと注へるをまた採りて此に引り、）推古天皇の御世、もろこしの書籍を買はしめ給はむとして、御使を渡し給ふによりて、隋王がもとに賜へる詔書に、日出處天皇、致ニ書日沒處天子一と詔ひ遣はしける由見えたる、日出處も天皇もともに然る由來ありて、韓人が稱へまつれる意ばえを受用させ給へるにて、もろこし人が自己が國を中國中華など云ひ、王を天子など云ひて、（史記の匈奴傳に、匈奴が漢孝文帝に遣れる書にも、天所レ立匈奴大單于、敬問ニ皇帝一といへる事も見えたり、）みだりにほこりをるとは甚（イタ）く故異なり、

【注】上件の日出處天皇云々の詔書は、推古紀に十五年七月小野妹子臣を御使に遣はしける時の事なりけるを、紀に漏して載られざりつるは、いとくちをし、さて北史、また隋書に、隋煬帝が世の大業三年に、其御使の事を記せるところに、倭王云々號ニ阿（ア）輩（ハ）雞（ケ）彌（ミ）一といひて、其國書曰、日出處天子、致ニ書日沒處天子一無レ恙云々、帝覽不レ悅といへり、後傳記に日出處天皇とあるは、まことにさぞありけむを、件のかの國籍どもに天子としも書るは、天皇の尊號を惡（キラ）ひて、わたくしに書改たるなり、唐類函に皇國の事をいへるところに、其國號ニ阿輩雞彌一華言天皇也といへることも見えたり、かくて其明る十六年に、隋王使を發て、御使を送らしめて奉れる書に、皇帝問ニ倭王一とかきたりけるを、聖德太子甚惡下其黜ニ天子之號一爲中倭王上而不レ賞ニ其使一と後傳記に云るせり、しかるに書紀にはその倭王を倭皇と書て、其全文をも載られて、太子の云々の事は記されず、こは王とおとしめ申せることを惡ひて、皇字に改てのせられ、それにあはせて太子の云々の事は省かれたりしものなるべし、さるはかの隋王に賜ひし詔書の天皇を、かの國籍に天子と書改たりしと、おのづから同じ意ばえなるにもおもひ合すべし、かくてその九月にかの使の罷歸るにたぐへて、又しも妹子臣を遣しける其度の詔書には、東天皇敬白ニ西皇帝一云々、不具と紀に載られたり、さるは前度に日出處天皇云々と詔ひ遣したるを、隋王が悅ざりし由きこえたるを、かの國にあ

事、史どもに載されたるが如し、表文は應神天皇の御世にはじめて見えたり、下に論ふべし、かくの如く既くより、然韓人どもの尊と稱奉れる國號の良しきを受給ひけるにあはせて、すべて、外蕃へは日本と詔ふ例とぞなされたりける、其は孝德紀に、大化元年七月丙子、高麗、百濟、新羅、並遣レ使進レ調、百濟調使兼二領任那使一、進二任那調一云々、巨勢德太臣詔二於高麗使一曰、明神御二宇日本一天皇詔旨云々、また詔二於百濟使一曰、明神御二宇日本一天皇詔旨、始我遠皇祖之世、以二百濟國一爲二內官家一云々、自レ今以後云云、汝佐平等不二易面一、來早須二明報一云々とみえたり、かく明神御二宇日本一と詔へるも、もとより然る御事ながら、日本と美稱奉り、神國と畏憚れる尊稱を受給ひて、やがて大御稜威を示し給へるにて、いとも／＼たふとしかし、但し同二年二月戊申、天皇幸二宮ノ東門一、使二蘇我右大臣一詔曰、明神御二宇日本一倭根子天皇、詔二於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓一云々とみえたるは、蕃國人に示し給ふ詔にはあらざれど、おもほす旨ありての事なりしなるべし、此事はなほ下に論ふべし、公式令にも其定に載られて、その詔書式に、明神御二宇大八洲一天皇詔旨とあるを、義解に用二於朝廷大事一之辭也と謂ひ、また明神御二宇日本一天皇詔旨とあるをば、義解に以二大事一宣二於蕃國使一之辭也と謂へるをもても知るべく、又上にも引たるごとく、蕃客入朝の宣旨に、日本爾明神登御宇天皇朝廷登某蕃王能申上隨爾參上來留客等云々と宣る例なるをもおもふべし、

注明神とは、天皇を顯らかに世におはします御神と崇み畏みて稱す言なり、其はもとよりさる御事ながら、由もなきに殊更に詔ひ出たまふべきにあらず、こはかの韓人が日本と美稱奉り、また神國の天皇と申て、恐憚れる稱を受給ひて、蕃國に御稜威を示し給へる詔詞の例となれるを、ふさはしき辭なるが故に、朝廷の大事にも用ひさせ給へるが、それには日本とは詔はで、大八島と詔別て用ひさせ給ふ例となれるなるべし、かくておもへば上に引たる大化二年の度に、御二宇日本一と詔ひたるも、同じ御意しらひなりけむを、尋常の事に日本と詔はむは、なか／＼にふさはしからずおもほし直して、後々は停給へるにぞあるべき、其後は天武紀十二年の詔に、明神御二大八洲一日本根子天皇勅命者云云とみえたるをはじめにて、尋常の詔に日本と詔へる事、後々まで書どもに見えたる事なし、

之日云々、國司立二船上一客等着二朝服一出立二船上一、時國使喚二通事一、通事稱唯、國使宣曰、日本爾明神登御宇天皇朝廷登、某蕃王能申上隨爾、參上來留客等參近登奴、攝津國守等聞着且、水脈母教導キ賜登宣隨爾、迎賜波久宣と見えたるは、韓人どもが神國と畏み、日本と美稱へて臣服來れる故實を失ひ給はず、また唐使へもおよぼして宣らせ給へるにて、いともめでたき例證なるを證とすべきなり、

注上にも引出たる坂上苅田麻呂宿禰の上表に漢人阿智王が歸化の時の言に、吾聞三東國有二聖主一、何不二歸從一乎といへる事もあり、又後の事ながら、三代實錄に、貞觀十四年渤海國王が貢調奉れる時の牒文に、天涯路阻、日域程遙、また仰據二前典一、迴斟二舊規一、向レ日寄レ情、發二星軺之一使一など云へる事も見ゆ、

また續紀に、天應元年七月、栗原勝子公の言せる文に、子公等之先祖伊賀都臣云々、伊賀都臣、神功皇后御世使二於百濟一、便娶二彼土ノ女一生二一男一、名二日本大臣一、遙尋二本系一、歸二於聖朝一、云々と云へり、これも其家の舊傳にて、此日本大臣も當時百濟人の皇國にかけたる稱號と聞えたり、

注朝鮮の東國通鑑に、新羅の文武王十年に、倭國更號二日本一、自言下近二日所レ出以爲上レ名といへるは、もろこしの新唐書に、咸亨元年の下に然記せるをとりて、己が國の年紀に合せかきたるものなり、日本とは、もと己が國にて、稱へ始奉りたる號なる事をばつゆしらずなりて、自言云々としもいへるなり、さて其新唐書の文は下に引て云べし○神功皇后の御時よりも、はやく垂仁紀二年二月の條に、一云とて此天皇の御世、任那人都怒我阿羅斯等が歸化て奏せる言に、傳聞日本國有二聖王一、又三年三月の條に、一云初天日槍云々とて、其渡參來れる時の言に、僕新羅國主之子也、然聞日本國有二聖皇一と云へる由記されたり、新羅はさる事にて、任那も韓の內なれば、新羅など、同じく日本と稱ひをりたるめれど、皇國にしては當時いまだ彼等が申せる言を、然ばかり書には書記シ置るべからねば、此二件は傳說の意を得て、後に記せる文に依りて載られたるものなるべし、

韓の國臣服參りて上れる表にも、日本と書て上りし

人朝臣の語れる唐人の言に合へり、さてその朝監といへるは、阿部仲滿朝臣の彼國にての稱なり、この序作れるは、これも唐の肅宗が世の事ときこえたり、また比叡山松禪院に藏傳たる、最澄がもろこしにもの學に渡りて歸る時、其國唐の德宗が世の貞元二十一年、わが朝の延曆二十四年に當りて、明州刺史鄭審則が書て與れたる印信の文に、最澄闍梨、性稟二生知之才一、來レ自二禮義之國一、萬里求レ法と云へり、三代實錄、仁和三年三月圓珍が表言の中にも、件の文を載て、然則西朝重二我國家一、稱爲二禮義之鄕一、云々といへり、よにさかしくほこりがにおもひあがりて、他國をいひおとしむる唐人さへに、そのかみはやくより然云傳へたりしなり、

かくて皇國籍に神國と見えたるは、三代實錄に、貞觀十一年十二月十四日新羅の賊船の來らむ由を聞召て、其を逐還し給はむ事を、伊勢皇大神宮に祈らせ給ふ告文に、新羅云々、兵船必來倍久在波、境內爾入給天須之、逐還漂沒米(タヽヨシ)給比、我朝乃神國止畏憚禮來禮留故實乎、澆多之失比賜布奈、云々と見えたり、

注上文に我日本朝波、所謂神明之國奈利、神明之助護賜波、何乃兵寇加可二近來一岐、云々とみえたるは、こなたの上をいへる文ながら、自ら下の此文にひびきてきこゆ、さて同廿九日石淸水神社、同十二月廿五日八幡大菩薩宮、香椎廟、宗像大神、甘南備神に祈らせ給ふ告文も相おなじ、

さるはかの新羅王がいはゆる吾聞東有二神國一云々と謂て、畏憚りて臣服たりし故實を澆失はず、とほさしめ給へと、禱告さしめたまへるなり、證しおもひ奉るべし、玄かれば大皇國を神國と稱ふは、もと韓國人の稱號なりけり、また謂二日本一と云へることは、神功紀に、百濟國の使人の奏言にも、百濟王、聞三東方有二日本貴國一云々と云へる由見えたり、韓國はもろこしの東に在とて、後世に彼國人がほこりがに東華東國またかの國籍どもに、國初に國名を朝鮮と號けたるよしは、在二東表日出一之地、故曰二朝鮮一など云へるをもて、めぐらしおもふに、そのかみも然る意ばえにて、日の出るかたに近き東の國ぞとほこりがに思ひ居りしこゝろならひに、大皇國はその東なる神國なれば、日出方の本國と云ふ意にて、旣くより日本と稱へ申したりしなり、玄蕃式に、蕃客從二海路一來朝、攝津國遣二迎船一、王子來朝、遣二一國司一、餘使二郡司一、但大唐使者迎船有レ數、客船將レ到二難波津一

られたる趣によりて推量て論へるなり、よみ考べし、

さてその東有二神國一と云へるは、韓國は皇國よりはいとはやく人の世となりて後、もろこしの殷の世の季に、箕子がはふれ來れる頃すら、皇國はなほ神世なりしかば、皇國を神國と稱ひて、畏み來れるがうへに、そのかみ既くより、神の御護の奇靈に厚き御國がらなる事を、まさしく知りたりけるによりて、深く畏み憚りて、然は稱せるなり、今諸國の中に、山中などに、靈所と云ひて、神氣にて畏き事のあるを恐憚り來れる所あるを、そのかみ、はやくから國より皇國を畏みたりし趣に准へ察ふべし、必其國之神兵也云々と云へるは、もとよりさる事にて、殊に此度は神たちの御護厚くして、いと奇異なる事の多かりければ、實に神兵なりと恐懼れたることわり也けり、

注上にも引出たる如く、三國史記に新羅の祇摩王が世の十年に、四月倭人侵二東邊一、十一年に四月大風東來、折レ木飛レ瓦、至レ夕而止、都人訛言、倭兵大來、爭遁二山谷一、十二年三月、與二倭國一講レ和など載せるは、此御征よりおよそ百六十年あまり前、垂仁天皇の御世の六十三四五年に當れり、これ彼國の古傳說にして、そのかみさばかり皇國を畏みたりしさま、はた證しおもふべし、

又もろこしにても、唐張九齡文集に、玄宗に奉れる書案を載たるに、日本國王主明樂美御德、彼禮義之國、神靈所レ扶云々といへり、此文、文苑英華にも載たり、これは續紀に撿へ併するに、天平四年に遣されたる遣唐大使、多治比眞人廣成が、同六年に及で歸る時に奉れる書にて、彼國の開元二十年に當れり、そのかみもろこしにても、既く皇國の神國なる由を知りし趣なり、

注因に云、續日本紀に、慶雲元年秋七月、正四位下粟田朝臣眞人等、自二唐國一至、初至レ唐時、有レ人來問曰、何處使人、答曰日本國使云々、問答畧了、唐人謂二我使一曰、亟聞下海東有二大倭國一、謂二之君子國一、人民豐樂、禮義敦行上、今看二使人儀容一大淨、豈不レ信乎、語畢而去とあり、此は唐則天といへる女王が世の長安二三年の頃の事なり、此時の事を舊唐書に、長安三年の條に記して、御使を其大臣朝臣眞人と稱ひ、則天宴二之麟德殿一といへり、又古史世編に載たる唐王維が送三朝監還二日本國一序に、海東諸國日本爲レ大、服二聖人訓一有二君子之風一云々といへり、眞

天朝もかしこにて書る文なるべし、かくてその百濟本記は文體を考るに、其國にて記せる書なり、たゞに百濟記とあるも同書と見ゆ、但し本字の脱たるか、又略きたるにてもあるべし、又百濟新撰といふを引注されたるも、其に繼て彼國にて記せる書なるべし、さてその新撰の新ノ字、古本にはありて、印本に脱せるところあり、百濟記とあるは、本字の脱たるにかと思はるゝ、はた准ふべし、又繼體紀に、二十五年二月丁未天皇崩給へる條の分注に、或本云、天皇二十八年歳次甲寅崩、而此云二十五年歳次辛亥崩者、取百濟本記爲文、其文に云大歳辛亥三月、師進至于安羅、營乞乇城、是月高麗弑其王安、又聞日本天皇及太子皇子倶崩薨、由此而言、辛亥之歳當二十五年矣、後勘挍者知之也とみえたり、天皇の御事をさへに百濟本記を取て記されたるをもて證しおもふべし、其ほか紀中分注に、高麗沙門道顯、日本世記を引注されたるところもあり、此道顯は天智元年紀に見えたる僧なり、さて此御世とははるかに後の事ながら、欽明紀に九年四月、百濟遣中部扞率掠葉禮等奏曰云々、伏願可畏

天皇、先爲勸當云々、分注に西蕃皆稱日本天皇爲可畏天皇といへり、十三年紀にも、百濟加羅安羅進某々等奏曰云々、必蒙上天擁護之福、亦賴可畏天皇之靈也と載られたり、これらすなはち百濟王等が奏文なるべし、推古紀に八年二月、新羅任那王二國遣使貢調、仍奉表之曰、天上有神、地有天皇、除是二神、何亦有畏乎云々、不乾船柁毎歳必朝とも見え、また廿九年二月五日、廐戸皇子の薨給へる事の條に、當于是時、高麗僧惠慈聞上宮皇太子薨、以大悲之、爲皇太子請僧、而設齋、仍親說經之日、誓願曰、於日本國有聖人曰上宮豐聰耳皇子、固天攸縱、以玄聖之德生日本之國云々、是實大聖也、今皇太子既薨之、我雖異國心在斷金、某獨生之有何益矣、我以來年二月五日必死、因以遇上宮皇太子於淨土、以共化衆生、於是惠慈當于期日死之、云々とある誓願文も、彼國の僧等が倭心もて書て奉れる文のまゝなるべきをも、はたおもひ合すべし、さて件の文は、かの國の僧觀勒と云へるが作りて奏せるものならむか、其は同紀三十一年四月戊申戊午の日の條に、載

られたるも、其ほどの事ときこゆ、すべて此等の事は別に考て論ひ記せるものあり、今按ふにその書紀の中にも、神代紀の本文のことに潤飾の文多きは、神代の事實は殊に靈妙なる事にしあれば、漢籍の體には似つかぬ記されざまなりけむを、かの文人たちの意には、いと物はかなげにおぼえての業なるべし、但し一書の文の中には潤飾少きが見ゆるは、改めあへざりしにて、是ぞ其本書の文に近かるべき、さて上に述へる如く、皇后韓國を征伐給へる時より、やゝ年經る程は、彼國に關係る事は、專と韓人に命て書しめ給へりしなるべくおもはるゝに、神功紀なる新羅御征伐の始より、百濟高麗の服從奉れる條々の事などは、殊に韓人に命せて錄さしめ給へる文書に據りて、かき記せる書の在けるにより、又韓國にて記し置る書のありけるをも撰び取て、やがて其文を用ひ給へるもあるべくおもはるゝ中に、上に論へる神功紀に、素旆而自服、素組以面縛、封二圖籍一云々などいへる文もこれなり、彼國王が言に、吾聞東有二神國一、謂二日本一、亦有二聖王一、謂二天皇一、必其國之神兵也、豈可二擧レ兵以拒一乎とあるなどは、決て韓人の大皇朝の御稜威を恐畏み、かつは歡心をとり奉らむとかまへて、書る文を取て記されたるものなるべし、

【注】分注の一説に、此時新羅王が事を、叩頭曰、臣自今以後、於二日本國一所居神御子内官家無レ絶朝貢ともあり、又應神二十八年紀に、高麗王の表に、高麗王敎二日本國一と書て奉れるを、皇太子その無禮を責て、すなはち表を破棄給へる事見えたり、こは國號の事にはあらず、天皇とも申奉らず、また敬辭を申さで、敎など書て無禮なるを責め給へるなり、〇神功四十六年紀に、任那の別稱卓淳王が、百濟人久氐が言を擧て云へる言に、百濟王聞三東方有二日本貴國一、而遣二臣等一令レ朝二其貴國一云々、卓淳王が答言に、本聞三東有二貴國一云々と見え、此ほかにも韓人が言に、皇國を貴國と稱へる文のあまた見えたるは、よのつねの禮辭にいふとは異にて、直に皇國を崇めて稱せるなり、上に擧たる津眞道朝臣の表文に及二近肖古王一、遙慕二聖化一始聘二貴國一と書たるも、百濟より傳はりたる舊文に據れる、家譜の文なるべき事、おもひ合すべし、又紀にかの久氐が言、他（アタシ）韓人の言にも、朝廷をさして天朝と申せる言を載られたるに、注に引記されたる百濟記、百濟本記の文に、貴國日本天皇天朝の字を用て記せり、この

日、太安萬侶朝臣に詔して、かの阿禮が記誦たる勅語を撰錄さしめ給ひけり、翌る五年正月二十八日に奏上せる古事記これなり、此記の傳に、前年九月十八日に詔を奉りてより、たゞ四箇月餘にして業を終たる、いとかく速なりしも、たゞかの阿禮が語のまゝを記せるのみにして、新爲を加ふる事の無かりしが故なるべし、かくて其序に、天皇詔之、朕聞諸家之所レ賷帝紀、及本辭、既違二正實一、多加二虛僞一云々、故惟撰二錄帝紀一、討二覈舊辭一、削レ僞定レ實、欲レ流二後葉一云々と記されたるをおもひ奉れば、そのかみはやくより帝紀といふべき書の種々ありし趣なり、此記のしるしざまの事、又上代の書籍は、なべて漢文の格なりし事など、記傳の首卷、また序注に委く論はれたるがごとし、かくて同七年二月、紀朝臣淸人、三宅臣藤麻呂に詔して、令レ撰二國史一と續紀に見えたるは、扶桑略記に、和銅七年上奏日本紀といひ、其ほか古書どもにも、和銅日本紀とて引たるは、此時の本なるべきを、然詔ありける年の内に、さばかり速に功竟て、奏上らるべきにあらず、故おもふに前に天武天皇の十年に、川島皇子等に詔命せたまひし撰書の稿にて、功成らずして廢たりしを、中間三十二年を經て、さらに訂し撰ばせ給ひたりしが、その日本紀なるべし、此事別に委き考あり、かくて其後五年を經て、養老四年五月に、舍人親王、太朝臣安麻呂等、先に勅を奉て、更に日本紀を撰て奏上給ひけり、こは續紀、弘仁私記の序を併せていふ、其は上のくだりの書どもに、なほ諸家の記錄どもをも廣く集めて、またさらに修撰給へるなるべし、先師の說にこの紀の記され體、もはら漢のに似たらむと勤められたるまゝに、意も詞もそなたざまの潤飾のみ多くて、人の言語、物の實まで、上代のに違へる事の多かるよし、細に辨へられつるは、まことにさる事なり、此論古事記傳の首卷、又神代紀髻華山陰等に委し、但し其は既に論はれたる如く、もとより古書は漢文の格にのみ書たりければ、さる籍どもに據りて修撰給へるものにして、殊更にそのかみの古書の文をはなれて、新に作られたる文のみにはあるべからず、上に擧たる古事記の序中の文を合せおもふべし、かくて承和四年、藤原長良卿の日本紀の裏書に、日本紀三十卷、崇道盡敬皇帝所レ撰也、近者文臣請レ詔、數增二補之一、合二叡旨一永斂二秘府一、嗟呼欲レ取二一時之寵一、輙棄二千古之實一、可レ不レ痛哉、愚竊寫二原書一、藏二之函底一、若是證二乎來世一則幸矣と記し給ひたれば、其近き頃嵯峨、淳和の御世の頃なるべし、文臣の文を增補へて潤飾せられたるにて、今現に在る日本書紀これなり、件の長良卿の裏書は、日本書紀の或古寫本に書入たりしを、寫出せるなり、但し其原書は傳はらず、惜むべし、さて日本書紀と書字を加へ

古天皇の御世の十二年に、聖德太子憲法十七條を作給へり、これぞ皇國にして作れる漢文の全く書に見えたる始なる、（推古紀に、太子習ニ内教於高麗僧惠慈一、學ニ外典於博士覺哿一とみえ、また勝鬘經法華經を講じ給へる事なども見えたり、）又同御世廿八年に、太子蘇我馬子と共に、天皇記、及國記、臣連伴造國造百八十部、幷公民等の本記を錄し給ひ、

注皇極紀に、蘇我蝦夷等が天皇記國記を燒けるを、船史惠尺疾く國記をば取出して、中大兄皇子に奉れる由みえたるは、件の書どもの中の二部なり、又釋日本紀に引れたる上宮記の繼體天皇の御世系を記せる文を見るに、事の趣の正しく、書ざまもいと古くめでたくて、古事記よりも古からむとさへ見ゆばかりなるを、上宮記としもいへるに、太子を上宮太子と申奉りたるによりておもへば、もしくはいはゆる天皇記か、さらずは餘に太子の記し給へる書にもやありけむ、又上宮聖德法王帝說の中に載たる、用明天皇の皇子等、聖德太子の御子等の事を記せる古文の書ざまの、上宮記によく相似たるを思ふに、もしくは法王帝說なるは、上宮記に當代の御世系まで記されたるを採り載たるにもやありけむ、太子はかの天皇記を錄し給へる翌年薨給へり○推古紀三十年七月、大唐學問僧惠齊、惠光、及醫惠日、福因等、並從ニ智洗爾等ニ來之、於レ是惠日等共奏聞曰、留ニ于唐國ニ學者皆學以成レ業應レ喚、且其大唐國者、法式備定珍國也、常須レ達といへる事もみえたり、智洗爾は韓人なり、もろこしは、唐の高祖が世の武德七年なりき、

また天武天皇の御世の十年（天皇紀等を錄し給へる推古天皇二十八年より六十二年、）川島皇子を始、十二人に詔ありて、帝紀、及上古の諸事を記定しめ給へる由、書紀に見えたり、これら上古の傳說を新に書記されたるもあるめれど、多くは旣に在來し書籍どもを修撰（ツクリ）びて、記錄し給へりとぞ聞えたる、（但し此書は業卒ずして、年經て後和銅七年に成しなるべく思はるゝこと、下に論ふべし、）また同天皇大御みづから天皇の日繼の古事どもを正し、舊辭を撰びて稗田（ヒダ）阿禮（アレ）に勅語して、誦（ヨミ）うかべしめ給ひけり、さるは別に漢籍ざまをはなれて、古語をもて書記さしめ給はむの御慮なりけるが、なほかへさひものし給はむとおもほしこめたりけむ、いまだそれ書記すべしとまでは詔出し給はぬほどに崩り給ひにき、然るを元明天皇の御世におよびて、和銅四年九月十八

よりて、ことに件二人に出納を記さしめて、藏部を定給へるなり、阿知使主が裔に內藏大藏文調文部の氏人ありし事、上にいへるが如し、この藏部におもひ合すべし、但し王仁、阿智等が來歸れる時より、此御世の元年まで、百十餘年を經たれば、二人ともに甚く長壽(イノチナガ)からでは、事實合ひがたく聞ゆ、察ふに前の仁德天皇の御世の事なりけるを、傳誤れるものなるべし、

注古語拾遺に、雄略天皇の御世、秦酒公の進仕よしをいひて、自レ此而後、諸國貢レ調年々盈溢、更立ニ大藏一令下蘇我麻智宿禰撿ニ中校三藏上、齋藏內藏大藏、秦氏出ニ納其物一、東西文氏勘ニ錄其簿一云々といへる事もみえたり、東文氏は阿直岐の裔、西文氏は王仁が後なり、履仲天皇の御世の始より、此天皇の御世の始まで、五十餘年を歷たれど、なほかゝるさまなりき、

かくて其後々の御世に、百濟に勅して、醫博士、易博士、曆博士、五經博士などを召上(ノボサゲ)置て、相代て仕奉らしめ給ひ、そのほか何くれと文事に關れる事どもを奉らしめ給ひけり、又欽明天皇の御世、百濟より天竺國の佛法入來れり、始の程こそはさしもあらざりけれ、その後の天皇たちこれを信じ給ひ、世人多く信じけるにあはせて、いや益々に行はれければ、其道につきても、また漢文事のひらけたるなり、此ありこし趣を、ひとつ〳〵擧ていはむには、餘りに事繁かれば、おほかたをとりすべていへるなり、委くは書紀を見て知るべし、おほよそ大御國に、漢字漢籍の傳はり來ぬる因緣 また其を世に用ふる事となれる趣、右に述ふごとくなるべければ、韓國御事向よりもはやく、漢字を用ふる人の、まれ〳〵世には有來しを、韓國臣服ひ奉りてより後は、もはら參來れる韓もろこし人等に課せ、又皇國人も其道を得たるものも出來て、上古より語繼來ぬるむねとある古事どもをば、とかくしてかつ〳〵書記せる籍の諸家に出來たるにぞあるべき、されど敏達紀に、元年五月、天皇執ニ高麗表疏一授ニ於大臣一、召ニ聚諸史一、令レ讀ニ解之一、是時諸史於ニ三日之內一皆不レ能レ讀、爰有ニ船史祖王辰爾一、上に擧たる百濟人辰孫王が五世孫なり、能奉ニ讀釋一、由レ是天皇與ニ大臣一俱爲ニ讚美一曰、勤乎(イソシキカナ)辰爾、懿哉辰爾、汝若不レ愛ニ於學一誰能解、宜三從レ今始近ニ侍殿中一、既而詔ニ東西諸史一曰、汝等所レ習之業、何故不レ就、汝等雖レ多不レ及ニ辰爾一、云々と見えたるをおもへば、此御世の頃までは、史すらなほ文學に熟(ナレ)ざりつるをもて、なべての上をおもひやるべし、此天皇の御事を、紀に不レ信ニ佛法一而愛ニ文史一と記されたり、かくて推

さてその吉大尙等が來朝せる御世は詳ならねど、其八世の祖鹽乘津の崇神天皇に仕奉れるをもて、天皇の御代數に隨て計ふれば、仁德天皇の御世に當れり、おほかた推して知るべし、さるは同國の阿直岐、王仁、辰孫王等が文藝もて召されたるを聞て、かれらにかたらひ合せて歸朝れるなるべし、世傳二醫術一、兼通二文藝一といへれば、漢風の醫術は、もはらこの大尙等が傳へ始め、かつ文藝にも預りて仕奉たりしなるべし、

注文德實錄嘉祥三年の下に、興世朝臣書主の傳に、本姓吉田連、其先出レ自二百濟一、祖正五位上圖書頭兼內膳正相摸介吉田連宜、父內藥頭正五位下古麻呂、並爲二侍醫一、累代供奉、宜等兼長二儒道一、門徒有レ錄云云とみえたり、此書主吉大尙の後孫にて、此御世の頃までも、なほ祖業を傳へたりしなり、

かくて履仲天皇の御世の四年におよびて、始於二諸國一置二國史一、記二言事一、達二四方志一と紀に載たり、

注この史には、阿直岐、王仁、辰孫王、阿智使主等が子孫の文部、そのほか歸化れる韓人、またその子孫などを用ひ給ひたりしなるべし、さて阿直岐等四人の裔の氏々、姓氏錄諸蕃にあまた見え、國史などにも見えたり、かくてまた姓氏錄諸蕃の氏々にのみ、史の姓のいと多きは、もと其職に仕奉れるが故なるべきにもおもひ合すべし、此姓諸蕃をおきては、神別にはひとつもある事なく、皇別に垂水、田邊、御立の三氏のみ見えたり、これらは後に漢學を得て史に仕奉りしが裔なるべし、但し天武十三年紀に、諸氏の八色の姓を定給へる中には、史の姓はあらず、後に定給へるなり、さて又孝德天皇紀に、白雉元年二月詔ありて、賜下公卿大夫以下至二于史一物上、各有レ差と見えたり、そのかみよろづに漢風をめでたきことゝして、まねび給へる頃すら、卑き品に仕奉らしめ給ひたりときこゆれば、其より上世のさまおしてはかるべし、

既に此御世の頃に至りては、世間に大かた文字行わたりて、何事も書記すべくなりたるなり、古語拾遺に、此御世の事とて三韓貢獻變世無レ絕、齊藏之傍、更建二內藏一分二收官物一、仍令下阿知使主與二百濟博士王仁一記中其出納上、始定二藏部一と云へり、さるは韓國の貢獻物は、其用ふべきすべも、又其名も詳ならぬが多に

の經典といふものを、卒爾に始て皇太子に讀み學ばしめ給ふべきにあらずかし、かくておもひ奉れば、既に御父天皇も文字を知食し、典籍をもかつ／＼學び給ひたりしなるべし、又仁德天皇もいまだ皇子と坐し丶ほどより、皇太子と共に、かの阿直岐、王仁、辰孫王等を師として學び給ひたりけむ事決し、大御世知食して後、かの辰孫王が長子太阿郎王を近侍と爲て、仕奉しめ給ひたる由、眞道朝臣の上表に見えたるにもおもひ合せ奉るべし、此天皇尤き聖人風の御行せさせ給へるによりて、聖帝とも申奉れり、其は別に論ふべし、か丶りければ官人はさらなり、世人も普くうけばりて、其道を習ひ學ぶ事とはなりたるなり、さて又應神天皇の御世廿年に、九月倭漢直祖阿智使主、其子都加使主、並率己之黨類十七縣而來歸焉と、紀に載られたり、此阿智使主は、姓氏錄、また續紀延曆四年六月、阿智使主の裔、坂上大忌寸苅田麻呂等の表文、等によりて考ふるに、もろこし漢靈帝の曾孫なるが、漢の祚を魏に奪れたるが故に、韓國に遁れ、百濟高麗の間に寓けるが、其同族七姓、また十七縣の黨類を率て、來歸れるなり、此阿智使主も書記すことに仕奉らしめ給ひけり、

注坂上苅田麻呂大忌寸等の表文の中に載たる、阿智使主が歸化て請奏せる言に、臣舊居在於帶方、人民男女皆有才藝、云々、伏願天恩遣使追召之、云々、其人民男女、擧落隨使盡來、永爲公民、積年累代、以至于今、在諸國漢人亦是其後也と見えたり、此才藝の中には、決て文學に長たるも有けるなるべし、さて苅田麻呂等の請奏せるま丶に、宿禰の姓を賜へる同族の中に、內藏大藏文調文部等の氏人あり、もはら書記す事に仕奉りし族の裔なるべし、下の古語拾遺にみえたる齋藏に預れる事を論へる條にも併考ふべし、さてまた此氏姓氏錄にも見えたるが、大藏調文部は無くて、藏人と云ふ氏あり、

又仁德天皇の御世にや當るべき、百濟より吉大尙、その弟少尙ともに歸朝して、醫術文藝をもて仕奉れる事あり、其由來をたづぬるに、崇神天皇の御世、任那國の己汶地に遣されたる鹽乘津が八世孫吉大尙、その弟少尙等、そのかみ既に己汶地百濟に隷たりしかば、其部內に在けるが、有懷土心、相繼來朝、世傳醫術、兼通文藝、子孫家奈良京、田村里と、續後紀興世書主賜姓の下の傳に見えたり、此全文は姓氏錄の吉田連の譜に引合て、上に引出たるがごとし、

降及二近肖古王一、遙慕二聖化一始聘二貴國一、貴國とは韓國にて皇國を申す別稱なるを、眞道が百濟より傳りたる舊文に據りて記せる家譜の文なるべし、是則神功皇后攝政之年也、其後輕島豐明朝御宇應神天皇、命二上毛野氏遠祖荒田別一、使下於二百濟一、搜中聘有識者上、國主貴須王、恭奉二使旨一、擇二採宗族一、遣下二其孫辰孫王一一名知宗隨レ使入朝上、天皇嘉焉、特加二寵命一、以爲二皇太子之師一矣、天皇とは應神天皇、皇太子とは菟道稚郎子を申す、於レ是始傳二書籍一、大闡二儒風一、文敎之興、誠在二於此一、難波高津朝御宇仁德天皇、以二辰孫王長子太阿郎王一、爲二近侍一云々と云へり、然れば此辰孫王も、王仁と同時に參渡りたりけるを、これをも共に太子の師とし給ひたりしなり、しかれば阿直岐、王仁、辰孫王三人を師とし給へるなり、さて於レ是始傳二書籍一、大闡二儒風一とは、此道を太子も受學び給ひければ、うけばりて皇朝に書籍を傳へ奉り、聖人風の文敎の道闡け始たる由なり、

注王仁、此時論語と千字文を持渡れる由、古事記に見ゆ、世に此度をもて漢字漢籍の渡れる始と心得るは疎なり、皇子の漢學せさせ給へる事の書に見えたる始とは云ふべし、さて續日本紀に、王仁はもろこしの漢高帝が後、鸞王が裔なる由、其裔文忌寸最弟等が奏言に見ゆ○千字文は此御代のころ、晉武帝が時鍾繇が作りたるものにて、其國にすら、いまだ世に弘まらざりければ、百濟に傳はりて皇國に持來るべき由なしとて、とりどりに考たる說共のあれど、そは泥めり、鍾繇より後の事ながら、梁の武帝、また蕭子範、唐の周逖、宋の侍其良器胡明仲、明の周履靖、また今の、淸の錢俊選が作れる千字文あり、なほあるべし、皇國にても天承元年三善爲康の作れる續千字文、また永仁元年惟宗時俊の作れる醫家千字文あり、また近世にも某が作れる千字文二部を見たりき、その文の佳さあしさこそはあれ、漢學に心入たらむものゝ、新に千字二千字ばかりの文作らむは、はなはだかたきわざにはあらざるめり、されば王仁が持參れるは、誰が作りたりしにもあれ、そのかみ百濟にて世にありし千字文なりと心得てありぬべし、

稽(オモ)ふに當時旣に世にかつがつもろこしの文字行はれて、謂ゆる典籍をもよみて其意ばえをも知りたる者の在りけるに、たづね試み給ひて、此時始て皇朝にも撰採て用ひ給はむとして、御試に太子にも學ばしめ給へるなるべし、然らずは何事とも知られぬ蕃國

へおもふに、大王生韓人なりけむを、御室の雜使に召遣はしたりけるが、逋逃て仕奉らざるを、天皇の怒り給ひて、氣入彦命にきびしく詔ひつけて捕らせ給ひたるにて、殊に御稜威を示し給ひたりしにもやあらむ、

十五年八月と云ふに、百濟王の使に阿直岐といふが參渡り來れるが、阿直史の祖なり、姓氏錄百濟部安勅連の譜によりて考るに、百濟國見有王が後ときこゆ、よく經典を讀たりければ、天皇太子菟道稚郎子に仰て、辱くもかれを師として其を學ばしめ給ひき、天皇阿直岐に、汝に勝れる博士ありやと問せ給ふに、王仁といふがありて秀れたりと奏しければ、やがて荒田別巫別を百濟に遣して、王仁を徵し給ふ、十六年二月王仁參來りければ、則また太子の師として、諸の典籍を習はしめ給ひけるに、よく通達給ひ、廿八年九月高麗王の上表を太子の讀給ひて、其文の無禮きを怒り責め給へる事などもおはしましき、これ阿直岐に學びそめ給ひし年よりは、十四年に當れる年の御事なりき、これらの事ども、書紀古事記にみえたり、また續日本紀延曆九年に、津連眞道朝臣等の上表に、眞道等本系出レ自ニ百濟國貴須王一、貴須王者百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、日神降レ靈奄ニ扶餘一而開レ國、天帝授レ籙惣ニ諸韓一而稱レ王、

注同紀延曆八年十二月の下に、光仁天皇の后、高野新笠姫命の傳に、百濟遠祖都慕王者、河伯之女感ニ日精一所レ生、皇太后卽其後也、因以奉レ謚焉とありて、その謚を天高知日之子姫とも稱し奉る由見えたり、漢國韓國の書どもの說を參考るに、都慕王が名を朱蒙、また東明ともいふ、扶餘國にて河伯の女、日影に感て生り、その朱蒙が子孫、高麗百濟等の王となれりときこゆ、件の眞道等が奏言に合へり、新羅は稻飯命其國王となり給ひし事、上にいへるがごとし、さてこの都慕王が生れたる趣も、かの日矛が新羅にて妻としたりし女の生れたるも、日大神の靈の憑り給ひたる事の、もはら同じ趣にて、その都慕王が子孫、後に皇國に歸化て、世々に漢學をもて仕奉りし事、此表の下文に述へるがごとし、さて又新笠姫命の御腹に生れませる桓武天皇は、ことに漢風を好み給ひて、例なき山城國を都と定め給ひ、もはら漢風の大宮を擬ひ造らしめ給へるにあはせて、よろづの制も、又さらに漢風に化り、はた佛道をさへに信給ひて、延暦寺を建創給ひき、

噬、今唯豐後尚存、亦不レ過三兼二幷肥前等六嶋一而已、肥前肥後筑前筑後豐前豐後山口出雲以レ貪滅亡、山口原幷國十二、曰石見、長門、安藝、備前、備後、備中、出雲、伯岐、丹後、因幡、但馬、後出雲奪二歸其地一、山口長子死焉、其君亦爲二陶殿所一レ殺、豐後君以二其弟一攝二山口事一、君二安藝一、安藝殺レ之、嘉靖三十六年山口無レ君、豐後獨稱レ雄焉、山城君ノ金印勘合、久爲二山口ノ所一レ有、向來入貢、俱山口自主、山城惟出レ名而已、陶殿ノ亂、宮殿勘合俱焚、金印亦損二一角一、不レ知レ所レ歸、貢自レ此絶矣、欲レ望二彼國之約束一、諸夷斷々乎不レ能といへり、こは天文六年中のころの事をいへるにて、甚しき亂世にて、かけても准ふべきにはあらねど、上代の御政のおほらかなりつる御世の、西偏のありかたに、おのづから似たる趣あり、勘合金印などの事は、ことにかの委奴國王の印の事におもひあはせらるゝなり、

かくてまた皇后御事向の後は、韓國より貢獻り、こなたよりは府を置給ひて、常に皇國人往還絶えざりければ、必通事だちたるものもありて、既に收給へる彼國の圖籍文書、或は表文等を讀み解き、又此方より仰下さるゝ書をも書きなどして、事を通はし、また惣てから國に關係る事は、官に書記さしめられたるべきなり、そは最初のほどは、もはら韓人を召して史として仕奉しめ給ひ、皇國人はかれに習ひて、かつ〳〵文字も文も學ぶることゝはなれるなるべし、さる中にも韓國御事向の趣を始め、かれらが臣服奉りて誓言せる事など、すべてさる方につきて、要とある事は、もはらかの國人に記さしめて、かつは皇朝の稜威を示し給ひたりしなるべし、かくて其文字の便よきによりて、此方の要とある事をも、彼文法に擬ひて、かつかつ書記しもして、漸に用ふる事とぞなりたりけむ、さるほどに、應神天皇の御世におよび、

注 十四年もろこしの秦始皇が後、物智王弓月王高麗より來朝りて、表を上り御許を受て、さらに國に歸り、百廿七縣の百姓を率て歸化けるを、大和國朝津間の腋上に居しめ給へる事、姓氏錄諸蕃秦忌寸の譜に載たり、此事書紀にも載られ、三代實錄に本姓秦宿禰なりしこと、惟宗朝臣永原が上言にも見えたり○姓氏錄の御使朝臣の譜に、出レ自二諡景行天皇皇子氣入彦命之後一也、譽田天皇御世、御室雜使大王生等遁逃不レ仕、天皇遣レ使尋求、並不二復命一、於レ是氣入彦奉レ詔指二追於參河國一、捕獲參來、天皇嘉令三使者賜二姓御使連一也とみえたる大王生、名の異さまなるを、姓氏錄諸蕃高麗部に、王氏あるに准

年倭王復遣ニ使大夫伊聲耆掖邪狗等八人一、上獻云々、其八年、大守王傾到レ官、倭女王卑彌呼云々、遣ニ倭載斯鳥越等一詣レ郡、說ニ相攻擊狀一、遣ニ塞曹椽三張政等一、因齎ニ詔書黃幢一、拜ニ假難升米一、爲レ檄告ニ諭之一云々、政等以レ檄告ニ諭壹與一、壹與遣ニ（ラシム）倭大夫率、善中郎將掖邪狗等二十人一、送ニ政等一還、因詣レ臺獻上云々といへり、難升米は景初二年の度に、彼國に渡りたる由見えたる人なり、倭大夫率とは、上に自ニ女王國一以北、置ニ一大率一云々といへる、筑前の鎭府の率にて、善中郎將としもいへるは、彼國にして授たる官名なるべし、掖邪狗は其が名なり、さて此四年八年の度の皇國のうへにかけていへる事どもは、さらにあとかたもなきことながら、こなたより望む事などのありて、僞言いひつかはしけるに、欺れたるなるべし、なほ上件の本書の文をよみとほして知るべし、但し其記せる事どもの中には、これもかの國の使人などの虛言や、また聞誤れる事もあるべく、またかの國の例として僞文も交りたるべければ、其意しらひしておもひやるべきなり、其後も晉書に、皇國の事を擧て、秦始初遣レ使重レ譯入貢といへり、秦始は晉の武帝が世の年號にて、その元年は、皇后の六十九年に當れり、これも又さきのたぐひと知るべし、さて又皇國人の外國人を欺きたりし事は、上件の時よりさき、崇神天皇の御世に、意富加羅國の都奴我阿羅斯等が參りて、長門國に着たる時、其處なる伊都々彦（イツツヒコ）といふ人、おのれぞ此國の王なる、我を除て又王（オホキミ）はなしといひし事あり、又後に欽明天皇の御世にすら、高麗國の使の越國にたゞよひ着けるを、其國の郡司の、われ天皇なりといひ欺きて、その御調をとれりし事をすら、しばし朝廷には知召さゞりし事ありき、これら書紀にみえたり、上代は御政のことにおほらかなりしかば、私にもろこしに言通はし往來して、僞言などしたるたぐひ、なほこれかれ多かりしなるべく、然るにあはせては、かつ〳〵かの國の文字をも習ひて用ひたりけむこと思ひやるべし、

注上件のほかにも、外國へ私にいつはりて通ひしたぐひありし事ども、すべて馭戎慨言にくはしく考へて、辨へ論はれたるが如し、今おのれがこゝに考いへる說どもゝ、もはらその考にもとづきて論へるなり、なほ其慨言をよみあぢはひて知るべし

〇もろこし明の萬曆の頃、皇國の事を記せる日本風土記に、山城君號令不レ行、徒寄ニ空名上ニ云々、山口、豐後、出雲、開ニ三軍門一、如ニ中國總督有之義一、各以ニ大權一相呑

が世にて、安祿山が叛逆の亂によりて、むねと其鎮（ヲサヘ）に眞備朝臣の地理によりて申行へりときこゆ、これも又おもひ合すべし、

さるはもろこしより皇國に名けたる倭字を、いと古より夜麻止といふにあてゝ用ひ、後に和字に換ても書く事となれると、おほかた同じ趣なり、さて國中有下如二刺史一王上といへるは、伊都縣主なり、遣レ使詣二京都帶方郡一とは、伊都縣主が使をものせるを然いへるなり、さて諸韓國及郡使（コリ）二倭國一云々、詣二女王一不レ得二差錯一といへるは、もろこしより使を渡せる時には、諸韓國より使の來れる時の例なりといひて、その使を伊都に停め置て、文書賜遺（ミツクヘ）の物をば、差錯（タガヒ）なく都に傳送すといひて、御報の趣もなにもよきさまにしたゝめて、欺き還したりしものなるべし、正始元年の度に、拜二假倭王一といへるは、皇子たちを天皇の御代に下し給へる由に僞りて、己が黨をこしらへたてゝ、使に謁（アハ）せたりしなるべし、さるはいはゆる一大率にかたらひ合せたりけむかし、

注 對馬より伊都までの地名はみな合ひてきこえ、里程などもいたく違ひてもきこえぬを、伊都より前々なるは、奴國、不彌國、役馬國、斯馬國、已百支國、不呼國、姐奴國、對蘇國、蘇奴國、呼邑國、華奴蘇奴國、鬼國など云る如き國名なほ數多載て、里程などをも記せり、其中に南至二邪馬臺國女王所一レ都といへる事もあれど、なべての國名には其ならむとだにきこゆる所の名どもはある事なし、又方位里程水陸のおもむきも、さらに合はず、故つら〳〵此書の文體を考ふるに、すべて路程を記せるに、幾千里至二某國一といへること、あまたところありて、みな至字を書るに、たゞ郡より韓國の極界までと、伊都國とにのみ到字を書るは、其地までさして到着たる由なり、其は爾雅釋詁疏に、到者自レ遠而至也と注へる義と通えたり、しかれば伊都までは、かしこの使の往來に歷つる地なるが故に、たがはざるを其處より前々の事どもは、もはら伊都人に參問ひたるに、虛言まじりに、なま〳〵に答へたるを、其をだによくも聞とり得ずて、おしはかるに、例の僞文をも加へて、書記せるまゝなるが故に、然はかなひてきこゆるが、無きにこそはあるべけれ、かくて上に擧たる魏志の正始元年の度（トキ）の後に、其四

まつりごちておはしましけれど、實にはおのづから應神天皇の御世なれば、しかすがに皇后の御事を須賣良美古登と申すべきにあらず、故別に崇めて比咩呼(ヒメゴ)と申奉れるを、女子の天皇にておはす御名と心得て、然は記せるものなりけり、そのかみ皇后の御事を姫子と申奉りし事の、皇國の古書どもには見えざるを、かへりてもろこしの書に記せるによりて、其御世の實のありかたのおもひやられて、知られたるはいとめでたく尊し、

當時の都大和わたりをさしていへるなり、上件魏志の下文、また後漢書にも、耶馬臺國女王所レ都いへり、北史隋書には、耶摩堆と書り、自二女王國一以北、特置二一大率一檢察、諸國畏二憚之一、常治二伊都國一といへる、北は西の謬にて、その謬なる由は、下に論へる趣によりて知るべし、置二一大率一とは、後の御世にきこえたる筑前の大宰府に當れり、はやくより此府を置れたりしなるべし、いま書に見えたるは、推古紀に、筑紫大宰奏上言、百濟僧云々、泊二于肥後國葦北津一、孝德紀に、拜二日向臣於筑紫大宰帥一、天智紀に、筑紫都督府とみえ、同紀に、以二栗前(クリクマ)王一拜二筑紫率一と記されたるを、天武紀には、筑紫大宰栗隈王と書て、其王の言に筑紫國者、元戍二邊賊之難一也、其峻レ城深レ湟臨レ海守者、豈爲二内賊一耶、文德實錄に、夫大宰府者西極之大壞、中國之領袖也、東以二長門一爲レ關、西以二新羅一爲レ拒、加以二九國二島郡縣闊遠一、自レ古于レ今以爲二重鎭一、など見えたり、みな同府の事なるべし、諸國畏二憚之一といひ、常治二伊都國一といへるに、よく符ひてきこゆ、また天智紀に率と書れたるは、もともろこしより率といひ、或は大宰ともいひたりけむ、韓國にても然いひてあるをうけて、こなたにてもはやくより、かの國々などにむかひては、筑紫率と呼てありけるを、大宰とも、やがて天智天皇の御世の令などにうけばりて用ひ給へるを、後に府名を大宰とし、率字を帥に換へて、長官の稱とせられたるものなるべし、

注 但しはやく推古紀に大宰と書されたるも、もとはもろこしなどよりいへる稱を用ひ給へる、當時の稱なるべき事准へて察るべし、さて又率と帥とは通用の字にて、正韻に率同レ帥とみえ、後漢書何武傳に、刺史古方伯方、一方表率、又焦弱候筆錄に、率有二五音一將率之率音帥、云々などいへる事も見えたり○はるかに後の事ながら、續紀に天平勝寶八歲六月、始築二怡土城一、令三大宰大貳吉備朝臣眞備、專二當其事一焉と見えたり、こはもろこし唐玄宗

た伊都縣とも書れたる處にて、筑前風土記に怡土と書き、和名抄筑前の郡名に、怡土以止とあるこれなり、かくて書紀こゝ、伊都としも書るは、此魏志に書ると、字さへ相同じきをおもへば、もともろこしにて、寄語に然書ておこせたるを、やがて書なれ來つるを、書紀にも用ひられたるものなるべし、對馬も津島の寄語なるを、書紀に用ひられたるも同じ趣なるべきを、對馬島と別に島字を加へて書れたるところもあるは、彼國の書ざまに心づかで、記者の疎なりしなり、これによりても、はやくより漢字を用ひたりし證とすべし、なほおもへばかの國にて、末盧と書るに、古事記などに末羅と書れたるも、似たる書ざまなり、また一支は北史隋書にも如此書り、この支字は字書に翹移切音秖などありて、濁音なるは、そのかみ彼國人は然書て通えたりしなるべし、かくて後には壹伎壹岐なども書たりけむを、一壹同音の字なり、其を以の音に用ひたること、此をおきては皇國に例なし、もろこしの寄語には、古より今にいたるまで例多し、さて又皇國にて伎の假字に支と書るは、伎岐などの偏を省けるにて、此魏志に書たるとは異なるべくおぼゆ、書紀に壹伎と書れたるは、これももとはもろこしの寄語にて、伊都對馬などゝ同じ趣なるべくや、末盧も准へつべし、さて女王國としもいへる女王とは、神功皇后の御事を聞およびて、その坐します國をさして申せるにて、

注上件の魏志の下文、また後漢書にも、倭女王卑彌呼と書し、朝鮮の三國史記にも、倭王卑彌呼と書せり、其はそのかみこなたにて皇后の御事を崇めて、姫子と申奉れるを、渠がうちぎゝに寄し書せるものなり、神代紀に、一書に高皇産靈尊の御女に、火之戸幡姫兒千々姫命、また萬幡姫兒玉依姫命などみえたる姫兒も、御名に聯ねて、ことさらに稱へたりときこゆ、其はいかにまれ、皇后などを崇めては姫子とも申奉るべきなり、かくて姫を卑彌と通はし云へるも古言なり、釋日本紀に引れたる上宮記に、皇女たちの中に某比賣と申せる中に、大中比彌、田宮中比彌、阿那爾比彌、布利比彌命、また上宮聖德法王帝說の中に載たる古文に、吉多斯比彌乃彌己等、加斯支移比彌乃彌己等などなほあり、神名式阿波國に、波爾移麻比彌神社とも見えたり、かくて今按るに當時皇后韓國を歸順へ給ひ、其始國治給ふとして、應神天皇御年齒長なり坐しても、なほ母皇后のもはらものし給ふ權勢にあはせて、よろづ

ばかりのもの、漢魏などより、後々の世の亂れに亂れたる千歳あまりの世々を經たる宋の世まで傳はるべくもあらぬものをや、

また正始元年、太守弓遵、遣ニ建中校尉梯儁等一、奉ニ詔書印綬一、詣ニ倭國一、拜ニ假倭王一云々、倭王因レ使上レ表、答ニ謝恩詔一云々と云り、景初二年は魏明帝が世にて、神功皇后韓國を征伐給ひて、御政聞食せる三十八年に當り、もろこしは所謂三國の世にて、いたく亂たる時なりけるを、韓國より傳聞食て、其亂に乘りて征伐給はむの御裏心にて、かの伊都縣主などにおほせつけて、かの國の有さまを覘はせ給ひけるに、彼が情にかなふべく御使なりといひて、はからひたりけむ事どもを實と思ひて、然しもあへしらひたるものなるべし、されど其はしばしの謀わざなりしかば、歸參りて其有さまのみ復奏して、彼王が書も印綬も公には奉ざりしなるべし、かくて正始元年に彼國より使を渡したるは、景初二年より、僅に中間一年を隔たり、そは彼使に謀られたるをば知らで、まことに屬國とせむと、おふけなくもおもひはこりて、なほ皇國を窺はむと、使を參渡したりけるを、かの伊都縣主等がはからひて、都へは入れずして、よきさまにこしらへあへしらひて、還したるものなるべし、倭王因レ使上レ表、答ニ謝恩詔一といへれば、此方よりも表といふもの、體に、文作きて答遣りたりし也、これをもても早くより、文字を用ひ文を書たりし事知るべし、また上に擧たる魏志の倭傳の上文に、從レ郡至レ倭循ニ海岸一水行、歷ニ韓國一云々、始渡ニ一海一千餘里、至ニ對馬國一云々、又南渡ニ一海一千餘里、至ニ一支國一云々、又渡ニ一海一千餘里、至ニ末盧國一、東南陸行五百里、到ニ伊都國一云々、有ニ千餘戶一、世有レ王、皆統ニ屬女王國一云々、自ニ女王國一以北、特置ニ一大率一撿察、諸國畏ニ憚之一、常治ニ伊都國一、於ニ國中一有下如ニ刺史一王上、遣レ使詣ニ京都帶方郡一、諸韓國及郡使ニ倭國一、皆臨レ津搜露、傳ニ送文書賜遺之物一、詣ニ女王一不レ得ニ差錯一といへり、對馬國は津島なり、すべて彼の國の字音と、こなたの言と、互によく當りがたきが多かるは例にて、中には互に聞訛をもすべきわざなれば、かゝる寄語などはおほかたによみわきまふべきなり、今も然書來れり、一支國は壹伎國なり、字の書ざまも相近し、末盧國は古事記に、筑紫末羅縣國造、本紀にも末羅國造など書り、和名抄肥前の郡名に、松浦萬豆良と見えたるこれなり、伊都國は上にいへるごとく、筑紫の地名にて、神功紀に伊覩縣主、ま

の大御政は殊に大らかなりしかば、私に外國に通交する事をも禁め給はず、また外國人の參渡れるを惠み給ひたりければ、既く韓もろこし人などの歸化（マキシタガ）ひ奉れるを、許し置せ給へる事の多かりけるを、語り傳へざるもあるべく、又公に聞えずして住着きたるもありしなるべし、かくて上に論へるごとく、日矛が參渡れるを孝靈天皇の御世と定て、今しばらく其御世の中頃より、神功皇后の韓國を言向給へる頃まで、凡四百四十年ばかり韓國に往來し、又かの前（後カ）漢書に載たる倭人のかの國へ渡りたるを、しばらく景行天皇の御世の始つかたと定むるときは、韓國御言向の頃まで、おほよそ百二十年あまり前つかたより、韓もろこしに交通したりしなり、さばかり年經る間に、彼國國に往來（ユキガ）ひせるもの丶、おのづからかの二國に用ふる文字を、かつ〴〵習ひて事通はし、はた己が爲にも用ひたるべく、さる中には彼國籍をもおろ〴〵讀辨ふるものもありたりしなるべし、然れば新羅御征伐の頃は、既に韓もろこしにも渡りて、かの國々の在狀を知り、はたかつ〴〵文字を知れるものもありぬべく、また上に論へるごとくなれば、日矛が裔とありし五十迹手、またその黨（トモガラ）などの韓國の事知りたらむものを選りて、其に率て彼國の嚮導とし、書よみ字かきなどせさせて、通事とし給ひたりけむ事、上に云へる趣に考合ておしはかるべし、かくて韓國を言向給ひて、神功皇后大御政を攝（ヲサ）め給ひけるほどの事を、

魏志卷三十倭傳に、景初二年六月、倭女王遣二大夫難升米等一詣レ郡、求下詣二天子一朝獻上、太守劉夏遣二吏將一送詣二京都一、其年十二月、詔書報二倭女王一曰云々、今以レ汝爲二親魏倭王一、假二金印紫綬一云々、

注もろこしの宋の世に集たる宣和集古印史といふ書に、親魏倭王の印を摸し載たるは、此魏志によりて僞作りたるものなり、又集古印譜に蠻夷邑長印の中に、漢倭奴國王の印を、漢靑羌邑長、漢夷邑長、漢歸義胡伯長等の印と共に摸し載て、皆銅印鈕蛇、又環類と云へり、これも後漢書などによりて僞作りたるものなり、今顯しく其印に委奴とあるを倭奴と書き、又質も黃金なるを銅印なりと云へるにて、其僞作なる事明なり、なほいはゞ皇國人に與たる印の彼國にあるべき由なし、但し其印を捺て案としたるが傳はりたらむとも論ふべけれど、さ

子孫の祖の本土の心ざまのうせはつまじく、また世々にその本土へも漢國へも、ゆきかよひさへしたりけむときこゆれば、五十迹手もなほその心ざまなりけむが、この時天皇の御稜威を恐るゝあまりに、その心ばえをいたして言よく奏して、媚奉りたるを、かへりて熊鰐よりもけにめで美給ひて、伊蘇志と詔へるは、其言よきが御意にかなひ給へるにぞあるべき、但し件の賀辭に如二八尺瓊之勾一云云といへるは、その意きこえがたきをつら〳〵考ふるに、古は玉のあるが中に勾る形に作りたるをも、別に愛たりけむときこゆること、他に證あり、勾玉といへるはこれなり、此考の委き事は別にいへり、かくてこゝにいへる八尺瓊も勾玉なるが故に、如二八尺瓊之勾一といへるなり、曲妙とは勾といふ言にいひかけたるにて、意は眼耀妙にて玉の美麗しきが如く、御德のゆきわたりて天下知しめせといへりときこゆ、扨もよくとゝのへる詞とはきこえざれど、しひて勾玉にもてつけて、媚奉れる詞のまゝに語り傳へたるものなるべし、又時人號二五十迹手本土一曰二伊蘇國一、今謂二伊覩一者訛也と記されたるは、謬傳なるべし、さるは魏志の倭傳に、神功皇后の御世の事を記せる筑紫の地名に、伊都國と記せるは、きはめて其地に當りてきこゆれば、そのかみ伊覩國といへりしこと著く、又五十迹手といへる稱も、其地名なるべくきこゆるをや、その魏志の文は下に引べし、かくて、紀にしるされたる趣は、かの伊蘇志と美給へる詔によりて、伊蘇國とも號ひけるが、つひにはもとの伊覩の名を呼ぶこととなれるを、言の近く似たるから、伊蘇の訛言なりと謬傳へたる説のありけるを、採り記されたるものなること決し、筑前風土記に記せるも同じ謬傳なり、

又それにならひて西の偏の長たちたるものゝ中にも、通交したるもありしなるべし、そは後漢書に、安帝永初元年倭國王帥升等、獻二生口百六十人一、願二請見一、永初元年は景行天皇の御世三十七年に當れり、と見えたるなどこれなり、倭國王帥升とは、上にも引たる同書に、倭云々、使譯通二於漢一者三十許國、國皆稱レ王、世々傳レ統と云へる類にて、かの長たちたるものゝ所爲にて、其大倭王居二邪馬臺國一と申せる天皇の御使にはあらず、すべて上代

りてもろこしに年を經て、その國よりものして、たゞちに皇國に歸參れるにてもあるべし、かにもかくにも古人の眞心に、勅命かしこみて、忠やかにしたゝめて、復命まをしたるおもむきの、悲み叫哭て、みづから身まかりたりしにもおもひ合せられて、いとあはれなり、

かくて其子孫に至りて、さらに又田道間守が因緣によりて、私に韓もろこしへ渡り、或は使を遣りなどして希物を得たりけむ、

因察ふに、かの漢委奴國王の印は、五十迹手が世まで持傳へたりけるを仲哀天皇の筑紫へ熊襲征に幸し給へる時、五十迹手既に熊襲に類て在けるが、御稜威を恐み、御船を飾りて獻りなどして、御慮をとりて迎へ奉れる時、世々にわたくしに漢國より得たりつる珍器とともに、彼印も石窟に隱し置たりけるが、餘物は腐はてゝ金印のみ存りたりけるを、たまノ\堀出したるものなるべし、扨其五十迹手が事をなほ推考ふるに、仲哀八年紀に、天皇熊襲征に筑紫に幸し給へる時、岡縣主祖熊鰐、聞ニ天皇之車駕一、拔ニ取五百枝賢木一、以立ニ九尋船之舳一而、上枝掛ニ白銅鏡一、中枝掛ニ十握劒一、下枝掛ニ八尺瓊一、參ヨ迎于周芳沙麼之浦一而、獻ニ魚鹽池一、因以奏言、自ニ穴門一至ニ向津野大濟一爲ニ東門一、以ニ名護屋大濟一爲ニ西門一、限ニ沒利嶋阿閇嶋一爲ニ御筥一、割ニ柴嶋一爲ニ御甂一、以ニ逆見海一爲ニ鹽池一云々、時熊鰐更還レ之、自レ洞奉レ迎ニ皇后一云々、及ニ潮滿一卽泊ニ崗津一、又筑紫伊覩縣主祖五十迹手、聞ニ天皇行一、拔ニ取五百枝賢木一、立ニ于船之舳艫一、上枝掛ニ八尺瓊一、中枝掛ニ白銅鏡一、下枝掛ニ十握劒一、參迎ニ于穴門引嶋一而獻レ之、因以奏言、臣敢所ヨ以獻ニ是物一者、天皇如ニ八尺瓊之勾一、以曲妙御宇、且如ニ白銅鏡一、以分明看ニ行山川海原一、乃提ニ是十握劒一平ニ天下一矣、天皇卽美ニ五十迹手一曰ニ伊蘇志一、故時人號ニ五十迹手之本土一曰ニ伊蘇國一、今謂ニ伊覩一者訛也と見えたり、まづこの二人が同じさまに、鏡玉劒を賢木にものせる事は、此ほかにも古き例ありて、もはら高天原のめでたき古事によりたるためしの賀事なるべし、かくて熊鰐が魚鹽地を獻りて云々と奏せるは、眞心にてその所爲もともにきこえたるに、五十迹手が奏せる賀辭は、いとこちたくおほらかならず、漢意めきてきこゆるは、しかすがに日矛が

綬をも與れたるを、

注田道間守が口語に、伊都國といへるをきゝて、委奴國と書るか、また導せる韓人か田道間守が書て見せたるにてもあるべし、なほ按ふに後漢書にとれる本書には、彼印文の如く委奴國と書たりけむを、既く前漢書魏志等に皇國の大號を倭と云へるによりて、それと同種の稱ならむを人篇の脱たるならむと推量て、范曄がさかしらに倭字に改て、倭奴國と作るものなるべし、さて倭字は字書どもを案るに、於爲切音煨とみえ、皇國の號にのみ烏禾切音渦とあり、ワと唱ふは呉音なり、倭奴國と書るは、此後漢書の文ぞ始なる、おもひ合すべし、かくてその後の籍どもには、皇國の大號を倭奴とも書きうけばりて、さも呼來れるは魏志に書るさかしらを諂たるものとぞきこえたる、なほ伊都國の事は下にもいふべし、

田道間守勅命かゝふりたる橘を得まほしき一道の忠心を專とはして、しばらくかれが意に乖かずして受て歸りたるにぞあるべき、

注此田道間守が往來の事につきて、なほこまかに考ふるに、垂仁天皇の御世の九十年二月朔日に御使を奉りて、いまだ復命申さゞる間に、九十九年七月天皇崩給ひ、明年景行天皇の元年におよぶまで、往來十年を經て、三月十二日に歸り來れるに、天皇の御事を聞て、悲てその香菓を御陵に獻り置て、叫哭びて自死りき、さて然ばかり年を經て歸れる由を推量るに、もろこしにて得たる橘を非時の菓とはいへど、夏かけたる年を歷て皇國まで齎歸らるべきにあらざれば、その木種を得て、まづ新羅國に還りて植生し、その實生るを待、採りて歸參らむ日數歷ても腐敗れざるべく、よくしたゝめ試して後、齎歸れるが故なるべし、上に論へる如く、光武紀に依れる年紀にては、十四年を經たりしなり、しか多の年經たる由は、橘の類は苗の時より九年ばかりを歷ざれば、實生り初めざるものにて、昔より諺にも然いひ傳へ來たれど、寒地にてはそれよりも後るゝものなるを、韓國はことに寒地なれば、これかれさばかりの年をもへぬべきなり、さて三月に歸れるは、前年の冬の初つかた、その實のあからめるを待とりて、新羅をば發船したりけむ、又は故あ

なり、なほおもふに、いと上世より垂仁天皇の御世の頃なども、なほよろづおほらかに語傳へて、後のごとく年立などはきはやかにはあらで、いさゝかの差あるは古書の例なり、

注此天皇の崩の御齢をも、古事記には壹佰伍拾歲、書紀には百四十歲と記され、紹運錄編年記には、百四十一歲とみえたり、然る例なほ多かり、そのほか書紀に天皇の生れ坐る年と、御享年の合ざることなども見えたり、上世の事はさる差これかれ例あれば、その意しらひして考ふべきなり、

漢國も上世は同じ趣とはきこゆれど、さすがに皇國よりは早くさるすぢの事どもは定まりたりつるに、此倭奴國云々を、光武記に正月辛未の事と記して、其年の二月戊戌に光武死たるに、光武賜以二印綬一と名を記したれば、未死なざる前なりし事慥にきこえたり、かくてその翌年は其子の明帝が世にて、年號も永平と改たり、かくて記しざまの慥にきこゆるを思へば、こは彼に記せる方の年立ぞ正しかるべき、さて當時もろこしの國ある時は、朝廷にはいまだよくも知食ざりけるを、田道間守が奏せるによりて、彼國に非時の香菓ある事を聞食して、それ求に遣したりけるを、その國の號も詳ならざりつるから、そのかみいと遼遠(トホ)き國をいふ古言もて、常世國と語傳へたるを、其言のまゝに記しも傳へたるものなり、然るを書紀に記されたる田道間守が語は、其事狀によりて作れる文ときこゆる中にも、遙度二弱水一、また常世國神仙秘區俗非レ所レ臻など記されたるは、殊に潤飾の尤しき文なる事決し、さて常世とは遼遠國を云ふ稱なる事、古事記傳に委く云はれたるが如し、橘の事を非時香菓と云傳たるにもおもひ合すべし、さて又田道間守は、筑前の怡土の縣主なりけるが、

注上に引たる如く筑前風土記に、日矛が裔の五十迹手を怡土縣主祖といひ、その外こゝに辨へたる趣に相徵して、かくは考たるなり、さて田道間守が弟清彥は、但馬に住て、日矛が持參りたる寶物を、都に持參りたる事、垂仁八十八年紀にみえたれば、清彥は日矛が家を繼て在しなり、

韓國より傳ひて其國人を導としてもろこしに到り、自ら怡土國の王なりなど稱ひて、土宜(クニツモノ)などを贈りて、橘を得むとてよきさまにこしらへて云へる事のありけむを、なほ皇國の事何くれと問きゝなどして、賞歎ひて、彼國の例として、そを奉貢と稱ひほこりて、おのが屬國の如くあへしらひて、かの漢委奴國王の印

も、此時の例に據りたるなるべきに、金印とあるにもおもひ合すべし、なほ此時の事は下に云ふべし、倭奴國は筑前の怡土を云へるなり、自注に云、怡委の音開合異なれど、さばかりの混はあるべきなり、我御國言すら後の世にはさる混はあるなり、信友云、本草和名の假字、伊委同音の格に用ひたり、そは日矛が後の怡土縣主なるが在りて、私に漢に通せし時、受來れる印なるべしと說へり、怡土は筑前の南の極にて、海を界とせる地なり、倭國極南界也といへるにもよく合ひて聞ゆれば、こはまことに當れる考なり、こは後漢金印畧考と云書に說へる大概なり、委き考は本書に讓りていはず、さきに筑前福岡人岡崎勝海が其金印もて捺て、其印鈕をも摸し添てくれたるをもてり、めづらしければこゝに摸し加へつ、但し其印は後に國主の召あげてひめ置給へりとぞ、

質黃金、方七分八厘、

厚三分、高四分、重二十九錢、蛇鈕、

いま其考に據りてなほ考ふるに、かの光武が世に、倭奴國奉貢朝賀云々と云へる事を、光武が本紀にも載て、中元二年春正月辛未、東夷倭奴國王遣使奉獻といへり、さてその建武中元二年は、垂仁天皇の御世の八十六年に當れり、然るに書紀に、其御世の九十年二月朔日、日矛が玄孫（ヤシハゴ）田道間守を常世國に遣はして、非時香菓（トキジクノカクノコノミ）古事記には登岐士玖能迦玖能木實とみゆ、とて、後にいふ橘を求しめ給へる事を載られたり、此事古事記にも見えたれど、此書の例として、なべて年立をしるされざれば考合せがたし、後漢書に其時の事をもて然記せるものなるべし、但し書紀の年立にては四年後たれど、光武記に、倭奴國王遣使云々と記せるは、建武中元二年正月の事なれど、田道間守がかの國に到着きたるは、前年の事なるべければ、その年立もて計へていへり、此と彼との間いづれかさばかりの差はあるべき

漢の世、班固が著せる書にて、その班固はかの世の永元四年に六十一にて死たりと、かの國籍にみえたり、其永元四年を書紀の年立にて合せ考るに、景行天皇の御世の廿一年に當れり、然れば前漢の世に有二倭人一云々といへるは違へりとも、後漢の班固が頃より前に、皇國人の彼國へ渡りたる事は有しなり、

然るに後漢書には、倭在二韓東南大海中一云々、凡百餘國、自三武帝滅二朝鮮一、使譯通二於漢一者三十許國、國皆稱レ王世々傳レ統、其大倭王居二邪馬臺（ヤマト）國一、大倭王云々は、天皇は大和國に坐ます由なり、云々と云へり、この後漢書は南宋の文帝と稱へる王が世に、范曄が著したる書なり、允恭天皇の御世に當れり、彼武帝が滅二朝鮮一といへるは、彼が世の元封三年の事にて、但し朝鮮を滅せるにはあらず、もろこしの勢を恐れて、かれがおもむけにも從ひたりしを、彼國の例として、しかもの文も、おのれたけく書なせるなり、下に擧る漢籍どもはらその意しらひして見るべきものぞ、開化天皇の御世の五十年にあたれり、此天皇御世の六十年に崩給ひ、次に崇神天皇御世を知食して、六十八年まし〳〵き、かくて武帝云々、使譯通レ漢と云へるは、かの崇神天皇の御世、任那に鎮守を置れたるとき、彼日矛が黨などをも差して遣はしたりけむを、其宰の心として漢國の有さまを覘はしめたる事のありけむが因（ハジメ）にて、後々はわたくしにものしたるなどもありけむを、然は記せるものとこそきこえたれ、また魏志倭傳には、倭人在二帶方東南大海中一云々、舊百餘國、漢時有二朝見者一、これ前後の漢書に記せるに符り、今使譯所レ通三十國、從レ郡至レ倭云々と云へり、

(注)今使譯云々といへる今とは、魏の世を云へり、その魏の世に皇國と往來したりし證は下に述ふべし、さて魏志は西晉の世、陳壽が作れる書なり、陳壽はかの世、元康七年六十五にて死たりといへば、魏志の成たるは應神天皇の御世の初に當りて、後漢書よりは百三四十年ばかり前に撰びたる書なり、

かくてまた天明四年筑前國那賀郡志賀島の石窟より、漢委奴國王と銘たる黃金の印を堀出したるを、國人青柳種麻呂が考に、此印は後漢書東夷傳に、建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱二大夫一、倭國極南界也、信友云、此倭奴字、後漢書に採れる本書には、決て委奴と書たりけむを、范曄がさかしらに改作るものなるべし、また倭國とはもろこし人の皇國をさして稱へる大號なり、かく考たる由は下に論ふべし光武賜以二印綬一とみえたる時の印なり、信友云、魏志に景初二年十二月詔書報二倭女王一曰、今以レ汝爲二親魏倭王一、假二金印紫綬一と云へる

れば、それらに依れる潤飾の文ならむかとおもはるれど、韓國はやくよりもろこし風に習らひてありければ、まことに然したりしを、其ころ韓國に隔れる事は、その國人に命せて錄さしめ給ひ、又其國にて記しおける書を獻らせ給へるを、寫せる本などの在けるを、書紀には其文を撰て、採用ひ給へるなるべし、さてそれらの書の文を採用ひ給ひたりけむ趣は、下に委しく論ふべし、こゝにめぐらして互に考合すべし、

かくておもふに、古事記に見えたる、新羅より日矛が玉津寶と稱へて持渡りたりける珠二貫、振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、興津鏡、邊津鏡と云へる八種の寶物は、此御征の時御船にとりもたせ給ふべきふかきいはれありて、其靈く妙なる德用の助をもや得給ひけむ、其德用のさまは、記傳の此條に注はれたるが如くなるべし、又同書神功皇后の段の、其御船之波瀾押二騰新羅之國一云々の下に注はれたる趣をも、交へ考合すべし、もし然らば此八種の物を、伊豆志の八前大神なりと云へるは、御事向畢給へる後に祀られたるなるべし、神名帳に、但馬國出石郡伊豆志坐神社八座、さて又皇國に漢國の文字の傳はりたる始を思ふに、孝靈天皇の御世の頃なるべし、さるは新羅國王子天日矛歸化り、

留住るありさまにつきて思ふに、日矛もとより文字を知たるべく、又其從人どもの中にも知たるが有しなるべし、かくて其子孫も漸に蕃たりければ、ともに世々に其を習ひをりて、かたへの人もかつ〲習ひたるものもありしなるべし、又崇神天皇の御世、任那國に鎭守を置て治め給ひたりければ、其を奉りて罷渡りて在りし人々も、おのづからその文字をも知るべく、殊に其通事たるものは、かならず字をば知らであるべからず、かくて其後皇國人もろこしへ度々渡りたりければ、直に彼國より傳りたるもあるべきなり、さてそのもろこしへ皇國人の渡りたる事の證は、彼國籍にて知られたり、すべて彼國籍にはあらぬ妄誕言をも書せる例にて、殊に皇國の事を記せる中には、いともあらぬ事を推量に書せる事のあれど、又こなたに傳へざる事の彼に記したるが證となるべき事もあれば、よく古に徵して撰びとるべきなり、そはまづ前漢書地理志に、樂浪海中有二倭人一、分爲二百餘國一、以二歲時一來獻見云、云々といへり、

注百餘國といへるは國數をいへるにて、其國の中に來れるがありと云へるなり、さて此前漢書は後

にきこえたかき御事なり、すなはち神海のごとく、彼國王波沙寐錦自服奉りぬ、上にいへる如く、新羅は皇后の外戚の祖の本土なり、かくて高麗百濟二國の王等も、此御稜威を畏みて、相繼て服從奉りけり、かくの如く三國各朝貢を奉りければ、其を內官家の國となむ定給ひける、これ所謂三韓國なり、皇后還幸坐して、十二月辛亥十四日、筑前芋湄野にて應神天皇を生せ給ひき、御船發より此日までを計ふれば七十箇日なり、さて此年漢國は後漢獻帝が建安五年に當れり、さて又その御事向として御船發し給はむには、もとより神の御誨により給ふわざとはいへど、まづよく其國の有狀を知食し置てものし給ふべきを、磯鹿海人名草を遣して見せ給ひけるに、還來て、西北有レ山、帶レ雲橫絙、蓋有レ國乎と奏せる事のみ紀に見えたるは、たゞ其一事の傳說を錄したる書の有けるを、とりて載られたるにて、實はもとより韓國はさらにて、もろこしの國のあるさまをさへに、大かたは公に知食されたるべく、世人も聞傳へて在りしなるべし、そは上に云へる古傳說に徵し、又下にも論はむ事どものあるに考合すべし、なほ又推考るに、日矛はもと新羅の國王が子なりけるが、皇國に歸化來たり、留住て後、己が本鄉と使などの往來したりしが、なほ其子孫にも及びて、それが祖の鄉の地理、よろづの事どもをも聞傳へ、又その方言をも知り、かつ漢國の文字をも習傳へてぞありけむを、文字は既くもろこし殷の箕子がはふれ來れるころより、韓國に傳はりたりしなり、この事下にくはしく云ふべし、その日矛が後の五十迹手が、上に擧たるごとく天皇を穴門に參迎奉り、やがて御供に仕奉り、天皇崩給ひても、なほ皇后に仕奉りてありけるを、をりにあひたれば、なほその族をも撰び加へ、又日矛が從人の裔の族をも勝りて、軍士に加へて、新羅に率て渡り給ひ、よろづの事の通事として、彼國の文書をも讀せ給ひたりしなるべし、神功紀に、新羅王が降服ノ事を記されて、素旆而自服、素組以面縛、封二圖籍一、降二於王船之前一云々、また皇后云々、遂入二其國中一、封二重寶府庫一、收二圖籍文書一云々と載されたる趣につけても、おもひはかるべし、

注 素旆は欽明紀に、新羅更擧二白旗一役レ兵降首と見えて、彼國にて自服の表なる事著きを、素組以面縛といへば、漢書高帝紀に、秦王嬰白馬素車、係レ頸以レ組、應劭が注に、組天子韍也、係レ頸者欲二自殺一也とみえたる文に似てきこえ、封二圖籍一、また收二圖籍文書一など書るは、史記の蕭何、世家に、件の秦王が時の事に、走二丞相府一收二圖籍一といへる文に似た

か、右に擧たるごとく、遠き神代にも、前の御世々々にも、韓國のある事世に聞えたるが上に、既く新羅任那の國人も歸化り、任那には宰をさへに置て治給ひたりき、また是年の春、仲哀天皇熊襲征に筑紫へ幸せる時、筑紫の伊覩縣主祖五十迹手御船を獻りて、穴門に參迎へ奉れるをいたく賞給ひて、伊蘇志といふ嘉名をさへに賜へる由、紀に見えたるを、筑前風土記には、怡土郡の下に怡土縣主等祖 五十迹手、みづから日桙が苗裔なりと奏せる由見えたり、但しこの風土記に、日桙が本國を高麗といへる由記せるは謬傳なり、古事記、書紀、姓氏錄等みな本國を新羅とあり、また三代實錄卷五十に、時原朝臣春風奏言に、先祖出レ自二秦始皇十一世孫功滿王一也、帶仲彥天皇仲哀四年歸化入朝とも見えたり、韓國より傳ひて渡來りたるなるべし、

注姓氏錄、太秦宿禰の譜に、秦始皇が後功滿王、仲哀天皇の御世八年に歸化れる由見えたるも同事なるを、御世の八年に係ていへるは差へり、もし八年のかた正しからむには、此新羅征の御誨ありけると同年なり、さて又三代實錄四十四卷に、秦宿禰長厚等五人の奏言に、秦始皇十二世孫、功滿王子融通王之苗裔也、功滿占星之意、深向二聖朝一化風之志遠企二日域一而新羅遮レ路隔二彼來王一、遂使下假風之草、空々無中仰陽之心上、屬下天誅伐レ罪、官軍拂レ塵、通二率百二十七縣人民一、譽田天皇十四年歲次癸卯、是焉內屬也とみえたるは、はやく仲哀天皇の御世に歸化たりし同族の、云々の由にて後れて來れるなり、

殊に皇后は、かの新羅の日矛が四世孫、多遲摩比多訶が女の腹に生れさせ給ひたりけるに、いかで韓國の新羅ある事を知食さゞるべき、よしや天皇は知食さでおはしつとも、皇后は更にも申さず、御供に仕奉れる多くの人々の中にも、又其わたりの者老の中にも聞傳たる人のあるべければ、聞食されざる事はあるまじきを、海外の國に渡りて事向給はむことを物うくおぼしめして、神誨を輕しめて然は知しめさずがはに、御答をも爲させ給へるによりて、ゆゝしき御大故のおはしたるにこそはあるべけれ、紀に九年二月丁未、天皇忽有レ病、身而明日崩と記され、注に卽知下不レ用二神言一早崩上とみえたる御事なり、あなかしこ、然ありければ、皇后その神誨のまに〱、新羅の御事向として、軍兵を率て彼國に渡り給ひけり、神功紀に、皇后傷下天皇不レ從二神教一而早崩上、以爲知二所レ祟之神一、欲レ求二財寶國一云々、十月己亥朔辛丑從二和珥津一發之、辛丑は三日なり、開胎に當りたまへるを祈事して幸せるは、世

らむ、越前敦賀郡氣比神社の西北の入海に沿たる處を、泉浦と稱ひ泉村と云ふ里もあり、清水の氏名に據ありてきこゆ、さてまた此はか任那の國王に、賀室王、爾利久牟王、佐利王、佐利巳牟牟留知王、豐貴王などいへるが裔の氏々も、姓氏錄諸蕃の部に見えたり○朝鮮籍三國史記の新羅本紀に、祇摩王が世十年四月、倭人侵二東邊一、十一年四月大風東來、折レ木飛レ瓦、至レ夕而止、都人訛言倭兵大來、爭遁二山谷一云々、十二年三月與二倭國一講レ和といへり、こは垂仁天皇の御世の六十三四五年に當れり、さて此史記は高麗の金富軾が、宋の紹興五年、皇朝の久安六年に當る頃著れる書なり、また朝鮮史略に、新羅南解王が世に係て、倭侵二新羅邊郡一、自注に自レ此屢犯二邊境一といへり、南解王は垂仁天皇の御世の三十三年より、五十三年に當るころほひまで世を知れりし王なり、さて此史略は朝鮮人某が、明の洪武の頃著れる書と見えたり、其洪武の元年は應安二年に當れり、又成務天皇の御世に當りても、倭人來聘などいへる事、これも新羅紀にみえたり、すべて上に論へる如く意しらひしておもひやるべし、

しかるに仲哀天皇御世の八年におよびて、天皇筑紫へ熊襲を征伐に幸しける時、天照大御神、神功皇后に憑り給ひて、西方なる新羅國は、金銀をはじめて種々の珍寶多し、今其國を附屬給ふべし、往て事向給へ、其國かならず自服なむ云々と御誨有けり、

注こは上に記せる如く、神世に須佐之男命、新羅國に天降りまし、後に皇國に歸りまして、韓國は金銀あり、しかじか、船なくてはあらじとて云々し給ひしより、いくちよろづの年をか經にけむ、此御世におよびて、かく御誨ありて行はせ給へることの昭應てきこゆるは、いはまくも畏けれど、天照大御神の既く須佐之男命に、詔ひつけ給へる幽契ありしにこそはあるべけれ、あなかしこ、たくふべきにはあらざれど、現の人のうへにも、はやく密にかたらひおきつる事の、年經て後成就と、のふる事のあるを、他人は然る因ありとはつゆ知らぬがあるはつねなり、

然るに天皇高山に登て遙に望給へど、大海のみ曠遠にして國在ることとなし、いづれの神ぞ誑語し給へると申て、御誨を受給はざりしは、いかなりし御慮に

音なるを、ニンのニとミと親く通ふ音なれば、そのかみ彼國の訛音に、ミンとも唱へならひたるまゝに、ミマといふに叶へて、任那と書連ねたるものなるべし、なほいはば昔より壬生にミブとニブと二樣唱へ來れるも、もと壬字をニンともミンとも唱へたる故なるべきこと、はた思ひ合すべし、那とは大御名を國の名に負たる由の名の義なるべし、さてかれが皇朝に忠なる志を賞給ひて、いとも畏き天皇の大御名を賜ひたるをかたじけなみ、十國の惣名とせるなどをおもへば、字書に任は誠篤也、また以レ恩相信曰レ任などいへる義を兼たるにもやあらむ、からもろこしの書どもに、此國名の見えたるは、やがて其字を用ひたるなり、崇神紀に國號を賜はざる前に、此字を用ひられたるは、後の號をめぐらして書れたるなり、さて又加羅といへる國號も、和漢の籍どもにみえたり、すべて西の外國々をなべて加羅といふは、かの大加羅國王の歸化て請奉れるまゝに、鎭守をも置せ給ひたりければ、その加羅國の名をおよぼして、その方ざまの外國々をなべて云なれたるものなるべし、さて又越の笥飯(ケヒ)浦は今も越前國敦賀郡敦賀に在り、和名抄に都留我とよめるこれなり、後に訛れるなり、古書には角鹿と書り、郷人は今もなほ然も書て、唱は都留我といへり、さて角鹿の地名は、かの阿羅斯等が額に角ありて、異相なるが故に、角額ともよびたるを、それが參渡來居れるを珍らしみて其處の名に呼たるが、つひに大名となりたるなり、然るを古事記に應神天皇の御名易の云々の事によりて、號二其浦一謂二血浦一、今謂二都怒賀一也とあれど、其事の後に同天皇の御歌に、都奴賀とよませ給ひたれば、そのかみ既くより都奴賀と號たりしことは諦(アキラカ)なり、されば古事記の傳説は、かの御名易の事によりて、中たび血浦とも呼べるが、今はまた舊の如く都奴賀と謂ふと云ふ意に見るべきなり、さて又式に載られたる敦賀郡角鹿神社は、今氣比神社の傍にありて、政所(マンドコロ)神と稱ふ、都怒我阿羅斯等此處に留りて在りしをもて、祭れりと語傳へたり、又其從者の舞たる態を傳へたりとて、四月初卯日獅子頭を蒙りて舞ふ祭事あり、又姓氏錄諸蕃の任那部に、辟田(サキタ)首、大市首、淸水首等を、共に任那國主、都奴加阿羅志等之後也とみゆ、阿羅志等が皇國に在けるほどに、もてる子のありて、其が裔にもやあ

若くは松樹君の彼國にてもてる子にて贅は父に背(アエ)たるが、王の子と成たるにか、又松樹君がもてる女のありて、其が王の妻となりて生る子阿羅斯等にて贅も背たるにか、いづれにまれ縁ありげに聞ゆ、また垂仁紀一書に、意富加羅國王子名ハ都怒我阿羅斯等、又名于斯岐阿利叱智干岐とある、又名の于斯岐の三字、姓氏錄になきぞ正しかるべき、干岐は韓の國々の王、また王族の號にて、然るすぢの人には某干岐と稱へる例なり、記なるは、もと叱智の下の干岐の二字の脫たる本の有けるを、異本に挍へて、傍書にすとて、斯字を混へ書入たるを、然らぬ本にも又寫すとて、おろ〳〵に傍書せるが、紛れて攙(マジリ)入たるものなるべし、靈異記に、僧觀規が俗姓を三間名干岐也とも見えたり、さて名の都怒我は角額にて、かの一書に、額有レ角人泊二于越國笥飯浦一、故號二其處一曰二角鹿一とみえたるをも思ふべし、但し古事記の應神天皇の御歌に、此地名を都怒賀とよませ給へれば、賀は濁音なり、連語のいきほひにて、然唱ひならへるなるべし、額の贅の高く異なるをもて、此方人のかれが名に加へて呼る稱にて、本よりの名は阿羅斯等なるべし、また又名阿利叱知とあるも、別名にはあらで、阿羅斯等も阿利叱智も同言なるを、かれが韓言もて名告たるを、此方にて二様に聞なして傳へたるを、後に別名の如く書傳たるものなるべし、また任那人の名には上に引たる如く、牟留智蘇那曷叱智などいへるがあるを思へば、智とは其身のほどにつけて云ふ一種の稱號にもやありけむ、さらば阿利叱智と智を加へていへる方や正しからむ、古書どもにはみな阿羅斯等とのみ記せり、又意富加羅國の意富は、御國言を加たるにて、大の義なるべし、其は欽明紀に、任那は加羅國安羅國某々の十國の惣名なる由注されたり、加羅國はもと一國の名ながら、其十國を領(ウシハ)ける王の住る本國なるが故に、十國の惣號をも加羅と云へるを、皇朝よりは大加羅と稱せ給へるにて、東國通鑑に大駕洛國と作るは、其を奉りたる唱の遺れるなるべし、さて又任那は上にいへる如く、しか〴〵の由にて、崇神天皇の大御名の御間城と申奉りしを、彼が國の大名に負せて、彌麻那と改賜ひたりしなり、其を任那と書よしは、皇朝より彼國に置れたる宰に命せつけて、さだめさせ給へるにて、其任字はシンまたニンの

かの國籍どもゝみな然り、その後六十五年紀に、任那國遣蘇那曷叱知、令朝貢、任那者去筑紫國二千餘里、北阻海以在雞林之西南とあるは、かの鹽乘津彦命を遣して、宰に置れたる後の事なるべし、（そは此年よりほどなく、六十八年の十二月に天皇崩給ひ、垂仁天皇の二年に及びて、蘇那曷叱知を、本鄕に歸らしめ給へる事、みえたるをもて知るべし、）かくて次の垂仁天皇の御世におよびて、二年紀に、是歲任那人蘇那曷叱智請之欲歸于國、故敦賞蘇那曷叱智、仍賚赤絹一百匹賜任那王、然新羅人遮之於道而奪焉、其二國之怨始起於是時也、（件の文中、欲歸于國の下に、蓋先皇之世來朝未還歟とある十字は、後人の前記を疎に見すぐして旁書せるが、本文に攙入たるものなり、）と載られて、また一云、御間城天皇世（崇神）額有角人乘一船泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿也、問之曰何國人也、對曰意富加羅國王子、名都怒加阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智干岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之到于穴門云々、不知道路、留連島浦、自北海廻之、經出雲國至於此間也、是時遇天皇崩、便留之仕活目天皇（垂仁）、逮于三年、天皇問都怒加阿羅斯等曰、欲歸汝國耶、對諮甚望也、天皇詔阿羅斯等曰、汝不迷道、必速詣之、遇先皇而仕歟、是以改汝本國名、追負御間城天皇御名、便爲汝國名、仍以赤織絹給阿羅斯等、返于本土、故號其國謂彌摩那國、其是之緣也、於是阿羅斯等、以給赤絹藏于己國郡府、新羅人聞之、起兵至之、皆奪其赤絹、是二國相怨之始也、（此事姓氏錄未定雜姓に、三間名公彌麻奈國主牟留智王之後也とありて、その譜に、上件の一云の趣を載たり、但し新羅人云々の事をば載られず、）と記されて、新羅人の赤絹を奪へる事のおほかた同じ趣に云々と記されて、二國の怨の始なる由しるされたるを合考るに、此時阿羅斯等も蘇那曷叱知と共に暇たまはりて、打つれて本國に歸りたりけるを、各々の上にとりて語り傳へたるによりて、別々にきこゆるなるべし、

注 因に論ふ、都怒加阿羅斯等が額に角ありける由記せるは、贅の角の如く高く尖りたりしなるべし、今越前の敦賀、また若狹わたりの俗言に、額を物に打つけて腫たるを、角が生えたりといへり、餘の國にてもいふ言なり、萬葉集に兒部女王嗤歌に、角のふくれにしくひあひにけむとよめるは、男根の憤起たるさまをいへりと聞ゆるにも思合すべし、斯て彼任那の宰に遣されたる松樹君が、頭上に三岐の贅の有しと云へるを思ひ合するに、阿羅斯等、

與ニ新羅國一相爭、己汶は繼體七年紀に、六月百濟國別奏、伴跛國略ニ奪ス國己汶之地ヲ云々と見えたり、彼此不レ能ニ攝治一、兵戈相尋不レ聊レ生、臣請將軍令レ治ニ此地一、卽爲ニ貴國之部一也、天皇大悅勅ニ群卿一、令レ奏ニ應レ遣之人一、卿等奏曰、彥國葺命孫彥國葺命は孝昭天皇五世孫、鹽乘津彥命頭上有レ贅、三岐如ニ松樹一、因號ニ松樹君一、其長五寸、力過ニ衆人一、性亦勇悍也、天皇令ニ鹽乘津彥命ヲ遣、奉レ勅而鎭守、彼俗稱レ宰爲レ吉、吉は任那の語なり、字音にキチと訓てあるべし、韓國の官名に吉師といふがあるも、吉と同語にもやあらむ、故謂ニ其苗裔之姓ヲ爲ニ吉氏一、男從五位下知須等、家ニ居奈良京田村里一、神龜元年賜ニ吉田連姓一吉本姓、田取ニ居地名一也、云々と見えたり、なほ此事は續後紀に、承和四年六月己未、右京人左京亮從五位上吉田宿禰書主、越中介從五位下同姓高世等、賜ニ姓興世朝臣一、始祖鹽乘津大倭人也、後順ニ國命一往ニ居三己汶地一、其地遂隷ニ百濟一、鹽乘津八世孫、達率吉大尙、其弟少尙等、有レ懷ニ土心一、相繼來朝、世傳ニ醫術一、兼通ニ文藝一、子孫家ニ奈良京田村里一、依レ元賜ニ姓吉田連一とみえたるに合せて知るべし、文德實錄に、嘉祥三年十一月、興世朝臣書主卒、書主右京人也、本姓吉田連、其先出レ自ニ百濟一とみえたり、鹽乘津彥は皇別なるを、如此記しては、蕃別ときこえて、いかゞなる書されざまなり、さて件の崇神天皇の御世の任那國の奏言、己汶地を治給へる事、紀には漏されたれど、

十二年紀に、異俗重レ譯來、海外既歸化と見え、

注これより前七年紀に、天皇の御夢に、大物主神の御教に、天皇勿ニ復爲レ愁ニ國之不一レ治、是吾意也云云、令レ祭レ吾者則立平矣、亦有ニ海外之國一、自當ニ歸伏一とみえたり、東國通鑑に、新羅始祖八年倭來寇レ邊といへり、こは漢の甘露四年に當り、此御世の四十八年に當れり、此御世の頃より、既く新羅を事向むとせさせ給へる事のありしにか、然らずば筑紫わたりの勇者の討こゝろみたりしを、かく記せるものなるべし、此後垂仁天皇、成務天皇の御世に當れる世にも、かゝる趣なる事のかく國籍に見えたるを、下に擧注すべし、かたみに思ひ合すべし、さてこの通鑑は朝鮮の徐居正等が明の成化二十一年に著せる書なり、文明十一年に當れり、さて又すべて朝鮮の國籍どもに、皇國の事を記せる上古の事どもは、はるかに後世に書あつめたるものにして、謬說妄說多かるべく、はた漢國に倣ひて、みだりにおのれたけく、殊のほかに誇りかなる虛言して、記せるものなれば、其こゝろしらひして、事實のおほかたを徵し察るべきなり、此ほか下に擧る

べし、さて又かの日矛が妻の吾祖の國といへるは、皇國を指て云へるなり、其由は母の富登を日光の刺たるに感けて生れたれば、天日は父の如し、天日の大御神は、大皇國にして生坐つるが故に、祖の國とはいへるなり、續紀延暦八年十二月壬子の下に、光仁天皇の后高野新笠姫命の傳に、百濟遠祖都慕王者、河伯之女、感二日精一所レ生、皇太后卽其後也、因以奉レ謚焉とありて、謚を天高知日之子姫と稱し奉る由みゆ、又同紀九年七月、津連等が上表にも、百濟太祖都慕大王者、日神降靈奄二扶餘一而開レ國、天帝授レ籙惣二諸韓一王云々とも見えて、これも同じ趣なるを思ひ合するに、天照大御神すなはち天日にて坐ます、古傳の趣にも、おのづから相符ひて尊し、

日矛すなはち追渡り參來て、但馬國に留りて、さらに妻を娶て、多遲摩母呂須玖を生り、垂仁紀の一說に、日矛以二己國一授二弟知古一而化歸ともあり、又此日矛が來歸れる事を、同紀三年の條に載られ、また八十八年の下にも、昔云々とて記されたるはいかゞなるが上に、此御世の事としては、事迹合ひがたし、此事記傳に委く論はれたるがごとし、其子多遲摩斐泥、その子多遲摩比那良岐、其子多遲摩毛里、次に多遲摩比多訶、次に淸日子あり、此淸日子が子を酢鹿之諸男と云へりと古事記にみえたり、

注此に日矛が歸化れる時を今孝靈天皇の頃ならむと定たるは、日矛が參渡れる事を、古事記應神天皇の條に、昔云々と記し出して、其子孫の名を擧たるが、玄孫多遲摩毛里、淸日子等、垂仁天皇の御世に仕奉れる事きこえたれば、其多遲摩毛里より日矛が世まで推上せて、大御代の數に合せて推考て云へるなり、

さて日矛が後は、姓氏錄諸蕃新羅に、橘守承和七年十一月橘守を、椿守と換賜へる事、續後紀に見えたり、絲井連、三宅ノ連など見え、筑前風土記に、怡土縣主見えたり、なほ此日矛が事の諸書に見えたるかぎり、古事記傳に引て擧られたり、そのありしさまおしはかるべし、又日矛が從人等、近江國鏡谷の陶工となりたりし事、垂仁紀の一說の條にみえたり、其らか後も多かるべし、さて又崇神天皇の御世、日矛が四世ノ孫多遲摩毛理、その弟淸日子仕奉り、多遲摩毛理は常世國へ橘を取に遣されたりき、こゝに常世國といへるは、もろこしなり、其考は下に云ふべし、又かの多遲摩比多訶が女葛城高額比賣は、息長宿禰王の妻となり、此腹に神功皇后生れ坐り、古事記書紀、また姓氏錄皇別、吉田連の譜に、崇神天皇の御代、任那國奏曰、臣國東北ニ三巳汶地上巳汶、中巳汶、下巳汶、地方三百里、土地人民亦富饒、

て縫足し給へる地なり、かくて須佐之男命の御裔或は御子、大國主神、この大御國の主となりておはしけるを、天照大御神の詔によりて、皇御孫命に避り獻りて鎭座す、杵築大社は其地に造奉れるなり、其後鵜草葺不合命の御子稻飯命、新羅國に渡りて、其國の王と爲坐ましき、其裔後に皇國に歸參來れり、姓氏錄皇別に收られたる新良貴氏これなり、

【注】こは古事記姓氏錄を參考て云り○尾張人天野信景の記置る書の鹽尻と題たるものに、朝鮮の鄭夢周が東文選百一傳類に、星王高氏家傳略に曰、耽羅初いまだ人あらず、神靈和氣を下して神人を化生す、高乙那、良乙那、夫乙那といふ、俱に漁獵して食す、彼譜に曰、日本國主其三女をつかはし配す、乘するに全木船をもてし、兼て五穀牛馬を備ふと云云、是我古史に據なしと記置り、東國通鑑にも、耽羅の國初高乙那が事を記したれど、日本國主の三女の事は見えず、嫌て記さゞりしなるべし、高乙那が裔の家傳に殊さらに然記せるは、彼國の古傳にて珍らしき說なり、さてこの耽羅は繼體紀に、二年十二月南海中耽羅人初通二百濟國一、齊明紀に、七年五月、耽羅初入朝とみえて、百濟に附庸たりし國なり、

その後孝靈天皇の御世の頃にやあたるべき、（此御世の考は下に云ふ）新羅王子天之日矛、

【注】この日矛、もしくは稻飯命の後の王の子孫にもやあらむ、筑前風土記に、五十跡手が自ら遠祖の事を、高麗國意呂山自天降來日桙之苗裔と言りし由見えたり、そは新羅を高麗と誤り、又名に天之と冠て稱へるは、天神の裔なる由を贊へたるものなるべきを、天上より降れる神の如くに聞なしたる謬傳なるべし、されど姓氏錄には、日矛が後を諸蕃新羅の部に收られたれば、此考はうけばりては云ひがたきにや、

賤女が日耀に感けて生たる女を妻と爲たりけるが、其妻吾は汝の妻になるべき身に非ず、我祖の國に去むと云ひて、皇國に參渡りけるを、

【注】此に擧る日矛が事は、古事記の傳說なり、さて垂仁紀の一說に、意富加羅國王之子、都怒我阿羅斯等が事に、此古事に似たる事のあるは、きはめて日矛が事のまぎれたる傳なり、よくよみ合せて考知る

中外經緯傳草稿第一

伴信友稿

大皇國にからもろこしの國々より參來り、こなたよりも往來し、又からの國々を治め給ひ、またもろこしの文字を傳はり、其國籍を讀み、其をこなたに學びとりて、用ひ給へる事となれることどもの、その始のほどのありさまをたづねおし考るに、（凡て此考は、もはら古事記、日本書紀に據りていへれば、ひとつ〳〵其書名を擧ざる處あり、其ほかの書どもは、こと〴〵く書名を擧べし、）まづ神代に、須佐之男命、天照大御神に申して、高天原より御母の坐ませる根國に適給ふとして、御子五十猛神を帥て、まづ韓の新羅國に天降坐し、曾尸茂梨といふ地におはして、（此處にいくらばかりの年をか經給ひけむ、）後皇國へ出雲國に歸り渡り給ひて、韓くにの島は金銀あり、もし吾子の知しめさむには、船無てはあらじとて、其船材に用ふべき杉と櫲樟とを成し給ひたる由、日本書紀神代卷の中に見えたり、これぞ後の御世におよびて、韓の國々を言向け給ひ、遂に外國もろ〳〵の服從ひ參渡り來ぬべき因になむありける、

注出雲國熊野神社は、須佐之男命を祭れる社なる事は、かくれなければいふもさらなり、出雲風土記に、仁田郡に、伊我多氣社あり、國人の注せる其記抄に、此神社竹崎村のわたりに在りて、五十猛神を祭れり、今鬼神大明神社とも稱すと見え、其首書に同郡中湯野村に新羅大明神社と申すもありといへり、また神名帳に、當國に韓國伊太氏神社と申すが六座みゆ、伊太氏、五十猛相通はしたる唱にて、五十猛神を、韓國にも係て祭來れる由ありげなり、但し此六座の社號風土記に見えず、地名などを社號とせる中にありぬべけれど、今詳に考がたし、延喜式には其神名をもて申すかたをもて、載られたるものなるべし、

さて後に須佐之男命は、根之堅洲國に適かせ給ひにき、又出雲風土記意宇郡に、須佐之男命の御子、臣津野命の國引坐し古文詞の中に、栲衾志羅紀乃三崎矣云々、引來縫國者云々、支豆支乃御埼也とみえ、出雲郡杵築郷の條に、臣津野命之國引給之後、所レ造二天下一大神（大國主神を申す、）之宮將奉而、諸皇神等參集、宮處杵築、故云二寸付一とみえたり、しかれば杵築は神世に新羅より引寄

併思一焉、

信友誌

朝鮮史略辛禑王六年（康曆三年）下云、以二我太祖（當時李成桂）一爲二楊廣全羅慶尙道都巡察使一、邊安烈等爲レ副、皆受二其節制一、

倭有二鎭浦之敗一、攻二陷郡縣一、奮志殺掠、三道沿海之地蕭然一空、自レ有二倭患一未レ有レ如レ此之比一、故有二是命一、

元帥裴克廉鄭地等、擊二倭于沙斤乃驛一、敗績、倭焚二雲峯縣一、屯二引月驛一、聲言將レ牧二馬于光之金城北上一、中外大震、太祖與二安烈等一引レ兵至二南原一、克廉等來謁、歡悅咸曰、賊有レ險、不レ若下俟二其出一與戰上、太祖慨然曰、興レ師敵レ愾、猶恐不レ見レ賊、今遇レ賊不レ擊可乎、遂部二署諸將一入レ險、與戰大敗レ之、

太祖入レ險、賊奇銳果突出、太祖以二大羽箭一柳葉箭一、迭射七十餘發、皆中二其面一、應レ弦而斃、凡三遇壘戰殲レ之、後又接戰、有二賊將一引レ槊向二太祖一甚急、偏將李豆蘭射殪レ之、太祖馬中レ矢而仆、易乘又中仆、又易乘、飛矢中二太祖左脚一、抽レ矢氣益壯、賊有二一將一年纔十五六、骨貌端麗驍勇無レ比、乘二白馬一舞レ槊馳突、所レ向披靡、稱二阿只拔都一、太祖欲レ射レ之、以下其人面上皆被二堅甲一無上隙可上レ射、太祖謂二豆蘭一曰、我射二兜牟頂子一落、汝便射レ之、遂躍レ馬射レ之、正二中頂子一、兜牟絕レ纓而側、其人急整レ之、太祖則射レ之、又中二頂子一、兜牟遂落、豆蘭便射殺レ之、於レ是賊挫レ氣、太祖挺レ身奮擊、遂大破レ之、川流盡赤、獲二馬一千六百餘匹一、餘賊七十餘人、奔二智異山一、

又辛禑十四年下云、鄭地擊二倭兵于南原一、大敗レ之、

時倭寇二慶尙全羅楊廣一、自レ夏及レ秋、屠二燒州郡一、地時爲二三道指揮使一、擊レ倭大捷、人謂非二此戰一三道民幾盡矣、朴葳亦爲二元帥一、擊レ倭頗有レ功、

按荒山之後僅八年復有二此事一

信友再誌

聖祖受レ鉞、師出以レ律、震々熻々、神精上格、白虹貫日、勝兆已卜、天與ニ之悉ヲ、地效ニ其利ヲ、荒山是卑、爰赫一怒、爰奮ニ厥武ヲ、我旆我鼓、凶酋揚レ𩈾、欲レ抗ニ虓虎ヲ、自送ニ其脰ヲ、頂子應レ發、兜鍪忽側、已洞ニ利鏃ヲ、蜂屯蟻雜、褫レ氣號哭、萬牛般谷、策馬先登、四面以崩、莫ニ我敢承ヲ、雷奔電激、竹破瓦裂、嵛腦狠藉、人神協討、會朝迅掃、三韓再造、革レ面悔レ罪、厥篚繹レ海、垂ニ二百載ヲ、南民耕鑿、煦愉事育、莫レ非ニ爾極ヲ、載慕載祝、銘在ニ心腹ヲ、愈久如レ昨、明曆五禩、伐レ石而紀ニ于山之趾ヲ、不レ騫不レ剝、永世無レ斁、有レ如ニ斯石ヲ、

朝鮮穆宗世　皇朝天正五年
萬曆五年丁丑八月　日

朝奉大夫行雲峯縣監南原鎭管兵馬節制都尉兼春秋館記事官臣朴光玉建

右本書搨本ハ、中村氏所ニ祕襲一也、頃有ニ一紹介ヲ、爲レ余轉借遂膽ニ寫一本ヲ、蓋聞征韓之役、加藤清正入ニ南原ヲ、見レ有ニ此碑ヲ、惛ミ其无ニ忌憚ヲ、粉ニ碎其碑ヲ、獲ニ士人既所レ搨一本ヲ而歸、清正卒、無レ何子忠廣有レ故除封、當時有ニ清正妾ヲ、得ニ遺物ヲ而歸レ家、搨本在ニ其中一也、一書云、初清正以ニ家臣皃間某女一爲レ妾、生ニ忠廣ヲ、清正卒也、忠廣幼而襲封、諸臣爭レ權、國不レ得レ寧、聽議紛ニ外舅皃間周防罪一幽レ之、忠廣性愚鈍、其生母恃ニ姑息ヲ、屢慢ニ于公事ヲ、遂至レ覆レ家云、所謂清正妾者、蓋是乎、然則搨本之存者、可レ不レ稱ニ希世一乎、後年流傳、中村氏購ニ得之一云、余撿ニ舊記ヲ、建ニ此碑一也、在ニ吾天正五年ニ、吾軍屠ニ南原一也、在ニ慶長二年ニ、先レ是有下吾流民寇ニ高麗一者上、李成桂受ニ明王命ヲ、引レ兵適敗レ之、後簒奪爲レ王、國依ニ舊號一改ニ朝鮮ヲ、子孫稱ニ其荒山之功業ヲ、新建ニ此碑ヲ、目以ニ大捷ヲ、當時以爲ニ不レ騫不レ剝者、僅廿有一年ニ、爲ニ吾兵ニ、闔國竹破瓦裂、陵谷易レ處、碑趾烏有、今撮下渠國史徵ニ於此事一者上、以記ニ卷末ニ云、

天保十一年六月二日　　伴　信友識

頭書　頃日見ニ泉安雜志一曰、萬安橋乃朱蔡忠惠公所レ造、世謂ニ洛陽橋一是也、落成公自爲レ記、勒ニ于岸左ニ、又聞ニ之父老ニ云、先時二石爲ニ倭載去ニ、後見ニ江間發光一探レ之、得ニ後一石ヲ、金石粹編曰、碑高一丈一尺三寸許、十二行百十三字、今按後一石者、撿ニ之文中ヲ、斥ニ二石ヲ、在ニ前後稱ヲ、所謂爲ニ倭載去一者、蓋當下明世上國浮浪侵ニ掠彼國沿海之地一之時上也、猛士擊ニ外國ニ、示レ威之所レ爲、自相似可ニ

荒山大捷之碑

（篆字）荒山大捷之碑 篆六字は上頭横に記す、本文の楷書廿三行、其字界、竪凡八尺六寸、横四尺三寸許、

資憲大夫戶曹判書兼弘文館大提學藝文館大提學
知成均館同知經筵春秋館事五衞都總府都總管 臣
金貴榮奉レ敎撰
奉憲大夫礪城君 臣 宋寅奉レ敎書
嘉善大夫戶曹參判兼五衞都總府副總管 臣 南應雲
奉レ敎篆

天正三年 萬曆三年秋、全羅道觀察使朴啓賢馳 啓曰、雲峯縣東
十六里有二荒山一、寔我
太祖康獻大王（頭書 康獻王本名李成桂、皇國明德三年明洪武廿五年亡、高麗主得レ國改二國號一爲二朝鮮一、）大
捷二倭寇一之地也、年代流易、地名訛舛、行路躊躇、指
點有レ不レ能二辨認一、誠恐千百世之後、高者夷、下者湮、
益將下昧昧而莫上レ知二其所一、願樹二一大石一、以識レ之、縣之
耆俔相與愬二于官一、守土之臣不二敢抑一、以レ報謹 上聞、
上可二其啓一 命二其道一、幹二其事一、仍 命二臣貴榮一文
レ之臣承 レ命祇慄、謹按麗季國步臲卼島夷乘レ之、屠
レ城燒レ邑殺レ人盈レ野、所レ過波血千里蕭然、
殲二咸陽一、火二雲峯一、屯二引月一聲言、穀馬北上中外大
震、
大祖發二南原一、踰二雲峯一、抵二荒山一、登二鼎峯之上一、相二視
形便一、指授掎角、盡レ銳奮擊、十倍之賊不レ終レ日而蕩
除、邇來二百年間、海不レ揚レ波、嶺湖奠安、莫レ非二斯役
之所一賜、則南民之感戴、追慕思二欲封殖而瞻依一者、焉
得レ已也、洪惟我
聖祖宏功峻烈、昭載二國乘一、照二人耳目一軒二天地一、耀二古
今一、當下與二玆山一而終始不中必區々上、斲レ石爲レ之形容
然後可三以傳二示無窮一也、雖レ然南方之山巍然高大者、
無慮百數、而
聖祖大勳之集、適在二於玆山一、則可下與二天作高山一儷
レ美並レ稱而崧高維嶽萬世仰止上者矣、於戲岐陽蒐狩、
簡二車徒一也、而石鼓有レ勒、淮西削平、定二藩鎭一也、而
羣臣請レ紀、
聖武廓淸之功、巍々蕩々萬世永賴、則鑱二之貞珉一、閣二
之龜龍一使四居民行旅瞻望拜稽有三以寄二沒レ世不レ忘之
思一焉、不二亦韙一哉、臣貴榮謹拜手稽首獻レ頌曰、
麗運告レ窮、奸孽內訌、召二彼外戎一、島夷隳突、三陲被
レ毒、爲レ糜爲レ肉、萬姓暴レ骨、千里慘レ目、孰遏二亂略一、

こばくの年月をなむ經けるさてなむ此ふみにしるされたるみよし野のよし野のおくの山櫻花咲ちる春秋を經て神とも神とまします御子たち大君たち眞木たつあら山中におひいでましつゝ谷に友よぶ鹿猿のこし御垣にちかく岩ばしし山水の音をのみ朝ゆふべに聞ならさせ給ひいぶせき木がくれに安き大御心もなくあかしくらし給ひてのはて〳〵はいやしきものゝふきたなきやつこらにおびやかされまし〳〵おひうしなはれまし〳〵ていともかなしくいともかたじけなくいともかしこきわざになむありけるかへすがへすもいかなる神の御心よりしかありけるにかありけむ今かく此ふみにしるせる事の跡を見奉るにも涙も袖にみだれ世のありさまはいはむかたなくすべもすべなきわざになむありけるこれしかしながら此ふみのしるしぬしまことを思ふ一すぢつよくてかの書この書とつみいで引まじへてたゞひとつかけまくもあやにかしこき大御神寶天つ御しるしの八尺勾璁之五百津之御須痲流之珠の御幸の御座所を明らかにしるし奉らむの眞心になむありける此本文のみならず末つかたにあげつらへることゞも又ある人に答へられたるかきそへのあげつらひもそのことわり明らかにして世の中は吉事まが事のもちあひゆきて一かたならざる世のことわりをもさとり得られたる事かへすがへすありがたき書になむありける此ふみ大平に見せにおこせてかくなむしるさるこれよみみて汝が心いかにその思ふがまに〳〵一くだり書そへてよわれは世の人の人にはしぶみこひ得てそへまほしくする心とはことなりかならず書のかざりにはしぶみこふとな思ほしそといひおこされたるも又まめ心の一言とかへす〴〵ありがたく思ふまに〳〵此一ことをもかくかきそふるになむありける

文政七年甲申八月廿八日

本居大平

いできて世の人の心までからぶみ心になりてその後はかけまくもかしこきすめら大御心の大御心ならぬわざはひ出まじり來ていともかしこき大御中らひに雲霧のへだて立へだゝりて大御かたみにはかりごち給ふゆゑよし出來てむつまじう仕うまつる武士どもこれかれにもむごろにおほせ給ふ御勅命ありてこなたかなたに引わかれ何がしの氏人くれがしの氏人とその末々に及ぶまで親子はらから立わかれてあひたたかひつゝ君の御ためには父をもかへりみず兄をもおひうちあひあらそふまめつかへよりはじまりて後つひにおの／＼が家の私事にうつりてそのうらみをむくいそのあだをうたむとはかりごちあたなふまにまに世の中みだりがはしく上下の心ひとつならずかへりてはすめらが大御心も大御心となる世なく鎌倉山の山風にすまのうら波吹ちらされしはさるよしもありつるをほどなく同じすそ野の山下風さへよこさまに吹すさびていともかしこき現津御神すめらみことをしも遠つ島々にはふりたゞよはし奉り久方の天つ日嗣もこちふく風のまに／＼はかられまし／＼て大御安見殿にやすみし給ふ年月のほどもなくおり居立かはらせ給ひてすめら御心のみならず家高く品高き官人たちもわが心を心とせず九重の都にありながら浪にたゞよふこゝちしてあるを人もをし人もうらめしとゑのぶにも猶あまりありてやかしこくなげかせ給ひけむかし軒の下露かけまくもいともかしこきその御世の御ありさまになむありけるかくて又かの山下風のはげしさも今は世の民草までにくみなげくいろ見えてそのわたりの武士どもゝうらみをあらはすほどにすめら大御心にも今いかでうちほろぼさばやと思ほしたゝせ給ひてそのかみいきほひあるまめやかなる武士どもにはからせ給ひてつひにその山下風はうちほろぼされつるをされどいかなる事にかありけむそのをりの大御心の引かたたがひてまことある方にはよらせ給はずあしと名におふ下根のこゝろあしき方になびかせ給ひて事のまぎれのみありていとゞしくあらくまが／＼しき事のみゑげりはびこりて鎌倉山にとりこめまつり遠つ島山にうつし奉りなどさかさまごとのみあらびにあらびにきかしこれがあらびのまぎれに北南と二方に大朝廷も立わかれまし／＼て天の下は西東風浪のさわぎやむ時なくそ

うへに、義經は文治五年閏四月、衣河館にて、自殺の由吾妻鏡にみえたり、もし一說のごとく蝦夷に遁れ渡りたらむにも、事も無きに前年の四月の頃、北狄に渡るべきにあらざるをや、かゝる類の僞妄文を作り、僞說をなして事を謀らむとするをこ人、このほかにもをり〳〵きこえたり、

殘櫻記後書

まことを思ふ人はひく弓うつ太刀もまことの道にのみ用ひ見る書とる筆もまことを考へまことをゑるしてﾞ人の道をつくすなむおのづからの眞心なりけるここに信友ぬしのかきゑるされたる此ざむあう記の一書心のまことよりおこりて事のありさままでいさゝかもまげいつはりつくろひかくすことなくちひさき私心はいさゝかもまじへずそこにもかしこにも上にも下にもよき事もあしき事もつゝまずかくさずそのありしまことのまゝについてゑるして天地の間にいとも尊くいともかしこき天津御ゑるしのその御ゆくへの一すぢをとほしてゑるされたる中には見るにもかなしくよむにもかしこく身にゑみてさへなむおぼゆるにいかなればか神の御ゑわざの吉事禍事ある事はよとあやしく思へどをぢなき世の人の心にはかりゑるべき事ならねばあるやうこそあらめとかつは思ふになむありけるそも〳〵大伴佐伯の氏は遠つ神世より朝廷をまもる武士の家なるをいつのころほひよりかその家々もうつりかはりて書の道尊みたまふ事

かくて又其文の奥に、世嗣の名書あり、其は始に經實と擧て、左近行年八十三歲、文永八年未三月二日、と書て、それより十三代に當りて、經久久右衞門五十二歲、天正十五亥四月十八日、と代々に同じ例に書繼たるさまに記せり、但し十一代經一の下には、市郎兵衞とのみ記して、歿年をしるさず、まづその經實の譜に、左近と書るは、經房卿の子なりといへる、左古麻呂の事ときこゆべく記せるものなり、さて其經實は、その建保五年に書る本文に、我子左古痲呂廿六歲と記したる人なれば、文永八年は齡八十歲なるべきを、譜に八十三歲と書るも違へり、また其代々の中に、經春が歿年を文祿二亥、と書るもまた違へり、其年の干支は癸巳なるものをや、

注又二代と十三代とに、經久といふがあり、いと遠長に語りも傳へたる代々の中には、まれ〱さることのあるまじきにもあらねど、さも所せきすまひして、同族もあるかなきかに、在經し中には、いと似つかず、又三代の孫の字を勘解由、次なるを勘太といひ、また勘兵衞といふがあるに、此文書の在ける家主の名を、勘兵衞といへるに、こゝろえらびしたる書ざまとぞきこえたる、またすべて其記せる代々の字、その在つる世ごろにはあるまじくきこゆるも多し、

おもふにその添書も、世嗣の名書も、本文と共に作り書るものとこそおもはるれ、いかなるたふれが何せむとて、かゝるあとなしごとの僞妄文作り出したりけむいと惜し、なほこれらのほかにも、世に此天皇の云々の舊蹟なりといふがありとも、きはめて實なるは、あるべくもあらず、まして神器の事などに、まぎらはしき說のありなむには、かけても心とゞむべきにはあらずかし、

注おのれ年わかきころ、陸奧の會津の百姓、池田惣平といへるものゝ宅の棟木に、昔より結ひ附たるものゝ在けるを、故ありてとり下し見るに箱あり、開きみるに文書あり、今度北狄に相渡候爲二粮米一、粟七斗借二用之一、於二歸國無一レ之者、時將軍可レ預二裁斷一者也」、文治四年四月十一日、池田惣平殿、伊豫守源義經、花押、右筆龜井六郎、と書たりとて、書寫せるものをみたりき、此文すべて事狀に合はざること、論ふにも足らぬ趣なるが

又種長は十九年前に死て、其子刑部太郎といふが廿八歳になりてあり、景家は十三年さきにおはりて、子小次郎、平三郎はたちにあまりてあり、おのれ死後にいたりて、かくて在りしいはれを子孫に傳へむとて、しるしおける由記せるものなり、すべてその文の劣なきはさるものにて、そのかみのくちつきならず、はたその記せる事のおもむき、さらにあるべき事のさまにはおもはれず、一目見ても虚僞文なる事著ければ、論ふにもたらぬものながら、其記せる事がらのたやすからねば、猶その虚言なる由の證をいふべし、まづ件の文の中に、壽永四年十一月種長景家らがしのびに都大物へ出て、供御の料の調度などしろなして、歸りたる事をいひて、都には君を安徳天皇とまをしたゝへまつりぬ、と書けり、これいみじき妄言なり、この謚號を定奉られたるは、いはゆる壽永四年より三年にあたれる、文治三年四月廿三日の事にて、玉海、百練抄等にくはしくみえて混れなければ、さらに事實に合(カナ)はず、また經房卿は辨官補任に據りて考るに、嘉應二年に、左少辨正五位下、承安三年に、權右中辨從四位下、同十月廿一日に從四位上、壽永二年に、前年七月安徳天皇都を出させ給へり、左大辨從三位、同九月十八日權中納言に爲されたるよし見え、又尊卑分脈、卿の傳に、正二位權大納言正治二年二月廿二日出家、今日進二辭狀一、同年閏二月十一日薨、と見えたれば、建保の頃は既く世に亡き人なるを、なほ在世の人としていはむには、正二位權大納言と署さるべきを、從四位上侍從行左少辨、と書るは違へり、たとひ前官とよむにも、從四位上の左少辨にておはしゝ事は、しばしもあらず、　また侍從になされたることも、書どもに見えたる事なし、但し其は書にはみえざるにこそはあれ、實ならむも知らずといはゞいふべし、さても侍從の下に行と書るは、位署の例に乖(タガ)へり、いかでか己が位署を書違ふるもの、あるべき、これらの違によりて、その僞妄書なる事著しきものなるをや、かくて又その文書の添書に、經房卿の事を、元仁元年壬申八月七日逝、行年五十八歳、とあるも違へり、そはまづ元仁元年の干支に甲申なるを、壬申と書り、又此卿の薨年は、系圖に正治二年薨五十八歳とみえて、辨官補任に、嘉應二年の時に二十八歳とあるに符(カナ)ひたれば、件の添書もまた妄説なり、

の阿彌陀寺を皇陵山と稱ふ事は、おのれはいまだ聞およばず、長門人に、此山號の事を問ふに、さらに聞ざる事なり、きはめてえせ法師の譌言なるべしといへり、それ實ならむには、陵も在りとやいふらむ、いかにもあれ、其は後のさかしら人のみだりわざなること、論ふまでもあらず、

注世に長門本とてある平家物語は、もと此寺より出たりとぞ、○長門人の語りけらく、其國の豐浦郡殿敷(トノシキ)村に小丘のあるを、安德天皇の陵なりともいへる說あり、そは其里わたりのえせものゝいひ出したるさかしら說(コト)にて、さらに證なきことなりといへり、

又攝津國能勢の山中にも云々といへるは、能勢郡出野村の農民、勘兵衞といふ者の屋の棟木に、竹筒に藏(コ)めて結び着て在りける文書を、近ごろ見出したりとて、よくしたゝめて書寫せるを、はやく文化十三年の頃、人の見せたるを考へ正して記しおけるを、今おもひ出て書つく、さてその文書のさまは、みやびめきたる假字文に書て、歌も四首(ヨツ)ばかり見ゆ、奥に「建保第五丑年九月二日從四位上侍從行左少辨藤原朝臣經房花押あり左古麿へ」、と書とゞめたるものなり、かくてその書しるせる大旨は、壽永四年壽永二年安德天皇世の亂を避て、西國に遷幸ましける御跡にて、後鳥羽院推て御位を知食し、翌年更に元曆の年號を建られたりければ、是年の此頃は、其元曆二年なりけるを、なほ素よりの壽永の年號を用て記せる趣なり、下にも此定にて記せり、三月廿四日檀浦にて二位尼の計(ハカ)らひによりて、曲侍大納言局某々おのれ經房、大輔判官種長、郡司景家等主上を守護まゐらせ、小舟にて遁れさせ奉り、二位尼は源氏の兵を欺かむがために、知盛卿の末子に主上の御衣を着けて、御劍めきたるものをたづさへて、主上に從ひ奉るさまして、共に海に沈みぬ、主上をば件の人々守護奉りて、石見、伯耆、但馬を歷て、六月十五日攝津國能瀨の長尻より、のまの郷といふ所に坐せて仕奉れるほど、翌る壽永五年五月十七日、主上崩給ひたりければ、御陵の事はいはず、御衣御調度を岩崎といふ所にいはひしづめ奉り、八つの宮と申て崇め奉れるを、後に若宮八幡宮に合せ、いやまひ祭りて仕奉れり、しかるに己が子孫の絕なむ事をかなしみて、種長景家が勸むるにしたがひて、典侍大納言局を妻とし御社に仕奉り、みづから耕作の業して在るほど、子左古麻呂といふがいできて、今年廿六になりおのれは五十歲になりぬ

朝臣、竊に軍場を遁れ、妻子從者などを率て、かの山中に落來り、幼童をこしらへて、尊びげにもてなして、天皇の潜幸して御迎の來るを待せ給へる由に欺きこしらへて、世をつくされたりしを、おろおろ然はかたり繼たるものとぞきこえたる、（このほか西國に、平知盛卿の遺腹の裔ながら、實はこの天皇の御胤なる由、ひそかに語傳たる流の人ありときこゆるも、この祖谷人の類なりと察るべし、）さて又天皇の后の坐ましける由いへるは、これも然るべき小女をこしらへかしづきて、后が跡なりと欺きたるなるべし、然らずば御母后なりとあざむきたる婦女の在けるを、たゞ后と語り傳へたるにてもあるべし、

注 會津人大竹政文の著せる、山路の假標（シヲリ）といふ書に、阿波の曾谷（祖谷を字のまゝによみたる誤なり、）といふ山郷わたりに、神爾寺といふ山寺あり、代々の過去帳に、開山神爾和尚とあり、村老の口傳に、安德帝世をはゞかり給ひ、寶算五十ばかりまで坐しまし、といふ、曾谷の近邊に、木谷平（コヤダヒラ）山に劔神社あり、帝の深そぎの御毛と、御紐刀を藏たる宮なり、ときける由記せり、この事はかの紀行にも見えず、もしくはえせ人の僞造説にはあらざるか、まことに今さる社寺のありて、その説のごときことあらば、きはめて後人のえせわざなり、僧名を神爾といへる由にて寺號とし、又劍神社の靈實（ミタマシロ）をいへる趣など、さかしら人の姧巧（ワロダクミ）のこゝろばえほころびてきこゆるをや、

また豐前國なるはおのれいまだ聞およばざれど、實に然いふところあらば、これも祖谷（イヤ）なると、大かた似たる趣にてこそはありけめ、また長門國なる御影堂阿彌陀寺は、文治元年七月の玉海に、先帝御事示送其狀云、（中略）如ニ師當勘申一、仰ニ長門國一、被レ建ニ立一堂一、尤爲ニ上計一歟、上奉レ始ニ先帝一、凡爲ニ戰場終命之士卒等一、可レ被レ置ニ永代之作善一也、且是叶ニ先朝追尊之趣一、又爲ニ罪障懺悔之法一歟、但國土殊凋弊、營造若有レ煩者、强雖レ非ニ火急一、漸可レ給ニ土木一歟、愚案之旨大概勘狀、以ニ此等趣一可レ被ニ計奏一狀如レ件、と記されて、同二年閏十二月二十二日の記に、長門國可レ建ニ一堂一之由可ニ宣下一者、皆任ニ御定一可ニ宣下一之由仰了、（玉葉にも、玉海と同日の記に、奉ニ爲安德天皇一、於ニ長門國一建ニ一堂一、依レ不レ擬ニ神社一、無ニ奉幣之沙汰一也、）とみえたるこれなり、其御堂に因みて寺をも建たりけるが、今も共に在るなるべし、但しそ

る由みえたり、經顯卿の忠言によりて、然る凶物（マガモノ）を速に棄させ給ひたりけるは、時にとりてまことにめでたき功になむおはしける、又續古事談に、神璽寶劒は、神の代より傳はりて云々、かゝるめでたきおほやけの御たからもの、目のまへにうせにきと記せり、此文ふとは神璽寶劒ともに失給へるがごとくきこえてゆゝしげなれど、意は寶劒にかけていへるにて、寶劒は其世に近き頃、西海にて失たまへる由なり、此書はなにがしのはやく記し置るを、建保七年にとり出て、更に書集めたる由奥書にみえて、寶劒の失給へる元暦二年より、三十年あまり後に、さらにかきとゝのへたる書なれば、件の文は、前に寶劒の失給へるころ記しおけるが故に、目のまへに失にきとかけるものなること決し、なほいはゞ件の文に、目のまへにといへる詞に、心をいれてしるしたらむには、此書はその時の軍に立し人の記せるにてもあるべし、書ざまの混はしくきこゆればわきまへつ、但し神璽はさることなれど、寶劒をも、神代より傳はれるよしいへるは訛なり、西海にて失給へる寶劒は、崇神天皇の摸（ウツ）し造らせ給へる御物にて、神代より傳はり給へる神劒は、はやく景行天皇の御世より、熱田宮に齋祭らせ給ひて、うごきなくおはしますものをや、さて又かの或人の記に言擧せる、安德天皇潜幸ありしといへる古蹟の事をわきまふべし、まづ阿波國祖谷（イヤ）なる古事どもは、寛政五年、讃岐人菊地武矩が、祖谷（イヤ）紀行に委くしるして、其記せる事どもは、さらにうきたる事とはきこえざれど、其しるせる傳説の實事に合はざる事は、上に證どもをあげて論ひ辨へたるがごとし、縱（モシ）その事實ならむには、神器も大御身に從へさせ奉るべきを、然はせさせ給はざりしをもても、その實ならぬ事知るべし、さてその紀行に、天皇の后も坐ましける由にて、三好郡貞廣（サダヒロ）村に其陵あり、後に祠を建て若宮大明神、またさゐの神とも稱へり、又かの舊家の中に、八幡大菩薩と書たる旗一旒、八幡大菩薩、嚴島大明神、某大明神と三神名を書たるがほのかに見ゆる旗一旒を、持傳へたるをみたり、此旗色むかしは赤かりしが、漸にうつろひたるものなりと云傳へて、今は其色としも見えぬよしなどをも記せり、おもふに此は國盛

沈みしは、崇神天皇の御代におなじく造りかへられし劒なり、うせぬる事は末世のしるしにやとうらめしけれど、熱田の神あらたなる御事なり、と記されたり、これらの御事の趣は、何よりもよく辨へて心得おき奉るべきことになむありける、

注此記の例、神宮としるされたるは、伊勢天照皇大神宮の御事なり、さて件の文に、近頃までの御守なりきと記されたる語意を、雅しく論ふときは、そのかみ過去（スギコ）し事をのたまへるごとくきこゆれど、さる趣なる言づかひは、此記のなべての文體（カキザマ）なれば、心しらびしてみるべきなり、文意當（イ）今（マ）までの御守となりて坐（マ）します由なり、さて保建大記に、この神器還御の事を、夏四月、鏡璽入二京師一、以二晝御座劒一擬二寶劒一、とのみ書して、後に大神宮の御告にて奉らせ給へる神劒をもて、永く御代器とせさせ給ひつる由をいはざるは、其記に限りてしるせる、建久三年の後の事と決（サダ）めたるなるべけれど、さばかり神器の御事を嚴重（オゴソカ）にさだせるにあはせては、記しざまもあるべきを、疎なりといふべし、その書に見えざるによりて、今の御物もなほ晝御座のなりと、ふとはおもふ人もありぬべければ、殊にわきまへつ、

然るを太平記に、北朝の貞和四年の秋、伊勢國國崎の神戸に住る、下野阿闍梨圓成と云へる山法師、大神宮に千日詣すとて、潮を垢離にかきに、海邊へ出たるに、沖より奇しきさまにて流寄たる物を得たりとて、三鈷柄（サンコエ）の劒の形にて、長さ二尺五六寸なるものを都に持參りて、さま／＼奇怪しき事どもをこしらへ申し、又足利直義朝臣の神告の夢みたりといへるにあはせて、此ものを壇浦にて失給へる寶劒なり、ときこゆべくこしらへ申しけるを、日野大納言資明卿の執奏して、八月十八日に、仙洞（花園天皇の御事なり、是年十一月十一日崩給ひけり、）に奉りけるを、穿議ありて請取らせ給ひ、（此貞和四年は、南朝の正平四年にて、三種神器は後村上天皇の吉野の行宮に、受傳へて坐ましき、）院宣にて圓成を直任の僧都になされ、恩賞の地をさへに賜びてけり、然るに勸修寺大納言經顯卿、ひとりこれを信じ給はず、こは佞臣の所爲にて、眞の寶劒ならぬ由を辨へて、諫奉られけるを聞食しいれたまひ、やがて其物を出して、平野預卜部兼員宿禰に預賜ひ、圓成に賜ひたりし院宣を召返された

ほどに、記せるものなり、下文に十一月三日壬午、九郎判官義經、十郎藏人源行家、落而向ニ西國ニ了、中略六日、於ニ一洲ニ義經行家等被レ打了云云、といへる虚たる説をも記し、そのほかにもおぼつかなき説も雜(マヂ)りたれば、當時(ソノカミ)の書とはいへど、こと〴〵くは信みがたし、

また其後文治三年七月、寶劍出現の御祈によりて、七社に奉幣し給ひ、又其日、勅使神祇大佑卜部兼衡宿禰、大藏少輔安倍泰成朝臣を、長門國に發遣(タテツカハ)して祈謝し給ひ、又そのかみの船軍に立て、寶劍沈沒の海面を知れる、佐伯景弘を遣し案内として、蜑におほせて海中を搜求めさせられけれど、つひに顯れ給はざりしなり、

注以上、百練抄、玉海、合考、〇本編にあげつらひたるごとく、吉野の朝の御衰へ坐ましける頃、また殊に其後嘉吉の凶事の後はさることにて、將軍の武威をもて、吉野方を責亡さむ事は、かたかるまじきを、しかすがに、神器に御あやまちあらむ事をおそれて、そのこゝろしらびして在經られつるなるべきを、この檀浦にての義經の軍のさまは、わたくしの勝負にのみ力をいれて、つゆばかりも神器の御上にこゝろしらびせる趣のきこえざりつるは、あまりに心なき畏きわざにこそはありしか、

あなかしこあなゆゝし、さて、神璽賢所都に還入らせ給ひて、後鳥羽天皇の受繼せ給へる御事は、上に擧たる百練抄、月輪兼實公の玉海、また吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記、准后親房卿の神皇正統記、なほそのほかの記錄どもにも見えて、混なく明なり、さてその失給へる寶劍の御代器(ミシロモノ)の御事は、建暦御記に、寶劍神璽の條に、御劍者云々、壽永入レ海紛失之後、院御時以後廿餘年、被レ用ニ清涼殿御劍ニ、仍以レ璽爲レ先、而承元讓位時、承元四年土御門天皇、順德天皇に御讓位あり、有ニ夢想ニ自ニ伊勢ニ伊勢とは、天照皇大神宮なり、次に引く神皇正統記に、證して心得奉るべし、進レ之、已來又准ニ寶劍ニ以レ劍爲レ先也、此劍普通蒔繪也、と記させ給ひ、神皇正統記にも、平氏亡びて後、內侍所神璽は還り入らせ給ふ、寶劍はつひに海に沈みて見えず、其頃ほひは晝の御座の御劍を、寶劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劍を奉らせ給ひしによりて、近頃までの御守なりき云々、西海に

のいひあはせて、もし天皇の御上に、おもはずなる御事のおはしましたらむときの心づかひにて、太子が跡にさだめおき奉れるこゝろばえの、おもひやられて、いと〳〵あはれなり、また安德天皇御事ありし後、その王の御うへは、百練抄に、文治元年四月廿五日、神鏡璽自二鳥羽一入二御坐朝所一、中略義經等奉レ相二具若宮一御入洛、侍從信清相二具院御車一奉レ迎、とみえたる若宮これなり、此事、源平盛衰記にも見えたり、此王、後に三品親王になされ、又後に僧となり給ひて、聖圓と稱し給へる由、書どもに見えたり、承久三年五月四十三歲にて薨たまへるよし、一代要記、歷代皇紀に見えて、元曆二年に七歲と申せるに合へり、かくて天皇御事ありし時、三種神器の御ありさまのくはしき事の、書どもに見え給へる趣を、とり合せてかむがへ奉るに、二位尼天皇を抱き奉り、帶にて己身に結びあはせまゐらせ、寶劔を腰にさし、神璽を腋に挾みて海に沒る、或は、按察局天皇を抱き奉り、二位尼寶劔を持てともに海に入る、大納言佐局は、賢所の御辛櫃を取て、海に入らむとするとき、袴の裾を船に射付られ、蹴纏ひ倒れたりけるを、兵ども取とどめて、御辛櫃のくさりをねぢやぶり、御筥を取出し、からげを切解て、蓋を開けむとするに、忽目眩き鼻血たる、平時忠卿これを見て、內侍所の御筥なり、狼籍なりと制せらる、義經この由を聞て制止を加へければ、兵ども其御船を罷出ぬ、すなはち時忠卿に申て、もとのごとく御辛櫃にをさめ入奉る、神璽は海上に浮び出給へるを、常陸國人、片岡太郎經春取上奉る、寶劔の御事は、其後海中に蟹を入れて求め尋ねられけれど、顯はれ給はず、

注以上、玉海、吾妻鏡、百練抄、源平盛衰記、平家物語、愚管抄、神皇正統記、合考、〇醍醐雜事抄の寫を見るに、四月十八日の下に、去三月廿四日、於二長門國一平家與二源氏一合戰、平家被レ打畢云々、と擧て、生取、降人、自害、殺人の名を記し、また不レ知二行方一人の名を記して、先帝、八條院、修理大夫經盛とあり、八條院は惟明王の事なるべし、また內侍所御座、進止同、寶劔不レ見、寶劔者、被レ問二內大臣一之處、最初者奉二伊津久志麻神一之由陳申云々、後者內大臣搦レ手入レ海落入失了云々、と記せる事見ゆ、進止は神璽の假借書なり、此本書治承元曆の頃の消息文書どもの反古に記せる當時のものなりとぞ、されど一時の記聞にて、先帝また八條院の宮の御行方の定かならぬ

でく、べくかへす〴〵もいみじき凶説なり、いで今其説のひがごとなる由を論ひ定むべし、まづその右京大夫集の詞は、上のいはばやと云々の歌の次に、ひき低て、あづまかゞみにいはく、壽永三年二月云々、と吾妻鏡の本文を假字に書なして注せり、それに因みて又同じさまに、同書の門院以下の本文を注せるにて、もとより集の詞にはあらず、其は普通の印本にはあれど、寫本ども、又群書類從に收たる訂本にも在らず、後人吾妻鏡の文を抄出て書入たるが、集の本文の詞に紛入たるものなり、なほいはゞ此右京大夫は、天皇都を出給へる時より、都に止まりて在りし趣、集中に見えて明なるものをや、さていはゆる吾妻鏡の本文は、元暦二年三月廿四日の條に、於二長門國赤間關壇浦海上一源平相逢、各隔二三町一云々、及二午刻一平氏終敗傾、二位禪尼持二寶劒一按察局奉レ抱二先帝一春秋八歲共以沒二海底一建禮門院入レ水御之處、渡邊黨源五馬允、以二熊手一奉レ取レ之、按察局同存命、但先帝終不レ令二浮御一若宮今上兄者御存命云々、とある文の、門院入レ水御之處といふより、こゝまでを集に書入たるものなり、但し

其中に、今上是は御存命とうん〳〵と書るは、本文に若宮今上兄者とある、若宮の二字を脱し分注を本文として、兄を是と誤りたるものなり。おのれも前には此集の印本の、こゝの詞のみになづみて、おもひまどひたりき。さて吾妻鏡に、この後四月十一日の條に、西海飛脚參、申二平氏討滅之由一、廷尉進二一巻記一、中原信泰書レ之、是去月廿四日於二長門國赤間關海上一、中略先帝沒二海底一御、下略若宮幷建禮門院無爲奉レ取レ之、中略内侍所神璽御座、寶劒紛失、愚慮之所レ覃奉レ捜二求之一、下略と見えたり、さて吾妻鏡に、若宮を今上の御兄と注せるは、諸書を併考るに、高倉天皇の第二皇子、平義範女、少將局腹、惟明王の御事にて、安德天皇の御弟、後鳥羽天皇の御兄なり。さるを今上御兄と記せるは、當時既に都にては、後鳥羽天皇御位を知食しておはしましつるが故なり、源平盛衰記に、此王の御事を、此宮は當時の帝の同じ御腹の御兄、もしの事あらば儲君までと、二位殿さか〳〵しく具し參らせられたり、今年七歲にならせ給ふとみえ、又愚管抄に、二位尼の養ひ參らせて、御船に乘せ奉れる由ゑるせるにて、此王の御ありさまことにさだかなり、二位尼は清盛公の室にて、建禮門院の御母、安德天皇の御外祖母なり。さるは平氏の黨

つる論ひは、いはまくもゆゝしく、かしこしとも畏きわざなりかし、

○かく書し置る後、近頃或人の說に、建禮門院右京大夫集に、壇浦にて安德天皇の御事ありける御ありさまを記せる文に、門院入水御のところを、渡邊黨源五右馬丞、熊手をもつてこれをとり奉る、按察の局同じく存命す、但し先帝つひに浮御せしめず、今上是は御存命とうん〳〵と志るせり、この今上御存命とは、安德天皇を申せるなり、そのかみ建禮門院の女房にてありつる右京大夫が、みづから書志るせる集のことばなれば、これぞ眞實の御ありさまなりけるを、表には海に入て崩ませるさまにはからひて源氏を欺き、天皇をば邊陲に潛幸せさせ奉れるなり、さるは今阿波國祖谷といふ山中に、此地名の伊夜といふに祖谷と書くはめづらし。安德天皇の潛幸まし〳〵ける舊蹟、文治二年正月朔日に崩ませる由語傳へて、栗枝渡といふ所に御陵あり、歸空梁天大禪定門と法號し奉る、後に其處に祠を建て祭り奉り、八幡宮と稱す、また別にみつへと云ふ所に、天皇の御劔を祭れる社もあり、鉾大明神と稱す、さてその天皇に仕奉れるは、門脇宰相平國盛卿、平國盛は尊卑分脈など案ふるに、門脇中納言教盛卿の二男にて、官位見えず、又宰相に任されし事、公卿補任にも見えず、此傳說、まことならむには、行在所にて任されたりしなるべし、手勢百人ばかりを率て來れりといひ傳て、國盛卿またその黨の子孫八家ありて、其古事どもを、まさしく語り傳へたる由、くはしく記せる紀行の書あり、又豐前國小倉領隱蓑村といふ山里に、安德庵といふ寺あり、これも同天皇潛幸の御隱所なりとて、陵又侍臣の墓あり、又長門國豐浦郡下關に、皇陵山阿彌陀寺といふがあり、同天皇の御影堂もありて、宸儀八歲の御木像あり、左右に平氏の公卿たちの畵像を掲け並べたり、天皇潛に此地に遁れ幸して、崩給へりと云傳へたり、又近き頃攝津國能瀨の山中にも、同帝の潛幸し給へる所なりとて、そこにて仕奉れる官人の、其御事記置る文を持傳たるものありとて、其寫をもみたり、これをおもへば、天皇世を憚り給ひて、所々潛幸の地を替へ給へるを、とり〴〵に誤り傳へたるなるべし、いづれにも海中に入て、崩ませるにはあらざる事明なりといへり、さるはいみじきひがことなるがうへに、さては三種の神器の御ゆくへにさへ、おのづから疑のい

侍所入洛したまひ、寳劒は海に沈みたまへる由の事を記され、この事正しき古書どもにも見えて、今さらに申すべきにもあらざれど、もし件の玉海の法皇の御言のみよみ見て、いぶかりおもふ人のあらむ事の忌々しさに、ことわりて書添へつ、

なほいはゞ、元弘の亂に、北條が計によりて、かしこくも後醍醐天皇を隱岐に移し奉り、都にて光嚴帝を立まゐらせけるにあはせて、しばらく神器をも得たせ給ひつるに、天皇御軍を興して、北條を誅亡し給ふ、光嚴帝を廢して神器を取還して、もとのごとく内裏に還幸入らせたまひたりき、然るをその都外に坐して神器を持たせ給はざりつる間は、天皇に非ずとする義やはあるべき、さて後に同天皇足利が暴逆を避て、神器を奉持りて吉野の行宮に出坐しまし、其太子の繼々、行宮に坐て天津日嗣知食ければ、其を天皇と仰ぎ奉り仕奉らむ事は、もとより論ふまでもあらぬを、明德に南北御和睦ありて、御讓位の義をもて、神器を後小松帝に御授しありし後は、偏に後小松帝を天皇と仰ぎ奉るべき大義にて、これはたとかくいふまでもあらず、但し其後嘉吉に南方の宮がたの人ども起りて、神璽を犯し奪り奉り、十年あまり吉野の山中におはしましゝ事ありき、論者もし此時に遭ひたらましかばいかにせむとかする、神寳三種の中にも、ことに神璽は、高天原にして天照大御神の大御みづから皇孫尊に授給へる、天津璽の舊の眞の神寶にて、御代御代の天皇の大御許を、はなち給はぬ御護なるすら、然る禍事はありしぞかし、されども其は禍事の極なりし、しましのほどの事にてこそはありけれ、原より天津日嗣の御事は、天照大御神の御事依しのまに〳〵、三種の神寳と、堅石に常石に、天地と共に動なく、鎭坐すべき理の、はやく神世に定まり給へる御事なれば、つひには天皇の大御許に歸り入らせたまひにき、此後漸くに世中靜りて、つひに古にもまれなるまで、めでたき大御世に立かへりたる趣は、殘櫻記にも云へるがごとし、すべてかかる大事は、殊に熟く神代の根本の眞寶の道理にもとづきて、むかしの事蹟をも稽へ合せ、辨へさとるぞまことの道の學なる、されど今かくうちいで

立かへりて仕奉るべき義なり、漢國などにて、國王を亡してその國を奪取りて、さらに王となるれものに仕ふとは、あなゆゝし、いたく其別義なるをや、注壽永二年七月廿五日、安德天皇都を出させ給ひ、讃岐へ遷幸の後、都にして後鳥羽帝をひきたがへて、別に御位に即奉らむとして、神器の在否につきて尋下されたる時、八月十五日勘解由長官、兼式部大輔藤原俊經朝臣の勘文に、神璽鏡劒者天照大神賜二皇孫天忍穗耳尊一、永爲二天璽一以二太子天津彦火瓊々杵尊一、爲二葦原中國之主一、以來皇位相傳天下一統、夫天之所レ授人不レ可レ奪レ之云々、而事不圖、今縱散失、神若爲レ神、其寶盍レ歸云々、今聖主爲レ國祈二天神一、玄應無レ疑、と云へり、然るは天皇神器を傳はらせ給へる古實の論は當れゝど、今聖主以下の論は、時世に諂へる私說にて、大義には合はず、しかるに此勘文の議のごとく、神器御歸座ありける御事は、申さむもさらなり、後鳥羽天皇の御位さらに定まりて、天下知食す御事となり給ひぬるは、あなかしこ其當時の甚しき禍事に、しばしはえ堪給はざりつ

るにあはせて、皇大御祖神たちの、しかるべき大神慮にて、殊なる御事にこそはありしなるべけれ、人の世の上の義には、かけても然は議申すべき道にあらず、然るにつひにその勘文の議のごとくになりぬるは、其ときの神慮に偶中れるにて、其議の正しかりしにはあらずかし、かへすがへすも熟々辨へておもひ奉るべき事になむありける、さて件の勘文は、色葉字類抄に載たるを、ゆくりなく見あたりて引出たるなり、はやく他書にも載たるを、たゞによみすぐして忘れたらむもしらず、○壽永二年七月廿五日玉海に、安德天皇平氏の爲に、都を出させ給へる事を記し、翌る廿六日の下に、參二法皇御所一、中略依レ召參二御前一、余奉レ問二條々之不審一、一者神璽紛失之事、とある下の分書に、去治承四年之頃、被二盜取一之由、有二其聞一、璽不レ失、宮不レ存、と注されたるは、法皇の御答なり、其は神璽の在さゞる由をのたまひかねて頓に、虚言したまへるなり、玉海のこの下條に、新帝を立まゐらすとて、三種の神器を受たまはで、踐祚の議どもを記され、又文治元年に神璽內

殘櫻記下

附論

或人此下書を見て因に論ひけらく、壽永の亂に木曾義仲等、平家を討むとして都に攻入ける時、平宗盛公をはじめ、一族ことごく都を落つとて、安德天皇を神器とともに擁り奉りて、しひて西國のかたへ行幸なし奉りければ、都には後白河院法皇の御はからひとして、後鳥羽院を御位に卽けまゐらせ給ひにき、しかれば此時天下に天皇二ばしら御坐ませるがごとし、其世に生れ遭たらましかば、いづれを眞の天皇とあふぎて仕奉るべきぞ、と論はむに、既に栗山愿と云へる人の、保建大記にこれを論ひて、至下以三船擁二三器一爲中我眞主上、則要二質鬼神一而無レ疑、百世以俟二其人一而不レ惑、といへるぞ大義にはかなふべき、然るにその序かける三宅緝明の論に、以二神器之在否一卜二人臣之向背一者、議竟不レ合、といへるは漢風にのみなづめる例の儒者見なり、とおぼゆるはいかに、と云ふにおのれ對へていはく、緝明ぬしの序文はその論辨を詳に述られず、いかなる見にか知りがたければしばらくおきぬ、愿の此時に遭たらむには、安德天皇を眞主と爲べし、と云へるは素より然る事にて、論らふまでもあらぬ事ながら、其論らへるやう、かにもかくにも三種の神器を擁給へるのみをもて、眞主と爲べき義なりとたゞ一道に決めたるは、神道の眞理の趣を心得ず、世には凶事も相交りて、しばしは其凶事の行はれても在ぬべき、幽き緣由を窺ひ悟る事のいまだしきが故に、しか論ひ決めたるものなり、但し彼時に當りては、安德天皇素より天皇に坐しませば論ふまでもあらず、擁り奉りたる平家惜しとて、併せて天皇に射向ひ奉るべきものかは、假令此時義仲等、皇胤の御子を取立まゐらせ、神器を犯し奪りて上り、天皇と申て仰ぎたりとも、安德天皇御讓位の御事なくて、世に御坐さむほどは、天皇と仰ぎ奉らでやはあるべき、然れども此天皇、ゆゝしくも西海にて御事在しのち、後鳥羽天皇更に神器を受傳へ、皇統を嗣て天下知食す大御世となれる上にては、これはた皇大御祖神たちの幽慮なれば、

そはありしか、

注應永記に、應永六年大内義弘討死、殘兵降參の事を記せる處に、楠木二百餘騎、今までは眼前の御敵にて今更降參申さむこと無益なりとて、大和路にかゝりて、行方不レ知落失ぬ、とあり、又應仁別記に、應仁二年六月廿九日、世保(チセ)將軍の敵なり與力楠原城落也、とみえたり、右楠氏二人とも名いまだ考へず、此二人なほ足利に敵對せることあはれむべし、

芳野山花のなごりのこのもとを
　なほさりあへぬ人もありけり

南方宮略系

- 後醍醐天皇　御名尊治
  - 後村上天皇　御名義良
    - 後亀山天皇　御名熙成
    - 六皇子 説成親王　上野大守　稱上野宮　後出家護性院宮
      - 義有王(ヨシアリ)　出家圓滿院門主大僧正圓悟、或稱圓胤法親王、後還俗、文安四年十二月廿二日、於紀伊國湯淺城戰薨
    - 第二皇子 小倉宮(ヲグラ)
      - 教尊　勸修寺大僧正
      - 尊義王(タカヨシ)　出家萬壽寺宮空因、後還俗、南方私稱太上天皇、嘉吉三年九月廿五日、於延暦寺中堂戰薨
        - 尊秀王(タカヒデ)　犯擁神璽稱北山宮、或稱南方新皇、或南方一宮、或自天大王、長祿元年十二月三日、於大河内御所爲赤松黨被切害薨
        - 忠義王(タダヨシ)　稱河野宮或南方二宮、長祿元年十二月三日、於河野谷御所爲赤松黨被切害薨
        - 尊雅王(タカマサ)　犯擁神璽吉野山中爲御所、長祿二年八月廿八日、於高野上高福寺依兵創薨

文政四年三月廿九日　　伴信友謹稿

けて正しき天津日嗣知しめし、都近き吉野の山の行宮におはし坐して、ともすれば、御軍人を出しなどして、都べをうかゞはせたまひけるを、北朝がたにとりては、大なる世のわづらひなりければ、武家よりあまたの軍人をさしむけて、とり奉らむことは難かるまじくおもふべきいきほひなりけるに、然しもえせで、つひに御和睦御讓位と申す御事に、御中とり仕奉れるは、然すがに、いたく大義にそむきてある事の、そらおそろしくて、憚り奉れる意も有つらめど、むねとは神器に御あやまちあらむことを、深く畏み奉れるが故にこそはありしなるべけれ、かくてその御讓位の後、こゝに記せるごとく南方の宮がた軍を起し、内裏に亂入て、畏くも天皇を驚奉り、はた神璽を犯し奪り奉れるは、まことに上もなき御大事なるがうへに、其罪惡いと重ければ、速に官軍を差むけて、神璽を守返し奉り、宮々をも捕りまゐらせ、其方ざまの武士どもをば、こと／＼く誅亡すべき事なりかし、殊に彼宮方は、いと微なる御勢なりければ、たやすかるべきわざなるを、十年に多くあまるまで然てありしも、ひたすら神璽に御あやまちあらむ事を畏れて、かにかくに時をまちうかゞひて、有經しものなりけり、さはいへどいたくあやうき御ことなりけるを、亂世の極みの、たふれ足利がともがらの心にも、神寳をば神寳として、さすがに其尊き御事を、わすれはてざりけるは、いとも畏くいとも尊き皇國がらになむありける、さてしもおのれが君を弑せる、赤松のともがらが、其罪あがなはむとて、命にかけいたづきて、いさをしく守返して奉りたる事はしも、凶事吉事行かよふ、幽理の行はれたるものにして、いひもてゆけばかけまくも畏き、天照坐皇大御神の、大御護の著明く、かへす／＼も尊き御事にこそはありけれ、さて今此書に記せる嘉吉三年より、こなたの御禍事よ、南方の宮がたの御子の繼々、又その方ざまのものゝふどもの、うみの子の末孫までも、猶そのかみの御事どもの憤ろしくて、あまたの年經し後の世までも、なほおもひよわる事なく志をいたし、命をすてゝ、いさをしく、さばかりふるまひたりつるは、既に御和睦御讓位の後にしては、いたく大義にそむきたる所爲なる事は、論ふまでもあらぬ事ながら、其眞心にこゝろざせるおもむきの深かりつるは、いとあはれなることにこ

足利義政公の名の一字を賜ひて、赤松次郎政則と名のらせ、かねて御内慮の仰ありしごとく、赤松が一族舊臣のものども、今度の功によりて、罪科御赦免あり、政則には加賀國河北石河二郡に、備前國新田庄、其ほか御兼約のごとく領地として賜ふ由、綸旨に御教書を添て下されけり、然れども、世の中いたく亂れたるをりからなりければ、全く領地を知行する事あたはず、とかくするほど、山名左衞門督源持豐入道宗全、赤松が家に舊き遺恨ありければ、其家の再興せる事を惡み、かれを亡さんと思ふ下心出來にけり、故に政則が家人に、此度の擧をも專と謀て、萬に憑たりける、石見太郎左衞門尉をひそかに辻切のやうに殺せてけり、又細川右京大夫源勝元をも、恨むる事のありけるに、勝元政則と親しかりければ、並せてこれを惡めるより事起り、互に隙出來て、つひに山名方細川方とて、武士ども二方に立分れて、いはゆる應仁の大亂となりて年經るほど、持豐勝元相續て病死し、おのづから世もやや靜まりければ、政則領地の亂を鎭めて知行せむとするに、猶治むることあたはず、いくほどもなく、明應五年四月廿五日、政則病死して、其家漸に衰微けり、以上、上月記、天地根元歷代圖、皇年代略記裏書、赤松記、嘉吉記、續神皇正統記、應仁別記、南方紀傳、南朝紹運圖、康富記、齋藤親基記、赤松系圖、楠氏系圖、足利家官位記、東寺廿一口方引付帳、寛正製天神神祇王代記、福源寺古碑銘、南山巡狩錄附錄等參考、

抑嘉吉三年の禍事に、九月廿四日神璽禁裏を出させ給ひてより、長祿二年八月廿九日迄、十六年の年月を經て、今かく御歸座坐まして、三種の神寶めでたく相備り給ひにけり、かくても猶世の亂は治らざりしかど、朝廷には再ことなる御事なくて年經るほど、天照坐大御神の御慮なるべし、東照神御祖命出給ひて、初より御志を定て、天皇のみこと畏み給ひ、神々にも御祈ありて、よに殊なる御勲功坐まして、天下太平けく安國と治り行て天津日嗣も神寶も堅石に常石に動なく鎭り坐ますは、もとより然あるべき理ながら、いとも尊き御事なり、と言はむもさらなる御事にぞ有ける、さて立かへりて熟に思ひまつれば、そのかみ南朝の皇威は漸々に衰へさせたまひつゝも、猶三代か

すなはち、間島衣笠等供奉り、醍醐三寶院の大神堂に置奉りて、同卅日都に參上り、此由三條内府、また武家へも申ければ、やがて奏聞あり、天皇叡感かぎり坐しまさず、卽日神璽内裏に（此とき内裏土御門に在り、上に注へるかごとく、嘉吉三年炎上の後、すでに新造ありき、）歸入らせたまひぬ、明德に神器御歸座の例に准へ給ひて、神璽御歸座の儀式をなむめでたく遂行はれにける、あなかしこあなたふと、これ後花園院天皇の大御世（足利義政公執政の時）の事になむありける、

注此後もなほ南方の殘黨事を謀りし事ありときこえたり、其はまづ天地根元歴代圖に、寛正元年二月大地震、國々兵革多、旱魃大風洪水、五穀不熟、大飢饉、人民六畜多餓死、時將軍義政任吾榮耀、不知人民之餓死、耽自重職、不知天下之飢饉、朝暮營造殿巖宮、栽花植草、南殿作山水、自所々集磐石、徒費國民力量、帝聞此事、以一首詩諫淺政云、「殘民爭採首陽薇、處々閉廬鎖竹扉、詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥」、義政頂戴此御句、卽止普請、とみえたり、帝は後花園院天皇の御事なり、件の御製の起句に依りて、そのかみ南方の殘黨のありさま、年ごろの志の趣さへによく推察らるゝなり、又東寺古文書の中、寛正二辛巳年廿一口方評定引付帳、二月十八日の記に、就畠山右衞門御對治事、自公方樣被成下御内書於高野、仍爲寺務被傳達寺家、自當寺可付高野山之由、一昨日被申送云々」、御書云、義就事可誅罰之由、被成下綸旨之條、度々雖仰遣、于今依有延引、近日及南方同意企之處、當山族少々令與力之旨有其聞、頗緩怠之至不可遁天譴、所詮出現形之輩者加嚴制、口致忠節者可被行恩賞也、正月廿三日、御判、金剛峯寺衆徒中」、とみえたり、又高野山金剛峯寺に藏る書に、源義就依令沒落、南方蜂起云々、不移時日可被追討、早屬左衞門督政長朝臣手、抽軍忠可爲神妙、若於敵同意之輩者、可被處嚴科者、綸命如此悉之、以狀」、九月廿八日」、右大辨、金剛峯寺衆徒中」、とみえたるも其時のなるべし、其後文正元年におよびて、山名宗全が申請によりて、義就赦免を得て、熊野北山より出て上洛せる由、應仁記にみえたり、さて又神璽御歸座の後六年を經て、寛正六年十二月廿六日、赤松一松丸十二歳にて元服し、將軍

に其處にて薨じ給ひぬ、高福院と謚たてまつりけるとぞ、（此寺のわたりに、葬め奉れるなるべし、）さて又神輿は、もとより御事なく坐ましけるを、此時小寺藤兵衛入道性説等が手に守返し奉りぬ、

注 尊雅王の薨じ給へる事、神璽を守返し奉れる時の事、諸書に記せる趣混雜しきを、上月記、楠氏系圖、南方紀傳、南朝紹運圖等を相證し參考へて記せり、但し此時の事、上月記には何の宮と云ふ事を記さず、南方紀傳には尊秀王と混へて記せり、大日本史に引給へる楠氏系圖、又南朝紹運圖に記せる趣實に符へり、さてその楠氏系圖正理の記に、此時南帝後醍醐帝四代孫也、赤松某反取二神璽一之後、十津川皇居破而、崩二於北山高野上高福寺一、と記せるは、此時の事を云へるにて、三宮尊雅王の御事として事實明證なり、然るに後醍醐帝四代孫としも云へるは、いづれの王としても世數合ひがたし、楠氏の子孫此系譜記せる頃の謬傳なるべし、また其譜によりてしひて考れば、後醍醐天皇の皇子後村上天皇より數始て、尊義王、尊秀王、尊雅王の三代におよぼして、四代孫といへるにてもあるべし、然らば古書の世系に、祖とせる人の名を擧て、其人の子より世數をかぞへて、若干世孫とも書る例のごとく、後醍醐天皇を御祖として、御世數をば後村上天皇より計へたりとすべく、又後龜山天皇は、北朝と御合體にて、吉野を出て還幸し給へるによりて、南方宮の世數を避て計へたる心しらびなるべし、又南方紀傳に、尊雅王の御事を、後醍醐帝より五代にて亡び給ふと云へるは、後醍醐天皇より始奉りて、南朝の三御代に尊義王を加へ、及尊秀王、尊雅王、御兄弟をば連ねて、一代のごとくに申せるなり、此王たちの世數などは、いとよのつねならぬうへの事なれば、そのかみをおもひやりて、心しらびして考たるなり、しかるに大日本史に、件の楠氏系圖を引て、一宮自天王と申せるは、尊雅王の御事ならむと記されたるは、挍者の訂しあへざりしなるべし、又彼系譜の文ざまを按るに、正理も尊雅王に仕奉れりし事著く、また尊雅王を南帝と稱ひ、また十津川皇居といひ、また崩など皇僭て書し、又赤松某反云々など書したる、其氏人の筆のあとに、猶たゆみなき志のにほひ遺りて、いとあはれにきこゆかし、

返なり、御位牌二ッあり、一ッは南朝一宮自天禪定法皇、一ッは南帝王二宮忠義禪定法皇と誌せり、又長祿元年御事ありし時宮の御頭、並に御鎧を取返しけるもの丶子孫ありて、筋目の者と云へり、毎年二月五日祭禮ありて、九箇村かはる〴〵これを行ふ、筋目の者其行事をつとむる例なり、又六保九箇村とてあり、中奥村、和田村、神野谷村、柏木村、上多古村、上谷村、大迫村、伯母谷村、今波村といふ、此村々に宮の御鎧、御太刀、御長刀の類を寶物として傳へ藏てり、これも毎年二月五日祭禮あり、其式七保と同じ、又四保五箇村と云ふは、井戸村、武木村、碇村、下多古村、白渡村なり、此村々にしては、宮の御鎧の兩袖を寶物とす、祭日祭式等すべて右に云へる村々と相同じ、さて其村々の山中に、宮の御自害の舊蹟とて、彼此に在りと見えたる由記されたり、按ふにその筋目の者と云へるは、井口太郎左衛門が裔なるべし、さて件の廿三村の山里人、今の世までも、彼宮々をさばかり尊び慕ひて、祭り奉れる眞心の厚き事、いとあはれなることにこそ、

○其後南方宮方の者ども、猶も思ひよわる事なく、楠正理等尊義王の第三の御子、尊雅王を取立奉り、神璽を上りて、潜に大和の十津川におはしまさせ、明る長祿二戊寅年六月、また吉野の山奥に御在所を搆へて遷し坐せまゐらせけり、

注按に、事企てたまへる尊義王、又その第一の御子の尊秀王と稱せる御名の尊字は、御祖後醍醐天皇の御名尊治と稱したてまつれるを、受けたまへる御意なるべし、第二の御子忠義王は、尊字を憚りて、御父尊義王の義字を襲き用ひ給ひけむ、然かるを第三の御子とまして、尊雅としも稱し給へるは、尊秀王うしなはれ給ひて後、其御志を繼玉ひ、神璽を擁ちたまへるによりて、然か尊字を御名に付け給へるなるべし、

こゝに小寺性說は越智の雜掌として、大和の國内に在けるが、國人越智某、小河中務少輔と議りて、間島衣笠等と共に、其宮の御在所を襲ひければ、其處を遁れ給ひて、また十津川に遷り給ふ、小寺等追續きてはげしく攻けるに、八月廿七日の夜、つひに其處をうち破られ、尊雅王痛手を負ひて、吉野の北山なる、高野上の高福寺に遁れ坐ましけるが、御創の惱重りて、遂

申ければ、さてはもとより、武家の惡しみ深き、赤松が方ざまの者どもなれば、實に奉公を望めるも其ことわりありとて、漸御許容の御けしき賜はりけり、されども大勢一同に參りては、猶御隔心あらむ事を憚りて、間島彦太郎、上月左近將監、中村彈正忠、同次郎、上野小次郎、平瀨彦左衞門尉、同小太郎、小谷與次等引分れて、兩宮の御在所に伺候し、其餘の者どもは、山中所々に打散ゑのび居て、なほも時をぞ待うかゞひける、かくて明る長祿元丁丑年十二月山中雪深かりければ、宮方のおこたりをうかがひて、夜懸にせむと云ひ合せて、同二日の夜一揆の者ども二手に分れて、密に兩宮の御在所へ打向ふ、まづ一手は大河内の御在所へ子の刻ばかりに行着て、密に御殿に忍び入て、丹生屋兄弟して尊秀王を害し奉り、中村彈正忠御頭を賜りぬ、（或は中村太郎四郎とも云り、）やがて神璽を取奉りて引退くところを、此宮の伺候人を始め、吉野十八鄕の者ども起立て追懸けり、寄手雪になづみて引かねけるを、伯母谷と云ふ處に追つめて、丹生屋兄弟、中村彈正忠、同太郎四郎等を討ころす、此時宮の伺候人、井口太郎左衞門と云ふ者、心はやく計らひて、再神璽を奪り返し奉りぬ、尊秀王の御頭をば雪に埋みて隱したりけるが、血に染みて玄るかりけるを見つけて、これも亦取返してけり、また河野谷へ向ひたる一手も、同じく夜半ばかりに、御在所に忍入て、間島彦太郎忠義王を捕へ奉り、上月左近將監御頭を賜はりて引退く、此時その宮方の者ども出合て、寄手八人討とりぬ、上月は遁げ退きけり、宮方には伺候人宇野大和守、高野山の智莊嚴院の弟子僧定順、また次郎太郎と云ふ者合せて四人討死せり、（以上上月記、赤松記、應仁別記、南方紀傳等參考、但し南方紀傳には、此時の御事を、同じ度のことゝして記したるはあやまりなり、）今吉野の山中高原村高峯山禰源寺に古碑二ッありて、一ッには一宮自天親王、一ッには二宮忠義大禪定門と誌したるが任とぞ、兩宮の御墓所にぞあるべき、

注この二碑の事を、大日本史には、有二古牌一記曰、一宮云々、二宮云々と記されたり、○巡狩錄附錄に、吉野の事書たるものに、今吉野に七保九箇村と云ふ處あり、其は東川村、西河村、大瀧村、寺尾村、入谷村、迫村、高原村、入知村、白屋村を云へり、此村々に寶物として、守護するものあり、宮の御兜赤銅金の筋あり、金の鍬形、金の龍頭、正平革の吹

衞門尉使を求て、三條內大臣藤原實量公の御內人になりて、こゝろばせをみえて仕へけるが、奉公のあひだ時を伺ひ、所願の趣より〳〵愁訴申ければ、內府然るべくおぼして、まづ密奏を經て後、武家に（將軍足利義成卿、後に義政と改め給ふ、）示し合せらる、武家よりも又內奏の旨ありけるを、ともに聞食入れたまひて、此度赤松が一族神璽の御事につきて、殊さらに忠節を盡し、其功を遂るに於ては、かれが一族並に家人等に至まで、嘉吉の罪惡をば免させ給ひ、其うへに赤松が家再與ありて、富樫次郎成春が闕所、加賀國河北石河兩郡に、備前國新田庄、出雲國宇賀庄、伊勢國高宮保等をも、恩賞として賜ふべきよし、內々綸旨を下されけり、武家よりも又內書と云ものを添て賜ひければ、赤松が黨類大に歡び、ます〳〵志をはげまし謀を定めて、康正二（丙午）年十二月廿日、一揆の着到を記して、大和路をさしてうちたちけり、其人々には、赤松が一族間島彥太郎を始として、上月左近將監滿吉、中村彈正忠貞友、同次郎、同五郎、同安禪房、衣笠某、丹生屋帶刀左衞門尉、弟同四郎左衞門尉、浦上右京亮、小河兵庫助、同七郎、石地兵庫助、同四郎、河高治部少輔、同又三郎、河勾五郎、村上源三郎、垂井次郎右衞門尉、木梨三郎、阿閉彌太郎、同太郎次郎、魚住主計助、同彥四郎、小寺藤兵衞入道性說、鳥居千代松丸が代上野小次郎、並に間島が被官平瀨彥左衞門尉、同小太郎、中村太郎四郎、中村彈正忠が被官小谷與次等なり、此ともがら心を合せ、まづ大和の宇智郡に入て、密に吉野の御ありさまをぞ窺ひける、其中に小寺性說は、同國越智の雜掌と定めて行向ひけり、さて其外に、依藤彌三郎は、播磨の三草山に出張し、堀兵庫助、明石修理亮二人は、京の雜掌として殘り留りにけり、かくて便宜を窺けるに、中村宗道、兵庫助（此二人、必上に記せる一揆着到の人々の中なるべけれど、何れ其ならむ、詳ならず、）心變じけるによりて、便を失へる事ありて、日數經るほどに、小谷與次姿をかへて忠阿彌と名のりて、とかくして大河內河野谷兩宮の御在所に參りて、間島彥太郎が事を、さきに將軍義敎公を弑したる罪によりて誅れたりし、赤松滿祐が弟左馬助敎祐が子なりと僞り、其ほか赤松が一族亡臣どもの、武家のおぼえよろしからざる輩の附隨たりとて、ひたすら兩宮への奉公を請望申けり、始のほどはかつて御許容なかりけるが、別心なきよし、さま〴〵に欺きこしらへて、數度懇に請ひ

可レ有ニ參詣一事」、一御劔」、一神馬」、右所願成就之時可レ有ニ其成敗一者也」、乙亥七月十八日」、忠義花押、熊野權現那智御寶殿前」、とありとぞ、此はかの色河一族に御書を賜ひたる同年の前月にて、是も乙亥と干支のみ記し給へるは、同じ御心おきてとぞきこえたる、これもまたおもひ合すべし、さて件の御願文を案(カンガ)ふるに、これも尊秀王のなるを、忠義王の奉りてものも給へるなり、當時那智わたりに、心よせ奉れるものゝ在けるによりて、殊さらに此神に御立願ありて、かつは御方人の心をも勵ましめ給へるなるべし、前に文安元年義有王牟婁の北山に坐して御企ありける事を、熊野本宮の者どもより、武家へ注進したりけるに、新宮那智のともがらは、其事無かりつるをもて疑ひたる事、上に記せるがごとし、おもひ合すべし、また上に擧たる色河氏の藏傳たる尊秀王の令書のほかに、色河兵衞尉盛氏、相ニ催一族一發ニ向紀州一、可レ致ニ軍忠一候也、天氣如レ此委レ之、十二月廿四日、左中將花押」、とある文書をも持りとぞ、これもかの乙亥年に、再下されたる令書ならむかともおもはるれど、そのかみ南方宮方に、官かけたる人々はきこえざれば、此は正しき前皇の御時のなるべし、又其ほかに建武延元興國の年の文書あり、其寫をよみ見るに、色河の一族等はやくより、南朝に忠心に仕奉りたりし趣にきこえたるが、御合體の後も、なほその宮方に心よせ奉りたりとぞきこえたる、

○さきに誅(ウタ)れし赤松滿祐が一族家人等の殘黨相議りて、此たび南方の宮々を討まゐらせ、いかにもして神璽を取返して奉りなば、それを功に嘉吉の罪を贖(アガナ)ひ、滿祐が弟、伊豫守義雅が子の性存入道が一子に、一松丸また二郎法師とて三歳になれるがあるを取立て、再赤松の家を興し、所領をも賜はらばやと云合せけり、さる中にも中村彈正忠貞友、石見太郎左衞門尉と云ふものなむ、もはら此事をはからひける、さるは此事は、既に公家武家より內々仰下されける旨のありけるとき、命だに捨むとせば宮々をば討まゐらせてむ、神璽を御恙なく取返し奉らむ事のおぼつかなければ其恐ありとて、辭し申たりしかど、今度さらにいひあはせて謀を定め、かつは所願の旨を述て、御許しを蒙らむとて、かくは云合せたるなりけり、かくて石見太郎左

降参せり、満祐を始あまた誅亡す、๋かるに満祐が二男、彦次郎教康は、教を則と書たる書多し、反逆の後、将軍義教の名字に同じきを悪て、書かへたるなるべし、父が旨をや受たりけむ、既く城を遁れ出て、伊勢國司北畠侍従源教顯朝臣に、相かたらふべき事ありとて、若黨十人ばかり具して、密に彼國へ到り、國司の館に行向ひけり、教顯朝臣はかねて南方に心よせ奉りたりけるが、思ふ處やありけむ、九月下旬教康並に若黨二人を斬て、其由を京へ注進し、又教康が頭を上送す、閏九月五日京に到着し、やがて獄門にぞ梟られける、

○康正元乙亥年、このごろ尊秀王令書をもて、御方をかたらひ給へる事あり、熊野の色河郷なる、色河左兵衛尉平盛氏が一族等に下されたる令書にいはく、色河郷郎先皇由緒之地也、其龍孫鳳輦已幸二大河內之行宮一也、早參二錦幡下一可レ致二軍功一、然者可レ有二恩賞一者也、天氣之趣如レ此矣、乙亥八月六日」、色河郷惣中」、忠義花押」、とぞなされける、こは尊義王の令を奉りたる趣にて、此忠義王の下したまへる書なり、此令書今もその色河の氏人の家に持傳ふとぞ、

注以上康富記、南方紀傳、嘉吉記、赤松物語、時房記、尊卑分脈、赤松系圖、南朝系圖、紀伊國牟婁郡色河村色河氏今稱二清水氏一所レ藏尊秀王令書、及建武延元文書等、上島下島南氏家牒、諸門跡譜、東寺補任等參考、

○按に、忠義王の令書に、先皇と書き給へるは、前の南朝の天皇たちの御事をさし、其龍孫云々とは、其皇孫と坐す尊秀王、いま大河內の宮に坐ます由なり、早參二錦幡下一云々、天氣之趣如レ此矣とは、前皇の御志を繼で、錦の御幡を揚て軍人を招し給ふ、速に宮方に參るべきよし、すべて皇儲てのまたへるなり、乙亥は事實を推考るに、康正元年に當れり、๋かれば本文に記せるごとし、嘉吉三癸亥年南方にて、私に天靖の年號を建たまひたりければ、此令書には天靖十三乙亥年と書せ給はまほしくおぼしたりけむが、๋かすがに南方私の年號なれば、世に聞知るべくもあらず、されど時の年號を用ひ給はむ事も、はたくちをしくて、干支のみをものし給ひけるなるべし、そもそも此御企もとより大義にそむきたる擧ながら、此宮のおもひつめたる眞意のほど、此令書の文にもあらはれて、いとあはれにぞきこゆるかし、又これも紀伊國那智山、實方院に藏傳たる、忠義王の御名署せる御願書に、立願之事」、一御遷宮之事」、一御領寄進之事」、一每年以二御代官一、

はしけるが、還俗して義有王(ヨシアリ)と名のり給ひ、尊秀王を助て、大和、河内、和泉わたりの浪人等をかたらひて、これも吉野の山奥に接きたる、紀伊國牟婁郡北山〔尊秀王の御在所の北山に接きたる地ときこゆ〕と云處に坐ましけるが、御旗を擧て、同國八幡城にたてこもり給ふ、〔南方紀傳に、忠義王のごとく記せるは誤なり、〕此由熊野本宮の者どもより、京への注進狀、八月五日に到來す、かゝる事あらむには、熊野三山相ともに注進すべきことなるを、新宮那智の者どもより、いまだ其事無きを思へば、事の實否おぼつかなし、もしは新宮那智の者共は、其宮方にもやなりたりけむなど、とりどり評議しあへるほど、いよいよ事實なる由聞えければ、武家大に驚き、管領畠山持國入道、紀伊の國人等に下知して、八幡城を攻させけり、然るに寄手利を失ひ、南方勝に乘る由聞えければ、重て細川出羽守を差加へて、勵しく攻ければ、兵ども防ぐに堪へず、つひに其城を棄(ステ)て、同國湯淺城にぞたて籠り給ひける、〔中間一年を經て、〕同年〔丙寅〕九月、畠山おのれが家人遊佐(ユザ)兵庫介、また宇都宮入道禪綱を差遣はして攻けれども、城方嚴く防ぎ戰ひて鋭く切て出ければ、寄手大に擊亂され、宇都宮は粉川寺に遁籠りけり、明る四〔丁卯〕年、遊佐宇都宮等、かさねて兵を聚め、力を盡して攻けるにぞ、十二月廿二日城竟に攻破られて、楠が弟二郎を始〔既に嘉吉元年比叡山の軍に討死せる次郎が弟ときこゆ、〕數多の兵討死し、義有王もこゝにてうしなはれ給ひにける、明る五〔戊辰〕年の正月十日、義有王の御頭を京へ上送す、まづ莊嚴寺に〔此寺高辻堀川と、油小路との間の北頬にありと云へり、〕置奉りて、畠山より奏聞す、年始に當りて、御敵の頭到來せること珍重なりとて、卽日内裡に參賀の人々少からず、中には御太刀等を獻りたる人人も有けり、かくて朝敵の頭なれば、公家へ渡さるべしとて、其式を以て、同廿七日畠山某が子某、烏帽子直垂着て、侍廿騎召具し、かの寺の門外に立合て判官に渡す、判官坂上明世、大石維弘、これを受取まゐらせぬ、されども宮方の御事なれば、うちまかせて朝敵に准らふべからざるよし議定ありて、大路をば渡されず、まして獄門にはかけられざりけり、

○こゝに去ぬる嘉吉元年六月廿四日、赤松大膳大夫源滿祐入道性具、將軍足利義敎公を弑し、一族家人等を相倶ひて都を逃下り、弟伊豫守義雅が播磨國木山(キノヤマ)ノ城に入てたてこもりけるを、武家綸旨を奉りて、討手をさし遣はし、八月に城を攻落し、〔これより前、赤松義雅、同彦五郎三百騎を率て〕

また是日さきに比叡山にて、生虜たる兵ども五十四人、（或は五十三人、又四十餘人とも、）又六條河原に引出して首を斬る、又さきに日野有光卿の息參議右大辨資親卿を、管領に仰て召問れけるに、父の企かつて知らざる由陳じ申されけれども、父子の間のがれがたければ、遠流せらるるよし披露ありけるが、これも今日侍所の沙汰として、九條高倉わたりにてうしなひ申しけり、（或は八條河原、又は六條河原とも、）さてまた過にし廿三日、內裡に御事ありける夜の事なりけり、伊勢大神宮の（內外いづれの大宮なりしにか、詳には記し傳へざれど、うちまかせてかく記せるは、內宮のかたなるべくきこゆ、）櫪（イタガヒ）の御馬はなれ出て、馳廻り汗を流し、又鞍おきたるあと見えて、御厩に歸り入たる由、神官より次第の奏狀、不日に到來せり、神慮たのみありとぞ、人みな云あへりける、

注以上太平記、同異本、後崇光院御記、管見記、續神皇正統記、天地根元歷代圖、護正院文書、椿葉記、櫻雲記、薩戒記、南方紀傳、紹運錄、倭漢合運、皇年代略記、同裏書、日野系圖、楠系圖、東寺補任、東寺王代記、諸門跡譜、足利官位記、朝倉氏傳來鞍作書等參考、

さて又南方宮方の者どもは、比叡山より大和國へ引退き、再吉野わたりの者どもと相謀りて、尊秀王に神璽を奉り、私に天子と稱し、或は南方新皇、また自天大王など稱し參らせて、吉野の山奥なる北山庄大河內と云ふ所に御在所を搆へ、北山宮と稱し、又北山殿とも南方一宮とも稱して仕奉る、また尊義王の第二御子に、忠義王（尊秀王の御弟）とておはしましけるを、彼大河內の御在所より、山中八里ばかり隔りたる、河野谷と云ふ山中を（今神野谷村といへりとぞ）御在所として、河野宮と稱し、又南方二宮とも申て守護しまゐらせけり、かくて是年この宮方の私に年號をたて丶、天靖元年となむいひける、（此時南方宮に奉仕りたりける、上島氏、下島氏の家牒に、天靖元年云々、北朝嘉吉三年とあり、）

○明る文安元（甲子）年、後村上天皇第六皇子、上野大守說成親王の

注上野宮とも稱し、のちに護性院宮とも稱せり、太平記に、比叡山の僧房に、此院號見えたり、其院を知召たりけるにや、諸門跡譜に五常院と書たるも、此宮の御事なるに、字の違たるは、音をかりて然も書たるなるべし、唐樂に五常樂とてある常字を、清みて唱ならへる例あり、

御子に、前圓滿院門主大僧正圓悟（或は圓胤）法親王と申てお

れに御遁れありて、伏見殿一條東洞院の東南に在る御所烏丸殿北小路萬里小路の御所なり等に遷坐ましけり、同廿六日主上伏見殿に遷御ありて假皇居に定給ひ、後宮皇子方も御同殿にぞ坐ましける、

注伏見殿と申は、前の上皇の舊院なりけるを、主上の御父貞成親王に進り給へる御所也、此假皇居におはしませる間、文安四年此親王に、太上天皇の尊號を奉り給へり、御諡を後崇光院と稱し奉る御事なり、さて此時に土御門の内裡炎上たりしかば、中間十二年この御所を假皇居と定め給ひ、康正二年に内裡新造成就て、七月廿日還幸ましましき、

さてまた南方宮方は、比叡山の中堂にたて籠りて、山門の僧徒をかたらひけれどもさらに從はず、さるほどに京方の軍兵はせ向ひて攻けるに、僧徒もこれに加はりて、かへりて共に攻ければ、同廿五日つひに中堂を攻落されて、日野有光卿、楠、越智等を始あまた討れ、或は自害して、尊義王もうしなはれ給ひにけり、東寺補任に、大將は南方高秀也、頭取レ之、と書せるは尊義王の御事をまがへたるなり、されども殘黨等尊秀王を守護奉り、神璽を擁りて、大和をさして落行きぬ、さて又かの寶劔にまがへて奪りたりける御劔をば、清水寺の堂中に遺しおき、一紙の狀を副て、今大内の三種の神器にて候、返し申され候べく候、わろくせられ候はゞ罰あたり候べく候、とぞ書たりける、寺僧心月房これを見つけて、廿七日に武家へ出しければ、翌る廿八日の夜、管領畠山左衛門督持國をもて奏聞して、假皇居に還納め奉る、明德の神器御歸座の例なりとて、其式をぞ行はれける、

注按に此時御歸座と稱へる御劔は、上にいはゆる寶劔の錦の袋に取かへて、入れさせ給へる鞘卷繪の御太刀なり、寄手眞の御物ならぬ事を知りて、これを奪り行りたらむには、欺れすましたりと思はれむ事を惡ひて遺しおき、なほその欺れざる由を顯らせむ心しらびして、わざと然書て添たるものなり、しかれば神器御歸座の式行はるべくもあらぬ御事なるを、其當時世の疑を晴けさせむための御謀ひなること決し、さてまた皇年代略記裏書に、此時神璽寶劔紛失と記して、後長祿二年に神璽歸洛の事を記せり、然ては寶劔は失給へるがごときこえて、ゆゝしく畏し、前に寶劔をも紛失と記せるは誤なり、

京に在りて密に示し合せ給ひけり、かくて南方宮方の軍兵三百人ばかり、密に京へしのび入りて、九月廿三日の夜半に內裡に（土御門に在）襲よせて、西門より切て入る、一手は楠次郎將となりて清涼殿に昇り、一手は越智某將となりて局町より打入りて、打火をはなちて切て廻る、此時有光卿も相加はり給ひけり、をりふし禁中人すくなかりければ、殿上に亂入りて、思ふ儘にぞふるまひける、さるほどに其軍兵の中より、長刀を打振りて、主上に近付奉る者ありけるが、忽目眩れたるさまにて、をどりのきて倒れける所へ、親長季實と云ふ者はせ參り、御前に立ふさがり、太刀を拔て敵を切はらひ防ぎけるあひだに、主上は御冠を脱かせたまひ、女房の姿に御ひきつくろひありて、御徒よりしのびて、唐門をのがれ出させ給ふ、親長は敵にかけ隔られ、季實ひとりぞ御供には仕奉りける、この時主上御心とく、御みづから寶劍を錦の袋より取出し、鞘卷繪の御太刀の布の袋に入かへて持せ給ひ、さて寶劍の入りたりける錦の袋には、かの鞘卷繪の御太刀を入れて、わざと殘し置せ給ひにけり、かくて典侍は神璽を執りたてまつり、又その殘し置せ給へる御太刀をも取持て、遁れ出るところを、寄手見つけて共に奪ひとり、また內侍所をも奪ひとり奉りてけり、かくふるまひて、出さまに神寶をば取奉りぬ、はやく火を懸よとよばはりて、やがて清涼殿に火を放ちてぞ退ける、此時におよびて、內裏警固の武士共、おひ〱に馳參りて、退く寄手を、追討に五十三人うちとりぬ、內侍所は御辛櫃ながら、取奉りて出るところを、東門の役人、佐々木黑田判官が手に守返し奉りぬ、かくて寄手は比叡山に引上り、中堂にたてこもり居て、牒送して、今度南方の宮を取立奉るに依て、內裏に推參したりとて、事の由をぞ申しける、さてまたさきに主上は危きところを御のがれありて、密に裏辻中將某の家に立よらせ給ひ、やがて廣橋中納言綱光卿の家に徙らせ給ひ、また其處より御しのびの腰輿に御して、近衞前關白忠嗣公の第にぞ入らせたまひにける、されども騷動の間にて、人皆いまだ御在所を知るものなかりき、かくて內侍所は、三條殿（右大臣實量卿なるべし）より奏聞ありて、やがて近衞殿の御在所に遷御なし奉らる、これより主上の御在所を人みな知り奉りて、此彼より馳參りてぞ仕奉りける、國母准后皇子たちも、別れ別

もすゑの露もとのゑつくのかゝるためしぞ」、「夢のうちに宮この秋のはてはみつこゝろは西にあり明の月」、永享元九月廿三日、楠木五郎左衞門尉光正常泉」、見物人河原充滿、自二南都一御使立急可レ斬之由被レ仰、其形僧也、頌歌等天下美談也、楠木首四塚被レ懸云々、と記させ給へり、今按に光正が事、件の御記をおきては書どもに見あたらず、世にある系圖にも見えず、正儀主の子か孫などにや有けむ、さて此は去年の正長元年七月七日稱光天皇崩給ひ、同月廿八日後花園天皇踐祚し給ひ、またさきに應永卅二年將軍義量卿薨られて、嗣子義敎公中間三年を經て、是年の九月十五日將軍宣下あり、同月廿二日春日參詣として、首途し給へる時の事に當れり、時のさまをうかゞひて、宮方の黨類陰（ヒソカニ）軍を催し、南都わたりに待儲けて、義敎公を討むとせるが、露顯たるなるべし、然るに光正が頌に、依二小人虛詐一成二大謗高譽一、などいへるは、なほ其黨類の隱謀のあらはれむ事をおそれて、わざと然は知らずがほなる頌を作れるものなるべし、

かくて嘉吉三癸亥年におよびて、（かの明德三年より、五十二年に當り、稱光天皇の崩御ありつる、正長元年より十六年に當れり、）楠次郎某、（記錄ども字のみ記して名を記さず、楠氏系圖を按るに、正儀朝臣の二男に二郎正元、三男二郎左衞門正秀、其子に二郎左衞門正盛大饗西法入道と稱へる由みゆ、これらの中にや、いづれにも正儀主の子か孫なるべし、）大和の越智某等をはじめ、吉野十津川河內紀伊國の者共をかたらひて、小倉宮の第二の御子尊義王、又其王の第一の御子に、尊秀王と申ておはしけるを取立まゐらせ、尊秀王を南方宮と稱し、御父尊義王をば太上天皇と尊稱して、

注按に、尊義王は南山巡狩錄附錄に、椿葉記、櫻雲記を參へ考て、萬壽寺宮空因と申たる御方の還俗し給へる御事なり、といはれたるがごとし、續神皇正統記に、南朝の皇胤萬壽寺の僧といひ、護正院文書に、萬壽寺僧金藏主といひ、天地根元歷代圖に、南帝の一族金藏主を、既に太上皇帝となせる由いへるも、此宮の御事なり、また後崇光院御記に、此時の事にかけて、南方謀叛、大將源尊秀と記し給へるこれなり、東寺補任にも大將は南方高秀也と記せり、

舊の南朝の皇統に復（カヘ）し奉らむとぞ企ける、（將軍足利義勝朝臣、今年七月二十一日、十歲にて卒り、同廿三日弟義政、其時は義成とて、八歲にて嗣立ありし頃の事なり、）公家には、日野一位入道藤原有光卿（南方記傳には、日野東洞院一品有親、と云へり）同意して、

八月廿九日、後小松天皇、皇子躬仁親王の、僅に十二歳にならせ給ふに、御位を讓らせ給ふ、これ稱光天皇の御事なり、（後龜山天皇吉野より還幸坐まして、御和合御讓位の義とゝのへ給へる明德三年より、十年に當れる、應永八年三月降誕ましく〳〵、同十八年十一月、十一歳にて、親王になされ賜へりき、）こはかねての重き御契約を違へ給ひたる御事なれば、南方の宮々をはじめ武士ども、また更に憤る事大かたならず、さるほどに同卅一年四月十二日、後龜山天皇崩り給ひにき、（明德三年より卅三年、）その後正長元年（戊申）七月廿日、稱光天皇崩り坐して、（在位十六年）皇子おはしまさゞりければ、此度こそ御契約のごとく、後龜山天皇の第二皇子小倉宮、御位を繼ぎ給ふべけれ、さらずば此宮の御子もおはしませばとたのみありておもひたるに、又しも武家の計らひとして、殊さらに持明院殿の御支流（ミスヱ）をたづねて、伏見宮貞成親王の第一宮のわづかに十にならせ給ふを取立參らせ、後小松天皇の御養子とし給ひて、親王にだにせさせ給はぬを、同廿八日たゞちに御位に卽け奉られにき、是後花園天皇の御事なり、

注此時小倉宮、安からずおもほしめし、御子尊義王を御位に卽け給はむ御慮にて、其御子を牽て伊勢國に下り、國司北畠ノ滿雅朝臣と謀りて、軍を起し給ひしかど、滿雅朝臣討死せられたりければ、力なく御和睦ありて、御父子再嵯峨に歸り給ひぬ、さて其御子某王は、後に勸修寺に御入室ありて、敎尊（ナ）と申し、大僧正に任され給へりき、

かくかさね〴〵思ひの外なる御事どもなりければ、南方の宮々、其方ざまの武士の輩望を失ひ、ますます深く憤りて、いかにもして足利の輩の武家を亡し、舊の南朝の宮方を取立奉り、後醍醐天皇の叡念をとほし奉らむと、ことさらに思ひおこして、時の至るをぞ待うかがひける、

注永享元年の後崇光院御記、九月十八日の條に、楠木（僧體也、俗名五郎左衛門尉光正、）被召捕上洛、此間南都忍居、室町殿御下向爲伺申云々、筒井搦取高名也、爲天下珍重也、廿四日の條に、先日被召捕、楠木今夕於六條河原被刎首、侍所（赤松）所司代六七百人、取圍斬之、（切手魚スミ）其體尋常被斬、先召寄硯紙作頌、幸哉依小人虛詐、成大謀高擧、珍重々々」、不來不去楠眞空、萬物乾坤皆一同、卽是甚深無二法、秋霜三尺斬西風」、「なか月やすゑ野の原の草のうへに身のよそならてきゆる露かな」、「我のみかたか秋の世

和睦御合體あるべきよし聞召いれ給ひにけり、これによりて同年十月廿八日、後龜山天皇吉野賀名生の行宮を出たゝせ給ひて、閏十月二日、都へ還幸ましましけり、されども内裡には入らせ給はず、即日洛外に出給ひ、嵯峨の大覺寺殿に渡御坐ましけり、かくて同五日御契約のごとく、後小松天皇に御讓位の義を以て、神器を御讓渡ありて、

注此時大内義弘奉りて、御輿長十八、駕輿丁卅五人を率て參り、神器を迎たてまつりける由、有職抄に引たる、大外記師量記に見えたり、又神器を授り給へるによりて、上卿日野新大納言藤原資教卿、參議平ノ知輔朝臣奉にて、御鎭座の儀を行ひ給ひ、三箇日御神樂を獻られたる由、東寺王代記に載せり、

即その大覺寺殿を仙居と定めさせ給ひぬ、これより新院と稱し奉らる、かくても年號は、既に北朝ときこえける時建られたりつる明德三年を、其まゝに行ひ給ひき、其後中間一年應永元甲戌年二月廿三日、新院に太上天皇の尊號を上らる、そもそもかく御和睦御合體の御事、さらに御本意にはあらざれども、南朝の皇威漸に衰へさせ給ひけるをりから、北朝方の武家をはじめさまざまにこしらへて請奏せるによりて、止事得たまはぬ亂世のさまにしたがひ給ひ、かつは天下の萬民のために、深き叡慮坐まし、御事なるべけれど、其はじめをふかく推はかり思ひ奉れば、ひとへに、ひさかたの、天照坐す大御神の、大御慮にこそはありしなるべけれ、しかはあれど、吉野の前朝より、父祖代々大義を重し、忠心なりつる武士等は、なほ其憤はれがたく、かつは武家の謀計によりて、御和合の事に及びたりけむ、といふかひなく、口をしき事に思ふ心の深かりければ、其御方ざまの宮々を申とゞめまゐらせて、猶吉野わたりに潛り仕奉りて、世のありさまをなむ候ひける、然るに武家はますます威權を恣に振ひて、上皇を始奉り、南方の宮々を蔑如にしまゐらせ、そのかみ、南朝の王子たちの、あくがれておはしませるを、南方宮と申し、その宮たちに、心よせて仕へまつれるものどもを、南方の人といへり、何よりも重き御契約に違ひて、上皇の皇子を立太子の御事もなく、また其方ざまの武士をばあるにもあられず、なほ仇敵のごとくにさへもてなしければ、宮々も御憤あり、武士どもゝいよゝ怒を益して、ともすれば宮たちをとり立奉らむ、と企つる意の止難かりつるほど、武家より計らひ奏すに依て、應永十九年

てありけるは、前に比叡山の軍に武家に隨ひけるによりて、父の勘當を受てありけるが、父の忠勤に耻て、後に吉野に參りけるを、母その不義を惡みて、やがて逐ひ返しけるよし記せり、さて此身人部といふは、いま御隨心にて、家號を水口と稱ふ、其が古き家譜に書記せる趣なり、但し日野資朝卿は、前に元弘二年佐渡國にて失なはれ給へる由、書どもに見えたるを、此家譜に然記せるは、もし實はよくこしらへて、佐渡を遁れ出おはして、此時の御供仕奉り給ひたりしにや、さらずば御子資光卿なりけるを、父の御名に混へて謬り語り傳へたりしにはあらざるか、さて又上件の御事は、いともかしこき御祕事にして、世にきこゆべくもあらざれば、書どもに記し傳へざりけるは然ることなるを、たまたまさるよしありて、身人部の家譜に記し傳へたるものなりけり、しかれば今あらはし申さむ事は、いとかしこきわざながら、かゝるめでたき大御世にありて、そのかみの御事を、かしこくもおもひやり奉るあまりに、書添へつ、あなかしこ、

後村上天皇、後龜山天皇の三代かけて、行宮に御在坐て皇統知食る、事五十七年に當れる、元中九（壬申）年におよびて、既に足利がはからひにて京に取立置奉りつる、北朝と稱す御すぢにておはしましける、後小松帝と御和睦あらむ事を、武家御中とりて、（當時武家將軍足利義滿）大内介多々良義弘をして請奏し奉りけり、さるは前に後嵯峨天皇の御おきてにて在來しごとく、此後大覺寺殿と持明院殿との御流、かはるがはる御世を知食るべし、

【注】大覺寺殿と申は、後宇多天皇の御別號にて、後醍醐天皇すなはちその第二の皇子に坐ましき、持明院殿と申は、伏見天皇の御別號にて、北朝の帝すなはち其御流なり、さて後宇多天皇は龜山天皇の皇子に坐し、伏見天皇は後深草天皇の皇子に坐して、ともに後嵯峨天皇の皇孫に坐ましき、

しかれば此たびは皇子を（後龜山天皇のなり）御養君として、太子に立進らせらるべきなり、いかで都に遷幸ありて、北朝の今のみかど（後小松帝）に御讓位の義をもて、神器を御讓渡し給はむには、即ち先皇の禮をもて、尊號を奉らるべし、又吉野十津川の御領以前のごとく知食るべしとの御事なりければ、其旨かたく御契約のうへ、御

附言

此書もとはこれかれの書どもの中より抄出て其本文のまゝに擧ぐべく記し始つれどさては事の次第前後入くみて事實とほりて通えがたくまた兩説あることは此彼考へ合せて謬説と玄るきはすてゝ正説ときこゆるかたをとれる事のあるをくはしくことわり注さむにはかへりてまぎらはしきがうへにまたゝかなる卷ともなりぬべければはらふくるゝこゝちするかたもあれどそはおもひとゞまりてさらに約にえらびて書とゝのへたるなりさて其本書どもの記しざま此と彼と精きと粗きとのたがひありまた文體もとり〴〵なるをもはら事實をたがへじとつとめて書つゞりたればおのづから意詞の足らはぬところ〴〵おほくいできて口づつなる文となれることすくなからねどすべて推量言を加へざればさてあるなりかくて引書の名をば處々に集めて證し注せりされど事のさまによりては直に其書を引て記せる所もありかくて今より後他書どもに見出たる事あらむにはつぎ〳〵に書加へてむ

殘櫻記上

伴信友稿

延元元年十二月廿一日、後醍醐天皇、武臣足利尊氏が暴逆を避給ひ、神器を奉て、吉野の行宮に遷幸坐ましゝより、世に南朝と稱し奉り、

注身人部氏家譜に、此遷幸の時御途のほどの害をあやぶませ給ひ、密に、日野資朝卿、身人部阿波守信秀が子、石見守清鷹におほせて、神器を擬作しめて、假に大御身に隨へさせ給ひ、眞の三種の神器をば、比叡山横川の經藏に深く隱藏め置せ給ひけるを、明る延元二年三月五日、資朝卿、清鷹、また清鷹が妻と女子とを隨へて、潜に神器を守護奉り、石山越を吉野へ參向ふ、しかるに、清鷹去年比叡山の軍の時、左の股に受たりける矢疵の腦發りて、同十日山中にて卒りにき、これより資朝卿、かの二人の女を隨へて、同十三日吉野の行宮に恙なく參着き、神器を捧奉り給ひき、此功によりて清鷹が女を、新内侍といふになされけり、また清鷹が男に清光と

殘櫻記

よき人のよしとよく見てよしといひし芳野の山のかり宮にあしと名にたつ足利があらひを避けおはしまして天つ日嗣しろしめして三代のみかどの古事はしもいそのかみふるき書どもに櫻花ちりぼひて見えたれど岩ね木ねたち言とふばかりに五月蠅なすさやげる世人の言の塵にうづもりてたかき木ずゑの花の色香は霞がくれにおぼほしくかきまぎれてのみきこゆるをそれわきためたる書しなければいかでとおもひ立て書よむごとに心とゞめて見るとはすれどをざさたかゞや道もなきまで生ひほびこりたるに山踏のふみなづみこのもかのもにしをり玄つゝ分まよひてありつるに江戸のみかどの御さふらひ大草の公弼ぬしいちはやくさる方におもひ起してすでに南山巡狩錄といふ書にかきとゝのへられたるを得たるぞうれしきや其はあらたまの年月をいそしみて多くの書のあるが中よりみ芳野のよし野の宮の古事どもをよく見てよくえらびよくかむがへたるよき書にしてまことによき人のしわざになむありけるかくてそが中の附錄といふに後龜山天皇その芳野の行宮より平安の都に還幸りましてさきに北朝と稱しつる後小松帝に天つ日嗣讓らせたまひすなはち神寶を授給ひつれどなほ日嗣の皇太子の御事をはじめありし御契約に違はせ給へる事どもの多かりしかば芳野の前の天皇の王子たちをはじめ其方ざまの武士どもの世々に憤深かりしありさまをも書そへられたる中に嘉吉三年といふとしより玄ばし神璽に御事ありつることはいともゆゝしき禍事の極にこそありしかさるはかゝりごもの亂れにみだれたる世中なりければ殊に記せる書も委しからずくもり夜のおぼほしく紛らはしければにやいまだ考えらへる事のとゝのひがたくおもはるゝ事もうちまじりてくちをしきに近きころ或さかしら人ありてかのときの神璽の御ゆくへをいとまぎらはしきかたに云ひなせりとかあなゆゝしあなかしこかれ今かの附錄に引れたる本つ書にもとづきまた見のこされたる他書どもを考へそへて更にえらびてかくは記しこゝろみたるなり猶見のこしたる書の多かるべくはた考へ得ざる事も多からめとえたへずてなむ後見む人あらば猶よく見てよくえらびとゝのへてよ

子の繼々うごきなく、天の下を守護給ひ、大御政あづかりまをし、おこなひ給へる御事よ、これはた天照座大御神の大御慮(オホミコヽロ)にて、たへに尊き御事なるべく、かへすがへすもめでたく思ひ給へらるゝあまりに、ひとりごとするになむ、あなかしこ、

右松迺藤靡一册故伴信友翁遺稿也往日借得故主税少屬藤原輝實所令謄寫之本令雇筆寫了而熟按之非成熟之稿今就以彼翁手澤之稿本村瀬光利先年所書寫令課同人書寫之手自加挍頗精選者也矣

慶應三十一十六　清臣

攝政、つねの御世には關白といふに補さるゝ、うごきなき例となり、后妃も多くは其方ざまより、奉らるる例のことゝなりて、其職の重きに御ゆかりの勢さへそひて、威權のみ甚しかりつるが、かへりてその威權のために、天皇の御稜威はやうやくにおとろへ給ひて、世の中穩ならず、つひには甚じき亂世とぞなれりける、しかるに豐臣秀吉公その亂世のあらぶるものどもを、よく謀りて伐平げ服へて、朝廷をも崇め給へる功績によりて、遂に關白と爲され給ひけり、此公もまことは、後奈良院の帝の御おとしだねなりとぞきこえ給へる、かくてその養子秀次公をさへに、相繼て關白に補されたるは、ためしなき御事なりき、しかるに秀次公故ありて後は、また舊のごとく藤原の氏人を補さるゝ事とはなりにけり、さて秀吉公の功績もさる事ながら、天の下の亂は、もはら二荒山の神御祖命ぞ、まことにめでたく泰平に治め奉り給ひたける、さるは始より朝廷の衰へ給ひたりしを畏み給ひ、いかで世の亂を治めて、その御微をもて興じ奉りたまはむの、いと忠やかなる御志をたて給ひ、いさをしく仕奉り給ひて、つひに御本意のごとくになむ、安らけき大御世と治め奉り給ひたりける、故朝廷にしては、またなく褒美あげ給ひて、高き御位を授給ひ、征夷大將軍といふ職に補して、その御稜威もて、天の下の大御政をあづかりまをし、行ひ給ふべき勅命ありけるに事始め給ひて、江戸の大城を遠朝廷とさだめ、武士の八十伴の雄をあともひて、御子の繼々天の下を守護給へば、御代々々の天皇は現御神と、平安の大宮にとこしへに鎭り坐しまし、其大御許には、宮人たちの衰へ給へるをもておこし、舊の如く藤原の公卿たちの中より、關白に備はり給へるを始にて、いともうや／＼しく、世々に仕奉らしめ給ひ、廢たりしめでたき儀式をも、昔の例を尋ねて、次々に興したまひて、かく上つ代にも例なきまで、足らひにたらひたるめでたき、大御世と治りとゝのひたる時にあひて、ますます天皇の尊く坐ますことわりも、天つ日繼の堅磐に常石に榮えますべき、天照坐大御神の神勅の靈驗も、また更にいちじろくおもひ給へられて、畏しとも尊しともいはむは、中々なる御事にぞありける、さてゑかいそしくめでたく仕奉り給ひし、二荒山の神御祖命は、清和天皇の正しき御裔におはしまして、御

も訓り、神代紀に、枝葉扶疏とよめるは、玉篇に扶疏木四布也と注へる義なり、疏は踈と通ふ字なり、尚書禹貢に、草繇木條、孔安國云繇は茂也、と訓るモシもこれなり、古本古語拾遺に、蕃茂ともよめり、

【注】また應神紀に、蓊蔚ともよめり、此二字毛詩の曹風の詩句にもありて、草木盛多之貌と注せり、又遊仙窟に、蓊茸、注に、林樹盛貌、また古文眞寶秋聲賦に、豐草綠々而爭レ茂とよみ、文選、白氏文集などにも、茂字を然よめり、茂き茂く、また茂し、茂す、茂せりなど活く言なり、將門記の古本に、蘭花欲レ茂秋風敗レ之ともよめり、かく此言をとりならべて考るに、本言はムシなるを、後世には多くモシといへりとぞきこゆる、モシと云ふ言詞に、たま〳〵茂の字の音の似たるをもて、字音ならむとおもひまがふべからず、さて今この公の名の唱をわきまへ定むとて、かくまで言の例など引出て論ふべきにはあらねど、此言今の世にあまねからず混はしければ、己が考たる趣を、因にこゝに書しるしつ、

かくて公の名には、ムシと云ふシを、チに通はして武智と唱へるにて、人の名の字に、茂また蔚をモチと訓るも、色葉字類抄、姓名錄抄等に見えたり、モシのシを、チに通はし云へると同じ例にて、もとのねざしのたゞならぬ、藤原氏の末葉かけて茂榮ゆべき嘉言もて、名づけ給へるにぞあるべき、

【注】武智の字を用ひ給へるも、不二比等一の例にて、字をも擇び給へるなるべし、また延喜の大中臣本系帳清麻呂公の譜に、神護元年の詔曰、清麻呂其心如レ名、累奉二神祇官一、朕見レ之誠有レ嘉焉、是以授二從三位一と見えたり、こはもとより清と號へる名なるを、さらに嘉言に稱へ賜ひたるにて、そのいはれは異なれど、言の義をとりて人の名稱に著くるこゝろばえは同じさまなり、

文政十三年五月十五日

今竊にかく記し畢へて、謹ておもへらく、天智天皇の御落胤を、鎌足公の子と爲させ給へる、不比等公の後の藤原氏の氏びとはしも、むくさかにさかえ蕃息りて、御世々々に時めき給へる公卿はた多かりける中に、清和天皇の御世忠仁公に始りて、幼主の御時には

たりしなるべし、さるは天武天皇大和を宮所とせさせ給へるによりて、畿内の地を選びて、不比等公のはからひ給ひたりしなるべし、さてその碑文製れる沙吒昭明は、天智紀十年正月の條に、是月以二大錦下一授二佐平余自信沙宅紹明一、法官大輔、また懐風藻大友皇太子の傳に、年二十三立爲二皇太子一、廣延二學士沙宅紹明某々等一以爲二賓客一、また天武紀に、二年閏六月乙酉朔庚寅、大錦下百濟沙宅昭明卒、爲レ人聰明叡智、時稱二秀才一、於レ是天皇驚之、降レ恩以贈二外小紫位一、重賜二本國大佐平位一、など見えたる人なり、また天智紀八年十月辛酉、鎌足公薨の下の分注に、日本世記曰、內大臣春秋五十薨二于私第一、遷殯二於山南一云々、碑曰、五十有六而薨、とある碑、すなはちかの昭明が製文の碑なるべし、但し此分注は、後人の書加へたるものとみえたれど、古本どもにもみなあれば、こは古き事にてはあるなり、この碑いま存在る事をきかず、多武峰の古き緣起の類にも載ざるをもておもふに、初め公を山階に葬りたる時に建たるまゝにて、改葬の地には遷されざりけむ、しからば山階なる舊の墓所の邊に、埋れ亡せたるなるべし、また因に云ふ、武智麻呂公傳に、藤原左大臣、諱武智麻呂云々、義取二茂榮一、故爲レ名焉、とある義に據て考るに、武智は字音のまゝに、牟智と唱へて茂しといふと同言なり、其は萬葉集に、「水傳ふ磯のうらまの岩つゝし木丘開道をまた見なむかも」、とある木丘これなり、

注木字の呉音ムクなるを、牟の音に用たるなり、其本音は和名抄も、木欒子を和名無久禮邇之乃木とよみ、また古書どもに、木蘭地をむくらんぢと書るなどこれなり、牟の音とせるは、枕草紙(春曙二十木工のぞう)に、木工頭をむくのかみといひ、延喜式、江次第、職原抄等の古訓に、木工をムクとよめる例なり、さて木字の呉音ムクなる由は、予がこの考によりて、僧義門が委しく考たる說あり、

また續紀に載られたる詔詞に、吾子爾佐太加爾、牟俱佐加爾、無過事授賜、また四方食國乃、年實牟俱佐加爾得在、とある牟俱佐加を、鈴屋翁の茂榮の意ときこゆ云々、と彼解に說はれたるは、まことに當れる考にて、詔詞に、吾子爾佐太加爾、牟俱佐加爾云々、と詔へると、公の名の茂榮と其義もはら同じ、翁の牟俱佐加の義を解て、茂榮と注されたる字さへに、おのづから符合ひたるは、あやしきまでになむある、さて其ムをモに通はし云へる例は、まづ色葉字類抄に、茂卉木茂盛也、モシ、また蕤草茂也、モシ、と見え、又顯宗紀に、厥功茂焉と

孫々子々、恒爲二耳目一、上安下泰、鬼神和睦、乃國乃家、爰勞爰戮、忠貞籍甚、其人如レ玉、と書畢へたり、さて件の文に、（豊成公の復任の事を載せず、押勝が事をいへり、）任（仕イ）至二大師一爵入二從一位一、と記せるによりて、これを續紀に撿ふるに、押勝天平寶字四年正月四日、從二位より從一位に敍され、即日大師の官を賜はり、同六年二月朔、正一位に敍されたりけるを、同八年九月十八日、謀反によりて誅はれ、豊成公は右大臣に復任されき、（同月廿九日、勅曰、逆臣仲麻呂奏二右大臣藤原朝臣豊成不忠一、故郎左降、今既知二讒詐一、復二其官位一云々、）然れば此傳は、押勝が從一位大師の時に作れるものにして、天平寶字四年の正月中旬より、同六年の正月までの間に書たるものなる事明らかなり、押勝大師に至て權威盛なる頃、みづから鎌足公の傳を撰び記して、これを上卷とし、（續紀押勝が傳に、率性聰敏略渉二書記一と見ゆ、）僧延慶に命て、父武智麻呂公の傳を撰び作しめ、はた己が傳をも記し加へしめたるを、下卷としたるに、延慶が諂諛て、押勝が贊辭をも作り加へたる者なりけり、（押勝が人がらをもて推察ふるに、おのれ大師の官を極めたるを歡びて家傳を作り、因に己が榮達を書載せ、且は豊成公左降の事をうべ〳〵しく書載て、己が讒奏したりし事を隱して、後世を欺かむとしたるものなるべし、）扨この延慶が事を、續紀に、天平寶字二年八月辛丑、外從五位下僧延慶、以二形異一於レ俗、辭二其爵位一、詔許レ之、其位祿位田者有レ勅不レ收、と見えたり、（元亨釋書の資治表にも此事を擧て、傳に延慶法師有二時望一、授二朝散大夫一、而賜二封田一、慶辭二爵封一、帝許レ辭不レ許レ封云々、知達が僊崇に、延慶は大安寺僧也と注へり、）また上卷鎌足公の傳の尾に、有二二子貞惠史一、倶別在レ傳といへり、其二人の傳は、家傳の中卷にて在しが、缺逸て今世に傳はらざるにか、また然は書置つれど、いまだ撰び畢へざるほどに、誅はれて果さゞりしにてもあるべし、貞惠の傳はいかにもあれ、鎌足公の胤子とある不比等公を除きて、武智麻呂公のをものすべきにあらず、さて貞惠は幼き時僧になり入唐して、鎌足公の薨り給へる後に歸朝して、公の遺骸を阿威山より多武峯に遷し葬め、其地に寺を建て卒りし由、古記どもに見えたり、然るに其改葬の事を、公の傳に載せざるはいかなる事にか、もしは貞惠の傳に記すべくものして、公の傳には載ざりしにもぞあるべき、また鎌足公の傳に、薨二于淡海之第一、時年五十有六云々、因二其遺言一云云、葬二於山階精舍一云々、百濟人小紫沙吒昭明、才思穎拔、文章冠レ世、傷二令名不レ傳賢德空沒一、仍製二碑文一今在二別卷一、といへり、山階精舍は上に引出たる如く、多武峯縁起に、於二山階陶原家一始立二精舍一と見えたり、貞惠の歸朝せる頃、既に攝津國阿威山に改葬られ

して、大枝の枝字を江と改られたる事、三代實錄に見えたり、さて其表文に、望請不敢改稱謂、但將以枝字爲江、然則一門危樹不鳴柯而永春、千里大江不辭海而無盡、と云へり、己が氏名の事を、千里大江云々といひて請奏せるは、本姓の革りて、近き皇別となれる事を、陰に含める文とぞきこえたる、しかれば大枝本主の脈は、音人卿より大同の御後の皇別と革りたりしなりけり、然るをそのかみ親王の子なる事のあらはしがたく、諱むよしありてあらはに錄し傳へざりつるから、しか混らはしく書傳へたるものならむ事決く、不比等公の事の趣に似たり、又上にも因に引出たる源平盛衰記、また平家物語、太平記などにも見えたるごとく、清盛公も實は白河院の孕婦を、平忠盛朝臣に賜ひて生れ給へるなり、然れば清盛公の子孫は、延暦の御後の平氏にはあらず、されど此はいづれにも皇別なれば、不比等公音人卿などの如く、出自の異なるにはあらず、

かけたかき松にかゝれる藤なみの
ゆかりのいろのたゝならぬかな　信友

附錄

世に大織冠公傳とて傳はれる書は、もと此公の曾孫藤原惠美押勝の作れる藤原氏の家傳とて、上下二卷ある上卷をとり分たるものなり、さてその上卷は、家傳上と題して、大師と署したり、此卷に鎌足公の傳を記せり、これいはゆる大織冠公傳なり、また下卷は家傳下とありて、僧延慶と署せり、これには不比等公の男武智麻呂公の傳を擧たり、（この家傳上下二卷、瞽者撿挍塙保己一が、群書類從にも收れたり、）

さてその武智麻呂公の傳の裔に、公云々、育子二人、其長子曰豐成、其弟曰仲滿、使學博士門下、屢奉絹帛勞遺其師、由此二子皆有才學、名聞蓋衆、豐成任至右大臣、爵入正二位、後坐變事知而不奏、降爲太宰員外帥、（豐成公左降の事は、天平寶字元年なり、）仲滿改名曰押勝、任至大師、爵入從一位、爲帝羽翼、鎭撫天下、贊曰、積善之後、餘慶鬱郁、冠蓋相尋、翼贊紫轂、

けるが、今の世にも在り傳はりて、上件に擧たるがごとく、はた其事狀も古書どもに見えたる事實に相かなひてきこゆれば、さらにうきたる說にはあるべからず、されどうけばらぬ傳說を、今殊更に書あらはさむ事は、はゞかるべきわざながら、年ごろいかなりける事にかと心とゞめて、書つけおきつる證文どもを、これかれの書どもに考合せて書とゝのへたれば、おのづからかく草子めけるものとはなれるなり、あなかしこ、たやすくうけばりてさだめ申せるにはあらずかし、

注因にいふ、この後に大江朝臣音人卿も、不比等公の趣に似たる事あり、そは音人卿の事を、紹運錄に、平城天皇の皇子阿保親王の長子に系りて、先祖本姓土師、延曆天子以二外祖一改爲二大枝一、音人又改二大枝一爲二大江一、母中臣氏、子孫在レ別と記し、公卿補任には、平城天皇曾孫阿保親王孫、備中介正六位上大枝本主男、母中臣氏阿保親王侍女云々、先祖本姓土師、延曆天子以二外祖一改爲二大枝一、音人又改二大枝一爲二大江一とみえ、大江系圖にも阿保親王本主音人と系りて載たり、按ふに音人卿を紹運錄に、阿保親王の長子と載たるぞ正しかるべき、其は古書どもを參考るに、親王は延曆十一年の生れにて、承和九年五十一にて薨たまひ、音人卿は弘仁十二年親王三十の時に當りて生れ、元慶元年六十七にて薨給へり、然る餘傳の如く本主を親王の子とする時は、今假に本主十七の時音人を生せりとしても、本主は親王十二の時の子とすべければ、年齡のほど合がたし、これにて本主は親王の子にあらざること明なり、また土師氏は、姓氏錄を按ふるに、天穗日命十二世孫、可美乾飯根命の後にして、續紀に延曆九年十二月、桓武天皇の外祖母と坐し、土師氏を改めて、其族とともに大枝朝臣姓を賜ひし趣見えたり、さていま上に引出たる書どもを參考るに、本主もかの土師氏より出たる大枝の氏人なりけるに、阿保親王の侍女中臣氏の孕るを賜はりて、產る子音人卿なるを、すなはち子として家門を繼しめたるものとぞ通えたる、系圖に本主の子に音人卿のみ系りて、餘に子を載せざるは、眞の男子は無りしと見えたり、また氏の字を改たる事は、貞觀八年に、音人卿同姓氏雄等とともに表を上り請奏

孫稍衆云々、又同本系云、可多能祜大連公後、御食子大連公男、小錦下中臣朝臣垂目、國子大連公孫、中納言左大辨兼神祇伯正四位上中臣朝臣意美麻呂、糠手子大連公孫中納言直大貳中臣朝臣大島等、被レ編ニ御食子大連公長子大織冠内大臣鎌足大連公之列一、同賜ニ藤原朝臣姓ニ訖、而經ニ二十九箇年一、文武天皇戊戌年八月詔曰、藤原朝臣所レ賜之姓、宜レ令ニ其子不比等承レ之、但意美麻呂等者、縁レ供ニ神事一宜レ復ニ舊姓一者、(此詔、續紀に載られたり、)以レ是案レ之、復レ舊良有レ以矣、何者案依下去天平寶字五年選ニ氏族志一所(所は時の誤り)之宣上、勘造所レ進本系帳云、高天原初而皇神之御中、皇孫之御中執持伊賀志桙不レ傾、本末中良布留人稱ニ之中臣一者、復レ舊之由惟其義也、と見えて、中臣は舊の故實を失はず、もはら神事になむ供奉らしめ給ひける、

注文武天皇のことさらなる勅定ありて、藤原姓をば不比等たゞ一人に承續しめ給ひ、其を除ては、悉舊の中臣に復して古の例をも失ひ給はず、まことの氏族をも混同なからしめ給へる、良に以ある御はからひにぞありける、さて大中臣氏は續紀に、神護景雲三年六月の詔に、因ニ神語一有レ言ニ大中臣一、而中臣朝臣清麻呂両度任ニ神祇官一、供奉無レ失、是以賜ニ姓大中朝臣一と見え、東大寺要錄第八大中臣事、といへる條に、姓氏錄第十一云、神護景雲三年右大臣中臣朝臣清麻呂、加ニ賜大字一、厥後延暦十六年定成等四十八人、同賜ニ大字一、同十七年船長等卅七人、加ニ賜大字一、自餘留爲ニ中臣朝臣一とあり、此姓氏錄の文、今の本には藤原朝臣同祖とのみ記せり、抄本なればなり、また姓氏錄に載られたる處、天兒屋命の裔にて、鎌足公の後ならぬ氏々四十七氏ばかりあり、鎌足公の後はたゞ藤原の一氏のみなり、

さて日本書紀の中に、天智天皇天武天皇の御世のほど、大友天皇の御事などは、殊に諱てものせられつる事のありと聞ゆるは、原よりの事なりけるにや、又は長良公の本の奥書に云はれたる趣にて、後に文臣の詔を請て書改られたるにてもあるべきを、(此長良公本の奥書の事は、別に記せるものあり、)この孝徳天皇天智天皇の孕婦を鎌足公に賜ひたりける云々の事は、うけばらぬ御事なりければ、もとより顯に記されざりしものにぞあるべき、しかれども其まことの傳説は、しかすがにたえうせず、なほ世にも語り繼ぎて、はやく書どもにもしるしお

封の詔ある例の如くなりたるにつけては、時をもて前人の封を辭し奉らるゝ例となりたるなるべし、さても其封號をば停めずして、後の稱號とせられたる事は、おのづからの勢にて、不比等公の例に同じ、かくて後々の追封の國の各別なる事は、後の封國に前人と同じきが有れば、封號も又同くして妨あるが故に、おのづから別なる國を封じ給ふ例とはなりしなるべし、後の例をもて其始の鎌足公不比等公の同じ封國なりし事を疑ふべきにあらず、このほか藤原の大臣たちには、前朝に例しなき御寵褒どもの多かりけるは、后妃外戚等の御緣に因り給へりとは通ゆれど、既くもとのねざしに因准る勢もあり來しなるべし、さて又書紀、公卿補任、尊卑分脈等を合考ふるに、鎌足公の二女五百重娘、はじめ天武天皇の夫人となされ、新田部親王を生み給ひけるを、いかなりけむ後に不比等公の妻となりて、持統天皇八年に、（天武天皇崩給ひつる年より、九年に當りて、不比等公三十六歳の時なり、）麻呂卿を生し給ひけり、（尊卑分脈には、天武天皇女御、後舍兄淡海公、密通生二參議麻呂卿一とあり、）其ころ不比等公既に右大臣にておはし、はた前に詔を奉一て、律令を修らるゝ事を監り給ひたりつるばかりの御身にて、正しき姊を妻とし給ふべきにあらず、これ鎌足公の眞の子にてはおはさゞるが故に、五百重娘の聟となり給へるなり、是をも亦の證とすべきなり、かくて尊卑分脈そのほか系圖どもを按ふるに、あらゆる藤原の氏人は、不比等公の子、武智麻呂公、房前公、宇合卿、麻呂卿の四人より出たれば、眞誠はみな天智天皇の御族にてぞありける、

注但し續紀、紹運錄等を併せ考ふるに、天平勝寶八年天武天皇の三世、山背王に母姓の由にて、藤原を賜ひて、名を弟貞と賜へる事あり、此王の母は不比等公の女なりき、其ほか孫王をもて藤原の家を嗣せ給へる事はあれど、他氏を嗣せたまへる事はかつてあらず、近き御世にも皇子をもて、藤原氏の家嗣にせさせ給へり、由ある事なるべし、

かくて天兒屋命の裔は、中臣氏にて子孫相續蕃息て、氏々いと多かり、其中臣氏の事は、延喜の大中臣氏本系解狀に、爰自二居々登魂命一云々、從二大祖天之兒屋根命一以來、父子相承兄弟載レ錄云々、至二廿一世之孫可多能祜大連公一、惣生二三男一、第一男御食子大連公、第二男國子大連公、第三男糠手子大連公、分爲二三門一、子

國之鉅平永々莫レ絶云々、餘依ニ來請一並從ニ停廢一云々、と見えたるにて、身後封國の制知られたり、さて此貞房公に謚號追封の勅ありけるは、かの不比等公の度より百餘年の後なり、是より後攝關相繼て昭宣公基經を越前公、貞信公忠平を信濃公、淸愼公實賴を尾張公、謙德公伊尹を參河公、忠義公兼通を遠江公、廉義公賴忠を駿河公に爲されたるも、是に准へて知るべし、廉義公の後追封の事、史籍に見えず、停給へるなるべし、かくて立かへりて、不比等公を淡海公に爲されたる事をも、件の制に准へ知るべきなり、其は續紀に、尊卑分脈なる不比等公の傳を併せ考るに、此公養老四年八月三日薨給ひ、同月十日正一位太政大臣を贈り給ひ、謚を文忠公と賜ひ、賜ニ食封貲人一並如ニ全生一と詔あり、其後四十年ばかりを經て、天平寶字四年八月甲子、七日追以ニ近江國十二郡一封爲ニ淡海公一、餘官如レ故とあり、さて此追封は、惠美押勝が威權もて請ひたるに依り給へるなるべし、そは尊卑分脈房前公傳に、件の同日に、詔贈ニ太政大臣一依ニ押勝奏請一也、とあるにおもひ合すべし、押勝は、不比等公には孫、武智麻呂公の子にて、此時家嗣なりき、

かくて又立かへりて鎌足公の事を准へおもふに、天智天皇の八年、公薨後に追て、近江の國封を賜ひ、淡海公と爲給へるにて、此時身後追封の制を始て行ひ給へるなり、さて其は陽には公の在世の功に酬い給へるなれど、陰には其家嗣とある不比等公を富賑はゝしめ給はむ爲にこそありつらめ、しかるにいくほどなく、壬申の亂いできて、鎌足公薨て後四年、天皇崩給へる明年なり、御世のさまもいたく革れるにあはせて、其追封の實もおのづから行はれずして、廢たりしなるべし、然るに天平寶字四年に及て、押勝舊例をも興して、中間四十年ばかり、不比等公サ爲に同じ趣なる追封の事を奏し行ひて、己が家の利とせしものなるべし、其は當時押勝が威權に任せて、よろづ擅に擧動ひたりけるにあはせて推察るべし、鎌足公を淡海公と爲られたらむには、不比等公をも復同じ國公と爲らるべきにあらずとも論ふべけれど、其は謚號とは事別にて、前人の封國を停め給ひつる上は、亦後人に其國を封じ給ひ、其國公と爲られむ事礙なき理なり、しかるに世には淡海公といへば、不比等公のみをしりて、前に鎌足公を淡海公に爲されたりし事の、世に傳はらずなりぬるは、上にいへる如く、其追封の後、ほどなく御世革りて廢られたるが故なるべし、さて又不比等公の封稅は、押勝滅亡の後は停られて、封號はなほ規摸として、謚に等しき稱號とせられたるものなるべし、しかるに其後復貞房公にはじまりて、攝關の身後に追

淡海公と稱す事は人知りたれど、鎌足公の淡海公に爲され給へることとは、世に聞えずなりぬるを、明さむとてわざとなげきに難(トガ)めさせて云々と對へ、さて不比等公の實は、天智天皇の御子なる事は、上にも語りつれど、此公のなべてならぬ御縁(ミユカリ)によりて、鎌足公の薨(ミマカリ)の後に封國の御惠ありし趣を示し、又不比等と申せる字義に、皇胤なる事の意を含める事をも明さんとて、又しも不比等のおとゞは、實は天智天皇の御子なり、されど鎌足のおとゞの二郎になり給へり云々、ならびひとしからず、不比等とつけられ給へる名にてぞ、此もじは侍りけると云へるは、世にきこえずなりぬる眞の傳の、そのかみの古記に傳はりたるを、さらに明さむとせる記者の意もちゐに心をつけて、讀みあぢはふべきなり、さて其身後封國の事の趣、令條に載られず、別勅ありける事なるべけれど、史籍(フミ)どもに見えざれば、いかなりけむ知られぬを、今つら〳〵後の御世の例をもて案ふるに、大臣の身後追(ホメ)て國を封じ、某國公とを爲(シ)給へるは、在世の功を褒賞給ふとはいへど、實は其國稅を頒賜ひて、亡人の家嗣に賜ひて、その家を賑はゝしめたまはむがためなり、

注不比等公の長子、武智麻呂公家を嗣給へり、武智麻呂公傳に、和銅五年六月徙爲近江守、近江國者宇宙有名之地也、地廣人衆、國富家給云々、水海清而廣、山木繁而長、其壤黒壚、其田上々、雖有水旱之災、曾無不穫之恤、といへる事も見ゆ、さて大鏡に淡海公と稱ふを、後の御いみなといへるは當りがたし、されど此稱呼の例いまだ考へず、後の封號など稱ふべきにや、なほ下に論ふを考へ合すべし、其はまづ三代實錄を按ふるに、貞觀十四年九月二日、太政大臣藤原良房公薨給ひ、同年十月十日、家嗣の猶子、基經公故良房公の封邑を辭し奉る表文に、云々、臣謹讀去月四日詔書、贈於故太政大臣藤原朝臣以正一位、又以美濃國封之爲美濃公、諡曰忠仁、食封貲人並同平日、太政大臣之官亦如故矣、崇貴慇懃寵光輝赫、聲榮之盛、門閥縟(カザル)華云々、而今職位食封既同平日、加之以美濃之一國、公費兼倍於生時云々、因願唯加諡號以表殊恩、歳封國封等於公有費者、盡准恒典、即從停廢云々、上表以聞、優詔不許之と見え、同十六日重表して辭し給へる勅答に云々、其位封者存日所食、今之加增國封なり亦是細塵、宜

るにやあらむとなん、おぼゆると云へば、しげきしかじかまことに申べきかたなくてぞけうあり、おそろしく覺え侍れとて、かつは涙を押のごひなんどかんずるさまことなる、まことに云ひてもあまりにぞおぼゆるや、御子の左大臣不比等のおとゞは、實は天智天皇の御子なり、されどかまたりのおとゞの二郎になり給へり、この不比等のおとゞの御名のもじよりはじめて、なべてならずおはしましけり、ならびひとしからずとつけられ給へる名にてぞ、此もじは侍りけるとしるせり、今つらく此ものがたりの趣を讀あぢはふるに、まづ件の文に、鎌足のおとゞは云々、太政大臣にはなり給はねど云々、後の御いみな淡海公と申けりとは、鎌足公の上をいへるはさる事にて、亦不比等公にも係ていへるなり、其は上に云へる如く、鎌足公病危篤なり給へるとき、東宮皇太弟を其家に遣して冠位を授給ひ、氏を藤原に改賜ひ、明ぬる日公薨り給ひぬ、按ふに、然るいまはの期におよびて、冠位の事などは然もありなむ、何によりてか神代より重き由縁ある中臣嫡承の氏を、遽かに改賜ふ由のあるべき、これ實は皇胤の不比等公を、中臣氏人に爲給はむ事のゑかすがに、神事につけても憚らしく、且は異姓を冐さしめむには、探湯の恐もおはしまして、御意安からず、故新に氏を始させ給はむとおもほして、まづ事たてずして、鎌足公の存生のほどに、氏を改賜ひて、即不比等公に及ぼし給へるなり、此とき實は、鎌足公命終の後なりけむもしるべからず、公ケざまにて然るおもむきなる計らひは、古も今もありぬめり、故その後中臣は云々と詔ありて、不比等公たゞ一人のみ、藤原氏を承繼せ給ひけるなり、さて藤原の御いでましのやむごとなきによりて云々とは、もはら藤原氏の出自は、不比等公に係れる由をほのめかし、その御ゆかりによりて、鎌足公を薨後淡海公に爲して、其國を封し給へる由なり、そは榮を、不比等公に受さしめ給はむ御計ひなるべし、其由は下に論ふべし、さて淡海公をしも封じ給へるは、天智天皇近江の大津を都とし給へるによりて、後世に淡海朝、又淡海天皇など稱し奉れる、御よすがによりてなるべし、此より後の事ながら、その天皇の御後に、淡海氏を賜ひたるをもおもひ合すべし、さてまた公の事を、太政大臣になり給はねどもと云へるは、當昔いまだ太政大臣の官はあらざりけれど、後の世に良房公より始て、多く太政大臣の攝關になり給へるが、薨後に國を封じ、某國公と云ふになされたる例なるによりて、然はいへるなり、さてかく記せる事は、なべて世に不比等公を

政大臣正一位一とあり、さてその同じ時に、謚曰ニ文忠公一、賜ニ食封貲人一並如ニ全生一といふ事尊卑分脈の公の傳に見えたり、

注神武天皇より御代ごとの漢様の御謚は、桓武天皇の御世に、始て撰定奉られけむときこゆる中に、天武天皇の謚のみは、はやく元明天皇の御世に奉られたりけむと通ゆる證ありて、別に考記せるものあり、然るにこの御世不比等公に、文忠公と稱す、例もなき漢様の謚を賜へるは、當時の權勢とはいへど、いと殊さらなる事にこそありしか、

また續紀天平神護二年正月、藤原永手公に、右大臣を授給へる時の詔に、（永手公は、不比等公には孫、房前公の子なり、）今勅久、掛畏岐、淡海乃大津宮仁、天下所知之、天皇我御世爾奉仕末之之、藤原大臣、（鎌足公なり）復後乃藤原大臣（不比等公なり）爾賜天在留、志乃比己止りを誄な乃書爾勅天在久、子孫乃淨久明伎心乎以天、朝廷爾奉仕牟乎波、必治賜牟、其繼方絕不賜止勅天在我故爾、今藤原永手朝臣爾、右大臣之官授賜止勅　云々、と詔玉へる古事をもおもふべし、二人の功績も、さる事なるべけれど、もはら不比等公を御緣につきて、殊に子孫の末かけて寵愛たまへるなるべし、かくてまた上件に論へる事どもにつけて、大鏡に證とすべき事の見えたるによりて、うちかへして論ふべき事あり、そは上に擧たる大鏡の天智天皇の御子不比等公を、鎌足公の賜はりて子としたまへる事のつゞきに、鎌足のおとゞは云々、太政大臣にはなり給はねど、藤原氏の御いではじめのやむごとなきによりて、うせさせ給へる後の御いみな淡海公と申けり、（以上世繼が話）このしげきがいふやう、大織冠をいかで淡海公とは申させ給ふぞ、大織冠は大臣の位にて、廿五年御とし五十六にてなむ、かくれおはしましける、ぬしのたまふ事ども、あまのがはをかきながすやうに侍れど、をり〳〵かゝるひが事ぞまじりたる、されどたれか又かくはかたらんな、佛在世の淨名居士とおぼえ給ふ物かなといへば、世繼がいはく、むかしから國に孔子と申ものしりのたまひけるやう侍り、智者も千々のおもひはかりには、かならずひとつあやまりありとなむあれば、世繼とし百歳におほくあまり二百歳にたらぬほどにて、かくまでとはずがたり申せば、昔の人にもおとらざりけ

その意をとらむとおもほし許して、妻とせさせたまへるなるべし、さてその大臣の贈答の歌の次に、また同じ大臣の采女安見子に娶ひて、「みな人の得かてにすとふ安見兒得たり」、とよみ給へる歌あり、采女に婚る事は、旣くよりいとあるまじき令なりしを、これも天皇の大臣の意をとらむとて、許し給へるなるべし、いろの道にもいとすきたる主にてぞおはしける、

かくて天智紀に、八年冬十月丙午朔乙卯、十日天皇幸二藤原內大臣家一、親問二所患一、而憂悴極甚云々、（前文に、是秋霹二靂於藤原內大臣家一と見えたり、もしくは此時の雷氣を得て、腦みたまひしにはあらぬか、）庚申十五日天皇遣二東宮大皇弟、（東宮は大海人皇子、すなはち天武天皇の御事なり、）於二藤原內大臣家一、授二大織冠與二大臣位一、仍賜レ姓爲二藤原氏一、（骨はなほもとのまゝの連なりき、）自レ此以後通曰二藤原大臣一、辛酉十六日藤原內大臣薨、注に日本世記曰、內大臣薨、春秋五十云々、碑曰、春秋五十有六而薨、とあり、（この碑文は、其頃百濟人紹明が製れりと、公の傳に見えたる其なるべし、此碑文の事、なほ下に論ふべし、）この齡は、公の傳またそのほかの書どもにも、みな五十六とあるぞ正しかるべき、（推古天皇廿二年に生れ給へりと、公の傳に見えたるにも合へり、）また公の薨後甲子十九日天皇幸二藤原內大臣家一、命二大錦上蘇我赤兄臣一、奉宣二恩詔一、仍賜二金香爐一とも見えたり、（この年不比等は、十一になり給へり、）今按ふに、かく今はのきはにおよびて、冠位をさへ賜へるは、生涯の功業を賞酬たまふなるべき乎、神事に幽き契ある中臣しも改て、新に藤原氏を賜へるは、しかすがに不比等公の其家門を嗣て、中臣氏とならむ事を陰に畏み、かつは厭ひ給へるが故なるべし、但し當時鎌足公の族も、共に藤原氏を賜ひ、天武天皇十三年に、朝臣の骨を定賜ひけるを、文武天皇二年詔ありて、不比等公をして鎌足大臣に賜ひたりし藤原姓を承嗣しめ給ひ、其をおきては、みな神事に供奉るに緣る由に、舊姓中臣に復し給ひき、（こは續紀、姓氏錄、中臣氏延喜本系解狀等を合考て云ふ、なほ此復姓の事は下に云べし、）この御世にいたりて、かの藤原氏を賜ひつる、そのかみの大御陰心を遂給へるになむありける、かくて不比等公の事は、續日本紀に、養老四年（元正天皇）八月癸未三日云々、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨、帝深悼惜焉、爲レ之廢朝、擧二哀內寢一、特建二優勅一、弔賻之禮異二于群臣一、同月十日詔遣二大納言正三位長屋王、中納言正四位下大伴宿禰旅人一、就二右大臣第一宣レ詔贈二太

皇太子傳、紹運錄を合せ考るに、この頃既に公の女子に耳面刀自と稱へるがありて、大友天皇皇子におはしましけるとき、御妻に奉りて親昵み奉り、御私意を助けたてまつり給へるが、いはゆる壬申の大なる世の亂のねざしとなりてけり、その趣は別に長柄の山風に論へり、さて尊卑分脈に、不比等公の妹の列に、氷上娘、五百重娘あり、氷上娘は天武天皇の夫人となされ、五百重娘も同じ天皇の夫人となされたりけるを、天皇の崩後、五百重姫を不比等公の妻として、子を生し給へる事、下に云ふが如し、かくてまた齊明天皇崩り給ひ、天智天皇御世知食におよびては、ます〳〵威權甚しく漢風の制度を奏し行て、こと〴〵しき律令などいふものをも作り出されたりしなり、さるは此公孝德天皇をも、天智天皇をも、輔け奉れる事の、おほかたならざりつるに報い給ひ、かつは其心をとらむとおもほす旨ありてぞ、二天皇おのづから同じさまに孕婦をば賜へりけむ、ともに男御子の生れ給ひたりしを、深き慮ぞありけらし、孝德天皇の賜ひつる御子定慧をば、幼きほどに僧になして、佛道ならはしにとて、唐國に罷渡されたりけり、かくて翌年孝德天皇崩給ひ、次に齊明天皇重祚の御世のほど、天智天皇なほ皇太子にて座ましける時、賜りたる不比等公を嗣子とはして、天智天皇の御世におよびて、ます〳〵威權を得て、思ふさまにふるまはれたりしものなりけり、

注また昌泰三年前左大臣藤原良世公の注し進られたる、興福寺緣起に、至二於天命開別天皇卽位八年歲次己巳冬十月一、內大臣枕席不レ安、嫡室鏡女王請曰云々、とある鏡女王も、もと天智天皇の愛しみ婚し給へりときこゆ、そは萬葉集に、天皇の女王に賜へる御歌、またその御和歌の意にてしられたり、しかるにその御贈答の歌の次に、鎌足大臣の女王に婚給へる時の、贈答の歌をも載せたり、但しかの萬葉集には、鏡王女とあれど、鏡女王の誤なる由、既に岡部翁の辨へられたるがごとし、新千載集に、その天皇の御歌をのせて、鏡女王に賜はせけるとあるをも證とすべし、さてその女王を、鎌足公の嫡室とせられたる事情を推察るに、天皇さばかりおもほしいれ給ひつる女王なりしかど、大臣の姧たるをしろしめして、御怒をのどめ給ひ、かへりて例の

の事を、かへさまに取なしたる一説なるべくきこゆること、上に擧たる趣によりて推し辨まへて知給べし、

そも〳〵鎌足公は、元名鎌子、天兒屋命の裔にて、素中臣連姓にて、皇極天皇三年神祇伯に拜されたるを、疾ありとて強て辭み申し、孝徳天皇また天智天皇いまだ皇子におはしましけるほどより、二皇子に媚附給ひけるが、更にまた天智天皇に深く心を附奉られけり、其は上に引たる皇極紀の三年正月のくだりに、鎌足公輕皇子云々、皇子大悦とある文につゞきて、中臣鎌子連爲レ人云々、歴二試接王宗之中一、而求下可レ立二功名一哲主上、便附二心於中大兄一云々、自レ玆相善、俱述レ所懷、既無レ所レ匿云々、並レ肩潛圖、無レ不二相協一に、大織冠公傳輕皇子の御事を、器量不レ足三與謀二大事一、更欲レ擇レ君、歴二見王宗一、唯中大兄雄略英徹、可二與撥一レ亂云々、自レ玆相善、俱爲二魚水一とあり、於レ是中臣鎌子連議曰、謀二大事一者不レ如レ有レ輔、請納二蘇我倉山田麻呂長女一爲レ妃、而成二婚姻之昵一、然後陳說欲二與計一レ事、成功之路莫レ近二於玆一、中大兄聞而大悦、曲從レ所レ議云々とあり、然るにその長女は障る事のありければ、やがて少女を進御しめ給へりし由見えたり、これらをもて孕女を賜ひし事情もよく推察られたり、なほ論はゞ、孝徳天皇の御胤とある、定慧の僅かに九歳になり給へるを、僧に爲して唐へ渡されたるも、更て天智天皇に心を附せられたるによりて、遠き慮ありての事なるべし、されど前にしか〴〵君子不レ食レ言、遂見二其行一と言ひし言を、とほして奏し行へるによりて、皇極天皇讓位したまひ、遂にまづ孝徳天皇御世を知食す事とはなり給へるなるべし、前に立太子の事あらず、即位の日すなはち中大兄皇子天智天皇を皇太子とせさせ給ひ、倉梯麻呂を左大臣、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣とし給ひ、又鎌足公をば內臣として、封を增し給へる事、これも紀に見えたり、かくて其文に引つゞけて、此公の事を據二宰臣之勢一、處二官司之上一、故進退廢置、計從事立、と記されたり、此より鎌足公さらに威權を執り、專漢風に制度を奏し行はれたりし趣、書紀をはじめ古書どもに見えたり、心をつけて讀辨ふべし、かくて孝徳天皇崩給ひ、齊明天皇重祚したまへる御世の三年に、天智天皇はなほ皇太子にて座ましける時、鎌足公かの與志古娘の孕めるを賜はりて、不比等公は生れ給へるなり、

注この時、鎌足公は四十五歳なり、懷風藻なる大友

田邊史大隅等が家にて、秘に養し置き給ひたるなるべし、

注鎌足公の家、山城國宇治郡小野郷、山階村陶原にありし事、既に記せるがごとし、大織冠公傳に、薨ニ于淡海之第ニとも見えたり、その頃志賀大津に都ありて、山階は山科とも書て、大津に隣き處なり、大隅が家もその山階に在しなり、さて田邊史は姓氏錄に、左京皇別上毛野朝臣の譜に、豐城入彦命五世孫、多奇波世君之後也、大泊瀨幼武天皇諡雄略御世、努賀君男百尊云々、因負ニ姓陵邊君一、百尊男德尊孫、斯羅、天豐財重日足姫天皇諡皇極御世賜ニ河內山下田一、以解ニ文書一爲ニ田邊史一と見えたり、大隅はこの斯羅が後にて、山科に移り住たりつるにやあらむ、さらば鎌足公は、いたく漢學に好たまひたりければ、大隅もその學びがたきにて、親しくし給へるから、然る密事をもうちたのみ給ひたりしにぞあるべき、また續紀に、文武天皇四年六月甲午、刑部親王不比等朝臣等十二人に、撰ニ定律令一賜レ祿各有レ差、と見えたる撰者の中に、追大壹田邊史百枝、進大貳田邊史首名一と云ふ人見えたり、大隅の族なるべし、さて件の百尊が事は、雄略紀九年に、河內國言、飛鳥戶郡人田邊伯孫云々、とみえたると同事にて、姓氏錄右京諸蕃に、田邊史漢王之後知摠之後也、とある氏人ときこゆるは、豐城入彦命の御後に係て記せるは、通えがたし、おもふに何その由緣ありて、本系に載たりけるを、撰者の疎かにして、混へてかく載たるにか、又姓氏錄の本書には、ほかに由緣ありて、百尊が事をも載たりけるを、今在る抄本に節略てしるせるが疎にして、然は書誤りたるにてもあるべし、

史と名づけたまへる所以は、その養たる田邊氏の骨の唱に因り給へるなり、

注但し玄か骨により給へるは、もとよりの事ながら、文人の義をも取たまへるなるべし、下に論ふ不比等公の名義の趣、はたおもひ合すべし、○今昔物語集廿二卷第一語に、天皇偏ニ此ノ內大臣ヲ寵愛シテ、國ノ政ヲ任セ給ヒ、后ヲ讓リ給フ、其ノ后本ヨリ懐妊シテ大臣ノ家ニシテ產リ、所謂ル多武峯ノ定慧和尙ト申ス、此レ也、其ノ後亦大臣ノ御子ヲ產リ、所謂ル淡海公是也、といへるは、定慧と淡海公

し、天武天皇紀に、十三年諸氏の骨(カバネ)を改賜へる中に、車持君に賜ニ姓朝臣一ともあり、大鏡巻七に、(此書撰者詳ならず、序文によりて推考るに、萬壽三年に撰成れる書なり、世に藤原爲業朝臣の撰なりといへる説あれど、其は誤なり、)鎌足の大臣を、此天智天皇いとかしこくときめかしおぼして、我女御一人を〔此〕おとゞにゆづらしめ給ひつ、其女御たゞにもあらず、はらみ給へりければ、御門のおぼさしめ給ひけるやう、この女御のはらめる子をとこならば、臣が子とせむ、女ならば朕が子とせむとおもほして、かのおとゞにおほせられけるやう、をとこならば大臣の子にせよ、女ならばわが子にせむとちぎらしめ給へりけるに、この御子男にてむまれ〔給へり〕ければ、内大臣の御子とし給ふ云々、天智天皇の女御のはらまれ給へりしは、左大臣までなり給ひて、藤原不比等のおとゞとておはしける云々、御子左大臣不比等のおとゞは、實は天智天皇の御子なり、されど鎌足のおとゞの二郎になり給へり云々、かの鎌足のおとゞよりの御つゞき、今の關白殿(頼通公なり)まで、十三代にやならせ給ふらむ、其次第をきこしめせ、藤氏と申せば、たゞ藤原をばさいふなりけりとぞ、人はおぼさるらん、さはあれどもとする知ることは、いとありがたき事なりなど見え、

注また此の文に、鎌足公の男子四人ありとして、意美麻呂を長子とし、次に不比等を擧げ、さて宇合(ウマカヒ)富士麻呂と次第(ツヒデ)て記せれど、其はすべて古書どもに違へるがうへに、宇合卿富士麻呂卿の薨年をもて考るに、ともに鎌足公の薨後、二十餘年に當りての生なれば、こは謬れる傳なり、

また尊卑分脈、(洞院内大臣藤原公定公撰なり、此公應永六年に薨給へり、)不比等公の傳に、内大臣鎌子(足イ)第二子也、一名史(フヒト)、齊明天皇五年生、公有レ所レ避事一、便養ニ於山科田邊史(タノベノフビト)大隅等家一、其以(ユヱ)レ名レ史也、母車持國子君之女、與志古娘也、とも記されたり、今件の證文どもをとりすべて稽ふるに、天智天皇いまだ皇太子におはしましける時、(齊明天皇の御世なり、)妃車持國子公の女、與志古娘孕て六月になれるを、鎌足公に賜ひたりけるが、齊明天皇の御世の五年に、不比等公は生れ給へるなり、(公の生をかくさだめ申せるは、續紀養老四年六十二にて、薨給へりとあるに據れり、)有ニ所レ避事一云々とは、皇太子(天智天皇)の落胤(ミオトシダネ)なる事を隱して、かの妃賜はりたる後月頃をかなへて、其生れ給へる事を、世に弘めむために、しばらく山科なる、

沂州司馬上柱國劉德高等一、とある時に符へり、博德は當世に在し人なれば、此説を正しとすべし、また略記に、定慧の事を、住二當寺一三十七年、靈廟在二當寺一、碑曰、入唐求法沙門定慧、和銅七年六二十五、（六月廿五日なり、）春秋七十、端座遷化矣、とあり、（このほか入唐歸朝、また遷化の齢の年ごろ異説どもを載たれど、書紀に合はず、はた互に年代符はざればとらず、）今この遷化の齢より遡せて推量るに、孝德天皇の御世大化元乙巳年の生れにて、（この天皇の御壽、書紀に載られず、神皇正統記に、五十九としるされたるによる時は、此年は五十になり給へり、鎌足公は三十三の時なり、）同じ御世白雉四年入唐のとき、わづかに九歳になりたまひたりき、

不比等公傳

不比等公の事は、公卿補任

注第一卷の首に、公卿傳序、蓋上古風淳、化レ民以レ德云々、後世漸澆薄レ人以レ禮、始分二職務一云々、獻替之功大焉、但以二古今異レ名［興癈］殊レ勢、若不レ温レ故、何能知新、是以遠尋二舊史一傍摭二前修一、爲二公卿傳一勒成二五卷一、編二君臣之歷運一、比二漢地之年代一、擧二門地一而顯二汚隆一、陳二政迹一而載二興廢一云々とあり、卷中には公卿補任と題し、奥に禁裏御本を以て寫せる由記せり、此序に勒成二五卷一といへる第五卷は、村上天皇の御世、康保四年にて止れり、其頃始て記せる書にて、不比等公傳は其第一卷に、載られたり、その第六卷より下は、次々に書繼たるもの也、

藤原不比等公傳に、内大臣鎌足二男、一名史、母車持國子君之女與志古娘也、車持夫人、實天智天皇子云々、また帝王編年記に、齊明天皇五年己未云々、是歳皇太子（天智天皇の御事なり）姙寵妃御息所車持公女婦人賜二内臣鎌子一、已六箇月也、給二件御息所一之日、令旨曰、生子有レ男者爲二臣子一、有レ女者爲二我子一、爰内臣鎌子守二四箇月一嚴重令レ遂二生產一、其子已男也、仍如二令旨一爲二内臣子一、其子贈太政大臣正一位勳一等藤原朝臣不比等（諡號二淡海公一）也、

注按ふるに、前に孝德天皇の妃を賜へる時も、又この妃を賜へる時も、ともに孕みて六箇月に當りたるは、其孕める事の正なるを待給へるが故に、おのづから同じかりしなるべし、さて車持國子君の傳、いまだ考へず、姓氏錄左京皇別に、車持公崇神天皇皇子、豐城入彥命八世孫、射狹君之後也、雄略天皇御世、供二進乘輿一、仍賜二姓車持公一とあり、此氏人なるべ

明紀に、中臣連鎌子と見えたるは、本系帳に、中臣常磐大連と見えたるに當りて、別人なり、嘗善二於輕皇子一、故詣二彼宮一而將二侍宿一、輕皇子深識二中臣鎌子連之意氣高逸容止難一レ犯、乃使三寵妃阿部氏淨二掃別殿一、高鋪二新蓐一、靡レ不二具給一、敬重特異、中臣鎌子連便感レ所レ遇、而語二舍人一曰、殊奉二恩澤一、過二前所一レ望、誰能不レ使三王二天下一耶、舍人便以レ所レ語、陳二於皇子一、皇子大悅云々、大織冠公傳にも此趣を錄して、特重二禮遇一、計三全得二其輔一、專使三寵妃朝夕侍養一云々、大臣既感レ恩、潛告二所レ親舍人一曰、殊蒙二厚恩一、良過レ所レ望、豈无レ令三汝君爲二帝皇一耶、君子不レ食レ言、遂見二其行一、舍人傳語二於輕皇子一、皇子大悅、などあるに因て考るに、皇子深くおもほす旨有て、此時妃阿部氏の既に娠めるを、鎌足公に賜ひたるにて、その生れ給へるがすなはち定慧なり、定慧の卒年によりて推考るに、この阿陪氏を賜りたる翌年、大化元年乙巳年の生なるに符へるをもて知るへし、(この推考たる由は下に云べし、)但し紀に、寵妃云々の事を、正月の下に記されたるに、孕已六箇月矣と云へるによるときは、其年内にこそ生れ給ふべきを、翌年の生とせむは合ひがたきが如くなれど、この三年正月朔の下に載られたる事は、公の神祇伯を辭し奉られたる事に係て記されたるにて、稱レ疾退二居三島一、といふより以下は、悉因にとり惣られたる文なるべければ、此考に難なし、かくてその年の冬、かの妃阿陪氏の孕て六箇月になれるを賜ひて、翌る四年の春に及りて、定慧は生れ給へりとすべし、(今年六月十四日、孝德天皇受禪卽位し給ひ、年號を建て大化元年とし給へり、)さてまたかの妃阿陪氏は、孝德天皇紀に、元妃阿倍倉梯麻呂大臣女、曰二小足媛一生二有馬皇子一、とある女なるべし、(氏の字の陪と倍と異なるは、通はし書るにて、紀中其外にも例あり、紹運錄には阿部と書り、)然らば有馬皇子は紀中を案ふるに、舒明天皇の十二年の生れに當り給へば、定慧には五年上の兄なり、さて定慧の歸朝また卒去のことを、多武峯略記には、舊記云、白雉四癸丑年夏五月、隨二遣唐使一入唐、高宗永徽四年也、(日本書紀、元亨釋書などに合へり、)在レ唐習學二十六年、高宗儀鳳三戊寅年、伴二百濟使一歸朝、白鳳七年秋九月也、同年起二十三重塔一矣、と記せり、白鳳七年は書紀の年紀、天武天皇の御世の七年に當れり、(此年號書紀には載られず、別に考あり、)此年に歸朝の事も、百濟使の來れる事も、書紀には載られずして、白雉五年二月の條の注に、伊吉博德言云々、定慧以二乙丑年一付二劉德高等船一歸云々とあり、その乙丑年の事は、天智紀に、四年九月庚午朔壬辰、唐國遣二朝散大夫

蟄ニ居山城國宇治郡小野郷、山階村陶原家ニ救療云々、廼痊、三年丁巳内臣中臣連、（鎌足公なり、）於ニ山階陶原家ニ始立ニ精舎ニ云々、とある處なり、（此三年云々の事、扶桑略記、帝王編年記にしるせるも同じ、）多武峯略記に、また舊記を引て、定慧和尚者、是大織冠内大臣一男、母車持國子娘、車持夫人、件夫人元是孝德天皇之寵妃也、天皇深知ニ大臣之聖知賢意一、賜レ妃爲ニ夫人ニ、于レ時孕已六箇月、詔曰、生子若男者爲ニ臣子ニ、若女者爲ニ朕子ニ、堅守送ニ四箇月ニ、生子男子也、故爲ニ大臣之子ニ矣、和尚其性聰明絶倫、故小字曰ニ眞人ニ、と云へり、（眞人は眞人（ウマヒト）の義なるべし、天武天皇の御世、眞人を骨の上首と定られ、また皇別ならでは、その骨を賜はざる例なるも、此ぬしの名の義とおのづから同じかるべし、）但しその傳に、母を車持國子娘車持夫人といへるは、此後未だ天智天皇の孕妃（ハラミメ）を鎌足公に賜ひて、不比等公を産たる女の名なるを、事の同じさまなりしによりて混ひたるものなり、

注宇治大納言藤原隆國卿が書集給へる、今昔物語集に、天智天皇いまだ皇子（ミコ）にておはしましける時、鎌足公と相謀りて、蘇我入鹿を殺し給へる事を擧（ゲ）たる續の文に、天皇偏に此内大臣を寵愛して、國の政を任せたまひ、后を讓り給ふ、其后本より懷妊して、大臣の家にして産る御子、所謂多武峯定慧和尙と申すこれなり、其後亦大臣の御子を産たり、所謂淡海公これなりと見え、また源平盛衰記に、白河院の侍女兵衞佐局の、孕て五箇月になりけるを、平忠盛朝臣に賜ひて、生れたる子淸盛公なり、といへる説を擧たる處に、むかし天智天皇の御宇に、懷妊し給へる女院を大織冠に給ひて、此女御の生したらむ子、女子ならば朕が子とせむ、男子ならば臣が子とすべしと仰けるに、皇子にておはしましければ我子とす、則定慧これなりといへり、此等の書に、定慧を天智天皇の御子とし、不比等公を鎌足公の實子といへるは、これも傳の混ひたるなり、さて尊卑分脈系圖に、定慧を不比等公の弟に列ねて、母同ニ不比等ニ、とあるは疎なり、不比等公の母の事は、公の傳に云べし、

さて孝德天皇の孕妃を、鎌足公に賜ひたる事の狀（サマ）、はた其妃の氏を案るに、皇極天皇紀三年正月乙亥朔、以ニ中臣鎌子連一拜ニ神祇伯ニ、再三固辭不レ就、稱レ疾退居ニ三島ニ、于レ時輕皇子（孝德天皇の御事なり）患レ脚不レ朝、中臣鎌子連、（鎌子は鎌足公の元名なり、孝德紀白雉五年正月壬子の條より、鎌足と記されたり、其ころ改め給ひたりしなるべし、またはやく欽

松の藤靡

古記どもを稽ふるに、大織冠鎌足公は生しの男子有らず、はじめ孝徳天皇の御子を賜はりて長子とし、小字を眞人と稱しけるをば、幼きほどに僧になして定慧と稱せるが、つひに多武峯寺にて卒り給へり、次に天智天皇の御子をたばりて、二子とし給へるが、藤原氏の家門を嗣給へる不比等公にて、あらゆる藤原氏は此公より蕃れり、故眞誠は藤原氏の脈は、皇別に革りて、中臣氏とは別になれりしときこゆるを、今その證どもを擧て竊に論はむとす、

定慧和尙傳

定慧和尙の傳を考るに、日本書紀孝徳天皇の御世 白雉四年夏五月辛亥朔壬戌、發二遣大唐大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒、學問僧道嚴某々定惠 自注に云、定慧は内大臣之長子也、○内大臣とは鎌足公なり 安達 安達中臣渠毎連之子なり 某々并百廿［一］人、倶乘二一船一云々と見え、大織冠公傳に、有二二子一貞惠史倶別有レ傳とあり、此二人の傳今世にある事をきかず、なほ下に論ふべし、

元亨釋書に、藤原氏僧師錬、元亨二年八月撰上れる書なり、佛說に溺れ迷ひたる世々の傳說にこそ、信がたき事はあれ、其を除きては妄なる事はをさ〳〵見えず、その載たる人々の傳などは、殊に正しくきこゆ、釋定慧大織冠之長子也、初孝徳帝有レ妃、孕已六月、大織冠寵遇厚、賜レ妃爲二夫人、約曰、所レ生兒若男爲二卿子一、女爲二朕子一、既而生レ慧、故名以二鎌足之子一、投二沙門慧隱一出家、白雉四年隨二遣唐使一浮レ海乃到二長安城一、高宗永徽四年也、師二慧日寺神泰一、習學殆十歲、調露元年伴二百濟使一而至、白鳳七年九月也、按るに、多武峯略記に、在レ唐習學二十六年、高宗儀鳳三年に歸朝と云へるかた年歷は合へり、その略記の文は、この下に引てなほ論ふべき事あり、また白鳳の年號のことも下にいふべし、慧在レ唐大織冠已薨、慧問二弟丞相不比等一曰、先墳何處、對曰、攝州阿威山云云、慧與二徒屬一、上二阿威山一、取二遺骸一改二葬談峯一、就レ上搆二十三層塔一云々、慧和銅七年化と記せり、また多武峯略記に、奥に建久八年歲次丁巳閏六月十二日、於二多武峯南院一、撿挍靜胤撰レ之とあり、舊記どもを書あつめたる記なり、荷西記と云ふ書を引たる中に、定慧和尙の言に、吾是天萬豊日天皇太子、宿世［之］契爲二陶家子一云々、共見えたり、伊呂波字類抄多武峯の下にも、古老傳荷西、傳二先師玄念一記言、延安和尙傳とて、此文を引注せり、天萬豊日天皇は、孝徳天皇の現御名なり、陶家とは鎌足公の陶原に在けるによりての文なり、そは多武峯緣起に、奥書に、一條兼良公述作、御自筆本、寺家于レ現存［焉］とあり、齊明天皇二年丙辰內臣有レ病、

なく本書にかきそへ給ひけんことしるけれど、いまはしるよしなく、かへす〴〵も口をしき事になむありける、その種松の考をこたびこひ得て、この寫しまきの末にかくはかきそへつ、この後に本書の出來て、またそのうつし世に出なむとき、この寫しまきとのたがひめをうたがふ人もあらむかと、その故よしをかく記しおくになむ、かのおくられしかつらはめで給ひしうへに、また後のあかしにもと今にもてり、さてまた父君のひつぎのみともして、同じき十六日といふ日に、京を立て山中といふ道を若狹へゆきけるとき、所はわすれたり、深き谷蔭にいとながき葛のはひひろがりてありしを、かのめでたまひしことの更におもひ出られて、ふたすぢみすぢとりゆきて、御墓所にかけ奉りたりき、かかることも御こゝろにかなひ給へるゆゑにもあらむかし、嘉永二年といふとし七月九日、京二條堀川の御やしきにて、

伴信近

右高橋氏文考一册借京師山根氏之本課人令摸寫一挍訖

神谷克楨

安政五年六月五日以尾張國人神谷氏藏本摸寫了

新田源朝臣武智亘

以武智亘藏本於客江旅寓躬寫畢

文久二年壬戌十二月十日　小杉源眞瓶

は、狐のたすきとあざなつきて、手襁にも帶にもして、翫ぶによく堪へて斷れぬものなり、その形狀は、杉の若芽を今すこし心ふとく、葉いとほそく少さく和やかにしたらむさまして、一丈二丈とはひわたれる本蔓より枝蔓あまた生ひわかれ、その枝ごとに又小枝ども多く生ひ出たり、その本蔓は、葉まばらに、枝蔓は葉いと繁くふさやかにてうるはし、ふとさは本末さしもかはらで、藁沓の乳緒のふとさしたり、世ばなれたる奥山には、手の大指のふとさばかりなるもありとぞ、さてこを信濃わたりの山ざと人は谷松と呼びて、その戸隱山の山奥に、七里餘りのほどをはひ續きて、岨道の丸木橋のやうにて、人のふみゆく道にしたるなり、木曾路の山ざとに、三里ばかりのほどを、山毀の通路にしたるがありと(澤眞風の周遊奇談にくはしく)いへるは、幾千年をか經にたるものなるべき、今このもの丶質を考へみるに、所えて久しき年をも經たらむには、げにさもおひふとりぬべきありさまなりかし、そもこのひかげのかづらは、今もおほやけの每年の神わざに、時めかし給へるものにて、世にかくれなきを、既く神代紀に羅字をしも塡て給ひしによりて、漢籍にいはゆる女蘿の類ひぞと思ひ混へて、木枝より懸れるものぞと思ひ論へる說も、かつ〳〵きこゆるにつきて今かくなむ、

この高橋氏文考は、父君の中書し給ひし本のありしが、いにし弘化三年の神無月十四日、とみのみやまひにて身まかり給ひたりしに、書あらはし給へるくさ〴〵の書どもの中に、その中書の見えざれば、學の友なる人々のもとにかしおき給ひつることのありもやせむと、こゝかしこ問ひ合せたれどしれず、いかなる人に見せ給ひけむ、ことし四とせになりぬれどかへり來ぬぞ、いとゝいともあたらしきことになむありける、ふみ見るほどの人の、かゝることあるべきにはあらねど、世には心ぎたなき人もあるならひなれば、さるかたにかくしもてるにかあらむ、ことに薩摩人山田淸安、この京に在しほどに寫しもてるは、身まかりたまひし年のその春のころ、本書もて寫しおきたりといふをきゝて、こたびかりえて手づからかくはうつしおきぬ、その考の中、後にまた書そへあるは削り給ひけむ所らもあらんかし、されど今はしられぬぞ口をしき、また身まかり給ひし年の九月に、この日影の葛の考につきて、京人谷森種松の考られたるよしをきゝ給ひ、御心にかなへりとて、その考をも書しるしおかむとの給ひたりしとぞ、そのこと後に種松のおのれにかたられし、その考によりてまた下書してある人にあとらへ、中書をもなさしめ給ひたり、されどその書載せ給ひしよしは、わすれたりとその人もいへるぞ口をしき、さることゞもきくにつけて、おもへばそのなりのことなりき、かつらのみづ〳〵しきを、父君の己れにも見せ給ひて、こは種松のおくられたるなり、これかのかつらといふものなり、いかにもうるはしくすが〳〵しきものかなとて、文机のあたりにかけてめで給ひしが、その葉の色もかはらぬほどに身まかり給ひぬ、かゝる事もしらで、かつらのながきためしにこゝろひかれて、つばらにきかでありしは、いとも〳〵はかなくうれたきことにこそは有けれ、中書までものし給ひたりしをもておもへば、うつ

命、無二人臣禮一、此而不レ正、何以懲レ後、仍案二職制律一云、對二捍詔使一而無二人臣之禮一者絞、名例律一云、對二捍詔使一而无二人臣之禮一者、爲二大不敬一、又云、犯二八虐一獄成者除名者、今繼成所レ犯、准レ犯、依レ律處二絞刑一、令二除名一、謹具レ狀奏聞者、奉レ勅、宜レ宥二其死一、以處二遠流一、自餘依レ奏者、官宜レ承知、以爲二永例一、符到奉行、延暦十一年三月十八日、

御間城入彦五十瓊殖天皇、御謚は崇神天皇、○考二之國史一は上に謹案二日本紀一云々、○求二之家記一、家記とは、上に延暦八年爲レ有二私事一、各進二記文一、各とは高橋安曇、また二氏私記、此二氏も同じ、また撿二其家記一云々など云へるも、共にこの氏文の事にて、その名目を換たるは、文飾なり、○時經二五代一、歳逾二二百一、五代の下、二本ともに、一字空たり、かならず歯字在べきところなり、はやくより蠹食などせる跟を餘せるものなるべし、今さらに補ふ、又二百を一本に三百と作るは訛なり、經二五代一とは、景行天皇より、應神天皇までの五代を經といへるなり、上の勘文にいへる、高橋安曇の祖の仕奉り始し、御代の懸隔ないへる文なり、歳逾二二百一とは、五代の御世、二百三十九歳なるを、大數をもて作る文なり、○延暦十一年三月十八日、第一章加書の尾に、延暦十一年と記せるは、此勅判の年にて、其時此官符を寫副たるものなるべき事、彼處に云へるがごとし、さて此時の事は、後紀に載られたるべきを、當時の巻いま闕て傳はらず、類聚國史に、延暦十一年三月壬申、流二內膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國一、初安曇高橋二氏、常爭レ供二奉神事一行立前後上、是以去年十一月新嘗之日、有レ勅以二高橋氏一爲レ前、而繼成不レ遵二詔旨一、背レ職出去、憲司請レ誅レ之、特有二恩旨一以減レ死、と見えたり、但しいま要略の本どもに、三月十九日と作たれど、類聚國史に、三月壬申とあるを、通暦をもて推考るに、壬申は十八日なり、然れば九は八の訛なる事著るければ、いま訂して書り、

谷森種松の日影葛の考

日影葛は、日光よくさす青山の清き地上に延蔓きて、木立に絡はず、夏冬春秋にもやかへず、青くきよらに蔓はひわかれて、ゆくさきざきに根を生し、根をおろしては蔓のびゆきつゝ、彌つぎ〳〵にその末さかえて、心ちよげにうるはしき蔓草にて、山かたづける里の童

稽ニ故事一以定ニ其次一、兼論ニ所犯一、進レ法科斷上者、謹案ニ日本紀一、卷向日代宮御宇大足彦忍代別天皇五十三年、巡ニ狩東國一、渡ニ淡門一、是時聞ニ覺駕鳥之聲一、欲レ見ニ其形一、尋レ之出ニ海中一、仍得ニ白蛤一、於レ是膳臣遠祖、名磐鹿六鴈高橋祖也以レ蒲爲ニ手襁一、白蛤爲レ膾而進レ之、故美ニ六鴈臣一而賜ニ膳大伴部一、撿ニ其家記一、畧同、於レ此是高橋氏預ニ奉御膳一之由也、及ニ輕島明宮御宇譽田天皇二年一、處々海人訕ニ哤之一不レ從レ命、乃遣ニ安曇連祖大濱宿禰一平レ之、日爲ニ海人之宰一、是安曇氏預ニ奉御膳一之由也、

先朝は、光仁天皇の御世、○譽田天皇は、御謚應神天皇、○處々海人訕ニ哤之一不レ從レ命云々、書紀應神卷に、三年、處々海人訕ニ哤之不レ從レ命、則遣ニ阿曇連祖大濱宿禰一平ニ其訕哤一、因爲ニ海人之宰一、古事記に、阿曇連等者綿津見神之子、宇津志日金拆命之子孫也、姓氏錄に安曇宿禰海神、綿積豐玉彦神子、穗高見命之後也、また安曇連綿積神命兒、穗高見命之後也、と見えたるのみにて、御膳の事に與るべき由緒は見えず、古書どもにも見えたることなし、此氏は、海神の子孫なるから、固より海人の事に與れるによりて、其訕哤を平げしめ給ひ、さらに宰と爲給ひたりしなるべし、海人は、魚を捕りて御饌の料に奉るものなれば、其を掌れる由緣によりてなるべし、但し上に引注せるごとく、大嘗祭式に、伴造燧レ火兼炊ニ御飯一、安曇宿禰吹レ火、とみえたり、いかなる由ありての事なるにか、伴造は、膳大伴造なり、

又安曇宿禰等欵云、御間城入彦五十瓊殖天皇御世、己等達祖、大栲成吹、始奉ニ御膳一者、仍撿ニ其私記文一、追註行下筆迹殊拙、不レ庶レ字奸詐之端於レ是見矣、然則考ニ之國史一求ニ之家記一、磐鹿六鴈委ニ質於前一、大濱宿禰策ニ名於後一、時經ニ五代一、歲逾ニ一二百一、相去懸遠、更无レ可レ疑ニ先後之次一、事已灼然、理須ニ以高橋一爲レ先、安曇在レ後、又繼成固執僞記、臨レ事爭レ先恣レ意遁去、遂不ニ供奉一、不レ承ニ詔

神事之日、高橋朝臣等立レ前供奉、安曇宿禰等更無レ所レ爭、但至二于飯高天皇御世一靈龜二年十二月神今食之日、奉膳從五位下安曇宿禰刀、語二典膳從七位上高橋朝臣乎具須比一曰、刀者官長年老、請二立レ前供奉一、

飯高天皇は、御謚元正天皇、○奉膳は、職員令に、奉膳二人、掌下惣二知御膳進食一先嘗事上、續紀に、神護景雲二年二月癸巳、勅准レ令以二高橋安曇二氏一任二內膳司一者爲二奉膳一、其以二他氏一任レ之者宜二名爲レ上、式部式云、內膳司長官徐二高橋安曇二氏一以外爲レ上、○典膳は、職員令內膳司奉膳の次に、典膳六人掌下造二供御膳一調中和庶味寒温之節上、

此時乎具須比答云、神事之日、供二奉御膳一者、膳臣等之職、非二他氏之事一、而刀猶强論、乎具須比不レ肯、如レ此相論聞二於內裏一、有二勅判一、累世神事不レ可二更改一、宜レ依レ例行レ之、自レ爾以來无レ有二爭論一、至二于寶龜六年六月神今食之日一、安曇宿禰廣吉强進前立、與二高橋波麻呂一相爭、挽二却廣吉一、事畢之後所司科レ祓、于時波麻呂固辭、無レ罪何共爲レ祓、是言上聞更有二勅判一、上中之祓科二廣吉一訖、其後廣吉等妄以二僞辭一加二附氏記一、以レ此中聞、自得レ爲レ先、因レ茲高橋朝臣等雖レ不二敢披一レ訴、而憂憤之狀稍有二顯出一、去延曆八年爲レ有二私事一各進二記文一、卽喚二二氏一勘二問事由一、兼捜二撿日本紀及二氏私記一及レ知二高橋氏之可一レ先、而事經二先朝一、不レ忍二卒改一、思欲レ令下一先一後彼此無上レ憂、雖レ未レ勅二所司一、而每レ臨二祭事一、宣二知二氏一遞令二先後一、而今內膳司奉膳正六位上安曇宿禰繼成、去年六月、十一月、十二月三度神事、頻爭在レ前、猶不レ肯レ進、仍勅下應レ遞二先後一之狀上、比來頻已告訖、宜下此度依レ次令中高橋先上、而繼成不レ奉二宣勅一、直出而退、竟不二仕奉一、爲レ臣之理豈如レ此乎、宜下

餘意にも深きと淺きがありて、その淺きは、たゞ詞の調のみに加へたるがごともきこゆれど、まことは然にはあらじ、よく〳〵あぢはひ悟るべき事にこそ、

○過利達傍、この詞連らねよみて意得べし、大自誓ひ給へる如き意の御詞なり、中昔の武家下文に、件所領、永代不レ可レ有二相違一者也、など書るに、おのづから似たる意の文なり、

此志乎知太比天吉久膳職乃内毛外毛護守利太比天、家患乃事等毛无久在志女給太戸度奈毛思食止宣太麻不、天皇乃大御命良麻乎虚川御魂毛聞太戸止申止宣太麻不、

此志乎、志は、尋常のごとく古々品邪之とよむべし、心の指向ふ由の言なり、○吉久は、宜くなり、○膳職乃内毛外毛護守比、利太護の下一本利字あり、又一本比を天と作り共に誤なり、膳職の内外を守護りたまへとなり、續紀十六卷の詔詞に、朕乎守多比、十七卷の詔詞に、殿門荒穢須事无久守川川在之自事、伊蘇之美宇牟賀斯美忘不給、○家患乃事等毛无久、家患字よみがたし、誤字あるべし、強て考ふるに、家は宮の訛ならむか、又宮といふもすなはち御家なれば、家と書て美也とよみもすべければ、しばらく美也とよみてあるべし、一本家忠と作たれど、忠は誤寫なるべき事著ければ、論ふまでもあらず、○在志女給太戸、給は、彼方に係たる崇辭、太戸は、賜べにて、此方に受て賜はらむと云へる言づかひなり、○虚川御魂、川字一本脱たり、此虚川御魂のことは、上の卒上のところに幷せ云へり、○聞太戸止の太戸を、一本奈の一字に作なせるは誤なり、

第三章

此章も、本朝月令六月十一日、神今食祭事の下に、高橋氏文云とて載たり、此は第二章に論へるごとく、延暦十一年に、素より在來れる氏文に書副たるものなり、

太政官符二神祇官一、定下高橋安曇二氏、供二奉神事御膳一行立先後上事、

秘抄、六月神今食事の下に、此氏文を引て、太政官符云、定下高橋安曇二氏云々事上と、この題目十八字を載たり、

右被二右大臣宣一偁、奉レ勅、如レ聞先代所レ行

造本紀、そのほか古書どもに参考へて、別に注せる稿あり、後に書とゝのふべし、此御世の在狀にてかゝる命も有しなるべし、さるは其國家にのみ住て在べきにあらざれば、常は朝廷に在りて膳職に供奉り、時をもて其國に下りて政ごち、かつは遊息ましめ給へるなるべし、さて六雁命の子孫の相續て、若狹國を領きたりしと聞えたる事の證は、書紀履中卷に、三年冬十一月丙寅朔辛未、天皇泛二兩枝船于磐余市磯池一、與二皇妃一各分乘而遊宴、膳臣余磯獻レ酒時櫻花落二于御盞一、天皇異レ之則召二物部長眞膽連一詔曰、是花也非時而來、其何處之花矣、汝自可レ求、於是長眞膽連獨尋レ花獲二于掖上室山一而獻之、天皇歡二其希古一爲二宮名一、故謂二磐余稚櫻宮一、其此之緣也、是日改二長眞膽連本姓一曰二稚櫻部造一、又號二膳臣余磯一曰二稚櫻部臣一、古事記同御世段に、此御世於二若櫻部臣等一賜二若櫻部名一云々、と見えたり、この余磯といへるは、國造本紀に、若狹國造、遠飛鳥朝御代允恭膳臣祖、佐白米命兒荒礪命定二賜國造一と見えたる荒礪命これにて、余磯、荒礪、字の異なるは、古書の例なり、六雁命の後なるべきこと決く、允恭天皇の御世におよびて、更めて國造と稱ふに定賜ひたりしなり、さて其余磯が賜はりたる嘉名の、稚櫻部と云ふを、

もとより領ける國名にも改め負せて、和加佐と稱ふことゝなりしにぞあるべき、

注其より前の國名は、今考ふべき由なし、さて又若櫻を和加佐とも云ふべき例、その餘この條の事ども、かれこれ證ありて、委しき考あれど、說長ければ此には盡さず、其は若狹舊事考に云へり、又和名抄因幡國八上郡若櫻と云がありて、ワカサクラと假字をさしたれど、國人はワカサと云へり、今鳥取の城下の町名にも若櫻町といふがありて、ワカサマチといへりと、その國人鷲見安歡語れり、

然かればこゝの詔詞に、和加佐國とあるも、例の後の國名をめぐらして、唱變たりしものなり、○此事波、上のくだりの事をなり、○世世之爾は、後の御世御世に至りてもなり、之は助辭にて、世世爾といふに、深く意を入たる、あぢはひありてきこゆ、

注因に云ふ、すべてこの之の類の言を、やすめ辭と云ひなれ來つれど、たゞ文詞の調のみに加ふるにはあらで、上の言に餘れる意を助加ふる辭ときこゆれば、たすけ辭とやいはまし、但しその

をおもへば、こゝなる淡國も其にて、もとのまゝの御言なるべし、此ところの文の中、定字、要略一本に、従と作るは、決て誂なるべければとらず、又其定の下の天字、二本とも無きは、脱たるなり下文の例によりて補ひたる也、○餘氏波云々、この餘氏波の下に連續ける六字の假字、二本互に誤寫あるを、其異同を選びて、且字を萬とし、佐字を太とし、子字を波天と二字に書るをとりて、餘氏波萬介太麻波天と訂して書るなり、餘氏は、保加乃宇遲とよむべし、六雁命の子孫の、繼嗣の外の人にはの意にて、異姓の由にはあらず、物語ぶみなどに、外腹の男君、外腹の娘などいへる、外の意に近し、外腹は妾腹にて、俗にわき腹といへり、この餘氏は、俗言に、わきの人にはと云はむがごとし、此さし次に、若之膳臣等乃不ニ繼在ニ云々、と詔へる御詞にかけ合せて意得べし、萬介太麻波天は、任はずしてなり、萬介は、京より他國の官に令レ罷意にて、即まからせを約めて、萬介と云ふなり、此萬介と云ふ由は、古事記傳九巻に説はれたるに依れり、委しき考は、本書を見て知るべし、然るに、膳職は京官なれば、萬介とは云ふまじきことわりなるに、如此詔へるは、六鴈命もとより殊なる御寵にて、膳職の長にて仕奉りたりしかば、子孫に其職を受繼しめ給ふべきに、此時さらに上總安房の國の長とも定給へるにつきては、其國にも下るべければ、おのづから其かたを、もはらとして、萬介とは詔へるなるべし、これ強説ならむには、氏人の唱來れる誂にてもあるべし、○乎佐女太麻波牟、とは治賜はむとなり、上總國淡國の長とも定め賜ひ、寵みたまひて、宜く仕奉らしめ給はむとなり、古事記傳十二巻に、治とは、凡て物を棄措ず收擧て、狀に從ひて其がうへを宜く物するを云ふ、となほ委しく説はれたるがごとし、○若之膳臣等乃不ニ繼在ニ朕加王子等乎志天他氏乃人等乎相交天波亂良之女之、いま行末もし膳臣等の繼嗣有らざらむには、皇子等をもて膳職と爲て、他氏人等を相交へて、膳職の業をば亂らしめたまはじとなり、この朕加王子等乎志天云々と詔へるは、上の文に王子六猶命と詔ひたる叡念をとほし給へるなり、

和加佐乃國波、六鴈命爾、永久子孫等可、遠世乃國家止爲止定天授介賜支天、此事波世世爾之過利違傍志、

和加佐乃國は、若狹國なり、一本和字脱たり、○國家止爲止定天授介賜支天、こは既に六雁命にこの國を賜ひて、永く領きて子孫の家地と爲よと定て、授給ひたりし由を詔へるなり、さて其國を授給ひたりし趣を推考るに、當昔いまだ國毎に必國造を置れたりとも聞えざれば、但し第一章に、東方諸國造十二氏と見えたれば、東國は然ありし也、惣て古の國造の在狀は、國

從五位上ニ、とみえたる中の齋火武主比命神これなり、

注貞觀元年正月廿七日に、御食津神、齋火武主比命加階ありて、それに立ならびたる高倍神に、いくほどもなく同年の三月廿日に、殊さらにただ一柱、初て敍位ありしこと、上に擧たるがごとし、さるは六雁命の魂神なれば、しかすがに本來の貴神には劣りさまにて、此時まで敍位の事は無りつるを、此度古實を溫ね議して、始て敍位の事行はれたるなるべし、

さてその神名の齋火武主比は、伊美毘牟須毘とよむべし、齋火は、かの今令レ鑽ニ忌火ニ大伴造者、物部豐日連之後也、と注へる忌火の由なり、武主比は、神名に例多き稱號にて、もとは生奇靈の義なるを、轉しては、物の始をなせるかたにも稱ふる號ともなれりときこゆ、此考說の委しき事、こゝにはつくしがたし、別に注しおけるものあり、

子孫等乎波長世(遠世、政事要略)乃膳職乃長止毛上總國乃長止毛淡國乃長止毛定天、餘氏波萬介太麻波天乎佐女太麻波牟若之膳臣等乃不ニ繼在ニ朕加王子等乎之天他氏乃人等乎相交天波亂良之女之、

膳職乃長、おほかた後の令制の大膳職內膳司の長官に當るべし、○上總國乃長止毛淡國乃長止毛定天、淡國は、安房國なり、一本に、淡を淡路と作るはつきなし、後人路字の脫たるならむとおもひて、さかしらに加へたるなるべき事決ければとらず、この二國の長とは、そのかみの國造ちたる稱にはあらで、もと六鴈命の大御膳に仕奉始めたる國なるが故に、其由緣にて、この二國より貢進る御贄の事など總攝ぬる長とし給ひたるなるべし、但し上總國とあるは、上第一章に論へるがごとく、總國を上下と割たれたる、此御世より後の事なるべければ合はざれど、此詔詞、高橋の氏人の、上古より世々に語繼たる者ながら、同名などは、其事實を語らむには、當今の名を古にめぐらしていふは例なれば、詔詞とはいへど、事實に合へて唱變へたりしものなるべし、すべて上古の事を記せる書は、此意しらひして、よくよみ辨ふべきなり、然るに淡は上に論へるごとく、此氏文書記せる頃は、いまだ一國とは定られざりけむを、こゝに淡國とみえたるは合ひがたきを、つら〳〵推考ふるに、上古はおほらかにして、廣く大名に呼ふ地を限りて稱ふには、なにの國、くれの國と稱ひし例ある

座の中に、從五位上大邑刀自、從五位下小邑刀自、次邑刀自三座とあるは、旣く文德實錄に、齊衡三年九月、造酒司酒甕神從五位下、大邑刀自、小邑刀自等、並預二春秋祭一、三代實錄に、貞觀元年正月、奉レ授二造酒司從五位下大戸自神從五位上一、同八年十一月、造酒司從五位下次邑刀自甕神、准二大邑刀自小邑刀自甕神等一、預二春秋二祭一、とみえたり、古事談に、造酒司の大とじと云ふ壺は、三十石入なり、土にふかく掘すゑて、わづかに二尺ばかり出たり云々、三條院の御時、大風吹て、かのつかさ倒れにけるに、大とじ小とじ次刀自、みなうち破りてけりと見えたり、此三甕も某神なるにか、その靈實なりしなるべきにもおもひ准へてかくは考たるなり、

さてまた火雷神は、第一章に見えたる、豐日連の忌火を鑽れる時、祭たる火の神を齋へる稱なるべし、火雷は、比乃伊加都知とよむべし、雷は借字にて、鳴神の事にはあらず、伊加は、嚴矛、舒明紀に、嚴矛此云二伊箇志保一、重日、皇極紀に、重日此云二伊柯之比一、などの伊加なり、くはしくは古事記傳五巻、健御雷之男神の下に注はれたるをみて心得べし、都は助辭、知は崇稱にて、神名に例多し、これも齋火の功を稱へたるなるべし、但し大膳式に、菓子所火雷神と載られたるは、職の菓子所に齋ひ奉れる由なり、此は菓子に預りての事にはあらで、職中の便宜に依られたるなるべし、さて豐日連の名も、豐火にて、忌火の業を奉仕れるによりて、賜ひたる稱名なるにか、いづれにも由ありて聞ゆ、又續後紀に、承和十四年七月壬申、加二安房國火神、並從神祭正税一百斛一、

註 但し火字、印本大と作るは、筆者の大字を書る手風にて、餘にも然作たれば大神なり、又一本にも大神と書たれど、安房國大神と國字を書たれば、徒に大神といへる神名なるべくはおもはれず、故或二本に火と作るに據るべし、從神祭、諸本從祭神と作るは通えがたし、故一本に從神祭とあるに隨ふ、但し其本に、正を精と作るは、訛なること著ければとらず、

と見えたるは、豐日連の忌火の事仕奉れる時に、祭れる神の式外にて在つるか、此考のごとくならむには、火雷神の本社なるべし、なほよくたづね考ふべし、又此火雷神を、齋火武主比命神とも稱せり、其は上にも引出たるごとく、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日大膳職正四位上御食津神授二從三位一、と載られたると同度に、同職の從五位下大八島竈神八前、齋火武主比命神、並授二

べし、無窮御世と云はむがごとき意の古語にて、いひしらず優に美き祝辭なり、古語に、千秋長五百秋、また萬千秋乃長秋など云へるは、秋の瑞穗に係たる祝辭なり、○神財は、加牟陀加良とよむべし、六雁命の魂を齋ひ奉りて、愛崇め給へる御言なり、人を愛てたからといへる例は、萬葉集に、女を寶之子といひ、神代紀に、百姓をオホミタカラとよみ、落窪物語に、衞門が思ひしかぎりの事をせさせ給へば、げにおまへよりもたからの君と思ひ奉りたまふ、榮華物語大鏡などにも、わがたからの君といへることと見えたり、准へて意得べし、さて此六雁命を、膳職に祭られたるは、帳に大膳職坐神三座、並小御食津神、火雷神、高倍神と載られたる三座の中の、高倍神に當りてきこえたり、然考たる由は、件の三座は、太膳式に見えたる其職に坐す神十八座の中なる、御膳神八座の中の一座と、安房大神なるべし、此大神を主神として八座なるべき事、上に云へるがごとし、醬院高倍神一座、菓子所火雷神一座、この火雷神の事は、下に云べし、とあるに當りて、此三座は、十八座の中にも、殊に重くせらるゝ由ありて、官幣を奉らるゝによりて、帳にも載られたるべければ、六雁命を祭られたるは、この高倍神に當りてきこゆとは云ふなり、三代實錄に、貞觀元年三月廿日、奉レ授二大膳職醬院無位高倍神從五位下一とみえたる是なり、

注但し此度他神の叙位なく、殊さらにたゞ此一座のみなりき、これによりて考合すべき事あり、下に論ふべし、さて高倍神と稱ふ名義は、知る由なきを、試に推考るに、此神を醬院に齋はれたるを思へば、高倍は、高瓮にて、神武紀に、造二嚴瓮一敬二祭天神地祇一、古事記孝靈段に、居二忌瓮一云々、萬葉集にも、齋瓮居る由よめる歌四首ばかりみえたり、瓮は瓶のたぐひにて儀式大嘗の用度に、瓮十口各受二一斗五升一、などもみえたり、古事記傳廿一卷に、忌瓮の事を、祭祀具の中にも、此物を居るは、上代の禮典にして、深理ある事なるべしとて、委く注されたるがごとくなるに、高瓮としも云へるは祝詞に、瑞上高知、瑞腹滿雙、と稱へたる趣の言にて、大なる瓮なるべし、六雁命に縁由ある高瓮を、やがて其魂實として齋へるによれる名稱なるべくや、造酒式に、其司の祭神十一

鴈命乃御魂乎膳職爾伊波比奉天、春秋乃永世乃神財止仕奉牟志迷、

祕抄十一月豊明節會の條に、高橋氏文云、六雁命七十二年秋薨、天皇宣命云、十一月新嘗會毛、大膳職乃事毛、六雁命乃勞始成流所也、是以六雁命御魂乎、大膳職仁伊波比奉天、春秋乃永世乃神財供奉牟志女と、首文を畧きて、此まで抄出て載たり、（其中に、本書と字の異なるところあるなれば、下に論ふべし、）○然今思食須所波、上の御悲の御言より、この然今云々と轉りたる御言に、いと懇切なる御意ばえあらはれたり、古文のいひしらず妙なる趣、こゝろをつけてよみ奉るべし、○十一月新嘗祭毛膳職乃御膳乃事毛六雁命勞始成流所奈利、六雁命に、新嘗祭膳職の事を命せて、供奉り始させ給へる由は、上に見えたるがごとし、

注祕抄に、新嘗祭を新嘗會と作るは、後の稱にて、當昔の言ざまにあらず、さかしらに書改たるものなり、また膳職を、こゝなるも下なるも、ともに大膳職と作り、大膳內膳と二職を別置れたるは、是より後の御世の令制にて、當昔はたゞ膳職とて在しなるべきを、大字を加へたるは、これもさかしらなり、第一章にも膳職と作て、注に今大膳職祭神也と書るは、此氏文書記せる時の言なることと、上に論へるがごとし、但し谷川本にのみ二の大字無し、これに依らば難なし、

かくて都に還幸して後も、其職の事執り愼勤みて、よく治供奉りたりけるを、いたはり給ひて、かく詔へるなり、勞は伊太豆伎とよむべし、書紀に勞竭をよめり、（谷川本に、勞比豆と書るはいかゞ、此は後人のネギラヒテと訓べくこゝろえひがめて、尋常の助假字さしたるを、本文にとり直して、書交へたるものとぞ見えたる、俗言に骨を折り大事にかけてといふ意の言なり、）伊勢物語に、常の使よりは、此人よくいたはれといひやりければ云々、かくてねむごろにいたづきにけり、源氏物語（浮船巻）に、さばかり上のおもひいたづききこえさせ給ふものを、などみえたるは、事のさまは輕けれど、同言なり、○六鴈命乃御魂乎、膳職爾伊波比奉天、（政事要略に、御魂乎波とあり、祕抄に、波字の無きぞよき、又奉の下の天字、政事要略に脫たり、祕抄に依りて補ふ、）伊波比奉天は、齋ひ奉りてなり、上に御魂と詔へるにかけあひて、崇め給へる御言なり、○春秋乃永世、この詞調宜く唱む

もに、かれこれ見えたり、さてまた鎮魂の主意は、職員令、神祇伯の職掌、鎮魂の義解に、鎮安也、人陽氣曰ㇾ魂、魂運也、言招二離遊運魂一鎮二身體之中府一故曰二鎮魂一とありて、死者の招魂の事にはあらざれど、天神本紀に、鎮魂の方の事を云て、如此爲之死人反生と見えたれば、死者の招魂にも行ふ方ときこゆれば、上の件の歌詞に、御魂上り魂上り、罷り坐し丶など云るは、詔詞に、卒上太利と詔へる御言にも、おのづから通ひてきこゆるなり、さて此鎮魂の事は、舊事紀に見えたる古事を始め、またその方行はれし状など、古書どもを、合せ考論ひて、別にしるせる書あり、

天皇乃御世乃間波、平爾之天相見曾奈波佐牟止思須間爾別由介利、

天皇乃御世、式の祝詞、そのほか詔詞どもにも、天皇我朝廷、天皇我御命など、みな天皇我云々と見えたるに、此にも下にも、天皇乃と詔へるは希らし、我にかよふ乃なり、是も古の一の辭格なるべし、○間は、ホドとよまむもわろからねど、なほアヒダと訓べし、洞物語樓上巻に、一生のあひだ歌をもよみたまふともあり、○平爾之天は、タヒラカニシテとよむべし、病などのことあらしめずしてと詔給へるにて、老人を勞み給へる、懇切なる御言なり、萬葉集廿巻に、多比良氣久、於夜波伊麻佐禰、また六巻に平久吾波將遊、濱松中納言物語なる文詞に、此ほどたひらかにものせさせ給ふにや、源氏物語賢木巻に、東宮の御世をたひらかにおはしまさばとおぼしつ丶、○相見曾奈波佐牟、一本曾の下に、胡字あり、決く衍字なり、然るは波字の草訛を、胡と見なして、書訛れる本を、對挍注せる本のありけるを、曾の下の脱字なりと誤意得して、本文に書擾へたるものなるべし、今無き本に隨ふ、○止思須間爾、この間字、アヒダと訓べし、萬葉集十七巻長歌に、情爾波、於毛比保許里氏、惠麻比都追、和多流安比太爾云々、古今集十三巻戀詞書に、またのあしたに人やるすべなくて思ひをりけるあひだに云々、天皇の御世の間は、六鴈命と事なくて、各に相見むと思ほし坐す間に、薨り別往りと、悲愛み給へるなり、

然今思食須所波、十一月乃新嘗乃祭毛膳職乃御膳乃事毛、六鴈命乃勞始成流所奈利是以六

を今日のみ見てや雲隱去なむ」、懷風藻に見えたる皇子の此時の詩に、泉路無賓主此夕離家向、と作給へるは、漢意に依り給へるにて、却りて斯方の古傳の趣明かなり、また長屋王賜死之後、倉橋部女王作歌、「天皇の命恐み殯(オホアラキ)の時には在らねと雲隱ます」、又大伴坂上郎女、悲嘆尼理願死去作長歌の句中に、「生る人、死ぬてふ事に、免れぬ、ものにしあれは云々、山邊をさして、晩闇(ユフヤミ)と、隱りましぬと云々、嘆つゝ、吾泣涙、有間山、雲ゐたなびき、雨に降りきや」、反歌、「留めえぬ命にしあれはしきたへの家ゆは出て雲隱去にき」、また弓削皇子薨時、置始東人長歌に、「安見しゝ、吾王、高光、日の皇子、久方の、天宮に、神なから、神といませは」云々、反歌に、「王は神にしませは天雲の五百重かしたに隱り給ひぬ」、又高市皇子尊の殯宮にてよめる歌に、「久方の、天所知流、君故爾」云々、などみえたるも、人死ぬれば魂は天に上ると云る古傳の趣によりて、よみなせる歌詞とぞ聞えたる、然るに、古事記傳十八卷、崩と云ふ言の解説に、凡て人は死ぬれば、尊も卑も皆悉夜見國に罷ること

なるを、天皇を始奉り、凡て尊むべき人をば、其を忌憚て、反を云て、天に上り坐とは云なせる古言なり、と云れたるは、あまり一向に拘泥(ナヅ)まれたるにか、よしや夜見國より顯世に、魂の往來はむにも、虛に揚りて往來ふなるべし、なほまたおもふに、年中行事祕抄、鎭魂祭の條に、舊事紀の天孫本紀に載たる、鎭魂の古事の文を引しるして、次に鎭魂歌とて載たるは、鎭魂祭の時の神樂歌ときこえたるが、其歌の終がたの詞に、ミタマガリ、（御魂上）タマガリマカリマシ、カミハ、（魂上離座神）イマゾキマセル、（今來座）アチメ、オ、、、ミタマガリ、イニマシ、カミハ、（去座神）イマゾキマセル、（今來座）タマバコモチテ、（魂匣持）サリタルミタマ、（去神魂）タマガヘシスナヤ、（魂返爲）と見えたり、但し句下に、眞字にて注せるは、本書に、右旁に書添たるを今かくうつせるなり、さて其鎭魂祭の本の古事は、舊事紀の天神本紀、また天孫本紀の中に見えたるが、古傳なるべくきこえ、其祭式は、式の書どもにみえ、其を行ふ狀は、古き日次の記ど

鏡に御政を委ね給へる時なりければ、此詔詞も、もはら道鏡が申行ひたるなるべきを、他の詔詞に佛意なる趣のあるに似もつかぬ、天翔給天云云と詔へる由なるは、しかすがに大皇國の古傳の趣をもて、此詔旨を、あまねく諸人の心にしめて奉行はしめむとせる心しらびのわざなるべきを、かへりて古傳の證とすべきなり、

萬葉集巻二に、山上臣憶良が、磐白の結松をよめる歌に、「鳥翔(ツバサ)なす在通(アリカヨヒ)つゝ見らめとも人こそ知らね松は知るらん」、略解に、有馬皇子の御魂の在々て、飛鳥のごとく天翔り通ひて見たまふらむを、人は知られど、松は知りてあらむといへるこゝろなり、又天智天皇崩御の時、大后の御歌に、「青旗の木旗の上を通ふとは目には見れとも直に逢ぬかも」、青旗は、大殯宮に立たる旗なり、通ふとは、御魂の天翔り行通ひたまはむとおもへば、御面影は目に見ゆれど、正しく相見奉る事の無きよと歎きたまへるなり、古今集物名、をがたまの木に、「翔りても何をか魂の來ても見む」とよめる歌なども、魂の天翔るといふ古意に依れるなり、

注洞物語俊蔭巻に、「天翔りても、いかにあひなく見たまふらむなどいひ、源氏物語幻巻の歌に、「大虚に通ふまほろし夢にたに見えこぬ魂の行方尋ねむ」、澪標巻に、「降りみたれひまなき空をなき人の天翔るらむやとぞ悲しき」とよめるなど、しかすがに古意の遺れるなり、然るこゝろばえにいへる事、ほかの物語ぶみどもにも見えたり、さて又、出雲國造神賀詞に、天能八重雲乎、押別氐、天翔國翔氐、天下乎見廻氐、とみえ、萬葉集に、天地能、大御神等、倭大國靈、久堅能、阿麻能見虚喩、阿麻賀氣利、見渡多麻比、とよめるなどは、神の御うへの事ながら、其おもむきは同じ、

此詔詞の終(ハテ)に、虚川(ソラツ)御魂毛聞太戸(キコタヘ)と詔へるに、思ひ合せて心得べきなり、

注なほ思ふに、齊明紀に、四年五月、皇孫建王、年八歳薨、今城谷上起レ殯而收、天皇本以二皇孫有一レ順、而器二重之一、故不レ忍レ哀、傷慟極甚云々、廼作レ歌曰、「今城なる小山かうへに雲たにもしるくしたゝば何かなけかむ」、建王の御魂の、殯宮より天に上り給はむ状を、今城の峰(タケ)に雲だにもしるくし起のぼらば、そを御かたみと見そなはして、御歎をとどめ給はむものをと、御ながめして、よませ給へるなるべし、萬葉集に、大津皇子被レ死之時、磐余池陂流レ涕御作歌に、「もゝつたふ磐余の池に鳴鴨

にしたがひて、臣列に立雙びて仕奉らせ給へるもありければ、六獦命も、既に臣列にて仕奉れる事、上章に見えたるがごとし、然るをこゝに王子としも詔へるは、たちかへりて殊に御親しみおもほせるなるべし、下の詔詞に、若之膳臣等乃不繼在、朕我王等乎天志他氏乃人等乎相交天亂良志波女之、と詔へるにも、おもひ合せ奉るべし、○不思保佐佐流外爾、この不字無用なり、されど他の詔詞、また萬葉集などの中にも、此たぐひの書ざまあり、難むべきにあらず、○卒上は、美麻加利安我利とよむべし、人の死りぬれば、魂神は、軀を離遊れて、天に揚り、顯世にも往來ふ由にて、言繼來れる古語とぞきこえたる、

注天に揚ると云ふ言は、萬葉集に、落花之、安米爾登毗安我里、雪等敷里家牟、とみえたる、安米是にて、たゞ虚空のことなり、さて崩を加牟阿賀理と申すも、魂神揚なり、殯宮を阿賀里乃美也と申すも、其處より御魂神の天に揚ります由なるべし、萬葉集の歌に、高市皇子尊の殯宮を、神宮ともよめり、又崩を加牟佐理と申すは、魂神避にて、たゞ云ひざまの異なるにて、意はことなることなし、

然る趣なる事の書に見えたるは、古事記景行段に、倭建命崩まして、八尋白智鳥に化て、天翔て飛行ませること見え、此事を書紀に、遂高翔上レ天と記されたるは、遂に高く虚に上りて、見えずなり給ひし由なり、こは御魂の天翔り給へるが、白鳥に化りて、人に見え給へるが、なべとは異なりしなり、

注近き頃、ある品輕からぬ死者を覆ひたる衾の下より、雀ばかりなる鳥の飛出て、屋内をとびめぐりけるが、戶を明る卽ちに、翔りて出去りたるを、まさしく見たりと、其處に守りめに侍らひたりつる人、これかれが語れるを聞けることありき、うきたることにあらず、又人魂の淺青に光りて飛翔ることは、さしも希しからず、世人の知れるがごとし、

また續紀に、稱德天皇の御世、天平神護三年十月、前元正天皇の遺詔を宣聞しめ給ふ詔詞に、如是在牟人等乎波、朕必天翔給天見行之、退給比捨給比云々止勅比、於保世給布御命乎云々、とみえ、

注此天皇殊に佛敎を信受尊び給ひ、又此ころ道

鴈命と兄弟なり、その次序は知られず、いづれにても、六鴈命の縁(ユカリ)につけて、副使に差し給ひたるにぞあるべき、さて此宣命使は、六鴈命の殯所(アガリドコロ)に罷向ひて、勅命を宣しめ給ひたるなるべし、

注はるかに後の事ながら、續紀に大寶元年七月壬辰、左大臣正二位多治比眞人嶋薨、詔遣二右少辨從五位下波多朝臣廣足、治部少輔從五位下大宅朝臣金弓等一、監二護喪事一、又遣二三品刑部親王三位石上朝臣麻呂、就レ第弔賻之、正五位下路眞人大人爲二公卿之誄一、從七位下下毛野朝臣石代爲二百官之誄一、大臣宣化天皇玄孫、多治比王之子也、とみえたるは、天皇の誄はあらざれど、喪事を監護せさせ給ひ、弔賻使を遣はし、公卿百官の誄せる趣などの、此時の式に似たるは、上古の遺式なりしなるべし、

天皇(スメラ)加(ガ)大御言(オホミコト)良麻止(ラマト)宣久波(ノリ)、王子六獦命(ノ)、不思保佐(オモホサ)佐流外爾(ホカニ)卒上太利止(ミマカリアガリ)、聞食之迷(キコシ)、夜晝爾(ヨルヒルニ)悲愁比川(カナシミ)給大(タマオホ)坐須(マシマス)、

これより、いはゆる宣命にて、すなはち六獦命の魂に宣る詔詞なり、そも〳〵上代の詔詞は、古事記書紀にもしるされたる事なく、續紀に、持統天皇の十一年八月の詔詞よりぞ、始て載られたる、それよりあなたなるは、いづれの書にもさらに見えたることなきを、いま此氏文に見えたるは、景行天皇の詔詞にて、いまだ漢ざまなる事のつゆまじこりなく、文字なき頃の御世のなれば、いと〳〵めでたくたふとし、すべて古言の聯ねたるものにては、歌は長きも短きも、また祝詞(ノリトゴト)、吉詞(ヨゴト)、語詞(カタリゴト)などは、神世なるを始にて、その上代の詞のまゝに傳はれるもあれど、詔詞の傳はれるは、たゞこれひとつのみぞ在(ア)りける、さて此詔詞の趣は、誄詞(ミシヌビゴト)にあたりて、續紀に、寶龜二年二月己酉、左大臣藤原長手公薨給ひし時、文室大市、石川豐成を遣して、弔賻之曰、とて載られたる詔詞の狀これに似たり、よみ合せ見て、此詔詞の殊に古ざまなる趣を、よくあぢはひ悟るべきものぞ、○王子は、美古とよむべし、六獦命は、上に云へるごとく、孝元天皇の曾孫(ミヒコ)にて、後の令制にいはゆる三世王なり、されど當時然るきはやかなる御令(ミサダメ)はあらず、二世三世の王も、時の情狀(アルカタチ)

ふに、賜レ葬とは、葬の事よろづを、皇子に准へて、
公より賄ひ給ひたるにても有べし、

於是宣命使 遣ニ藤河別命、武男心命等ニ宣レ命 云、

宣命使、宣命とは、勅命を宣るよしにて、宣るとは、勅命を受傳へて、人に宣聞するをいふ目なり、その御使を奉りて罷向ふ人を、宣命使といふ、但し宣命使といふは、後のことにて、此氏文記せる當時の稱なり、上古は美古登乃里豆加比などいひたりけむ、此は六雁命の魂に、勅命を宣聞しむる御使なり、〇藤河別命、他書どもに見あたらず、但し別命と稱ふにつきて、此天皇の皇子たらむかと おもはるゝ由あり、其は古事記景行段に、凡此大帶日子天皇之御子等、所レ錄二十一王、不レ入レ記五十九王、幷八十王之中云々、自レ其餘七十七王者、悉別ニ賜國々之國造、亦和氣及稻置縣主ニ也と見え、書紀同天皇卷に、天皇之男女、前後幷八十子云々、七十餘子皆封ニ國郡ニ、故當今時謂ニ諸國之別ニ者、卽其別王之苗裔焉、とみえたる中に、御名のきこえ給へるは、古事記書紀に載られたる皇子、合せて二十九王、紹運錄に、其餘に三十八王を載せたるを、總合せて七十七王見え給へる中に、櫛角別王、押別命、豐戸別王、豐國別王など、某別と申す御名多く聞えたり、其餘御名の 傳はらざる皇子等十三王の中に、この藤河別命はおはしけむを、件の書どもに、記漏らされたるなるべし、然らば其皇子と坐す藤河別命をしも、此宣命使に遣はしたるは、准ニ親王式ニ而賜レ葬とある當時の式にこそはありけめ、〇武男心命、景行紀に、三年春二月庚寅朔、卜ニ于幸ニ紀伊國ニ將ニ祭ニ祀群神祇ニ而不レ吉、乃車駕止之、遣ニ屋主忍男武雄心命ニ一云ニ武猪心ニ令レ祭 云云、仍住九年と見えたり、古事記に、孝元天皇の皇子大毘古命の弟に、少名日子建猪心命と見え、紹運錄には、大毘古命の弟 比古布都押之信命の子に、屋主忍男武雄心命、通本、屋主忍男命、武雄心命と二人とせるは誤なり、塙本に證を引て一本に依りて訂せるに隨ふべし、 また姓氏錄には、伊賀朝臣の 譜に、大彥命男大稻輿命男、彥屋主男心命、道公の譜に、大彥命孫彥屋主男心命、諸本に、男字を田とかき、或は日とも作きて、此と彼ととりどり同じからず、(國造本紀高志國造の下に、阿閇臣祖屋主思命とも誤書り)、今傍證に依りて、男と作るかたを採れり、 など とりどりに見えたり、姓氏錄なる傳にては、大稻輿命の子にて、六

て、永世に仕奉らしめたまひ、子孫等をば、長世に其職(ツカサ)の長として仕奉らしめむ、と詔せさせ給ひたりき、さて其詔詞は、第二章に見えたり、

第二章

此章は、政事要略一條天皇の御世の頃の人、明法博士惟宗朝臣允亮撰第廿六卷、年中行事部、十一月中卯日、新嘗祭條に、高橋氏文云とて載たるを採りて、書表はせるなり、又年中行事祕抄、十月中辰日、豐明節會の條に、此章の文を、いたく折略(コトソ)ぎて記し、又中原師光朝臣の年中行事にも、祕抄より引出たりと見えたる同文のあるをも、批挍て訂せり、

六鴈命七十二年秋八月、受レ病同月薨(ミマカリキ)也、

七十二年は、七十二の齡(トシ)なり、

注この七十二年は、景行天皇の御世の年數にはあらず、景行天皇は、御世の六十年十月に崩坐せり、さて六鴈命の薨れる、御世の年は知られねど、假に天皇の崩ませる前年に、七十二にて薨れりとして推考るに、垂仁天皇の八十七年に生れ、景行天皇の五十三年、六十六の時、浮島の行宮にて、御膳の事に仕奉始め、同五十九年八月に薨れるに當れり、

時天皇聞食(キコシメシ)而大悲給(イタクカナシミタマヒ)、准(ナゾラヘテ)二親王式(ミコノノリ)一而賜(タマヒキ)レ葬(ハフリ)也、

天皇は、景行天皇の御事を申せるなり、○親王は、當時の稱にはあらず、茲時の詔詞には、王子六鴈命と書り、さて親王と申す稱は、はるかに後の御世におよびて制め給へる繼嗣令に、凡皇兄弟皇子皆爲二親王一、以外(ソノホカハ)並爲二諸王一、自二親王一五世雖レ得二王名一不レ在二皇親之限一と見えて、こは漢國の隋唐の制に據り給へるなるべし、こゝに准二親王式一と書るは、皇子の式に准へ給へる由を、後の稱をもて記せるなり、親王は美古(ミコ)とよみてあるべし、○賜レ葬は、皇子に准へて賻物(ハフリツモノ)を賜ひたるに由なるべし、葬とのみにては、言たらねこゝちす、葬の下に、物字脫たるにはあらざるか、但し當時の式は知る由なし、後の事ながら喪葬令に、凡職事官薨、賻物は、謂云々、送レ死物曰レ賻也、正從一位絁三十匹、布一百二十端、鐵十廷云々、親王及左右大臣准二一位一と見えたり、また按

暦元年なり、並卅九代は、景行天皇より當今の御世までの御代數なり、積年六百六十九歳は、此氏文に記せる六獦命の、詔によりて、御膳に供奉り始たる、景行天皇の五十三年より、下に分書せる延暦十一年までの年數なり、さて此年紀を注せる事は、第三章の、延暦十一年に、定下高橋安曇二氏、供二奉神事御膳一、行立前後上事、官符に、去延暦八年爲レ有二私事一各進二記文一、卽喚二二氏一勘二問事由一、兼捜二撿日本紀及二氏私記一、及レ知二高橋氏之可レ先云々、謹案二日本紀一云々、撿二其家記一略同、於レ此是高橋氏預二奉御膳一之由也云々、更无レ可レ疑二先後之次一、事已灼然、理須下以二高橋一爲レ先安曇在上レ後云々、と見えたる事によれり、さてその記文といひ、私記家記などいへるは、共に此氏文の事なり、安曇のかたには、氏記とも作り、これら潤飾のために文を換たるなり、かくて延暦十一年に及びて、件の官符のごとく、其氏文の證明なるをもて、高橋安曇の前たるべき由を判給へるによりて、氏文の尾に、この迄二于今朝廷一云々と二十一字を書加へ、その勅判を奉はりたる年紀を記して後證とし、又其時の官符を寫して氏文に副たるなり、其官符は、第三章として下に擧ぐるこれなり、さて又此分書の延暦の年次、月令に、十九年と作たれど、上件の本文に合はず、何の由もなきを、十一年とするときは、勅判の年に當りて事實に合ひ、また六百六十九歳といへる年數にも合へれば、十九年と作るは、十一年の誂寫なる事疑なし、故いま訂して書り、そも〳〵膳夫といへば、後世の人意には、賤職のごと聞ゆれど、然らず、上古には、凡て御膳を嚴重みせられつるから、膳夫もことに其人を選ばれて、輕からざる職になもありける、さるは神世よりの故實にて、古事記に、大國主神國避の段に、櫛八玉神を膳夫として、天御饗奉らるゝ時、火を鑽出でゝ、云々して供奉りし狀、委しく見え、また同記に、此幸行より前、倭建命平國に廻行しゝ時、久米直祖七拳脛、いつも膳夫にて從に仕奉りし由記されたるは、諸司は多かるべき中に、殊さらに此職をのみ擧記せる趣をもても、其輕からざるほど知られたり、しかありけるに、此時六鴈命、よく其道に仕奉れるを賞美たまひて、新甞祭の奉物、また膳職の御饌の事も、さらに其式を定始めさせ給ひ、薨たる後には、その魂を膳職に齋ひ

皮を剝ぎ、水に浸し曝して、麻苧のごとく白くなりたるを、割き織りて布とし、またその割たるを總ね垂て、神に奉るを、和幣といふもこれなり、（此木綿の事、とりぐ混らしきを、古事記傳八巻に委く辨へられたり、）さて又、この時髻に卷き、又縵にせる木綿は、割きたるなるべく、襷にせるは、織たるなるべし、（木綿襷といふこれなり、内膳式に、膳部等に給ふ襷暴布、或は調布一條の長八尺と見ゆ、）

自纏向朝廷歳次癸亥、始奉貴詔勅、所賜膳臣姓、天都御食乎伊波比由麻波理天、供奉來、

癸亥は、すなはち御世の五十三年にて、上に見えたる詔に、磐鹿六獦命波、朕我王子等爾阿禮子孫乃八十連屬爾遠久長久天皇我天津御食乎、齋忌取持天、仕奉止負賜天云々、神嘗大嘗等供奉始支、といへる時よりなり、○所賜膳臣姓、此事は、上にみえて、其處に論へるごとく、當時は、後の御世のごとく、氏骨を定て賜へる事のきはやかには あらざりけるを、此處に如此いへるは、後世のさまに合へて書る文なり、姓氏錄高橋朝臣の譜に、大稲輿命之後也、景行天皇巡狩東國、（此間に、磐鹿六雁とあるべきを、諸本どもに無きは、はやく寫脱せるなり、）供獻大蛤、于時天皇嘉其奇美、賜姓膳臣、とあるも、此氏文の中なる一端を取載られたるにて、賜姓の記されざまは此と同じ、さて件の譜文のさし次に、天渟中原瀛眞人（諡天武）十二年、改膳臣賜高橋朝臣、といへる膳臣は、六獦命の後孫の、氏骨賜はりて在りしを改て、高橋朝臣を賜ひたりしなり、

注但し天武紀に、十三年十一月戊申朔云々、凡五十二氏、賜姓曰朝臣、とある中に、膳臣見えたれば、十二年云々といへるは合はず、此はもとより高橋の系譜に、年次の訛のありしなるべし、又たすけていはゞ、十二年には、膳臣の族の中より抽出で高橋朝臣を賜ひ、十三年の度に惣ての膳臣に、朝臣を賜ひたりしにもやあらむ、

○天津御食、（天字、月令に一字缺て空たり、上の詔詞によりて補へつ、）○伊波比由麻波理天仕奉來、由麻波理天は、上に由麻々閇天といへると同言にて、其處に説へるがごとし、

迄于今朝廷歳次壬戌、並卅九代、積年六百六十九歳、（延暦十一年）

今朝廷の壬戌といへるは、桓武天皇の御世の始、延

ぎていへり、書紀に、十二月從二東國一還之居二伊勢一也、是謂二綺宮一、五十四年秋九月辛卯朔己酉、自二伊勢一還二於倭一居二纒向宮一とみえたり、綺は、カムハタとよむべし、和名抄に、綺似レ錦而薄者也、加無波太とみゆ、內山眞龍が宮所記に、伊勢國人云、綺宮の蹟は、鈴鹿郡能褒野の北、白鳥陵に近き處に在り、土人加牟婆多乃宮と云、古の驛路なりと云へりと注へり、〇倭纒向宮、神名式に、大和國城上郡、卷向坐若御魂神社とある其地なり、宮所は、古事記此天皇段に、坐二纒向之日代宮一治二天下一也、書紀に、四年春二月、天皇幸二美濃一、冬十一月、自二美濃一還、更都二於纒向一、是謂二日代宮一、と見えたり、

五十七年丁卯十一月、武藏國知々夫大伴部上祖、三宅連意由、以二木綿一代二蒲葉一天美頭良乎卷弖、從レ此以來、用二木綿一副二日影等葛一天、爲レ用矣、五十七年、月令に、五十年とあり、干支に據りて考ふるに、七字を脫せるなり、故訂し補ふ、

〇十一月は、新嘗の時をいへり、此事、上の神嘗大嘗の下にいへり、〇武藏國知々夫大伴部上祖、三宅連意由、月令、大伴部の下に、之字を作きたれど、上に無邪志國上祖云々、知々夫國上祖と書ろ例に依りて、之は上の訛なること著ければ、これも改めつ、知々夫は、和名抄武藏の郡名に、秩父知々夫と見ゆ、但し國造本紀を考るに、當時知々夫も一國にて在りしときこゆれば、武藏に收られたるは、後の事なるべきを、かく書るは、例の後をもて古にめぐらしいへるなり、大伴部は、上に諸國人乎割移天、大伴部止號天云云、と見えたる中の、知々夫の大伴部の上祖なり、こゝにその大伴部の上祖としも云へるは、これも後より古を語る言なり、三宅連意由、他書どもに見當らず、和名抄に、武藏國橘樹郡の鄕に、御宅美也介上總國天羽郡、下總國印旛郡にも、三宅鄕あり、これらの中の地名、由あるべし、意由は、上に知々夫國造上祖天上腹天下腹人等、爲レ膾及煮燒雜造盛天云々、とみえたる族の長なりしなるべし、〇以二木綿一代二蒲葉一天云々爲レ用矣、前には蒲葉をもて鬘を卷たりけるを、此新嘗の時より木綿に代へたる由なり、又副二日影等葛一とは、前には日影を縵にし、麻佐氣葛を襷に懸たりけるを、この時より、縵にも襷にも、主と木綿を用ひ、日影麻佐氣葛をば、副へ用ふる事と爲たる由なり、さるは鬘を卷くにも、縵にも、襷にも、木綿を用ひたるかた美麗しく、襷はた固くて便よきが故なるべし、木綿は穀木の

物語に、大炊づかさの飯かしく屋の棟に、つくの穴ごとに、つばくらめは巣をくひ侍る云々、と申す云々、中納言云々、籠に乘りてつられのぼりて、うかゞひ給へるに云々、綱を引すぐして、つなたゆるすなはちに、八島のかなへの上に、のけさまに落給へり、といへること見えたり、さて此神を大炊寮式には、徒に竈神八座とあり、

さて此御膳神八座を、大甞の時に祭らるゝ事は、大甞祭式に、御飯稻造レ棚別置祭ニ御膳八神於内院一と見え、また凡齋部之齋院祭神八前云々、また凡大甞祭事畢差ニ禰宜卜部二人一、遣ニ兩齋國一祭ニ御膳神八座一、即爲ニ解齋一など見えたり、○今令レ鑽ニ忌火一大伴造者、物部豐日連之後也、（今字祕抄に脫たり、同異本令鑽の二字を衍せり、又祕抄に、者を有と作り、みな訛なり、）こは上に、爲ニ豐日連乎一令ニ火鑽一天、此乎忌火止爲天、と云へる注なり、今とは、これも此氏文記せる時の言なり、大伴造は、膳大伴造なるを、膳を省ぎて稱へるにて、儀式神今食儀に、膳伴造鑽レ火即炊ニ御飯一、大甞祭式に、伴造燧レ火兼炊ニ御飯一、安曇宿禰吹レ火、など見えたるこれなり、大伴を、徒に伴と稱へるは、後紀に、弘仁十四年四月、淳和天皇の大御名を避て、大伴を伴と改たる由見えたり、

注但し大伴にも、伴にも、造の骨なるは、姓氏錄そのほかの書どもにも見あたらず、姓氏錄撰ばせ給へる弘仁の頃、すでに其姓人は絕たりしにか、又はいまだ本系を奉らざりつるほどに、錄を撰び畢られたりしにもあるべし、又おもふに、この造は骨にはあらで、主殿の伴の臣など稱ふに同じく、たゞ膳夫の伴の臣と稱へるにもやあらむ、

物部豐日連は、上に見えたるごとく、物部意富賣布連の子なり（大膳職坐神三座の中に、火雷神とあるは、此時豐日連の祭れる齋火神なるべく、推量れる考あり、其は下に云ふべし、）○以上は、天皇上總に坐ましける間の事を云へり、古事記此天皇の段に、此御世定ニ東之淡水門一とみえたるは、此行幸の度に大みゝづから定おきてさせ給へるなるべし、

以ニ同年十二月一、乘輿從レ東還ニ坐於伊勢國綺宮一、五十四年甲子九月、自ニ伊勢一還ニ幸於倭纒向宮一、

同年は、此氏文の首に、五十三年癸亥と云へるを繼

三位勳八等安房神奉レ授二正三位一帳に安房國安房郡安房坐神社、（坐字通本に脱たり、古寫本、また伊呂波字類抄に載たる式社の神名に據りて補ふ、）名神大、月次、新嘗とある此にて、此神社今安房郡大井村に在とぞ、

今大膳職祭神也と注へる今とは、此氏文を記せる時の言なり、（第二章の詔詞にはたゞ膳職とあり、大膳職內膳司と別たれたるは令制なり、）三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、大膳職正四位上御食津神授二從三位一（て、安房神の授位も同日に上に擧たるがごとし、）帳に、大膳職坐神三座（並小）の中に、御食津神社（いま二神は、火雷社高倍神社、）とあるこれなり、大膳式に、御膳神八座（二月、十一月、上酉日祭レ之、〇踐祚大嘗祭式に、收二御稻於稻實屋一但御飯稻造レ棚別置、祭二御膳八神於內院一）と見えたるは、件の帳に載られたる御食津神を本神（カムザキ）として、他に御膳に由ある神々七座を合せて、八座祀られたるなるべし、かくておもへば、此上文に、安房大神乎御食津神止坐奉天云云、並大八洲爾像天八乎止古八乎止咩定天云々、といへるは、當昔大八洲に像りて、安房大神を本神として八神を坐せて、一神に男女一人づゝを定て仕奉らせ給へるを、事省ぎて語り傳へたりしものなるべし、其は宮內式に、凡卜下供二奉神事一小齋人上者、其日神祇官副祐各一人、率二宮主卜部等一先就二宮內省廳座一云々、神祇副宣始レ自二八男八女一以下至二御膳司人等一次々令二參進一云々、卽隨レ次令レ昇レ廳、先卜二八男以下御膳司人、次諸司人等一云々と見え、儀式神今食儀に、神祇副命云、八社男八社女御膳司、幷色々人等次第令二參進一錄稱唯云々、丞命云、八社男八社女御膳司、幷色々人等次第令二參進一省掌稱唯退出、仰二八社男以下一依レ次令二參進一（先八社男、次八社女、次典膳以下云々、）云々、其八女及女官立二廳上東壁下一云々、膳伴造鑽レ燧卽炊二御飯一安曇宿禰吹レ火、內膳司率二諸司伴部及采女等一各供二其職一料二理御膳雜物一と見えたる八男八女を、八社男八社女とも稱ひて、もはら御膳司とゝもに仕奉る趣なるは、其遺式なるべきにおもひ合すべし、

注また文德實錄に、齊衡二年十二月、天安元年四月に、大炊寮大八島神に叙位の事見え、三代實錄貞觀元年正月叙位の下に、大炊寮大八島竈神八前、と見えたる竈神も、同時に大八島に像りて、八神を竈神として祭給へるにはあらざるか、竹採

勢に遷幸して鎭坐しませせるなり、

○大嘗は、意富爾倍とよむべし、新稻を神々に饗し、天皇も聞食す、嚴重き御祭にて、新嘗と云ふも同事にて、古は通はしいへり、これを後世には御世の始のを大嘗と云ひ、毎事のをば、事略ぎて新嘗と分いふ事のごとくなれり、（此事、古事記傳八卷に、委論はれたるを見るべし、）下三章の詔詞に、十一月乃新嘗乃祭毛、膳職乃御膳乃事毛、六雁命乃勞始成流所利奈、と詔へる新嘗も、此大嘗なり、然るに、それと同時に始りたる神嘗祭の事をば詔はず、又其祭行はせ給へる事の、古書どもにも見えざるをおもへば、此後いくほどもなく、神嘗を大嘗に合せて行ひ給ふ事となりしが故なるべし、（神嘗大嘗等といへるにて、始は二祭なりしと著し、）○注但云三安房大神爲二御食津神一者、今大膳職祭神也、此は上に上總國安房大神乎、御食津神止坐奉天、と云へる注なり、（云字、祕抄に之に誤れり、津字も脱たるを、元々集に、月令を引て、いさゝか此の文を載られたると、祕抄の一本によりて補ふ、月令類從本、また普通祕抄に）安房大神は、古語拾遺に、天祖天照大神高皇產靈尊相語曰、夫葦原瑞穗國者、吾子孫可レ王之地也、皇孫就而治焉云々、以二天兒屋命太玉命天鈿女命一使二配侍一焉、又勅曰云

云、汝天兒屋命太玉命二神、宜下持二天津神籬一降二於葦原中國一、亦爲二吾孫一、奉上齋焉、惟爾二神共侍二殿內一能爲二護衞一、宜下以二吾高天原所御齋庭之穗一（是稻種也）亦當中御於吾兒上矣、宜下太玉命率二諸部神一供二奉其職一如中天上儀上云々、逮二于神武天皇東征之年一云云、令下天富命（上文の注に、太玉命の孫とあり、）率二日鷲命之孫一求二肥饒地一、遣二阿波國一殖中穀麻種上、其裔今在二彼國一、當二大嘗之年一貢二木綿麻布及種々物一、所以郡名爲二麻殖一之緣也、天富命更求二沃壤一、分二阿波齋部一率二往東土一、播二殖麻穀一、好麻所生故謂二之總國一、穀木所レ生故謂二之結城郡一、（古語麻謂二之總一也、今爲二上總下總二國一是也、）阿波忌部所居便名二安房郡一、（今安房國是也、）天富命卽於二其地一立二太玉命社一、今謂二之安房社一、故其神戶有二齋部氏一とみえたり、此古實によりて、安房社の大神すなはち（太玉命）を、御食津神と爲て、件の宜下以二吾高天原所御齋庭之穗一亦當中御於吾兒上矣云々、と詔へる神勅を信受行ひ給へるなり、

注續後紀に、承和三年七月、安房國无位安房大神奉レ授二從五位下一、同九年十月、奉レ授二正五位下一、文德實錄に、仁壽二年八月、安房國安房神特加二從三位一、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、安房國從

乎止古八乎止咩の、乎止古乎止咩は、男女の弱きほどをいふ稱なり、弱き男女を、八人づゝ定て、八乎止古、八乎止咩と呼て、神甞大甞等に仕奉始たりし由なり、なほ此八乎止古八乎止咩の事は、下に論ふべし、○神甞、甞字月令また普通本の祕抄ともに、齋と作り決めて誤寫なり、いま祕抄の一挍本に據りて、訂して採れり、加牟爾閇と訓べし、此よみざまの事、記傳八巻、大甞の下に、說はれたるがごとし、神祇令に、季秋神衣祭、義解に、謂與孟夏祭同、孟夏神衣祭、義解に謂伊勢神宮祭也云々、次に神甞祭義解に、謂神衣祭日使、使字諸本便と作るは誂なり、いま集解に據りて訂せり、卽祭之、と見え、大神宮式に、九月神甞祭云々、弊帛使取王五位已上卜食者充之云々と見えて、中臣忌部卜部を差遣はす例なり、すべて大神宮の神事に、膳部の預れることは、何の書にも見えたる事なし、さて其時、神官及幣帛使等の供奉る狀は、延暦二宮儀式帳にみえて、主と新稻をもて饗し奉る神事なり、

注但しこの幣帛使の事、國史には、三代實錄の始、貞觀元年より、每年九月に遣はす例に記されて、其より前の國史どもには載られず、さて大神宮に神甞奉る事の始は、年中行事祕抄に、舊記に云、垂仁天皇之代倭姬皇女爲伊勢大神御杖代、于時依隨大神託宣、從大和國向伊勢國、到壹志郡齋片樋宮、從發彼宮乘三隻船、向佐志津御暫留、爰夜鳥鳴聞於葦原、倭姬皇女遣人令見、有一隻鶴守八根稻、穗長八握、可謂瑞穗、倭姬皇女使人苅採、欲供大神之御食、卽折木枝刺合出火、炊彼稻米奉供大神給、從此時神甞祭發、故每到神態鑽火炊爨、謂之忌火、良有以者と見えたり、此文、倭姬世記にも採載たれど、卽折木枝より以下四十一字は有らず、又每至より下、忌火まで十二字は、江次第抄にも引載られて、上の忌火の條に引注せるがごとし、正しき古傳說なるべし、これに准へて稽ふるに、此時六鴈命に詔て供奉始させ給へる神甞は、當時大宮內の艮所にて、天照大御神に、新稻の御饌を饗し、祭奉り始たまひたりしなるべし、

注書紀、古語拾遺、大神宮儀式帳を照考ふるに、大御神の御靈鏡は、崇神天皇の御世に、大御許を離奉り給ひて、倭の笠縫邑に祭たまひ、其御靈鏡を摸鑄さしめて、大宮內の艮所に、齋祀らせ給ひ、御靈鏡は、垂仁天皇の御世におよびて、倭より伊

根源同條に、景行天皇の御時より始る、忌火とは、火を忌むこゝろなり云々、とも記し給へり、

注この忌火を、インビともいふは、イミビの音便なり、江次第の印本に、インコと假字をさし、俗にも然唱ふが古實なりといへる人ありときこゆ、其は僧徒の忌まくしき事行ふ時にすなる下火を、近世の唐音にて、アコといふに習ひたるにて、いともあるまじきさかしら説なり、江次第なるも古本にはインヒとあり、

○伊波比由麻麻閇天供ニ御食一、（月令麻字一つ脱たり、祕抄に依りて補へつ、）伊波比は、（此言の意は、上の齋忌の下にいへり、）伊牟と同言なるを、如此も活かしていへり、由麻々閇は、祈年祭祝詞に、忌部能弱肩爾太多須支取掛氏、持由麻波利仕奉禮留幣帛乎、神嘗祭祝詞に、太襁取懸天、持齋波里とみえ、また此下文に、伊波比由麻波理、といへる由麻波里と同言にて、由は忌むの伊を通音に轉したるにて、由庭、湯貴、湯鍬、齋種などの由に同じ、但し此の文のごとく、由麻々閇と活かして云へる例は、他に見あたらざれど、めでたき古言とぞきこえたる、（祟まへ、辨まへなどいふと同じ活きなるべし、）さて伊波比も、由麻々閇も、共に忌む意にて同言なるを、かく疊ねて云ひ、下文に伊波比由麻波利といへるも、共に古言の文ときこえてめでたし、

○並大八洲爾像天、八乎止古八乎止咩定天、大八洲は、古事記國生段に、此八島先所レ生謂ニ大八島國一、と見えたる古事にて、大皇國の惣號ともなれる事、傳に注されたるがごとし、其大八洲の數に像りて、八乎止古八乎止咩を定たる由なり、像は字書に、肖似也、摹倣也など注ひて、象と通はし用ふる字なり、カタドリテとよむべし、（谷川本にのみ像を象と作り、これに依らばこともなけれど暫く諸本に隨ふ、）神代紀に、次雙ニ生隱岐洲與ニ佐渡洲一、世人或有ニ雙生一者象レ此也、とみえたるも、國に象るといふ事のある古實なり、また三代實錄（貞觀八年九月）桓武天皇の御陵に、大宮の事を申給へる告文に、此宮波、掛畏岐、天皇朝廷乃、勞作太良之米賜天、萬代宮止定賜留處奈利、就レ中八省院波、殊留ニ御心一天、國乃面止作粧賜岐止奈毛聞賜布留云々、と詔へるは、大八島國の面に像りて、八省院を作粧ひ給ひたりし由なり、面とは、（古事記國生段に、大八島國の、伊豫之二名島、また筑紫島など、身一而有ニ面四一、毎レ面有レ名とて、合せて八面の名見えたり、此八面に像り給へるにか、又八島の數に象り給へるにか、其は測奉りがたし、）これをもおもひ合すべし、八

宇氣譬能美難箇、この宇氣譬といふは、何にまれ事ある時、しか〳〵と眞心に決めて、其を違へじと堅むるを云ふ言にて、人と互に爲るうへにも、此方ばかり爲るにも云ひ、其ほか事のさまによりては、又異なるがごときこゆるもあれど、いひもてゆけば、同意に歸るなり、此なるは、天皇六鴈命に、上のくだりの事どもを命せ給ひ、大御自誓ひて任し給へるなり、六鴈命も、此詔を畏奉れるに、おのづから誓の意あり、あちはひ悟るべし、なほ誓のことは、予が方術原論の中に、委く論へり、

是時上總國安房大神乎、御食都神止坐奉天、爲ニ若湯坐連等始祖意富賣布連之子豐日連乎一令ニ火鑽一天、此乎忌火止爲天、伊波比由麻麻閇天供ニ御食一、並大八洲爾像天、八乎止古八乎止咩定天、神嘗大嘗等仁仕奉始支、但云ニ安房大神ニ爲ニ御食津神一者、今大膳職祭神也、今令レ鑽ニ忌火一大伴造者、物部豐日連之後也、

上總國安房大神、安房は、上にいへるごとく、そのかみ上總の國内の地名なるを、神名に負せて稱へたるなり、此神の事は、下の注に見えたり、○御食津神止坐奉天、坐字月令に脱たり、祕抄に據りて補へつ、天皇の御食の神として、此御膳屋に請坐しめ給へるなり、但し坐字、祕抄一本に、定と作り、かくても通えたり、○爲ニ若湯坐連等始祖、意富賣布連之子豐日連一、若湯坐の下の連字、月令に脱たり、これも祕抄によりて補へつ、若湯坐連始祖の六字は、上に記したれば、再こゝに云へるは、いたづらなり、記しざまのとゝのはざるなり、たゞに物部意富賣布連之子云々と書べきところなり、豐日連、下文の注に、物部豐日連とみえたる是なり、此人こゝのほか書に見あたらず、○令ニ火鑽一天、名義抄に、鑽また攅をヒキリと訓り、古事記大國主神國避段に、櫛八玉神爲ニ膳夫一、獻ニ天御饗之時禱白而、櫛八玉神云々、鑽ニ出火ニ云、此我所鑽火者云々、鑽火の事、傳に委注されたり、又その術は予が正卜考に注せり、○此乎忌火止レ爲天、祕抄一本、谷川本、忌火の下に、手字あるは訛なり、天字月令に脱たり、祕抄によりて補へつ、忌火は、イミビとよむべし、忌清めたる火の由なり、凡て火を得るに、鑿つと礙るとの別ありて、上代より殊に忌て淸くする火は、皆攅出すことにて、今に至るまでも、伊勢大神宮の御饌炊くに、攅火を用ふる例なりとぞ、其餘にも、諸國の大社小社の中に、然る例にものする事、かれこれきこえたり、江家次第に、忌火御飯、六月十一月、十二月、一日早旦供ニ之内膳司一、一條兼良公の同書の抄に、今按忌火每レ至ニ神態一鑽レ火炊饌、謂ニ之忌火一也、こは既く年中行事祕抄同條に、舊記云とて載たると全く同文なり、同公の公事

朕我王子磐鹿六獦命、この主孝元天皇の皇子大毘古命の孫なれば、後の御世にいはゆる三世王に當れり、故親愛みて、朕王子としも詔へるなり、第三章の、六雁命薨の條にも、天皇聞食而大悲給、准ニ親王式ニ而賜レ葬也と見え、其時の詔詞にも、王子六獦命と詔ひ、また若之膳臣等乃不ニ繼在一、朕我王子等乎志天、他氏乃人等乎、相交天乱良志波亂女之、なども詔へり、○諸友諸人等乎催率天、諸友諸人は、膳夫の諸の伴部等を詔へるにて、古言の文なるべし、上に此行事者、大伴立雙天、應ニ供奉一物止在、と詔へると同趣なる御言なり、催は、字類抄に、モヨホシと訓み、又勸役などをもよめり、物語ぶみどもにも多くみえたる言なり、率は、ヒキヰテとよむべし、神代紀に、率また領帥などを然訓り、字鏡に、擕提挈也、連也、率也、將行也、持也、兒比支井天由久、靈異記に率爲天、○愼勤ッ、シミ、イソシミテと訓べし、愼は、謹字など丶同じく、ツ、シミとよむは世の例にて、名義抄、書紀などの古訓にみえ、物語ぶみどもにもみえたる言なり、續紀天平神護三年十月の詔詞に、許己知天謹麻里淨心乎以天奉侍止云々、また諸東國乃人等、謹之麻利奉侍禮、と見えたるも同言にて、其は恐みを、かしこまりといふごとく、然もいへるなり、但し愼謹などは、漢籍につねに多く用へる字にて、もはら心の上にかけていひ、或は禮容につきていへる意なるが多きを、皇國にてツッシムといふ言は、よろづの事を行ふうへに、過失なくものせむと、心を入るゝにつきていへるが多し、此なるも行事にかけて詔へるなり、俗言に、大切にしてといふがごとき意なり、なほ物語ぶみなどにみえたるを、あぢはひて知るべし、勤は、文德實錄四卷滋野貞主傳に、檜原東人、天平勝寶元年爲ニ駿河守一、于時土出ニ黄金一、東人採獻レ之、帝美ニ其功一曰ニ勤哉臣也一、遂取ニ勤臣之義一、賜ニ姓伊蘇志臣一、仲哀紀に、郎美ニ五十迹手一曰ニ伊蘇志一、この事筑前風土記にも見えたり、また續紀天平勝寶元年四月の詔詞に、伊蘇之宇ゝ賀斯美美などみえたるこれなり、俗言に、出精と云ふ意也、さて此言のもとは、伊佐乎にて、其は勇雄の意なるを、活して伊佐乎志といひ、又伊佐乎志支、伊佐乎志久などもいひ、又その佐乎を切ては伊蘇志と云ひ、また伊蘇志支、伊蘇志久などもいひ、また伊蘇志美、伊蘇志牟などもいへり、その證をいはむには、事長ければ、こゝには、つくしがたし別に記せるものあり、○仰賜誓賜天依賜岐、誓は、ウケヒとよむべし、神代紀に、誓約之中、此云ニ

の佐乎加遲と訓れたるに隨ひ、なほ他書にみえたる證を引き、祈年祭祝詞も、本のまゝに棹枚と書て、なほサヲカヂと訓れたれど、月次祭辭別の祝詞にも、棹枚と書き、諸本ともにみな枚字を書たれば、後人の誤寫とはおもはれず、然るを岡部翁の祝詞考に、こともなく枚を柁に改め、棹柁と作きて、サヲカヂとよまれたるはいかにぞや、さて加遲は祝詞また萬葉集にもあまた見えて、こは今世に艫と云ふものこれなり、萬葉集十七に、阿麻夫禰爾、麻可治加伊奴吉、とよめるにても、可治と可伊との別なること、ます〳〵明なり、さて其をたゞに加伊といひて、其さまの古くきこえたるは、萬葉集廿巻に、大船爾、末加伊之自奴伎、また十九巻に小船都良奈米、眞可以可氣、伊許藝米具禮婆、また二巻に淡海乃海乎榜來船、奥津加伊、痛勿波禰曾、邊津加伊、痛莫波禰曾、若草乃、嬬之念鳥立、また八巻に玉纒之、眞加伊毛我母、一云小棹毛何毛 朝奈藝爾、伊加伎渡云々、などみえたり、○波多乃廣物、波多乃狹物、毛乃荒物、毛乃和物、供御雜物等、古事記神代段に、火照命者、爲二海佐知毗古一而、取二鰭廣物鰭狹物一、火遠理命者、爲二山佐知毗古一而、取二毛麁物毛柔物一と見えて、鰭廣物鰭狹物は、諸魚の大きなる小きを云ひ、毛荒物毛和物は、諸獸をいへる古文にて、書紀神代巻にも見え、道饗祭祝詞に、山野爾住物者、毛能和物毛乃荒物、青海原爾住物者、鰭乃廣物鰭乃狹物、奥津海菜邊津海菜爾至萬豆云々、遷二却祟神一祭祝詞に、山爾住物者、毛乃和物毛能荒物、大野原爾生物者、甘菜辛菜、青海原爾住物者、鰭廣物鰭狹物、奥津海菜邊津海菜爾至萬豆、なども見えたり、さて此氏文なる詞は、山野にかけて獸をいひ、海川にかけて魚を云ひ、雜物と云へる中に、いはゆる甘菜辛菜海菜の類も、おのづからこもりてきこゆ、○兼攝は、フサネとよむべし、書紀に、摠また惣攝をよみ、名義抄に、惣フサヌ、色葉字類抄に、都をもよめり、上のくだりの事どもに、兼攝取持て、上にも、齋忌取持天とあり、仕奉れと依し給へるなり

如是依賜事波、朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙、朕我王子磐鹿六獦命、諸友諸人等乎催率天、愼勤仕奉止、仰賜誓賜天、依賜岐、

之諸神、皆白レ不レ知、爾多邇具久白言、此者久延毘古必知レ之、卽召二久延毘古一問時、答曰此者神産巣日神之御子少名毘古那神、と見えたる多邇具久は、まことに神なりけり、さて又多邇具久としも云ふは、萬葉集に書る字のごとく谷潜にて、常に山谷に住て、行むと思ふ時には、野山の極までも、靈異く潜り行く義の名なるべし、然らば多邇久具といふべきを、多邇具久といへるは、連聲の文にて、濁音の轉れるなり、又此氏文に多邇久久と書るは、字のごとく淸みて唱へたりしなるべし、上文に駕我久久と書るにも准へおもふべし、

○加弊良乃加用布岐波美、加弊良は加伊閇良にて船の櫂なるを、上古には閇良といふ言を加へても云ひ、又加伊の伊を略きて、加弊良とも云ひしなるべし、さて加伊は、新撰字鏡に、棹櫂檝類也、船の加伊、和名抄に、棹、釋名云、在レ旁撥レ水曰レ櫂、直敎反、字亦作レ棹、漢語抄云加伊、櫂ニ於水中一且進レ櫂也、とみえたるこれなり、加遲とは別なり、檝は、新撰字鏡に、檝楫也、加地、和名抄に、釋名云檝使二舟捷疾一也、和名加遲とありて、今なべて艣といふものなり、なほ下に辨へいふべし、さて又舟具の漢字は、あるが中に互に通はして、さまざまに用ひたれば、字に拘泥まずして心得わくべし、今も加伊と云て、舷の兩旁に穴を穿りて、索を通し縮堅めて、加伊を貫入れ、其を舟の大さに應へて、繁多をもかけて、水をかき撥て、直に舟を行る具なり、さて其加伊の形は、おほかた人も知れるごとく、加遲今いふ艣とは別にて、もはら鉏の鏟に似て、先は薄く平めたるものなり、しか先の平みなるを閇良といふによりて、加伊弊良とも云ふを、約めて加弊良といへるなり、もしくは加の下に伊字の脫たるにてもあるべし、さて其鉏に閇良と云へるは、和名抄に、唐韻云、犂墾レ田器也、和名加良須岐鏟犂耳也、和名閇良、とみえ、字鏡にも鏟を戸良と訓り、內膳式に辛鉏閇良二枚鋒四枚と見えたるは、鉏の鋒を決入る平なる處を閇良と云ふを、柄ごめにも閇良といへるなり、尋常用ふ篦も同義の名なり、さてその閇良は平の義なるべし、今も田舍人の言に、鉏鍬の鋒を決入る處を、鉏倍良鍬倍良とも云へり、俗に人の跗(アナヒラ)の殊れて、大きく平なるを、鍬倍良足(クハベラアシ)といふを、また鍬毘良足(クハビラアシ)ともいへり、惡心僧都の作といへる、太秦廣隆寺牛祭祭文に、久波比良足仁舊鼻高平絡付ともみえたり、又或は、鉏夫呂鍬夫呂なども云ひ、徒には布呂ともいふは訛るなり、おもひ合すべし、式新年祭また月次祭祝詞に、青海原者棹枚不レ干、舟艫能至留極云々、と見えたるも此の加弊良の加用布岐波美と云へると、もはら同趣なる古言にて、棹は、和名抄に依て、加伊とよみて、棹枚を、加伊比良とよむべければ、加伊弊良と云ふと同言なり、

注古事記仲哀段に、柂檝とあるを、傳に、岡部翁

奉流、比禮懸伴緒、襁懸伴緒乎、手躡足躡不レ令レ爲氐云々、（伴緒の緒は長にて、其部屬の長なりと古事記傳に說はれたるが）ごとし、とあるは御食造仕奉る膳部の男女をいへる文なり、これをおもへば、大祓詞に、天皇朝廷爾、仕奉留、比禮掛伴男、手襁掛伴男、といへるも、同じかるべし、さてこゝにて賜へる比例は、其時御饌に陪奉れる、膳部の采女の掛たるを脫置せて、これをも副て、功勞を美給へる表物に賜ひたるなるべし、（意富連が佩たる大刀を脫置せて、賜ひたると同趣なり、）依賜支は、上に磐鹿六獦命波朕我王等爾云々、とあることゝもを、依任せて、執行はせ給ひし由なり、

山野海河者、多爾久久乃佐和多流岐波美加弊良乃加用布岐波美波多乃廣物、波多乃狹物、毛乃荒物、毛乃和物、供ニ御雜物等ニ兼攝取持天、仕奉止依賜、

山野は、なべての例のごとく、奴也末とよむべくおもひつれど、萬葉集に、安之比奇能、夜麻野佐婆良受、とも見えたれば、字のまゝによむべし、多爾久々は、蟾蜍の古名なり、さきに駿河國島田人服部某談けらく、大井川の三里餘川上なる山の谷には、蟾蜍のいと大なるがあるを、其山里人はタング、またタングともいへり、この物の性いと靜にて、さばかり人にも懼れざるものなることは、誰も知れるがごとくなるが、大なるは殊に這ふことも徐なるを、童等の捕還りて繫ぎ置き、或は桶櫃などに覆せおくに、ともすれば怪しく脫去りて、本處に還居る事あり、いと希異しきものなりときけりと語りき、（尋常の蟾蜍も然る趣なる事ありとて、兒童のする事なれど、其脫去りたる事はいまだ見ず、）式、祈年祭祝詞に、皇神乃敷坐流、島能八十島者、（大八洲國なり、）谷蟆能狹度極、鹽沫能留限云々、（この辭、月次祭祝詞にもあり、）萬葉集（五卷）に、許能提羅周、日月能斯多波、阿麻久毛能、牟迦夫周伎波美、多爾具久能、佐和多流伎波美云々、また（六卷）に、山乃曾伎、野之衣寸見世、伴部乎、班遣、山彥乃、將應極、國方乎、見之賜而云々、谷潛乃、狹渡極云々、など見えたるこれなり、さて佐和多流の佐は助辭にて、この物、野山の果まで、靈異く行渡るものなれば、古は例言にしか云熟たるものとぞきこえたる、（上にいへる、島田わたりのタング、の在狀に、おもひ合すべし、）

古事記（神世段）に、大國主神坐ニ出雲之御大御前ニ時、自ニ波穗ニ云々、有ニ歸來神ニ、爾雖レ問ニ其名ニ不レ答、且雖レ問ニ所レ從

ざねをよく考知べし、さてこの領巾の字は、書紀崇神卷、萬葉集にも見えて下に擧るがごとし、古書どもを併考るに、比例は古の女の服具にて、白き帛類をもて、弘二幅、また一幅なるを、頂上より肩へ嬰て、左右の前へ垂せるものときこえたり、枕草子（御經の事の條、あすわたらせおはしまさんとてといへるところ）に、采女八人馬にのせて引出せり、青すそごの裳、くたいひれなどの、風にふきやられたる、いとをかし、といへるをもおもひあはすべし、（なほ此ものゝさまの事、古事記傳四十二卷に見えたり、よみ合せて知るべし、）天武紀十一年三月の詔に、親王以下、百寮諸人、自レ今以後云々、膳夫采女等之手繦肩巾、（肩巾此云二比例一）並莫レ服、と並べ記されたるをおもふに、當時までは膳夫は手繦、采女は肩巾を禮服として嬰る御定なりしこと知られたり、然るに續紀慶雲二年四月の下に、先レ是諸國采女肩巾、田依レ令停レ之、至レ是復レ舊焉、と見えたり、（此時膳夫の手繦も、舊に復されたりけむを、紀には漏されたるなるべし、）さて女の比例は、もと手繦の料に、常に頂に嬰をりて、手業する時、手繦に嬰るものなるが、おのづから餝のごとく、禮服にもなれるものなるべし、

注書紀崇神卷に、埴安彦妻吾田媛、取二倭香山土一、裹二領巾頭一而云々、欽明卷の歌に、柯羅倶爾能、基能陪儞陀致底、於譜瀰故幡、比例甫囉須母、萬葉集に、麻都良我多、佐欲比賣能故何、比例布利斯云々、また濱菜摘、海部處女等纓有、領巾文光蟹云々、などもみえたり、なべての女の服なりし事を知るべし、さて今の俗に、婢などの、常に手繦を頂に嬰をりて、手業する時、すなはちに掛るがあり、若女などは、色よき帛もて製りて、餝のごとくにもするなり、さて其が手繦かけてあるとき、敬ふべき人に物云ふ時は、其をはづして、もとのごとくしてあるならひなるは、おのづから肩巾の趣に似たるをも、おもひあはすべし、

然るに、縫殿式、年中御服、中宮料に、領巾四條料、紗三丈六尺（條別九尺）とあり、中宮の御料には、あるきじきもの丶如くなれど、なべて女人の服なれば、時としては、天皇に仕奉り給ふ事のあらむ時の料に、備置給へるなるべし、（神祇官年中行事、貞應三年の下に、女王裝束領巾、）又二所大神宮の儀式帳に載たる、御裝束の中にも、比禮あり、こはすべて女人の具を奉らるゝ例なればなるべし、かくて大殿祭祝詞に、皇御孫命朝乃御食、夕乃御膳仕

し、おのれ前に、若狭に在ける時、山里の老嫗の出來て、然云ふを聞たりき、古語の遺れるなるべし、今江戸にて、女詞に膝子(ヒザゴ)と云へり、諸氏の長だちたる人の中より選出またかの十二國の造の赤子(チゴ)を一人づゝ進らしめ給ひて、六獦命に依し給へるなり、文を隔てゝ、下に其意きこえたり、さて此枕子を進らしめ給へるは、幼稚き時より御饌に仕奉る事を習はしめ、長(ヒトヽナ)りて膳伴として、親昵しく仕奉らしめ給はむとの大御慮なりしにぞありけむ、然らばたゞ枕子とはあれど、もはら男兒を採りて進らせ給ひ、女兒ならむには、膳夫の釆女として仕奉らしめ給ひたるにてもあるべし、

注なほつら〳〵推量り考ふるに、枕子とは云へど、必赤子ならずとも、幼兒を進らしめ給へるなるべし、また東方十二國は、前の崇神御世に、彥狹島命に治平させ給ひつるに、いくほどもなく、又此景行御世にも、倭建命に治平させ給ひ、今度大御みづから、其東の國々に幸せるは、もとより治りがたき國なりしかば、倭建命を慕ませるはさることながら、かたへにはなほよく事向和し給はむ爲に幸したるなるべく、さるにあはせては、國造等の背奉らざらむ御こゝろしらひにて、おのづからの質のごとくにて、進らせたまひたりしにもやありけむ、然らばいはゆる諸氏人も准へて察るべし、さて此枕子を進らしめ給へる事、相繼て御代御代の例とせられたりとはきこえず、書どもにも見えたることなし、たゞ此時の大御慮にて命せ給へる由にきこゆる、はたおもひ合すべし、

○平次比例給天、此二品を六獦命に賜へるなり、さて其平次は、此時御饌きこしめしたる平次を賜ひて、大后の命せ給へるごとく、甚味清造(イトウマクキヨクツクリ)て仕奉れる功勞を賞美給へる表物(シルシモノ)として賜ひたるにて、あるが中に、平次をしも賜へるは、かの白蛤膾をば平次に盛たるべきを、其を殊に賞給ひてなるべし、比例は、和名抄に、楊氏漢語抄云、領巾婦人頂上飾也、日本紀私記云、比禮、とみえたるこれなり、

注遊仙窟帔(ヒレ)子の注に、單曰二領巾一、袷曰二帔子一、春着二領巾一、秋着二帔子一、婦人頂上巾也、と見えたり、式の中に、領巾、又帔とあるも、單なる袷なるとの差あるにか、いづれにも領巾帔共に、漢國の具に當たるなれば、ふかく字に拘む事なくて、その物

志などある是なり、と云はれたり、高橋氏を賜ひし事、此氏文にくはしく記したりけむを、今全文傳はらざるはくちをし、なほ考ふべし、

など見えたり、

又諸氏人、東方諸國造十二氏乃枕子、各一人令進天、平次比例給天依賜支、

諸氏人、こゝにては、諸氏の長だちてある人を選りていへるなるべし、○東方諸國造十二氏は、此十二氏を、群書類從本には、十七氏とあり、誤寫なり、今一本に依れり、東方十二國の國造なり、古記崇神段に、建沼河別命遣二東方十二道一而、令レ和二平其麻都漏波奴人等一云々、國造本紀に、上毛野國造、瑞籬朝皇子、豐城入彦命孫彦狹島命、初治二平東方十二國一爲レ封、景行段にも、詔二倭建命一言二向和平東方十二道之荒夫流神、及麻都樓波奴人等一云々、と見えたるを、崇神段の傳に、十二道は十二國なり、國造本紀上毛野國造の條に、東方十二國とあり云々、十二は何れの國々を合せたる數にか、今さだかに知がたし、されどこゝろみに云はゞ、伊勢、伊賀志摩は此に屬べし、尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相摸、武藏、總、上總下總なり安房は、後に上總より分れたり、常陸、陸奥なるべきかとて、なほこまかに論はれたり、おほかたさることなるべし、

注但し其說どもの中に、成務紀に、山陽山陰とあるは、何地にまれ、山南山北と云ふことにて、山陽道山陰道を云へるには非ずと云はれたれど、己が考は異にて、上に注へるが如し、さて又傳に、東方十二道に考當られたる十二國の國造の、景行の御世より上代にきこえたる人名をたづねこゝろむるに、國造本紀に、神武御世に、天日鷲命を、伊勢國造に定賜ひ、美志印命を素賀國造に定賜とみゆ、素賀は、今遠江國佐野郡の大名の地あり、其處に當りてきこゆ、又崇神御世、知々夫彦命を知々夫國造に定賜、武藏國秩父郡あり、同御世に、上毛野國造彦狹島命、初治二平東方十二國一爲レ封、とみえたるは、彦狹島命を、上毛野國造に定賜ひて、十二國を攝て封とせられたるにか、詳ならず、またこの景行の御世、臨海足尼を、甲斐國造に定賜とみえ、常陸風土記倭建命巡狩の條に、新治國造毗那良珠命みゆ、常陸國新治郡あり、又崇神御世筑簞命を、紀國造に任されたること見えて、紀國は、後の常陸國筑波縣なりと云へり、

○枕子、生れて床上に枕がせ置ほどの赤子なるべ

に、膳之大伴部と之字を書るも、其こゝろしらひ見えたり、然るに、姓氏錄膳大伴部の譜に、磐鹿六雁命之後也、景行天皇巡ニ狩東國一云々得ニ白蛤一、於レ是磐鹿六雁爲レ膾進之、故美ニ六雁一賜ニ膳大伴部一と見えたるは、始祖六雁命云々の由縁に依りて、其を後に氏名に負たるなり、然るに此氏の譜に、かの古事を擧たるは混はし、其は今現在る姓氏錄は抄本にて、譜の本文を省略て書りと見ゆる事、他にも其證あるをおもへば、此處なるも、省略ざまのわろくて、かく書成せるにか、また其氏人の疎漏にして、みだりに書紀の文に拘泥て、書記して進れるを、其故實を正しあへられざりしにてもあるべし、さて今の姓氏錄の抄本なる由は、其證ありて別に考注せるものあり、

○已上の事書紀には景行卷に、五十三年秋八月、乘輿幸ニ伊勢一轉入ニ東海一、冬十月、至ニ上總國一、從ニ海路一渡ニ淡水門一、是時聞ニ覺賀鳥之聲一、欲レ見ニ其鳥形一、尋而出ニ海中一、仍得ニ白蛤一、於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以レ蒲爲ニ手繦一、白蛤爲レ膾而進之、故美ニ六鴈臣之功一而、賜ニ膳大伴部一、また姓氏錄に、膳大伴部、阿倍朝臣同祖、大彥命孫磐鹿六鴈命之後也、景行天皇巡ニ狩東國一、至ニ上總國一、從ニ海路一渡ニ淡水門一、出ニ海中一得ニ白蛤一、於是磐鹿六雁爲レ膾進之、故美ニ六雁一賜ニ膳大伴部一、（この膳大伴部の事は、上に論へるがごとし、）また高橋朝臣、阿倍朝臣同祖、大稻輿命之後也、景行天皇巡ニ狩東國一、供ニ獻大蛤一、于時天皇嘉ニ其奇美一、賜ニ姓膳臣一、（此譜に、六雁命の名を云べきところなるに、無きは抄本の省略ざまの疎かりしなり、さて是時は膳臣と名を負せ給へるにて、後の御世のごとく、氏骨を賜へるにはあらず、其を後に氏とせる上にて、かく記せるものなり、此事なほ下に論ふべし、）天渟中原瀛眞人（アメノヌナカハラオキノ）（諡天武）十三年（諸本、三を二に誤れり、今一本に據る、）改ニ膳臣一賜ニ高橋朝臣一、

〔註〕天武紀に、十三年十一月、五十三氏に朝臣姓を賜ひし中に、膳臣あり、古事記傳に、此賜姓の事を論ひて、膳を改て高橋となれること、書紀に見えず、朝臣姓を賜しときも、なほ膳と記され、其後持統紀五年、十八氏を擧たる處にも、なほ膳部とあり、但し中臣連を藤原氏と云ふことも、天智御代よりのことなりしかども、天武御世に、朝臣姓を賜し處には、なほ中臣とある例と同じくて、此もその程既に高橋とも云しにやあらむ、高橋は、居住地名なり、大和國添上郡にあり、崇神紀に、高橋邑、神名式に、高橋神社、武烈紀の歌に、梔筒播（タカハ）

與古之、また多々佐、與己佐などいへる、之また佐は、サマといふと同じほどの言づかひと聞ゆ、和名抄大路の條に、唐韻云、道路南北曰阡日本紀私記云、多都之乃美知、○通本多知之乃美知と作り、いま古本に據る、成務紀印本には、タ・サノミチ、またタヽシノミチとよめり、東西曰陌日本紀私記云、與古之乃美知、○成務紀印本には、ヨコサノミチとよめり、と見えたるは、道路の縱橫にて、四面の方位につきて云ふ多都志、與古志とは別なり、思ひ混ふべからず、然るに成務紀五年九月の條に、令諸國云々、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽曰影面、山陰曰背面、と記されたるは、此時始て、日縱日橫などいふ四名を設けて、諸國の方位を定たまへるがごとくきこゆれど、それより前代の此詔詞に、日縱日橫陰面背面乃諸國とみえたれば、いと上古よりおほらかに稱び來れる四面の名なりけるを、その名によりて、更に國縣を分定給ひたりし趣なり、然るに其を東西南北、山陽山陰に當て丶、曰云々と記されたるは、漢文の潤飾にひかれて、かへりて、當時の名稱の實に差いできて、きこえがたき文とはなれるなり、

【注】山陽は、春秋穀梁傳に、山南爲陽、六書故に、山阜之南向日謂之陽、山陰は說文に、陰山北也、注に、水南山北日所不及也、など云へるごとき義の漢語なるべし、天武紀に、山陽道山陰道、また東海、東山、山陽、山陰、南海、筑紫と見えたるは、天智天皇の御世に始給へる漢樣の令制の名稱なるを、古にめぐらして、おほかたに當て、漢文にものせられたるなるべし、此ほかにも然る例多かり、

さてまた此詔詞に、日竪日橫陰面背面乃諸國人乎、と詔へるは、天下の諸國の人をと詔へる義にて、いとめでたき古文なり、○割移天大伴部止號天賜六獦命、その諸國の人を選び、割徙して膳夫とし、其部を大伴部と號て、六獦命に賜ひて、その宰と爲給へるなり、後の御世に漢風制に據り給へる令條の職員は、大膳職に、膳部一百六十人、內膳司に、膳部四十人、書紀景行卷に、是時の事を載て、白蛤爲膾而進之、故美六雁臣之功而、賜膳大伴部、全文は下に擧ぐべし、古事記景行段に、此之御世云々、定東之淡水門、又定膳之大伴部、云々、とみえたる是なり、

【注】膳大伴部といふ姓を賜へるには非ず、古事記

注西ざまの見わたしに、めでたき山はあらずとぞ、さてまた此歌詞に、香山は、大御門爾云々と繁みさび立りといひ、畝火の山は、大御門爾云々と山さびいましといひ、耳梨山は、大御門爾云々神さび立りと同じ趣にいひて、吉野山をば、大御門從雲井にぞ遠くありける、と別ざまにいへるにも意をつけあぢはふべし、

さて其四面の名を、然云ふ由は、まづ朝日の立昇りて、漸に南ざまにおよぶまでの間を、日縦と云ひ、南ざまより、西ざまに漸に降ち行く間を日横と云ひ、夕日の降ち陰ろふ西ざまより、北ざまにおよぶ間を、陰面といふ、陰つ面の約れるなるべし、加茂保憲女集に「かけともに見えたる月をうきくものかくせとふくろ身にそありける」、これ西のかたを、陰面といへり、北ざまより東ざまの間を外面といふ、いはゆる日横の亘の南ざまに向ひて、背つ面といふが約れるなるべし、萬葉集二卷人麿の歌に、八隅知之、吾大王乃、所聞見爲、背友乃國之、眞木立、不破山越而、狛劔、和射見原乃、行宮爾、とよめるは、美濃國にて、大和の方より北ざまに當れるをもて、背友乃國といへるなり、若狹は、北の極國なるが、その國の北海を受て、子丑の方に向ひたる高山を背(外イ)面山と云ひ、海岸を徒に外面と呼びきたれり、こは一所の名とはいへど其名義同じ、さて謂ゆる日縦日横は、成務紀に見えたるを、此紀の全文は、下に論ふべし、養老私記この書いまだ本書を見ず、水戸家書紀挍合御本の、首書に注されたるに據るに、日縦比乃多都志、

注此は、谷川士清が書紀通證にも引り、さて縱字尋常には、タテとよみ、口語にも然云へど、本語はタツにて、縱横など連ねて一タテヨコと第四音に轉しても云ふなるべし、今時にも徒にはタツといふ人あり、和名抄に、釋名云、縛壁以レ席縛二着於壁一也、漢語抄云、防壁多豆古毛とあるも、縱薦なるべし、

日横比乃與古志と見えたるは、古語なるべし、隨ふべし、但し書紀印本には、ヒタ、シ、ヒヨコシと體言によめり、今この萬葉集なる歌詞は、かの私記の古語を體言に、ヒタツシ、ヒヨコシとよむべし、

注萬葉集十八卷、大伴池主宿禰の歌に、多々佐にもかにも與古佐も云々とみえ、孝德紀なる域方九尋の方字を、タ、サ、ヨコサと訓み、類聚名義抄に、縱字タ、シ、またタ、サマ、横字をヨコサマ、またヨコシマなどもよみたれば、ヒタ、シ、ヒヨコシとよまむもわろからじ、さてその多都志、

立雙天云々、膳夫の多くの伴を率て、仕奉るべき者と爲りて在れと勅へるなり、（下文に、諸友諸人等乎催率天云々、と詔へるも此勅の趣なり、）○日竪日横、陰面背面乃諸國人乎割移天、日竪日横陰面背面は、東南西北の四面の名を、おほらかに稱べる古語なり、其は萬葉集（一巻作者未詳）藤原宮御井歌に、八隅知之、和期大王、高照、日之皇子、麁妙乃、藤井原爾、大御門、始賜而、（持統天皇八年十二月、清見原宮より、大和國十市郡藤原に宮作して、遷幸せるを云ふ、さて此藤井原を、後に藤原と改たまへるなり、此歌の題詞にも藤原と書り、）埴安乃、堤上爾、在立之、見之賜者、（宮所は、香山、耳梨、畝火三山の中間、）日本乃、青香山者、日經乃、大御門爾、春山跡、之美佐備立有、畝火乃、此美豆山者、（埴安池の堤上より覧はしたまへる趣にて、畝火の此みつ山とさして云へるをおもへば、其堤は、畝火山に近きところときこえたり、）日緯能、大御門爾、彌豆山跡、山佐備伊座、耳爲之、青菅山者、背友乃、大御門爾、宜名倍、神佐備立有、名細、吉野山者、影友乃、大御門從、雲井爾曾、遠久有家留云々、と見えたり、今その大和の國圖によりて、國人に質問し、その方位を尋考るに、おほかた香山は東ざまの日縦の御門に向ひ、畝火山は南ざまの日緯の御門に向ひ、耳梨山は北ざまの背友の御門に向へる由にて、吉野山は大宮よりは南に當れ

萬葉集藤原御井歌四面方位考圖
天保十四年正月十四日
奈良郷長西村知氏質正
高穎云原は押紙なりしを今此所に出だす

れど、名ぐはしき大山にて、西ざまの影友の御門より、斜に遙に見えたるべければ、（宮所蹟より、大凡五里ばかり隔たれり、）四面の御門より、見渡しのめでたき山々をよめる中に配りて、おほらかによみかなへたるものとぞきこえたる、

天津御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食乎、など見えたる故實をもて詔へるなり、齋忌は、伊波比由麻波理とよむべし、汚穢事などを忌避て、よろづを愼むを云ふ、なほ此言のことは、下の伊波比由麻々閇の下に論ふべし、取持とは、件の壽詞の下文に、如此依奉志任仁所聞食由庭乃瑞穗遠云々、本末不傾、茂槍乃中執持弖仕奉留中臣云々、祝詞の式伊勢齋內親王奉レ入時の祝詞に、御杖代止進給布御命乎、大中臣茂桙中取持弖恐美恐美母申給久止申、など見えたる是にて、高天原にて高祖神の依し賜へる天津御食を、御中取持て、大御膳の職業に、仕へ奉れと負せたまへるなり、さて上に大倭國者以二行事一負レ名國奈利と詔ひて、かく云々仕奉止負賜天と詔へるは、すなはち膳臣と名を負せ賜へるにて、下に纒向朝廷歲次癸亥、(五十三年なり、)始奉二貴詔勅一所二賜膳臣姓一、天都御食乎伊波比由麻波理天仕奉來、と云へるに當り、(但し此條の本文に、膳臣と名を負せ賜はりたる由を云はざるは、とゝのはざる記しざまなり、されども其膳臣の氏人の、もとよりさだかに意得たりし上にては、如此記してきこゆとおもひたりしにてもあるべし、ふかく難むべきにはあらず、)また第二章の六鴈命薨れる時の宣命に、膳臣と詔へる趣にても明なり、(併見て知べし、)○若湯坐連等始祖物部意富賣布連、天孫本紀に、饒速日命六世孫、伊香色雄命の五男、物部十市根命の七男に、大咩布命を載て、若湯坐連等祖、纒向珠城宮御宇天皇(垂仁天皇の御事)御世爲二侍臣一供奉、と見えたり、姓氏錄に、若湯坐連、膽杵磯丹杵穗命(天孫本紀に、饒速日命の亦名とあり)之後也、また若湯坐宿禰、石上同祖、また石上朝臣神饒速日命後也、(書紀天武十三年に、大湯人連、若湯坐連賜レ姓曰二宿禰一、和名抄に、上總國周淮郡湯坐鄕あり、若湯坐に由ありてきこゆ、また姓氏錄に、眞髮部連神饒速日命七世孫、大賣布乃命之後也とみえ、志貴縣主の譜も全同じく記して、次に今木連を載て、同レ上と見えたり、)○佩大刀乎令二脫置一天副賜支、令二脫置一は、トキオカセとよむべし、(古事記八千矛神の長歌に、大刀が緖もいまだ登加受弖、)意富賣布連、物部にて仕奉りて在けるを、其大刀を御前に脫置せて、やがて六鴈命に賜ひたるなり、(そのかみ物部には大刀を賜ひて、其職を仕奉らしめたまへるを、此時六鴈命に、物部の威勢をも授けたまふとして、意富賣布連が大刀を召還し、脫置せて、すなはちに賜ひ、其換の大刀をば、更に賜ひたるなるべし、)副とは命せ給へる詔に副てなり、

又此行事者、大伴立雙天應二仕奉一物止在止勅天、日竪日横、陰面背面乃諸國人乎割移天、大伴部止號天賜二磐鹿六獦命一、

此行事とは、すなはち膳夫の行ふ職業なり、○大伴

倭國者云々國なりと詔へるは、他國に對へて、大御國は、他國の風とは異にて、云々の國なりと詔へるなり、此天皇の御世の頃は、いまだ他國の事は知食ざりけむとおもふ人もあるべけれど、姓氏錄吉田連の譜に、崇神天皇の御世、任那國より請奏せるによりて、鹽乘津彦命を將軍として、其國の鎮守として遣し治給ひたりし事見え、書紀に、同御世の六十五年に、任那國朝貢の事見え、また垂仁天皇の二年に、意富加羅國王の子、都怒我阿羅斯等歸化て仕奉り、同三年に新羅國王の子、天日槍來歸て仕奉れる事みえ、其ほかこの天皇より前の御世に、韓漢の人どもの參渡り來、此方よりも往來せりときこゆること、かの國々の書どもに證とすべき事もみえて、旣に中外經緯傳に、くはしく記せるがごとし、かゝればそのかみ韓漢の國々の風も知食せるが故に、それらが卑しき國風とは異にて、大倭國は云々の國なりと、さらに御言擧せさせたまへるにて、後世に、ともすれば異國本朝など對へて言擧すとは、いたくことなる御事なるべし、あぢはひて悟るべし、

〇朕我王等爾、しばらくよみ句りて意得べし、〇阿禮子孫乃八十連屬爾、生れまさむ皇子等の、盡なき御世の繼々になり、神代紀一書の、火闌降命の言にも、子孫八十連屬、また一書に、生子八十連屬、敏達紀なる蝦夷が言を、子々孫々と記されたる注に、古語云、生兒八十聯綿、續紀の文武天皇詔詞に、天皇御子之、阿禮坐牟、彌繼々爾、大八島國、將知次止云々、式、月次祭祝詞に、阿禮坐皇子等乎毛惠給比、大神宮儀式帳に、阿禮坐皇子等乃、大御壽乎慈備給比、萬葉集に、高敷、日本國者皇祖乃、神之御代自、敷坐流、國爾之有者、阿禮將座、御子之嗣繼、天下、所知座跡云々、[illegible]、六人部是香云、阿禮の下坐牟の二字、脫たるなるべし、アレミコとつゞくべき語にはあらず、敏達紀なるは、カミノコとよむべき所なり、〇遠久長久天皇我天津御食乎齋忌取持天仕奉止負賜天、天神壽詞に、康治元年台記大嘗會の別記に載られたり、高天原爾神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天八百萬乃神等遠集倍賜天皇孫尊波高天原仁事始天豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食天天都日嗣乃天津高御座仁御坐天天都御膳遠、長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穗遠平介久由庭仁所知食止事依志奉天天降坐之後云々、式の大嘗祭祝詞に、

ふ職業をもて、名に負する國なりとなり、さてその名といふ由は、鈴屋大人の說に、上代に名といふは、もと其人のある狀をもて負けたるものにて、名を呼ふは尊みなり、さて古は、氏々の職業各定まりて、世々相繼で供奉りつれば、其職業すなはち其家の名なる故に、卽その職業を指ても名と云へり、さて其はその家に世々に傳はる故に、其名卽また姓(カバネ)のごとし、されば名と云ふは職にて、すなはち此も氏といふにひとしきなり、と說はれたるがごとし、

注こは古事記允恭段に、天下氏々名々人等氏姓云云、とある條の傳に、委辨られたる大むねなり、○大倭國以ニ行事ー負レ名國奈利、と詔へるにつきて論ふべき事あり、其は大御國の事をしか〴〵と言擧せる古語に、天上に坐す皇神たちの、此大御國の事を指して詔ひたる神語を云傳へたると、また大御國にして他國に對へて云へる古語を云傳たるとの二つあり、大殿祭祝詞に、皇我宇都乃御子皇孫之命、此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎、萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原之瑞穗之國乎、安國止平久氣所知食止言寄奉賜比氐、と云へるは、神代紀に、天照大神の、勅ニ皇孫ー曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也、と見えたるこれにて、天上にして、天照大御神の、天下の萬國の中に、とり別て此大御國を指して稱へて詔へるなり、また萬葉集の長歌に、蜻島、倭之國者、神柄跡、言擧不爲國云々、その反歌に、志貴島、倭國者、事靈之、所佐國叙云々、また葦原瑞穗國者、神在隨、言擧不爲國云々、また神代欲理、云傳介良久、虛見津、倭國者、皇神能、伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理云云、續紀に、嘉祥二年三月、興福寺僧等が、天皇の四十寶算を賀奉れる長歌に、日本乃、倭國波、言玉乃、富國度曾、古語爾、流來禮留、神語爾、傳來禮留、傳來、事任萬爾云々、など見えたるなども其にて、天上に坐す皇神たちは、もとより天下萬國の事を知しめせば、皇孫命を天降したまふ時、いま授たまへるこの大御國は、しか〴〵の國ぞと詔へる御諭語なるを、神世より云傳來たれる古語なり、これらの事、なほこまかに考論ひたる說あれど、こゝには盡さず、かくてこゝに、天皇の大

えたるも、これにて、古製なるべきにおもひ合すべし、書紀保食神段に、大品物悉備二貯之百机一而饗之、また萬葉集に、高杯爾盛机爾立而云々などみえたり、○乗輿從二御獵一還御入坐時爾爲二供奉一、乗輿は、漢國にて王を崇めて云ふ稱なり、此の文の中に用ひたるはつきなし、スメラミコトとよみてあるべし、如此いさをしく大御饌を設て、天皇の御獵より、行宮に還御入坐すを待受奉りて供獻らむとせるなり、

此時勅久、誰造所進物問給、爾時大后奏、此者磐鹿六獦命所レ獻之物也、卽歡給比、譽賜天勅久、此者磐鹿六獦命獨我(心)(耳)波非矣、斯天坐神乃行賜倍留物也、大倭國者、以二行事一負レ名國奈利、磐鹿六獦命波、朕我王子等爾、阿禮子孫乃八十連屬爾、遠久長久天皇我天津御食乎齋忌取持天仕奉止負賜天、則若湯坐連等始祖、物部意富賣布連乃佩大刀乎令二脫置一天副賜支、

此時勅久云々、この文の上に、天皇の還幸まして、その獻れる御饌物をきこしめせる由を云はで、ただ此時といひて、おのづから然と通ゆるは、古文の體なり、○卽歡給比譽賜天勅久、卽は、須奈波知とよむべし、但し假字かきの例、古書に見あたらず、なべて書ならへるに從ひてあるべし、上の大后奏云々、所獻之物也、卽云々と意を續けてよむべし、さて此言のつかひざま、古書に見えたるところ、事狀によりてとりぐ\にきこゆれど、大むねの意は、上の事に因りて、速に下の事におよぶ勢の時にいふがごとき言なり、○此者磐鹿六獦命獨我心耳波非矣、天坐神乃行賜倍留物也、天皇大后の詔に、六獦を命としも曰へるは、親しみ崇め給へる趣の文なり、下なるも同じ、さて我字の下、字缺て一二字ばかり空たり、本書蠹食など在しなるべし、下文に、如是依賜事波朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙、と詔へるをおもひ奉るに、決て心耳の二字の脫たるなるべき事著ければ、訂し補ひて、此者磐鹿六獦命獨我心耳波非矣、と訂正せり、天皇この獻物をいたく賞歡ばせ給ひ、褒美たまひて、此は六獦命獨が心には非ず、天上に坐す皇神たちの御慮もて、行はせたまへるものぞと思ほしめせる由なり、○大倭國者以二行事一負レ名國奈利、行ふとは、事を擬ひ掟るをいふ、皇大御國は、その行

注天武紀に、高市王以下、小錦以上大夫等賜ニ衣袴褶腰帶脚帶及机杖ー、とも見えたり、さて和名抄行旅具に、行纏唐式云、諸府衞士、人別行纏一具、本朝式云、脛巾、俗云波々岐、とみえて、脚帶を載られざりつるは、當時旣く脚帶の製革りて、いつしか名も替りたりしなるべし、また萬葉集に、「齋種蒔くあらきの小田を求めむと足結出所沾この川の瀨に」、此足結は用言にて、足を結ひ出で、なるべし、又送別長歌に、「大君の、命畏み、食國の、事とりもちて、和可久佐能、安由比多豆久利、むら鳥の、朝立いなば」云々とよめり、これらはもはら今の世のハヾキといふ物のごとくきこゆ、和可久佐能安由比と云へるは、そのかみ何ぞの弱草もて造れる事のありしなるべし、上に引たる和名抄行纏の條に、新抄本草云、茵茵和名以知比、今俗編ㇾ茵爲ニ行纏ー、故附出と見えたり、茵は菓の類なり、當今も田舍には、茵脛巾を製りて用ふる處あり、そのほか櫻桛皮毛、或は茱萸の皮を割き、或は蒲、菓、稻藁などを編て製る處もあり、これらをなべて、波婆岐と云ひ、帛木綿などをもて爲るを、脚半と云へり、さて此氏文に足纏と作るは、波婆岐に行纏を當たると、字の用ひざまおのづから相同じ、

さて此時、六鴈命の裝束の多須岐足綱は、もはら御饌を料理るための裝束にて、大殿祭の祝詞に、皇孫命朝乃御膳夕乃御膳仕奉流、比禮懸伴緖、襁懸伴緖乎、手躓足躓不ㇾ令ㇾ爲氐云々、と見えたる手足の躓あらむことをつゝしめるなり、○供ニ御雜物乎ー結餝天、雜物は、かの二種の餘にも、雜の物を供備へなり、結餝は、其御飮食の器を置て奉る、御机を結び餝りてなり、（机といはずして、然きこゆるは古文なり、）後世に結机と云ふ物、此遺製なるべし、此器内外宮の儀式帳にも見えて、主と勅使齋主の料とす、外宮子良祭奠式に、結机以ニ黑木ー造ㇾ之、以ニ檜木葉ー結ニ付机面及足ー也、上古之制失ㇾ之、近世考ニ古記ー再ニ興之ー、仁治元年内宮假殿記に、勅使參宮云々、勅使結机已下差机也、江家次第、伊勢公卿勅使條に、使着ニ直會殿ー、兼居ニ使以下酒肴ー、結ニ黑木ー爲ㇾ机、仆ニ小宮ー、盛ニ菓子肴物ー、注に以ニ檜木葉ー付ニ机等脚ー、編ㇾ葉敷ㇾ面など見え、（以ニ檜木ー云云は、この本文に見ニ眞木葉ニ云々と有に合へり、）源氏物語などに、むすび机と見

麻佐氣といふべければ、こゝに麻佐氣といへるは本語にて、麻佐棄といふは、轉りたるいひざまにもやあらむ、玄からば眞拆眞辟などかけるを、麻佐氣とよまむも わろからじ、さて此葛を襷に懸て御饌を料理り、また帶にもせるなり、

注古事記天石屋段に、日影を手次に繋け、眞拆を鬘とせることの見えたるを、傳に委く説辨へられて、師説には、古事記も書紀も、もとは眞拆を手次とし、日影を鬘としてありけるを、後に誤て、右の如く日影を手次に眞拆を鬘にとは書るなり、眞拆は長く强き物なれば手次とすべく、日影は弱き物なれば、手次には堪ふべからずとあり、此説まことにさることとなり、但し眞拆の手次といふこと、凡て古書に見えたることなければ、此はなほ疑はしと云れたるは、此氏文に見えたる古事を見おとされたるなり、さて岡部翁の、日影は弱き物なれば、手次には堪ふべからずと云れたるは、一わたりさることながら、此もの細きものなれど、いと長く垂れて葉のこまかなる蔓草なれば、幾條もくりあつめて繕ひたらむには襷にも堪ふべく、緣絲をふさねたるさまして麗はしかるべきなり、

○足纒乎結天、足纒は阿由比とよむべし、古事記允恭段に、宮人の阿由比の小鈴云々、（此歌書紀には、安康巻に載られたり、）書紀雄略卷に、眉輪王の事に依て、兵を起して、圍大臣の宅を圍ましめ給へる時に、「大臣出ニ立於庭一索ニ脚帶一、時大臣妻持ニ來脚帶一、愴矣、傷懷而歌曰、「臣のこは帛の袴を七重着し庭に立して阿遙比（足結なかくもかよはして云へるなり）なたすも」（なだすもは、荒木田久老神主の書紀の歌解に、徒爲毛（アダスモ）なりとて委考説あり、）皇極卷に、蘇我大臣蝦夷立ニ己祖廟於葛城高宮一而爲ニ八佾之舞一、遂作レ歌曰、「大倭の忍の廣瀬を渡らむと阿庸比手㩳り腰㩳ふも」（河を渉らむとして、脚帶を解きなど、身づくらひする狀をいへり、萬葉集に、安由比多豆久利とよめるも、手㩳（タツクロヒ）の約まりたる言ときこゆ、又「朝戸出の君か足結を潤す露原はやく起て出つゝ吾も裳下濡さな」）など見えたり、徒歩にて事ある時、袴を撅げ、膝下よりその裾ごめに、布帛などをもて、脚を纒裹む具なるべし、書紀に、脚帶と作れたる、はたおもひ合すべし、此時六猨命、御饌の事とり勞きて、とかく立走りせるによりて、此具を用ひられたるなるべし、

略きて、云々と書て、時爲二供奉一大后詔之、と約めしるして、是時より下の分書豐日連後也、まで載せたり、

書紀繼體卷の歌に、磨左棄逗囉とあるによりて、葛を豆艮とよみつゞくべし、古事記に、爲レ鬘二天之眞拆一而、これを古語拾遺に、以二眞辟葛一爲レ鬘と云へり、造酒式大嘗祭供神料物中に、眞前葛三擔、古今集採物歌に、「みやまには霰降らし外山なるまさきのかつら色つきにけり」、など見えたるもこれにて、この麻佐伎を麻佐氣とも通はし云へるなり、このもの丶ことを、岡部翁の説に、常葉木を眞榮樹といふがごとく、常葉なる葛をすべて眞榮葛と云ふ、幸と榮とをひとつにいふは、古の常なり、まさきのかづら色づきにけりとよめるは、十月の頃、古葉のうつくしく色づくものなるを云ふ、冠辭考、古今集打聞の説を合せていへるなり、と見えたれど、己がおもふところは、眞榮樹は必しも常葉樹ならずとも、時節に合ひて葉の榮え美はしきをいふべく、眞榮葛といふも、其と同じ趣にて、葉の榮え美はしきをいへるにて、後の世のごとく、草木の在狀をこまかに見とほし別つことはせで、たゞうち見たるうへにても、然はいへるなるべし、さてはかのまさきのかづら色づきにけりとよめるは、眞榮なりつる葛の色づきたりといへるにて、一首の感も深くきこゆるをや、かれこれかよはして證考ふるに、古事記天石屋の段に、爲レ鬘二天之眞拆一とあるは、古語拾遺同段に、以二眞辟葛一爲レ鬘、とあるを思ふにも、葛字の脫たるにて、舊は眞拆葛とありしなるべし、古語に主とある葛と云ふ名を畧きて、徒に眞拆と云ふべきにはあらじかし、

注 外宮儀式帳二月例の條に、始子日神官等湯鍬山に入て、歸來る時の事を、諸禰宜氏人等波、眞佐支乃鬘爲弖、自レ山下來氐云々と見え、內宮儀式帳同條にも、同事を載たるに、眞佐岐蘰爲弖下來云々と見えたり、こは眞榮の葛を鬘と爲るが恒例にて、口馴たるにあはせて、カツラと云ふ同音の言の重れるから、おのづから葛を畧きて、眞佐支乃鬘と云ひならへるものなるべし、さて二月の頃、山にて其葛を採りて、鬘とせるをもて、眞榮の葛なることの義、ます〳〵慥なり、又おもふに、まさきは眞榮の義にて、そを約めては

流平加世ともいふものと、同物なりと心得たる說は僻事なり、本草和名にも、松蘿一名女蘿（こは雜要決と同じ）云々、末都乃古介、とのみあるをも證とすべし、さて松蘿は、深山の茂れる老松（ヒネマツ）に寄りて生る苔ながら、細き蔓草だちて、枝に垂懸れるものにて、古今集の物名に、さがり苔とあるもこれにて、今も然いへり、この物は細く弱くて、襷には堪ふべきものにあらず、（おのれ前には、古事記傳の日影の說に隨ひて、なほ考たることもありて、前の稿にものしたりしを、種松の說をきゝて、强語してけりと思ひ直して改めつ、）○以ニ蒲葉一天美頭良乎卷、蒲は、本草和名に、蒲黃（カマノハナ）加末乃波奈、（和名抄に、唐韻云、蒲草名、似レ藺可ニ以爲レ席也、加末、）また敗蒲席（フルキカマコモ）布留岐加末古毛、など見えたる加末これにて、字は蒲蒲通はして作り、美頭良は、和名抄に、髻、唐韻云、髻鬟也、和名毛止々利（モトドリ）、四聲字苑、云鬟屈レ髮也、和名美豆良、一云、訓上同、古事記に、伊邪那岐命の御裝を、刺ニ左之御美豆良一（サヽセルヒダリノミミヅラ）、湯津々間櫛、と見えて、上代に男子は髮を左右へ分て結綰（ユヒツガネ）たるを美豆良と云へり、萬葉集に、角髮（ミヅラ）と作るも、其左右にあるが角のごとくなる故に、然書るなり、さて其の鬟を蒲葉をもて卷裝ひたるなり、（下文に、五十七年三宅連意由、以ニ木綿一代ニ蒲葉一天、美頭良乎卷寸、從レ此以來用ニ木綿ニ云々と見えて、その時より件の古風を改たるなり、なほ其處をよみ合すべし、）書紀には、以レ蒲爲ニ手繦一とあり、

注因幡國人云、わが國の農民の中に古よりの慣にて、蒲を組て手繦とするものあり、また夏の頃、腹懸といふものゝ紐にもつくりて、手繦のごとく首より肩に懸るに、汗通らで便よしといへり、さてその蒲の、水より上に出たる處は脆くて、手繦などに堪がたし、水中にあるところ脆からず、靭（シナヤカ）にて强し、と聞りと云へり、この事こゝにいふはいたづら說なれど、古事の證に因に書添へつ、

○採ニ麻佐氣葛一天多須岐仁加氣爲レ帶、

注天字祕抄に乎と作り、然てもきこえはすれど、文體かけあはず、其は訛とすべし、また加氣の下、祕抄一本に弖字あり、さかしらに加へたるものと見ゆ、さて又谷川本に、加氣を多須岐弖として書るは、めづらしき言づかひときこゆれど、月令祕抄の諸本にもいたく異なれば、たやすく依がたし、なほよく考べし、また祕抄に、こゝの爲レ帶より、下文の誓賜天依賜支まで、二百九十九字を

今の御世にも、大嘗祭、また年毎の新嘗祭の神事にのみ、おもく仕奉らるゝ公卿たち、この日蔭を、冠の巾子(コジ)に、いさゝかばかり纒垂れて、鬘としたまへり、これを日蔭の鬘といへり、しかるにその翌日(アケノヒ)豊明節會には、冠上に心葉といふものを立てゝ、白糸或は白青の糸を縒(ヨリ)合せ、或は組て心葉にそへて、簪に纒ひて、美麗しく長く冠の左右に、八條結ひ垂れて、これをも日蔭の鬘といふものゝごとくなれるは、虚飾にながれて、古實の衰へたるなりといへり、今も新嘗祭の料に、近江蒲生郡龍王山といふ山なる日蔭を採りて、小野村より進る例なり、故(カレ)その山を、蘰山ともいふ、と國人いへり、

注既に山田清安云けらく、日蔭といふ草は、己が本國の薩摩の山々、又大和の葛城、膽駒、春日、多武、紀伊の高野などの山々にて見たりとて、其形状など、種松の云へるに同じ趣にあら〱かたりて、古書どもに見えたる日蔭これなるべし、なほよく考ふべしといへりき、又後に信友が故郷の若狹の國人に、かの種松がくれたる日蔭を示せて、かゝる蔓草を知れりやと問ふに、こはこゝかしこの山々にありて、日蔭のかつらといふと云へり、また山里人にも問ふに、此はわが住む里の山々に多かり、童どもの手操採り來てもてあそび、或は襷に懸け、或は人を縛るまねびなどして、たはぶるゝものなりといふ、それが名を日蔭とはいはずやとゝへば、おほくは日蔭などに生ふるものなれば、さもいふべけれど、おのがあたりにては、狐(ケツネ)の尻ふきと呼なれたりといへり、何ぞもさいふといへば、かれがはこする處によけむと笑ひて、いひさして止みぬ、いかに邊鄙の山里人なればとて、あまりなる名をこそは負せたりけれ、さて此もの、上にいへるごとく、處々にありときこゆれば、なほ諸國の山々にも多かりぬべきを、なべては人知らぬものゝごとくにはなりぬるなり、

然るに和名抄苔類に、蘿、唐韻云、蘿(魯何反、日本紀私記云、蘿比加介、)女蘿也、また松羅、雜要決云、松蘿一名女蘿、(和名、萬豆乃古介、一云佐流乎加世、)と別條に擧たるを、唐韻に、蘿女蘿也といひ、雜要決に、松蘿の一名をも女蘿と云へる漢名の異説に拘泥て、和名の比加介をも、萬豆乃古介、また佐

さま、いひしらずめでたし、○取二日影一亙爲レ縵亙字祕抄に依りて補ふ、縵字、祕抄に縵と作り、此二様、古書どもに通はして書り、いづれにてもあるべし已下六獦命の装儀の狀なり、日影は、古事記に、手二次繫天香山之天之日影一而、日本紀神代巻に、以レ蘿蘿此云二比軻礙一爲二手繦一古語拾遺に、以二蘿葛一蘿葛者比可氣爲二手繦一と見え、大嘗祭式齋服條に、親王以下女孺以上皆日蔭鬘、四時祭式供新嘗料物の中に、日蔭二荷と見えたるは、萬葉集十九新嘗會肆宴の時の歌に、大伴家持、足日木乃、夜麻之多日影、可豆良家流、とよめる日影これなり、齋宮式供二新嘗一料物にも日蔭二荷、また日蔭葛二荷、また和名抄祭祀具に、蘿鬘、日本紀私記云、以レ蘿爲レ鬘、和名比加介加都良、

注印本どもに、爲鬘以蘿と書るは、條目に蘿鬘とあるにも差ひたれば、古寫本どもに據りて訂して引つ、但し日本紀神代巻、諸本悉以レ蘿爲二手繦一とあり、釋紀にも然あれば、この私記の文は、日本紀の本文にはあらず、後世に蘿を鬘に用ふるうへをいへる文なるを、抄出して記されたるものなるべし、故こゝには祭祀具に、蘿鬘を比加介加都良と訓る古言の證とすべし、加都良は、葛の義には非ず、

と見えたるもこれにて、六獦命この物を取て鬘とせるよしなり、さてその日影は、おのれ都に在はど、或公家ざまの御內人谷森種松が云けらく、日影は、今もこの山城の東山、北山また男山、比叡、愛宕の山々の樹下などの苔生すばかりの處に生ひ出て、地上にいと長く延回れる蔓草なり、小枝參差に繼々にいできて、葉といふべきものは、蔓ごめに皆鬚の末ばかりにて、繁く着たり、色は綠にて淸く美しく、採置て程經れど、色あせずして在るものなり、これを土人どもなべて、比軻礙といへり、さて其年歷たるは、本蔓の太さ尋常の箸ばかりにもなりて、引試るに強くて、襷にすともよく堪ふべきものなり、古事記などに、手次に繫くと見えたる日影は、きはめてこれなり、しかるに此氏文に、縵とすとあるは、その若くて細きを採りて、縵として垂たるなるべし、家持卿の新嘗會に仕奉りて、山下日影かつらける、とよめる歌の萬葉集に見えたるもこれなるべし、やがてその日蔭を採來て見せたるを觀れば、まことに前にいへるがごとし、又いはく、

注和名抄染色具部に、黃櫨、文選注云、櫨今之黃櫨木也、和名波邇之とある是なり、波邇之と云は、言の轉へるなり、さて梔は、くちなしに當る漢名なるを、書紀に波茸に當られたるは、當りがたけれど、さる差は例の事なれば、難むべきにあらず、其物ざねはまぎれなし、和名抄に、梓、孫愐切韻云、梓木名楸之屬也、和名阿豆佐とあるに、別本には、又云ニ波之一とあるは、弓の材に用ふる阿豆佐も波之も、同物と意得て、推量に定たる說に依れる、初稿の本なるべし、

○高次八枚爾刺作利見ニ眞木葉一天枚次八枚爾刺作天、

注祕抄に枚を枖或は杦と作る本あり、誤なり、爾字二ともに、諸本どもに脫たるを、谷川本に依て補ふ、利字月令に脫たり、祕抄に依て補ふ、但しその利を爪に作る本あり、訛なり、刺字、月令祕抄に、剌と作り古體なり、月令今一とところは、判と作るはその草體なり、祕抄一本の一とところに、判と作るは訛なり、いまみな普通の體に改む、又下の八枚の枚字月令に脫たり、祕抄に依て補ひつ、高次は多加須伎、枚次は下文には平次と書り、比良須伎とよむべし、次を須伎とよめる例は、天武紀に、次此云ニ須伎一、古事記萬葉集に、襷を手次と書り、大嘗祭式に、供ニ神御一雜物者、大膳職所レ備、多加須伎八十枚、高五寸五分、口徑七寸、無レ蓋、折足四所、別盛ニ隱岐鰒烏賊各十四兩、熬海鼠十五兩、魚腊一升、海菜十兩、鹽五勺一並居ニ葉椀一久善豆、覆以ニ笠形葉盤一比良豆、似ニ笠形一、以ニ木綿一結垂裝餝、比良須伎八十枚、高及徑裝餝、與ニ多加須伎一同、但、足不レ折、別に盛ニ具物種々一別五合、と見えたり、すべて此供奉ざまを、當昔にめぐらして思ひみるべし、八枚は、古言に例云へる彌つにはあらで、數量の八なり、下文に、大八洲ニ像天八平止古八平止咩定天と云ゟ事もみゆ、刺作は、御饌物盛たる高次には梔の葉、枚次には眞木の葉を、小枝ごめに刺作り、裝餝れる趣なり、眞木は檜の木なり、冠辭考まきさくの條に、委く說辨へられたるが如し、萬葉集に、三芳野之眞木立山、また泊瀨山者直木立荒山道、などよめるも是なり、さてこの見ニ河曲山梔葉一云々、見ニ眞木葉ニ云々、といへるは、時しも十月の頃なりければ、梔葉のもみぢしたるが、眞木の青葉に映えて、美はしきを見興て、殊さらにその小枝を採來て、ものせるなるべし、見ニ河曲山梔葉一と云ひて採といはず、次にも、見ニ眞木葉一といひて、同山のものを採れる由にきこえ、又此次に、取ニ日影一云々、以ニ蒲葉ニ云々、採ニ麻佐氣葛一云々、と言を替たる古文の

供奉の神三十二軀の中に、天表春命、（八意思兼神兒、信乃阿智祝部等祖、）天下春命（八意思兼神兒、武藏秩父國造等祖、）と見えたり、こゝに天上腹天下腹人等といへるは（春と腹と通はし呼て）其裔孫の族を、然呼ふが在つるなるべし、○爲レ鱠及煮燒雜造盛天、鱠は、尋常のごとくナマスとよむべし、字鏡に、䱷膾肉也、宍乃奈萬須（宍を一本に字平と作り、又一本に字と書るは誤なり、）また臠肉乃奈萬須、萬葉集卷十六の長歌に、（鹿の言として）吾宍者、御奈麻須波夜志、など見えたり、頭書 淸安云、膾の訓義は、鮮肉を鮮もて食ふより、ナマスといへるにもあらん歟、さて此爲レ膾は、上に捧二件二種物一といへるを受て、もはら頑魚と蛤の二種をいひ、書紀には白蛤爲レ膾而進レ之、姓氏錄にも然見えたり、及煮燒は、其二種も、その他にも、雜造盛天、と云ふまでに照應たる文なり、

注 因に云、上世には膾を殊に賞たるにか、雄略紀に、二年十月御馬瀨に幸して御獵の時、問二群臣一曰、獵場之樂使二膳夫割一レ鮮云々、また割レ鮮野饗云云、かくて皇大后の御言に、膳臣長野能作二宍膾一、願以レ此貢二天皇一、天皇跪禮而受曰、善哉云々、又皇大后の厨人を宍人部に加へて貢らせ給ひ、次次に諸臣も宍人部を貢れること見えたり、天皇すら獸の膾をさへ[illegible]に然賞給へる趣にきこえたり、同御世七年吉備臣弟君、百濟より宍人部を率て還りて獻りし事も見えたり、又上にも引出たる萬葉集に、鹿の言としてよめる歌詞に「平群の山に、四月と、五月の間に、藥獵仕る時に云々、わか宍は、御膾はやし、わか臟も、御膾はやし」など見えたり、さて藥獵の幸は、推古紀にも見えて、猪鹿などの宍を、藥としもいふばかりに世人の賞たりときこえ、又猪鹿をさして志々といふも、宍を賞るうへより呼ぶ名なるをもおもふべし、

○見二河曲山梔葉一（河曲を、月令に阿西、祕抄に河西、一本に阿曲など作きて、參互に誤れるを、谷川本に河曲とあれば、かたがた考訂せるなり、）和名抄安房國安房郡の鄕に、河曲加波和、（此地のこと、上にもいへり、）とある地の山なるべし、梔は波士とよむべし、（この梔を、月令の類從本、また祕抄に、梔と作き、又祕抄の他本に枹、また杓と書るがあり、ともに誤りなり、こは月令一本に依る、）書紀に、天梔弓梔此云二波茸一、古事記に、天之波士弓、萬葉集に、「すめろきの、神の御代より、波自由美を、手にきりもたし、」とある弓材これなり、今俗に、波是とも、漆木とも云、山なるを山はじ、又山うるし、ともいひて、殊によくもみぢするものなり、

造所進物と見ゆ、食物を料理ことなり、今の俗にも、鱠差身など造といふ古言の遺れるなり、洞物語後蔭巻に狙どもたて丶、魚つくる、又吹上巻まないたたて丶魚鳥つくる、宇治拾遺物語に、いざ此雉子を、いけながらつくりてくはむ、などなほあり、

[注]今此つくるといふことの因にいふ、曾根好忠集に、十二月中の歌に「へつくりか垣ねの雪をよき人は鶴の上毛とおもふらんやは」、又その巻末に載たる、源順朝臣のかへし歌に「へつくりにしらせすもかな難波江の蘆間をわけてあそふつるの子」、とみえたるへつくりは、ひゐつくりの約りたるにて、俗にいふ料理人のことゝきこえたり、さてそのひゐは、古事記神武天皇の御歌に、鯨の事につきて、斐惠泥とよませ給へるを、傳に膎ねなり、肉を薄く小さく切ことなりとて、委しく辨へ注されたるがごとし、さてかく考おきつる後に、或人京に上りて、ある公家ざまに參りたりけるに、あやにくに今日はへつくりがたがひて、酒の肴調ずるもの丶あらで、さうざうしくこそとのたまひき、其へつくりとは、いかなる人の事にかと問ふに、既に此考おける由をかたりて、かへりてその證を得たりき、又その後、京なる人にたよりてたづね合せけるに、四條家にて料理人を然呼給ふ例なりとぞ、しかすがに公家ざまには然る古稱の遺れるなり、さてこそいはゆるへつくりに、鶴はよみあはせたる歌の意もよくきこえたれ、

○遣レ喚二無邪志國造上祖大多毛比一、邪の下に志字脱たり、今こゝにひく國造本紀を證として、決めて補ひつ、さて牟邪志は、武藏なり、國造本紀に、无邪志國造志賀高穴穗朝成務天皇世、出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫、兄多毛比命定二賜國造一、とみえたる此人なり、同御世に、菊麻國造、伯岐國造、大島國造も、この兄多毛比命の子を定賜へる由、同紀にみえたり、又胸刺國造岐閇國造祖、兄多毛比命兒伊狹知直定二賜國造一とみえて、兄多毛比命を岐閇國造祖といへるは、心得がたし、此は文の錯亂脱誤あるべく聞ゆ、但し此時はいまだ國造に爲されざる前の事なりき、○知々夫國造上祖天上腹天下腹人等、知知夫は、和名抄武藏國郡名に、秩父知々夫、國造本紀に、知々夫國造瑞籬朝崇神天皇御世、八意思金命十世孫、知々夫彦命定二賜國造一拜二祠大神一と見え、天上腹天下腹人等は、天神本紀に、饒速日命天降の時、

設たる名なるべくおもはるゝ中にも、尺は字音なるにか、又尺に當て設たる名の言の、たま〳〵字音に似たるにてもあるべし、（尺度の名の事は、古事記垂仁段に、一丈二寸、四尺一寸、反正段に、九尺二寸など見えたる、其處の傳に論はれたり、讀見て考ふべし、）いづれにも、この八尺、漢風の度制ならむには、當昔の言にはあらで、傳說の趣を、後の言にうつして、語傳へたるまゝに記せりと意得べし、常陸風土記（多珂郡下）に、倭武天皇爲巡東垂頓宿此野、有人奏曰云々、又海有鰒魚、大如八尺、とみえたるも、おのづから同例に記せるものとすべし、蛤は、本草和名に、海蛤和名宇牟岐乃加比（和名抄も同じ）と見ゆ、波萬具里の古名なり、此時の事を、姓氏錄高橋朝臣の譜に、景行天皇巡狩東國供獻大蛤とみえ、書紀また姓氏錄膳大伴部の譜には、白蛤とみえたり、（全文は、下に擧記すべし、）

磐鹿六獦命、捧件二種之物獻於大后、卽大后譽給比悅給弖詔久、甚味淸造欲供御食、爾時磐鹿六獦命申久、六獦令料理天將供奉止白天、遣喚无邪志國造上祖大多毛比、知々夫國造上祖天上腹天下腹人等爲膾及煮燒雜造盛天、見河曲山梔葉天高次八枚爾刺作天、見眞木葉天枚次八枚爾刺作利、取日影天爲縵以蒲葉天美頭良乎卷、採麻佐氣葛弖多須岐仁加氣、爲帶足纏乎結天、供御雜物乎結餝天、乘輿從御獦還御入坐時爾爲供奉、（祕抄に、悅より造までの九字脫たり、又欲を鮎鱠などの字に譌れる本あり、さて白の下の天より盛天まで、三十七字を略けり、）

○捧件二種物は、かの頑魚と白蛤との二種なり、捧は、古事記神代段に、其取后大御酒杯、立依指擧而云々、雄略段に、三重婇指擧大御盞、名義抄に、捧ササグ、○甚味淸造云々、天皇の御獦より還幸せる時に供奉らむと詔へるなり、造はツクリとよむべし、（其由は、次に云ふべし、）○爾時磐鹿六獦命申久といひて、又徒に六獦としもいへるは、やがて其奏せる言なり、いひしらずめでたき古文なり、○令料理天云々、六獦命おのれ御饌を掌りて、人々に料理せて獻らむと奏せるなり、（其人々は下に見ゆ）料理の字は、大嘗祭式に、凡料理御膳、古點ツクルとよめり、こゝなるも其言もてよむべし、上文に、清造と詔へるもこれにて、（下文にも、誰

じ、
注此頃、元祿五年に、野必大といふ人の著せる、本朝食鑑といふ書を見るに、凡漁人釣レ鰹以二犢角及鯨牙一削揩作レ鉤而釣者無レ餌、以二鐵鉤一而釣者、以二鰺鰯一爲レ餌云々、若乘レ釣時遇二群鰹逐レ餌而來一、則驚跳入レ舡、不レ可レ當二魚陣之中一、恐三魚多壓二沈于船一、故遙望二群鰹之至一、則急棹レ船去矣、といへり、既に己が聞たるとおほかた同じ趣ながら、はやくむかし人の記しおけるがおむかしくて注き添へつ、

此時の古事に、いとよく合ひてきこゆるにあはせて考ふるに、上に以二角弭之弓一當二游魚之中一、卽着レ弭而出忽獲二數隻一、といへる其弓弭は、牛角にてぞ製りたりけむ、其を游べる堅魚の中に擬ひたりければ、やがて其角に喫着て、水を出たるを捕れる由にきこえたり、

注肥後風土記に、此天皇是より前に、筑紫の熊襲を征て、還幸の時の事を記して、御船左右遊魚多之、棹人吉備朝勝以レ鉤釣レ之多有レ所レ獲、卽獻二天皇一、勅曰、所レ獻之魚此爲二何魚一、朝勝見奏下中未レ解二其名一、正似中鮒魚上耳、歷御覽曰、俗見二多物一卽云二爾倍佐爾一、今所レ獻魚甚多有、可レ謂二爾倍魚一、今謂二爾倍魚一其緣也、上と見えたるも、此時の釣に似たる趣なり、

船遇二潮涸一天渚上爾居奴、掘出止爲爾得二八尺白蛤一貝一、

船遇二潮涸一天云々、頑魚を釣りて磯近く漕還り來る時しも、潮涸るゝに遭て、船の渚に艤たるなり、和名抄舟車類に、說文云、艤船着レ砂不レ行也、爲流、色葉字類抄には、艤フネヰルとよめり、萬葉集相聞譬喩歌、に、水沙兒居、渚座船之、夕塩乎、將待從者、吾社益、とよめる譬喩詞の趣なり、此歌の渚座船を、舊說スニヂルフネとよめるはいかゞ、渚に居る船とはいふべきにあらず、○掘出止爲爾云云、船の渚上に艤たるに、潮の來るを待たで、砂を掘て潮水を引て、船を浮べ出さむと爲るなり、○八尺白蛤一貝、ヤサカシロウムギヒトツとよむべし、八尺は、蛤の大なるほどをいへるなり、萬葉集に、杖不足八尺嘆、とよめるは、一丈に足らぬ八尺といひかけたるにて、其本語を知るべし、但し物の長をはかるに、丈尺寸分と云ふは、漢國の度制につきて

堅魚腊とあるは、そのきたひのまだしきをいへるにて、今俗になまりといひ、又なまり節ともいふ、これにて其はきたひに對へてなまりといへるなるべし、又式に煎堅魚若干斤と見えたるは、腊のまだしきなるべし、又堅魚煎汁若干斤とあるは、鮮堅魚の膏油を煎取たるを云、今も海人の其を貯置て、醤油に和せて物を煮るとぞ、是なるべし、さて又式に堅魚ならぬ魚類に、鯖、鰒、烏賊、螺、蛸などをも若干斤と書るも、他物の例によるに乾物なるべきを、然書ても用足りて通えたりしなるべし、さて件の堅魚のくさ〴〵の造りざまは、今さだかに知べき由なけれど、せめて試にいへるなり、

古事記に見えたる舍屋の堅魚は、今も神社の製に遺れる堅魚木にて、其は今の世にいはゆる鰹節に似たる故の名なりと、その記の傳にくはしく説はれたるは然ることにて、其を離りて望やれば、然も象り名づくべき狀なりかし、○注今以レ角作二鉤柄一釣二堅魚一、此之由也、此注文いと意得がたく、前に安房の國人に尋問ふに、其國わたりの海人の鰹釣るさまを見聞くに、牛角の先のかたを、魚の口に合ふべく削作りて餌代とし、其旁に鐵鉤を結付て、其牛角の本の方に小孔を穿て、釣繩を貫しかため、さて本方七八寸圍なる大竹を、八九尺ばかりに切て釣棹として、釣るならひなりと談れり、以レ角作二鉤柄一、といへるに合ひてきこゆ、此注文祕抄に釣二堅魚一の三字を脱し、作を爲と書り、また今字を脱し、柄字を樀橋橘など書る本あるは悉訛なり、また之字無き本もあり、此はいづれにてもあるべし、又いはく、近世或は其餌代の角を鯸皮にて包み、又は鳥の𣝋縱の黒きを少しく角に纒着などすれば、よく釣食ふものなりといへり、なほ海人が心々に、とかくこしらへてものするなるべし、かくて艇に乘りて海原をうかゞひ、鰹の集れる處に到りて、船を乘列めて、鉤の角を投入るれば、群寄りて競ひ食ふを、大聲を揚ていかめしくいきほひて、時のまに數隻釣上るなり、あまりに多く集れるには、たゞ船をしるべに群り競ひ寄りて、船中にも跳入り、また往來の他船をも慕ひ追來ばかりなる事も、まれ〳〵にありと聞けりと語れり、後に上總伊豆相摸の國人の語れるも、とり〴〵ながら大むね同

島子ノ長歌に、水江之浦島兒之堅魚釣云々、和名抄に、鰹大鮦也云々、漢語抄云、加豆乎、式文用ニ堅魚二字ニ、纘梅類煎汁の下に、本朝式云、堅魚煎汁、加豆乎以呂利、洞物語國譲卷に、あけて見れば、かつを、つぼやきのあはびなどあり、但し漢字の鰹は當らず、漢國の鰹は鱧の類なりとぞ、此方にて鰹と書くは、堅魚の二字を合せたるなり、さて延喜式などに見えたる、食料の品目の中に、堅魚若干斤などあるは、うちまかせて、此魚肉を割りて蒸し、あるひは湯煮して干堅め、よく腊ひたるを云へり、俗にいはゆる鰹節なり、肉に腊といふは、令義解に、腊全干物也とありて、鐵を鍛ふと云ふも、もと同意の言なるべく、干して堅めたるをいふ、さて其腊にも、堅柔の品ありしなるべし、その差は下に云ふべし、さて堅魚は、もはら東海西海の方に多かる魚にて、畿内の海にはをさ〳〵あらず、

注兼好が徒然草に、鎌倉の海に、堅魚といふ魚は、彼さかひにはさうなきものにて、此ごろもてなすものなり、それも鎌倉の年よりの申はべりしは、此魚おのれらが若かりし世までは、はかばかしき人の前へ出る事はべらざりき、かしらは下部もくはず、きりすて侍りしものなりと申しき、かやうのものも、世の末になれば、上ざまゝでも入りたつわざにこそ侍れ、と云へるは、そのかみ鎌倉わたりの事なり、上ざまとは東國なる武家の長だちたる人々を云へるにて、都がたのことにはあらず、

世にあまねからぬ魚にて、たゞかの肉を干堅めたるをのみ、あまねく用ふものなるが故に、古へより堅魚といへば、うちまかせて其干堅めたるもの〻名の如くにはなれるなるべし、俗に加都乎といふは、堅き魚の義にて、堅魚の約りたるなりといへるは、鰹節のことのみ思へる強説なり、さてはその生るときの名を、何とかはいへる、今蝦蛦の海にて捕る、にしんと云魚を、國地にては、其魚の全形を見たるものは、をさ〳〵あらで、たゞ割て腊にして渡せるをのみ食物とするから、其腊をたゞに、にしんと云ふも、卑者の、刀のいたく錆たるを譬へてもいふめり、おのづから似たる趣なるをおもふべし、

注京にても諸國の中にても、鰹節を、たゞに鰹といふ處、彼此きこえたり、但し式に堅魚筥二十四合、腊筥五十五合など見えたる堅魚は、上に云へるごとく、腊の堅きにて、鰹節のことなるべく、腊はきたひのよわき品をいへるなるべし、また

弓端之調、女手末之調、書紀にも、男弭調女手末調と見えたるは古言にて、此はたゞ弓とのみ云てあるべきを、古はもはら弭を入たるによりて、連言の文にしか云へるにやありけむ、○當ニ遊魚之中一、即着ニ弭而出云々、下に注ふべし、○仍名曰ニ頑魚一、祕抄に、名を號と作り、いづれにてもあるべし、また頑を頏と書る本あるは訛なり、但し谷川本には、頑と作り、頑魚、カタウヲとよむべし、頑字、尋常にカタクナと訓來れるは、カタといふが本語にて、一向に偏る意の言なり、伊呂波字類抄に、カタホナリともよめり、直なるを、マホと云ふと反對の言なり、さてカタクナといふは、カタにクナといふ言を連ねたるなり、クナは續紀二十卷の詔詞の中に、惡逆在(キタナクサカシマナル)奴、久奈多夫禮麻度比奈良麻呂(ヤツコクナタブレマドヒナラマロ)、とみえたる久奈にて、久奈と、多夫禮と、麻度比と別言なり、同紀の詔詞に多夫禮とばかりもみえたり、其はクチ〱シまたクチルといふクネと相通はし云へる、同意の言なるべし、字類抄に嘎字、運歩集に恨字を、クチルとよめり、古今集序に、女郎花の一時をくねるといへるも、女の情(コヽロ)のクチ〱シキをいへるなど、合せて心得べし、新撰字鏡に、佞を加太牟、靈異記に、姧を可陀彌など訓るも、直(スナホ)ならず偏りてものするかたにつきていへる言なり、いま此魚を頑魚と名づけたるは、船の舳に頑みて追來れる由なり、

注猿樂の鵜飼といふ謠の詞に、「玉島川にあらねとも、小鮎さはしるせゝらきに、かたみて魚はよもためし」、といへるは、もと古歌の詞によれるなるべくきこゆるを、其本歌は、いまだ考へざれど、川の瀨(セヽラギ)に小鮎のかたみて在よしにて、ためしとは、しかかたみてある鮎なれば、みな鵜の飡盡して溜おかじといふ意ときこゆ、かたへに思ひあはすべし、

○此今諺曰ニ堅魚一、今の諺とは、後の世にはといはむがごとし、堅魚は、加都乎とよむべし、和名抄に見えたり、下に其本文を引て論ふべし、頑魚(ガタウヲ)の約りたるなり、但しこに堅魚と書ては、字のまゝに加太宇乎とよむべければ、この魚の本名の頑魚(カタウヲ)と、名の呼ざまの轉れる由をいふ書ざまには、いかにぞやおもはるれど、そのかみ加都乎と云ひて、あまねく堅魚と書ならへるまゝに書るなり、其意を得てよむべし、さて堅魚の名の古く書に見えたるは、古事記雄略段に、有下上ニ堅魚一作ニ舍屋一之家上、と見えたり、但しこは屋上に置く堅魚木(カツヲギ)にて、其形を堅魚の腊(キタヒ)に象(カタドリ)たる名なり、此事下に論ふべし、其魚を云へるは、萬葉集、詠ニ水江浦

命の詔を奉て、此鳥を捕り、稲種公が、此鳥を捕むと追たる、はた同じこゝろばえなりけり、

注古事記垂仁段に、本牟遲和氣皇子の御爲に、天皇山邊の大鶙に命せて、虚ゆく鵠を捕らしめ給ひける條に、是人追ニ尋其鵠一、自ニ木國一到ニ針間國一、亦追越ニ稲羽國一、卽到ニ旦波國多遲麻國一、追ニ廻東方一到ニ近淡海國一、乃越ニ三野國一、自ニ尾張國一傳以追ニ科野國一、遂追ニ到高志國一而、於ニ和那美之水門一張レ網、取ニ其鳥一而持上獻云々、この事書紀、また姓氏錄鳥捕部連の譜にも見えたり、古人の行には、かゝるこゝろばえなる事多くきこえたり、漢人の卑しむる直情徑行とは、いたく別なる趣ありてめでたし、

還時顧レ舳魚多追來、卽磐鹿六獦命、以ニ角弭之弓一當ニ游魚之中一、卽着レ弭而出忽獲ニ數隻一、仍名曰ニ頑魚一、此今諺曰ニ堅魚一、今以レ角作ニ鉤一柄一、釣ニ堅魚一、此之由也、

顧は、祕抄に、頷と書る本あるは誤なり、名義抄にカヘリミルとも訓り、こゝにてはカヘリミスルニとよむべし、舳は止毛とよむべし、但し此舳と艫字の訓、混らはしければ、因に云べし、其は和名抄に、舳、兼名苑注云、船前頭謂ニ之舳一、漢語抄云、舟頭制レ水處也、和名閉、また艫、兼名苑云、船後頭謂ニ之艫一、楊氏曰、舟後刺レ櫂處也、和名云ニ度毛一と見え、このほか漢國の字書どもに、舳を船前頭と注ひ、或は船後持レ舵處とも注ひ、艫もまた船頭とも船尾ともいひて決まらず、こゝなるは顧レ舳と見えたれば、さだめて止毛とよむべきなり、字鏡に、舳艫舳也、止毛、靈異記に、舳フチノトモと訓るによるべし、〇角弭之弓、弭に角を入たる弓なり、古の弓は、梔、槻、梓などの木弓なり、和名抄に、角弓、爾雅注云、弭今之角弓也、都能由美とあるも、この角弭弓に當たる訓なるべし、類聚名義抄にも然訓めり、萬葉集の長歌に、鹿の言として吾爪者、御弓之弓波受、とよめるは、鹿の爪の形を、弓弭に准へたるなり、後世の事ながら、源平盛衰記に、上下の弭に角入たる滋籐の弓とみえ、田村草紙といふ、古き作物語に、先祖よりの寶物とせる、角の槻にて、大蛇を射殺せる由をいへるも、槻弓に角の弭をはめたるをいへりときこゆ、常陸風土記行方郡下に、有ニ波須武之野一、倭武天皇淳ニ宿此野一修ニ理弓弭一因名也、といへることも見えたり、古事記に、男

れか一處は混ひたる傳ならむと思ひまどふべからず、今常陸の土俗言に、鷗をカヾドリと云ひ、安房、上總、下總わたりにては、カゴドリと云ふとぞ、其は共に覺賀鳥といふを訛たるにて、もとは覺賀鳥の古事を、はやく鷗に混へて聞傳へたる名の遺れるにて、かの日本紀私記に、鶚鳩の事とせるも、鷗と同じ屬の鳥なれば、さも聞傳へたるかたの說なるべきこと、おもひ合せて知るべし、

さてまた此鳥の事は、この時よりもはやく、熱田神社緣起に、卷尾に、貞觀十六年、神宮別當尾張連淸稻、採二古記文一、加二綺寫一修二緣起一といひ、後に尾張守藤原朝臣村椙筆削して、寫二三通一、一通進二公家一、一通贈二社家一、一通留二國衙一、寬平二年十月十五日と有り、倭武尊東征功畢給ひて後の下に、與二稻種公一更議曰、我就二山道一、公歸二海路一云々、倭武尊、還二向尾張一、到二篠城邑一、進レ食之間、稻種公傔從久米八腹、策二駿馬一馳來、啓曰、稻種公入レ海亡沒云々、亦問二公入レ海之由一、八腹啓曰、渡二駿河之海一、海中有レ鳥、鳴聲可怜、毛羽奇麗、問二之土俗一、稱二覺賀鳥一、公謂下曰捕二此鳥一獻中我君上、飛レ帆追レ鳥、風波暴起、舟船傾沒、公亦入レ海矣、倭武尊吐飡不レ甘、悲慟無レ已、と見えて、鳥の在狀事の趣も、いとよく似てきこえ、又書紀に、覺賀鳥と記されたるにも合ひて、鶚鳩ならぬことは論ふまでもあらず、いはゆる土俗の覺鴐鳥と呼來りて、東海の邊に希にありつる鳥なりし事知られたり、そもそも此鳥は、前に倭武命東の國平の度、海中に顯れ出て、稻種公に災をなし、復この行幸の時しも、天皇の御許にも、大后の御許にも出たる狀をおもふに、忌々しき怪鳥なりけるを、天皇の稜威にて伊賀理命に捕らせ給ひ、又六獦命の雄々しき詛に遭て、屬悉海中に放れ失たりけむかし、さて件の時の事、上に引たる景行紀五十三年の下に、渡二淡水門一とあるさし次に、是時聞二覺賀鳥聲一、欲レ見二其鳥形一、尋而出二海中一、仍得二白蛤一云々、と見えたるこれなり、但し此時、天皇御みづから御船にて、覺賀鳥を覽なはしに出ませる趣に記されたるは、此氏文ばかり委しからぬ一傳なり、○詛曰云々、詛言の意、かくれたることなし、さて此時六獦命、大后の詔を奉り、鄧船に乘りて、其鳥を追行つれど、え捕らずして詛言せる狀の、たゞ一すぢに、大君の命畏み、猛く勇める古人の、直き眞心なる行に、こゝろをつけてよみあぢはふべし、伊賀理

邊などにても、それ聞食し知らぬ御ことやはおほすべき、又六獦命のさばかり異しみ追行て、しかじかと詛言すべきにもあらざるをや、此鳥の在狀、次に擧る熱田緣起の文にも、考合て知るべし、然るを紀の私記どもに、此氏文を疎漏に讀て、たゞ臆度に、瑞鳥と云、或は云ニ水佐古一と云へるは、ことに論にも足らず、又塵袋といふ書の、第三卷に、

注天文元年に集めたる、塵添壒囊抄序に、予レ世有ニ壒囊抄七卷一云々、又有ニ塵袋十卷一、不レ知ニ作者一云々、予今拾ニ拾同類塵於所レ殘之塵中一、簡ニ取二百一箇至要塵一、以添ニ加壒囊五百三十六箇中一、都得ニ七百三十七箇一、卽爲ニ二十卷一、名ニ塵添壒囊抄一、と云る塵袋これにて、今予が見たるは、永正五年に、僧印融が傳寫本にて全部十一卷、片假字にて書たり、

覺駕鳥と云は、なに鳥ぞ、日本私記には、鵰鳥の名なりと云り、但し風土記を案ずるに、常陸國河內郡浮島の村に鳥あり、賀久賀鳥と云ふ、その吟嘯の音聲愛しつべし、大足日子天皇、此の村のかりみやにとどまり給ふこと卅日、其間此の鳥の聲をきこしめして、伊賀理命をつかはして、網をはりて捕らしめ給ふ、悅感じ給ひて、鳥取と云ふ姓を賜せけり、其子孫いまだ此の所にすむと云へりと記せり、此常陸風土記の文、今世に存る抄本には見えず、さて件の文に、賀久賀鳥と書るは、本書のまゝなるべきに、其本書すべて、假字の淸濁を分たず書る例なれば、下に論へるごとく、上の賀な淸み、下の賀を濁りて唱むべし、さて此浮島の行宮は、風土記志太郡の下に、古老曰、大足日子天皇、幸ニ浮島之帳宮一、無ニ水供御一云々、と見えたる浮島にて、今も信太郡に屬て、大湖の中に在とぞ、河內郡も、信太郡に隣りて、これも同じくその湖に向ひたれば、其湖邊にて浮島に向ひて由ある里を、そのかみ浮島村と呼ひ、其處なる行宮に停り給へる間に、その湖邊に彼鳥の來たるなるべし、かくて其河內郡は、下總の葛餝野に隣りて遠からざれば、此上文に、行ニ幸于葛餝野一令ニ御獦一と常陸に幸して、浮島の行宮に、數日おはしましける、間イある時の便次に、ものし給ひたる時の事にて、淡の浮島にて、六獦命の、加久賀鳥を詛たると、大かた同じ日ごろの事なりしなるべし、

注此度の行宮、安房も常陸も、浮島といふ地なりつるは、たまく名の同じかりしなり、いづ

は、古當御代の天皇の第一なる御妻を申す崇稱にて、後の御代に、皇后と書るゝ御事なり、此事くはしくは、古事記傳に辨へられたるがごとし、書紀に、五十二年夏五月甲辰朔丁未、皇后播磨大郎姫薨、秋七月癸卯朔己酉、立二八坂入媛命一爲二皇后一、とみえたるは、去年の事にて、此時大后と申せるに合へり、

此時、大后詔二磐鹿六獦命一、此浦聞二異鳥之音一、其鳴二駕我久久一、欲レ見二其形一、卽磐鹿六獦命、乘レ船到二于鳥許一、鳥驚飛二於他浦一、猶雖二追行一、遂不レ得レ捕、於是磐鹿六獦命詛曰、汝鳥戀二其音一、欲レ見レ貌、飛二遷他浦一、不レ見二其形一、自レ今以後、不レ得レ登レ陸、若大地下居必死、以二海中一爲二住處一、祕抄卽磐鹿より自今以迄後五十五字を略き又若より住處迄十三字を略けり、

○其鳴二駕我久久一 久久を類從本久ニと作り、今一本に正しく書るに依る、書紀此天皇五十三年の下に此時の事を記されたるに、聞二覺駕鳥一云々、この全文は下に引べし、とあり、さて駕我久久は、同字の重れるを書く、古の一の書法なり、駕久我久とよむべし、此は其鳥の鳴聲を寫して云へる言なり、

書紀に、覺駕鳥と書るは、熱田神社緣起に、問二之土俗一、稱二覺駕鳥一、全文は下に引べし、と見えて、其鳴聲によりて、名とせるから、言語の初發を濁ることなき、古言の例のまゝに、おのづから上の駕を淸みて、加久我鳥と云へるを、覺駕鳥とは書るなり、この駕字、書紀には賀と作るを、第三章に擧げたる、延曆の官符に、日本紀の文を擧て、駕字は、當昔の本にはしかありて、必濁りてよむべく作るを、のちに賀字に訛れるなるべし、然るに釋日本紀に、覺駕鳥、可レ讀之、私記曰、此私記、或は延喜公望私記とも云へり、新國史に、延喜四年八月廿一日令三初講二日本紀一也、前下野守藤原朝臣春海爲二博士一、紀傳學生矢田部公望云々等爲二尙復一、師說瑞鳥、不レ見二其名一也、安大夫說、公望按、高橋氏文云二水佐古一、と見え、また和名抄鴡鳩の下に、爾雅集注云、鴡鳩鵰屬也、好在二江邊山中一、亦食レ魚也、和名美佐古、今按古語用二覺駕鳥三字一云二加久加乃止利一、日本紀私記、公望按、高橋氏文云二水佐古一、と注されたるは、すべて信がたし、名義抄に、覺賀鳥カクカノトリ、ミサゴ也と注せるは、此說に據れるにか、いづれにも信がたし、此氏文に、聞二異鳥之音一、其鳴二駕我久久一、と聞えて、いと怪異しく聞食したる趣なり、鴡鳩の聲ならむには、大宮仕のみせさせ給へる大后の御上とは申せど、此度の御旅行の海

本の名に、本朝帝皇系譜卷尾に、右帝皇系譜、自二室町殿一被レ書之時中書也、但小書等、以二他本一書レ之、未レ終二書寫之功一、次に時長享二曆季冬清書、翌年季春中旬進レ之、亞相藤原宣胤に、孝元天皇の皇子大彦命阿部臣高橋臣祖云々の二男、比古伊那許士別命の長男に系りて、六鴈命高橋氏祖と見えたり、此書の印本、また群書類從本に、六鴈命を、大彦命の三男に系りて載たり、今こゝに引たるは己が前に得て、挍へおける一寫本に據る、其は下に引く姓氏錄に、大彦命孫と見えたる傳に合ひて、正しく聞ゆれば採れり、古事記に、孝元天皇の皇子、大毘古命之子云云、次比古伊那許志別命、此者膳臣之祖也、書紀に、膳臣遠祖名、磐鹿六鴈、又大彦命是阿倍臣、膳臣云々、凡七族之始祖也とみえ、姓氏錄に、阿閇朝臣孝元天皇皇子、大彦命之後也、又阿閇臣大彦命男、彦瀨立大稻越命之後也、高橋朝臣、大稻輿命之後也、又膳大伴部、大彦命孫磐鹿六鴈命之後也、若櫻部朝臣大彦命孫、伊波我六加利命之後也、など見えたるに合へり、

天皇行二幸於葛餝野一、令二御獦一矣、祕抄に行幸於の三字を脫し、令を毛に誤り、矣字無し、

○葛餝野、萬葉集下總國歌に、可都思加能云々、とよめるが三首あり又葛餝郡防人も見ゆ、東大寺に藏る古佛經の、雜用紙背に見えたる、養老五年の戶籍に、下總國葛餝郡大島郷、和名抄に、下總國府、在二葛餝郡一、葛餝加止志加とある地是なり、但し加止志加と訓るは、當時さも呼たりしにか、又誤寫にてもあるべし、今も葛餝と書て、可都思加と呼へり、野は今も葛餝郡に、大名を小金原と呼ふいと曠き野あり、古は、今よりもいと〳〵曠かりきと云傳ふとぞ、今も其野の內外に、山林などもありて、猪鹿など多かりとぞ、享保十一年、寬政七年に、御獦せさせ給ひたりしも、此曠野なりき、○介はセシメタマヒキとよむべし、○いま浮島の北の方、海上十里餘に、葛餝浦勝鹿とも書くあり、倭武命の平給ひつる處々を、覽そなはさむために、御獦がてら、御船より此浦に渡りて、野に幸ましたるにても有べし、

大后八坂媛波借宮爾御坐、磐鹿六獦命亦留侍、

大后八坂媛、古事記この天皇段に、娶二八尺入日子命之女、八坂之入日賣命一云々と見えて、則ち成務天皇の御母に坐ませり、こゝにも下にも、八坂媛と書るは、もしくはともに、入字を脫せるにはあらざるか、又もとより入を略て、申傳たりしにもあるべし、さて此媛命を、大后と申し奉れることは、伊豫風土記にも、天皇等於レ湯行幸、降坐五度也、以下大帶日子天皇與二大后八坂入姬命一二軀上爲二一度一也云々、と見えたり、さて大后と申す

なりと云傳へたりと、其國の老人語れり、天皇此島に御船を泊給ひ、島中の行宮に到坐まし〻なるべし、その浮島明神社は、此行宮の蹟所なるべし、さて又御目路なる陸地を除て、さる小島の行宮におはし坐ましけるは、かの倭建命の、立跡にも渡りつべしと言擧し給へる如き御慮ざまにて、御蓬庫(ミフナヤカタ)に坐ますごと、思ほし興(メデ)させたまひたりしなる、下文に、天皇葛餝野に御獦に行幸る時、八坂媛借宮留御坐、と見えたる借宮も、これなるべく、また河曲山とあるも、和名抄、安房國安房郡の鄕に、河曲加波和と見えたるが、今勝山に近く、安房郡に隣りたるも合ひてきこゆ、さて其河曲の地のことは、下にも云べし、こ〻にめぐらして思ひ合すべし、

注續紀に、神護景雲二年三月、下總國井上、浮島、河曲三驛、武藏國乘潴豐島二驛、承㆓山海兩路㆒使命繁多、乞准㆓中路㆒、置㆓馬十匹㆒、と見え、兵部式に、驛馬、下總國井上十匹、浮島河曲各五匹、茜津、於賦各十匹、と見えたる浮島河曲は、同名ながら、下總の地名にて、こは上總を割て、安房國を建られたる後の事にて、この氏文に見えたる地理に合はず、いはゆる河曲山も由なし、河曲は、和名抄上總國望陀郡の鄕名にも見えたり、さて其下總なる浮島河曲の二驛、また上總なる河曲鄕は、由ありて安房より移りたる地名にはあらざるか、又もとよりおのづから同じきにや、いまだ考へず、なほ其國人によく尋問べきなり、○常陸風土記信太郡の下に、郡北十里碓井、古老曰、大足日子天皇、幸㆓浮島之帳宮㆒無㆓水供御㆒、卽遣㆓卜者㆒訪占、所々穿㆑之、今在㆓雄栗村㆒、從㆑是以西高來里云々、と見えたり、今も小栗村と云ふが在とぞ、たま〳〵浮島と云ふ名の同じきによりて、思ひ惑ふべからず、又同記同郡の下に、古老曰、倭武天皇、巡㆓行海邊㆒、行至㆓乘濱㆒云々、乘濱里東有㆓浮島村㆒、長二千歩、横四百歩、四面絕㆑海、山野交錯、戶一十五烟云々、と見えたるは、小島にて、今霞浦の海中に在りとぞ、碓井の下に見えたる浮島とは別所なり、是をしも又思ひ混ふべからず、

爾時磐鹿六獦命從駕仕奉矣、獦字祕抄みな鴈と作り、此第二章第三章にも然書り、何れにてもあるべし、また仕字を供と書り、下文の例に依るに、誤寫なるべし又、奉字を擧に誤れり、

○磐鹿六獦命、名の唱は、姓氏錄若櫻部の譜に、伊波我六加利命と書るに據るべし、六字脫たる本あり、皇胤紹運錄印本、又一寫

時の事に當りてきこゆれば、いまだ毛野國を上下に分たれざりし時なるを、上毛野國造と記せるも、上に上總國と記せるにつけて論へると、同じ趣なる傳なり、さて又、總國を上下に分たれたる時は、書どもに見あたらず、續紀養老二年の下に、上總國見えて、次に引くがごとし、下文にも其例あり、かくて安房は、當時上總の國内にて、いまだ一國の號にあらざりければ、上總國安房と云へるなり、安房を國に立られたるは、續紀に、養老二年正月割二上總國平群、安房、朝夷、長狹四郡一、置二安房國一、（中間二十二年、）天平十三年十二月、安房國幷二上總國一、（中間十五年、）天平寶字元年五月、安房國依レ舊分立、と見えたり、養老四年に撰給へる日本紀に、國名を云はずして、徒に淡水門と記されたるは、もはら其水門の名に依れる傳に據て、記されたるなるべし、（國名を擧ずしてたゞ地名をもて記せる例、紀中かず知らず多し、）然るに此氏文古き書とは見えたれど、發端の文は、上に論へるごとく、日本紀に依て書出せりと見えて、それ撰ばれたる養老より前に、記せるものとは思はれず、然れば中度、安房國を上總國に幷せられたる天平十三

年より、舊の如く國に立られたりし天平寶字元年までの間に、書記せるものなるべし、（其頃此氏文を始て書記したらむと云には非ず、いとはやく書記したる文どもの在けるを、更に繕寫たりけむと、かつはおもはるゝなり、）さて此安房に到りませるは、前に倭建命の平給ひし東方の國々を巡まし、相摸國より御船にて淡（安房なり）の水門をさして行幸せるにて、（景行四十年紀に、十月、日本武尊初至二駿河一云々、亦進二相摸一、欲レ往二上總一、望レ海高言曰、是小海耳、可二立跳渡一云々、故時人號二其海一曰二馳水一也、爰日本武尊則從二上總一轉入二陸奥一云々、）書紀、姓氏錄膳大伴部譜に、至二上總一從二海路一、渡二淡水門一、と見えたるこれなり、さて其水門と云へるは、今相摸國御浦岬と、安房との間の、大海より入海に入る海門なり、此入海の東の方は、安房の平群郡の（いま尋常には平郡と呼ぶ）北の終より、一里ばかり上總に續き、西の方は武藏、北の方は下總にて包めり、○浮島宮は、平群郡勝山の海邊より、十町あまり西の海中に、浮島とて南北の徑五六町ばかり、横は其ほどよりは狹くて、東西の岬は、漸に細き小島あり、さばかりの平坦なる小島なれど、いかなる荒浪にも沒む事なし、故浮島と云ふ、島中に浮島明神と云ふ小祠あり、むかし天子の御船を此島に寄せ給ひ、御遊覽まし、蹟所

天皇五十三年と作き、下文の是月を八月と作り、文を約たるなり、其より以下は此と同文を載たり、但し其文中略けるところあり、下の其處に云が如し、

是月行ニ幸於伊勢ニ轉入ニ東國ニ、冬十月到ニ于上總國安房浮島宮ニ、

書紀には、是月、乘輿幸ニ伊勢ニ入ニ東海ニ、冬十月至ニ上總國ニ、從ニ海路ニ渡ニ淡水門ニ云々、と載されたり、祕抄一本、東國を東海と作り、書紀と同文にはあれど、なほ東國とあるかた然るべし、また祕抄于字脫たり、さて上の五十三年云々より、此ところまでの文のみ、大かた書紀の文と同じくて、すべての文體と異なるを思ふに、高橋の家の古說どもを、この氏文に繕寫るときの所爲なるべくおぼゆ、○上總國安房、古語拾遺に、逮ニ于神武天皇東征之年ニ云々、天富命、更求ニ沃壤ニ分ニ阿波齋部ニ率ニ往東土ニ、播ニ殖麻穀ニ、好麻所レ生、故謂ニ之總國ニ、古語麻謂ニ之總ニ也、今爲ニ上總下總二國ニ是也、阿波齋部所レ居便名ニ安房郡ニ、今安房國是也、と見えて、舊は上總下總一國にて總國と云へるを、後に上下に分ちて、二國に定られたりしなり、その分たれたる時は詳ならざれど、此天皇の御世の頃は、ようづおほらかにして、いまだ一國を上下に分建らるゝ如き、際やかなる御制はあるべからず、次の御代成務天皇の御時に、古事記に、定ニ賜大國小國之國造ニ、亦定ニ賜國々之堺、及大縣小縣之縣主ニ、書紀に、五年九月、令ニ諸國ニ以國郡立ニ造長ニ、縣邑置ニ稻置ニ云々、則隔ニ山河ニ而分ニ國縣ニ隨ニ阡陌ニ以定ニ邑里ニ、因以ニ東西ニ爲ニ日縱ニ、南北爲ニ日橫ニ云々、など見えたるが如きおほらかなりつる御世のさまにあはせて推察るべし、然れば、書紀の此條なるも、上の條なるも、此氏文なるも、上總國と書るは、併に後に上下と分たれたる上にて、當時の國體につけて、語傳たるまゝに記せるなり、

注同御世五十五年紀に、彥狹島王を、葬ニ于上野國ニとあるなども同例なり、國造本紀に、下毛野國造、難波高津朝御世、元毛野國、分爲ニ上下ニ、豐城命四世孫、奈良別、初賜ニ國造ニ、と見えたるは、仁德天皇の御世に、毛野國を上下に分て、初て國造を置れたる由なるに、上毛野國造、瑞籬朝皇子、豐城入彥命孫、彥狹島命初治ニ平東方十二國ニ爲レ封、とみえたるは、書紀景行卷に、五十五年二月の

は、もはら倭建命と申奉れるを、薨後におよびてここにしも殊さらに御幼名をもて記せるは、父天皇の愛子とおもほせる御情より詔へる御口語を、感深く聞繼ぎ語傳へたる言の遺れるものなるべし、いはまくも畏けれど、今の俗にも、老人のうちとけ言に、ともすればその子の幼名を喚び、物語などにする事のあるも、其幼き時の忘れざる眞情の切なるより出るわざなる、はた思ひやり奉るべし、注に、又名倭建王と、ことわり記せるをもおもふべし、書紀にも、此條にことさらに小碓王と記されたるも、同傳なるべし、さてその御名、古事記に倭建命、書紀に日本武尊と書されて、なべてヤマトダケと訓し來れゝど、實はヤマトタケルと訓し奉りしなるべし、其は古事記に、此命熊襲建兄弟を殺し給ふ時、弟建が奏言に、於西方除吾二人無建強人、然於大倭國益吾二人而建男者坐祁理、是以吾獻御名、自今以後應稱倭建御子云々、故自其時稱御名謂倭建命、書紀に記されたるも大旨同じ、と見えて、然建が稱へ申せる意は、此西方の國々に、己等二人は熊襲建と呼ばれて、世に並無き猛勇者なりと思ひて在つるに、大倭國の皇子は、己等に勝りたる猛勇者に坐せば、皇子こそは、眞に大倭の建と稱へ奉るべけれと、ところさりて、今はの期の眞心に、おほけなくも褒稱へ奉れるを、憐に欣感く聞し認て、則ち御名と爲給へる趣なればなり、此考説、なほ委しくは、別に記せる書あり、○所平之國、ムケタマヒシクニグニとよむべし、こは天皇の御世四十年十月壬子朔癸丑日、倭建命、父天皇の詔を奉て、東の諸國を征給はむとして發途し、まづ伊勢大神宮を拜み給ひ、それより東の國々を巡行りて征平け給ひ、功畢まして、伊勢の能褒野まで還りまして薨給ひければ、其處に葬奉りけるに、白鳥に化りて飛行しぬ、其時停り給へる、倭の琴彈原、河内の舊市邑に、陵を作りて、御靈を鎭坐さしめ給へる事、古事記書紀に見えたり、○上件の文、五十三年以下、書紀の文をもて記せり、但し年の下に干支を加へ、月の下の日の干支を除き、小碓王の下に、又名云々と注せるのみ異なるは、記者の増減たるなり、さて又已上の文、年中行事祕抄には、日本紀景行天皇五十三年秋八月丁卯朔、子細同高橋氏文、仍不抄之と記して、次に高橋氏文云、

高橋氏文考注 草稿

第一章

此章は、本朝月令（此書全篇、世に在ることを聞かず、塙保己一が、群書類従に收めたる、四月より六月までの部の缺本と、別に其卷のまた缺たる一本を見たるのみなり、永正奥書本の、本朝書籍目錄に、本朝月令六卷、或四卷歟、記年中公事之本緣、公方撰とみえ、藤原通憲藏書目錄にも載て、四局とあり、また守覺法親王の作給へる、釋氏往來の文中に、本朝月令證本云々と記されたるもこれなり、さて此書の撰者公方の傳、いまだ知らず、明法博士兼左衞門佐惟宗朝臣允亮の政事要略に、此書を引載たり、允亮は、一條天皇の御世の頃、みさかりなりし人と聞えたり、然るに藤原兼直公の、源語祕決に載られたる、延長四年の勘狀に、明法博士兼左衞門佐惟宗朝臣公方と見えたるは、世に多からぬ惟宗の同姓にて、允亮の同官職なるを思へば、公方は允亮の父にもやあらむ、さて此に引たる書どもの作者、また其作者の時世、また其記せる趣などを云へるは、其書を信む心しらびありてなり、下に云ふも同じ、但し世に弘く普き書どもの上は云はず、）六月朔日、內膳司、供忌火御飯事の下に、高橋氏文云とて、此文を載たり、年中行事祕抄（作者詳ならず、奥書に、本云、永仁之頃、被書始之處、自然被闕之畢、嘉曆令終寫功者也、次に建武元年云々）の同條の下に、此文中を略て載たるをも、挍合せて採れり、又谷川士淸の、日本書紀通證に、此氏文を引載たるは、此祕抄なる文を摘出たるものなるに、己が見たる本どもと、異なる所のあるは、これも一本として挍へ採れり、谷川本と云ふは是なり、但し其中に、誤字と著きはとらず、

掛畏卷向日代宮御宇大足彦忍代別天皇、五十三年癸亥八月、詔群卿曰、朕顧愛子、何日止乎、欲巡狩小碓王（又名倭武王）所平之國、

此天皇、御謚景行天皇と稱し奉る、○顧は㒵字の古體なり、類聚名義抄に、オモフと訓り、然よむべし、○愛子、カナシキコとよむべし、萬葉集（卷廿）に、可奈之伎吾子、また（卷十八）に、妻子見波可奈之久米具之、などなほあり、下に詔へる小碓王、注にいはゆる又名倭武王の御事なり、天皇此皇子を殊に異愛み給ひたりし趣、古事記、日本書紀に見えたり、此皇子、是年より十四年前に薨給ひたりき、さて此皇子を小碓王と稱す由は、書紀に見えたる如く、雙子に生れ坐し、時、碓に誥して、兄を大碓王、弟を小碓王と號たまひつれど、小碓王に、熊曾建が御名奉れる後

高橋氏文考注序

高橋氏文、今の世に在ることを聞かず、たま〳〵本朝月令、政事要略、年中行事祕抄に、引載たるをとりあつめて、讀みるに、其氏の元祖、磐鹿六雁命、景行天皇東國に行幸の時、淡の浮島の行宮にて、大御饌の事に仕奉り、膳臣とめされて、膳職の事をゆだねたまひ、大嘗、神嘗の獻物のことを定め仕奉り始めさせたまひたるゆゑよし、又身まかりたる時、大御使を遣はして、宣らしめたまへる詔詞を書載せ、そのほかに記せる事ども、こと〴〵く其家の舊き傳說を、書しるせる古文にて、古典に見えざる古事はたすくなからず、いともめでたき古書になむありける、然るにそれ引記せる本ども、とり〴〵に誤寫ありて、讀ときがたきところの多かるを、年頃其異本どもを得て見るごとに挍へ合せ、また他書どもの中に、いさゝか引しるせるをも併せ見て、互に挍へ訂し、さてその事の次第に依りて、三條を表章して、はやく考注を書さしたるがありつるを、此ごろおもひおこして、さらに考そへてかくは注せるなり、但しさる中には、おのづから強たる說もありぬべく、又くだ〳〵しきことゞもうちまじり、かつはこゝにいはでもあるべき事を・おもひえたるまゝに、いひすぐせるもあり、すべてかたなりにおぼゆる下書なれば、なほつぎ〳〵に正しあらためてんかし、

天保十三年三月廿日

わざどもは、嵯峨上皇の裁（ミハカラヒ）に任せ奉れるなり、されど此天皇までは、なほ古例のまゝに誄謚をば上られたりつるを、嵯峨天皇より始にて、それらをも停め給へり、さて此天皇を物集村に葬奉とありて、また御骨碎レ粉奉レ散ニ大原野西山嶺上一と見えたるは、いかさまに計らひ奉りしにか、いともかしこくいともゆゝしくおもひ給へられてなむ、さて又嵯峨天皇とこの天皇ばかりのは、諸陵式に載られず、いかに遺詔なればとて、御葬の地をだに慥に此處と標置たまはざりけむ、類聚國史に、嵯峨天皇の弘仁七年六月壬戌詔に、神祇官言、伐ニ高畠陵樹一祟見ニ龜兆一者、勅朕情所レ敬、唯在ニ山陵一、而有司不レ勤ニ督察一、致ニ斯咎徴一、求ニ之國典一、其刑非レ輕、自今以後嚴加ニ禁斷一、と見えたるには、反さまなる御心にぞならせ給ひける、そも〳〵此二御世の御葬わざの疎なりつる事は、申さむもさらにて、この後御葬わざは、漸に疎になりゆき、たゞ佛わざをのみ主とし給ひ、又よろづの事ども、殊に又漢ざまの虛飾をのみ擬びうつされ、はた佛敎をます〳〵深く信用給ひけるに依りて、上古の御てぶりは、ます〳〵失ゆきたるがごとくになんなりぬるにあはせて、世中漸々にみだりがはしくなりゆきて、遂に甚しき亂世とぞなれりける、然ありけるに、東照御祖命世の亂を平治めて、朝家を崇尊給ひ、繼々にも議申し給ひて、廢絕たりしよろづの禮儀をさへに古に復し給ひ、漸々に甚しかりつる漢ぶり佛ざまに依り給へる事の例どもは、おほかたは廢たりしまゝに省き給ひ、主とある神どもをば再興して、よろづ虛飾をことそぎて定め給へりとぞ、かくて天皇には世の中の御政は、東の朝廷の武將に、八十續に悉ね仕奉らしめたまひて、大御世を安國と穩に知しめせるは、上代にもたちまさりて、眞に天下に比なく尊きはみの現御神にこそは御坐しけれ、あなかしこ、

宇知都志麻終

己卯、是日有制改殿閣及諸門之號、皆題額之とあるは、此事に當れり、肆百官舞蹈、如此朝儀並得闕說、又紀略に、これも弘仁九年三月丙午の詔に、朝會之禮及常所服者、又卑逢貴而跪等、不論男女、改依唐法、また政事要略（六十七卷）に載たる看督長式に、同年四月八日宣旨に、禁制女人裝束事云云、奉勅既改先風、可隨唐例者、具在勅書、而至于今未有改俏、從着麻服之外悉禁斷、若致喩重度者、禁身申送者、（紀略に、是年五月の下に、天皇第七皇子明日香親王の事を、天姿質朴不尚浮華、弘仁年中世風奢麗、王公貴人頗好鮮衣、親王獨至夏日、朝衣三澣濯、或亦賣却、櫪上走馬以支藩邸費用、其省約節儉皆此類也、といへる事も見ゆ、）續後紀に、承和九年七月丁未、この天皇崩給へる時の遺詔曰云々、夫存亡天地之定數、物化之自然也云々、欲朝死夕葬夕死朝葬、作棺不厚、覆之以席、約以黑葛云々、擇山北幽僻不毛地、葬限不過三日云々、夜刻須向葬地云々、穿坑淺深、縱橫可容棺矣、既已下了、不封不樹、〔土〕與地平、使草生上、長絕祭祀云々、（詔詞長ければ、其甚しきをのみ引出づ、）翌の日戊申、擇山北幽僻之地、定山陵云云、即日御葬畢と見えたり、此天皇の御事を、紀に、好讀書、及長博覽經史、善屬文妙草隸、神氣岳立、有人君之量、と見えたるは、漢籍佛經をのみ博く覽たまひつれど、大皇國の故實には、さらに御慮をよせ給はざりつるにこそ、さて次の淳和天皇は、嵯峨天皇の御弟に坐して、皇太子に立ちて御世知召しけるが、御兄天皇より前、承和七年五月に崩給へり、其御腦の危篤しき時、辛巳（六日）に皇太子（仁明天皇）に顧命ける後の御事ども、おほかた嵯峨天皇の遺詔の趣に似て、予素不尚華餝、況擾耗人物乎、斂葬之具、一切從薄、朝例凶具、固辭奉還云々、また重命曰、予聞人沒精魂歸天、而空存冢墓、鬼物憑焉、終乃爲祟、長貽後累、今宜碎骨爲粉散之山中、於是中納言藤原朝臣吉野奏言云々、我國自上古不起山陵、所未聞也、山陵猶宗廟也、縱無宗廟者、臣子何處仰、於是更報命曰、予氣力綿惙、不能論決、卿等奏聞嵯峨上皇、次蒙裁、と詔ひ、癸未（八日）に崩り給ひ、甲申（九日）上誄謚、戊子（十三日）此夕奉葬於山城國乙訓郡物集村、御骨碎粉奉散大原野西山嶺上、とあり、是は平常に御兄天皇の敎旨を奉給へるに依れる遺命なるべし、吉野卿の奏言に報命して云々、奉聞嵯峨聖皇、次蒙裁、と詔へるにても知るべし、然ればこの後の御

由ある大和の都を棄て丶、山城に遷り給ひし事を良(フサ)はしからぬ事に思ほしこめておはしましたりけむ、（かの古郷となりにし平城の都にもの御歌なども、おもひやり奉るべし、）また此詔に答奉れる百官の表意は、詔に應奉れる趣はさる事ながら、實は良はしき事とは思ふべきにあらず、はた舊鄕を慕ふ情も裏(シタ)にはいかに深かりけむかし、（長岡に遷都より、わづかに十三年、）さて天皇の然詔ひつる由は、御父桓武天皇卽位の後、いくほどもなく延曆三年に、山城の長岡に遷都し給ひ、同十三年に、又葛野の今の平安京を、殊に大きにうるはしく造らせて遷都し給ひつれば、その遷都兩度の費用、かつは先帝の崩御、天皇の卽位など、うち續きたる費用の償に堪がたき由を聞食して云々、思ㇾ據二舊宮一とは詔ひつれど、いはゆる御本性の精神聰敏玄鑒宏達に過させ給ひ、御腦にかこつけて、わづかに在位四年にして讓位し給ひ、すなはち平城に幸して造宮の事を始させ給ひ、又平城に遷都の事をも詔ひつけ給へるによりて、やがて造宮使をも命せ給ひけるに、俄に事變りてしかぐ\の由にて、大御志を果し給はざりしなり、但し此遷都の事は、始よりの御志にて、藥子が勸奉りしに依り給へるにはあらざれど、かれが罪に託なして、あながちに停め給ひたりしなるべし、總てこの件の事どもは、國史とはいへどあらはには記されがたく、婉曲(コトヨ)くものせられたりげなれば、其意しらひして讀心得べきわざなるべし、帝王編年記に、嵯峨天皇の御世に、弘仁九年五月八日、皇女有智子內親王始置二賀茂齋院一、天皇與二奈良帝一不快之時御願也、と見えたるは、此時の御事に依りてなり、さてこの嵯峨天皇は、儒に佛に深く好き給へるにあはせて、平安都を良はしく思ほしければにや、此事に依りたる詔詞どもに、先帝乃萬世宮止定賜閇流平安京乎棄賜比云々、と詔ひけり、（平安京を萬世宮と定賜へる事、桓武天皇の記には見えず、上に擧たるごとく、大同元年七月の詔に、頃(北イ)公卿奏、日月云除、聖忌將ㇾ周、國家恒例就ㇾ吉之後、遷二御新宮一、請二〔預〕營搆一云々、思ㇾ據二舊宮一と詔ひ、また百官奉ㇾ表拜賀曰、亮陰之後、更建二新宮一、古往今來以爲二故實一、准二據舊例一、預請二處裁一云々、と奏せるものなや、）さはいへど、此平安京の今に動なくましませるを思奉れば、御世を守護ます神等の、又さらに幽契ある事なるべければ、今更に申べき事にはあらずかし、續日本後紀に、承和九年菅原淸公卿の傳の中に、嵯峨天皇の弘仁九年、有二詔書一、天下儀式男女衣服皆依二唐法一、五位以上位記改從二漢樣一、諸宮殿院堂閣、皆着二新額一、（紀畧に、是年の四月

臣貢夏爲ニ造平城宮使一と見えたり、古今集春下に載られたる、ならのみかどの御うた「ふるさとゝなりにし奈良の都にも色はかはらす花はさきけり」、とよませ給へるは、决めてこの春の御歌なるべし、大御慮のほど推はかり奉るべし、かくて類聚國史、紀略、公卿補任等を參考るに、同年四月戊子十九日從五位下礒野王等十二人を加階して以レ督ニ作平城宮一也、己亥廿日從五位上大中臣朝臣魚取等二人を加階して以レ供ニ奉造ニ平城宮一之事上也など見え、九月癸卯六日に及びて、さらに依ニ太上天皇命一擬レ遷ニ都於平城一、正三位坂上田村麻呂、從四位下藤原朝臣冬嗣、從四位下紀朝臣田上等爲ニ造宮使一と見えたるに、丁未十日に頓に事變りて、「緣ニ遷都事一人心騷動、仍遣レ使鎭ニ固伊勢、近江、美濃三國府竝故關一」とありて、其日尙侍藤原藥子が遷都の事を奉レ勸れるを、其兄仲成も敎正さゞりつとて二人を罪なひ給ふ、故翌る戊申日十一太上天皇平城を出て東國に發進して幸しけるを、甲兵を遣はして止め奉らしめ給ふ、翌る己酉日十二同國添上郡越田村にて、遮止め奉るによりて、宮に旋り坐て御髮を剃し、十四年御坐して、天長元年七月七日甲寅、御齡五十一歲にて崩り給ひにき、そも／＼此平城天皇の御事は、日本紀畧に、御父桓武天皇延曆二十五年三月辛巳に崩坐し、皇太子三十三歲にて御世を繼知食せり、後紀に、「天皇精神聰敏、玄鑒宏達、博綜ニ經書一工ニ於文藻一」と稱し奉れり、さて其五月辛巳十八日を大同元年として、卽位禮を行ひ給ひ、（卽位當年の改元を非禮也といへる論あり、）七月甲辰十三日の詔に曰、「頃（比イ）公卿奏、日月云除、聖忌將レ周、國家恒例、就レ吉之後、遷ニ御新宮一、請ニ〔預〕營構一者、此上都先帝所レ建、水陸所レ湊、道里惟均、故不レ憚ニ蹔勞一、期以ニ永逸一、棟宇相望、規摸合レ度、欲レ使下後世子孫无上レ所ニ加益一、朕忝承ニ聖〔基〕嗣一守ニ神器一、更事ニ興作一、恐レ乖ニ成規一、夫漢代露臺、尙愛ニ十家之產一、大厦屑構、亦非ニ一木之枝一、朕爲ニ民父母一、不レ欲ニ煩勞一、思レ據ニ舊宮一、禮亦宜之、卿等令レ知ニ朕此意一焉」と詔ひけるに、「於レ是百官奉レ表拜賀曰、亮陰之後、更建ニ新宮一、古往今來以爲ニ故實一、臣等准ニ據舊例一、預請ニ處裁一、伏奉ニ今月十三日勅一偁、朕爲ニ民父母一、不レ欲ニ煩勞一、思レ據ニ舊宮一、禮亦宜之、臣等忝聞ニ綸旨一、載喜載悲、誠以孝子充ニ成父志一、遂昌ニ堂構一者也云々」、奉レ表陳賀以聞と見えたり、然れども此天皇の卽位後の御行をもて推量り奉るに、もとより幽き

二の巻までを抄出せる如くに書なせるものあり、前に大坂にて蒹葭堂といふが印本にせるもこれなり、又三十餘年前に、京の眞田氏の出せる、大同類聚方第廿五より第百の巻に至るがあり、又其れより前に、同書の第廿五より第三十四の巻までありて、京人畑氏の印本にせると、江戸人二家又陸奥の仙臺人が藏ると、近江の彦根の僧海量が、京にて得たりとて藏る本ありて、各互に異なる處あれど、おほかた眞田本と同じ、おのれ醫の道はつゆしらざれど、其拔萃も眞田本、また其類本も、其藥方傳來の文どもを讀見るに、古書に乖へる事どももありて、さらに大同のころ記せるものにあらず、僞書なる事疑なし、其はすでに阿波人松浦道輔が考辨へと、紙一ひらに書て彫りたる說にても、事たらひてきこゆれば、かたへくこゝにはいはず、さはいへどむげに近世に書りとも見えざれば、藥方は醫道しりたる人は選び採りもすべきにや、然るに彼眞田本の出たる後に、其本の巻々を百巻の數に作りととのへて、更に藥方も傳來も作り添て、なべての傳來も書ざまをやゝ古めかしく物せる本の出來たるを出雲本といふ、其は杵築人千家俊信が作れる事知られたれば、おのれさきに書を贈りて詰問つれば、遂に怠狀をおこせたりき、其をばしらで江戸にて或人其本をもて、印本とせるはかたはらいたきわざなれば、かの或人を尋逢ひて、其由をかたらひ出たるに、まけじ魂なる事をいへるによりてさておきつ、さて又かの眞田本の缺たるを補はんとして、これもさきに京にて、第一より第廿四の巻まで作り出て、巻首に後紀なる上表の文の蠹食の字をしどけなき字どもを墳め、いさゝか本文の字を換へて、載たるが出來たる、其は藥方傳來の文體、眞田本とはいたく異にして似つかず、藥方は或醫の云、多くは傷寒論の藥方により、さらぬも漢方にて、これも眞田本なるとは更に似つかずといへり、しかれば出雲本と此第一より第廿四の巻までの本は、僞言の中にもことに近きころ出來たる僞書にして、さらに信べきものにあらず、さて又京人某氏の藏る大同醫式といふ書をが治承元年に寫せる本をもて拓本にせる一ひらのものを見るに、大同三年五月とありて、此大同類聚方を上れると同時なるに、其文中に、分量以ニ類聚方一可レ爲レ規、猥不レ可レ用ニ異法一、背ニ本朝之分量一者死罪、また上ニ其藥一大同方某巻、某散、今按以ニ異邦之某書之說一、加ニ集之藥一由可ニ注進一、以ニ異邦醫書一不レ可ニ本方一、先書ニ本朝之書一、而異邦之書可レ附ニ今按之由一、とあるはあまりに假ならずや、其餘いかにぞやおもはるゝ事のみ記せるは、此書上れる年月をおろおろ聞知たるえせ人の贋書作てかきて欺けるものなる事決し、此書どもにつきては、己もさきに思ひ惑へりしを、後に證し辨へたりけるが、心にのみおしこめてありつるを、今因に一わたりこゝに論ひおくものぞ、

又同年十一月戊子、勅、如レ聞大嘗會之雜樂伎人等、專乖ニ朝憲一以ニ唐物一爲レ餝、令之不レ行往古所レ譏、宜下重加ニ禁斷一不上レ得ニ許容一、大嘗は殊に重き神祭なるに、穢はしき唐物もて飾と爲る事を禁め給へるなり、但し乖ニ朝憲一とあれば、此事既に禁め給へる事にはありつれど、行はれざりしによりての事にてはあるなり、又同四年二月辛亥、勅、倭漢惣歷帝譜圖、天御中主尊摽爲ニ始祖一、至レ如ニ魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等一、接ニ其後裔一、倭漢雜糅、敢垢ニ天宗一、愚民迷執、輙謂ニ實錄一、宜ニ諸司宮人等所レ藏皆進一、若有ニ狹レ情隱匿乖レ旨不レ進者一、事發覺之日、必處ニ重科一、などおきてさせ給へる事も見えたり、かくて同年の四月天皇御腦ありとて、皇太弟御諡嵯峨天皇に讓位ありて、太上天皇と稱し奉る、在位四年とは申せど、實は三年ばかりの日數なり、同十二月乙亥三日俄に大和の平城の舊都に幸し、故右大臣大中臣清麻呂家に御座して、大宮造の事を課せ給へり、同辛卯十九日津國、伊賀國、近江國、播磨國、紀伊國、阿波國等米稻、充下造ニ平城宮一料上、戊戌廿六日令ニ三畿內諸國雇工及夫二千五百人造ニ平城宮一と見え、弘仁元年延曆二十五年九月十九日、弘仁と改、正月乙丑廿四日從五位下藤原朝

月しくれふりおけるならの葉の名におふ宮のふることとそこれ」、とよめる、貞觀の頃より大同まで、わづかに五十年ばかりなれば、勅撰ならむには知食すべきを、かく問はせ給へるは、勅撰ならぬ證なりと云へる說もあれど、さばかり事立て勅して問はせ給へるならむには、歌一首よみて答へ奉るべきにあらず、こは有季に歌よませて聞し召されむとて、わざとおぼめき給ひけるによりて、歌にも詞義幽に、ほのめかして、ならの葉の名に負ふ宮の古言とよみて奉れるがをかしくて、撰にもあひて集に收れられたるなるべし、大和物語に、同じ御時躬恒をめして、月のいとおもしろき夜、御あそびなどありて、月をゆみはりといふはなにの心ぞ、其よしつかふまつれと仰給ひたりければ、御はしのもとにさむらひてつかふまつりける、「照る月をゆみはりとしもいふことは山のはさして入ればなりけり」、祿におほうちぎかつぎて、又云々と見えたるも、しかよみなせるを興じ給へると同じ心ばえなり、さて又萬葉集としも名づけたるは、上に擧たる廣成が古語拾遺の序に、流ニ萬葉英風一と書ると同じつかひざまにて、上代を遠くさしたる文なり、上代の歌を集めたる由なるべし、廣成に古事を召問はせ給ひ、又彼翁が古語識れるなどを思へば、萬葉集に入たる古歌も、廣成翁の出せるもあるべくやとさへぞおもはるゝかし、又岡部眞淵大人の著せる歌意といふ書に、古の事を知るがうへに、今その國狀をも見るに、大和國は丈夫國にして、古は女も丈夫に習へり、故萬葉集の歌は、おほよそますらをの手ぶりなり、山城國は男も手弱女にならひぬ、故古今和歌集の歌は、もはらたわやめのすがたなり云々、そも〳〵上つ御代々々、その大和國に宮敷ましゝ時は、顯には武き御稜威をたて、內には寬き和をなして、天の下をまつろへましますからに、いや榮えにさかえまし、民もひたぶるに上を尊み、おのれも直く傳はれりしを、山城國に遷しましゝゆ、畏き御稜威のやや劣りにおとりたまふ民も、彼につき是におもねりて、心邪になり行にしは、何その故とおもふらむや、その丈夫の道を用ひ給はず、手弱女のすがたをうるはしむ國ぶりとなり、それが上にからの國ぶり行はれて、民上を畏まず、よこしま心の出來し故ぞ云々、古今集出てよりは、柔らひたるをよしとおぼえて、をゝしく強きを卑しとするは、甚しきひがことなり、これらの意を知らむには、萬葉集を常に見よ云々、と論はれつるは、由ある說ときこえたり、又日本後紀に、大同三年五月甲申、先レ是詔ニ衛門佐從五位下兼左大舍人助相摸介安倍朝臣眞直、外從五位下侍醫兼典藥助但馬權掾出雲連廣貞等一、撰ニ大同類聚方一、其功既畢、乃於ニ朝堂一拜表曰、臣聞、長桑妙術、必須ニ湯艾之治一、太一祕結、猶資ニ鍼石之療一、莫レ不下藥力適助拯中殘魂於阽危上、醫方所レ鍾、(攝イ)口ニ遺命於斷［　　］雖ニ一貫典墳一澄ニ心願一、猶復降ニ懷醫家一汎觀ニ攝生一、乃詔ニ右大臣一、宜レ令下侍醫出雲連廣貞等依ニ所レ出藥一撰中集其方上、臣等奉レ宣修［　　］在ニ尋詳一、悉情所レ及靡ニ敢漏一、口成ニ一百卷一、名曰ニ大同類聚方一、宜（宜字は更の誤なるべし、）挍ニ始訖一、謹以奉進、但凡厥經業不ニ詳習一、年代懸遠、注紀絲錯、臣等才謝ニ稽古一、學拙ニ知新一、輙呈ニ管窺一、當レ夥ニ紕謬一、不レ足下以對ニ揚天旨一酬中答聖恩上、悚恧之口墜ニ氷谷一、謹拜表以聞、帝善レ之、と見えたるは、漢方ならぬ皇國の古傳の醫方を、殊さらに撰集させ給へりとぞきこえたる、（但し此表文今本蠧食の處ありて、慥に皇國なる醫方を撰集たりとは見えざれど、雖ニ一貫典墳一澄ニ心願一、猶復降ニ懷醫家一汎觀ニ攝生一といひ、宜レ令下侍醫出雲連廣貞等依ニ所レ出藥一撰中集其方上、また凡厥經業不ニ詳習一、年代懸遠、注紀絲錯、臣等才謝ニ稽古一、學拙ニ知新一、と云へるなどをおもふに、おのづから此方の古代の藥方を撰集させ給へる趣しられたり、さて此書世に絕て傳はらず、いと口をしきわざなり、然るに世にはやく大同類聚方拔萃とて、第一より第

おもへば、官曹の法式を造り給ふ議の有しによりて、いはゆる望秩之禮を制し、千載の闕典を補ひ給はむ料に、召問はせたまひたりしにこそ、日本紀略に、大同二年八月甲戌下ニ十五條憲法一と見えたるは、いかなる事にか、後紀に、此處缺たれば詳なる事は知りがたし、又類聚符宣抄に、延喜十四年九月十四日の宣に勘解由使請下被レ下ニ宣旨一借中行雜書上事、官曹事類一部卅卷、大同抄一部十六卷云々、といへる書名見えたり、本朝月令に大同新抄を引て、延暦十八年六月十五日の太政官符を載たり、此書の事にや、釋日本紀に引たる、大同元年の大神宮本紀といへるも、同年の勅によりて出來たるにか、伊勢大神宮の書に、大同本紀とて引たるも此書なるべし、又萬葉集も、此天皇の御世に撰しめ給へり、古今集延喜五年紀淑望の漢文序に、昔平城天子詔ニ侍臣一、令レ撰ニ萬葉集一、自レ爾以來、時歷ニ十代一、數過ニ百年一、其後歌棄不レ被ニ採用一云々、爰詔ニ某々等一、各獻ニ家集并古來舊歌一、曰ニ續萬葉集一、於レ是重有レ詔、部ニ類所レ奉之歌一、勅爲ニ二十卷一、名曰ニ古今倭歌集一、假名序に、云々、歌にのみぞ心をなぐさめける、いにしへよりかくつたはるうちにも、ならの御ときよりぞ弘まりにける、かのおほん世や、歌の心をしろしめしたりけむ、かのおほん時に云々、是よりさきの歌をあつめてなん、萬葉集となづけられたりける云々、かの御時よりこのかた、年は百とせあまり、世はとつぎになんなりにける、とあり、平城天子は、ならの御時と申せるも、平城天皇の御事なり、又同序に、見ニ上古歌一、多存ニ古質之語一、未レ爲ニ耳目之翫一、徒爲ニ教誡之端一、古天子毎ニ良辰美景一、詔ニ侍臣一、預ニ宴筵一者獻ニ和歌一、君臣之情由レ斯可レ見云々、自ニ大津皇子之初作ニ詩賦一、詞人才子慕レ風繼レ塵、移ニ彼漢家之字一、化ニ我日域之俗一、民業一改和歌漸衰、又貫之朝臣の新撰和歌序に、上代之篇、義漸幽而文猶質、下流之作、文偏巧而義漸疎、故抽下始レ自ニ弘仁一至ニ于延長一、詞人之作花實相兼上而已、とあるも、大同に集たる萬葉集に載たる頃までより以前を、上代之篇とし、弘仁より以來當時までを下流の作とさだめられたる文なり、歌のさまの下れる事、まことにさこそ有けむかし、といへるも、おのづから彼大御心にぞ叶ふべき、類聚國史に、大同二年九月乙巳、幸ニ神泉苑一琴歌間奏、四位以上捧ニ菊花一（菊字訂して蘭とすべし）于レ時皇太弟頌レ歌云、美那比度乃、曾能可邏米豆留、布知波賀麻、岐美能於保母能、多乎利太流那不、上和レ之曰、宜理比度能、己己呂乃麻丹眞、布知波賀麻、宇倍伊呂布賀久、爾保比多理介利、羣臣倶稱ニ萬歲一、賜ニ五位以上衣被一、この類聚國史の又今在る本ども菊花とあれど、御歌詞によるに、決く菊は蘭の寫誤なり、行草の字體互にいとよく似たり、六帖に、らにの題に入たるをおもひ合すべし、この御返歌を六帖、又大和物語にも、奈良帝と稱して記せり、また同三年九月戊戌、幸ニ神泉苑一、有レ勅令ニ從五位下平群朝臣賀是麻呂作ニ和歌一曰、伊賀爾布久、賀是爾阿禮波可、於保志萬乃、乎波奈能須惠乎、布岐牟須悲太留、皇帝觀悅、卽授ニ從五位上一、と日本後紀に載られたるも、古質の體を好おもほしめしたりと聞えたり、國史どもにかゝる節の歌を載られたる事、いと〳〵稀なり、さて此歌に、賀是麻呂が、己が名をよみ入れたり、又於保志萬は、神泉苑の池の中の島なるべし、此賞に位を授（タマ）ひばかり歡悅給へるは、節からによくかなひたる趣のありしなるべし、さて又萬葉集の書ざま、勅撰の集に似つかずとて、とり〴〵に論ひの多かる中に、大伴家持卿の家集を本として、世々の人々の歌を、そこゝより書集めたる物なるべしと云へる、まことに然るべし、但しそは古今集に始りて後々の勅撰のごとく、よき歌どもを撰り出して集めさせ給へるにはあらで、旣に世々の人々の記しおける古歌どもを、とり集めて奉らせ給へるなるべし、古今集の貞觀の御時、萬葉集はいつばかり作れるぞとはせ給ひければ、よみて奉りける、文屋有季、神無

宇知都志麻餘言

平安京に遷都して坐ましゝ、桓武天皇に次て御世知食ける平城天皇は、大皇國の古事に御慮をよせ給へるとの、前の御世々々とはこよなくおはしまし、又大和を棄て他國に遷都し給へるを、良はしからぬとにおもほしこめておはしましけむと、おしはかり奉らるゝ事どものあるを、書どもに證し考へて、それをさへに竊に申試みむとす、まづ其古事に御慮をよせ給へる事は、齋部廣成宿禰に詔ありて、大同三年に上れる古語拾遺の序に、此序首に、從五位下齋部宿禰廣成と署して、跋尾に、大同三年二月十三日とあり、然るに類聚國史に、大同三年十一月甲午、授二正六位上齋部宿禰廣成從五位下一と見えたれば、本どもに二月と書るは、はやく十字の脱たるにて、十二月の誤なるべし、又三年を二年と書る本どものあるは誤なり、文明十九年の卜部兼敦朝臣本に異本を挍へて、此年月日无とあるに據れば論なけれど、其は脱せる本なるべし、蓋聞上古之世、未レ有二文字一、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不レ忘、書契以來不レ好レ談レ古、浮華競興、還嗤二舊老一、遂使二人歷レ世而彌新、事逐レ代而變改一、顧問二故實一靡レ識二根源一、國史家牒雖レ載二其由略一、一二委曲猶有レ所レ遺、この書契以來云々とは、皇國にして漢字を以て事を記すごとくなれるゆゑに、おのづから古を慕ひ尋む事の渉くなりて云々といへるなり、愚臣不レ言恐絕無レ傳、幸蒙二召問一、欲レ攄二畜憤一、故錄二舊說一、以敢上聞云爾、また跋に、前件神代之事、說似二盤古一、疑氷之意取レ信寔難、然我國家神物靈蹤今皆見存、觸レ事有レ効、不レ可レ謂レ虛、但中古尙朴禮樂未レ明、制レ事垂レ法遺漏多矣、方今聖運初啓、照二堯暉於八洲一、寶曆惟新、蕩二舜波於四海一、易二鄙俗於往代一、改二粃政於當年一、隨レ時垂レ制、流二萬葉之英風一、興レ廢繼レ絕、補二千載之闕典一、若當二此造式之年一、不レ制二彼望秩之禮一、竊恐後之見レ今、猶二今之見一レ古矣、愚臣廣成、朽邁之齡、既逾二八十一、犬馬之戀、旦暮彌切、忽然遷化、含二恨地下一、街巷之談猶有レ可レ取、庸夫之思不レ易二徒棄一、幸遇二求訪之休運一、深歎二口實之不一レ墜、庶斯文之高達、被二天鑒之曲照一焉、と云へり、こは廣成宿禰當時の老人にて、古事を識たりけるゆゑに、かく召問せ玉へるに應へて奉れる此書の序跋の文なるに、意をつけて熟に讀味はへば、求訪たまへる詔文を採て、此序跋の文中に收たりげにも察るゝ也、この天皇、よろづの事を古に復さまほしく思ほせる大御心の、明に推量り奉られて、いとも尊く、はた其老翁の嘆おぼえて、ほと／＼涙もこぼるゝかし、さて件の跋に、當二造式之年一と云へるを

はしきによりて辨へたる説

萬葉集三卷柿本人麻呂覊旅歌に「天離るひなの長路を戀來れは明石の門より倭島見ゆ」、十五卷なる或本に、倭武見えて、夜麻等思麻と書り、十五卷に、「海原の澳へに燃し漁る火は明して燃せ夜麻登思麻見む」また其を倭島根ともよめるは、同卷人麻呂下ニ筑紫國ニ時海路作に、「名くはしき稻見の海の澳津波千重に隱りぬ山跡島根は」、などみえたり、さてその倭島も、船にて海中より遙に倭の方の國の島のごとく見ゆるを、ながめやりてよめる歌詞なり、其を倭島根としも稱るは、根は巖根木根垣根などいふ根にて、大なるにも小さきにも、ほと〳〵につきて重りかに鎭りてある狀を、稱へて添たるなるべし、又三卷笠金村角鹿津乘レ舟時作歌に、越の海の、角鹿の濱ゆ、大舟に、眞楫ぬきおろし云々、吾漕行けは云々、かけて慕ひつ、日本島根を、とよめるは、越の海中にて、其方ざまの國々の、遙に島の如くみゆるにつきて、倭の方を思ひやりて、慕ひあまる情よりの、倭島根といへるにて、殊に感ふかし、十五卷に見えたる「海原を八十島かくり來ぬれとも奈良の都は忘れかねつも」、とよめるが如き情より、かくよみなせるなり、然るに二十卷に、「いさ子ともたはわさなせそ天地のかためし國そ夜麻登之麻禰は」、右一首內相藤原朝臣奏レ之仲麻呂なりと見えたるは、天平寶字元年十一月十八日、孝謙天皇御世、於二內裏一肆宴歌二首とありて、皇太子大炊天皇の御歌「天地を照す日月の極なくあるへきものを何かおもはむ」、右一首皇太子御歌、の次に載たり、此肆宴は、續日本紀に、「是年四月皇太子道祖王を廢し、大炊主を皇太子にたてたまひ、七月道祖王黃文王橘奈良麻呂を、謀反の罪によりて誅し給へる事あり、その逆事治りて其御歡として、此肆宴行はれける時奉れるものなるべき事、歌趣によりて明なり、但し此肆宴の事、續紀には載られず、萬葉同卷に見えたる、此翌の寶字二年正月三日の肆宴も、續紀には見えず、ともに內々にて行ひ給ひしなるべし、此ほかにも例あり、然れば此歌によめる倭島根は、天下をいへるなり、其は天下の大名を夜麻登と云ひ、又大八洲ともいふを合せて、歌主の更に造言せるにか、さらずば倭島根といふ古語を唯耳にのみ聞しりて、其言の趣をば知らずよみによめるなるべし、天地のかためし國とよめるも、きこえがたき詞なり、此人漢才はありて、倭魂のなき佞たる惡人なりつることは、書どもに見えたるが如し、歌も拙劣かりけむ事思ひやるべし、古人のなりとはいへど、此歌詞は正しき詞の證にとるべからず、

に合へり、これらの外にも兵士を物といへる言なほあり、又榮花物語玉群菊巻に、物氣と神氣と異なる如くいへる事見え、そのほかの書どもにもさるおもむきに見えて、神氣は神祟、物氣は死人また現人にまれ、其魂の運動きて祟るがごと聞ゆれど、いびもてゆけばいづれにても武く恐しき意にかよふ、はた思合すべし、布はいかなる義にかいまだ考得ず、強て考ふるに、鬼神の貭（モノ）ふといふ言の約りたるにて、萬葉六巻に、物貭、三巻に、物乃貭と書る字のごとく、物の貭びて武く恐しき威勢あらしむる如く、稱へたるにはあらざるか、軍物語などに勇猛者の威勢を稱へて鬼神にたとへ、或は鬼武者などいへる意ばえも似たる趣あり、なほよくかむがふべし、かくて記傳十九巻物部の下に、母能々布と云は、總て武勇職をもて仕奉る健士の稱にして、萬葉歌に是を宇治の枕詞に云るもいちはやしといふ意なり、此事冠辭考に委し、又三巻には武士とも書り、後世までも武士をものゝふと云り、さてまた朝廷に仕奉る人たちを、凡て母能々布と云て、母能々布之八十伴緒などよめるも萬葉に多きは、上世に武勇職を主とせられし世の古言の遺れりしなり、さて物部と云者は、一部の武士にて、其は上代に殊に勇武事の勝れたる輩なりし故に、其部を殊に武士部とは名づけられしなり、されば、母能々布と云は、凡て武き人の稱、物部といふは、一部の武人の稱にて差別あるを、萬葉などに、母能々布にも物部と書る故に、まぎらはしきことあるなり、また萬葉集には、數所物部を母能々布とよむべく書るは、物部すなはち母能々布なれば、通はして書ならひたるなり、其は海部はもと海人の事を掌る職にて、古事記綏神天皇の段に、此之御世定ニ賜海部山部山守部伊勢部一也とあるを、書紀に、五年八月令ニ諸國一定ニ海人及山守部一と記されたるこれにて、伊勢部の無きは脱されたるなるべし、但し山守の下の部字は、上の海人に係て見るべく書るなり、萬葉に海部を阿末とよむべく書るがあまた見え、地名にも然書るがあるも、海部すなはち海人の部なれば、通はして書習ひたると同例なるべし、但し海字を阿末とよむべき理はあらざれど、氏稱に海人と書むはつきなければ、人字を省きて書倒てなりしなるべく、萬葉に、海の一字をよめるも又それに倣へるなるべきに、此物部を母能々布とよむも准べて心得べきにや、是は記傳の説とは異にて、己がおもひ依れる説なり、さて所謂上古の母能々布の在狀をつらつら推考るに、今東の遠朝廷にして御政申給ひ、武家にて國郡を領知治て、數多の武士を備具給へる君たちは、おのづから上古の物部の如く、さばかりならぬ主たち及陪臣、みな八十萬の武士は、すべて上古の八十部の母能々布と云るが如くにて、天下を治めあなゝひて、大朝廷を護り給ひ、天皇は現御神とよろづ穏に大座まして、天下を安國と知食せるは、上古の趣にもたちまさりて、眞にめでたき大御政にぞあるべき、あなたふと、

○附て云倭島といふは倭の内洲（ウチツシマ）といふに混

畿の内の未進を除て錄されたるに、百三十氏ばかり載られたるをおもへば、當時百八十氏ありといへるは、まことにさこそはありけめ、右の餘にも國史の中に、姓氏錄に見えざる同祖の別氏見えたり、さて又姓氏錄天神部に、二百六十三氏ばかり載られたる中に、此命の子孫の諸姓の半ばかり仕奉りしは、さはいへど命の忠効のいたれるなるべし、此命の子可美眞手命を古事記に、宇麻志麻遲命と見え、姓氏錄其外の書どもにも、多く此唱に記せり、さて此命の事、又上代に物部と云へる者の、古書に見えたる事ども、同記傳十九卷饒速日命の下に、委しく擧注されたるを併せ見るべし、さて又此命の事の、舊事紀の天孫本紀天神本紀に見えたるを、記傳上に擧たる此命の上に、のあげつらひの因みに、此は物部連氏の人の己が始祖を尊くせむ爲に、饒速日命を天火明命なりと僞り造れりし家乘の有しを、漫に取て其隨に記せるものなるべしといひ、また饒速日命の天降坐し時の事を、甚嚴重く記して御從の神等の名をも擧たるは、ひたぶるに虛言とも見えず、思ふに是らは實には皆御孫命の天降坐し時の御供奉の神等にて、信友猶おもふに、饒速日命の天降の時の從者もひとつに書交へたるにかと見ゆる中に、天物部等二十五部と云ろ中に、二田物部、相槻物部、酒人物部と見えたるは、姓氏錄未定雜姓部に、二田物部神饒速日命天降之時從者、二田天物部之後也、また相槻物部神饒速日命天降之時從者、相槻物部之後也、また原造神饒速日命天降之時從者、覡度天物部之後也（覡は字書に山小而險高也と見ゆ、サカと訓べし）坂戸物部神饒速日命天降之時、坂戸天物部之後也、など見えたるにことによく合へり、古記に記し傳へたるが埋れて遺れりしを、竊に取て此饒速日命の事に僞りなせる家乘のありしに依て、記せる物なるべき由、なほ委しく論はれたるがごとし、天孫本紀物部連の世次の譜に、神武天皇の東征の事をいひて、中洲豪雄長髓彥、本推ニ饒速日尊兒宇摩志麻治命ニ爲レ君奉焉云々、于レ時宇摩志麻治命不レ從ニ舅謀ニ、誅ニ殺佷戾ニ、帥レ衆歸順云々、さて天皇宇摩志麻治命の忠節を褒賞て、飾靈劔を賜ふ、宇摩志麻治命父饒速日命に天にして、天押穗耳尊の詔ありて、授給へる十種瑞寶を獻りて、天皇皇后の御魂を鎭祭奉り、靈劔と共に大神と稱して國家の本爲に齋祭奉り、裔孫相承て仕奉り、崇神天皇の御世に及て、大倭國石上に神宮を建て遷祭り、石上大神と號して仕奉り、且氏神として崇祭れる由みえたり、これらの事は古實を考合て選び採るべきなり、さて十種瑞寶の事は鎭魂傳に云へり、

○物部といふ義

物部は母能々布辨と云、布辨を約て母能々辨と稱び來れるなるべし、さて其母能々布は、萬葉卷三に武士とも書り、母能とは武く恐しき威ある者をさしていふ言にて、萬葉に鬼字を母能とよみ、和名抄に、邪鬼を安之岐毛乃と訓み、また神乃氣毛乃々氣などいふ母能にて悟るべし、記傳に、大物主神の御名義は、八百萬神を指て物といふ、其大人なるに因て大物主と稱す由、委しく說はれたり、この物も思ひ合すべし、又軍にたつ人を都波毛乃といふも、強毛乃なるべく、甲を物具といふ物もそれなるべし、又近世兵士を誘ひたつる長を物主といひ、軍人の部を率る者を、惣て物奉行といひ、其中に物頭といふがあるも、おのづから古言の毛乃といふ意

に、蘇良美都、夜麻登能久邇爾云々、（起句書紀には阿書豆辭莽と見えたり、）萬葉（巻一）雄略天皇の御製に、虛見津、山跡乃國者云々、などよませ給ひ、又（十三巻に）空見津倭國云々、また（十九巻に）虛見津、山跡乃國、青丹與之、平城京由云々、とよめるも、上件の古事に依りて、空見つ倭の國と連て稱へたる古語にて、（尋常の枕辭にはあらず、）然云ひ習きたるは、此天降のさまの聞え高かりつるが故なるべし、また萬葉（巻一）人麻呂の歌に、天爾滿倭乎置而と、天の下に爾を加へてよめるが見えたれど、こは或本に、虛見倭乎置と見えたる方ぞ正しかるべき、なほおもへば、饒速日命の大虛空より見て、天降たる國の由にて、天見つと體語の如く、倭に係てみづから目け給へる神語にもやあらむ、さて萬葉十九巻に、孝謙天皇の御製に、虛見都、山跡乃國波、水上波、地往如久云々、とよませ給へる山跡の國は、大御國の惣名に云る方の、ヤマトの事なるを、本の美（コヽロ）には依り給はで、たゞよの常の枕辭のごとくおもほして、よませ給へるなり、又同巻に、蜻島、山跡國乎、天雲爾、磐船浮、等母倍爾、眞可伊繁貫、伊許藝都追、國看之勢志氏、安母里麻之、掃平、千代累、彌嗣繼爾、所知來流、天之日繼等、神奈我艮、吾皇乃、天下、治賜者云々、とよめる天降の事は、饒速日命の古事の詞をかりてよみたらむには、いとも畏くあるまじき事なりかし、さて又件の歌に、眞梶繁貫云々とよめるは、舊事紀の天孫本紀に、饒速日命の天降の時、供奉の神の中に、船長梶取船子を載たり、此供奉の神の事は、物部氏人の家記などにありし、古傳の交れるものなるべく聞ゆるに、合せておもへば、其古傳をよめる歌にもやあらむ、

○饒速日命の御名別唱また其祖又其子孫の

氏人の事

饒速日命の御名、神武紀に、長髓彦が言に、嘗有天神之子云々、曰櫛玉饒速日命、姓氏錄に、神饒速日命また徒に速日命ともあり、祖の事は、古事記傳（十九巻此命の條）に、此命天上より降れる神なる事は論なけれども、何神の御子とも知がたし、姓氏錄にも、此神の子孫なる氏々は皆天神部に載せ、續後紀にも、天神饒速日命とありと見え、又舊事紀（十五巻天火明命の事の條）に、此命を天火明命と同神とし、尾張連と物部連とを一ツに、此神の後とせるは甚じき僞説なりとて、共に委く論はれたるはまことに然ることなり、さて此命の子孫の事は、古事記に、邇藝速日命娶登美毘古之妹登美夜毘賣、生子宇麻志麻遲命、此者物部連穗積臣婇臣祖也、書紀神武巻に、長髓彦が言に、饒速日命の事を云て、是娶吾妹三炊屋姫（亦名長髓姫、亦名鳥見屋媛、）遂有兒息、名曰可美眞手命、又同巻に、饒速日命云々、此物部氏之遠祖也と見え、さて其子孫の氏々は、姓氏錄神別天神部に、百三十氏ばかり見えたり、續紀に、延曆九年十一月、韓國連源等言、己等是物部大連之苗裔也、夫物部連等、各因居地行事、別爲百八十氏云々と云へり、姓氏錄は、僅に京

しけむ、萬葉集卷一過二近江荒都一時、柿本朝臣人麻呂作歌に、玉手次、畝火之山乃、橿原乃、日知之御世從、阿禮座師、神之盡、樛木乃、彌繼嗣爾、天下、所知食之乎、天爾滿、倭乎置而、青丹吉、平山乎越、何方、御念食可、天離、夷者雖有、石走、淡海國乃、樂浪乃、大津宮爾、天下、所知食兼、天皇之、神之御言能、云々、とよめるは、もはら大和をおきて、他國に遷都し給へる事の、神武天皇の始給へる古實に背給へる趣を述て、大津に及ぼして、其荒都となりし上を悲めるにて、いと感ふかし、　さて其後に、聖武天皇は、はじめ山城次に難波を都にし給ひつれど、遂に平城に復し給ひ、萬葉卷六天平十六年、聖武天皇平城都より山城久邇都に遷給へる時、悲二寧樂故鄕一作歌に、八隅知之、吾大王乃、高敷爲、日本國者（大和國なり）、皇祖乃、神之御代自、敷座流、國爾之有家牟、平城京師者、云々、名良乃京矣、新世乃、事爾之有者、皇之、引乃眞爾眞荷、春花乃、遷日易、云々、と悲みてよめるは、これも人麻呂と同意にて、大和を離れて他國に遷都し給へるを、平城に及ぼして悲めるなり、　大炊天皇も始は、近江を都とし給ひつれど、後に平城に復し遷し給ひにき、然ありけるに、桓武天皇の御世におよびて、始山城の長岡に都を遷したまひ、いく程もなく今の都に遷して、平安京と號給へるを、嵯峨天皇の萬世の大宮所と詔定給ひて、世に大內裏と申傳ふるばかりに、上古より例なき、いと華やかなる大宮所をなむ結構らせ給ひにける、仲哀天皇より光仁天皇まで、三十六代の內、御世の涯大和を除て餘國を都とし給ひしは、たゞ五代坐し、其中に故ありて聞え給へる、仲哀天皇、仁德天皇、反正天皇を除き奉れば、わづかに孝德天皇天智天皇の二代許ぞ坐しき、さはめでたき御事なるべけれど、あなかしこ、天御祖神の御依さしのまに〳〵、神武天皇の大和國に都を定めて、始國知食して天下を治給へる、大御故實の例にはあるべからず、○此物部氏之遠祖也、此氏の事は別に下に注すべし、

○饒速日命天降考證

饒速日命の天降の事は、上に擧たる如く、神武紀に、鹽土老翁が、東有二美地一、青山四周、其中有下乘二天磐船一飛降者上、と奏せるを聞召て、余謂、彼地云々、蓋六合之中心乎、厥飛降者、謂是饒速日歟云々、又長髓彥が言に、嘗有二天神之子一、乘二天磐船一、自レ天降止、號曰二櫛玉饒速日命一、と見え、其餘にも同紀の末に、倭國の神代の古名を擧られたるに、次て及レ至下饒速日命乘二天磐船一而翔二行大虛一也、睨二是鄕一而降上之、故因目レ之曰二虛空見日本國一矣、とも見えたり、日本は大和なり、天孫本紀に、此時の事を乘二天磐船一而天降坐二於河內國河上哮峯一、則遷二坐於大倭國鳥見白庭山一、所謂乘二天磐船一、而翔二行於大虛空一、巡二睨是鄕一、天降坐、謂二虛空見日本國一是歟、といへり、この文に、哮峯に天降り、白庭山に遷坐りと云々までは、物部の氏人の家記などに見えたる傳說にて、所謂より下は、書紀に依りて書加へたりげに聞ゆ、されど河內國に天降給へりとしては、虛空見日本國といふには踈し、さて此天孫本紀の文、訛ありげに聞合るを、天神本紀に挍へ訂して引たるなり、また古事記に、仁德天皇の御製

し給ひにけり、其後孝徳天皇の御世におよびて、攝津國難波長柄豊碕に遷都し給へるは、いとも不良御事にて、殊更なる大御慮にこそはおはしましけれ、其は書紀に、まづ此天皇の御事を尊ニ佛法ニ輕ニ神道ニ、爲レ人柔仁好レ儒、不レ擇ニ貴賤ニ、降ニ恩勅ニ、とありて、此御世改新の事どもいと多かる中に、遷都の事は、大化元年十二月癸卯、天皇遷ニ都難波長柄豊碕ニ、老人相謂之曰、自レ春至レ夏、鼠向ニ難波ニ遷レ都之兆也、また同二年正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣ニ改新之詔ニ、とある中に、初脩ニ京師ニ、置ニ畿内國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬ニ、及造ニ鈴契ニ、定ニ山河ニ、凡京毎レ坊置ニ長一人ニ、四坊置ニ令一人ニ云々、しかるに白雉四年に、是歳皇太子(天智)奏請曰、冀欲レ遷ニ倭京ニ、天皇不レ許焉、皇太子乃奉レ率ニ皇祖母尊(皇極)間人皇后(孝德皇后)ニ、幷率ニ皇弟(天武)等ニ、住ニ居于倭飛鳥河邊行宮ニ、于時公卿大夫百官人等、皆隨而遷、由レ是天皇恨欲レ捨ニ國位ニ、令レ造ニ宮於山崎ニ(山城乙訓郡)乃送ニ歌於間人皇后ニ曰、舸娜紀都該(カナキツケ)、(小木なり、馬の足に着てほだしとするをいふ、)阿我柯賦古麻播(アガカフコマハ)、(我養ふ馬はなり、)比枳涅世孺(ヒキデセズ)、(引出不爲なり、)阿我柯賦古麻乎(アガカフコマヲ)、比騰瀰都(ヒトミツ)羅武箇(ラムカ)、(人見つらむかなり、此御歌皇后の御事につきて深く怨み給へる御意ありげにきこゆれど、たやすければ論はず、)五年十月癸卯朔、皇太子聞ニ天皇疾病ニ、乃奉ニ皇祖母尊間人皇后ニ、幷率ニ皇弟公卿等ニ、赴ニ難波宮ニ、壬子(十日)天皇崩ニ于正寢ニ云々、十二月己酉葬ニ大坂磯長陵ニ、是日皇太子乃奉ニ皇祖母尊ニ、遷ニ居倭河邊行宮ニ、老者語之曰、鼠向ニ倭都ニ、遷レ都之兆也、など見えたるをおもひ合せ奉るべし、さて此皇太子の倭京に遷給はむ事を、勸奉りたまへるは然る事なれど、其を除きてはいと甚しき御行にこそはおはしけれ、又公卿大夫百官人等皆隨而遷、と見えたるなど、すべて其御世のさま推量るべし、かくて次に皇極天皇重祚し給ひて、大和の都に坐ませり、此御世の謚を別に齊明天皇と稱し奉る、(孝德紀に、皇祖母尊と稱し奉れる御事なり、)次に天智天皇御世を繼給ひ、六年三月遷ニ都于近江ニ、是時天下百姓不レ願ニ遷都ニ、諷諫者多童謠亦多、この前年冬京都之鼠向ニ近江ニ移、また七年時人曰、天皇天命將レ及乎、と見えたり、此天皇皇太子の時、さばかり倭に遷都の事を勸給ひたりつるに、ひきたがへて御世となりて、畿内をさへに離れて、近江を都とし給ひけるは、そもいかなる大御慮になり坐ま

浦宮と稱す、行宮を殯所とし奉り、後に河內國に葬奉れり、此天皇を古事記に、坐ニ穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮ニ治天下也、と見え、此餘の書どもにも、御世々の例の如く、橿日宮をもて都の宮號の如く稱し來れゝど、實は征に幸せる行宮なり、此天皇御世の始は、前の成務天皇の坐しゝ大和の志賀の高穴穗宮に坐まして、征の幸（イデマシ）の間は、なほ都にてありけるを、神功皇后韓國を服從て、まづ其都にぞ還らせ給ひけむ、かくて攝政の御世の三年におよびて、磐余を都とし若櫻宮を作らせ給ひたりければ、實は仲哀天皇も倭の都を遷し給へるにはあらず、又其後に仁德天皇の難波を都とせさせ給へるは、應神天皇崩の頃、菟道稚郞子は、末の皇子ながら、父天皇の御さだめによりて、既く皇太子に立て、山城の菟道の宮におはし坐し、御兄大鷦鷯皇子（仁德）は、難波の宮におはし坐しけるに、皇太子御世嗣を兄皇子に讓り給はむとて、御位に卽き給はず、大鷦鷯皇子は辭て受給はざるいさよひの間に、皇太子薨給ひにければ、大鷦鷯皇子止事をえずて御位に卽給ひにけり、然る御心ざまにあはせて、父尊のおはし坐しゝ大和には入給はずして、猶素のまゝに難波の宮に年久しく坐ましけるによりて、おのづから都となりて、大和なるはおのづから廢れたるなるべければ、殊更に大和の都を改給へるにはあらざるべきを、反正天皇の御世に及びて、神武天皇より十九代、さばかり重き由緣ある大和を廢てゝ、殊更に河內の丹比に都を遷し給へるは、いかなる由にかと考奉るに、書紀に、此天皇淡路宮にて生坐しける時洗せ奉る井に、多遲比の花の落て在りしによりて、多遲比瑞齒別皇子と稱へ奉り、河內に居住給ひけるが、其地の名をもやがて多遲比と負せ呼たるなり、其は古事記履中天皇段に、河內に多遲比野といふが見え、御歌にもよみ給へるをもて知るべし、さて此天皇都ニ於河內丹比ニ謂ニ柴籬宮ニ、とあるをおもふに、皇子にて坐しゝほどより、皇太天皇（御世六年三月）崩給ひて、御世を繼せ給ひければ、大和に都を改造らせて遷り給ふべきを、わづかに卽位より六年の正月に崩給ひければ、其結構ばかりにて、いまだ成就とゝのはざりつるなるべし、其後繼體天皇始山城をしばし都としたまひつれど、後大和に還

し中洲を避奉り、天津瑞寶をさへに獻りて歸順奉れるを、果立ニ忠効一と詔給ひて、褒寵み給へるなり、古語拾遺に、此時の事を、物部氏遠祖饒速日命、殺レ虜帥レ衆歸順、官軍忠誠之効、殊蒙ニ褒賞一と云へり、○さて此度の御征には、長髓彦が徼戰始たるは、十二月丙申四日の事として訖されたるに、其月の内に此饒速日命の歸順の事を記されたるをおもへば、すみやかに歸順ひ奉り給へるなり、明の己未年二月中に、五箇所の土蜘蛛等を誅し給ひ、三月丁卯七日下レ令曰、自ニ我東征一於レ茲六年矣、頼ニ以皇天之威一、凶徒就レ戮、雖ニ邊土未レ清餘妖尚梗一、而中洲之地、無ニ復風塵一、誠宜下恢ニ廓皇都一規中摹大壯上云々、經ニ營宮室一、而恭臨ニ寶位一、以鎭ニ元々一、上則答ニ乾靈授レ國之德一、下則弘ニ皇孫養正之心一、然後兼ニ六合一、以開レ都、掩ニ八紘一而爲レ宇、不ニ亦可一乎、觀ニ夫畝傍山東南橿原地一者、蓋國之墺區乎、可治之、是月卽命ニ有司一經ニ始帝宅一云々、辛酉年春正月庚辰朔、天皇卽ニ帝位於橿原宮一、是歲爲ニ天皇元年一云々、故古語稱之曰、於ニ畝傍之橿原一也、太ニ立宮柱於底磐之根一、峻ニ峙搏風於高天原一、而始馭天下之天皇號曰ニ日本磐余彦火々出見天皇一と見えたる畝傍之橿原は、すなはち中洲の地

にて、かの鹽土老翁が、東有ニ美地一、青山四周、其中亦有下乘ニ天磐船一天降者上、と奏しけるに、天皇余謂、彼地必當レ足下以恢ニ弘天業一光中宅天下上、蓋六合之中心乎、厥飛降者謂是饒速日歟、何不ニ就而都一之乎、と詔へる饒速日命の天降り止住給ひし地なり、そもそも此中洲の事は、上に論へるごとく、天皇東征の事をおもほしたゝせ給へる始より、此地の事も饒速日命の天降て留住坐せる事をも知食して、然詔へるに依ておもひ奉るに、最前に瓊々杵尊を先西偏の國に天降し給ひ、漸に東方を治めて、遂に中洲倭の地に都を定て無窮に天下を知食せと言依し給ひ、後にまた饒速日命に、その倭地を事向て、皇孫尊を迎へ奉るべく事依して、倭に天降し給へるなるべし、故此天皇その倭の地に都を建て始國知食し、成務天皇まで相續て、十三代倭國を都とせさせ給にき、然るに其次の御代におよびて、仲哀天皇は御代の二年、越前の角鹿に行宮を興て、笥飯宮と稱し、其處より南の國々を征に幸し、又筑紫の熊襲を征に幸して、筑前橿日に行宮を興て、橿日宮と稱すに坐ませる間、九年二月崩給ひけるを、長門の豐

し事を記し、又云々の事を記して、然後將レ擊ニ登美毘古一（長髓彦なり）之時歌曰とて、上に擧たる二首を載て、さて下條に、邇藝速日命參赴白ニ於天神御子一、聞ニ天神御子天降坐一、故追參降來、即獻ニ天津瑞一以仕奉也、と見えたり、さて是に白ニ於天神御子一とのたまへるは、天皇を敬ひて其御子孫と申意なり、次に聞ニ天神御子天降坐一、故追參降來、と申せるかたの天神御子は、最前に天降坐し、皇孫尊を申奉れるなり、さて此ところの言の趣のおぼ〱しきは、いと舊き辭のまゝに記されたるものとぞ通えたる、熟味ひて悟るべき事にこそ、（次なる天神御子なも、天皇の御事とするときは、聞ニ天降坐一故と云へるも、追參降來つといへるも、更に當らぬ事なるをや、）記の此條の傳に、この饒速日命の天降坐し、時代は、瓊々杵尊の御天降よりは後、天皇の日向より發坐し、時よりは遙に前なるべくして、其中間何時のほどともさだかに知がたしと注はれたるが如し、かくて上に擧たる書紀の說に、此記の說を合せて互に證して推考るに、上に論つる如く、饒速日命始は邪心ありて、長髓彦をして皇軍を徼戰はしめ給ひたりけれど、天皇の稜威はた神助のいちはやきを畏み尊みて、さらに邪心を改て歸順奉らむとしたまふに、長髓彦なほ愎佷にして承伏ず、はた天皇の擊てし止まむと御謠せさせ給ふばかりに、怨惡みおもほしせめ給へる御意をとりて、かた〲罪なひがほにこれを殺して、言よく申して歸順ひたまへるにこそ、

天皇素聞ニ饒速日命是自レ天降者一、而今果立ニ忠効一、則褒而寵レ之、此物部氏之遠祖也、

天皇素聞云々、前に鹽土老翁が、東有ニ美地一青山四周、其中亦有下乘ニ天磐船一天降者上と奏せる時、天皇彼地云々、厥飛降者謂是饒速日歟と詔ひ、又いまかく詔へるをおもひ奉るに、其天降れる故は、最前に皇孫尊天降たまひつれど、いまだ西偏の地に坐しまして、大八洲の限治給はざるによりて、後に天神等の議にて、饒速日命に詔して皇孫尊の御助として、中洲（いはゆる青山四周る倭の國）に天降し、其わたりを事向させ給へるを、既く大御祖たちの識しめす由有て、天皇も聞しめし繼て、おはし坐しけるなるべし、故天皇饒速日命の始の罪を咎め給はずして、いま邪心を改めて、天神等の詔のまに〱、既に治たり

饒速日命、本知ニ天神慇懃唯天孫(アメミマミノコニサズケヱヘルコトヲ)是與一、且見下夫長髓彥稟性愎佷(クスカシコニシテ)不レ可三教以ニ天人之際(キミタミノアヒダヲ)一、乃殺之、帥ニ其衆一而歸順焉、

此條、饒速日命の上を、婉曲(コトマゲ)書とらむとせりと聞ゆる漢文なれば、文にすがりては通えがたし、故レとり惣て前後の事實によりて、その意を考るに、饒速日命本より天神の慇懃なる御慮もて、皇孫尊に此國を與給へる事を知れるによりて、心を改て歸順奉らむとするに、長髓彥愎佷にして、字書を看るに、愎は狠也戾也、また剛傲自用也など注ひ、佷は很と同字にて戾也、不ニ聽從一也など注ひ、漢宗義曰、很如レ羊々愈不レ進、といへるなども引出て明せり、此等の義にて意得べし、此二字古訓にクスカシマニモトリとよみ、佷字を繼體紀には、イスカシとあり、類聚名義抄には、ヒスカシとよめり、此なるは二字引合せて、クスカシマニシテと訓てあるべし、君臣の義をもて教諭せども、聽從ざるによりてこれを誅し、其衆をも帥て、歸順ひ奉れりといふ意なり、○なほつら〳〵此時の事情を推考るに、饒速日命素より既く皇孫尊の天降坐して、此御國の大君主にておはします事は知り給ひつるに、更に天神等の御依しにて、皇孫尊を輔奉る國平の爲に、饒速日命を倭の國に天降し給へるなり、此下文に、天皇素聞ニ饒速日命是自レ天降者一、而今果立ニ忠効一云々、と詔へるをもて推て察るべし、なほ其下に云を合せ考ふべし、かくて饒速日命倭の國に天降りたまひ、國人長髓彥はもとより魁帥にて在つるが、其が妹を御妻として心を操り、其縁にてもはら事執しめて、其地のわたりを漸に治て、遂には天下を領らむと思ほして、この事古事記神代紀に見えたる、天稚彥が天神の勅を奉て天降り、國神の女子を娶り留住て、御國を領らむとせし趣にいとよく似たり、最前に皇孫尊の此御國の大君主となりて天降り、西偏におはします事をば、長髓彥には聞せずておはしつるが故に、長髓彥は此命の天神子にして天降給へる神なれば、上もなく尊き君として眞心に仕奉り、此命をおきては、此國に天神子の大君主となりて坐ます事は、つゆ知らずして在つるに、此時の御征に、天皇大御自ら天神子と御名詔して幸ませるを疑ひて、天神之子豈有ニ兩種ニ乎といひて、信奉らざりつるなり、天皇の天神子と御名告せさせ給へる事は、此紀の上件に天皇の御言に、我是日神子孫云々、また八咫烏が兄磯城弟磯城等が許に到て、天神子召レ汝と告けるに、兩人が言共に、聞ニ天厭神至一云々と見え、また弟磯城が言に、兄磯城聞ニ天神子來一云々、など見えたるにても思ひやり奉るべし、かくて古事記には、此時長髓彥が皇軍を徼戰奉り

天神之子云々、然ればわが饒速日命の餘(ホカ)に、別に一種の天神の子の坐まして此地を領居給ふべき由なしとなり、奈何更稱二天神子一云々、然あるものを、いかでか更に天神子と言擧して軍を興し、吾君の知食せる地を掠奪むとはするぞ、天神子と稱へるは、きはめて僞言なり、さらに信(ウケ)難しといへるなり、

天皇曰、天神子亦多有、汝所レ爲レ君是實天神之子者、必有二表物一、可レ相二示之一、

天神子亦多有、天神の御子は幾軀も坐ませりとなり、こは長髓彦が天神之子豈有二兩種一乎、と云へるにつきて、先かく詔聞せ給へるなり、汝所レ爲レ君云々、有二表物一可レ相二示之一、汝が君實に天神の子ならむには、天より持降れる表とすべき物あるべし、然らば朕素より有てる天表の物と相合せて示すべしと詔へるなり、

長髓彦、卽取二饒速日命之天羽々矢一隻及歩靫一、以奉二示天皇一、天皇覽之曰、事不レ虚也、

すべて天上の物は、清麗く愛くて此國なるとはこよなきが故に、天降たる表物といへるなり、さて此二種の矢と靫とは、長髓彦軍將となりて、預賜はりてぞありけむ、其を自天皇の御許に持參來て、覽せ奉れるなり、○天羽々矢は、古事記天若日子を御使に天降し給ふ時に、天之麻迦古弓天之波々矢を賜ひし事見えたり、歩靫といふは、此のほかには書どもに見えず、(舊事紀なるは、此紀をとりて書るなり、)○天皇此表物を覽して、饒速日命の天神之子なりと云ふ事、疑ふべくもあらず、まことなりけりと詔へるなり、

還以二所御(モタマヘル)天羽々矢一隻及歩靫(カチユギ)一、賜二示於長髓彦一、長髓彦見二其天表一、益懷二踧踖(オヂカシコマリヌ)一、然而凶器已搆、其勢不レ得二中休一、而猶守二迷圖一無二復改意一、

天皇其表物に對へて、所御(モタマ)へる同二種の物を天表物として、長髓彦に示せ給へるなり、其は天上の朝廷の御物はその制も何も、饒速日命の物とは遙に勝れて尊きを見て、天皇の天神の御子の中にも、別に尊き御事を知て踧踖(オヂカシコミ)たりしなり、さはありけれど、既に兵器を備へて徼戰へる軍場に在ながら、頓に歸順奉らむもさすがにて、かつはなほ疑ひ奉る意も止がたく、かたがたにつけて心を改ざりつる趣なり、

詔て、征し給ふ幸を必将奪我國といひ思ひて、徼き奉れるなり、天皇前に、遼邈之地猶未霑於王澤云々、と詔ひて、征の事起給へる御世のさま、まことにさこそはありけめ、さて此ごろ饒速日命、もはら長髓彦に事執らせたまへるに依て、よろづ心のまゝにはからひたりときこゆる事、下文に見えたり、考合すべし、又こゝに、饒速日命の命令給へる由はきこえずして、たゞ長髓彦己が属兵を起して、會戰たりと聞ゆるはたおもひ合すべし、○五瀬命は、天皇の御兄に坐り、此時の御痛手にて薨り給ひにき、あなかしこあなゆゆし、○此時の戰、古事記には、御船白肩津に泊坐し時に、待戰へる由に記されたり、

云々、

此に云々、略きたる文中の敵ども、多くは長髓彦の属なるべし、

十有二月癸巳朔丙申、皇師遂撃長髓彦、連戰不能取勝、時忽然天陰而雨氷、乃有金色靈鵄、飛來止于皇弓弭、其鵄光曄煜狀如流電、由是長髓彦軍卒皆迷眩不復力戰、長髓是邑之本號也焉、因亦以爲人名、及皇軍之得鵄瑞也、時人仍號鵄邑、今云鳥見是訛也、昔孔舍衛之戰、五瀬命中矢而薨、天皇銜之、常懷憤懟、至此役也、意欲窮誅、乃爲御謠之曰、云々、于智弖之夜莽務、又謠之曰、云々、和例破涴輸例儒、于智弖之夜莽務、因復縱兵忽攻之云々、時長髓彦乃遣行人言天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、號曰櫛玉饒速日命、饒速日此云儞藝波椰卑、是娶吾妹三炊屋媛、亦名長髓媛、亦名鳥見屋媛、遂有兒息、名曰可美眞手命、可美眞手、此云于魔詩莽耐、故吾以饒速日命爲君而奉焉、夫天神之子豈有兩種乎、奈何更稱天神子、以奪人地乎、吾心推之未必爲信、

長髓彦天皇の尊く坐ます由を知らずして、皇軍を拒戰ひ奉りけるが、靈鵄の奇瑞ありて、軍卒迷眩てえ戰はずなりぬるを、疑怪みて稍惑の心起りて、行人を遣りて、云々と詰問奉れるなり、○御謠二首ともに、大意は、御兄五瀬命、長髓彦が軍に、痛手負給ひて、雄誥して被傷於虜手、將不報而死耶、と詔給ひて、遂に薨給ひし事を、深くおもほしこめて、怨惡みたまひて、長髓彦を撃ずしては止まじと詔へるなり、○嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、號曰饒速日命云々、己が君は尊き天神の子に坐まして、既く磐船に乘りて、此地に天降止りて、此天降の古事の證は、下に集て注すべし、領き居り給へる由をことわり、さて己が君として、仕奉れる由をいへるなり、○夫

云々、と奏せる倭の地に當りて、青垣山隱れる內國なり、大己貴神の玉牆の內國と目給へる玉牆も、青牆山を美稱給へるにて、その玉牆の內國と目給へるを、徒に內國とも云へり、其は釋日本紀に引たる、大同元年大神宮本紀に、御間城入彥五十瓊殖天皇、于時天照大神乞給國、伊豆久曾止隨ニ大神教命一求坐奉止、詔ニ皇女豐次入比賣命一、奉レ戴而從ニ倭內國ウチツクニ一始而覔給、と見えたる內國これにて、古語拾遺に、天照大神を倭の笠縫邑に遷し齋ひ奉れる由いへるに當れり、其內國を或內洲ウチツシマともいへるなるべし、

此紀の末に、天皇腋上嗛間丘に登りて國狀を廻望して、內木綿之眞迮國と詔へるも、いはゆる青山四周の內の意に同じ、萬葉九巻に、虛木綿乃牢而座在者、とよめる言のさまにも思ひ合すべし、此委しき說は、冠辭考に見えたり、又かの古事記なる倭建命の御歌に、夜麻登波、久爾能麻本呂婆、多々那豆久、阿袁加岐夜麻碁母禮流、夜麻登志宇流波斯、とあるを、書紀には、景行天皇の御歌として麻保羅摩とあり、さてその麻本呂婆の麻保羅摩の麻は眞なり、本呂は、書紀に、保羅とあるも、呂羅相通はしいふ例の同言にて、物につゝまれたる內の廣きを云ふ、巖穴土穴などの內の廣きを洞といふも義は同じ、婆は書紀に摩とあるも、互に親しく通ふ音にて、いづれにても助辭なり、御歌の意は、大言所の夜麻登は、山の周廻れる內の眞保羅にて、善美しき國なりとのたまへるなり、神武紀に、觀ニ夫畝傍山東南橿原地一者、蓋國之墺區乎、可治之、是月即命ニ有司一經ニ始帝宅一、と記されたるも此區なり、墺區は、文選四都賦に、防禦之阻、則天地之墺區、注に、墺區深險之處也と見え、また玉篇に、墺は、四方土可レ居、險は嶮也、など注へるごとき義に據りたる文なるべし、墺區○舊訓モナカとよみたれど、古意古言によりてマホラとよむべし、去かればこの御歌の國の麻保羅麻本呂、いづれにても山の周廻れる內國の義ときこえたり、これをもおもひ合すべし、

さて志麻と云ふ名は、もと必海中なるのみならず、國中にて山川などの周廻に界限のありて、一區なる域をいひて、すなはち此玉牆內國といふを、蜻蛉に係て秋津洲ともいへる例の如く、內國をウチツシマともいへるを、中洲とは書るなり、志麻といふ名の事は、國號考大八島の條に委く辨へ注されたるを見るべし、下文に皇師欲レ趣ニ中洲一、また雖ニ邊土未レ淸餘妖尙梗一、而中洲之地無ニ復風塵一、誠宜下恢ニ廓皇都一規中摹大壯上、など記されたる中洲もこれにて、下文に橿原の地を、國の墺區と詔る所に當れり、○時長髓彥聞之云々、此條の事を下條に通はし考ふるに、此時長髓彥すでに己が妹を饒速日命の御妻に奉り、君として仕奉けるが、旣く瓊々杵尊の此國の大君主となりて、天降り坐まし、いまこの天皇におよびて、皇統を受繼ておはし坐る由來ヨシをば、いまだ知らざりつる故ありて、この知らざりつる故は、下に論ふをまちて知るべし、天神子は、己が君とせる饒速日命のみ坐して、此命ぞ此國の君主なると心得居りつるが故に、天皇の天神子と

浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國、復大己貴神、目レ之曰ニ玉墻内國一、及レ至下饒速日命、乘ニ天磐船一而翔ニ行大虚一也、睨ニ是郷一而降上之、故因目レ之曰ニ虚空見日本國一矣、と見えて、大御祖とます、天神伊弉諾尊、國造まし丶大己貴神の美地として、神世の初よりとりどりに賞稱たまひたりし地なり、かの鹽土老翁の言に、東有ニ美地一青山四周、と申せるはすなはち此地なり、

余謂、彼地必當レ足下以恢ニ弘天業一光中宅天下上、蓋六合之中心乎、厥飛降者、謂是饒速日歟、何不ニ就而都一之乎、

余は天皇大御自己の事を詔たまへるなり、和禮と訓奉るべし、（此天皇紀にこのほかに、大御自己のことに、朕我吾等の字をまじへ用ひたり、）謂彼地云々、蓋六合之中心乎、と詔へるは、所謂青山四周の地の事ながら、其地すなはち大八洲の中心に當りて在る國なりと、はやく地理のうへにつきても知食し、さて其處にはやく饒速日命の天降りて、在狀をも知し食るなり、（下文に、天皇素聞ニ饒速日命是自レ天降者一、と詔へる事も見えたり、）何不就而都之乎とは、彼地に幸して都を建て、更に天下を治めたまはむと詔へるなり、

諸皇子（下文にも如此あれど、前文に依るに、ともに諸下に兄字脱たりときこゆ）對曰、理實灼然、我亦恒以爲レ念、宜早行之、是年也、太歲甲寅、其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥ニ諸皇子舟師一東征、

東征は、倭わたりを征たまはむとして、物し給へる由なり、

乙卯年云々、戊午年云々、

今こゝに云々と注せるは、其道々にてのことを省るなり、

夏四月丙申朔甲辰、皇師勒レ兵歩趣ニ龍田一、而其路狹嶮、人不レ得ニ並行一、乃還更欲下東踰ニ膽駒山一而入中中洲上、時長髓彥聞レ之曰、夫天神子等所ニ以來一者、必將レ奪ニ我國一、則盡起ニ屬兵一、徼ニ之於孔舍衛坂一、與レ之會戰、有ニ流矢一中ニ五瀨命肱一、皇師不レ能ニ進戰一、天皇憂之云々、五月丙寅朔癸酉、軍至ニ茅渟山城水門一、時五瀨命矢瘡痛甚、乃撫劍而雄誥之曰、慨哉丈夫被レ傷ニ於虜手一、將ニ不レ報而死一耶云々、進到ニ于紀伊國竈山一、而五瀨命薨ニ于軍一、

欲下東踰ニ膽駒山一而入中中洲上、今按にこの中洲宇知都志廊と訓べし、（はやくウチツクニとよみ來れゝど、紀中大八洲をはじめ、洲字をクニとよめるは一つもあらず、）其は上文に、鹽土老翁が東有ニ美地一、青山四周

宇知都志麻

古語に、畝傍の橿原宮に初國知らし、天皇と稱し奉る、神武天皇の天下知しめす、大宮所と定め坐しつる大和國にしての古事は、もと皇孫ノ尊の御天降の時、天津御祖神の依さしたまへる御業を遂給ひ、また饒速日命は、その國に天降り居りて忠効して仕奉り、子孫世々相嗣て物部となりて、武士を率領て仕奉りし趣を、日本書紀にもとづき、また彼此の古書どもに證考てとり、總て書記し見むとす、こは其草稿なり、

○日本書紀神武卷の首に、天皇諸兄皇子たちに謂へる御言に、背我天神高皇産靈尊大日孁尊、擧此豐葦原瑞穗國、而授我天祖彦火瓊々杵尊、於是彦火瓊々杵尊、闢天關、披雲路、駈仙蹕、以戾止云々、治此西偏、皇祖皇考乃神乃聖、積慶重暉、多歷年所、（此中間に、自天祖降跡云々の二十三字あるは、旁書の攙入たるなれば採らず、其詳說は日本書紀年歷考にいへり、）而遼邈之地、猶未霑於王澤、遂使邑有君村有長各自分疆用相凌轢、抑又聞於鹽土老翁、曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船飛降者、

青山四周は、倭の地體を稱へたる古語なるを、例の漢文に爲られたるなり、さて此本語は、はやく神代よりきこえて、古事記（幸魂奇魂段、光海依來神の詔）に、答云吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、と見えたるこれにて、青垣は、青山の國の垣の如く周廻れるを稱へたる言なり、同記倭建命の御歌にも、夜麻登波、久爾能麻本呂婆、多々那豆久、阿袁加岐夜麻碁母禮流、夜麻登志宇流波斯、とよませ給へり、萬葉集（一ノ卷、幸于吉野宮之時、柿本人麻呂作歌、）芳野川、多藝津河內爾、高殿乎、高知座而、上立、國見乎爲波、疊付、青垣山云々、また（六卷）芳野離宮者、立名附、青墻隱云々、（出雲國造神賀詞に、出雲國乃青垣山內爾、下津石根爾、宮柱、太敷立氐云々、同國風土記に、所造天下大神大穴持命詔云々、八雲立出雲國者、我靜生國、青垣山廻賜而云々、）なども見えたり、また神武紀に、天皇この倭に都を定給ひて後、三十一年四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登腋上嗛間丘、而廻望國狀曰、姸哉乎國之獲矣、雖內木綿之眞迮國、猶如蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津洲之號也、と見え、次に昔伊弉諾尊目此國曰、日本者（日ノ本は、也未登の借字にて、倭國なり、此下なるも同じ）

「藤原朝臣昭長 元糺還、為二一條關白内基公嗣一、慶長十四年十二月十七日叙二正五位下一、同日元服五歳聽二禁色雜袍昇殿一、至二從一位攝政關白左大臣一、寛文十二年二月十二日薨、六十八、

以上據二公卿補任續紹運錄一、

これ絶て久しき例を興し給へる大御政なるべし、されど、其後はなほ中昔よりのさまなるは、時の至(キタ)らぬなるべし、そも〳〵かけまくも畏き天皇の皇子たち皇女たちの、然しもこと〴〵僧尼になされ給ひて、妹妋(イモセ)の道をも絶給ひ、御子ももたり給はぬ御事よ、昆虫(ハフムシ)にも類ひたる賤の男が、身をつみてすらいとも畏く、いともかなしくおもひわたり奉るを、いかでかく古にもためしなきまで、ゆたかにめでたき大御世に生れ遭たるかひありて、あはれ此わが慨、はるくるよまでながらへてみばや、そのふの竹のさかえを、

諸王の妻となし給ひ、又内親王に爲し給へるも姓を給へるも、臣だちの妻に賜へるもありき、又たま〳〵尼になり給へるもあれど、其は深く佛教を信尊び給へるか、又は故ありて御心より出たる事なりけるに、これものち〳〵は、皇子諸王だちの僧となり給へるにあはせて、此事得給はぬ故なるべし、いと若きほどより尼になされ給へるがいと多く、臣だちに嫁せしめ給ふ事も、をさ〳〵なき事となれり、かくてあまたの御世々々を經にけるを、近き御世正親町天皇の御後に、姓を賜ひて臣例となし給ひ、後陽成天皇の皇子を賜ひて、藤原の家門を嗣しめ給へる事あり、

●
正親町天皇━陽光院 誠仁親王 贈太上天皇
　━後陽成天皇
　　━智仁親王 八條宮
　　　━智忠親王 八條宮二品中務卿、母京極丹後守源高知朝臣女、
　　　　━三世 源朝臣忠幸 童名幸丸、稱ニ三宮一、慶安二年十二月、納ニ采於尾張大納言源義直卿女綠子一、四年二月廿五日、徙ニ住于尾張名古屋一、稱ニ三丸殿一、廿八日昏ニ綠子一、萬治三年三月廿二日上京、寛文二年六月上京、八月賜レ姓敍任、(官位未詳)同三年十二月九日、賜ニ家號一稱ニ廣幡一、爲ニ淸華之列一、四年四月廿三日、爲ニ從三位權中納言一、五月上京、閏五月廿三日參内參院、九月參ニ向于江戸一、十月上京、五年十一月於レ京賜ニ第宅一、七年四月三日、賜ニ家領千石一、八年九月參ニ向于江戸一、十月上京、官位既至ニ正三位權大納言一、九年閏十月十六日於レ京薨、四十六、法號祥光院、
　　　　　━女子 承應三年四月五日生
　　　　　━女子 明曆元年五月七日生
　　　　　━某 明曆三年三月廿七日生卽日夭
　　　　　━女子 萬治二年二月一日生
　　　　　━女子 萬治三年三月五日生
　　　　　━女子 寛文二年十二月廿二日生
　　　　　以上五子綠子腹
　　　　　━豐忠 本生久我權中納言源通名卿男、寛文九年十二月爲ニ忠幸卿嗣子一、于レ時三歲、賜ニ家領五百石一、至ニ内大臣從一位一、
　　　　　以上據ニ知譜拙記、續紹運錄、本光日記、或家記一、

●
━後水尾天皇
　━皇子 藤原朝臣信尋ノブヒロ 爲ニ近衞關白信尹公嗣一、慶長十年八月廿七日、敍ニ正五位下一、同日元服七歲、聽ニ禁色雜袍昇殿一、至ニ從一位關白左大臣一、慶安二年十月十一日薨、五十一、

に近衞天皇は御子ましまさず、さるほどに保元平治の大亂出來相續きて、平淸盛公等武力をもて、權柄を恣にふるまひけるにあはせて、源平の亂發りて、朝威いたく衰へ給ひ、遂に武臣源賴朝卿の權を執る世となりしより、相續て亦武家の倍臣北條が世々に權をふるひたりけるを、後醍醐天皇の誅伐亡し給ひしかど、さらに又足利尊氏が暴逆に堪給はで、遂にその足利が權をとる世となりゆきてますます朝威衰微し給ひ、世は亂れにみだれにけり、さてそのかみの世々のさまをおもふに、彼淸盛公等をはじめ、武家に於ては、朝威の盛ならむ事を希はず、皇族の蕃昌給はむ事を厭ふ勢ひなりければ、在り來し例を幸のよりどころにして、辱もはからひ奉れるまゝに、御子たちの御心にもあらぬ僧になしまゐらせられけるが、のち遂にうごきなき例のごとくに、なり來しものなるべし、但し北條足利が執權の間、わづかに諸王に、賜姓の事あり、

●順德天皇─善統親王─尊雅王
　　　　　└忠成王─

二世 源朝臣彦仁 賜レ姓敍二正三位一、永仁六年任二左近衞中將一、三月廿三日薨、

三世 源朝臣善成 奉レ仕二北朝一、文和五年正月六日賜レ姓、至二從一位左大臣一、

●後嵯峨天皇─宗尊親王 征夷大將軍

二世 惟康親王 文永三年、從四位下征夷大將軍、同七年賜二姓源朝臣一、任二從三位一、元德二年爲二親王一、嘉曆元年十月卅日薨、

●後深草天皇─久明親王 征夷大將軍

二世 久良親王 嘉曆三年賜二源姓一、爲二右近衞中將一、敍二從三位一、四年轉レ左、元德二年爲二親王一、

三世 源朝臣宗明 奉レ仕二北朝一、至二從一位權大納言一、

これらは實に舊例に復し給へるにはあらず、時勢を考へて默識るべし、かくて此より後皇族賜姓の事絶てある事なかりき、古皇女だちの后に立給はぬは、伊勢賀茂等の齋となされ、或は親王

第七皇子

僧園行 居園城寺 法眼、

第八皇子

僧靜證 居園城寺 阿闍梨、

∴堀河天皇第二皇子

最雲法親王 大治中爲法性寺座主、保元三年爲法親王、

これみな白河天皇の深く佛敎を信尊び給へる御慮より出たり、其は此天皇譲位の後、髮を剃し辱くも僧形とならせ給ひければ、法皇と稱し奉り、堀河天皇鳥羽天皇の兩代を經て、崇德天皇の御世、大治四年に崩給ふまで、院中にして專政をせさせ給ひたりければ、其ほどかけての御計らひなる事、上に擧たる法親王たちの譜に記せる年頃によりても推量り知るべし、大日本史白河天皇贊曰、帝器度弘大、嚴而溫雅、信賞必罰、剛斷果决、政出宸衷、権門斂手、頗有後三條帝之風烈、而愛惡任意、寵辱若驚、任官授職、不遵舊典云々、初鳥羽帝之未生也、堀河帝有病、人皆屬望輔仁親王、帝聞之曰、朕雖出家、未嘗受戒制法名、主上若有不諱、朕當再踐位、既而鳥羽帝生、其志遂寢、暨堀河帝崩、乃立鳥羽帝、而機務一出院中、至崇德帝卽位、四十餘年間、刑賞黜陟、莫不與聞、凡以院宣號令天下、置別當北面、始自此焉、嘗曰天下无不用朕命者、惟不如意者鴨川水、雙陸采、山法師而已云々、篤信佛法、自書金字大藏經、受法華經於釋增譽、支義文句止觀於釋寛眞、屢幸法勝寺、使千僧讀經、慶大藏經、常然百燈、其慶金字大藏經於法勝寺、數遭雨而止、帝宸怒以爲雨有罪、乃盛雨於器而下獄、時人謂之雨禁獄、天皇前後四幸高野、八幸熊野、所慶畫佛五千四百七十餘幅、丈六佛像一百二十七軀、等身佛像三千一百五十軀、三尺以下佛像二千九百三十餘軀、七寶塔二十一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基、嚴禁天下殺生、放鷹隼鶻鴿諸籠鳥、燒漁網八千八百餘張、停式條所載諸國貢魚、雖殿上蔬盤、殆如六齋日、釋奠亦用素饌、惟神嘗僅存齋式、屢事營造、國用凋喪、國司遷替、頻乖舊典、定任者三十餘國、上萬石萬匹者輙爲國司、至有父子三四人同時竝任、童稚者亦得任焉、是時競尚華麗、如賤女子、亦文繡其服、侈靡之風、至此而極矣、贊曰賣官鬻爵、固衰世之蠧政、帝承先帝之餘烈、賞罰運於冲襟、文明之象、如日方昇、而反襲衰世之轍、不亦繆乎、漢汲黯諫武帝曰、陛下內多欲而外施仁義、奈何效唐虞之治乎、帝溺釋氏、甚武帝之好神仙、故窮財殫力、營建佛宇、以求福田、破壞祖宗之憲章、朘削民庶之膏血、璫斲淳朴、天下日趨侈靡、皆多欲之所爲也、傳曰、其爲人也多欲雖有存焉者寡矣、帝仁義不施而多欲、是務退居仙院、殆加四紀、天子威令、所加無不如意、而牀第不修、幾敗論理、保元之亂釀於此、可不鑑諸、これより始りて、後の御世御世に至りても、皇子を親王となさるゝ事は減し給ひ、もはら僧となして、法親王になし給ひ、或は僧官を賜ひ、或は凡僧となし給ひ、又諸王を立らるゝ事は、をさをさあることなく、僧にのみなし給ふ例のごとくなりたりければ、皇子諸王に姓を賜ひて臣例として奉仕しめ給ふ事は、絕て無き事になむなりにける、さて然なり來し事狀は、白河法皇崩ましける御世の崇德天皇には、御子たゞ一人坐し、次

二世
源朝臣基平 至二參議從二位一、康平七年五月十五日薨、三十四、

源朝臣信宗 至二正四位下左中將一、承保元年六月卅日卒、

源朝臣顯宗

源朝臣當宗

皇女
三品禔子內親王 下二嫁關白藤原敎通公一、後授二二品一、

保イ
无品儇子內親王 小一條院女、天皇養爲二皇女一、下二嫁權大納言藤原信家卿一、

●●●後三條天皇

皇子
源朝臣有仁 元永二年八月爲二白河天皇養子一、賜レ姓敍二從三位一、至二從一位左大臣一、久安三年二月十三日薨、四十五、稱二花園左大臣一、大日本史有仁公傳曰、白河上皇深愛レ之云々、命加二冠於御前一、養爲レ子云々、鳥羽帝未レ有二皇嗣一、屬二意有仁一、既而崇德帝生、乃賜二姓源朝臣一、敍二從三位一、任二右近衞權中將一、時年十七、皇族賜レ姓、直敍二三位一、除二嵯峨帝皇子源定一之外、所レ未二嘗有一也、

藤原朝臣有佐 爲二讚岐守藤原顯綱朝臣之養子一、中務大輔近江守、

令後皇子皇孫に氏姓を賜ひ、臣例として仕奉らしめ給へる事右の如し、但し賜姓の時、無位なるもあり、敍位は正六位上より下し給へる事はあらざるなり、しかるに、白河天皇 皇子八人坐ましける中に、第一皇子敦文親王四歲にて薨給ひければ、第二皇子を太子に立て給ひぬ、堀河天皇これなり、かくて第三皇子より、第八皇子に至るまで、六人は悉く僧と爲し給ひ、其が中の皇子の上三人は、古よりかつても例なき、法親王と云ふにさへ爲し給ひけり、前に光仁天皇の御子僧になりて、開成と稱し賜ひたるに、位を授給へる事なく、又三條天皇の御子師明親王僧となり、性信と改給ひたるを、准三宮二品までに敍されたれど、親王の稱は停られたりときこゆ、相續きて 堀河天皇の第二皇子をも僧となし給ひにき、

●●●白河天皇第三皇子

覺行法親王 永保三年、爲二仁和寺性信弟子一、應德二年薙髮、康和元年爲二法親王一、至二二品一、

第四皇子
覺法法親王 長治元年、爲二覺行法親王弟子一、入二仁和寺一薙髮、天永三年爲二法親王一、至二二品一、

第五皇子
聖慧法親王 爲二覺法法親王弟子一、天永三年爲二一身阿闍梨一、保安四年爲二法親王一、至二三品一、

第六皇子
僧行慶 居二圓滿院一、大治四年爲二一身阿闍梨一、至二大僧正一、

四品雅子內親王 勤子薨後下ニ嫁同人ニ

无品普子內親王 下ニ嫁參議源清平朝臣ニ、再ニ嫁和泉守藤原俊連朝臣ニ、

无品靖子內親王 下ニ嫁大納言藤原師氏卿ニ、

无品韶子內親王 下ニ嫁大納言源清蔭卿ニ、再ニ嫁河內守橘惟風朝臣ニ、

准三宮康子內親王 雅子薨後下ニ嫁師輔公ニ、

●村上天皇

致平親王 ─ 二世 源朝臣成信 從四位上左中將、爲ニ攝政藤原道長公養子ニ、後爲ㇾ僧、

源朝臣致信 從四位上右中將

爲平親王 ─ 二世 源朝臣憲定 從三位右兵衞督、寬仁元年六月薨、

源朝臣賴定 初實定、參議正三位、寬仁四年六月薨、四十、

源朝臣爲定 參議正三位

源朝臣顯定 從四位上民部大輔

源朝臣敎定 從四位上彈正大弼

源朝臣敦定 從四位下侍從

具平親王 ─ 二世 源朝臣師房 元資定王、從四位下、寬仁四年賜ㇾ姓、至ニ右大臣從一位ニ、稱ニ堀川右大臣ニ、久我家祖、

藤原朝臣賴成 爲ニ讃岐守藤原伊祐朝臣之養子ニ、

昭平親王 照イ 天德四年賜ニ源姓ニ、貞元二年後復ニ親王ニ、敍ニ四品ニ、

皇女 盛子內親王 下ニ嫁左大臣藤原顯光公ニ、

●華山天皇 ─ 淸仁親王 ─ 二世 源朝臣延信 萬壽二年賜ㇾ姓、從四位上侍從、爲ニ神祇伯ニ、

康資王 延信男、祖父淸仁親王取爲ㇾ子、任ニ神祇伯ニ、後胤相續爲ㇾ職、但後來四五位之時賜ニ源姓ニ、任ㇾ伯之日復ニ于王氏ニ、家號稱ニ白河ニ、

●三條天皇 ─ 小一條院 敦明、長和五年立太子、寬仁元年辭之、永承六年正月八日薨、

僧性信 元師明親王、後爲ㇾ僧准ニ三宮ニ、永保三年敍ニ二品ニ、僧敍品以ㇾ此爲ㇾ始、

敦貞親王 ─ 三世 藤原朝臣宗家 爲ニ權大納言藤原信家卿之養子ニ、

源朝臣正雅 従四位下侍従 土佐守

源朝臣清雅 従四位下 侍従

源朝臣助雅 従四位下 右京大夫

代明親王

二世 源朝臣重光 至二正三位權大納言一、長德四年七月十日薨、七十六、

源朝臣保光 従四位下文章生、至二従二位中納言一、長德元年五月九日薨、七十二、稱二桃園中納言一、

源朝臣延光 至二權大納言従三位一、貞元元年六月十七日薨、五十、

重明親王

二世 源朝臣邦正 従四位下侍従 左京大夫

源朝臣行正 従四位下 左馬頭

源朝臣信正 従四位下 民部大輔

常明親王

二世 源朝臣茂親 従四位上 刑部卿

式明親王

二世 源朝臣親頼 従四位上

有明親王

二世 源朝臣忠淸 至二參議正三位一、永延二年二月廿一日薨、五十八、

源朝臣正淸 正四位下左中將 藏人頭

章明親王

源朝臣泰淸 従三位左京大夫

源朝臣守淸 至二従四位上彈正大弼一、正曆三年六月十四日卒、

二世 源朝臣近光 従四位下

源朝臣尊光 従四位下

盛明親王

二世 源朝臣敎忠 初則忠、従三位皇后宮亮左京大夫越前守、寛弘元年六月三日卒、

兼明親王 賜二源姓一後復二親王一

二世 源朝臣伊渉 至二中納言正三位一、長德元年五月廿九日薨、

源朝臣伊行 従四位上

皇子 源朝臣高明 延喜廿一年二月五日賜レ姓、従四位上、至二正三位左大臣一、有レ故處二遠流一、天祿二年召還、天元五年十二月薨、六十九、稱二西宮左大臣一、文安五年贈二従一位一、

源朝臣自明 延喜廿一年二月五日賜レ姓、正四位下參議、天德二年四月卒、四十八、

源朝臣允明 同上賜レ姓、従四位上播磨守、天慶五年七月五日卒、廿四、

源朝臣爲明 刑部卿、應和元年六月廿一日卒、

皇女 四品勤子内親王 下二嫁右大臣藤原師輔公一、

三世 平朝臣篤行 寛平五年補文章生至從五位上筑前守太宰大貳延喜十年正月卒、

平朝臣階行 從四位下 山城守

平朝臣光平

平朝臣方正 從五位上 越中介

源朝臣忠望 正五位下 內膳正

源朝臣今扶 從四位下 少納言

源朝臣英我 □四位□

源朝臣清平 參議正四位下太宰大貳、天慶八年正月十三日於任所卒、六十九、

源朝臣正明 初齊明、或云齊信、參議正四位下、天德二年三月九日卒、六十六、

源朝臣和 從四位上 相摸守

源朝臣宇于 寛平六年正月七日賜姓、從四位下、至右京大夫正四位下、天慶二年卒、

宇多天皇

齊世親王

二世 源朝臣英明 至從四位上藏人頭、天慶三年卒、

源朝臣庶明 至從三位中納言、天曆九年五月廿日薨、五十三、稱廣幡中納言、

敦慶親王

二世 源朝臣後古 從四位下 刑部卿

源朝臣方古 從四位下

敦國親王

二世 源朝臣宗室 從四位下

源朝臣宗成 從四位下 侍從

敦實親王

二世 源朝臣雅信 從四位下至從一位左大臣、正曆四年七月廿九日薨、七十四、贈正一位、稱一條左大臣又鷹司左大臣、

源朝臣重信 從四位下、至正二位左大臣、長德元年五月八日薨、七十四、贈正一位、稱六條左大臣、

源朝臣寛信 正四位下 左京大夫

行明親王

二世 源朝臣重凞 從四位下

皇女 源朝臣順子 下嫁于關白藤原忠平公、

醍醐天皇

克明親王

二世 源朝臣博雅 至從三位皇太后宮權大夫、天元三年九月十八日薨、六十三、

是忠親王 貞觀十二年二月、賜二源姓一、爲二第一源氏一、侍從至二從三位中納言一、寛平三年十二月廿九日爲二親王一、

是貞親王 貞觀十二年二月賜二源姓一、從四位上左近衞中將、寛平三年十二月廿九日爲二親王一、

二世 源朝臣直幹 從五位上 丹波權守

皇子 源朝臣近善 貞觀十二年二月賜レ姓、爲二戸頭一、從四位上、至二從三位治部卿一、延喜十八年七月十四日薨、

源朝臣貞恒 貞觀十二年二月賜レ姓、從四位下、至二正三位大納言一、延喜八年八月一日薨、五十三、

源朝臣國紀 元慶八年四月十三日賜レ姓、至二正四位下大藏卿一、延喜九年九月十二日卒、

宇多天皇 元定省王、元慶八年四月十三日賜二源姓一、任二侍從一、仁和三年八月廿五日爲二親王一、廿六日立太子、是日受禪、

源朝臣是茂 至二從三位權中納言一、天慶四年六月十日薨、

源朝臣元長 貞觀十二年二月賜レ姓、從四位上下野權守、元慶七年卒、

源朝臣兼善 貞觀十二年二月賜レ姓、至二從四位上侍從一、元慶三年四月廿五日卒、

源朝臣名實 同上賜レ姓、從四位上

源朝臣舊鑒 同上賜レ姓、正四位上、大藏卿、

源朝臣篤行 同上賜レ姓

源朝臣最善 同上賜レ姓

源朝臣音恒 同上賜レ姓

源朝臣是恒 同上賜レ姓、從四位上美濃守、延喜七年七月廿八日卒、（或云延喜五年）

源朝臣成蔭 同上賜レ姓、從四位上

源朝臣香泉 元慶八年六月賜レ姓、從四位上伊豫權守、

源朝臣友貞 同上賜レ姓、從四位上伊勢守、

滋水朝臣清實 貞觀十二年二月賜二源姓一、後有レ過削二屬籍一、仁和二年本康親王源多等、請準二貞登故事一、改賜二滋水朝臣姓一、敍二從五位下一、

二世 源朝臣式順 從四位下 大舍人頭

源朝臣式瞻 從四位下圖書頭 大舍人頭

三世 平朝臣季明 從五位上民部大輔、天暦中賜レ姓、

源朝臣興我 從五位上 山城守

貞元親王─二世源朝臣兼忠至二正四位下參議一、天德二年卒、五十八、
　─源朝臣兼信從五位下侍從三河守

貞保親王─二世源朝臣國忠從五位下內藏頭
　─源朝臣國珍從四位上春宮大夫內藏頭

貞純親王─二世源朝臣經基天慶中爲二武藏介一、後敍二從五位下一、至二鎭守府將軍正四位上一、天德五年六月十五日賜レ姓、十一月十一日卒、四十二、
　─源朝臣經生主イ從五位上越後守

貞數親王─二世源朝臣爲善從四位下大舍人頭

貞眞親王─二世源朝臣蕃基從五位下土佐權守
　─源朝臣蕃平國イ從五位下大膳大夫
　─源朝臣蕃固高イ從五位下加賀守
　─源朝臣元亮從五位下

皇子
源朝臣長猷至二從三位刑部卿一、延喜八年九月廿九日薨、

源朝臣長淵從四位上

源朝臣長鑒從三位

源朝臣長頼貞觀十八年賜レ姓、正四位下右兵衞督長門守、

陽成天皇─元良親王─二世源朝臣佐藝從四位上宮內卿
　─源朝臣佐平從五位上中務大輔
　─源朝臣佐親
─元平親王─二世源朝臣兼名從四位下侍從
─元長親王─二世源朝臣兼明從四位上中務大輔
─元利親王─二世源朝臣忠時從四位上中務大輔
─皇子源朝臣清蔭延長三年賜レ姓、從四位上、至二正三位大納言一、天曆四年七月薨、六十七、
─源朝臣清鑒延長三年賜レ姓、至二從三位刑部卿一、承平六年四月薨、
─源朝臣清遠從四位上、至二三位刑部卿一、長德二年薨、

光孝天皇仁和三年八月廿五日詔曰、朕諸兒皆賜二朝臣之姓一、斯誠節二國用一、息二民勞一之計也云々、

―源朝臣効 從四位上、貞觀十二年備前權守、後爲僧、

―源朝臣覺 從四位上、至正四位下宮內卿、元慶三年十月廿日卒、三十一、

―貞朝臣登 初賜源姓、有故削屬籍、爲僧號深寂、貞觀八年三月、本康親王、參議源多等、奏請曰、深寂、云云、再落俗塵、所生之子隨亦有數、而名編僧身、未有貫附、出仕之理既絕、沈淪之悲良深、夫爲子之道、緇素無別、出家之時既列皇子、還俗之日何爲非兒、然則准之人間、宜復本姓、但伏聞嵯峨遺旨、母氏有過者、其子不得爲源氏、望請賜姓名貞朝臣登、敍位階貫京職、至是詔許之、敍正六位上、至從五位備中守、

文德天皇

文德天皇―惟條親王―三人口景式 二世 古今集目錄曰、寬平九年七月十三日、從四位下、賜姓三人、今按三人之下、蓋脫部字亦骨乎、

―惟彥親王―惟世王―平朝臣寧幹 能登守 三世或云惟世親王子

―源朝臣能有 皇子 仁壽三年賜姓、爲第一源氏、從四位上至正三位右大臣、寬平九年六月薨、五十三、贈正一位、稱近院右大臣、

―源朝臣每有 同上賜姓、從四位下、後爲僧、

―源朝臣時有 同上賜姓、後爲僧、

―源朝臣本有 同上賜姓、從四位上、至正四位下治部卿、

―源朝臣定有 同上賜姓、至正四位下大藏卿、

―源朝臣載有 同上賜姓、至正四位下周防守、

―源朝臣行有 貞觀三年賜姓、至從四位上治部卿、仁和三年六月卒、三十四、

―源朝臣富有 仁壽三年賜姓、至從四位上太宰大貳、仁和三年卒、

淸和天皇

淸和天皇 貞觀十二年二月廿日壬寅、公卿奏請減諸王季祿、兼立給祿定額曰、政因時興、機隨物動、王者詳沿革之理、聖人審變通之規、卽知字民之道、不必守株、經國之方、无復膠柱者也、伏見故從四位上豐前王等意見表曰、利國之政節用爲先、今府帑稍空、貢賦少入、當停諸王之祿、存救弊之計者、臣等商量上表之旨、頗有可取、但專停之則似踈皇親、全給之則可闕國用、取捨之方宜勤折中、又王氏蕃昌萬倍曩日、計其祿物所費難支、伏望當時預祿者四百廿九人爲定員、後生年足者隨闕補之、但自願賜姓屬籍者、不以爲闕、重以去年炎旱、農民失望、聖上撤服御常膳、群下減食封位祿、而至于王祿依舊不悛、求諸通論、政涉踳駁、(◎按一本作踳駁)事須准之位祿同從減折、然則適時之要、理无二途、濟世之權、事從一揆、謹錄事條、(◎按一本作狀)伏聽天裁、奏可、

―貞固親王―源朝臣國淵 二世 至從四位上宮內卿、

—春朝臣恭同上

—春朝臣保同上

●淳和天皇天長九年十二月癸酉詔書曰、夫王氏者、王流乃止二於五世一、資蔭不レ過二六世一、典制斯在、沿來浸久、今諸王等、以二天河末流一、還少二液派一、若木下枝、早虧二榮拂一、仍抗二章表一、殊祈二優恤一、凡所二滔引一、抑且可レ擒、朕情在レ推レ惠、事尙二德音一、是以推二撿古今一、聽二其所レ請、宜下七世以下、計レ數至二于五世一、課役蠲除上、其既賜レ姓者不レ論二先後一、一依二王蔭一計レ世、容レ之亦同二此例一、（見二三代實錄元慶四年十月下一）

—皇女統朝臣忠子初名熟子、天長九年賜レ姓、貞觀四年敍二從四位上一、五年正月卒、

皇女源姓之外、賜二別氏一者、蓋此而已、故載レ之、

●仁明天皇—人康親王—二世源朝臣興基至二參議正四位下一、寬平三年卒、

—源朝臣興範至二從四位上攝津守一、

—源朝臣長扶至二從四位下侍從一、元慶七年卒、

—本康親王—

—雅望王—三世平朝臣希世至二從四位上右中辨內藏頭一、延長八年六月廿六日、爲二雷震一卒、

—平朝臣隨時至二正四位下參議太宰大貳一、天曆七年十二月十八日、於二任所一卒、六十四、

—行忠王—三世平朝臣佐幹正五位下三河守

—平朝臣佐忠正五位下安藝守

—雅時王—三世平朝臣在覺寬イ從四位下右京大夫、中務大輔、

—二世源朝臣兼似至二從四位上、太宰大貳一上イ

—源朝臣兼仁從四位下周防守

—源朝臣朝鑒從五位上下イ豐後守

—源朝臣朝憲從四位下因幡守

—源朝臣保望從四位下

—源朝臣由道從四位下阿波備前等守

—源朝臣多從四位上、至二正二位右大臣一、仁和四年十月十七日薨、五十八、贈二從一位一、

—源朝臣冷從四位上、至二參議從三位一、寬平二年二月廿五日薨、五十六、

—源朝臣光從四位上、至二正二位右大臣一、延喜十三年三月十二日落馬薨、六十八、贈二正一位一、稱二西三條右大臣一

倘、云々者、陛下則響（◎按一本作哲）承基、窮神開化、然猶垂顧彫弊、降除王號、抑恩育、長久斯響、計天下未有、臣等見之矣、唯我國家、聖緒一統、初無五運、君臣（◎按一本此間有之字）位、自然各定、若除親王（◎按一本此間有之字）號敍庶人之位、託封邑之費、卑枝葉之曹、恐後世之有識謂前時之不穩、狂言聚擇、不敢不奏、謹以申聞、不許之、（日本後紀文、河海抄所引）大日本史光圀卿贊曰、嵯峨諸子前爲親王者四人、後賜源姓者十七人、可謂螽斯詵々宜爾子孫矣、據其錫源姓詔、出身之始一敍六位、若源寬及第補文章生、前此所未嘗有、而帝謙遜之德亦可見也、夫以皇子之尊、下同人臣之列、停封邑之濫、省府庫之費、其爲後世慮者至深遠矣、

皇子
―源朝臣信 弘仁五年五月、共弘常明等賜姓、貫於左京一條一坊、以信爲戸主第一源氏、敍正六位上、至左大臣正二位、貞觀十年閏十二月廿八日薨、五十九、贈正一位、稱北邊大臣、
―源朝臣弘 弘仁五年五月賜姓、敍正六位上、天長五年從四位下、至正三位大納言、貞觀五年正月薨、五十二、稱廣幡大納言、
―源朝臣常 賜姓敍位同上、天長五年敍從四位下、至正二位左大臣、齊衡元年六月薨、四十三、贈正一位、稱東三條左大臣、
―源朝臣寬 始冠敍正六位上、及第補文章生、至從四位上伊豫守、貞觀十八年五月卒、六十四、
―源朝臣明 弘仁五年五月賜姓、敍正六位上、大學頭至參議、後爲僧、仁壽二年十二月卒、五十、
―源朝臣定 天長四年賜姓、授正三位、至大納言、貞觀五年正月三日薨、四十九、稱四條大納言、又楊梅大納言、或賀陽院大納言、贈從二位、
―源朝臣融 承和五年冠禁中、敍正四位下、至從一位左大臣、稱河原左大臣、寬平七年八月廿五日薨、七十四、贈正一位、
―源朝臣勤 承和十四年敍從四位上、至參議從三位、貞觀五年五月卒、五十八、
―源朝臣鎭 承和二年從四位上、四年爲僧、
―源朝臣生 承和五年從四位上、至正四位下參議、貞觀十四年八月卒、五十二、
―源朝臣澄 以母田中氏故、世稱田中君、
―源朝臣安 承和十二年從四位上備中守、仁壽三年四月卒、三十二、
―源朝臣清 後爲僧、稱秋篠禪師、世稱嵯峨隱君子、蓋此人、
―源朝臣啓 仁壽元年正六位上、至從四位上相摸守、
―源朝臣勝 從四位上、後爲僧號由蓮、世稱竹田禪師、仁和二年七月四日卒、
―源朝臣賢
―源朝臣繼 從三位

皇女貞姫等十五人、賜源朝臣姓、蓋皇女賜姓之始也、源潔姫下嫁藤原良房公、自此後皇女賜源姓者多、今略之、

皇孫
―舂朝臣平 元慶中奏請賜姓、

―平朝臣繼世
―平朝臣基世 治部少輔至二從五位下一、
―平朝臣家世
―平朝臣益世
―平朝臣助世
―平朝臣是世
―平朝臣經世
―平朝臣並世
―平朝臣尙世
―平朝臣行世
―平朝臣保世

日本後紀曰、延暦廿四年二月乙卯、左京人多王登美王等十七人、賜二姓三園眞人一、吉並□王、並王等十七人近江眞人、駿河王廣益王等十六人、清海眞人、池原王嶋原王二人志賀眞人、貞原王眞貞王二人淨額眞人、坂野王石野王等十六人淸岳眞人、篠井王坂井王等五人淨海眞人、十二月王小十二月王等三人室原眞人、永世王末成王末繼王春原眞人、田邊王高槻王等美海眞人、船木王長井眞人、岡山女王廣岡女王等四人岡原眞人、廣永王益永王等四人豐岑眞人、田村王小田村王金江王眞殿王河原王等八人長谷眞人、八上王八島王山科眞人、

右父祖未考、姑載二于此一、

●●●平城天皇―阿保親王―

二世

―在原朝臣行平 天長三年、依二父親王請一、兄弟四人共賜レ姓、藏人從五位下、至二從三位太宰權帥一、寛平五年薨、七十六、

―在原朝臣仲平 藏人、豐前駿河等守、刑部大輔、

―在原朝臣守平 民部大輔、左京大夫、

―在原朝臣業平 從五位下、至二從四位上右近衛中將一、元慶四年五月廿八日卒、五十六、

―廢太子高岳 弘仁元年九月十二日廢二太子一、承和二年出家法名眞如、貞觀三年爲レ求二佛法一入唐、赴二西域一、至二羅越國一而薨、元慶五年十月十三日訃音至、

二世

―在原朝臣善淵 弘仁元年有レ故賜レ姓、伯耆權守、大舍人頭、至二從四位上大和守一、後爲レ僧、法名遍明、爲レ求二佛法一入唐、

―在原朝臣安貞 仝上賜レ姓、太宰少貳、肥後攝津等守、正五位下、

●●●嵯峨天皇

弘仁五年五月甲寅、賜下皇子皇女未レ爲二親王一者、信、弘、常、明、貞姫、潔姫、全姫、善姫、姓源朝臣上、日本後紀同日詔曰、朕當二揖讓一、纂二踐天位一、德愧二睦邇一、化謝二覃遠一、(◎按一本此間有徒字)歲序屢換、男女漸衆、未レ識二子道一、還爲二人父一、辱累二封邑一、空費二府庫一、朕傷二于懷一、思除二親王之號一、賜二朝臣之姓一、編爲二同籍一、從二事於公一、出身之初、一敍二六位一、唯前號二親王一、不レ可二更改一、同レ母後產復一例、其餘如レ所レ聞者、朕特裁可、夫賢愚異レ智、顧育同レ恩、朕非下忍絶二廢體餘一分中折枝葉上、固以天地惟長、皇王遞興、豈競二(◎按一本此間有康字)樂於一朝一、忘二凋弊於萬代一、普告二內外一、令レ知二此意一、乙卯是日公卿奏レ狀、(◎按一本作伏)奉二今月八日詔一、(◎按一本作勅書)

賀陽親王

- 三世 平朝臣高蹈 貞觀四年四月、共二高居一賜レ姓、事見二平住世譜一、
- 平朝臣高居
- 平朝臣高平 元慶中賜レ姓、
- 利基王
  - 三世 平朝臣潔行 元慶中賜レ姓、
  - 平朝臣幸身
  - 平朝臣時身

  右三代實錄曰、貞觀十五年幸身王、時身王、賜二姓平朝臣一、賀陽親王之後也、而不レ書二其父一、姑舉二于此一、

明日香親王

- 二世 久賀朝臣某 弘仁九年以二父王請一賜レ姓、(參二取續日本後紀扶桑略記一而名闕)日本紀略云、弘仁九年八月甲戌、四品明日香親王之男女王四人、賜二姓久賀朝臣一、孫王賜レ姓從レ此競效レ之、

仲野親王

- 茂世王
  - 三世 平朝臣好風 寬平中依二父王之請一、兄弟賜レ姓、從四位下太宰少貳、至二從四位上右近衛權中將一、
  - 平朝臣貞文 或云好風子 寬平三年爲二内舍人一、至二從五位上左兵衛佐一、延長元年九月廿七日卒、

- 輔世王
  - 三世 平朝臣安典 仁和中賜レ姓、□四位□相摸守、
- 潔世王
  - 三世 平朝臣逐良 元慶中賜レ姓、木工大允、
- 二世 平朝臣實世 大學頭、攝津守、元慶六年與二子景行等一共賜レ姓、至二從四位上一、
  - 三世 平朝臣景行
  - 平朝臣秋雪
  - 平朝臣申如
  - 平朝臣廉往
- 平朝臣惟世
- 平朝臣利世
- 平朝臣房世 中務大輔、武藏越前等權守、從四位上、貞觀五年依レ請賜レ姓、至二正四位下因幡守一、
  - 三世 平朝臣住世 肥後介、甲斐守、至二從五位上一、○貞觀四年四月依二父正躬王請一住世等十二人、及高蹈高居賜レ姓、先レ是正躬王上表曰(上略)孫息稍衆、名編二宗親之籍一、身耗二府帑之資一、泣雖二才質空虛一、猶冀二破レ家爲レ國、思夫公費二内疚一、私心因欲下除二諸子之王名一與二諸臣一同二齒列一削二宗室之繁蕪一省中歲時之祿賞上、唯至二女子一降留二一世一、祿不レ及レ子、於二其隆退一、式當二悲吟一云々、請除レ非二女子所有一、男兒皆賜二平朝臣姓一、亦復諸姪希望者同預二於此一矣、願二骨肉一天然深愛雖レ存、添二塵涓於國用一、篤誠傾企、至レ是許レ之、

貞代王—三世 清原眞人有雄 従五位下、ニ親佑、至從四位上肥後守、元年卒、

●光仁天皇 天智天皇孫、施基皇子第六子、列諸王、天平九年九月敍從四位下、天平寶字八年九月敍正三位、天平神護二年正月爲大納言、神護景雲四年八月四日爲皇太子、十月朔即位、改元寶龜、

皇子 廣根朝臣諸勝 正六位上、延暦六年賜姓、從五位上攝津介、

僧開成 住攝津國勝尾寺、

大原眞人赤麻呂 續日本紀曰、天應元年九月授無位忍坂王從五位下、萬葉集與市原王並載、而爲忍坂王賜姓稱大原眞人赤麻呂、然未考其父、姑擧于此、

●桓武天皇 類聚國史曰、延暦十一年七月乙卯勅、頃年京職畿内賜諸王姓、即著籍帳、以成常、自今以後六世以下之王、情願賜姓、註所願姓、先以申請、然後行之、同十二年九月丙戌詔曰、見任大臣良家子孫、許娶三世以下、但藤原氏者累代相承攝政不絶、以此論云不可同等、殊可聽娶二世以下者、日本後紀曰、延暦十五年十二月丙寅勅云、皇親之蔭事具令條、而宗室之胤枝族已衆、欲加榮班、難可周及、是以進仕无階、白首不調、眷言於此、實合矜恕、宜其四世五世王及五世王嫡子年滿廿一者、敍正六位、但庶子者降一階敍、自今以後永以爲恒例、

葛原親王

皇子 長岡朝臣岡成 延暦六年賜姓、從四位上、嘉祥元年十二月卒、

良峯朝臣安世 延暦廿一年賜姓、弘仁中從四位上、至正三位大納言、天長七年七月六日薨、四十六、贈從二位、

二世 平朝臣高棟 從四位下、天長二年閏七月、依父王請賜姓、貫左京二條二坊、至大納言正三位、貞觀九年五月十九日薨、六十四、

高見王

三世 平朝臣高望 寛平二年五月十二日賜姓、從五位下、

萬多親王—正躬王

正行王

雄風王

三世 平朝臣定相 貞觀四年賜姓、

平朝臣在相 元慶中賜姓、

忍壁王
- 藤原朝臣弟貞　元山背王、母太政大臣不比等公女、天平勝寶八歲賜ニ母姓藤原朝臣一、名ニ弟貞一、任ニ但馬守一、至ニ從三位禮部卿一、
- 鈴鹿王
  - 三世　豐野眞人出雲　天平寶字元年、與ニ弟四人一共賜レ姓、北陸道觀察使、至ニ從四位下太宰帥一、寶龜八年卒、
  - 豐野眞人篠原　從五位下至ニ彈正少弼一、
  - 豐野眞人尾張　正五位下至ニ能登守一、
  - 豐野眞人奄智（アムチ）　從四位下右中辨中務大輔、
  - 豐野眞人五十戸（イノベ）　初名猪那戸、從五位上出雲介、

仲嗣王 ― 春枝王
- 三世　清瀧眞人某　元岑王、承和中賜レ姓、

山前王
- 龍田眞人某　元茅原王、有レ故貶賜レ姓、

守部王
- 三世　笠王　寶龜二年兄弟三人、共賜ニ姓山邊朝臣一、後復ニ屬籍一、
- 何鹿王　同上
- 猪名王　同上 ― 乙村王 ― 五世　清原眞人峯成　元美能王、天長十年改ニ峯成一、從四位上參議太宰大貳、

三原王
- 三世　山口王　天平寶字中、有レ故與ニ長津王一共貶賜ニ姓三長眞人一、配ニ流丹後國一、寶龜二年復ニ屬籍一、
- 長津王　見レ上
- 小倉王 ― 四世　清原眞人夏野　本名繁野王、延暦廿三年六月甲子、依ニ父王請一賜レ姓改レ名、至ニ右大臣從二位一、承和四年十月七日薨、五十六、稱ニ雙岡大臣一、
- 三原王 ― 四世　和氣王　天平勝寶七歲、賜ニ姓岡眞人一、任ニ因幡掾一、天平寶字七年復ニ屬籍一、
- 岡眞人細川　天平勝寶七歲、有レ故貶賜レ姓、
- 石浄王 ― 四世　清原眞人長谷　本名友上王、延暦十七年十二月二十四日、賜レ姓、至ニ從四位下參議右衞門督一、承和元年十一月廿六日卒、六十一、

池田王 ― 三世　御長眞人某　天平寶字七年、男女五人、請賜レ姓、

三島王 ― 三世　山邊宿禰林　寶龜二年、有レ故貶賜レ姓、

三使王
- 三世　山邊眞人三直　寶龜二年賜レ姓、
- 山邊眞人庸取　同上

二世　島眞人大湯座

池邊王—淡海眞人三船（三世）天平勝寶三年賜姓、爲內豎、同八年爲尾張介、授正六位上、至從四位下刑部卿、延曆四年卒、六十三、

施基皇子—春日王—安貴王—市原王
—弓削朝臣淨人（二世）大納言正二位太宰帥

春原朝臣五百枝（五世）延曆廿五年十二月己卯、依請賜姓、至參議正三位右兵衞督、天長六年十二月十九日卒、七十、

天武天皇

大津皇子—粟津王—豐原（三世）□公連有故流于豐前國、豐原貶賜姓、

舍人親王　按親王之稱始見史、

長親王

文屋眞人淨三（二世）元知奴王、從四位下左大舍人頭、天平勝寶四年賜姓、至從二位、

文屋眞人大市　名或書邑珍、天平勝寶四年賜姓、至從三位大納言、寶龜十一年十一月薨、七十七、

川內王

大原眞人高安（三世）正四位下

大原眞人櫻井

門部王—高野（四世）□淸野

三緒朝臣大原（三世）延曆十一年賜姓、至從四位下、大同元年十一月戊戌卒、

文室朝臣綿麻呂（四世）初賜文屋眞人、延曆十四年改賜三緒朝臣、大同四年正月改賜三山朝臣、同年六月復初姓、賜文屋朝臣、屋字後作室、至正四位上中納言、弘仁十四年四月薨、五十九、

文室朝臣秋津　初賜三緒朝臣、又改賜三山朝臣、後改賜文屋朝臣、屋字後作室、至參議正四位下、承和九年七月左降、十年卒、五十七、

長親王五世父未詳
文室朝臣春常　無位、嘉祥元年四月賜姓、（續日本後紀）

新田親王—氷上眞人鹽燒（二世）天平寶字元年八月三日、賜姓、敍從三位、至中納言兼式部卿、同八年九月有罪伏誅、

高市皇子—長屋王—高階眞人安宿（三世）寶龜四年賜姓、任播磨守、至正四位上治部卿、

凡例

一此書もはら大日本史に據りて作れり、そは國史をはじめ許多の古書どもを參考て撰給へる正しき書なればなり、但しその引たまへる本書に見えて、史に載られざる事のまれ〱ありて、その取給はざる由を辨へ注されざるは、捨る事あたはずして、拾ひ載たり、又史に引れざりつる書どもに、見あたりたる事のあるをば、彼此參考へて載たり、そは本書を拔き記すべけれど、所狹くはた煩はしければ擧ず、されど中には撿出して、加へたる事などには、引書を注たるもあり、

一皇子諸王たちの兄弟の序、諸書異說ありて正しあへぬは、一方に從ひて記せり、其詳ならざるは雙系を用ふ、

一賜姓また薨卒の年月詳ならぬは、記す事あたはず、又官位の初と極とを記さむとすれど、これも詳ならぬがいと多し、すべて詳ならぬ事は、闕て記さゝれば、譜例定まらず、

●●敏達天皇─難波皇子─栗隈王─美奴王─

四世
─橘朝臣諸兄 初葛城王天平八年十一月丙戌、從三位葛城王從四位上佐爲王等上表曰、臣葛城等言去天平五年故知太政官事一品舍人親王、大將軍一品新田部親王宣勅曰、聞道諸王等願ㇾ賜ニ臣連姓一供ㇾ奉朝廷ㇾ、是故召ニ王等一令ㇾ問ニ其狀一者、臣葛城等本懷ニ此情一無ㇾ由ニ上達一、幸遇ニ恩勅一昧死以聞云々、夫王賜ㇾ姓定ㇾ氏由來遠矣、是以臣葛城等願賜ニ橘宿禰之姓一、戴ニ先帝之厚命一、流ニ橘氏之殊名一、萬歲無窮、千葉相傳、壬辰詔曰、省ニ從三位葛城王等表一、具知ニ意趣一云々、辭ニ皇族之高名一請ニ外家之橘姓一云々、一依ニ來乞一、賜ニ橘宿禰一云々、〇葛城賜ㇾ姓時改賜ニ名諸兄一、（姓氏錄）〇天平勝寶二年正月七日、改ニ宿禰一賜ニ朝臣姓一、至ニ正一位左大臣一、天平寶字元年正月六日薨七十四、稱ニ井出左大臣一、或西院大臣一、

─橘宿禰佐爲 見ㇾ上、至ニ中宮大夫兼右兵衞督正四位下一、天平九年八月朔日卒、

●●天智天皇─大友天皇─大友□與多
　　　　　└葛野皇子

大友天皇 天武天皇卽位三年之頃、既賜ㇾ姓爲ニ右大臣一、（今按右大臣蓋員外）右據ㇾ政事要略所ㇾ引康平二年八月十八日薗城寺龍華會緣起、古今集目錄、大友黑主傳所ㇾ引皇代紀、及御井寺金堂內陣柱記、亦紹運錄、濫觴抄等ㇾ參考、

二年に撰定給へるが中の繼嗣令に、凡皇兄弟皇子皆爲ニ親王一（女帝子亦同）以外並爲ニ諸王一、自ニ親王一五世雖レ得ニ王名一、不レ在ニ皇親之限一、また公式令に、凡應レ敍者親王四品、諸王五位、諸臣初位以上、（義解に、謂此顯ニ初授之法一也、稱ニ以上一者承ニ上三色一也、）選敍令に、凡蔭皇親者親王子從四位下、諸王子從五位下、其五世王亦從五位下、子降ニ一階一など、新に嚴ニなる制をなむおきてさせ給ひける、其は既く天智天皇の始給へる趣なるべし、（養老令前の事は、續日本紀文武天皇慶雲三年二月、制ニ七條事一とある中に、准レ令五世之王、雖レ得ニ王名一、不レ在ニ皇親之限一、今五世之王、雖レ有ニ王名一已絶ニ皇親之籍一、遂入ニ諸臣之例一、顧ニ念親親之恩一、不レ勝ニ絶レ籍之痛一、自レ今以後五世之王、在ニ皇親之限一、其承レ嫡者相承爲レ王、自餘如レ令とみえたり、又元正天皇の靈龜元年九月詔に、皇親二世准ニ五位一、三世以下准ニ六位一といふ事もみえたり、こは蔭位を賜はぬ素よりの品ときこえたり、）されど其は上代よりおのづから定まり來し、正しく大らかなる令ならねば、しかすがに行れがたき理ぞありけむ、その後の御世御世、なほかの令のごとくにのみはえ行ひ給はで、皇子にも諸王にも、氏姓を賜ひて、諸臣の例として、仕奉らしめ給へる事の、漸に多くなりもてゆきて、おのづから、上代の趣は失せはてずなむありける、故今その令を制始給ひける天智天皇の御世より後、皇子五世までの諸王たちに氏姓を賜へる事の、史

籍どもに見およびたるかぎりを書あつめて、私に系圖を作り見むとてするなり、（親王諸王に官職を授て仕奉しめたまへる事は、古よりの例なれば、すべて擧ず、）

伴信友全集　第三

竹榮祕抄

謹て古典を稽るに、天地のはじめ天神たちの命によりて事始賜ひて、伊邪那岐伊邪那美二柱の大御神、最初にまづ此大御國を生成給ひ、さて次々に諸の神たちをなむ生給ひにける、其中に天照大御神は、大御父神の御事依しによりて、無窮に天上を知食し、また天照大御神は皇孫瓊々杵尊に葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也、宜三爾皇孫就而治二焉行矣、寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮者矣、と御事依しありて、此皇大御國に天降し奉り給ひにき、これ天皇の遠御祖神に坐して、件の神勅のごとく御子孫無窮に動かせ給ふ事なく、天津日嗣を受傳はらせ給ふ御事になむありける、故天皇はもとよりおのづから天下の大君主に坐して、且萬民の大御祖に坐し、萬民はおのづからの臣にして、はた御子の義相備はれる故に、八百萬世の末までも、天地のあらむかぎり、此君臣の大道動く事無く、盡る期あることなし、かくて古は世々の天皇の皇子皇孫の中にて、皇太子と定め給へるを除ては、多くは臣例の如に公事に仕奉らしめ給ひけり、されども皇親は皇親として、もとよりおのづから尊ければ、凌ぎ犯す者あることなく、漸その裔となりては、時宜のさま〴〵八十氏に分れて、天下に蕃息(ヒロゴリ)て庶人となりつゝも、僣(ヒトゴロ)ふ意なく、たゞその皇別なる事を辱み、はたその祖々を忘るゝことなく、ます〳〵一道に天皇を仰ぎ畏み敬ひ服ひ奉り、ほど〳〵に仕まつりて有經る風俗なりければ、さらに言擧する事もなく、所謂忠孝の二道、素よりおのづから相備はりて、正しくおほらかなる大皇國になむありける、（陪臣の私君に事るも、此大道をわするゝ事なく、さてその大道にもとづきて行ふぞ、すなはち神習ふ道の大義なる、さて又蕃別の氏人といへど、もと伊邪那岐伊邪那美二柱の大御神の御子ならぬことなければ、其儀相同じ、また其二神より前に生り坐しける神たちの神別も、此義にもれぬ趣ありと知るべし、其は既に論へる書あり、事長ければこゝにいはず、）然るをよろづに漢國の制度を擬(マネ)び給ふ事となりてより、漸に古例のうつりかはり來しほど、天智天皇の御時、新に令といふものをさへに制りて行ひそめ給ひけるに始りて、其を元明天皇の養老

伴信友全集第三

總目錄

音にして、その五音は惣べての音聲の本なる故に、此五聲を發すとて、各其應答に用ひたる證例を掲げて考を加へられたるなり。
本書は黑川氏藏本を底本とし、和田信二郎氏藏翁自筆稿本を以て校訂す。

明治四十年十月

轉々して中村某氏に傳はりしを、翁其の大略を記したるなり。此搨本今傳はりて帝室博物館に藏せらる、實に天下の珍稀といふべし。本書は文學博士小杉榲邨氏藏本を採收す。

一中外經緯傳草稿六卷　本書前三卷は、朝鮮支那琉球等の外交に關する事を記述したるもの。後三卷は、征戎遺文類として、天正十一年以後慶長四年に至るまで、琉球朝鮮の役に於ける古書古文書類を年代順に編纂し、卷尾に征琉球遺文を附記したり。本書黑川氏藏寫本を採收す。

一假字の本末四卷　本書は、假字文字の起原より假字の諸體までを記したるもの。上卷二册は、草假字の事につき、下卷は片假字の事につき、附錄には神代文字及韓國の吏道諺文の事を記載せり。本書は嘉永三年板を採收す。

一應聲考一卷　本書は、人々の應答に用ふる聲は、阿伊宇衣於の五

實は皇別にして、中臣氏とは自から別なる旨を記述せり。本書は黑川氏藏本を採收す。

一殘櫻記二卷　本書上卷は、南北朝一統以後に於ける南朝宮方の事蹟を記したるもの、殊に嘉吉三年楠次郎等內裡を襲ひ、三種神器を吉野に遷し奉りしより十六年を經て、長祿二年神璽御歸洛に至るまでの事を記述したり。下卷は附論として、壽永の役に於ける三種神器及安德天皇の事蹟に論及したり。本書板本を採收す。

一荒山大捷之碑記事一卷　此碑は、もと韓國全羅道雲峰縣東十六里の荒山にありしものなり。此地に於て我南北朝時代大に倭寇を擊退したりと稱し、萬曆五年我が天正五年に至りて其由を碑に刻して建てしものなるが、征韓の役加藤清正これを見てその無禮を忿り、これを粉碎し、其搨本を持歸りしに、加藤家廢絕の後

一高橋氏文考注一卷　本書は、景行天皇以來歷代御膳の職に奉仕し來れる高橋氏の氏文の本朝月令、政事要略、年中行事祕抄等に引きたる殘簡三章を採りて考注を加へしものなり。その原書は延曆十一年の上書にして、文章の古雅なるはいふも更なり、歷史上にも亦參考に供するに足る。翁本文の考訂に苦心せし事、一讀して其痕跡を見るべし。さるは高橋氏は、古來若狹國を賜はりたれば、翁生國の因あるにより、一層此書の考注に力を注ぎしものなるべし。本書は活字本を底本とし、文學博士井上賴圀氏藏寫本及黑川氏藏寫本を以て校訂す。

一松の藤靡一卷　本書は、大織冠鎌足公の御子定慧和尚、并に不比等公の傳を記したるものなり。鎌足公にはもと男子なく、其男子なりと世に傳へたるは何れも養子にして、定慧和尚は孝德帝の御子、不比等公は天智天皇の御子なる事を述べ、此故に藤原氏は

竹檠祕抄の致しゝ誠忠なりとて、門人長澤伴雄よりの書狀を揭げたるは卽是なり。本書は黑川眞道氏藏本を探收す。

一宇知都志麻一卷　本書は、大和國は皇室と密接の關係ありし事を述べたり。題名宇知都志麻とは、內洲の義にて、大和國を指したるなり。されば神武天皇橿原宮に奠都し給ひしより桓武天皇に至る迄歷代都とし給ひし事を記し、また物部氏の祖饒速日命は此國に天降り、子孫世々武士を統率して仕奉りし由を說き、其他饒速日命天降考證、饒速日命御名の別唱、其祖の事、また其子孫の氏人の事、物部といふ義を述べ、終に倭島といふは倭の內洲といふに混はしきによりてこれを辨へたり。また宇知都志麻餘言には、平城天皇は皇國の古事を好ませ給ひて、大和を棄て山城に遷都し給へる事を悅ばせ給はずして、平城へ還らせ給はんと思召立たせ給ひしこと等を記せり。本書は黑川氏藏本を採收す。

伴信友全集第三

例言

一本編は、伴信友全集第三卷として、竹榮祕抄以下九種を收む。

一竹榮祕抄一卷　本書は、天智天皇以來令を定めて、皇親の制限を立てさせ給ひ、姓を賜ひて臣下に列せしめられしより、おのづから上代の趣は失せたる旨を論じて、令制以後史籍に見えたる賜姓の人々の系圖を列記し、なほ後世に至りては賜姓の事すら絶え果てゝ、皇子皇孫は大概出家し給ふ例となりにたるは、いと歎かはしき極みなる由を述べたり。全集第二に收めたる翁の傳記によれば、本書圖らずも光格上皇の叡覽に入り、爲に皇女欽宮は、當時既に寶鏡院の尼宮に御治定ありたるにも係はらず、内親王の宣下あり。尼宮内親王宣下は舊來例なき事なれど、是併ながら

伴信友全集

第三